

寄り添い、支えられ

尼崎市新型コロナウイルス感染症
「記録と検証」プロジェクト報告書

令和6年(2024)8月

尼崎市

新型コロナウイルス感染症対策に携わった全ての職員の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の流行とその対応は、まさに、誰もが経験をしたことのない「未曾有」の事態でした。

市民の安全を守るために、全ての部署・職員の皆さんが、それぞれできることを考え、工夫をし、部署によっては、昼夜・休日問わず、対応をされました。

また、継続的に業務が集中した部署に対しては、多くの職員が、積極的にサポートに入り、庁内全体で支え合いました。

尼崎市役所職員の、尼崎市を愛する思いと、職務に対する強い責任感があったからこそ、前例のない厳しい状況を乗り越えることができたのだと思います。

皆さんの活躍は、尼崎市の誇りです。その頑張りに対して、市民を代表して、心から感謝を申し上げますとともに、今後の引き続きの活躍を期待します。

令和6年8月1日



尼崎市 市長

松本 真

尼崎市の新型コロナウイルス感染症対応年表

年	国・兵庫県等の主な動き
令和2年 (2020)	<p>1.15 国内1例目の感染者発生確認</p> <p>1.30 WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言</p> <p>2.3 ダイヤモンド・プリンセス号横浜港入港（その後船内感染確認）</p> <p>2.13 国内初の感染者死亡事例</p> <p>2.27 3月2日からの全国小中高校等休校要請方針を内閣総理大臣が発表</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>4.7 大阪府・兵庫県を含む7都府県対象の緊急事態宣言発出</p> <p>5.21 大阪府・兵庫県の緊急事態宣言解除</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">上：緊急事態宣言下の立花商店街 右：夜間パトロールの実施</p>
令和3年 (2021)	<p>1.14 緊急事態宣言を大阪府・兵庫県を含む11都府県に拡大（大阪府・兵庫県は2月28日解除）</p> <p>4.5 大阪府・兵庫県等3府県、まん延防止等重点措置実施、大阪府・兵庫県は4月25日に緊急事態宣言に移行（6月20日まで）</p> <p>6.21 大阪府・兵庫県、緊急事態宣言から、まん延防止等重点措置に移行、兵庫県は7月11日解除、8月2日再開、20日に緊急事態宣言に移行、大阪府は8月2日に緊急事態宣言に移行、大阪府・兵庫県とも9月30日解除</p>
令和4年 (2022)	<p>1.27 まん延防止等重点措置区域に大阪府・兵庫県等追加（3月21日まで）</p> <p>3.16 国、感染者一律対応見直し等を自治体に通知</p>
令和5年 (2023)	<p>5.8 国、新型コロナウイルス感染症を5類感染症に変更</p>

尼崎市の主な対応

- 2.27 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 3.3 市立学校園休校休園開始（5月31日まで）
- 3.6 記念公園ベイコム総合体育館等運動施設
休止・一部利用制限開始（3月25日まで）
- 3.10 市内1例目の感染者確認
- 4.16 最初の尼崎市対処方針発表、外出自粛・三密回避、
県の休業要請周知等
- 4.24 新型コロナウイルス総合サポートセンター開設
- 5.3 特別定額給付金オンライン申請受付開始
- 5.20 特別定額給付金オンライン申請世帯振込給付開始
- 6.15 市報あまがさき特別号発行



校庭で行った入学式（武庫小学校）

給食がない学校休校期間中、子どもたちのためのお弁当の用意（武庫西生涯学習プラザ）



- 1.14 尼崎市対処方針発表、県の飲食店・遊興施設等時短要請周知、
協力事業者への協力金支給

- 5.10 高齢者（65歳以上）ワクチン集団接種予約受付開始
- 5.24 高齢者（65歳以上）ワクチン集団接種開始
- 8.5 阪神7市1町共同メッセージ：新型コロナウイルス
感染症に関する差別を許さない



ワクチン接種会場（武庫東生涯学習プラザ）

- 2.3 中核市市長会が尼崎市発議による感染症対策見直し要望を国に提出
- 8.10 一日あたり新規陽性者数が最多の1,562人を記録
- 9.26 全国一律の感染者全数届出見直しにより届出対象の高齢者・重症化リスク患者等への限定を開始
- 11.4 2類相当から5類感染症への変更を市と市医師会が共同して国に要望
- 5.8 新型コロナウイルス感染症対策本部廃止、市長メッセージ・市医師会長メッセージ同時発表

目次

尼崎市の新型コロナウイルス感染症対応年表

－本文編－

はじめに	1
第1部 ー 時系列	
1. 令和元年度	3
1-1. 初期の対応、第1波の開始（令和2年-2020-1～3月）	3
1-2. 第1波における市の対応	5
2. 令和2年度	8
2-1. 緊急事態宣言の発出（令和2年-2020-4～5月）	8
2-2. 緊急事態宣言解除から第2波（令和2年-2020-6～10月）	14
2-3. 第3～4波、再度の緊急事態宣言（令和2年-2020-11月～3年3月）	16
3. 令和3年度	18
3-1. 第4～5波（令和3年-2021-4～10月）	18
3-2. オミクロン株の出現（令和3年-2021-11月～4年3月）	23
4. 令和4年度	25
4-1. 感染の継続から収束へ（令和4年-2022-4月～5年3月）	25
5. 令和5年度	28
5-1. 新型コロナウイルス感染症対応の区切り	28
第2部 ー 各論	
1. 保健行政分野の感染症対策	29
1-1. 尼崎市の新型コロナウイルス感染症流行波	29
1-2. 感染拡大の抑制	31
1-3. 保健所・保健師の役割	32
1-4. ワクチン接種	35
1-5. 感染症対策をめぐる諸課題への対応	37
1-6. 救急搬送	39
1-7. 国に対する感染症対策見直し要望	41
1-8. 保健行政分野における今後の感染症対策	42
2. 行政各分野における感染症対策	43
2-1. 広報・啓発活動	43
2-2. 学校園、ならびに子どもたちの居場所	46
2-3. 保育	51
2-4. 公共施設、文化・スポーツ等の事業	53
2-5. 福祉サービス	56

3. 市民・事業者に対する生活・経済支援	58
3-1. 感染症の地域及び市財政への影響	58
3-2. 市民生活への支援	61
3-3. 事業者への経済的支援	64
3-4. その他の支援策	66
3-5. 生活・経済支援策立案の留意点	67
4. 市行財政運営・組織管理	69
4-1. 感染症と組織・財政・日常業務	69
4-2. 市内応援体制とBCP（事業継続計画）	71
4-3. 組織マネジメントと意思決定	76
4-4. IT活用による情報共有	79
4-5. 職員にとっての感染症対応	79
4-6. 今後の組織管理と人材育成	83
終わりに	85
 －資料編－	
資料編細目次	86
1. 保健所における新型コロナウイルス感染症に関する取組の振り返り	88
～尼崎市予防計画の策定に向けて～ 尼崎市保健所感染症対策担当 令和6年3月	
2. 「尼崎市の臨時休業期間における学習支援（ICT活用）に向けた	100
取組について」松本 ^{しん} 真教育長（当時）初中教育ニュース寄稿	
3. 聞き取り調査記録	116
1 危機管理安全局 116 2 総合政策局 125 付録 感染症まん延期の武庫地区写真記録 130	
3 資産統括局 133 4 総務局 138 5 福祉局 147 6 保健局 156	
7 こども青少年局 177 8 経済環境局 187 9 都市整備局 193	
10 消防局 199 11 公営企業局 205 12 教育委員会事務局 211	
13 議会事務局 225 14 新型コロナウイルス総合支援担当課長等兼職（当時） 227	
15 吹野順次副市長 230 16 森山敏夫副市長 233 17 稲村和美前市長 236	
18 松本 ^{しん} 真市長（前教育長） 242	
4. 感染症対応時系列表	248
5. 地方創生臨時交付金活用事業（感染症対応）一覧	258
6. 一般会計補正予算（感染症対応）一覧	295
 「記録と検証」プロジェクト実施経緯	300

本文編 はじめに

尼崎市新型コロナウイルス感染症「記録と検証」報告書のねらい

本市を構成する尼崎地域は、歴史上幾多の災害・災厄に直面してきた。

大正5年(1916)の市制施行以降に限っても、昭和9年(1934)の室戸台風と昭和25年のジェーン台風、その間に位置する戦争・戦災被害、高度経済成長期前後にピークを迎える公害問題、平成7年(1995)の阪神・淡路大震災といった事象がある。今回の新型コロナウイルス感染症は、これらのいずれとも性格を異にする。本市は過去にも感染症被害を経験しているが、今回とは規模、期間、被害の度合いがまったく異なる。

今回の新型コロナウイルス感染症の特徴として、次の諸点をあげることができる。

- ・全国的・世界的なパンデミックのなか、本市域にも感染が及んだこと
- ・未知のウイルスであり、当初は治療法がなく対処法がわからず、感染力が強い一方で無症状のケースがあるなど、封じ込めがむずかしいタイプの感染症であること
- ・3年4か月という長期間にわたり、保健行政分野のみならず、地域社会全般の広範囲にわたり大きな影響を及ぼしたこと
- ・総体として、市の行政資源や保健医療のキャパシティを超えた事象への対処を迫られたこと

本報告書は、上記の通り未曾有の事態となった今回の市の感染症対応を記録する。自然災害と同様に、感染症もまた時を置いて必ず訪れるものであり、今回の経験を継承し、次の事態に活かしていく必要があると考えるからである。加えて、今回の対応においては、狭い意味の感染症対策にとどまらず、今日の地方行政全般が問われた。その経験から導き出される視点と方向性を、今後の市政運営における指針としていくことが求められる。

以上の視点に立ち、本報告書は、本市の歴史的記録を担う尼崎市立歴史博物館地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"が、今回の経験の継承・活用の基礎となる市としての感染症対応記録を整理し、今後のさらなる検証に委ねることを意図して編集・作成した。本文編には、保健行政分野をはじめとする行政各分野における感染症対策、感染症の影響を受けた市民・事業者に対する各種支援策、これを支えた市の行財政運営・組織管理を、第1部時系列と第2部各論にわけて記録した。また資料編には、参考資料、幹部職員ならびに感染症対応業務に従事した各局職員を対象とする聞き取り調査記録、時系列表、事業一覧、補正予算一覧を掲載した。

その上で、収集資料や聞き取り調査からあきらかとなった各分野・階層の組織と職員による振り返り、そこで出された今回の感染症対応に関する評価・検証の論点や意見を集約し、現時点における総括と検証を行った。

今回の事象は、今後も時間をかけて、庁内各組織、さらには保健医療関係者をはじめ地域社会のさまざまな視点・立場からそれぞれが検証し、その経験と教訓を今後活かしていくことが求められる。もとより、尼崎市域にとっての感染症という観点からは、市の組織以外の主体まで視野に入れた記録・検証もまた求められるところであり、今回はそこまで調査対象を広げ

る用意が無く、本報告書は記述対象を市の組織・施策の範囲にとどめている。より広く、地域全体としての感染症にかかる記録・検証という持ち越された課題があることも付記しておく。

なお、本報告書とは別に、本市は今回の経験を踏まえ今後の感染症対策の基本となる尼崎市感染症予防計画を策定した。保健行政分野の感染症対策に関する記録・検証成果としては、本報告書資料編に掲載した「保健所における新型コロナウイルス感染症に関する取組の振り返り」に加えて予防計画がこれにあたるので、本報告書とともに参照・活用していただきたい。

本報告書のタイトル「寄り添い、支えられ」について

保健所の方がもっとしんどいことは承知しており、検体を搬入する担当者も疲弊していた。それにこたえて検査を行い、結果を返さないといけないという部分が、メンタルが折れなかった要因だったと思っている。（衛生研究所職員）

ずっと内部管理部門で働いており、令和 2 年度に役所人生初の窓口職場となる納税課に配属になった。コロナ禍のなかの市民対応の直撃を受けたという感じで、それまで困っている市民の声に直面し、どうすればよいのかわからないなかで対応するといった経験がなかったので、その厳しさ、対応の難しさに衝撃を受けた。この経験を通して鍛えられ、市民の声を聞く力、寄り添う力が相当身についたと思う。職場としても、連携する力が養われた。税務管理部には市の歳入を担う大きな役割があり、プレッシャーもある。払える方には払っていたただかねばならず、納税者から厳しく説明を求められる場面もあり、そこで職員たちもスキルアップしていった。（税務部門職員）

今も当時の同僚と連れ立って、当時の煩雑な仕事を笑い話にしながら、食事をするところがある。あの頃には様々な苦労を経験したが、市民の感謝の気持ちをいただくことが支えになったということは、皆同じ思いを持っており、今後、市職員が大きな役割を担わなければならない有事の場面でも、この経験が活かされていくと思う。（新型コロナウイルス総合サポートセンターを担当した職員）

今回の感染症への対応は、誰もが未経験の事象だった。保健医療分野における感染被害の深刻さに加えて地域社会全般への影響があまりに大きく、対応する市の組織はほぼ例外なく業務上の困難に直面し、著しい長時間勤務を余儀なくされた。未知の感染症に対する不安や後手に回りがちな行政対応への市民からの批判の声も大きく、しばしば厳しい市民対応を迫られた。

そんななか、職員を支えたのは組織内・職員同士の連携・協力であり、これに裏打ちされた責任感・使命感だった。あまりに過酷な業務に衝撃を受けつつ、それを糧として市民に寄り添う力を身につけ、自身の成長に結びつけた職員や、逆にその市民の声、市民からの感謝に支えられた職員もいた。

今回の経験を通して、地域に対して、市民に対して市が負うべき責務とは何か、そこにおいて職員に求められるものは何かということが問われた。その責務をあきらかにするとともに、そんな職員たちが何によって支えられたのかを記録するという意味で、本報告書のタイトルを「寄り添い、支えられ」とした。

本文編第 1 部 – 時系列

1. 令和元年度

世界的な感染が始まる。尼崎市は庁内体制を構築して感染症対応を開始した。
市内においても感染が発生するなか、学校園休校休園等の措置を実施した。

1-1. 初期の対応、第 1 波の開始（令和 2 年-2020-1～3 月）

1-1-1. 感染の始まり

令和元年（2019）12 月、中華人民共和国湖北省武漢市で原因が特定されない肺炎が発生したことが報告され、翌令和 2 年初頭にかけて世界的な感染拡大懸念が報じられた。

国内では、令和 2 年 1 月 6 日、厚生労働省が「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について」を発出した。「新型コロナウイルス感染症」^{注1}と呼ばれることになる未知のウイルスについて、国内 1 例目となる感染者（武漢市滞在歴がある神奈川県内在住男性）が 1 月 15 日に確認され、厚生労働省が 1 月 17 日付で都道府県、保健所設置市^{注2}、特別区に対して「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」を発出した。

1-1-2. 市の新型コロナウイルス対応の開始、庁内体制の構築

厚生労働省の注意喚起発出を受けて、令和 2 年 1 月 21 日、尼崎市は市医師会を通じて市内医療機関に対する情報提供を行い、翌 22 日には市公式サイト内に同感染症に関するページを開設した。

続いて市は庁内体制を構築すべく、1 月 29 日に庁内課長級の会議体である新型コロナウイルス感染症対策連絡会議^{注3}を設置した。2 月 27 日には新型コロナウイルス感染症対策本部^{注4}を設置し、翌 28 日に第 1 回目の対策本部員会議を開催した。体制を整え、対応を開始したとはいえ、治療法がない未知のウイルスであり、当初は手探りの状態だった。

なお、感染が全国的に拡大した令和 2 年 4 月以降、4 度にわたって発出される緊急事態宣言

¹ **新型コロナウイルス感染症** 世界保健機関（WHO）の 2020 年 1 月 9 日の声明において "novel (or new) coronavirus" と表現された。令和 2 年 1 月 28 日付で公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により、「新型コロナウイルス感染症」という国内名称が法的に定められた。

² **保健所設置市** 保健所は都道府県、特別区のほか、政令市、中核市、政令が定める市が設置する。中核市である尼崎市は保健所設置市にあたる。

³ **新型コロナウイルス感染症対策連絡会議** 危機管理安全局長を座長、医務監と保健所長を副座長とし、各局企画管理課長を構成員とする会議体。事務局は危機管理安全局災害対策課と健康福祉局感染症対策担当が務めた。

⁴ **新型コロナウイルス感染症対策本部** 市長を本部長、副市長・教育長・公営企業管理者・医務監を副本部長とし、各局局長を構成員とする。事務局は危機管理安全局災害対策課と健康福祉局感染症対策担当が務めた。

注5 期間においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が定める対策本部を設置する義務が生じる。緊急事態宣言期間以外においては、要綱に基づいて市が任意に対策本部を設置し、本部員会議を開催する。いずれの期間においても、市長を本部長とする対策本部の組織構成は同じである。

1-1-3. 電話相談窓口を設ける

令和2年2月1日、市は保健所に市民向け電話相談窓口を開設した。未知のウイルスであることから市民の不安が大きく、対応できる医療機関や検査を受けることができる場所についての問い合わせが数多く寄せられたことに対応するもので、市内で最初の感染者が発生した3月10日から23日までの期間は24時間の電話対応を行った。

2月8日には、同じく保健所に帰国者・接触者相談センター（電話窓口）を設けた（後に発熱等受信・相談センターと改称）。

1-1-4. 市議会の対応

行政当局の対応体制構築に加えて、令和2年3月3日、市議会が大規模災害対応マニュアルの規定に基づく市議会災害時連絡会議を設置し、第1回会議を開催した。この連絡会議は正副議長・各会派幹事長によって構成し、議員による協議・調整等を行うほか、市民からの意見を集約して当局に提起する役割を果たした。

この後、市議会では感染症への対応として、令和2年2月議会代表質疑及び同年6月議会一般質問の日程短縮（いずれも市当局の負担軽減のため）、同年7～12月分議員報酬10%削減、令和2年度下半期政務活動費20%削減、令和2・3年度行政視察中止といった一連の措置をとった。令和2年度の報酬・政務活動費削減等による削減額2,424万8,000円は、市の新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てた。

また、令和3年2月に連絡会議設置根拠である大規模災害時対応マニュアルを改訂する形で、尼崎市議会BCP（事業継続計画）を策定した。

1-1-5. 最初の市内感染

令和2年2月に入ると、市内で感染が疑われる発熱患者が徐々に発生し、感染の有無に関する検査の必要が生じた。これについては、市立衛生研究所（健康福祉局）があることが尼崎市としての強みとなった。県内他市町の多くは検査機関がなく、そうした市町は県立健康科学研究所（加古川市所在）または民間検査機関に検査を依頼することになり、結果が出るのに日数がかかる。この点、尼崎市は保健所から衛生研究所に行政検査を依頼し、迅速に結果を出すことができた。

2月以降、衛生研究所での検査結果は陰性が続いたが、3月10日に最初の陽性例が出た。この後5月10日にかけての2か月間、新規陽性者数46人を数える本市にとっての第1波が始まった。

⁵ **緊急事態宣言** 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、全国的かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるときに発令される措置。新型コロナウイルス感染症については、医療ひっ迫度合いから一般医療の相当程度の制限が必要と判断される状況において発令され、対象となる都道府県域において飲食店等の休業や営業時間短縮の命令・要請を行うことができる。

1-2. 第1波における市の対応

1-2-1. 最初期の感染症対策業務

新型コロナウイルス感染症まん延の全期間を通じて、市の感染症対策の最前線を担ったのが保健所（保健部）だった。保健所は電話相談窓口及び帰国者・接触者相談センターを担当するのに加えて、新規陽性者が発生した場合の疫学調査^{注6}を担当し、さらに入院調整を行う。電話相談は、1-1-3.に前述したとおり、市内で最初の感染者が発生した令和2年3月10日から23日までの期間、時間外も含めて24時間対応した。また、入院調整については、この時期は感染者や感染疑いがある患者を受け入れる医療機関が未だ少なく、入院先がなかなか決まらないなど、その対応は大きな困難をともなった。

これらの業務を担うのが医療専門職である保健師であり、第1波の時期から第8波に至るまでその負担は大きかった。業務遂行にあたり、第1波の時期から、保健所の保健師に加えて同じく健康福祉局に属する北部地域保健課・南部地域保健課等の保健師等が応援に入った。この応援体制は、令和5年1月まで感染まん延期全期間を通じて感染拡大状況に応じて継続した。

また、第1波流行当初、PCR検査の検体採取が可能な「帰国者・接触者外来」は市内3医療機関のみで、検体採取数は1日15件が上限だった。この時期、検体採取が鼻咽頭拭い（医療スタッフが鼻孔に綿棒を入れて検体を採取する方法）に限定されており、これを安全に実施する環境整備がむずかしい医療機関が多かったことが、実施医療機関に限られることの背景要因だったと考えられる。どこで検査を受けたらよいのかという問い合わせを保健所が受けるものの、案内できる医療機関が少なく、担当する保健師は対応に苦慮した。

これらの点については、この後、市医師会への働きかけによる検査実施医療機関の増加、令和2年度に入ってから市立臨時診療所の設置、第2波以降は鼻咽頭拭い方式に加えて口腔からの唾液自己採取も可能となったこと等により、徐々に事態が改善されていった。

1-2-2. 市立学校園休校休園措置

全国的に感染が広がるなか、これを防止する手立てを国が検討した結果、令和2年2月27日開催の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、3月2日から全国の小中高校・特別支援学校を休校とするよう要請する内閣総理大臣の方針が示された。翌2月28日には、文部科学省が全国の自治体に対して同趣旨の通知を行った。

幼稚園については一律に休園を求めるものではなかったが、尼崎市ではこれを受けて2月28日に第1回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、3月3日から春休み期間にかけて、市立学校園（小中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園）を休校休園とすることを決定した^{注7}。3月2日からという政府の要請より1日遅く3日からの休校休園としたのは、開始

⁶ 疫学調査 医療機関が報告する感染症の発生届を確認し、感染者本人に電話・面談等により連絡して聞き取り調査を行い、臨床情報の整理・記録、発症前・発症後の行動確認と記録、感染源・経路の推定、クラスターの確認、濃厚接触者の確認と追跡調査等を行う一連の調査を指す。

⁷ 市立学校園休校休園 決定過程の実情について、松本真^{しん}教育長（当時）に取材した末富^{すえとみかおり}芳編著『一斉休校 そのとき教育委員会・学校はどう動いたか？』（明石書店、2022年）第6章「兵庫県尼崎市」（柏木^{かしわざともこ}智子執筆）を引用する。「2月27日18時過ぎの首相による臨時休業要請後、市長から教育長宛に電話があり、22時頃に



学校園休校休園初日の街の様子
左：西武庫公園 右：吹上公園
いずれも令和2年3月3日撮影

にあたり各学校園の現場で準備を行う必要があり、混乱を避けるためという判断だった。方針を決定した2月28日は金曜日であり、週末をはさんで3月2日が月曜日なので、この日から休校休園とすると、学校・教員が児童・生徒・園児と顔を合わせることなく休みに入ることになる。これを避けて2日は登校登園日とし、翌3日火曜日から休校休園とした。

なお、保護者の就労状況から休校休園期間中家庭で過ごすことが難しい児童生徒への配慮のもと、これらの児童生徒について市立幼稚園・小学校・中学校特別支援学級・特別支援学校での受入れを実施した。

また、休校期間延長後の5月には、市内小学校41校で計4日間（土曜日と日曜日）、子どもたちが外で遊び体を動かすことができる場を作るため、校庭開放を実施した。

1-2-3. 保育施設の対応

学校園休校休園決定時、保育施設を開所するかどうかが問題となった。保育施設の場合、保護者が働かなか家に一人でいることができない年齢の子どもが利用すること等に鑑み、原則開所が国の方針であった。本市においても、保育が保護者の就労に直結しており、施設を閉鎖すると働けなくなるので施設を開ける必要があるという原則に立ち、市立・法人（私立）とも閉鎖は行わなかった。ただし令和2年2月末以降在宅保育が可能な保護者にはそれをお願いし、通園を控えた場合の保育料軽減措置^{注8}をとった。

1-2-4. 公共施設の利用制限と事業の休止

令和2年3月1日から尼崎城を休館とし、3日から生涯学習プラザにおいてロビーの使用を中止するなど公共施設の一部利用制限を開始した。

教育長室に市長・教育長・教育次長・学校教育部長・学校教育部次長・学校教育課長・管理部長が集まり、午前1時頃まで協議を行った。その中で、休業を1日遅らせる判断を行った。それは、休業に入るための準備を学校が行う必要があり、現場の混乱を避けるためという理由だった。成績表については、3月2日までの学習を評価することとなった。また、給食・中学校の弁当、部活、卒業式、地域の方々の運動場や体育館利用の中止やキャンセルについて議論を行った」

⁸ **保育料軽減措置** 児童・保護者が陽性や濃厚接触者となり園を休む場合、及び新型コロナウイルス感染症により保育所が休園する場合に保育料を軽減する措置。令和2年3月から6月までの間は、保育所への通園を控え在宅保育を行った児童・保護者も軽減措置の対象とした。

また、各地のトレーニングジム等における感染クラスター発生が報じられるなか、安全性を優先して令和2年3月6日から25日まで記念公園ベイコム総合体育館・地区体育館・屋内プール等の屋内運動施設を休止した。加えて、大阪市の長居陸上競技場（ヤンマースタジアム長居）が休止したことなどから、本市記念公園ベイコム陸上競技場の個人利用申請が市外から殺到したため、同じく3月6日から25日まで陸上競技場の個人利用も休止した。いずれも急な決定のため、予約取り消しについて各利用者の理解を求めた。

これら公共施設の利用制限と前後して、おおむね2月末頃から6月頃まで、公共施設で実施する市関連の講座等事業はほぼすべて中止とした。

1-2-5. ボートレース尼崎

令和2年2月28日から全国24ボートレース場がすべて無観客開催となった。ボートレース尼崎も6月15日まで無観客開催とし、本場での勝舟投票券の販売を中止、外向発売所（セントルピア）についても6月9日まで販売中止とし、この期間中は電話投票（インターネット投票）のみでの販売とした。

なお、令和6年4月よりボートレース業界全体として、感染症を機に行った感染拡大防止のための対策をすべて終了した。

1-2-6. 市民向け広報

感染症に対する市民の不安を解消し、市民が知りたいことをわかりやすく伝えるという観点から、1-1-2. に記した通り市公式サイトに特設ページを開設して関連情報をそのつど掲載したほか、市長定例会見・市政記者クラブへの記者発表等を通じて広報に努めた。記者発表においては、学校園休校休園をはじめとする市の対応方針をそのつど公表するほか、令和2年3月10日の市内感染1例目発生以降は感染者確認を逐一発表し、市公式サイトにも掲載した。

新規感染者やクラスター発生等に関する情報の公表については、国・県から統一的な方針や公表内容指針等が明示されず、各自治体独自の判断を迫られた。本市の場合、患者の特定につながる情報は非公開とし、市民の不安軽減及び感染拡大防止に資する項目は積極的に公表することを基本に保健部局と総合政策局政策部広報課が協議し、各フェーズにおける感染拡大防止効果や保健所業務のひっ迫状況などを踏まえ、市政記者クラブとも調整のうえ順次見直しを行いつつ公表内容を定めた。

これらに加えて、令和2年3月2日から「市民のみなさまへ」と題して、市長自身の言葉を直接市民に伝える市長メッセージの市公式サイト掲載及びSNS発信を開始した。感染拡大の状況や緊急事態宣言・まん延防止等重点措置⁹の発出など事態の推移に応じて発信し、その回数は令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への変更までの間、令和2年11月27日の西宮市長との共同メッセージを含めて計47回を数えた。

このほか、市報あまがさきに随時感染症対策の情報を掲載したが、原則として月1回の発行

⁹ **まん延防止等重点措置** 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、特定の区域において国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるときに発令される措置。新型コロナウイルス感染症については、医療ひっ迫度合いから一般医療及び感染症への医療の負荷が生じはじめている状況ないしそれ以上の状況において発令され、対象となる地域において飲食店等の営業時間短縮命令・要請を行うことができる。

であることから速報性に欠け、感染症のように時々刻々と状況が変化する事象についての広報としては限界があった。

2. 令和 2 年度

二度にわたり緊急事態宣言が発出される。

市は総合サポートセンターを開設し、各種支援策に加えて特別定額給付金支給を実施した。

2-1. 緊急事態宣言の発出（令和 2 年-2020-4～5 月）

2-1-1. 緊急事態宣言下における市の対応

令和 2 年度に入り、全国的な感染拡大が続いた結果、令和 2 年 4 月 7 日に大阪府・兵庫県を含む 7 都府県を対象とする緊急事態宣言が発出された（当初 5 月 6 日まで、延長を経て大阪府・兵庫県は 5 月 21 日解除）。これにともない、国・県は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」）を発表した。

緊急事態宣言発出を受けて、市は市立学校園休校休園の延長（5 月 6 日まで、その後再延長して 5 月 31 日まで、特別支援学校は 6 月 7 日まで）、公共施設の原則閉館、主催イベントの原則中止・延期を発表した。また、市立保育所及び法人（私立）保育園、認定こども園、小規模保育事業所は 4 月 16 日から 5 月 22 日まで、保護者がエッセンシャルワーカー（県が定めた休業要請を行わない施設＝医療機関・生活必需物資販売施設等社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等の勤務者）である児童のみを保育対象とする限定保育を実施した。

感染拡大防止のための行動制限が求められ、さらに感染者や関係者への誹謗中傷や差別が顕在化してきたことから、緊急事態宣言発出前後の 4 月 6 日と 7 日は連日市長メッセージを発表し、外出及び接客をともなう飲食店等利用自粛、誹謗中傷・差別の抑制を呼びかけた。

2-1-2. 市「対処方針」と「取組状況」

令和 2 年 4 月 16 日、国・県の対処方針を受けて発出する市の最初の対処方針として、「新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取り組み」を発表し、不要不急の外出や旅行の自粛、3 密（密閉、密集、密接）回避、県による事業者への休業要請周知のほか、市の対応方針・支援策等をあきらかにした。

これ以降、緊急事態宣言ごとに、国・県・市が法に基づく「対処方針」を策定した。「対処方針」の内容は府県による違いがあり、大阪府域に近い尼崎市としては兵庫県に加えて大阪府の方針も考慮に入れ、近隣他市の対応も踏まえて市の実情に応じた方針を策定する必要がある。これを



緊急事態宣言下の立花商店街
令和 2 年 5 月 15 日撮影



令和2年度の市立学校の入学式は、感染予防のため各校とも校庭で行った。休校期間中も分散登校日を設け、児童生徒と教員が対面する時間を作った。写真は武庫小学校の入学式と分散登校日。

決定する対策本部の会議開催に向けて、短時日で庁内各部局の所管事項を取りまとめて方針案を作成しなければならず、取りまとめを行う危機管理安全局をはじめ、各担当とも余裕のないなかでの策定作業となった。

なお、緊急事態宣言期間中に法定の対策本部が決定する「対処方針」に対して、これ以外の期間は要綱設置の対策本部が決定する「取組状況」を策定・公表した。令和2年4月16日から、対策本部を廃止する令和5年5月8日までの間、「対処方針」「取組状況」の策定・公表回数は計58回を数えた。

2-1-3. 市の体制強化と総合サポートセンターの開設

最初の緊急事態宣言が発出されたこの時期、感染拡大にともない疫学調査や入院調整といった保健所の業務が増加した。その負担は大きく、健康福祉局では局内応援体制を継続して業務にあたった。

さらにこの時期、市は対応体制の強化に取り組んだ。

まず、感染症対策の強化のため、令和2年4月15日に新型コロナウイルス感染症対策室を健康福祉局内に設けた。感染拡大防止対策の総合調整、疫学調査の推進及び調査結果のデータ分析等を所管するもので、データ分析については当時は感染状況の分析手法が確立されておらず、本市においては令和2年度当初から、市長の指示を受けた他局の職員が国の専門家会議が示す指標を参考に試行錯誤しつつ作業に着手していた。対策室発足時にこれらの職員が兼職の形で配属され、同室のデータ分析業務に従事した。

対策室設置翌日、市が最初の対処方針を公表した令和2年4月16日には、国が提示する指標を踏まえて解析した市内感染状況を公表した。これ以降、週単位の感染状況や検査実施状況に関する週報を毎週金曜日に市公式サイトに掲載した。この週報は、感染拡大を防ぐための週末の行動変容を促すことを企図するもので、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に変更されるまで公表を継続した。また、市公式サイト掲載に加えて、令和3年10月22日までの期間は、危機管理安全局危機管理安全部災害対策課から各社会福祉連絡協議会及び社会福祉協会の会長に、この週報をメール・FAXにより送付した。

さらに令和2年4月17日、新型コロナウイルス総合支援担当を危機管理安全局に設置した上で、4月24日、市役所南館1階に新型コロナウイルス総合サポートセンター（市民向け相談サ

ポート窓口)を開設した。感染症に関する問い合わせや相談を受け付けるワンストップサービスの窓口が必要との判断から、4月半ばから開設準備に入り、危機管理安全局を中心に約一週間で準備を終えて開設にこぎつけ、窓口業務をスタートした。センターの機能が軌道に乗った後、6月1日から同センターの運営及び新型コロナウイルス総合支援担当の組織を危機管理安全局から総合政策局に引き継ぐとともに、市役所南館1階に加えて市内6地区の各地域課に総合サポートセンターの窓口を設けた。

2-1-4. 臨時診療所の設置

医療機関の検査体制が未整備なのに加えて、本市の場合市民病院がないため、市内の発熱患者が検査を受ける場所が見つからないという問題があった。これについて、保健所の電話相談窓口にも多くの苦情が寄せられた。対応策として、令和2年4月16日に市立臨時診療所を旧尼崎口腔衛生センター跡(南武庫之荘3丁目)に設置し、市医師会から医師の派遣を得て最低限の検査・診療体制を用意した。開業医が交替で診察に入る体制であり、検査可能件数は1日10~15件程度だったが、初期はまだ感染者数が少なく、何とか対応することができた。

臨時診療所において、医師が不足する場合は保健所の医師が診察に入るケースもあった。直接診療補助を行う看護師を非常勤雇用したほか、常勤保健師も執務し、保険証確認・受診者誘導等の運営事務は保健所職員が担当した。検査の予約調整という事務も発生し、これらもまた保健所業務の上での新たな負担となった。

2-1-5. HER-SYSの稼働にともなう問題点

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システムHER-SYS(ハースィス)は、感染者情報の把握・管理をめぐる保健所等の業務負担の軽減、行政機関・医療機関等の情報共有・把握迅速化を図るため、厚生労働省が開発したオンラインシステムである。医療機関による発生届入力や自宅療養者自身による状況報告入力等を想定するもので、令和2年5月末から稼働したが、現実には医療機関が直接入力することにはならず、FAXによる届け出を市側が手作業で入力して対応した。感染者情報の全件入力が求められ、全国レベルのデータベースなので重すぎて動かず使い勝手が悪い部分があり、さらに市内部のデータベース作業と重複するため二度手間となるなど、有効活用されずかえって負担が増す結果となった。こういった状況は本市のみならず他自治体においても同様であり、全国的に問題点が指摘された。

本市の場合、第5波の時期までHER-SYS入力の手作業を余儀なくされたが、第6波以降はkintone(キントーン、クラウド型業務アプリ開発サービス)を活用して情報をデータ化しHER-SYSに流し込むことで、業務を改善することができた。

2-1-6. 啓発活動

令和2年4月7日の緊急事態宣言の発出を受けて、市公式サイトへの情報掲載に加えて、公共施設や市内のコミュニティ連絡板(掲示板)、公園に一斉にポスター等の掲示を行い、感染予防の啓発に努めた。570か所以上のコミュニティ連絡板を対象に、各町内会への依頼もしくは各地域課の職員が直接掲示する形で宣言直後にポスターを掲示したのに加えて、5月に入ると3密回避や市役所来庁自粛要請など、そのときどきの状況に応じたポスターの掲示に努めた。また、市内約600か所に及ぶ全公園を対象に、宣言直後に都市整備局土木部公園維持課職員が総出で約3日間をかけて感染予防の注意喚起掲示を行った。



夜間パトロールの実施

加えて、行動制限に関する広報・啓発を強化すべく、4月8日から市は市内巡回パトロールを開始し、不要不急の外出自粛等と呼びかけた。徒歩方式と公用車利用の方式によるもので、徒歩の場合は声を出さずに呼びかけを前後に表示したベストを着用、あるいは表示板を持って主要駅周辺や夜間営業店舗エリア等を巡回した。公用車は、危機管理安全局危機管理安全部生活安全課や総合政策局の各地域課、消防局・消防団の消防車、じん介収集車（委託先民間事業者の収集車を含む）を動員し、拡声装置を使って広報した。

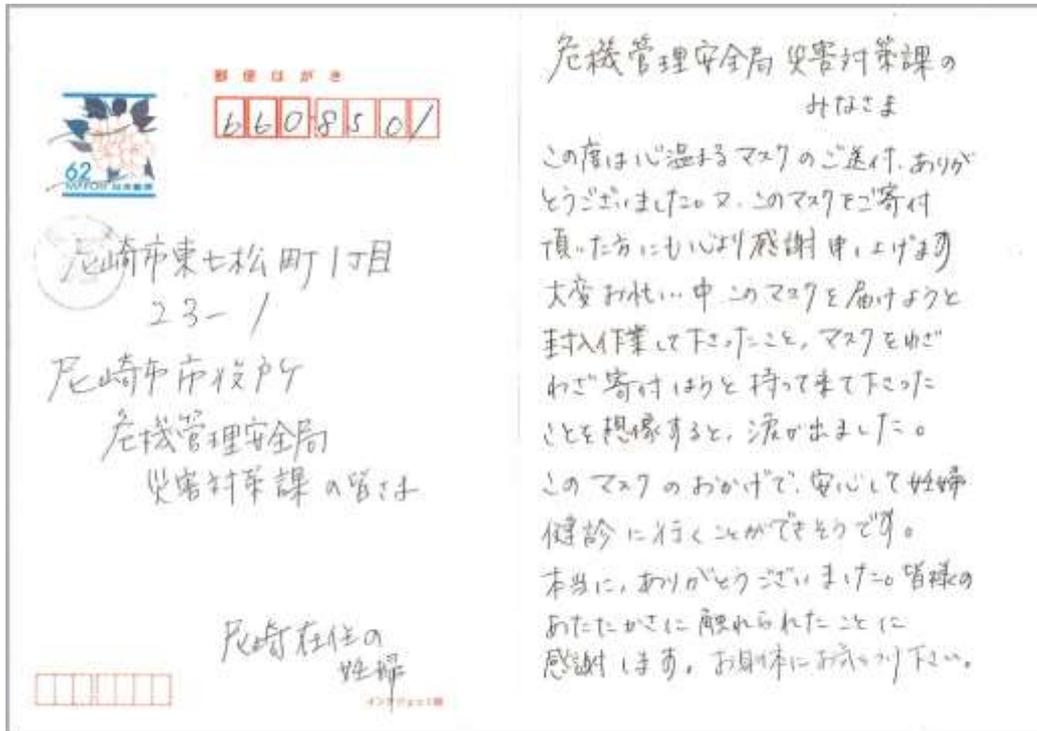
令和2年4月24日には、市と兵庫県警察尼崎南警察署合同の外出自粛夜間呼びかけを実施した。あわせて空き巣防止夜間パトロールを行い、4～5月中に計5回の夜間パトロールを実施した。令和3年1月14日に2度目の緊急事態宣言が発令された際も、飲食店を回って時短要請徹底の呼びかけや店内感染対策の注意喚起を行い、反発から起こり得るトラブルを想定して警察と連携して実施したほか、指導される側の気持ちをやわらげるためアルコール消毒液を持参・提供するといった工夫も行った。

夜間パトロールは他市では実施しておらず、防犯のノウハウがあり、危機管理安全局を中心に日常的に警察との連携に努める尼崎市ならではの取組だった。メディアからも注目され、後のまん延防止等重点措置の時期には地上波メディアでも報道された。この後、令和3年度以降も、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出時期にあわせて、巡回パトロールや街頭での啓発キャンペーン等を断続的に実施した。

以上のほか、感染症に関する啓発活動の重要テーマのひとつとして、市は総合政策局協働部生涯、学習！推進課が所管する学びのプロジェクト「みんなの尼崎大学」においてオンラインゼミ「コロナと人権」を令和2年4月27日に開催し、感染者等に対する差別の抑制に努めた。

2-1-7. マスクポスト = "善意のマスク"プロジェクト

この時期全国的にマスク需要が急増し供給不足となったことから、危機管理安全局では職員のアイディアをもとに令和2年4月27日から7月8日まで、市の施設や市内郵便局、コープこうべ各店舗、ローソンの一部店舗、尼崎商工会議所等計128か所にマスクポストを設置し、マスクの寄付を募る"善意のマスク"プロジェクトを実施した。集まったマスクを市内在住の妊婦さんにメッセージ付きで5枚ずつ提供することとし、保健所で母子手帳を受け取りに来た人に配り、手帳配付済みの妊婦さんには郵送したところ、匿名のていねいなお礼のはがきが届くという一幕もあった。マスクポスト設置当初は個人レベルの寄付だったが、時間経過とともに大量のマスクが箱詰めで送付されるなど計約19万枚が集まった。これらを高齢者福祉施設や介護事業所等に配布し、有効活用した。



市内在住の妊婦さんから危機管理安全局に届いたマスクへのお礼のはがき 消印：令和2年5月21日

2-1-8. 経済的困窮者、要支援家庭への経済的支援

次に、この時期に実施した市民生活への各種支援策を紹介する。

まず、感染症の影響による経済的困窮者向けの支援として、令和2年3月25日から社会福祉協議会貸付（総合支援資金、緊急小口資金）の受付を開始し、4月20日からは住居確保給付金の受付を開始した。いずれも既存の制度であり、感染症による減収者を対象とする趣旨の要件緩和が全国一律で行われたことによるものだった。この結果、健康福祉局の北部福祉相談支援課・南部福祉相談支援課が所管する「しごと・くらしサポートセンター」では相談支援業務が急増し、令和2年4月の新規相談件数（住居確保給付金申請に加えて通常的生活困窮者相談を含む）が前年4月の70件に対して872件となるなど繁忙を極めた。

また、感染症の影響による収入減・解雇・離職者、さらにネットカフェを利用できなくなったいわゆる「ネットカフェ難民」を対象とする市営住宅目的外利用制度を都市整備局住宅部住宅管理担当が急ぎ構築し、4月14日付で広報して受付を開始した。ネットカフェが閉鎖されるタイミングを逃すと対象者にネットカフェ難民向け制度を伝える機会を逸してしまうので、制度実施決裁の2日後には受入体制を整え、ウェブ検索して所在を確認したネットカフェを職員が訪問してチラシを掲示してもらい、間に合わせる事ができた。これも近隣市では実施しておらず、尼崎市の独自色が強い施策だった。

同じく4月14日に開始したものに、子どもの育ち支援センター「いくしあ」（こども青少年局所管）による「あまっ子応援弁当緊急事業」がある。ネグレクトや生活困窮世帯の子どもの昼食用にお弁当券を配るもので、経済的支援にとどまらず、要支援家庭を訪問して券を配ることで対象家庭とつながりを持つことができるというプラス効果もあった。この事業は5月中旬まで実施した後、要支援家庭に市内店舗で使用可能なお弁当クーポン券を配付する「あまっ子

お弁当クーポン事業」(同局発案、経済環境局と連携して実施)に移行した。移行後の事業は、飲食業分野の事業者支援という性格をあわせ持つものだった。

2-1-9. 水道料金・下水道使用料減免

令和2年4月30日、公営企業局は、上下水道基本料金・基本使用料について、上下水道の全契約者を対象に6か月分(7~12月検針の3期分)を全額減免することを発表し、上下水道事業の経営に大きな影響が生じない範囲で実施した。

なお、令和4年度においても、上下水道の全契約者(官公庁を除く)を対象に4か月分(8~9月検針分と12~1月検針分の2期分)の上下水道基本料金・基本使用料を全額減免し、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施した。

2-1-10. 事業者向け支援の各種メニュー

個人や家庭向けの経済的支援に加えて、感染症の経済的な影響を受ける事業者向け支援もまた、本市が重点的に取り組んだ分野のひとつだった。

国内感染が始まった令和2年の早い時期から飲食等接客系業種への影響を予想していた経済環境局経済部では、早い時点で各種支援策を検討し準備を進めた。令和2年4月20日には市中小企業センター1階多目的ホールに事業所向け臨時相談窓口を開設し、翌21日には「テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度」受付を開始した。店舗等の賃料3か月分相当額(上限50万円)を融資する制度で、要綱等を用意し、緊急事態であり1日も早い実施が求められるという判断のもと、所管課が市上層部に直接説明して了解を得た上で事業化した。この種の支援策としては、他市と比較してかなり早期に実施することができた。

これに続いて、経済部では4月末から5月にかけての連休中、先述の「あまっ子お弁当クーポン事業」をはじめ「テイクアウト・デリバリー等促進支援事業」「尼崎のお店まるごと応援事業(あま咲きチケット)」「尼のさきめし事業」といった飲食店向け各種支援策を用意し、連休明けに一斉に実施に移した。スピード感を重視するとともに、国・県の施策との重複を避け、連携・補完することを基本とした。

2-1-11. 補正予算 = 施策実施のための予算措置

これらの各種支援策はいずれも緊急の予算編成を要する。このため「テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度」実施前日の令和2年4月20日、市は令和2年度一般会計補正予算第1号として、この貸付制度の関係事業費4億300万円の専決処分を行った。

この後令和2年度と3年度、いずれも一般会計補正予算を第1号から第16号まで編成した(資料編6.参照)。感染症まん延以前の3年間の一般会計補正予算は各年度5号から7号程度であり、感染症対応のためかつてないほど頻繁な補正予算編成が必要だったことがわかる。査定する資産統括局財務部財政課及び総合政策局政策部政策推進課としては、緊急を要する予算であることから金額査定等に必要以上の時間をかけることのないよう、迅速性を重視して対応した。

2-1-12. 特別定額給付金

この時期、感染症関連の支援策として焦点となったのが、国民1人あたり10万円を世帯主に支給する特別定額給付金だった。令和2年4月20日に政府が支給を閣議決定し、4月30日にはこれを実施する国の補正予算が成立した。給付業務に対応するため、4月24日、市は総務局

職員の兼職により同局に特別定額給付金担当を設置した。世帯主への支給であり、別居世帯への給付の場合世帯主からの返還が必要になるなど債権管理のケースが想定されることを考慮し、庁内協議の結果、総務局行政法務部法務支援担当を主担当とすることとした結果である。

国が急きょ決定した給付金であり、あらかじめ用意して業務にあたることができず、加えて国から自治体に対して至急給付するよう要請があり、執務場所やスタッフの確保などの実務面で同担当は困難に直面した。当初、行政法務部長を含む総務局職員7人が兼務し、業務の進捗よくに応じて局内を中心に30人程度が期間限定で支給業務に従事した。連休期間も含めて、支給時期に関する市民からの電話や来庁の問い合わせが殺到し、早期支給が都市間競争のようになっていたこともあり、他市と比較して支給が遅いという厳しい意見も多く寄せられた。

支給事務について総務省が緊急随意契約を認める見解を示したことを受けて、本市の住民基本台帳ネットワークシステム構築事業者との間にシステム構築、印刷、窓口対応等を含む包括業務委託契約を締結して事務を進めた。5月3日からオンライン申請の受付を開始し、5月20日以降順次支給を実施していった。6月26日に約6万6千世帯に給付したのが最大で、7月上旬までにはほぼ支給を終えた。この間も電話・来庁の問い合わせが多数あり、市公式サイト上に進捗よくを表示するシステムを導入するなどして対応した。

当初、国がマイナポータルで申請するシステムを導入したが、急きょ構築したシステムのため不具合もあり、申請内容確認に手間取った。給付の申請期限は令和2年8月17日だったが、記入不備対応等のため10月末まで給付窓口を継続した。

2-2. 緊急事態宣言解除から第2波（令和2年-2020-6～10月）

2-2-1. 第1波収束から第2波

連休が明け、本市の第1波は令和2年5月10日をもって収束した。5月21日に大阪府・京都府・兵庫県の緊急事態宣言が解除されたのに続いて、25日には国内全域において解除された。本市は6月1日に特別支援学校を除く市立学校園及び公共施設を再開し、6月8日には特別支援学校も再開した。この後、6月24日から10月29日までの約4か月間、新規陽性者数335人を数える第2波があったが、この期間に緊急事態宣言が発出されることはなかった。

この時期、保健所では、ますます増加する疫学調査と入院調整、PCR検査の検体回収・搬送や患者搬送等の業務について、大きな負担をとまなう対応を迫られた。初期においては、感染者は原則入院という方針である一方で、1-2-1.においてすでに記したとおり、後の時期と異なり感染者や感染疑いがある患者を受け入れる医療機関が少なかった。市内に入院先が見つからなければCCC-hyogo（兵庫県新型コロナウイルス入院コーディネートセンター）に問い合わせることになるが、県もまた入院病床を十分確保できているわけではない。保健所は、入院先が決まらないことへの苦情対応に追われ、本来集中すべき感染症対策業務に十分な時間を割けない状況となった。市内に県立尼崎総合医療センターがあるが、これは広域の医療機関であり市域だけのためのものでなく、市民病院がないことが入院病床確保の上では弱みとなった。

受入医療機関の不足をはじめ、第2波や第3波の時期は後の時期と比較して感染症対策のための社会資源が限られており、そのことが対応を困難なものとしていた。また、感染者数の増

市感染拡大防止対策等支援補助金」をはじめとする各種給付・補助事業、さらには「営業力強化・就労支援等関係事業」（感染症を機に新たなビジネスや就労マッチング機会を創出するサイト運営事業、現【AmaPortal（アマポータル）】）や「電子版プレミアム付商品券関係事業（あま咲きコイン）」といった従来にないタイプの支援策を順次実施した。「尼崎市感染拡大防止対策等支援補助金」支給事業実施（8～12月申請受付）にあたっては、申請者が提出する領収書の審査を厳密に実施したが、予想の3倍以上となる3,200件もの申請があり、総合政策局からの応援職員派遣を得て書類審査を終え、給付を行った。

令和2年度を通して、同部地域産業課を中心に実施した支援事業は計13を数えた。

支援事業と並行して、経済部は令和2年7～8月に4,000社あまりの市内企業を対象に感染症の企業活動への影響に関するアンケート調査を行い、結果を10月2日付で公表した。

2-2-4. 新型コロナウイルス感染症陽性者夜間一時受入病室確保支援事業の創設

この時期の市の特徴的な取組としてもう一点、令和2年10月26日から開始した民間医療機関による夜間一時受入病室確保支援事業がある。

感染症病床を備える医療機関が未だ少なく、救急搬送時に病院が感染の有無を検査して陽性だった場合、感染症病床がない病院からは受入れを拒否される。救急車が立ち往生してしまうことになり、保健所に連絡して入院調整を依頼するが、調整がつかず夜間出動の救急車が朝までその場にとどまるケースが多々あった。夜間一時受入病室確保支援事業は、こういった事態に対処するため、感染症病床がない市内の一般病院に患者を隔離する病床の確保を依頼し、入院先が見つかるまで一時的に患者の受入れを行ったことに要する経費を支給する事業であった。この事業により、救急車の足止めを回避し、深夜に入院調整にあたる保健所職員の負担の軽減を図った。

2-2-5. 出産特別給付金

感染症がまん延するなか出産する母親には、妊産婦ならではの感染予防対策の苦労や感染への不安があることから、こういった母親への市独自の支援策として出産特別給付金制度を作り、実施に移した。令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれ、出生により尼崎市に住民登録した子どもを対象に子ども1人あたり5万円を母親に支給するもので、総合政策局新型コロナウイルス総合支援担当が所管して令和2年7月31日に制度の広報を行い、同年10月以降順次給付を実施した。

2-3. 第3～4波、再度の緊急事態宣言（令和2年-2020-11月～3年3月）

2-3-1. 医療崩壊への懸念 = 尼崎市長・西宮市長共同メッセージ

令和2年10月30日から令和3年2月28日にかけての時期が、本市にとっての第3波（新規陽性者数1,892人）となる。

令和3年1月8日から始まった関東地方4都県を対象とする2回目の緊急事態宣言が、14日には大阪府・兵庫県を含む11都府県に拡大された。第2波までと比較して各段に感染者数が増え、本市では1日あたり新規陽性者数が最大60人以上を記録した。医療崩壊が懸念され、第3波開始約1か月後の令和2年11月27日には尼崎市長と西宮市長が共同メッセージを発表し、最大限の警戒を呼びかけた。

2-3-2. 保健所業務のひっ迫

保健所では、医療機関からの発生届を受けて保健師が患者に電話連絡して聞き取り調査を行い、必要に応じて入院調整を行う。当初の疫学調査は、感染源の特定等のため、患者の2週間前の行動歴から把握する必要があり、1件あたり30分から1時間程度を要した。また、市内医療機関で受入れ困難の場合、県内医療機関の入院調整を行うCCC-hyogo（兵庫県新型コロナウイルス入院コーディネートセンター）に連絡するが、それでも入院先がなかなか決まらないケースが引き続き多かった。

また、特別外来を設けて検査する民間医療機関が増加したが、これの受診調整も保健所が担う必要があり、これもまた業務上の負担となった。感染発生にともない検査対象の濃厚接触者が陽性者の何倍も発生し、そのなかから陽性者が出るとさらに濃厚接触者が増える。このため検査が遅れ、苦情対応に追われるという悪循環となった。

上記の結果、入院調整や受診調整を担当する保健師の業務は連日深夜に及ぶなど、第1波～第2波の時期と同様の過酷な勤務実態が続いた。

なおこの時期、関西テレビ放送の番組「報道ランナー」が「負担が増す「保健所」のいま」と題して尼崎市保健所について報じている。令和2年10月に取材があり、同年11月12日、新規感染者の増加にともない保健所業務がひっ迫する状況が紹介された。

2-3-3. 「入院待機陽性患者」医療支援事業

また、市内外の感染症病床確保が十分ではなく、施設や自宅で入院待ちの高齢者など重症化リスクが高い患者への対処が懸念されたため、市医師会の往診を行う開業医の協力を得て、市からの往診要請に応じて行う往診診療に対する協力金を支払う入院待機陽性患者への往診等の医療支援事業を、令和3年1月1日から開始した。県内初の試みであり、全国的に見ても実施例は少なかったと思われる。なお尼崎市の取組に追随する形で、兵庫県が3月から同様の往診支援事業を開始しており、これ以降は県の事業を活用した。

2-3-4. 飲食店・遊興施設・公共施設の時短

緊急事態宣言のもと、令和3年1月14日、市は宣言期間中の飲食店・遊興施設等への県の時短要請（20時まで、酒類提供は11時から19時まで）を周知し、あわせて時短協力事業者への協力金支給（市は県とともに支給）等を定める対処方針を発表した。1月18日以降は、生涯学習プラザ等公共施設の夜間時短（20時まで）を開始し、2月末まで継続した。

2-3-5. ワクチン接種の準備

この時期、感染症対策の新たな焦点となったのがワクチン接種だった。新型コロナウイルスの感染発生以来、国際的に開発が進められてきたワクチンについて、令和2年12月から3年3月にかけて、国際的製薬メーカーのファイザー、アストラゼネカ、モデルナが相次いで日本国内での使用のための承認申請を行った。承認後にワクチン集団接種を実施できる見通しが立ってきたことを受けて、令和3年1月28日、接種体制整備費を含む国の補正予算が成立した。

これに先立って、市は令和3年1月1日、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室にワクチン接種業務の担当を設け、準備に着手した。3月19日には電話・FAXの問い合わせに対応する専用コールセンターとして新型コロナワクチン案内センターを開設し、接種可能医療機関の案内や集団接種予約等の相談に応じた。

2-3-6. 第4波

第3波に引き続き、令和3年3月1日から第4波に入った（7月1日まで、新規陽性者数2,311人）。第4波においてはウイルスがアルファ株に変異し、感染力が従来株の1.3～1.7倍と強くなっていると考えられ、その分感染がさらに広がる傾向がみられた。

こうしたなかではあったが、大阪府・兵庫県を含む6府県の緊急事態宣言が令和3年2月28日に解除され、3月21日には全国的に解除された。兵庫県の宣言解除に合わせて3月1日、県は飲食店・遊興施設等への時短要請延長（ただし条件を緩和し21時まで、酒類提供は11時から20時まで）及び協力金支給継続を発表した。これを受けて、県の要請内容を広く市民に周知するため、市は「尼崎市の取組状況」を公表し、この後3月8日、22日、4月1日にも取組状況を改訂して公表した。県の時短要請等期間は4月21日まで順次延長された。

なお、令和2年4月16日に旧尼崎口腔衛生センター跡に設置した市立臨時診療所を、令和3年3月31日をもって廃止した。

3. 令和3年度

まん延防止等重点措置と緊急事態宣言が相次いで発出され、感染が急激に拡大する。
市はワクチン接種を開始するとともに、全庁的な応援体制のもと感染症対策を継続した。

3-1. 第4～5波（令和3年-2021-4～10月）

3-1-1. まん延防止等重点措置と緊急事態宣言

令和3年3月1日に始まった本市の第4波が継続し、さらに7月2日から第5波（10月28日まで、新規陽性者数5,148人）に入った。第5波においてはアルファ株からデルタ株へとさらに変異が進んだ。デルタ株は従来株の2倍以上、アルファ株の約1.5倍の感染力とみられ、感染が一層拡大し、ピーク時には1日あたり新規陽性者数が200人近い規模となった。

このため4月5日に宮城県・大阪府・兵庫県を対象とするまん延防止等重点措置が発出され、4月25日には大阪府・兵庫県を含む4都府県が緊急事態宣言へと移行した。大阪府・兵庫県は6月21日にまん延防止等重点措置へと移行し、兵庫県は7月11日に一旦解除、大阪府は継続し、8月2日に再度緊急事態宣言へと移行した。同日、兵庫県が3回目となるまん延防止等重点措置区域となり、8月20日にこれも緊急事態宣言へと移行、9月30日に大阪府・兵庫県を含む全国の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が解除された。

3-1-2. 疫学調査の応援体制

感染者が急増したこの時期、保健所では正規職員の保健師だけでは感染者の聞き取り調査や健康観察等に対応できなくなり、令和3年4月から看護職の派遣職員を導入して対応した。また、保健所と同じ健康福祉局に属する福祉部法人指導課の職員全員が保健所兼務となり、疫学調査に従事することになった。一般企業・在宅・医療機関の感染者については従来通り保健所本体が担当し、介護施設・障害福祉施設・学校・幼稚園・保育施設の感染に関する疫学調査は法人指導課が担当することになった。法人指導課では、新型コロナウイルス感染症の感染が始

まった令和 2 年度段階から、通所サービスの利用者が濃厚接触者の疑いがある場合の通所中止要請の連絡を担当するなど、感染症対応にかなりのマンパワーを費やしてきた。これに加えて上記の疫学調査が業務に加わり、大きな負担を負ったが、濃厚接触者判定を直接行うことで従来より早く判定結果を把握できるようになった。情報共有が緊密かつ迅速になり、通所サービスの利用を止めるよう連絡するケースは少なくなった。

3-1-3. 入院調整をめぐる問題点

第 5 波から第 6 波の時期、重症化リスクがある感染者等の重症化予防治療として、国が導入した抗体療法が開始された。実施可能な医療機関が限定される療法であり、対象者への案内、受診・搬送調整を保健所が担当した。

また、この時期、高齢者や要介護者の感染例が増大する傾向がみられた。介護を受けながら入院できる医療機関は少なく、県内で入院調整を行った結果、丹波地方など遠方の病院しか見つからないケースもある。入院先がなかなか見つからず、時間がかかることがまたクレームの要因となった。これに加えて、治療範囲や入院により要介護度が重くなるリスクの説明、いざというときの延命措置希望の有無や DNR（蘇生処置拒否）の意向といった、通常は医療機関が行うことまで保健所が家族に説明・確認を行わなければならない、担当する保健師にとってはこれもまた大きな精神的負担となった。

3-1-4. ワクチン接種の開始

加えてこの時期、新型コロナウイルス感染症まん延防止の切り札となるワクチン接種を開始した。前例のない業務であり、国が示す全体像について自治体の裁量で予算付けしてプランを作っていくことが求められた。健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室内にワクチン接種業務を担当する組織を立ち上げた令和 3 年 1 月当初は、課長を含めて 5 人体制で全員が他部署との兼職という体制だった。4 月に入ると、総合政策局の各地域課から職員を応援派遣するなど組織体制を強化し、さらに令和 4 年度にかけてたびたび人事を発令して各局から職員を集め、業務を構築して実施に移した。

なお、高齢者ワクチン接種を開始した後、その後の 64 歳以下への接種を迅速適切に進めるため、令和 3 年 6 月 11 日に市長を本部長とする新型コロナウイルスワクチン接種推進本部及び事務局を設置し、推進体制を強化した。



ワクチン接種予約受付の行列
武庫西生涯学習プラザ 令和 3 年 5 月 10 日撮影



ワクチン接種会場
武庫東生涯学習プラザ 令和 3 年 6 月 19 日撮影

ワクチン接種の開始にあたっては、医療従事者や重症化リスクが高い高齢者への接種を優先した。4月後半から尼崎市医師会を中心に、歯科医師会・薬剤師会・訪問介護ステーション、市保健所及び消防が連携して医療従事者・消防職員・保健師等の接種体制を構築し、集団接種を実施した。また、同時期、高齢者施設での高齢者及び施設職員への優先接種も開始した。

3-1-5. 集団接種会場の確保

ワクチン接種の実施にあたり、まずは65歳以上の高齢者、続いて全市民を対象に接種する上で必要な規模の集団接種会場を市内各所に確保する必要がある。

これについて、市の生涯学習プラザや尼崎市総合文化センターといった公共施設に加えて、グンゼタウンセンターつかしん、イオン尼崎店、ヤンマーフィールドアマガサキ等の市内民間施設を候補にあげ、施設提供についてこれらを管理する企業・民間団体と交渉していった。

市内各地区の住民が接種しやすいよう、会場の規模や使用可能時期に加えて地域的な配置も考慮に入れ、さらに複数回接種のため3週間後の2回目接種時と同じ会場を使用可能なのか、別会場になるのかといった調整も必要になる。こういったさまざまな要素を加味しつつ、30か所程度の会場を確保した上で、令和3年5月10日に高齢者ワクチン接種の予約受付を開始し、5月24日から接種を実施した。

3-1-6. ワクチン接種予約受付の混乱

令和3年5月10日の予約受付は、専用予約サイト及び電話（ワクチン案内センター）で受け付けたほか、サイトへの申込みについて市内6か所の生涯学習プラザの各地域課等に設置した特設窓口で予約代行を行った。しかしながら、サイト・電話のいずれも回線がパンクしつながりにくい状態となった。6か所の特設窓口では、場所によっては午前3時頃から人が並び始め、開始時間には200～300人の行列ができた。回線がつかないため、地域課を所管する総合政策局では臨機応変に判断し、急きょ窓口で紙で受け付ける対応をとった。

同日午後8時に用意した予約枠がすべて埋まったため、翌5月11日も予定していた受付（サイト・電話経由）を中止し、日数を置いて5月24日から予約受付を再開した。5月10日の予約受付の際、サイト・電話ともつながりにくい状態が長時間続いたことについて、5月11日と20日の市長メッセージにおいて2度にわたり、市民へのおわびを公表した。

3-1-7. 大規模接種会場 = 記念公園ベイコム総合体育館

令和3年7月31日までに、高齢者接種の2回目を終わらせるという国の方針を達成していく上で、市内に大規模接種会場を設ける必要があるという判断のもと、1日約2,000人の接種を実施することができる会場を記念公園ベイコム総合体育館に設けた。兵庫県が設けた大規模会場が1日1,000人規模であり、ベイコム総合体育館は、他自治体に例を見ない規模の会場だった。

市内各所の住民がこの会場で接種することができるよう、阪神バスに依頼して稼働していなかった空港リムジンバスを活用し、令和3年6・7月の2か月間、市内6地区から週2日のペースで総合体育館との間に専用の往復送迎バスを運行した。その上で、兵庫県病院局に要請して県立尼崎総合医療センターから医師の派遣を受けたほか、市医師会や民間からの派遣医師の協力を得て接種を実施した。加えて大規模イベント運営実績がある事業者に会場運営を委託することで、大きな支障なくワクチン接種を実施することができた。



ワクチン集団接種大規模会場（ベイコム総合体育館）行き送迎バスのバス停 武庫営業所前
令和3年6月30日撮影



3-1-8. ワクチン集団接種の安定的運営、医療機関での個別接種

30 か所に及ぶ各会場での集団接種実施にあたり、医療従事者確保が難しいという初期の報道もあり、紹介機関に対して早期に人員確保を要請し、必要人数を確保した。業務の質を担保するため、保健所職員がワクチンの取り扱いや接種業務のノウハウを熟知した上で、事故を防ぐために細心の注意を払い、安定的な現場運営に努めた。

以上のような集団接種のほか、医療機関での個別接種も行った。医師会を通じて接種協力を働きかけ、最大約 300 機関の協力を得ることができた。これにより、大規模接種会場を設けずとも接種を実施していくことが可能になったが、かかりつけ医がないが接種を受けたいという市民がいることを考慮して、5 回目接種までは市の接種会場を用意した。

なお、ワクチン接種開始初期に行った医療従事者や高齢者への優先接種に続き、令和 3 年 7 月以降、介護従事者・保育士・教職員等について、それぞれ健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局管理部が予約調整の窓口となり職域集団接種を実施した。この後も、同年 9 月以降に市が産婦人科医院の協力を得て実施した妊婦及び同居家族への優先接種、これも 9 月以降に尼崎商工会議所と市が連携して実施した市内事業所向け職域接種、10～11 月に実施した 12～15 歳の子どもに対する優先接種など、時期とニーズに応じてさまざまな形でワクチン接種を実施していった。

3-1-9. ワクチン接種の効果、業務構築・運営における困難

このようにしてワクチン接種を進めた結果、市民の 2 回目接種率は令和 3 年 7 月時点で 10.3%、10 月時点で 74% となった。第 4 波（令和 3 年 7 月 1 日まで）と第 5 波（同年 7 月 2 日以降）を比較すると、市内陽性者に占める 60 歳以上の比率が 26% から 7.4% に減少しており、高齢者に対して優先的にワクチン接種を行ったことによる効果と考えられる。

ワクチン接種業務、特に初期のそれは前例のない業務であり、時間に追われるなか限られた人数で全体を構築・運営しなければならず、著しい長時間勤務が続くなど担当職員の負担は大きかった。システム構築ひとつをとっても、仕様書作成などやるべきことが山積みで、何をどう事業者に相談したらよいかわからないという場面も生じた。加えて急きよ編成した組織のた



阪神尼崎駅北側で実施した PCR モニタリング検査の様子 令和 3 年 4 月 23 日撮影

め、人の配置ごとに説明や引き継ぎに多くの時間を費やさねばならず、接種会場では市民からさまざまな厳しい意見が寄せられるなど、苦勞が絶えなかった。

3-1-10. 啓発活動の継続、各種感染症対策の実施

感染拡大とまん延が続く第 4 波から第 5 波の時期、従前に引き続き、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言期間中に実施する巡回パトロールや、感染予防の注意喚起ポスター掲出等の啓発活動を継続した。令和 3 年 8 月 5 日には「新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない」と題する阪神 7 市 1 町共同メッセージを発表し、これもポスターを作成した。

また、令和 3 年 4 月には阪神尼崎駅北側で感染拡大早期探知等を目的とする PCR モニタリング検査を計 4 回実施した。1 日あたり 100 人を上限として、乗降客等の希望者を対象に唾液検体を採取し、市立衛生研究所で検査を行った上で後日結果を通知するものだった。

さらにこの時期、高齢者施設等のスタッフを対象とする定期的な PCR 検査（サーベイランス）を開始した。重症化リスクが高い高齢者入所施設におけるクラスター発生への早期対応や、施設における感染予防対策を意図したもので、令和 3 年 6 月から市立衛生研究所で検査を行い、令和 4 年 9 月以降は外部委託により検査を実施した。

生涯学習プラザ等の公共施設においては、まん延防止等重点措置にあわせて令和 3 年 4 月 5 日から夜間時短（20 時まで）を再開し、緊急事態制限発令日である 4 月 25 日から 5 月 11 日にかけては生涯学習プラザ・体育館・図書館・歴史博物館・尼崎城等の施設を休業・休館とした。5 月 12 日の利用再開後も、9 月 30 日まで一部施設の利用人数・時間制限を継続した。

3-1-11. 生活・経済面の支援策の継続

感染症の影響の長期化に対応して、生活・経済面の新たな支援策を立案し実施に移した。

令和 3 年 6 月 17 日、経済環境局経済部しごと支援課が株式会社マイナビの協力を得て、感染症の影響による離職者等対象の合同就職面接会「マイナビ転職フェア尼崎～コロナに負けるな！市内就職を応援！～」を市中小企業センターで開催した。

また、令和 2 年度に経済部が実施した、感染症の企業活動への影響に関する市内企業アンケート調査の追跡調査を令和 3 年 7～8 月に行い、その結果を同年 9 月 6 日付で公表した。

令和 3 年 7 月 5 日には、健康福祉局の北部・南部の福祉相談支援課が所管する「しごと・くらしサポートセンター」に新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センターを設

けて新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請受付を開始し、審査・支給決定を北部福祉相談支援課で行った。既存の社会福祉協議会による貸付金を利用限度まで借りても、なおかつ生活を立て直せていない世帯を対象に、求職活動を条件として直接現金を給付するもので、国の制度を補うものとして制度化した。

令和2年度当初から支援相談件数が急増したしごと・くらしサポートセンターでは、こういった新たな支援メニューを開始したこともあって引き続き業務が輻輳した。従来重視してきた、相談者に寄り添う伴走型のていねいな支援が難しくなったことに加えて、求職・自立よりも現金給付を求める相談者が増加するといった弊害もみられた。長時間勤務に加えて、市民対応の面では苦情や不満の矢面に立つなど、しごと・くらしサポートセンターの職員にとって厳しい局面が続いた。

3-1-12. 総合サポートセンター業務の終了、小中学校の夏休み延長

令和2年4月24日の市役所南館1階への開設以来、感染症に関するワンストップサービスの窓口として相談業務を担ってきた新型コロナウイルス総合サポートセンターは、相談件数が減少したことから令和3年7月21日、市内6地区各地域課設置の地域相談窓口も含めて業務を終了した。その一方で、感染が拡大する状況に鑑みて、令和3年は8月24日までの予定だった市立小中学校の夏休みを8月29日まで延長した。

3-1-13. 東京2020オリンピック聖火リレー及び事前合宿一部受入れ中止

令和2年(2020)に開催予定だった東京2020オリンピックが新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため1年延期となり、令和3年7月23日から8月8日まで開催された。この聖火リレーが、兵庫県内では令和3年5月23日と24日に実施された。24日は尼崎市内の記念公園ベイコム陸上競技場から尼崎城址公園までを聖火ランナー12人が走る予定で準備を進めていたが、緊急事態宣言期間中であることから公道の走行を中止し、代替措置として姫路城三の丸広場(23日)と篠山城跡三の丸広場(24日)での聖火ランナー走行実施となった。

また、尼崎市扇町の県立尼崎スポーツの森のプールが事前合宿の練習施設として選ばれ、令和3年7月にウクライナのアーティスティックスイミング選手・競泳選手・スタッフ及びベラルーシの競泳選手を受け入れたが、同じく受入れ予定だったギリシャの競泳選手8人・スタッフ4人は感染拡大の影響等のため事前合宿取り止めとなり、受入れを中止した。

3-2. オミクロン株の出現(令和3年-2021-11月~4年3月)

3-2-1. 第6波開始

令和3年10月29日から、本市における第6波が始まった(令和4年6月16日まで、新規陽性者数40,379人)。感染力が従来株の6倍以上、デルタ株に対して最大3倍とみられるオミクロン株が出現し、本市の1日あたり新規陽性者数が最大で783人を数えるなど、感染者数が桁違いとなった。

新たな感染拡大のなか、令和4年1月9日から中国地方等3県がまん延防止等重点措置区域となり、その後順次区域・期間が変更され、1月27日には大阪府・兵庫県も同区域となった。数回に及び区域変更・期間延長を経て、3月21日をもって大阪府・兵庫県を含む全国のまん延防止等重点措置が解除された。これが、令和2年当初から5年5月8日に至る今回のパンデ

ミックにおける、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく最後の重点措置となった。

なお、第6波開始当初の令和3年11月、市は市報あまがさき同月号に「第6波に備えて、全力で取り組んでいます」と題する特集記事を掲載し、感染予防対策の徹底等と呼びかけた。

3-2-2. 高齢者施設のクラスター増大

オミクロン株が出現した第6波以降の特徴として、感染者数の激増に加えて高齢者施設のクラスター発生が時期を追って拡大したことがあげられる。従来以上の感染拡大のなか施設内へのウイルス侵入を防ぎきることが困難となったこと、また高齢者は免疫力が相対的に低く、施設内に感染者が出ると感染が広がりやすい傾向にあることが背景要因と考えられる。このため、第5波において低下した市内陽性者に占める60歳以上の比率が、第6波以降再び上昇した。

3-2-3. 保健所業務の分業化と再編 = 感染爆発への対応

感染爆発が発生するなか、従来から著しい加重負担が続いていた保健師の業務がさらに過酷さを増した。30連勤40連勤となり、連日深夜まで仕事が続く状態となったため、事務職や会計年度任用職員、派遣職員などを投入し、業務を細分化して分業することで対応した。

具体的には、高齢者や基礎疾患がある人など重症化リスクがある感染者に対しては保健師が従来通り対応する一方、重症化リスクが低い感染者には事務職員が電話連絡して情報伝達を行うにとどめた。庁内応援により最大で1日あたり25人の事務職員を確保し、市立すこやかプラザ（フェスタ立花南館5階）の一室で電話連絡にあたったほか、自宅療養者に対する健康観察については人材派遣による派遣看護師の活用を開始した。こういった各種応援人材の投入により、6波のピーク時には1日あたり最大93人が疫学調査に従事した。

さらにこの時期、kintone（キントーン、クラウド型業務アプリ開発サービス）等を活用して業務のデジタル化を進めた。医療機関が提出する膨大な量の感染者発生届の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システムHER-SYS（ハーシス）への入力について、従来の手作業からデータ流し込み方式に移行したのに加えて、感染者の生命保険入院給付受給の上で必要となる療養証明書発行の業務負担を軽減する等の措置をとることで、感染拡大による業務量急増に対応していった。

なお、令和3年4月から保健所兼務となった法人指導課職員が担当していた介護施設・障害福祉施設・学校・幼稚園・保育施設の感染に関する疫学調査について、件数の増大から法人指導課でそのすべてに対応することが難しくなったため、学校園と保育施設を保健所本体の管轄に戻した上で、令和4年1月下旬から市立学校と幼稚園は教育委員会事務局、保育施設はこども青少年局保育児童部が調査の実務を担当することになった。また、令和3年6月から実施した高齢者施設等スタッフ対象の定期的PCR検査（サーベイランス）に続き、令和4年1月、保育施設スタッフ対象の定期的PCR検査を外部委託により開始した。

保育児童部では、当初職員が現地調査を行っていたが、発生件数が多すぎて追いつかない状況が生じ、電話による聞き取り調査と書類審査に切り替えた。報告する施設側も、報告を受ける側も、現場状況確認や報告書作成等の業務が大きな負担となったため、これらを軽減すべく法人（私立）保育施設向けの判定事例集を令和4年4月19日付で作成・提示し、施設側で判定する方式に変更した。その上で、該当なしの場合は市への報告を不要とするなど、業務の簡素化を図った。

以上のほか、令和4年2月9日には、感染が疑われる濃厚接触者に対して検査をせず発熱等の症状により医師が診断する疑似症患者（みなし陽性）の運用を、兵庫県及び県内他市に続いて尼崎市でも開始した。

3-2-4. 中核市市長会要望

こうしたなか、令和4年2月3日、中核市市長会が国に対して「市民生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策の見直しに関する緊急要望」を提出した。この要望は、尼崎市が発議市となって文案を精査し、全中核市の意見を聞きながら取りまとめを行った。

感染力が強いオミクロン株の出現により感染が爆発的に拡大する一方で、同株は病原性が低く世界保健機関（WHO）が重症化リスクは低いと評価していることから、(1)積極的疫学調査・療養支援等の対応を高重症化リスク患者に重点化、(2)新規陽性者の全数届出を見直し重症化リスク因子となる疾患等がある場合や入院の必要性がある場合などに限定、という2点を要望するもので、感染症対策に費やすことができる人的物的資源に限りがあるなかでの現実的な対応を求めるものだった。

3-2-5. 国の感染症対策見直し

中核市市長会要望に関連する国の動向として、厚生労働省が令和4年3月16日付で全国の自治体に対して事務連絡を発出している。オミクロン株の感染急増と重症化率が低い可能性を考慮したうえで、全感染者への一律対応は保健所機能及び社会経済活動への影響が大きいとして、濃厚接触者待機期間を従来の10日間から7日間に短縮（抗原定性検査キットを用いた検査による陰性確認を条件に4日間まで短縮可）するのに加えて、自治体判断により積極的疫学調査を高重症化リスクがある患者に限定して実施することを認める内容であり、後者は先の中核市市長会要望の第1項に対応する内容だった。

こうして、変異株の出現による感染爆発及び病原性の変化に即応する形で感染症対策の見直しが行われたことも、第6波の時期における重要な変化のひとつだった。

3-2-6. 臨時特別給付金

第6波のなか、感染症の経済的影響による困難世帯への新たな市独自の家計支援策として、住民税均等割非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯10万円）を令和4年2月以降支給した。この給付金は、新たに住民税均等割非課税となった世帯に支給する形で令和4年度も継続した。

4. 令和4年度

オミクロン株の感染拡大が続くが、重症化率は低下する。
感染症対策の見直しを進めるとともに、市と市医師会が「5類相当感染症」への変更を要望。

4-1. 感染の継続から収束へ（令和4年-2022-4月～5年3月）

4-1-1. 医療崩壊回避、重症化リスク患者の受診確保 = 市長・市医師会長メッセージ

令和3年10月29日に始まる本市の第6波が継続し、さらに第7波（令和4年6月17日～

9月25日、新規陽性者数53,328人)から第8波(令和4年9月26日~5年5月7日、新規陽性者数32,825人)へと推移した。第7波・第8波とも、第6波と同様にいずれもオミクロン株による流行波だった。

第7波に入ると感染者数がさらに大幅に増大した。本市ピーク時の1日あたり新規陽性者数は1,500人規模となり、最多を記録したのは令和4年8月10日の1,562人だった。

感染爆発のなか、令和4年8月5日、重症者や重症化リスクが高い人が医療機関を受診できるよう、重症化リスクが低い人に対して安易な受診を避ける等の協力を呼びかける市長メッセージと、医療崩壊を避けるため(1)水分補給(2)不要な夜間検査の自粛(3)医療機関は無症状感染者の検査を行わない(4)自宅療養者のかかりつけ医への相談推奨(5)子ども発熱時の小児救急医療電話相談利用推奨といった諸点への理解・協力を求める市医師会長メッセージを同時発表した。

4-1-2. 保健所業務のさらなる見直し

第6波の感染者増に対応すべく、感染者対応業務の分業化と各種応援人材投入に踏み切っていた保健所では、さらなる感染者激増のなか事務職員による重症化リスクが低い感染者への電話連絡も追いつかなくなり、令和4年6月1日から連絡方法をSMS(ショートメッセージサービス)へと変更した。SMSにより電話相談ダイヤルを案内し、健康状態に不安があるときに入力するサイトの情報を伝えるのに加えて、療養情報をまとめた「陽性者専用ポータルサイト」を開設し、感染者自身がどのように療養すればよいのか把握できるよう情報の整理と発信に努めた。

第7波の時期には、**4-1-3.**に後述する国の感染症対策見直しにおいて、抗原定性検査キットを用いた自己検査による陰性確認が感染者療養期間・濃厚接触者待機期間の短縮条件とされた。外来医療負担を減らすことを目的として、検査キットの薬局での販売が認められたほか、兵庫県が令和4年8月3日から検査キットの配布を開始するとともに、無症状者の医療機関受診回避と自己検査による感染確認・自主療養を推奨する自主療養制度の開始を発表した。

尼崎市も市民への検査キット配布を行い、自宅療養者に対しては健康観察を実施するとともに、第6波の時期に開始した希望者全員への食糧支援やパルスオキシメーター(SpO2=動脈血酸素飽和度を測定する装置)貸し出し等の市独自の療養支援を継続した。

なお、令和3年4月から保健所兼務となり介護施設・障害福祉施設等の疫学調査を担当していた法人福祉課職員の兼務が令和4年10月をもって解かれ、11月からこれら施設の疫学調査も保健所本体が実施する体制に戻した。また、高齢者施設等における感染症対策への新たな支援策として、看護師が施設内感染対策指導を現地で行うICN(感染管理看護師)等派遣事業を令和4年4月から開始した。

4-1-3. 国の感染症対策のさらなる見直し

第7波の時期における全国レベルのオミクロン株感染者激増に対応して、国の感染症対策のさらなる見直しが行われた。

令和4年7月から9月にかけて数次に及ぶ厚生労働省事務連絡を発出し、第6波において7日間まで短縮した濃厚接触者待機期間を5日間へと再短縮(抗原定性検査キットを用いた検査による陰性確認を条件に2日間まで短縮可、7月22日発出)、感染者療養期間については入院

患者を除く有症状者を10日間から7日間に短縮、無症状者は抗原定性検査キットによる陰性確認を条件として7日間から5日間に短縮(9月7日発出)、感染者全数届出を見直し(1)65歳以上(2)要入院(3)重症化リスクがあり治療薬投与または新規酸素投与必要(4)妊婦の4類型に限定(9月12日発出、9月26日から実施)といった変更を行った。

令和4年9月12日付の国による全数届出見直しを受けて、9月26日、尼崎市は感染者届出の国が定める4類型への限定を開始するとともに、対象外感染者が自身で登録できる陽性者登録センターをウェブ上に開設した。

4-1-4. 「5類感染症」への変更要望

第6波から第7波にかけて国の感染症対策が見直されてきた背景として、オミクロン株の強力な感染力から感染爆発が起こる一方で、そのウイルス特性に加えてワクチン接種が進んだことなどから、重症化率が低下してきたことがあった。

これらを踏まえて、令和4年11月4日、市は市医師会と共同して、国に対して新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」から「5類感染症」へと変更するよう要望した。

要望書は、陽性者の大半が軽症であり、死亡率も0.1%程度と季節性インフルエンザと概ね同水準になったこと、その一方で2類相当であることから発熱患者の診察・入院が診療検査医療機関や指定病院に限定されること、新型コロナウイルス感染症とともに他の傷病を患った患者への救急対応が軽症の感染を理由に困難になるなど適時医療を受診できない弊害があること等を指摘し「市民の健康で安全・安心な暮らしを守るためには(中略)必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要である」として「5類相当に変更するよう強く申し入れる」と結んでいる。

4-1-5. 市長の交代と感染の収束

この要望書提出の約1か月後となる令和4年12月1日、約3年間にわたる市の新型コロナウイルス感染症対策を指揮してきた稲村和美尼崎市長が退任し、翌12月2日、元教育長である松本眞市長が就任した。

これより先、令和4年9月26日に始まる第8波は年明けの令和5年1~2月に感染のピークを迎え、一日あたり新規陽性者数が最大で900人以上となったが、その後は年度末に向けて感染が急速に収束していった。

4-1-6. USBメモリー一時紛失事案

3-2-6.に先述した通り、感染症の影響による困難世帯への新たな家計支援として市が令和3年度に開始した住民税均等割非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給を、令和4年度も新規非課税世帯を対象として継続した。

この業務の実施について、市は日本ユニシス株式会社(令和4年4月にBIPROGY株式会社に商号変更)との間に業務委託契約を締結した。契約業務の一環として、給付金専用のコールセンターを開設するにあたり、電話対応の場所を市役所庁内に確保することができず、市外にコールセンターを設けた。このコールセンターの業務をめぐって、令和4年6月、USBメモリー一時紛失事案が発生した。

令和4年6月21日、BIPROGY株式会社関西支社の関係社員がコールセンターでのデータ移

管作業後、帰宅途上において尼崎市民 46 万人余りの個人情報記録する USB メモリーを紛失した。搜索の結果、USB メモリーは同月 24 日に発見された。結果として個人情報が漏洩していないことを確認したが、情報資産の取扱いに関する重大事案であり、市は外部有識者による「尼崎市 USB メモリー紛失事案調査委員会」を設け、諮問調査を行った。

令和 4 年 11 月 28 日付で調査報告書の提出を得た後、同報告書の調査結果及び指摘内容を踏まえ、令和 5 年度にかけて、市全体の個人情報安全管理措置及び情報セキュリティ対策の向上に向けて取り組んだ。

5. 令和 5 年度

国が新型コロナウイルス感染症を「5 類感染症」に変更。

3 年 4 か月に及ぶ市の新型コロナウイルス感染症との闘いが、一区切りを迎えた。

5-1. 新型コロナウイルス感染症対応の区切り

5-1-1. 「5 類感染症」への変更

全国的な感染の収束を受けて、令和 5 年 4 月 27 日、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）」としてきた新型コロナウイルス感染症を「5 類感染症」に変更することを厚生労働大臣が発表し、5 月 8 日に実施に移した。

5-1-2. 市長・市医師会長メッセージ同時発表

同日、尼崎市は新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止するとともに、市長メッセージと市医師会長メッセージを同時発表した。

松本眞市長は、メッセージを通して 5 類感染症への変更と今後の感染症対応について触れるとともに、医療従事者をはじめとする関係者、感染防止に理解・協力した市民・事業者への感謝の気持ちを伝えた。

杉原^{かずこ}加壽子医師会長は、メッセージを通して令和 2 年 1 月以来の取組を振り返り、亡くなられた方を悼むとともに、これからも誰一人取り残さない医療、誰もが健康で幸せに暮らせる市を目指して取り組んでいくとした。

こうして、3 年と 4 か月に及ぶ尼崎市の新型コロナウイルス感染症との闘いは、一区切りを迎えることとなった。

5-1-3. 市議会の対応

令和 2 年 3 月 3 日に設置した市議会災害時連絡会議について、5 月 8 日開催の第 18 回会議のなかで、新型コロナウイルス感染症の「5 類感染症」への変更にもない、解散することを確認した。

[第 1 部 終わり]

本文編第2部 - 各論

新型コロナウイルス感染症への対応として、尼崎市は保健行政分野をはじめとする行政各分野において感染症対策に取り組んだ。あわせて、感染症の影響を受けた市民・事業者に対する各種の生活・経済支援を行った。

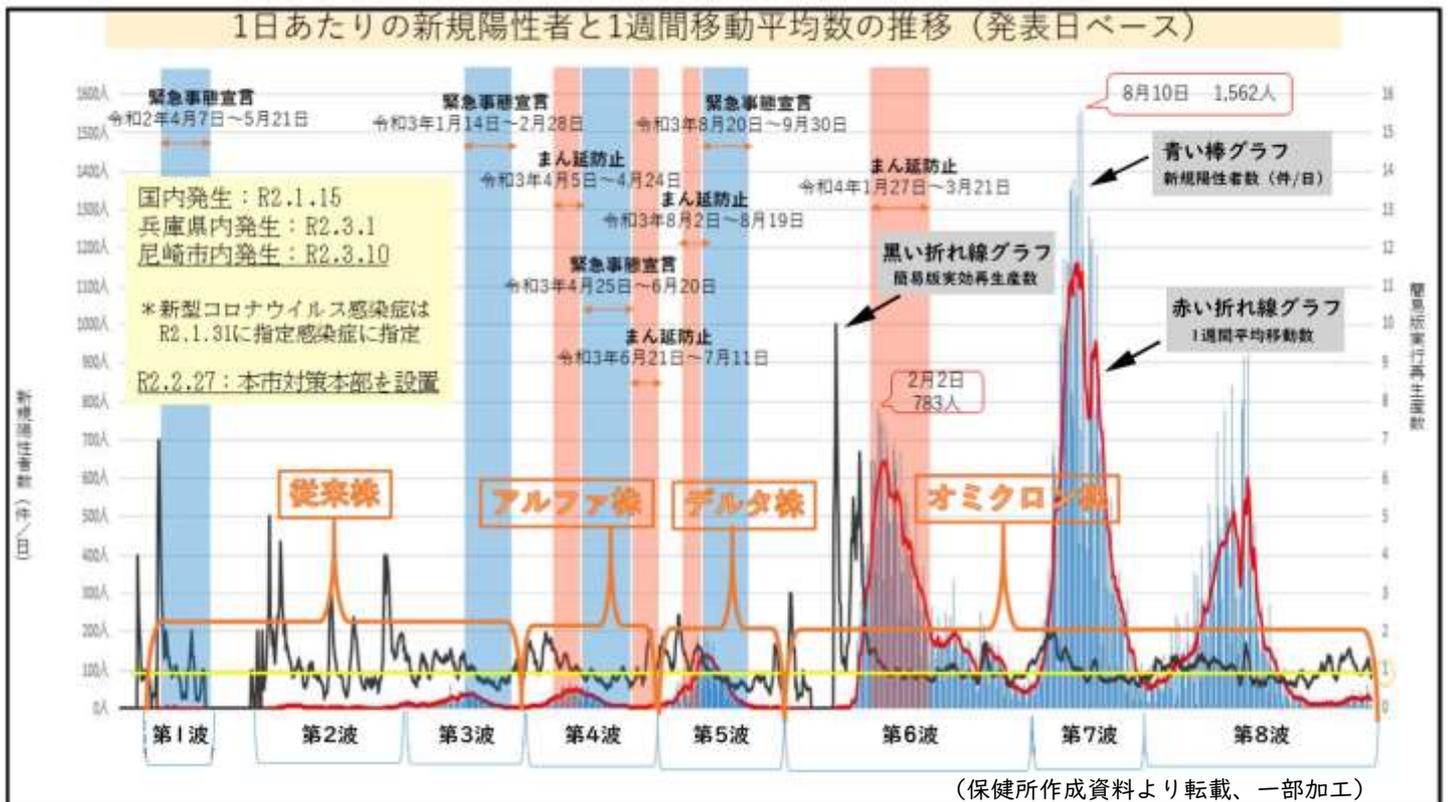
第2部-各論では、これら各分野の取組、ならびにその全体を支えた市の行財政運営・組織管理について記録し、その経験と教訓について、不十分であった点や問題点・課題も含めて検証を行う。

1. 保健行政分野の感染症対策

1-1. 尼崎市の新型コロナウイルス感染症流行波

1-1-1. 流行波にともなうウイルス変異

令和2年（2020）3月10日に確認した市内感染1例目に始まる尼崎市内の流行波は、第1波から第8波まで計8波に及んだ。その間にウイルスの変異があり、第1波から第3波までは従来株であったものが、第4波において感染力が従来株の1.3~1.7倍と考えられるアルファ株、第5波においては2倍以上と考えられるデルタ株、第6波以降は6倍以上と考えられるオミクロン株が出現した。



尼崎市の新型コロナウイルス感染症流行波

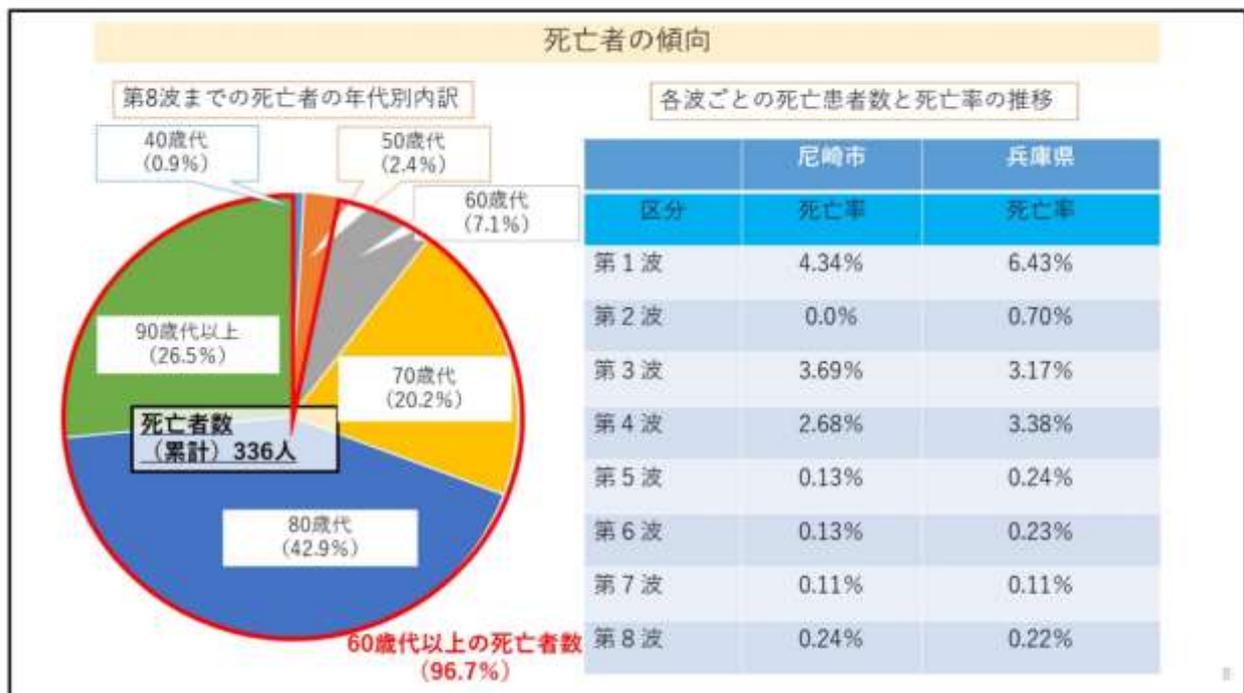
流行波	期 間	新規陽性者数	ウイルス変異
第1波	令和2年3月10日～5月10日	46人	従来株
第2波	令和2年6月24日～10月29日	335人	従来株
第3波	令和2年10月30日～令和3年2月28日	1,892人	従来株
第4波	令和3年3月1日～7月1日	2,311人	アルファ株
第5波	令和3年7月2日～10月28日	5,148人	デルタ株
第6波	令和3年10月29日～令和4年6月16日	40,379人	オミクロン株
第7波	令和4年6月17日～9月25日	53,328人	オミクロン株
第8波	令和4年9月26日～令和5年5月7日	32,825人	オミクロン株

1-1-2. 感染の拡大

ウイルスの変異により、感染が時期を追うごとに拡大した。特にオミクロン株へと変異した第6波以降の感染爆発が著しく、令和4年6月17日から9月25日にかけての第7波がピークだった。本市の1日あたり新規陽性者数最大値は、同年8月10日の1,562人であった。なお、第6波以降のオミクロン株は感染力が強いものの病原性は低く、重症化率は低下した。

1-1-3. 死亡率の変化

感染者数や重症化率の変化に加えて、死亡率も前半と後半で大きく変化した。ワクチンや効果的な治療薬がまだなかった第1波から第4波にかけては、下表にあるように相対的に死亡率が高い。第5波以降の死亡率低下は、ワクチン接種及び治療薬の一種である中和抗体薬の使用開始、本市における市医師会の往診体制、ハイリスク患者に対する早期中和抗体薬治療、保健師による訪問等のフォローアップ体制強化等によるものと考えられる。



保健所作成資料より転載

1-1-4. 高齢者施設のクラスター発生増

第6波以降、高齢者施設のクラスター発生が時期を追って拡大した。感染が従来以上の規模で広がり、高齢者施設内へのウイルス侵入を防ぎきることができず、高齢者は免疫力が相対的に弱いため、施設内の感染が広がりやすい傾向にあることが背景要因だったと考えられる。

1-2. 感染拡大の抑制

1-2-1. 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置にともなう行動制限

感染拡大とまん延が続くなか、市は行動制限に関する一連の措置、ならびに行動変容をうながす提言の発信等を通じて、その時期ごとの感染拡大抑制に努めた。

本市の第1～6波の時期、国の緊急事態宣言^{第1部p4注5}及びまん延防止等重点措置^{同p7注9}が断続的に発出された。これらの発出期間前後において、市は市立学校園休校休園、公共施設閉鎖ないし人数制限・夜間時短等利用制限、外出自粛要請、県によるサービス業等事業者への休業要請・時短要請の周知等を行った。各期において緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置実施後に新規陽性者数が減少しており、一連の措置による行動制限の結果と考えられる。

1-2-2. 「新しい生活様式」「正しく恐れる」

加えて、令和2年5月4日に国の新型コロナウイルス感染症専門家会議が公表した「新しい生活様式」について、市は市長メッセージや市報あまがさき特別号（同年6月15日発行）等を通じて市民生活への定着を呼びかけた。中長期的な感染拡大防止のため行動変容徹底が必要という観点から、マスク着用、手洗い・手指消毒、3密（密閉、密集、密接）回避をはじめ、買い物・食事・公共交通機関利用時など日常生活の各場面における生活上の注意事項、働き方の新しいスタイル等を求めるもので、その後の感染症対策の基本となった。

さらに、同年8月28日には、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室が厚生労働省作成の「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」を参照した上で、市が把握する感染事例を参考に作成した「新型コロナウイルス感染症について～「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集



緊急事態宣言期間中の店舗休業の貼り紙
パチンコ店（神田中通）と飲食店（中央商店街）
いずれも令和2年5月14日撮影

～」第 1 版を公表した。新型コロナウイルス感染症の概要、感染疑い・陽性確定・濃厚接触者特定の各場面における行政及び医療機関の対応の流れ、学校・医療施設・家庭での感染事例紹介と解説、行き過ぎた不安や差別の抑制などを説明するもので、この後新たな知見や事例を随時追加し、令和 4 年 3 月 26 日の第 7 版まで数次にわたり改訂版を作成・公表した。

1-2-3. 第 7 波における市長・市医師会長メッセージ同時発表

以上のほか、感染拡大の時期ごとに市長メッセージ等を通じて感染拡大防止策の徹底を呼びかけた。

オミクロン株による感染爆発がピークに達する一方で、重症化率が低下した第 7 波においては、令和 4 年 8 月 5 日付で市長メッセージと市医師会長メッセージを同時発表した。市長メッセージにおいては、重症者や重症化リスクが高い患者が医療機関を受診できるよう、重症化リスクが低い人に対して安易な受診を避ける等の協力を呼びかけ、市医師会長メッセージにおいては、医療崩壊を避けるため(1)水分補給 (2)不要な夜間検査の自粛 (3)医療機関は無症状感染者の検査を行わない (4)自宅療養者のかかりつけ医への相談推奨 (5)子ども発熱時の小児救急医療電話相談利用推奨といった諸点への理解・協力を求めた。

1-3. 保健所・保健師の役割

1-3-1. 保健所業務の推移

新型コロナウイルス感染症による感染まん延の全期間を通じて、保健所（保健部）は新規陽性者発生時の疫学調査^{第 1 部 p5 注 6}と入院調整、患者搬送、検査のための検体の回収、市民からの電話相談を受け付ける窓口等を担当した。これらの業務を中心となって担うのが、医療専門職である保健師である。令和 2 年 3 月 10 日に始まる第 1 波開始以降、感染まん延の全期間を通じて、保健所・保健師の負担が継続した。

感染症への対応は、流行波の回を追って変化した。最初期においては、感染者は原則として全員入院であり、また感染を判定する PCR 検査は市立衛生研究所においてのみ実施可能だった。入院を受け入れる医療機関と、検査を実施する医療機関のいずれもが不足し、入院調整や検査案内を担当する保健所の負担は大きく、当初からその対応に苦しんだ。

令和 2 年度に入ると、県が確保したホテルでの軽症者療養が始まるとはいえ、入院調整や患者搬送等にかかる業務負担が続いた。市立臨時診療所の設置により最低限の検査場所を確保し、さらに第 2 波以降は検体採取方法が医療スタッフによる鼻咽頭拭い方式に加えて口腔からの唾液自己採取も可とされたことで、検査を実施する民間医療機関が徐々に増加した。その分、検体回収・搬送に加えて、臨時診療所の運營業務や民間医療機関の受診調整といった業務が加わり、保健所の負担はますます大きくなった。

第 1 波から第 2 波の時期、及びこれに続く第 3 波の時期は、後の時期と比較して感染症対策のための社会資源が限られ、そのことが対応を困難なものとした。保健師をはじめとする担当職員の長時間勤務など、保健所では厳しい執務状況が続いた。感染者数の増減に関わらず、国が通常の感染症対策の徹底を求め、感染者 1 人 1 人の事例を深掘りする方針であったことも、業務上の負担を重くしていた。

令和 2 年 10 月 30 日に始まる第 3 波の時期、1 日あたり新規陽性者数が最大 60 人以上を記

録した。医療崩壊が懸念され、ホテル療養に加えて自宅療養も可能になったが、入院調整のため保健所が市内の受入医療機関を探し、さらに CCC-hyogo（兵庫県新型コロナウイルス入院コーディネートセンター）に連絡しても入院先がなかなか決まらないケースも多々あり、これらを担当する保健師の長時間勤務が続いた。感染発生にともない検査対象の濃厚接触者が感染者の何倍も発生し、その分疫学調査の件数も増加する。濃厚接触者のなかから感染者が出ると、さらに調査対象の濃厚接触者が増える。このため検査がさらに遅れ、苦情対応に追われるという悪循環となった。

続く第4波・第5波（令和3年3～10月）は感染者数が急増し、第5波ピーク時には1日あたり新規陽性者数が200人近い規模となった。オミクロン株が出現した第6波（令和3年10月29日開始）以降はさらに爆発的に増大し、第7波のピークである令和4年8月には1日あたり新規陽性者数が1,500人規模となった。従来から著しい超過勤務が続いていた保健師の業務はさらに過酷さを増し、30連勤40連勤でしかも連日深夜まで続く状態となった。

このように、感染者数は時期を追って著しく増加したが、その一方で国が濃厚接触者の定義をゆるめ、さらにワクチン接種の進ちょく、ウイルス変異による重症化率の低下、増殖を抑える抗ウイルス薬の使用、抗原定性検査キットによる自己検査といったことにより、後期における感染爆発に対応することが可能となった。

こうした状況の変化に応じて、保健所では第1波の時期から、同じ健康福祉局に属する北部地域保健課・南部地域保健課の保健師の応援をはじめ、健康福祉局内における応援体制をとった。これに加えて、時期を追って拡大する業務に対応するため、庁内の事務職員や派遣職員など多様な応援人材の活用、感染者への一律対応の見直し、保健師業務の分業化等の一連の措置をとった。

1-3-2. 多様な応援人材の投入、一律対応の見直しと分業化

応援人材の例として、第4波の時期にあたる令和3年4月から看護職の派遣職員を導入した。また、保健所と同じ健康福祉局に属する福祉部法人指導課の職員全員が保健所兼務となり、疫学調査を分担することになった（分担種別とその後の経緯は1-3-4.に後述）。

第6波以降は、感染力が高い一方で重症化率が低いオミクロン株の特性から軽症者率が高くなったことを踏まえて、一律対応の見直しを行った。高齢者や基礎疾患がある人など重症化リスクがある感染者に対しては保健師が従来通り対応する一方、重症化リスクが低い感染者には事務職員が電話連絡して情報伝達を行うにとどめた。庁内応援により最大で1日あたり25人の事務職員を確保し、市立すこやかプラザ（フェスタ立花南館5階）の一室で電話連絡にあたったほか、自宅療養者に対する健康観察には人材派遣による派遣看護師の活用を開始した。各種応援人材の投入により、6波のピーク時には1日あたり最大93人が疫学調査にあたった。

さらにこの時期、kintone（キントーン、クラウド型業務アプリ開発サービス）等を活用して業務のデジタル化を進めた。医療機関が提出する膨大な量の感染者発生届の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム HER-SYS（ハーシス）への入力について、従来の手作業からデータ流し込み方式へと移行したのに加えて、感染者の生命保険入院給付受給の上で必要となる療養証明書発行の業務負担も軽減した。療養証明書発行業務については、専任事務職員を配置するなどの措置もとって、感染拡大による業務量急増に対応した。

第 7 波においては、応援事務職員による重症化リスクが低い感染者への電話連絡も追いつかなくなり、令和 4 年 6 月 1 日から連絡方法を SMS（ショートメッセージサービス）へと変更した。SMS により電話相談ダイヤルを案内し、健康状態に不安があるときに入力するサイトの情報を伝えるのに加えて、療養情報をまとめた「陽性者専用ポータルサイト」を開設し、感染者自身がどのように療養すればよいのか把握できるよう情報の整理と発信に努めた。

この時期、**第 1 部時系列 4-1-3.**に記載する国の感染症対策見直しにおいて、抗原定性検査キットを用いた自己検査による陰性確認が感染者療養期間・濃厚接触者待機期間の短縮条件とされた。外来医療負担を減らすことを目的として、検査キットの薬局での販売が認められたほか、兵庫県が令和 4 年 8 月 3 日から検査キットの配布を開始するとともに、無症状者の医療機関受診回避と自己検査による感染確認・自主療養を推奨する自主療養制度の開始を発表した。尼崎市も市民への検査キット配布を行い、自宅療養者に対しては健康観察を実施するとともに、第 6 波の時期に開始した希望者全員への食糧支援やパルスオキシメーター（SpO2＝動脈血酸素飽和度を測定する装置）貸し出し等の市独自の療養支援を継続した。

時期ごとの応援体制拡充過程において、すべてが順調に推移したわけではなく、応援する側とされる側のすれ違いや軋轢が生じる場面もみられ、応援のあり方という点で課題を残した。この点については、**4. 市行財政運営・組織管理**の項目において後述する。

1-3-3. 保健師の専門性と責任感

こういった業務の多くは、本来は医療専門職である保健師の担当業務となる。人命にかかわる業務であり、保健師は、専門職としての強い責任感から、過酷な状況下における本市の感染症対策を支えたと言える。しかしながら、第 4 波以降、一日あたり新規感染者数が数百人から千人以上という規模となり、物理的に対処が難しくなるなか、保健所当局は、応援人材投入と分業化の導入により事態を打開していった。

1-3-4. 疫学調査

ここで、感染症対策の中核をなす業務のひとつである疫学調査について説明する。

疫学調査とは、医療機関が報告する感染症発生届を受けて感染者本人に連絡して聞き取り調査を行い、臨床情報の整理・記録、発症前・発症後の行動確認と記録、感染源・経路の推定、クラスターの確認、濃厚接触者の確認と追跡調査等を行う一連の調査を指す。感染拡大期においては、感染者への連絡と聞き取り調査は電話が基本となる。1 件あたり 30 分から 1 時間程度を要する、本来専門性が高い業務である。

これについて、先述の通り、令和 3 年 4 月から保健所と同じ健康福祉局に属する福祉部法人指導課の職員全員が保健所兼務となり、調査に従事した。分担として、一般企業・在宅・医療機関の感染者については従来通り保健所本体が担当し、介護施設・障害福祉施設・学校・幼稚園・保育施設の感染に関する調査は法人指導課職員が担当した。令和 3 年中はこの体制で推移したが、件数の増大から後者のすべてについて法人指導課で対応することができなくなり、令和 4 年 1 月下旬から学校園と保育施設を保健所本体の管轄に戻した上で、市立学校・幼稚園は教育委員会事務局、保育施設はこども青少年局保育児童部が調査の実務を担当することになった。法人指導課職員の保健所兼務は令和 4 年 10 月まで継続し、11 月以降は介護施設・障害福祉施設の疫学調査も保健所本体が担当する体制に戻した。

これらの調査分担は、疫学調査件数が爆発的に増大するなか、やむを得ない措置だったと言える。しかしながら、後述する通り、福祉部、教育委員会事務局と学校現場、保育児童部とも各所管施設・機能の分野における感染症対応の独自課題や業務があり、感染症まん延当初から大きな負担を負っていた。これにさらに疫学調査が加わり、それぞれの現場は保健所と同様の過酷な業務実態にさらされることになった。

加えて、本来は保健所の責任と権限のもと、専門性の裏付けをもって行うべき疫学調査の実務を事務職が担わざるを得なかったことは、緊急時において致し方ない措置だったとは言え、その是非について担当した現場からは疑問を呈する意見もあった。

1-3-5. HER-SYS と他市依頼 = 保健所業務の圧迫要因

以上のほか、保険所の感染症対策業務を圧迫する要因として、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム HER-SYS（ハーシス）と、濃厚接触者調査における他市依頼をめぐる問題点があった。

令和2年5月末から稼働を開始した HER-SYS は、感染者情報の把握・管理をめぐる保健所等の業務負担軽減、行政機関・医療機関等の情報共有・把握迅速化を図るため厚生労働省が開発したオンラインシステムである。医療機関による発生届入力や自宅療養者自身の状況報告入力等を想定していたが、現実には医療機関が直接入力することにはならず、FAX による届け出を市側が手作業で入力して対応した。感染者情報の全件入力が求められ、全国レベルのデータベースなので重すぎて動かず使い勝手が悪い部分があり、さらに市内部のデータベース作業と重複するため二度手間となるなど、有効活用されずかえって負担が増す結果となった。こういった状況は本市のみならず他自治体においても同様であり、全国的に問題点が指摘された。

なお本市の場合、第5波の時期まで HER-SYS への手作業入力を余儀なくされたが、第6波以降は kintone を活用して情報をデータ化し、HER-SYS に流し込む方式へと移行することで業務を改善できた。このことは、すでに 1-3-2. で述べた通りである。

また、感染者の行動履歴のなかで他自治体における濃厚接触者が判明した場合、当該自治体の保健所に疫学調査を依頼する他市依頼が第5波の時期まで求められた。尼崎市が他市に依頼する場合もあれば他市から尼崎市に依頼してくる場合もあり、いずれも手書き資料をスキャンしてパスワード付きでメール送付するという面倒な作業で、これもまた業務上の大きな負担となった。

これらは、いずれもデジタル化の領域でありながらその強みを活かせず、逆にアナログの作業が増えてしまい人的リソースを圧迫した事例であった。今後同様の事象が生じた場合においては、システム等の改善が求められる事項であると考えられる。

1-4. ワクチン接種

新型コロナウイルス感染症まん延防止の切り札とも言えるワクチン接種については、第1部時系列 2-3-5. 及び 3-1-4~9. に詳述したので、経緯や事実関係等についてはこれらの項目にゆずり、ここではポイントのみを記述する。

1-4-1. 組織体制と業務構築

ワクチン接種は誰もが未経験の前例のない業務であり、加えて限られた時間と人員体制のも

と、国が提示する枠組みと時期設定に沿う形で業務全体を構築して実施に移す必要があった。これを担当する健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室のワクチン接種業務の担当部署では、長時間勤務が続くなど職員の負担が大きかった。急ぎよ編成した組織のため、人の配置ごとに説明や引き継ぎに多くの時間を費やさねばならず、他自治体と比較して開始時期が遅いという批判など、市民からさまざまな厳しい意見が寄せられる場面もあり苦勞が絶えなかった。



ワクチン接種予約受付 武庫西生涯学習プラザ
令和3年5月10日撮影

ワクチン接種業務の初期対応について、業務量に対して編成人数が不足していたのではないかと、必要人員を市民対応からはずして組織編成に専念させるべきだったのではないかとという指摘がある。この点については **4-2. 庁内応援体制とBCP（事業継続計画）** に後述する。

1-4-2. 集団接種・個別接種の実施

上記のような困難に直面しつつ、令和3年1月に組織を立ち上げたワクチン接種業務の担当は、4月に入ると総合政策局の各地域課から職員を応援派遣するなど組織体制を強化し、短期間で準備を進めた。当初は医療従事者や重症化リスクが高い高齢者への接種を優先し、令和3年4月後半から市医師会等と連携して医療従事者・消防職員・保健師等への集団接種を行ったほか、高齢者施設での高齢者及び施設職員への優先接種も開始した。

これに加えて、公共施設・民間施設あわせて市内に計約30か所の集団接種会場を確保し、令和3年5月24日から高齢者対象の集団接種を開始した。7月31日までに高齢者接種の2回目を終わらせるという国の方針を達成するため、1日約2,000人接種可能という他自治体に例を見ない大規模接種会場を記念公園ベイコム総合体育館に設けたのに加えて、同会場へのアクセスを確保すべく阪神バスに依頼し、稼働していなかった空港リムジンバスを活用して市内6地区から専用往復送迎バスを運行するといった工夫も行った。

兵庫県病院局や市医師会等の協力、紹介機関経由の派遣等を通じて集団接種会場の医療従事者を確保した。保健所職員がワクチン取り扱いや接種業務のノウハウを習得し、事故防止に細心の注意を払うことで、安定的な現場運営に努めた。加えて医療機関での個別接種を市医師会を通じて働きかけ、市内において最大約300機関での個別接種を実現した。

これらの集団接種・個別接種と平行して、時期とニーズに応じたさまざまな形の優先接種等にも取り組んだ。令和3年7月以降に介護従事者・保育士・教職員等を対象とする職域集団接種を実施したのに加えて、産婦人科医院の協力を得て行う妊婦及び同居家族への優先接種及び尼崎商工会議所と市が連携して実施する市内事業所向け職域接種（いずれも同年9月以降）、12～15歳の子どもに対する優先接種（10～11月）等を実施していった。

1-4-3. 予約受付の混乱と改善

令和3年5月10日の最初の集団接種予約受付時は、専用予約サイト及び電話回線がいずれもパンクしつながりにくい状態となったほか、市内6か所の生涯学習プラザの各地域課等に設け

た特設窓口では開始時間に 200～300 人の行列ができるといった混乱や失敗もあった。この際、地域課を所管する総合政策局では臨機応変に判断し、急きょ窓口で紙で受け付ける対応をとるなど、可能な範囲で混乱回避に努めた。その上で、5 月 24 日に開始した第 2 回目受付以降はスムーズな受付が可能となるよう、受付方式を改善していった。

1-4-4. ワクチン接種の効果

以上の取組の結果、令和 3 年 10 月（第 5 波後期）時点において、市民の 2 回目接種率が 74%となった。ワクチン接種率の上昇が、ウイルスの変異による病原性の変化や治療薬の一種である中和抗体薬使用開始等と相まって、第 5 波・第 6 波以降の感染者死亡率や重症化率の低下、さらには第 8 波を最後とするパンデミックの収束に寄与したものと考えられる。

1-5. 感染症対策をめぐる諸課題への対応

1-5-1. 諸課題への対応の背景

感染症対策をめぐる、各時期においてさまざまな課題や問題点が生じ、市は対応を迫られた。本市の場合、市医師会の理解と協力、市立衛生研究所の存在と対応努力、保健所職員の現状把握力・判断力等を背景に、独自の対応策を実施に移すことで諸課題を解決していった。

1-5-2. PCR 検査、衛生研究所

感染が疑われる発熱患者が発生した場合、PCR 検査を行い感染の有無を確認することが必要になる。これについて、本市は市立衛生研究所（保健部）があることが強みとなった。県内他市町の多くは検査機関がなく、そうした市町は県立健康科学研究所（加古川市所在）ないし民間検査機関に検査を依頼し、結果が出るのに日数がかかる。本市は保健所から衛生研究所（以下、衛研）に行政検査を依頼し、迅速に結果を出すことができた。

衛研での検査は、初期においては 1 日あたり機器 1 台 1 回転、22 件までであったが、その後の感染拡大に応じて令和 2 年度から機器と回転数を増やし、令和 2 年 6 月には 1 日 44 件、同年 7 月には緊急時における 88 件の検査実施が可能となった。

PCR 検査は、環境衛生職の専門職員が担当する。当初は衛研の感染症制御担当の 3 人が担当し、その後は微生物管理担当の 3 人など所内他係や他課の専門職が応援に入り、最終的に 8 人体制で従事した。感染拡大期においては、休日も含めて毎晩遅くまで検査作業を続けて結果を出し、それを保健所に報告して勤務を終えるという状態が続いた。

衛研の検査能力増強と並行して、民間のさまざまな機関で PCR 検査を実施できるようになり、さらに抗原定性検査キットを用いた検査が可能になるといった変化があり、感染者数の増大による検査需要増に対応することができた。ただし、民間機関で検査ができるようになった段階でも、例えば高齢者施設クラスター発生時に濃厚接触者に加えて感染の可能性がある入居者の検査を行う際、衛研があることで迅速に検査を行うことができた。

なお、令和 3 年 4 月には阪神尼崎駅北側で、感染拡大早期探知等を目的とする PCR モニタリング検査を計 4 回実施した。1 日あたり 100 人を上限として、乗降客等の希望者を対象に唾液検体を採取し、衛研で検査を行った上で後日結果を通知するものであった。

1-5-3. 検体搬送業務

衛生研究所で PCR 検査を実施する前提として、検体搬送業務が必要になる。件数増大期間に

おいては、主として保健所等の事務職員がこの搬送業務に従事した。業務実態は次のようなものになる。

感染拡大期は週日週末の区別無く、担当者が2人1組（運転手役と受け取り役）で、濃厚接触者の家庭や入居施設に公用車やレンタカーで出向き、対象者が口内で転がした綿を検体として受け取り容器に入れ、衛研が入っている市民健康開発センター・ハーティ 21 の地下駐車場に搬入する。検体を受け取った衛研職員は、第三者と接触しないよう階段を使って検査施設がある5階まで運ぶ。検査にふさわしくない状態のものや、検体量不足のため再採取が必要になる場合もある。さみだれ式に運び込まれる検体が22個貯まるのを待って分析機器にかける。そんな作業を繰り返した。

搬送役の職員は、防護服などの用意が無くマスク・手袋といった簡易な装備で、感染の可能性のあることを覚悟しながら業務にあたった。

1-5-4. 発熱患者の検査場所確保－臨時診療所の設置

第1波の時期、医療機関の検査体制が未整備であり、加えて本市の場合市民病院がなく、市内の発熱患者が検査を受けることができる場所が見つからないという問題があった。このため令和2年4月16日に市立臨時診療所を旧尼崎口腔衛生センター跡（南武庫之荘3丁目）に設置し、市医師会から医師の派遣を得て最低限の検査・診療体制を用意した。開業医が交替で診察に入る体制であり、検査可能件数は1日10～15件程度だったが、初期はまだ感染者数が少なく、何とか対応することができた（令和3年3月31日まで設置）。

臨時診療所において、医師が不足する場合は保健所の医師が診察に入るケースもあった。直接診療補助を行う看護師を非常勤雇用したほか、常勤保健師も執務し、健康保険証確認・受診者誘導等の運営事務は保健所職員が担当した。検査の予約調整という事務も発生し、これらもまた保健所業務の上での新たな負担となった。

その後、行政検査が保険適用となり、唾液による検査が可能となったことからあらためて市医師会に発熱外来開設を要請し、協力を得ることができた。これにより、令和2年10月には市内の発熱外来受入診療機関が61か所となり、市民が身近な医療機関で検査を受けることが可能となった（その後、最大170か所まで拡大）。

1-5-5. 新型コロナウイルス感染症陽性者夜間一時受入病室確保支援事業

第1波から第2波の時期、未だ感染症病床を備える医療機関は少なかった。発熱患者を救急搬送すると病院が感染の有無を検査し、陽性の場合、感染症病床がない病院は受入れを拒否する。救急車が立ち往生してしまうことになり、保健所に連絡して入院調整を依頼するが、調整がつかず夜間出動の救急車が朝までその場にとどまるケースが多々あった。

こういった事態を防ぐため、感染症病床がない市内の一般病院に患者を隔離する病床の確保を依頼し、入院先が見つかるまで一時的に患者の受入れを行ったことに要する経費を支給する事業を作り、令和2年10月26日から運用した。この事業により、救急車の足止めを回避し、深夜に入院調整にあたる保健所職員の負担の軽減を図った。

1-5-6. 「入院待機陽性患者」医療支援事業

第3波の時期に至っても、市内外の感染症病床確保が十分ではなく、保健所として入院調整に苦勞する状態が続いた。入院待ちの高齢者施設入居者の容態急変例が散見されるなど、重症

化リスクが高い感染者への対処が懸念された。このため、市医師会の往診を行う開業医の協力を得て、市からの往診要請に応じて行う往診診療に対する協力金を支払う、入院待機陽性患者への往診等の医療支援事業を令和3年1月1日から開始した。県内初の試みであり、全国的に見ても実施例は少なかったと思われる。尼崎市のこの取組に追随する形で、兵庫県が3月から同様の往診支援事業を開始しており、これ以降は県の事業を活用した。

1-5-7. 入院調整をめぐる問題点と課題

感染者が発生し、入院の必要が生じた場合、保健所が入院調整を行う。市内の受入医療機関を探し、市内で見つからなければCCC-hyogo（兵庫県新型コロナウイルス入院コーディネーターセンター）に照会して入院先を探す。この入院調整は、感染症対応の各期間を通じて、保健所にとって負担の重い業務であった。疫学調査で得た情報をもとに、感染者の状態を総合的に判断してトリアージ（緊急度・重症度に応じた優先度判定）を行う専門性を要する業務であることから、入院調整の業務は保健師のみが対応した。

初期においては、感染者が少ないとはいえ原則として全員入院が求められる一方、受け入れる医療機関が少なく、なかなか入院先が決まらないケースが多々あった。令和2年度に入ると、県が確保したホテルでの軽症者療養が始まり、第3波以降は自宅療養も可能になったが、その一方で感染者数が増大し、入院調整にともなう困難が継続した。夜間に入院先が見つからず、救急車が立ち往生するケースも少なくなかったこと、これに対応するため陽性者夜間一時受入病室確保支援事業を実施したことは、すでに1-5-5.において触れた。

第5波以降になると、高齢者や要介護者の感染例が増大する傾向がみられ、介護を受けながら入院できる医療機関を求めて入院調整を行った結果、丹波地方など遠方の病院しか見つからないケースもあった。こういった調整の状況説明や、治療範囲や入院により要介護度が重くなるリスクの説明、延命措置希望の有無やDNR（蘇生処置拒否）の意向といった通常は医療機関が行うことまで保健所が家族に説明・確認を行わなければならず、担当する保健師にとってはこれもまた大きな精神的負担となった。

入院調整は、医療機関との連携協力が不可欠なことから、保健所として「尼崎市医師会新型コロナウイルス感染症対策本部会議」に加わり、市内感染状況や医療機関の受診・入院状況等の情報を共有しつつ課題検討に取り組んだ。第4波・第5波後は振り返りの場を設けたほか、第6波以降は県立尼崎総合医療センターなど感染症病床を持つ主な病院や開業医有志がおおむね週1回集まるオンラインミーティング「あまコロミーティング」を行うなど、現状把握や効果的治療方針等の情報共有に努めた。

1-5-8. 抗体療法への対応

第5波から第6波の時期、重症化リスクがある感染者等の重症化予防治療として、国が導入した抗体療法が開始された。実施可能な医療機関が限定される療法であり、対象者への案内、受診・搬送調整を保健所が担当した。

1-6. 救急搬送

1-6-1. 感染者及び発熱患者の救急搬送

感染者や発熱患者の救急患者が発生した場合、その救急搬送を担うのが市消防局・消防署で

ある。感染症まん延期を通じて行った救急搬送の実情と課題、市の対応について記す。

感染者の救急患者の搬送は、本来は保健所からの要請に応じて救急対応を行う。とはいえ、休日・夜間等を含めてとにかく救急に来て欲しいと要請されれば出動し、その対象者が感染者・確定患者であった場合は逆に消防から保健所に連絡を入れ、搬送先の医療機関の調整を要請することになる。こういった手順を経て保健所が搬送先の病院を探すので、通常の傷病者搬送よりも時間と手間がかかるが、新型コロナウイルス感染症が 2 類相当だった期間はそういった扱いが法的に求められた。

1-6-2. 感染確定ケースとそうではないケース

救急要請があった場合、PCR 検査の結果、感染が確定している患者と、感染が疑われる発熱・呼吸苦の患者で対応手順が異なる。

感染確定患者の場合、保健所が市内の入院先を探す。見つからない場合は CCC-hyogo（兵庫県新型コロナウイルス入院コーディネートセンター）が県内の受入機関を手配する。その結果、搬送先が遠方になるケースも出てくる。

発熱・呼吸苦の場合は救急隊が搬送先を探す。感染が始まった初期の段階においては、発熱・呼吸苦・高齢者という 3 つのキーワードが揃った場合受け入れる病院がなく、検査機関もないので検査することもできず、市内に受入れ先が見つからなければこれも搬送先が遠方になる。抗原検査を実施できるようになって以降は、まず搬送先病院で抗原検査を行い、陰性なら受け入れ、陽性の場合は拒否され再び受入れ先を探すことになる。

1-6-3. 感染者を受け入れる医療機関の不足

第 3 波頃までは重症者が多く、近隣の受入病院が見つからず、月に数回は丹波地方など遠方まで搬送するケースがあった。遠方となると傷病者や家族が納得せず、保健師と家族が電話で相談し、長時間に及ぶこともあり救急車の現場滞在が長引く。重症者の場合は呼吸が苦しいので、酸素吸入を行いながら待機する。本市救急の場合、病院収容まで最長 5 時間という例があった。他自治体では 40 時間以上かかったケースもあった。

夜間に搬送先が見つからず救急車が立ち往生するケースも多く、これを緩和するため感染症病床がない市内の一般病院に患者の一時受入れを要請し、病床確保に要する経費を支給する陽性者夜間一時受入病室確保支援事業を作って令和 2 年 10 月 26 日から運用したことは、すでに 1-5-5. に記した。

加えて、市内においても感染症病床を備える受入病院の確保に努め、第 4 波から第 5 波以降は軽症者が増えたこともあり徐々に状況が改善されたが、それでも感染の波が来るごとに受入医療機関が各地で足りなくなり、しわ寄せが来るという状態が続いた。

1-6-4. 感染者との接触、濃厚接触者判定、隊員に感染者が発生した場合

救急隊が救急に出た場合、全隊員の行動履歴チェックシートを作り、傷病者との接触の有無や距離などを記録する。傷病者が感染者と判明した場合、記録をもとに保健所が濃厚接触者を判定し、隊員のなかに濃厚接触者がいる場合は出動した全員が PCR 検査を受ける。濃厚接触ではない場合も一週間程度の健康観察となり、日々検温等のチェックを行う。その間に隊員は次の現場に出るので、この観察期間が絶え間なく続く。後になって搬送患者の感染が判明し、救急対応時の記録を掘り起こして確認するケースもある。令和 2~3 年度はこの状況が続いた。

隊員に感染者が出た場合は、長時間かけて電話による聞き取り調査を行い、作成した行動記録を保健所に提出し、誰が濃厚接触者になるのか判断を仰ぐ。2 日前からの行動を確認し、24 時間勤務における仮眠室や食堂での位置、距離などを含めて保健所に報告する。

救急現場には救急隊に加えて消防隊も出動するケースがある。交通事故による閉じ込め救助のほか、重篤な傷病者、心肺停止状態の場合など、多くの資器材を運ぶ必要から消防車も出動する。この場合、救急隊員に加えて出動した消防隊員も上記の行動履歴調査が必要になる。

1-6-5. 消防局・消防署における感染症対策

どの現場で感染リスクがあるのかわからないので、感染症まん延期は全出動機会において、消防隊も含めて N95 マスク（N95：NIOSH の呼吸器防護具規格基準、5 マイクロメートル以下の飛沫核に付着した病原体を 95%以上捕集するマスク）、ゴーグル、手袋を着用するなど感染防止に努めた。この結果、消防局職員約 450 人のうち、令和元年度以降の陽性者は延べ 221 人、濃厚接触者と判定された職員は延べ 196 人だったが、クラスターの発生を防ぎ、消防・救急業務を継続した。

また、SPD（救急資器材管理供給業務）の導入による救急隊員用のマスク・防護衣・ゴーグル等感染防止用品の常時確保、共用物品の個別支給化、全国の消防に対する国からの指示による仮眠室の個室化など、新型コロナウイルス感染症を契機として署内感染症対策のさらなる徹底に努めた。

1-6-6. 市医師会、保健所との連携強化

新型コロナウイルス感染症の感染が始まった当初、市医師会の感染症対策会議があり、消防もこの会議に参加した。その後、市医師会・保健所・消防が構成する会議体として協議する形となり、そこでの協議により曜日ごとの病院の感染者受入分担、産婦人科の場合は感染した妊婦をどの病院が受け入れるのかといった分担を決めるようになった。この体制整備により、夜間の救急車の足止めを回避し、深夜に入院調整にあたる保健所職員の負担も多少なりとも軽減することができた。5 類感染症に移行して以降も、月 1 回の協議を継続している。

消防としては、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて市医師会、保健所との距離が縮まった。感染症収束後も従前に引き続き、さらなる連携強化に努めている。

1-7. 国に対する感染症対策見直し要望

1-7-1. 感染様相の変化

オミクロン株が出現した第 6 波以降、感染が爆発的に拡大する一方で、重症化率が大幅に低下した。こうしたなか、感染様相の変化に応じて、市はいくつかの回路を通して国に対する感染症対策見直し要望を行った。

1-7-2. 中核市市長会要望

本市の第 6 波の時期にあたる令和 4 年 2 月 3 日、中核市市長会が国に対して、尼崎市の発議による「市民生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策の見直しに関する緊急要望」を提出した。この要望は、尼崎市が発議市となって文案を精査し、全中核市の意見を聞きながら取りまとめを行った。感染力が強いオミクロン株の出現により感染が爆発的に拡大する一方で、同株は病原性が低く世界保健機関（WHO）が重症化リスクは低いと評価していることから、

(1)積極的疫学調査・療養支援等の対応を高重症化リスク患者に重点化、(2)新規陽性者の全数届出を見直し重症化リスク因子となる疾患等がある場合や入院の必要性がある場合などに限定、という 2 点を要望するもので、感染症対策に費やすことができる人的物的資源に限りがあるなかでの現実的な対応を求めるものだった。

1-7-3. 国による感染症対策の見直し

上記中核市市長会要望に関連する国の動向として、厚生労働省が令和 4 年 3 月 16 日付で全国の自治体に対して事務連絡を发出している。オミクロン株の感染急増と重症化率が低い可能性を考慮し、全感染者一律対応は保健所機能及び社会経済活動への影響が大きいとして、濃厚接触者待機期間を従来の 10 日間から 7 日間に短縮（抗原定性検査キットを用いた検査による陰性確認を条件に 4 日間まで短縮可）するのに加えて、自治体判断により積極的疫学調査を高重症化リスクがある患者に限定して実施することを認める内容であり、後者は先の中核市市長会要望の第 1 項に対応する内容だった。

1-7-4. 市・市医師会共同要望

令和 4 年 11 月 4 日には、尼崎市と市医師会が共同して、国に対して新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）」から「5 類感染症」へと変更するよう要望した。要望書は、陽性者の大半が軽症であり、死亡率も 0.1%程度と季節性インフルエンザと概ね同水準になったこと、その一方で 2 類相当であることから発熱患者の診察・入院が診療検査医療機関や指定病院に限定されること、新型コロナウイルス感染症とともに他の傷病を患った患者への救急対応が軽症の感染を理由に困難になるなど適時医療を受診できない弊害があること等を指摘し「市民の健康で安全・安心な暮らしを守るためには（中略）必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要である」として「5 類相当に変更するよう強く申し入れる」と結んでいる。

ここで要望した 5 類感染症への変更は、約半年後の令和 5 年 5 月 8 日に実現した。

1-8. 保健行政分野における今後の感染症対策

1-8-1. 感染症予防計画

令和 4 年 12 月に感染症法（平成 10 年法律第 114 号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）が改正されたことにより、従来の都道府県に加えて保健所設置市も予防計画を作り、次の感染症危機に備えて実施事項を計画化していくことが義務付けられた。国が基本指針を出し、これに沿って各自治体の状況を加味して、予防計画を作成することになる。このため市は令和 6 年 3 月に「尼崎市感染症予防計画」を策定し、同年 4 月から実施に移した。この予防計画が、今回の経験を踏まえた今後の感染症対策の基本となる。

なお、予防計画においては、今回の感染症対応における庁内応援体制の経験と教訓を踏まえて、防災体制に準じた感染症対策の組織体制編成を盛り込む。この点については、4-2-9. において後述する。

1-8-2. 人材育成

新型コロナウイルス感染症への対応を支え、今後も感染症対策の中心を担うのが医療専門職としての保健師である。新たな感染症対策に対応できる知見を有し、医療現場で患者の治療に

あたる感染症の医療専門職や、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、行政において感染症対策の政策立案を担う人材など、多様な人材があらためて必要となっている。そのため、感染症に関する幅広い知識や研究成果を保健・医療現場へ普及できる人材の養成・確保を行う必要がある。

2. 行政各分野における感染症対策

2-1. 広報・啓発活動

2-1-1. 広報・啓発活動のねらい

感染症に対する市民の不安を解消し、市民が知りたいことをわかりやすく伝えるとともに、寄り添い率先して行動する市の姿勢を示すという観点から、本市は市公式サイトに開設した感染症に関する情報ページ、市報、市長定例会見、市政記者クラブへの記者発表、市長メッセージの市公式サイト掲載・SNS発信等を通じて、感染症対策に関する広報に努めた。

加えて市内公共施設へのポスター掲示や巡回パトロール等を通じて、感染拡大防止や感染症をめぐる差別・偏見の抑制等を呼びかける啓発活動を行った。

2-1-2. 市公式サイト

令和2年1月15日に国内感染1例目が確認され、厚生労働省が1月17日付で都道府県、保健所設置市^{第1部p3注2}、特別区に対して「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」を発出したのを受けて、本市は1月22日に市公式サイト内に同感染症に関する特設ページを開設した。感染まん延期を通じて、感染症対策及びこれに付随する各種支援策等に関する情報を即時性をもって掲載したほか、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室が分析した週単位の感染状況や検査実施状況を週報として毎週金曜日に掲載した。週報は、感染拡大を防ぐための週末の行動変容を促すことを企図するもので、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に変更されるまで公表を継続した。また、市公式サイト掲載に加えて、令和3年10月22日までの期間は、危機管理安全局危機管理安全部災害対策課から各社会福祉連絡協議会及び社会福祉協会の会長に、この週報をメール・FAXにより送付した。

2-1-3. 市報

本市は『市報あまがさき』を毎月発行して全戸配布し、誌面を市公式サイトに掲載している。感染まん延期においては感染症対策や関連情報を随時掲載したほか、令和2年6月15日に特別号を発行し、この時期



市報あまがさき特別号
令和2年6月15日発行

の市の対応を集約して提示した。同号においては、ウィズコロナからポストコロナまでを見据えるものとして、1-2-2.に前述した「新しい生活様式」などを説明し、定着を呼びかけた。

また、第6波開始当初の令和3年11月には、同月号に「第6波に備えて、全力で取り組んでいます」と題する特集記事を掲載し、感染予防対策の徹底等を呼びかけた。

市報は市公式サイトとともに市の広報ツールとしてもっとも基本的なメディアであるが、原則として月1回の発行であることから速報性に欠け、感染症のように時々刻々と状況が変化する事象についての広報としては限界があった。

2-1-4. 記者発表

月1回の市長定例会見、ならびに随時行う市政記者クラブへの記者発表等を通じて広報に努めた。記者発表においては、学校園休校休園、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発出、これにともなう行動制限等の措置、特別定額給付金、ワクチン接種をはじめとする市の感染症対策と対応方針をそのつど公表した。また、令和2年3月10日の市内感染1例目発生以降、感染者確認を逐一発表したほか、施設等におけるクラスター発生や死亡者についても発表し、市公式サイトにも掲載した。このため感染拡大期においては、新型コロナウイルス感染症に関する記者発表を毎日のように実施する状態だった。

2-1-5. 市長メッセージ

これらに加えて、令和2年3月2日から「市民のみなさまへ」と題して、市長自身の言葉を直接市民に伝える市長メッセージの市公式サイト掲載及びSNS発信を開始した。感染拡大状況や事態の推移に応じて発信し、感染抑制のための行動を呼びかけるとともに、そのときどきの市の対応方針を伝えた。その回数は令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への変更までの間、令和2年11月27日の西宮市長との共同メッセージを含めて計47回を数えた。これらのうち、感染爆発がおり医療崩壊危機が懸念された時期にあたる令和4年8月5日と、新型コロナウイルス感染症の収束を伝える令和5年5月8日の市長メッセージについては、市医師会長メッセージとの同時発表を行った。

なお、上記とは別に、尼崎市長が参加した複数自治体の共同メッセージとして、令和2年8月4日の知事・政令市・中核市市長共同メッセージ（感染拡大防止）と令和3年8月5日の阪神7市1町共同メッセージ「新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない」がある。

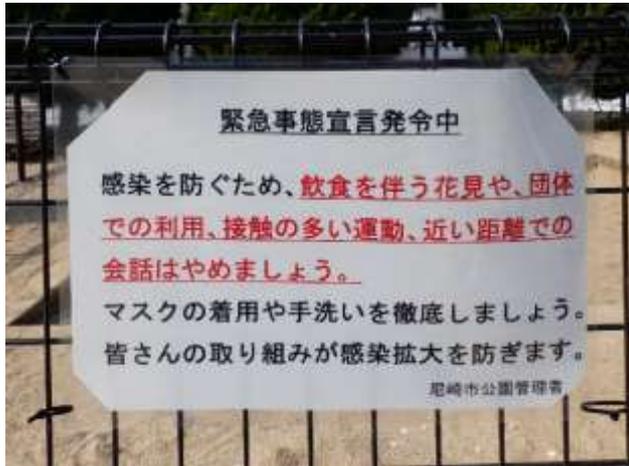
2-1-6. ポスター等の掲示

令和2年4月7日の最初の緊急事態宣言発出を受けて、市は市内公共施設、コミュニティ連絡板（掲示板）及び公園に一斉にポスター等の掲示を行い、感染予防の啓発に努めた。

市内570か所以上に及びコミュニティ連絡板に、各町内会への依頼もしくは各地域課の職員が直接掲示する形で宣言直後にポスターを掲示し、5月に入ると3密回避や市役所来庁自粛要請のポスターを掲示するなど、そのときどきの状況に応じた啓発内容を掲示した。市内の公園約600か所にも、宣言直後に都市整備局土木部公園維持課職員が総出で約3日間をかけて、感染予防の注意喚起掲示を行った。この後も、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言発出などの機会をとらえて、市は感染予防の注意喚起ポスター等の掲示を随時実施した。

2-1-7. 巡回パトロール、街頭啓発キャンペーン

令和2年4月8日から、市は不要不急の外出自粛等の行動制限を呼びかける市内巡回パトロー



緊急事態宣言の掲示
上：市内公園の注意喚起掲示
右：武庫之荘東のコミュニティ連絡板 令和3年
3月1日撮影

ルを開始した。徒歩方式と公用車利用の方式によるもので、徒歩の場合は声を出さずに呼びかけ内容を前後に表示したベストを着用、あるいは表示板を持って主要駅周辺や夜間営業店舗エリア等を巡回した。公用車は市の生活安全課や各地域課、消防局・消防団の消防車、じん介収集車（委託先民間事業者の収集車を含む）を動員し、拡声装置を使って広報した。

令和2年4月24日には、市と兵庫県警察尼崎南警察署合同の外出自粛夜間呼びかけを実施した。あわせて空き巣防止夜間パトロールを行い、4～5月中に計5回の夜間パトロールを実施した。令和3年1月14日に2度目の緊急事態宣言が発令された際も、飲食店を回って時短要請徹底の呼びかけや店内感染対策の注意喚起を行い、反発から起こり得るトラブルを想定して警察と連携して実施したほか、指導される側の気持ちをやわらげるためアルコール消毒液を持参・提供するといった工夫も行った。

夜間パトロールは他市では実施しておらず、防犯のノウハウがあり、危機管理安全局を中心に日常的に警察との連携に努めている尼崎市ならではの取組だった。このためメディアからも注目され、後のまん延防止等重点措置の時期には地上波メディアでも報道された。

この後、令和3年度以降も、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出時期にあわせて、巡回パトロールや街頭での啓発キャンペーンを断続的に実施した。

2-1-8. 感染症をめぐる差別・偏見の抑制

感染症が広がるなか、感染への恐れから、感染者等に対する差別や偏見といった事象がみられ、その抑制が啓発活動上の重要テーマのひとつとなった。市は公式サイトをはじめ各種広報・啓発メディアを通じて、これの抑制に取り組んだ。

具体的な取組として、総合政策局協働部生涯、学習！推進課が所管する学びのプロジェクト「みんなの尼崎大学」においてオンラインゼミ「コロナと人権」を企画し、令和2年4月27日に開催した。また、同じく協働部に属するダイバーシティ推進課が医療従事者への差別や偏見をやめるよう呼びかける啓発ポスターを作成し、令和2年6月から市内のコミュニティ連絡板や公共施設に掲示した。令和3年には8月5日付で「新型コロナウイルス感染症に関する差別

を許さない」と題する阪神7市1町共同メッセージを公表し、これもポスターを作成して広報した。

2-1-9. 広報・啓発活動の考え方

新型コロナウイルス感染症は未知の感染症であり、感染力が強いのに加えて重篤化して死に至るケースもあるばかりでなく、当初は治療法がなく行政の対応も後手に回りがちだったこともあり、市民の不安・不満が大きかった。こうしたなか、感染拡大状況やウイルスの危険性、感染防止策や市の感染症対策に関するわかりやすい広報、寄り添い率先して行動する市の姿勢を示す広報・啓発活動が求められた。

こうした姿勢を市長自身の言葉で示すべく、感染まん延の全期間にわたり、市長メッセージを市公式サイト及びYouTube等のSNSを通じて届け続けた。また、学校園の休校休園及び再開後の感染抑制に取り組んだ教育委員会では、学校の感染症対応が児童・生徒や保護者・地域

に与える影響が大きいことに配慮して、教育長が率先してスピード重視の情報発信に努めた。

新規感染者やクラスター発生等に関する情報の公表については、国・県から統一的な方針や公表内容指針等が明示されず、各自治体独自の判断を迫られた。本市の場合、患者の特定につながる情報は非公開とし、市民の不安軽減及び感染拡大防止に資する項目は積極的に公表することを基本に保健部局と広報課が協議し、各フェーズにおける感染拡大防止効果や保健所業務のひっ迫状況などを踏まえ、市政記者クラブとも調整のうえ順次見直しを行いつつ公表内容を定めた。

加えて、感染することそのものを問題視する風潮、2-1-8. で取り上げたような感染者・関係者への差別や誹謗中傷がしばしばみられ、これの抑制・防止も広報・啓発上の重要な課題となった。

以上のほか、保健所では感染拡大期ごとの特徴や傾向、課題に対する対応等をまとめた「保健部門の振り返り」を作成し、広く発信することで情報共有を図った。

2-2. 学校園、ならびに子どもたちの居場所

2-2-1. 市立学校園休校休園措置

国の学校休校要請を受けて、本市は令和2年3月3日から市立学校園の休校休園措置をとった。その決定過程は、第1部時系列1-2-2. に記した通りである。当初は春休み期間まで休校休園の予定だったが、その後2度にわたり延長し、特別支援学校を除いて5月31日まで、特別支援学校は6月7日まで休校とした。なお、5月中旬以降は週1回1時間程度、休校中の学校の分散登校日を設けた。



阪神7市1町共同メッセージのポスター

2-2-2. 家庭学習支援、ICT 活用

休校にあたり、教育委員会は休校までの期間の評価を学期末評価することとした上で、休校期間中の家庭学習により新学年の学習を進めた。家庭学習にあたっては、学校再開後を見越して担任と児童生徒のコミュニケーション、児童生徒のモチベーション維持、各教員の創意工夫を重視し、担任が課題（コンテンツ）を提供して児童生徒とやりとりする形をとった。

具体的には、各学校が教科書に沿ったワークシートを作成して各家庭にポスティングするアナログ方式を実施する一方で、各家庭の ICT 環境を調査して 95% がインターネット受信可能であることを確認した上で、クラウド型ストレージサービスや YouTube 等のプラットフォームを活用し、各学校作成の学習教材や動画を児童生徒に提供していった。

教育委員会事務局は ICT 活用の技術的支援を行う一方、コンテンツ配信は各学校・教員にゆだねた。「GP（グッドプラクティス）だより」というウェブ媒体の広報誌等を通じて学校間の事例共有・経験共有の促進に努め、新たなツールを活用して意欲的に取り組む教員たちを後押しした。インターネット環境が整わない 5% を理由に ICT 活用をあきらめるのではなく、これらの家庭には学校の PC 環境を提供するなど個別対応することで、全体として ICT 活用を推進することを重視した。休校当初はプリントのポスティングだけで児童生徒に会うことができなかったのが、ICT 活用によりオンラインで子どもたちと接することができるようになり、学校・教員にとって対面の重要さがあらためて実感されることになった。

感染症発生以前から GIGA スクール構想（義務教育の児童生徒用 PC 端末 1 人 1 台、加えて学校の高速ネットワーク環境整備）が進められていたこともあり、感染症の影響により児童生徒への端末配布が一気に進むなど、学校教育の ICT 化が加速される結果となった。

2-2-3. 感染症の学校現場等への影響

児童生徒の疫学調査、感染情報の広報と保護者への通知、濃厚接触者の検査に関する調整、臨時休業判断と休校休園への対応、学校施設の消毒をはじめとする感染症対策など、感染症対応をめぐる学校現場ならびに教育委員会事務局の負担は大きかった。児童生徒や保護者にとっての感染への不安に加えて、濃厚接触者になると保護者が仕事を休まねばならず、さまざまな意味で家庭への影響があり、これへの対応も求められた。



感染症まん延期の学校の様子
上：自席用のパーテーションを作る
右：教室入口に消毒液を設置
いずれも武庫小学校、令和 3 年 8 月撮影



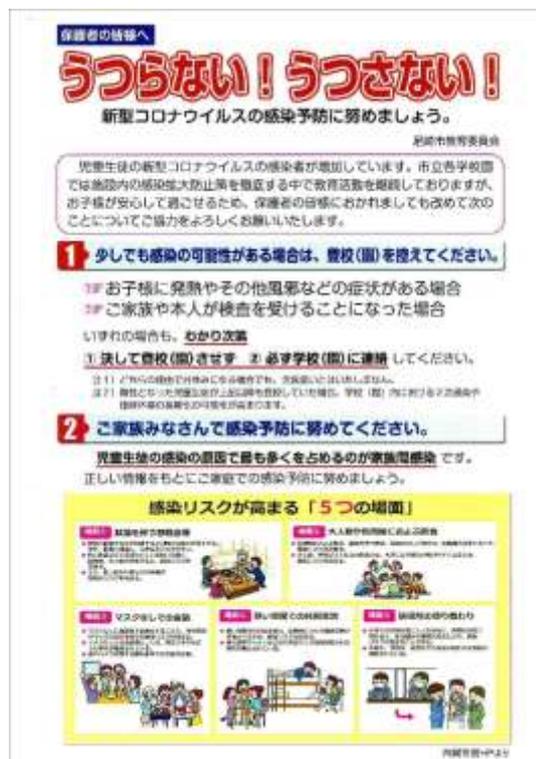
初期においては、学校園の対応についての文部科学省からの通知が遅く、また学校園向けの感染症マニュアルが提示されず、教育委員会事務局では他自治体の例を参考にして市独自のマニュアルを作成した。その後、国のマニュアルが提示されるが、感染が全国的に拡大しウィズコロナに移行しつつあった時期のものであったため、市の感染症マニュアルと比較してさまざまな制限・規制を緩めた内容となっていた。このため、市と国のマニュアルの違いに学校園の現場が混乱した部分もあった。こうした経緯を経て、学校園の感染症対応は、市の独自マニュアルから国のマニュアルに沿った対応へと移行した。

国のマニュアルや通知はわかりにくい部分も多く、教育委員会事務局としては教職員や保護者に正しい情報を伝えるべく、市独自の説明資料を作成して学校園に提示し対応を進めた。マスク着用の是非ひとつをとっても両極端のさまざまな意見があり、未知の感染症に対する独自の医学的見地を持たない市としては、国のマニュアルに沿っているという以上の説明をすることができず、その対応に苦慮した。感染症への対応をめぐるさまざまな意見や苦情が、電話や面談、メール、提案箱への提案などの形で寄せられ、教育委員会事務局と学校現場は、これらに対する応答に多くの時間を費やした。

令和2年3月3日に始まる一斉休校休園を経て、令和2年6月に市立学校園を再開した直後は、感染者が1人でも出たら学校園全体を2日間程度閉鎖し消毒（感染者が出た学級は消毒後も2週間閉鎖）という措置をとり、その後は濃厚接触者等の陰性確認により再開、全体は閉鎖せず感染者が出た学級のみ閉鎖、感染者が出て学級閉鎖はせず濃厚接触者等の一部のみ休業と、令和2年度から3年度にかけて順次対応方針を緩和した。感染者が出た学校名と学年を公表したが、感染者への誹謗中傷や風評被害があり、誰もが感染を知られたくないという気持ちがある。その一方で、感染源を知りたいという保護者もいて、学校現場や教育委員会事務局はその板挟みの立場に立たされた。保健所が提示する感染者情報と学校園への本人申し出が異なる場合もあり、保健所から日に何回も情報の送付を受けて、正確な情報の把握に努めた。

「感染したことをなぜ知っているのか」などと、仕事を休まざるを得ない保護者などから厳しい言葉を投げかけられる場面もあった。また、膨大な量の感染者・濃厚接触者情報を日々把握しながら全面休校休園・一部（学年・学級）閉鎖・本人出席停止等の対応を決めていかねばならず、これらに対応する教育委員会事務局や学校現場の長時間勤務と疲弊は著しかった。

なお、児童・生徒と接する学校教職員の感染予防のため、教育委員会事務局管理部が窓口となって接種予約等の調整を行い、令和3年7月中旬からワクチンの優先接種を職域集団接種として実施した。



感染予防を保護者に呼びかける
教育委員会作成チラシ

2-2-4. 学校園の疫学調査と検体採取

感染者が発生すると、疫学調査が必要になる。濃厚接触者判定のため、教員が教室内の席の配置や2日前からの行動履歴などを調べて報告する。保健所が手一杯となって以降は、PCR検査のための検体採取も学校側が担当した。数十人から100人単位の検体を採取して検査に回し、陽性か陰性かで保護者が翌日仕事に行けるかどうか違ってくるので、深夜までかかって結果を各家庭に連絡するといったことも必要になる。夜間に検体採取のため学校に来る生徒について、感染の風評被害を考慮して、目立たないように制服ではなく私服で来させるなど、学校現場ではさまざまな面で配慮が求められた。

1-3-4. に前述した通り、令和4年1月下旬から市立学校園の疫学調査を教育委員会が行うことになり、さらに負担が増した。教育委員会事務局内に作業部屋を設け、各課から人を集めて対応チームを作り、ピーク時には毎日平均100件（最大311件）の調査を行った。学校が提出する膨大な量の行動履歴をチェックして、濃厚接触が疑われる場合はさらに学校に書類提出を求め、マスク着用の有無や給食時の様子なども確認し、濃厚接触者を判定した。令和2年7月の市立学校園感染1例目発生から、令和5年5月8日の5類感染症への変更までの間、教育委員会事務局が独自に集計した市立学校園の感染者数は計16,684人を数えた。

2-2-5. 学力への影響

教育委員会が管理するビッグデータをもとに尼崎市学びと育ち研究所が検証した結果、令和2年3～5月の休校の約半年後における市立小中学校の国語と算数（数学）で学力低下がみられた。この影響は、約1年半後においても緩やかになりながらも残っていることが確認された。

2-2-6. 感染症の体験を通しての気づき

3年4か月に及ぶ長期の感染症まん延は、教員や児童生徒がそれまであたり前に体験してきた学校生活からさまざまなものを奪い、計り知れない大きな影響をもたらした。

休校休園はもとより、再開後も体育の授業や部活スポーツは接触するものはだめ、給食も黙食という期間が長く続いた。多くの行事が中止になり、運動会などが行われたとしても、そこに保護者が参加して子どもたちの姿を見ることも難しかった。修学旅行だけは中止にしたいということで、どの学校もなんとか実施にこぎつけたが、旅行前の感染者発生や受入れ先地域のクラスター発生などから何度も延期し、期間を短縮して最後は日帰りでユニバーサル・スタジオ・ジャパン（大阪市此花区）に行くことにした学校もあった。

この期間の経験を通して、教師が子どもと接することや、子ども同士が触れ合いコミュニケーションをとることの大切さ、子どもの居場所としての学校の意味があらためて問われた。学校にとって何が一番大切なのか、そのことを見直すきっかけになったと言える。

2-2-7. 子どもたちの居場所作りと食事面の支援

令和2年3月3日から始まった学校園の休校休園期間中、子どもたちの居場所作り、特に親の就労状況等から家庭で過ごすことが難しい児童生徒への配慮が求められた。このため、これらの児童生徒について日中の時間中、市立幼稚園・小学校・中学校特別支援学級・特別支援学校での受入れを実施した。児童ホームや学童保育を拡充することで対応する自治体が多かったが、本市においては既存施設に多くの人数を受け入れることで密になるのを避け、空き教室での自習という形を選択した。

市内の各生涯学習プラザでも、共働き家庭等の子どもを施設に受け入れ、子ども食堂主催グループの協力を得て子どもの食事の日を設けるなど、居場所の提供や給食がなくなることに對する食事面の支援に取り組んだ。

子どもの育ち支援センター「いくしあ」（こども青少年局所管）では、要支援家庭の子どもたちを対象とする「あまっ子応援弁当緊急事業」を令和2年4月14日から実施した。ネグレクトや生活困窮世帯の子どもの昼食用にお弁当券を配るもので、経済的支援にとどまらず、要支援家庭を訪問して券を配ることで対象家庭とつながりを持つことができるというプラス効果もあった。この事業は5月中旬まで実施した後、要支援家庭に市内店舗で使用可能なお弁当クーポン券を配付する「あまっ子お弁当クーポン事業」（同局発案、経済環境局と連携して実施）に移行した。

また、感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まることから、要保護児童対策地域協議会が中核となって、令和3年8月に「要保護・要支援児童等見守り強化事業」を開始した。子ども食堂をはじめ、子どもに対する支援を行う民間団体等も含めたさまざまな地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制を強化することを目的とするものだった。この事業の実施により、令和3年度、支援を要する204人の子どもたちに対し、民間団体への委託による食品等の配送、居場所の提供、世帯等の状況把握を行うことができた。



子どものためのお弁当の用意
とケーキ作り
武庫西生涯学習プラザ
こすもプラザの催し
左：令和2年4月23日撮影
右：同年4月28日撮影



出張版子ども食堂晴れるや
武庫西生涯学習プラザ 令和2年6月6日撮影



お弁当を食べる 武庫西生涯学習プラザ
こすもプラザの催し 令和2年5月8日撮影

加えて、休校期間中に子どもたちが外で遊ぶ機会と場を作るため、日中時間帯に近隣住民向け、おもに子どもを対象とする小学校の校庭開放を実施した。令和 2 年 5 月 23 日（土曜日）24 日（日曜日）30 日（土曜日）31 日（日曜日）の 4 回、市内小学校 41 校で実施し、利用者数合計 1,299 人（子ども 864 人、保護者等 435 人）だった。

2-3. 保育

2-3-1. 保育施設の感染症対応

尼崎市内には、市立保育所及び法人（私立）保育園、認定こども園、小規模保育事業所、認可外施設など計約 200 の保育施設がある。これらの施設に関する市の所管事務は、こども青少年局保育児童部の 3 課（保育企画課、保育管理課、保育運営課）が担当している。

学校園休校休園（令和 2 年 3 月 3 日開始）の決定時、これらの保育施設を開所するかどうかの問題となった。保育施設の場合、保護者が働かなか家に一人でいることができない年齢の子どもが利用することに鑑み、原則開所が国の方針であった。本市においても、保育が保護者の就労に直結しており、施設を閉鎖すると働けなくなるので施設を開ける必要があるという原則に立ち、市立・法人とも閉鎖は行わなかった。ただし令和 2 年 2 月末以降在宅保育が可能な保護者にはそれをお願いし、通園を控えた場合の保育料軽減措置^{第 1 部 p6 注 8}をとった。

令和 2 年 4 月に入り、同月 7 日に緊急事態宣言が発出されたため、市立保育所及び法人保育園、認定こども園、小規模保育事業所において 4 月 16 日から 5 月 22 日までの間、保護者がエッセンシャルワーカー（県が定めた休業要請を行わない施設＝医療機関・生活必需物資販売施設等社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等の勤務者）である児童のみを保育対象とする限定保育を実施した。

2-3-2. 保育施設の感染症対策方針

令和 2 年 3 月 10 日に市内 1 例目の感染者が発生し、その後も市内感染が続くなか、保育施設の感染症対策の指針、具体的には緊急事態宣言時やまん延防止等重点措置期間の対応、感染者発生時の措置や保育中マスクをはずすかどうかといったことまで方針が求められた。この時期、子どもの感染が親の出勤停止に直結するため、保護者も施設もナーバスにならざるを得ず、法人保育施設から公立はどうするのかといった問い合わせが市に対して多く寄せられた。

このため、市は市法人保育園会と意見調整して令和 2 年 5 月に公立保育所の方針を作り、これを運用するのに加えて、法人保育施設に対して参考指針として示した。指針ができてありがたいという法人もあれば、こういうものを出してほしくないという法人もあった。

指針に従わないケースとして、保育士の表情が見えた方が良く、見えないと保育に悪影響を及ぼすという考え方から、マスクをしない法人保育施設の例もあった。

2-3-3. 法人保育施設からの相談・報告への対応

感染症対応への不安から、法人保育施設から市への相談が多く、24 時間体制で電話相談を受け付けるため専用携帯電話を設け、保育管理課長が勤務時間外も常時携帯した。感染拡大期にはメールを含めて頻繁に連絡が入り、電話も 24 時間鳴りっぱなしという状態になった。

感染者・濃厚接触者の休園に関する個別データが保育料軽減措置の上で必要となるため、保育児童部では法人保育施設からの相談や報告の全件をデータベース入力した。ピーク時は 1 日

40 件（令和 4 年 3 月 7 日、第 6 波期間中）もの件数があり、入力作業に忙殺された。

2-3-4. 園内感染と市民対応

市内感染が徐々に広がるなか、保育施設では、令和 2 年 8 月中旬頃までは園児が濃厚接触者になるケースがある程度だったが、8 月下旬に法人保育施設で感染者が見つかり、この施設を 2 週間閉鎖した。公立保育所でも令和 2 年末から 3 年の年始にかけて初の感染例があり、令和 3 年 3 月には初のクラスターが発生した。

閉鎖されると困るという保護者の声がある一方、開けていたから感染が発生したという非難や、感染の有無に関わらずリスク回避のための閉鎖を求める声もあった。マスクをしているとはいえ大丈夫なのかなどと、7 時間もの長時間にわたり電話のクレームを受けることもあった。

初期には、保護者の側に感染するのは悪いことという感覚があり、感染した事実を保育施設に知らせないケースもあった。保健所の情報と照らし合わせて感染を把握するよう努めたが、疫学調査が簡素化されると感染者の通園状況までは把握できなくなる。市内医療機関で PCR 検査を受けられるようになると、その結果に基づく感染情報は保護者から得るよりほか方法がなくなり、これも把握が難しくなる一因となった。国の方針緩和により、感染あるいは濃厚接触となった園児が通園できない期間が短縮されていったが、それでもなお通園停止について保護者の納得を得られず、不満やクレームをぶつけられることもあった。

2-3-5. 保育施設の疫学調査と定期的 PCR 検査

1-3-4. に前述した通り、保健所が所管する各保育施設の疫学調査について、令和 4 年 1 月下旬から実務を保育児童部が担当することになった。当初職員が現地調査を行っていたが、発生件数が膨大で追いつかないことから電話による聞き取り調査と書類審査に切り替えた。報告する施設側も報告を受ける側も、現場状況確認や報告書作成等の業務が大きな負担となった。

これらを軽減すべく、法人保育施設向けの判定事例集を 4 月 19 日付で作成・提示し、施設側で判定する方式に変更した。その上で、該当なしの場合は報告不要とするなど、業務の簡素化を図った。

以上のほか、保育施設スタッフを対象とする定期的 PCR 検査（サーベイランス）を、外部委託により令和 4 年 1 月から実施した。

2-3-6. 感染症の保育への影響

感染症まん延期間中、保育所では行事を減らし、運動会も中止、あるいは開催しても観に来る保護者の数を制限した。プール遊びも満足にできず、子どもたちが互いに自由に話すことも触れ合うこともできず、それは集団保育本来の姿ではなかった。

外出機会や外で遊ぶことが減り、狭い家庭環境のなかで育ったことなどが、体力の低下に加えて子どもたちの発達面で影響があったことが考えられる。公立保育所では、子どもの育ちが阻害されていると考えられる場合、それに対する手立てを打つよう市からの指導に努めた。

マスクをしていることで、子どもたちは互いの顔がわかりにくくなる。そこで、例えば公立保育所では顔写真を撮って園内に掲示するなどといった工夫も行った。とはいえ、マスクをする保育所とノーマスクの保育所では違いがあったのではないかと、言葉が出てくる時期が遅くなったのではないかと、食事のときに口を動かして咀嚼することの指導が十分できなかったことの影響があるのではないかと、さまざまな懸念事項が想定される。小学校入学後や、さ

らにその後どのような影響を及ぼすのか、長期にわたる検証が必要になる。

発達面でなんらかの障害がある子どもの顕著な増加傾向がみられるという指摘もある。発達を診る医療機関が増え診断機会が増えたことが影響している可能性もあるが、これについても検証が必要と考えられる。

2-3-7. 感染症を通しての気づき、今後の保育のあり方

今回の経験を通しての教訓として、感染症下の保育を円滑に行い、保護者や市民の安心と信頼を得ていく上で、市としての方針や方向性を早め早めに打ち出すことが求められる。

また、時期を区切って、保護者がエッセンシャルワーカーの子どもを対象とする限定保育を実施した。エッセンシャルワーカーの意味合いや重要性、さらには重要な社会基盤としての保育所の役割が理解され、保育所・保育士の社会的地位向上につながったと言える。

保育所の数は足りておらず、待機児童数も多いなか、新型コロナウイルス感染症の経験が、保育施設の整備や保育士の待遇改善につながることが期待される。

2-4. 公共施設、文化・スポーツ等の事業

2-4-1. 公共施設の感染症対策

感染の拡大や緊急事態宣言・まん延防止等重点措置発出にあわせて、市は感染防止のため各種公共施設の休館・休止や利用制限を実施した。

感染拡大の初期において最初に施設を閉鎖したのは、令和2年3月1日から休館した尼崎城だった。同月3日には、生涯学習プラザ等の公共施設においてロビー使用中止等の一部利用制限を開始した。これと前後して、おおむね2月末頃から6月頃まで、公共施設で実施する市主催の講座・イベント等事業はほぼすべて中止した。

この後、令和2年度から3年度にかけて、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出にあわせて、生涯学習プラザ・体育館等運動施設・図書館・歴史博物館・尼崎城等の公共施設の休館ないし利用人数制限、夜間時短等を実施し、あわせて施設内の消毒・検温・パーティション設置等の感染症対策を適宜行った。



上：緊急事態宣言のステッカーを貼った公用車
左：市の施設の感染症対策 ビニールシートによる遮蔽を施した市役所本庁舎窓口
いずれも令和2年5月18日撮影

2-4-2. 運動施設の対応

国内感染が最初に広がった令和 2 年 3 月当時、各地のトレーニングジムにおける感染クラスター発生が報じられた。運動施設の閉鎖・利用制限に関する国の判断基準は示されていなかったが、市の運動施設を所管する都市整備局土木部公園維持課及び教育委員会社会教育部スポーツ推進課として安全性を優先して判断し、3 月 6 日から 25 日まで記念公園ベイコム総合体育館・地区体育館・屋内プール等の屋内運動施設を休止した。加えて、大阪市の長居陸上競技場（ヤンマースタジアム長居）が休止したことなどから、本市記念公園ベイコム陸上競技場の個人利用申請が市外から殺到したため、同じく 3 月 6 日から 25 日まで陸上競技場の個人利用も休止した。これらはいずれも急な決定であったため、予約取り消しについて各利用者の理解を求めた。その後の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発出時において、他の公共施設と同様に、運動施設についても適宜休止あるいは一部利用制限等の措置をとったほか、施設内における利用上の注意喚起及び感染症対策に努めた。

休止・利用制限等の決定時、公園維持課として国・県・近隣市の動向を確認した上で、スポーツ推進課をはじめ関係部署等と調整しつつタイトなスケジュールのなかで作業及び判断を行った。休止や利用制限による利用者・関係者への影響が大きいのに加えて、ベイコム総合体育館を所管することもあり、施設の運用や閉鎖等について市の組織内外から公園維持課に問い合わせが来るなど、さまざまな意味で同課にとっては負担が大きかった。

運動施設の閉鎖について、施設を管理する市スポーツ振興事業団や所管課には多くの苦情が寄せられた。本市の場合、開けることができる施設は開けるという方針だったが、なぜ閉鎖するのかという比較的若い世代に多くみられる苦情もあれば、感染拡大のなかなぜ開けるのかという高齢者世代に多い苦情もあった。

2-4-3. スポーツ事業への影響

運動施設に加えて市内のスポーツ事業全般が感染症の影響を受けた。まん延期においては市民マラソン、市民ウォーク、スポーツフェスティバルを中止したほか、市体育協会に委託して各競技団体が実施する市民スポーツ祭等も軒並み取り止めになった。

感染拡大のため 1 年延期され、令和 3 年（2021）7 月 23 日から 8 月 8 日まで開催された東京 2020 オリンピックの聖火リレーにも影響があった。兵庫県内では令和 3 年 5 月 23 日と 24 日に実施予定で、24 日は尼崎市内の記念公園ベイコム陸上競技場から尼崎城址公園まで聖火ランナー 12 人が走るべく準備を進めていたが、緊急事態宣言期間中であることから両日とも公道での走行を中止し、代替措置として姫路城三の丸広場（23 日）と篠山城跡三の丸広場（24 日）でのランナー走行を実施した。

また、尼崎市扇町の県立尼崎スポーツの森のプールが事前合宿の練習施設として選ばれ、令和 3 年 7 月にウクライナのアーティスティックスイミング選手・競泳選手・スタッフ及びベラルーシの競泳選手を受け入れたが、同じく受入れ予定だったギリシャの競泳選手 8 人・スタッフ 4 人は感染拡大の影響等のため事前合宿取り止めとなり、受入れを中止した。

2-4-4. 文化事業への影響

2-4-1 に前述した通り、令和 2 年度から 3 年度にかけて、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発出にあわせて各種公共施設の休館や利用制限が行われ、事業が休止された。図書館・

歴史博物館・尼崎城といった施設の利用が制限されたほか、文化施設や生涯学習プラザ等で実施される文化事業はおおむね令和2年2月末頃から6月頃までほぼすべて中止されるなど、感染症は文化の面でも大きなマイナスの影響をもたらした。

尼崎市総合文化センターを運営する公益財団法人尼崎市文化振興財団もまた、感染症による大きな影響を受けた。令和2年度の貸館事業において、大ホール166件、中ホール144件、会議室186件の催事が中止となったほか、施設使用料収入が令和元年度と比較して令和2年度はほぼ半減した。財団事業については、日程・会場変更や収容人数を定員の半数以下とするといった感染症対策を施し実施に努めたものの、令和2年度に予定していた92事業のうち42事業の実施断念を余儀なくされた。市民の文化活動が制限されるなか、財団として何ができるのかという観点から、令和2年5月以降、「おうちでアルカイック」と題してYouTube等による主催事業動画配信を実施した。その後、令和3年度にかけて事業再開・実施に努めたことなどの結果、令和3年度の施設使用料収入は令和元年度の約83%まで回復した。

こうした状況を踏まえて、令和2年度、市は県との協力による芸術文化公演再開緊急支援事業などにより支援を行った。当該事業は、収容人数100人規模以上の公演施設（尼崎市市内では尼崎市総合文化センター大ホール・中ホール及び県立尼崎青少年創造劇場ピッコロシアター）において、施設利用者が観客数の制限などの感染対策を行った場合、使用料の半額を市と県が負担し利用者負担を軽減するもので、合計67件の利用があった。

2-4-5. 公園

令和2年4月7日の最初の緊急事態宣言発出時、都市整備局土木部公園維持課では市内約600か所に及ぶ全公園を対象に、職員総出で約3日間をかけて感染予防を呼びかける掲示を行った。その後も職員が公園樹木の剪定など通常業務のなかで必要に応じて巡回し、公園利用者への感染予防の注意喚起を行った。公園利用についての苦情も多々あり、子ども同士が近い距離で遊んでいると、「注意しろ！」という電話がかかってくるようなケースもあった。利用制限の法的根拠がなく可能な範囲で注意喚起を行っていることを説明し、理解を求めた。

2-4-6. ボートレース尼崎

令和2年2月28日から全国24ボートレース場がすべて無観客開催となった。ボートレース尼崎も6月15日まで無観客開催とし、本場での勝舟投票券の販売を中止、外向発売所（セントルピア）についても6月9日まで販売中止とし、この期間中は電話投票（インターネット投票）のみでの販売とした。ボートレースの場合、全国モーターボート競走施行者協議会等の中央団体が主導する形で、無観客開催など感染拡大リスクを回避する業界全体の運営方針を決定し、全国のレース場に対して徹底した。

ボートレース尼崎としては、上記の無観客開催に加えて有観客開催以降も場内感染症対策に努めたが、運営上のさまざまな面において感染症の影響を受けた。ただし、新型コロナウイルス感染症以前から取り組んできた電話投票売上向上策、イメージアップ戦略、施設改修等の積み重ねがあり、売上は落ちずむしろ増収となった。特に、無観客であっても動画配信によりレースを観戦できること、本場や外向発売所での勝舟投票券販売を中止してもインターネットを利用しての電話投票により購入できることの効果が大きかった。

その一方で、ボートレース場は運営に多くの人に関わる場であり、無観客開催により収入を

失う従業員、警備員、売店・イベント等関係者、場外発売場運営事業者といった各方面への対応が求められた。これを所管する市公営企業局ボートレース事業部として、それぞれに事情を説明するなどし、理解を求めた。

なお、令和 6 年 4 月よりボートレース業界全体として、感染症を機に行った感染拡大防止のための対策をすべて終了した。

2-5. 福祉サービス

2-5-1. 福祉サービス施設における感染発生時の対応

福祉サービスは、介護サービスと障害福祉サービスにわかれる。これらを担う事業者の指導監督は、健康福祉局（令和 2～4 年度、5 年度以降は福祉局）法人指導課の所管となる。

介護サービスや障害福祉サービスの施設で感染者が発生した場合、施設に対する疫学調査を行う必要が生じる。令和 2 年度はこれを保健所が行い、感染者の施設利用に関する情報が保健所から法人指導課に送付された（令和 3 年度以降については後述）。

感染発生後、通所施設の場合は、感染者の通所停止に加えて感染拡大防止のため濃厚接触の可能性のある利用者にも結果が出るまで通所を控えてもらう必要があり、この連絡を法人指導課が担当した。

2-5-2. 介護サービスの場合

介護サービスには、デイサービス等の通所サービス、訪問介護等の訪問サービス、特別養護老人ホーム（特養）や介護老人保健施設（老健）といった入所施設のサービスなどがある。介護サービス施設・事業所数は市内で約 3,000 か所にのぼる。1 つの事業所で複数のサービス事業を実施している場合があり、事業数で数えるとこの数字になる。

介護サービスの利用者は、複数の通所サービスを利用する場合もあり、感染に気付かず他のデイサービスに行ってしまったりとすると、そこから感染が広がるおそれがある。このため、対象者が濃厚接触者の疑いがある場合、市から連絡し、これらのサービス施設への通所を控えてもらう必要がある。その後、疫学調査により保健所が濃厚接触者を確定し、結果を直接施設に伝え、ケアマネジャーにも連絡が届く。濃厚接触者ではない場合は、通所を再開する。

介護サービスの利用者の場合、通所等のサービスが受けられないと生活できないケースもあり、家族がケアするのか訪問サービスに切り替えるのかといった対応をケアマネジャーが調整する。

通所型施設は数が多く、利用者はさまざまな施設・サービスを組み合わせて利用するので、感染発生時にその日時・施設・利用者を調べて濃厚接触の可能性のある対象者を割り出す作業を行う。翌朝に別サービス利用のため出かけてしまうのを防ぐため、前日中にすべて調べて特定し、その日のうちに担当ケアマネジャーの事業所を確認して FAX で連絡する必要がある。保健所からの検査結果連絡を待ってこの作業を行うが、検査件数が多くなると結果が出るのに時間がかかる。連絡待ちのため、これを受ける法人指導課の待機時間も長くなり、感染拡大期には深夜にまで及んだ。

2-5-3. 障害福祉サービスの場合

障害福祉サービスについても、通所者に感染者や濃厚接触の疑いがある対象者が出た場合は

通所を止め、他のサービスへの切り替え等の対応を行う。保健所からの感染発生連絡を法人指導課から同じ健康福祉局の北部障害者支援課・南部障害者支援課に転送する。障害福祉サービスの利用者数は介護サービスに比べて少なく、何かのときに受入施設を探すなどのケアを行うケースワーカー的な役割の職員がいる。

2-5-4. 令和3年度以降の疫学調査

1-3-4. に前述した通り、令和3年4月に法人指導課の職員全員に対して保健所職員としての兼職発令があり、介護施設・障害福祉施設・学校・幼稚園・保育施設についての疫学調査を担当することになった。

介護等の福祉サービス施設の場合、疫学調査のための施設からの聞き取り調査、濃厚接触者判定、PCR検査の案内、検体回収及び衛生研究所への検体搬送、施設への衛生用品配布等の業務のすべてを法人指導課職員が分担して担った。

通常業務に疫学調査が加わり、業務負担がさらに増したが、濃厚接触者判定を直接行うことで結果を早く出せるようになり、情報共有が緊密かつ迅速になった。これにより、通所サービス利用停止についてケアマネジャーに連絡するケースは少なくなった。

令和3年中は上記のような疫学調査の分担だったが、件数が増え、福祉・教育・保育施設のすべてを法人指導課が担当することができなくなったため、令和4年1月下旬から学校園と保育施設の調査は保健所本体の管轄に戻し、調査実務を教育委員会事務局とこども青少年局保育児童部が担当することになった。法人指導課職員の保健所兼務は令和4年10月まで継続し、11月以降は介護施設・障害福祉施設の調査も保健所本体の管轄に戻した。

2-5-5. 福祉施設等における感染症対策の支援

福祉施設において感染クラスターが発生する場合があります、特に高齢者施設など入所者の重症化リスクが高い施設においては事態がより深刻となる。このため、保健所では施設の感染症対策を支援する各種の取組を実施した。

令和2年7月30日に実施した保健所主催の高齢者・障害者施設スタッフ向け感染症対策オンライン講習会は、他市ではほとんど例を見ないユニークな取組だった。県立尼崎総合医療センター感染症内科の医師と宝塚第一病院で院内クラスターに対応した看護師を招き、ネット環境が整わない受講者向け中継視聴会場を市立すこやかプラザ内に用意して開催した。

令和3年6月には、高齢者施設等のスタッフを対象とする定期的なPCR検査（サーベイランス）を開始した。施設内クラスター発生への早期対応や施設の感染予防対策支援を意図したもので、市立衛生研究所で検査を行い、令和4年9月以降は外部委託により検査を実施した。

令和4年4月に開始した、施設内感染対策指導を現地で行うICN（感染管理看護師）等派遣事業もまた、高齢者施設等における感染症対策への支援策として実施したものであった。

2-5-6. 衛生用品の配布

福祉サービス施設で必要になる衛生用品について、本来は事業所が用意すべきものであっても感染症まん延期には入手しにくい場合もあり、感染発生にともない必要となる用品を市から配布した。当初は市民から寄付された用品等を職員が運んだが、その後国が大量の物資を用意し、特に手袋とマスクは全事業所に配るよう国から提供されたので、配布そのものを事業者へ委託して実施した。市役所の開明庁舎2階の一室を、置き場所として確保していた。

2-5-7. 福祉サービス分野の感染症対応の特徴

福祉サービスの場合、感染が発生してもサービスを一律に止めることができない。サービスを止めると生活できない人や、命を落とす人もいるので、通所を止めるとしても訪問サービスに移行するなどの措置が必要になる。

家族全員が感染して入院し、要介護者だけが在宅というケースもある。訪問看護や訪問介護の従事者を派遣する必要があるが、感染の危険があるうえ、従事者を確保することや訪問サービスの訪問先を追加することが難しい場合も多い。この点、調整を担当するケアマネジャーの負担が大きかった。

介護従事者の確保が最も困難な課題だった。これの確保のための訪問介護・看護事業所の団体への派遣要請は、健康福祉局の高齢介護課と包括支援担当が担当した。

2-5-8. 感染症対策を振り返って

福祉サービス分野の感染症対策をめぐっては、さまざまな困難や苦労があった。サービス施設で感染が発生することについてのクレームや、関係者への風評被害などがあり、また、施設のスタッフや入居者には感染への不安があった。

また今回の経験を通じて、福祉サービス分野の感染症対策の上でいくつかの課題が残った。

疫学調査に加えて感染防止のための施設内ゾーニングの助言等を保健所職員と保健所の補職発令を受けた法人指導課の事務職員（初期に、現地へ医師に同行し業務にあたっていた者）が行ったが、専門職による対応ではなかったことの是非、福祉サービス停止について事業者への協力要請にとどめるのではなく、保健行政の権限をもって指導すべきだったのではないかと、保健所が手一杯になったこともあり、保健所が福祉施設の感染症対策・感染対応の脆弱な実態を把握しきれていなかったのではないかと、という指摘があったことを付記しておく。

3. 市民・事業者に対する生活・経済支援

3-1. 感染症の地域及び市財政への影響

3-1-1. 地域経済・市民生活へのさまざまな影響

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出された令和2年度から3年度にかけて、感染防止のための各種行動制限等の措置が行われた。特に飲食店・遊興施設等の分野について、令和2年度を中心に県による休業要請や夜間時短、施設内感染症対策徹底等の要請が行われ、感染の全期間を通じて利用を控える傾向がみられた。

これらのことから、飲食等のサービス業分野をはじめ、地域経済や市民生活のさまざまな面で感染症のマイナスの影響があった。

3-1-2. 企業活動への影響調査

感染症の市内企業活動への影響を検証するため、市経済環境局経済部経済活性課と公益財団法人尼崎地域産業活性化機構が令和2年7～8月と3年7～8月、従業員4名以上の市内民間事業所を対象にアンケート調査を実施した。令和2年の1回目は市内事業所約4,000を対象に実

施し有効回収数 1,331、令和 3 年の 2 回目は追跡調査を行い、有効回収数は 843 だった。

アンケート調査結果と、これを踏まえた『尼崎経済白書』令和 2 年度版（尼崎市・公益財団法人尼崎地域産業活性化機構、令和 3 年 3 月）及び『尼崎経済ガイドブック』令和 3 年度版（同前、令和 4 年 3 月）によれば、令和 2 年 7～8 月段階において感染症によるマイナスの影響があると回答した事業所が 85.3%、令和 2 年 4～6 月期の売上高対前年比（コロナ前との対比）減少と回答した事業所が 75.6%、令和 3 年 7～8 月段階においてはマイナスの影響 62.5%、マイナスからほぼ回復した事業所が 19.0%、令和 3 年 4～6 月期の売上高対前々年比（同前）減少が 66.5%と、小規模事業者を中心に大きなマイナスの影響があった様子が見て取れる。

令和 3 年度段階においても尼崎経済は感染症の影響により厳しい状況にあるが、年度後半には企業の業況感は感染拡大以前の水準まで持ち直してきたというのが、前掲『尼崎経済ガイドブック』令和 3 年度版の評価である（同書 p17、尼崎地域産業活性化機構理事長加藤恵正「これからの「尼崎産業」の話をしよう」）。

3-1-3. 市民生活の困窮度合い

感染症の影響による市民生活の困窮度合いをダイレクトに示す適当な統計指標がなく、参考指標として当該期の生活保護及び生活困窮者自立支援にかかる数値を以下に示す。

年 度		令和元	令和 2	令和 3
生活保護	世帯数	13,770	13,683	13,566
	人員	17,753	17,472	17,210
	保護費	330 億 2,367 万円	315 億 4,920 万円	310 億 8,052 万円
生活困窮者 自立支援	新規相談件数	1,075	6,457	3,919
	就労支援就労者数	99	221	187

〔出典〕『尼崎市統計書』令和 4 年版（尼崎市、令和 5 年 3 月）

生活困窮者が大幅に増えたことが、相談・就労支援の数値に反映している。その一方で、生活保護については変化がなく、むしろ対象世帯数・人数及び保護費は減少している。これらのことから、後述する感染症にかかる各種給付金等の支援により、感染症の影響を受けた生活困窮者については一定程度カバーできたものと考えられる。

なお、地方税法第 15 条にもとづく地方税猶予（災害、疾病、事業休止等による収入激減を理由とする 1 年以内の期間の徴収猶予）について、令和元年度以前は年間 2 桁に達しない程度の件数だったものが、国が 1 年限定の感染症対応特例制度（延滞金免除、無担保、対前年比所得 20%減で適用）を設けた令和 2 年度は 485 件になった。その後令和 3 年度 67 件、令和 4 年度 37 件と推移しており、生活困窮者自立支援と同様の傾向を示している。

3-1-4. 市財政への影響

感染拡大が始まり、飲食店等の休業をはじめ経済活動への大きな影響があったことから、当初市は感染症の影響による財政の悪化を予想した。しかしながら、後掲の表にあるように、令和 2 年度以降も市税をはじめとする主要一般財源は感染症まん延以前と同水準であり、本市の財政面に与える影響は限定的だった。

個々の市民や事業者について言えば、収入が激減し納税できないケースも多くみられた。その一方で、休業補償をはじめ各種の支援金給付や補助が行われるなど、後手に回る部分があったとしても国や自治体の支援が効果的だったと考えられる。なお、法人市民税が令和2年度以降減収となっているが、これはこの前後の税制改正の影響もある。

市財政：一般会計歳入・歳出決算の推移 令和4年度決算の概要より転載

(単位:億円)



	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	対前年度
市税	792	806	796	801	826	25
うち個人市民税	243	250	255	254	261	7
うち法人市民税	73	76	60	59	62	3
うち固定資産税 都市計画税	406	408	410	413	427	13
地方譲与税等	105	105	125	150	146	△4
うち地方消費税交付金	81	78	94	103	109	6
実質的な地方交付税	204	199	190	235	177	△58
地方交付税	122	128	125	164	157	△7
臨時財政対策債	82	70	65	71	20	△51
合計	1,101	1,110	1,111	1,186	1,149	△37

※ 主要一般財源…市税に地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税等を加えたもの
 ※ 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金…新型コロナウイルスにかかる緊急経済対策に伴う特別軽減措置により減収となった固定資産税・都市計画税の国費補填



	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	対前年度
市税	792	806	796	801	826	25
地方譲与税等	105	105	125	150	146	△4
地方交付税	122	128	125	164	157	△7
国庫・県支出金	586	611	1,178	852	786	△66
諸収入等	192	237	200	209	285	76
市債	261	164	217	147	72	△75
うち借換分	80	28	44	19	0	△19
うち臨時分	82	70	65	71	20	△51
合計	2,059	2,051	2,640	2,323	2,272	△51



	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	対前年度
総務費	170	200	678	189	254	65
民生費	983	1,011	1,031	1,166	1,129	△37
衛生費	132	131	142	187	189	2
土木費	206	177	204	157	163	5
教育費	167	154	171	197	186	△11
公債費	319	290	291	297	237	△60
その他	75	80	105	94	84	△10
合計	2,051	2,044	2,623	2,288	2,242	△46

歳出面では、感染症対応のため多額の財政支出を行い、例年 2,000 億円程度だった一般会計支出が令和 2 年度は 2,623 億円にふくらんだ。約 600 億円の増のうち約 500 億円が国民 1 人あたり 10 万円を支給する特別定額給付金の経費だった。感染症対応の支出については、これに見合う国交付金等の財源措置があった。さらに、イベントの中止や学校休校にともなう給食休止、施設閉鎖による管理経費の減少等により、おのずと歳出が抑制された部分もあった。

以上のように、感染症の本市財政への影響は限定的であり、これは他の地方自治体においても概ね同様の状況であった。

3-2. 市民生活への支援

3-2-1. 総合サポートセンターの開設

最初の緊急事態宣言が発出された令和 2 年 4 月、市は感染症に関する問い合わせや相談を受け付けるワンストップサービスの窓口が必要と判断し、4 月半ばに開設準備に着手した。4 月 17 日に新型コロナウイルス総合支援担当を危機管理安全局に設置した上で、同局を中心に約一週間で準備を終え、4 月 24 日、市役所南館 1 階に新型コロナウイルス総合サポートセンター（市民向け相談サポート窓口）を開設し、支援相談等の業務を開始した。

その後、総合サポートセンターの運営において部局横断的な調整が必要となることや、市民にとってより身近な地域での相談機能も必要であるといった新たな課題が生じるなか、6 月 1 日から同センターの運営及び新型コロナウイルス総合支援担当の組織を危機管理安全局から総合政策局に引き継ぐとともに、市役所南館 1 階に加えて市内 6 地区の各地域課に総合サポートセンターの窓口を設け、令和 3 年 7 月 21 日まで本庁舎及び各地域課で相談業務を実施した。

3-2-2. 特別定額給付金

感染症により生活面の打撃を受ける国民全員を対象に、国の経済的支援施策として実施されたのが、国民 1 人あたり 10 万円を世帯主に支給する特別定額給付金であった。令和 2 年 4 月 20 日、政府が支給を閣議決定し、4 月 30 日には実施のための補正予算を成立させた。

これに対応するため、4 月 24 日、市は総務局職員が兼務する形で同局に特別定額給付金担当を設置した。国が急きょ決定した給付金であり、加えて国から至急給付するよう要請があったことから、給付金担当は限られた人員体制のもと、さまざまな困難に直面しながら早期支給を目指して準備を進めた。業務実施について事業者との間に包括業務委託契約を締結し、5 月 20 日から順次支給を行い、7 月上旬までにほぼ支給を終えた。この間の詳しい経緯については第 1 部時系列 2-1-12. に記述したので、これを参照されたい。

業務実施にあたり本市が締結した包括業務委託契約は、限られた組織体制と時間のもと膨大な業務を進める上で必要な契約だったと考えられる。その一方で、包括委託することで市の体制が手薄となり、新型コロナウイルス総合サポートセンターに問い合わせがあっても円滑に連携することができないケースが散見され、その背景として、市の職員が制度や市民ニーズを十分把握できなくなる側面があったのではないかという指摘もあった。

なお、令和 2 年度の特別定額給付金支給の後、感染症の影響による困難世帯への新たな市独自の家計支援策として、令和 3 年度に住民税均等割非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1 世帯 10 万円）の支給を実施した（令和 4 年 2 月以降支給）。令和 4 年度も、新たに非課税となっ

た世帯に支給する形で、この制度を継続した。

この実施過程において、令和4年6月にUSBメモリー一時紛失事案が発生した。業務受託事業者の関係社員が市民の個人情報を記録するUSBメモリーを一時紛失した事案であり、事実経緯については第1部時系列4-1-6.に記したので省略する。

事案後、市は外部有識者による「尼崎市USBメモリー紛失事案調査委員会」を設けて諮問調査を行い、令和4年11月28日付で調査報告書の提出を得た後、同報告書の調査結果及び指摘内容を踏まえ、令和5年度にかけて市全体の個人情報安全管理措置及び情報セキュリティ対策の向上に向けて取り組んだ。

3-2-3. 「しごと・くらしサポートセンター」の支援業務

経済的困窮者向け支援策として、既存の制度である住居確保給付金と社会福祉協議会貸付（総合支援資金、緊急小口資金）の要件が全国一律で緩和され、令和2年度から感染症による減収者も対象となった。健康福祉局北部福祉相談支援課・南部福祉相談支援課が所管する「しごと・くらしサポートセンター」では相談支援業務件数が急増し、令和2年4月の新規相談件数（住居確保給付金申請及び通常の生活困窮者相談の件数）は、前年4月の70件に対して872件となった。5月以降は北部・南部とも保健福祉センター内の他課から応援を得たほか、住居確保給付金申請受付専任の会計年度任用職員を配置したが、令和3年2月には継続相談件数が前年同月の656件の3.4倍にあたる2,232件となるなど、業務量がさらに増大した。

令和3年度には、既存の社会福祉協議会による貸付金を利用限度まで借りても、なおかつ生活を立て直せない世帯を対象とする新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を制度化し、7月5日から申請受付を新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センターにおいて開始した。家賃補助を行う住居確保給付金の制度を一部改変する形で国の制度を補い、求職活動を条件として直接現金を給付する制度であり、審査・支給決定は北部福祉相談支援課で行った。

3-2-4. 生活困窮者自立支援業務をめぐる課題

上記の各種支援実施にあたり、北部福祉相談支援課・南部福祉相談支援課は関連部署との連携を重視した。住居確保給付金・自立支援金とも生活保護を受給していないことが要件なので、生活保護の担当者と情報を共有した。通常は、障害福祉、こども青少年、国民健康保険、住宅管理といった部署が生活困窮者の窓口になることが多く、これらの部署と連携して相談者の紹介を受ける。感染症まん延期は、新型コロナウイルス総合サポートセンターあるいは保健所から紹介されて来るケースや、社会福祉協議会貸付の窓口である社会福祉協議会からの紹介ケースが増え、他のルート経由の相談者紹介は減少した。

「しごと・くらしサポートセンター」は、相談者に寄り添う伴走型のていねいな支援を重視しているが、感染症の影響による給付金・支援金申請対応等の業務の急増により、これの継続が難しくなった。この点への反省として、組織として相談と給付をわけて実施すべきだった、という意見もあった。

これに加えて、求職・自立よりも現金給付を求める相談者が増加するといった弊害もみられた。長時間勤務に加えて、市民対応の面では苦情や不満の矢面に立つなど、感染症まん延期を通じて職員にとって厳しい執務状況が続いた。

3-2-5. ネットカフェ難民の市営住宅受入れ

最初の緊急事態宣言を受けて、ネットカフェが閉鎖されることになった。ネットカフェに泊まり歩きながら生計を立てていた人々、いわゆる「ネットカフェ難民」の行き場がなくなることから、市上層部は都市整備局住宅部住宅管理担当に対して、市営住宅目的外利用による救済策を指示した。ネットカフェが閉鎖されるタイミングを逃すと対象者に制度を伝える機会を逸してしまうので、急きょ制度を構築し、令和2年4月14日付で広報して申込受付を開始した。ウェブ検索して所在を確認したネットカフェを職員が訪問してチラシを掲示してもらい、間に合わせることができた。近隣市では実施しておらず、尼崎市の独自性が強い施策だった。

市域を北部と南部にわけ、それぞれ市営住宅を10戸ずつ、計20戸を用意した。目的外使用の利用料は徴収しないという国の通達があり、これは徴収せず、ただし光熱水費・共益費相当額として、市内ネットカフェ平均利用料を根拠に日額2千円を徴収することにした。ネットカフェ難民は寝具等を所持していないと判断し、市営住宅北部管理センター・南部管理センター（それぞれ別の民間事業者が受託運営）に依頼して布団や照明器具を用意した。

こうして準備を整えた上で、市内ネットカフェ会員証所持を条件に通算7人を受け入れた。令和2年5月6日まで制度を運用し、その後延長を繰り返し、最後の2部屋の入居者が出ていく場所が見つからず、結局同年8月6日まで延長した。

3-2-6. 収入減・解雇・離職者の市営住宅受入れ

ネットカフェ難民の市営住宅受入れとは別に、感染症の影響による収入減・解雇・離職者についても、生活再建支援策としての市営住宅入居制度を住宅管理担当が作り、同じく令和2年4月14日付で広報した。市営住宅50戸を用意し、原則6か月、事情により1年間の入居期間を設け、後に2年まで延長した。感染症による収入激減や離職を証明する書類提出と市内在住者であることを条件に受け入れ、合計20~30人が入居した。ネットカフェ難民の場合と異なり、光熱水費・共益費に加えて家賃も本人負担とした。市営住宅一般入居者と同様の減免制度を設けるなど、都市整備局として柔軟に対応した。

申込相談時、事情に応じて福祉相談を勧め、引っ越し費用を負担して市営住宅に入居するのではなく住居確保給付金等を受給して現住居のまま生活再建する選択肢もあることを説明するなど、自立支援を担当する北部・南部の福祉相談支援課などと相互に連携して対応した。

3-2-7. 市営住宅目的外利用制度運用上の問題点と課題

制度実施にともない、家賃等の未納問題が生じた。この場合債務処理となり、所管課は長期にわたる対応を迫られることになる。離職者や入居者の家賃納付率は、一般入居者に比べると低かった。ネットカフェ難民の場合そもそも住所がなく、退去後の連絡がつかない。失踪したケースもあり、この場合勝手に家財を処分することができず、事後処理を行うため訴訟が必要となるなど、負担が重く無駄な事務処理が発生した。

今回の教訓として、未納や不退去といった問題が生じる可能性を前提としてあらかじめリスクを想定し、債務処理等に関する方針を整理して制度設計を行う必要があると考えられる。

3-2-8. 水道料金・下水道使用料減免

感染症の経済的影響は、個人・事業者を問わず広く市民一般に及ぶと考えられることから、令和2年4月30日、公営企業局は、上下水道基本料金・基本使用料について、上下水道の全契約

者を対象に6か月分（7～12月検針の3期分）を全額減免することを発表し、上下水道事業の経営に大きな影響が生じない範囲で実施した。

また、令和4年度においても、上下水道の全契約者（官公庁を除く）を対象に4か月分（8～9月検針分と12～1月検針分の2期分）の上下水道基本料金・基本使用料を全額減免し、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施した。

他の多くの支援策の場合、制度の告知・広報、申請受付、審査、給付金等の振込や現金給付といった各種事務が発生し、多額の間接経費負担を要する。上下水道基本料金・基本使用料減免の場合、システム改修のみで実施できるため、他の支援策と比較して間接コストを大幅に抑制することができた。加えて、広く浅く支援できるという効果があるが、その分減免を受ける側としては支援の実感が薄い。感染症の影響により困っている分野や人々に支援を届けるという点で、効果的な支援策なのかという部分について、課題が残ると考えられる。

また、独立採算制の原則に立つ上下水道事業会計においては、自然災害等の特段の事由がある場合を除き、減免の実施は制約される。今回のように全契約者を対象とする減免は異例の措置であり、今後同様の施策を実施するにあたっては、将来負担の可能性や経営計画への影響も含めて、慎重な検討が求められる。

3-3. 事業者への経済的支援

3-3-1. 早期に取り組んだ支援策の準備

個人や家庭向けの生活支援に加えて、感染症の経済的な影響を受ける事業者向け支援もまた、本市が重点的に取り組んだ分野のひとつだった。国内感染が始まった令和2年の早い時期から飲食等接客系業種への影響を予測していた経済環境局経済部では、早い時点で各種支援策の検討・準備を進めた。令和2年4月20日に市中小企業センター1階多目的ホールに事業所向け臨時相談窓口を開設したのに続き、令和2年度中に計13の支援事業を実施した。

中小企業支援を中心に、市内に1万7,000弱ある事業所を大小を問わず支援するもので、緊急性に鑑み立案・実施の上でスピード感を重視するとともに、国・県の施策との重複を避けつつ連携・補完することを基本とした。

3-3-2. 各種支援策の実施

当初重視したのは、緊急事態宣言にともなう行動制限・休業要請等の影響を最も強く受けると考えられる、飲食店等の商業系事業者向け支援だった。最初に実施したのが「テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度」で、令和2年4月21日から受付を開始した。店舗等の賃料3か月分相当額（上限50万円）を融資する制度として要綱案を用意し、緊急事態であり1日も早い実施が求められるという判断のもと、所管課が市上層部に直接説明して了解を得た上で事業化した。この種の支援策として、他市と比較してかなり早期に実施することができた。

これに続いて、4月末から5月にかけての連休中、2-2-7. に紹介したこども青少年局発案の「あまっ子お弁当クーポン事業」をはじめ、主として飲食店向けの各種支援策を用意し連休明けに一斉に実施に移した。さらに8月以降は経営難の小規模事業者を対象とする「尼崎市事業継続支援給付金」を皮切りに、「尼崎市感染拡大防止対策等支援補助金」をはじめとする各種給付・補助事業など多様な支援策を実施に移した。

令和2年度に経済環境局経済部地域産業課が実施した感染症関連の事業者向け経済支援策

4・5月に事業を開始した商業系事業者向け支援策

テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度

- 融資件数：457件
- 融資金額：163,245千円

あまっ子お弁当クーポン事業

- 利用可能事業所：145店舗
- 利用クーポン請求額：22,359千円



テイクアウト・デリバリー等促進支援事業

- 交付件数：281件
- 交付金額：27,001千円



尼崎のお店まるごと応援事業（あま咲きチケット）

- 支援件数：3,662件
- 総支援額：96,026千円



兵庫県休業要請事業者経営支援事業

- 支給件数：3,744件
- 支給金額：819,350千円（内、市負担額：273,117千円）

尼のさきめし事業

- 登録店舗件数：43店舗



（経済環境局経済部作成資料を加工して作成）

8月以降に実施した各種給付・補助事業等の支援策

尼崎市事業継続支援給付金

- 給付件数：3,972件
- 給付総額：397,200千円

尼崎市感染拡大防止対策等支援補助金

- 補助件数：3,204件
- 補助金額：486,822千円



尼崎市製造業設備投資等支援補助金

- 交付決定件数：65件
- 交付決定金額：117,226千円

営業力強化・就労支援等関係事業【AmaLinks（アマリンクス）】

- 参加事業所：27事業所



SDGs地域ポイント制度推進事業

- 実績額：23,500千円



電子版プレミアム付商品券関係事業

- 発行総額：420,000千円
- 加盟店舗：468店舗



尼崎市雇用調整助成金等申請サポート給付金

- 給付件数：156件
- 給付総額：13,386千円



3-3-3. 支援策立案・実施上のさまざまな工夫

事業者向け支援策の立案・実施にあたり、経済部地域産業課ではさまざまな点で工夫をこらした。店舗を開けることができない事業者のテイクアウトやデリバリーの事業開始・拡充を対象とする「テイクアウト・デリバリー等促進支援事業」は、10万円を上限として対象経費の10/10を補助するもので、多くの申し込みがあった。迅速な支援が求められる状況であり、事業者の事情を考慮して、可能な範囲で申請方法を簡素化して実施に移した。

飲食店への寄付を募り感染症収束後に来店してもらう「尼崎のお店まるごと応援事業（あま咲きチケット）」は、千葉県柏市や愛媛県新居浜市などの類似例を調べてスキームを作った。民間事業者の協力を得て具体化し、国内最大級のクラウドファンディングである"CAMPFIRE"での募集に加えて現金の寄付も募り1億円近い金額が集まった。募金7,200万円余りを記録した"CAMPFIRE"で全国ベスト100に入るといふ、自治体としては異例の成績だった。現金の寄付は、ITにアクセスできない人向けにあまがさき観光案内所や尼崎城等で受け付けたもので、こちらも約2,400万円を集めた。40万人規模の市で現金の募金を募った例はほかになかった。すでにあるものをピックアップし、オール尼崎の協力を得て仕組みを作ることができた。

「尼崎市感染拡大防止対策等支援補助金」（令和2年8～12月申請受付）は、申請者が提出する領収書の審査を厳密に実施した。予想の3倍以上となる3,200件もの申請があり、総合政策局からの応援職員派遣を得て膨大な書類審査を終え、給付を行った。

「営業力強化・就労支援等関係事業」は、コロナを契機として新たなビジネスや就労のマッチング機会を創出するサイト運営事業で、後にビジネスと雇用就労を促進する情報ポータルサ

イト事業【AmaPortal（アマポータル）】となり、本市のDX化施策の先駆けとなった。

「電子版プレミアム付商品券関係事業（あま咲きコイン）」は、以前から実装を検討していた地域通貨事業で、令和2年10月17日から実証実験の運用を開始した。市内の買い物にプレミアムを付け、SDGs行動に協力した人にもポイントを付与するなど、経済に加えて環境や社会に配慮し、多方面への貢献を意識した仕組みの構築に努めた。ランニングコストはかかるが初期投資はかからないという利点もまた、電子通貨ならではの特徴と言える。あま咲きコインはその後地域通貨として定着し、子育て世帯への支援金給付等にも活用されるなど、多様性と発展性に富んだ事業となっている。

3-3-4. 離職者支援の転職フェア開催

令和2年度実施の以上のような事業者向け各種支援策に加えて、令和3年度は、感染症まん延の長期化に対応する経済分野の新たな支援策にも取り組んだ。

感染症の影響による離職者への支援が求められることから、令和3年6月17日、経済部しごと支援課が株式会社マイナビの協力を得て合同就職面接会「マイナビ転職フェア尼崎～コロナに負けるな！市内就職を応援！～」を市中小企業センターで開催した。

3-4. その他の支援策

3-4-1. 支援の手を差し伸べる

従来型の生活・経済支援に加えて、感染症の影響を受けながら、その困難や困窮に社会の目が届かず忘れられがちな人々にも目を向け、市として支援の手を差し伸べた。

3-2-5. に紹介したネットカフェ難民の市営住宅受入れも、そんな取組のひとつである。以下に紹介する事例を含めて、これらは言わば、感染症と地域社会をめぐる現代的な課題に向けた行政としての新たなアプローチであった。

3-4-2. 子どもの食事支援

令和2年3月3日から始まった学校休校期間中、給食がなくなることで共働き家庭や要支援家庭の子どもたちが昼食をとれなくなるケースが想定され、支援の必要性が生じた。2-2-7. に紹介した通り、市内の各生涯学習プラザでは子ども食堂主催グループの協力を得て子どもの食事の日を設けるなど、居場所の提供とあわせて食事面の支援に取り組んだ。また、弁当や食材を調達して配り、家庭で食事をとることができない子どもに食事場所を提供することも青少年局こども青少年課や市民グループの取組があり、これらが相互に連携した。

一方、これも2-2-7. に前述した通り、子どもの育ち支援センター「いくしあ」（こども青少年局所管）が要支援家庭の子どもを対象とする「あまっ子応援弁当緊急事業」を令和2年4月14日から実施した。ネグレクトや生活困窮世帯の子ども昼食用にお弁当券を配付するもので、要支援家庭を訪問して券を配ることで対象家庭とつながりを持ち、その後の継続的支援につなげていくことができるというプラス効果もあった。

3-4-3. 「生理の貧困」という課題

感染症の影響による失業や、休業要請にともなう収入減などによる「生理の貧困」（経済的な理由等により生理用品を購入できない女性がいること）という問題が顕在化した。今回の感染症の経験を通して社会的な認知が広がった課題のひとつだった。



「生理の貧困」プロジェクトに協力して地域課から学校に生理用品を届ける 武庫東中学校
令和3年10月4日撮影

コミュニティルーム武庫代表で、NPO 法人「子どものみらい尼崎」代表でもある濱田格子^{さだこ}さんから武庫地域振興センターに対し、NPO 法人として生理用品を市内全小中学校・高等学校に配りたいという相談があった。市内6地区の地域振興センターは、各地域課に学校ごとの担当職員を配置しており、学校との連絡ルートを持っている。そこで、武庫地域振興センターから他の5地区の地域振興センターに声をかけて賛同を得た上で、地域課経由で希望する学校に生理用品を配付した。

危機管理安全局でも備蓄する生理用品のうち使用期限が近いものを生活支援相談窓口等に提供し、「生理の貧困」問題への対処に協力した。

3-4-4. 妊婦さんへのマスク配付

令和2年4月、厚生労働省が市町村を経由して、全国の妊婦に月2枚ずつマスクを配る方針を打ち出した。妊婦は風邪や肺炎が重症化するリスクがあること、薬剤使用が制限されるため予防徹底が求められること、妊婦健診の受診や育児用品購入など外出機会がありマスクが必要になるが、全国的な供給不足のもと入手が難しいこと等がその理由だった。この方針に基づき国が配付したマスクに汚れや黄ばみが見つかるなど、不良品による混乱という事態も生じた。

この時期、市の危機管理安全局では、職員のアイデアにより市の公共施設や市内郵便局、コープこうべ各店舗、ローソンの一部店舗、尼崎商工会議所等等計128か所にマスクポストを設置し寄付を募る「善意のマスク」プロジェクトを実施中だった（令和2年4月27日から7月8日までポスト設置）。そこで、このプロジェクトにより集まったマスクを、市内在住の妊婦さんにメッセージ付きで提供することにした。1枚ずつ検品して5枚ずつセットした上で、保健所に母子手帳を受け取りに来た人にはその場で渡し、手帳配付済みの妊婦さんには郵送した。これに対して、匿名のていねいなお礼のはがきが届くという一幕もあった（お礼のはがきを第1部時系列p12に掲載）。マスクポスト設置当初は個人レベルの寄付が多かったが、その後大量のマスクが送付されるなど計約19万枚が集まり、高齢者福祉施設等に配布して有効活用した。

3-4-5. 出産特別給付金

妊婦さんへのマスク配付と同じく、妊産婦の感染予防対策上の苦労や不安に対する市独自の支援策として実施したのが、出産特別給付金制度だった。令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれ、出生により尼崎市に住民登録した子どもを対象に、子ども1人あたり5万円を母親に支給するもので、総合政策局新型コロナウイルス総合支援担当が所管して令和2年7月31日に制度の広報を行い、10月以降順次給付を実施した。

3-5. 生活・経済支援策立案の留意点

3-5-1. ニーズの把握

各種生活・経済支援策の立案にあたり、本市が留意した第一点目は的確なニーズの把握である。感染症の影響が、どの分野、どういう市民や事業者にどういった形で表れるのか、アンテ

ナを張って敏感に把握し、対応策を立案していくことが求められる。

ネットカフェ難民問題をいち早く認識して市営住宅活用により対応した都市整備局の事例や、経験豊富で知識・人脈を持つ人材を配置し早期に準備を進めることで他市に先駆けて多様な支援策を実施した経済環境局のケースは、他の行政分野にも大いに参考になるだろう。

3-5-2. 有効性の担保

新型コロナウイルス感染症への対応として、国・県からある意味網羅的な各種支援メニューが提示された。市としては、これらを現場に降ろして着実に実施に移しつつ、足りない部分、そこから漏れ落ちる部分への支援を具体化していくことが求められる。国・県の施策との重複を避け、連携・補完を基本に事業者支援に取り組んだ経済環境局経済部のスタンスや、既存制度を利用してもなお生活を立て直せない世帯向けの生活困窮者自立支援金を制度化し、国の制度を補った健康福祉局北部・南部福祉相談支援課の取組などが、これにあたると言える。

有効性の担保という点では、支援策の具体的なディテールも重要になる。一例をあげると、「テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度」の場合、実施規模や金額設定がポイントとなった。稲村和美前市長は聞き取り調査に対し「10万円では足りないと考え、1事業者あたり上限50万円とするとともに、スピードを重視し、審査を厳しくする必要がある給付ではなく貸付にしたが、一方で回収業務が発生する。スピード、不正の防止、金額、事務負担など、事業実施にあたってすべてを100点満点とすることが難しく、何をどう選択するのかその判断を迫られた」と語り、この種の事業実施の難しさと事後検証の必要性を指摘している。

3-5-3. 間接コストの抑制

多くの支援策においては、制度告知・広報、申請受付、審査、給付金等振込や現金給付といった各種事務が必要になり、多額の間接経費負担が発生する。これを抑えることができれば、同じ財源のなかで支援にあてる金額を増やし、より充実した支援策とすることができる。

システム改修のみにより実施することができた上下水道基本料金・基本使用料減免や、ランニングコストがかかるものの初期費用がかからない「電子版プレミアム付商品券関係事業（あま咲きコイン）」などが間接コスト抑制事例と言える。ただし、広く浅くとなることによる支援策としての有効性の検証や、ITにアクセスしにくい人への配慮、独立採算制を原則とする上下水道事業の公営企業会計制度との整合性や経営への影響といったことが課題となる。

3-5-4. 継続性、付加価値、発展性

感染症に対する単発的な支援にとどまらず、付加価値があり次につながる、発展性がある支援策を実施に移したことも、今回の経験の成果だったと言える。

要支援家庭を訪問し、子どもの昼食用にお弁当券を配付する「あまっ子応援弁当緊急事業」は経済的支援にとどまらず、対象家庭とつながりを持つことでその後の継続的支援への道を開ききっかけとなった。また、この事業は感染症対応として実施したが、この経験が気づきとなって、夏休みなど長期休校期間の困難世帯の子どもの食事という課題が浮き彫りになった。同様の枠組みを常時実施すべきではないか、という指摘もある。

感染症を契機として実証実験を成功させた「あま咲きコイン」は地域通貨として定着し、その後の子育て世帯への支援金給付などにも活用されている。本市DX施策の先駆けとなり、ビジネスと雇用就労を促進する情報ポータルサイト【AmaPortal（アマポータル）】へと展開した

「営業力強化・就労支援等関係事業」もまた、継続性・発展性がある支援策の例と言える。

3-5-5. 社会的弱者への視点

令和2年3月3日からの市立学校園休校休園にあたり、当時の松本^{しん}真教育長が最も心配したのが「働いている親がいる家庭の子どもの問題」であり、その問題意識から2-2-7. に記した児童生徒の幼稚園・小学校等への日中受入れを実施に移した（第1部 p5 注7 掲載文献より）。

このように、本市の感染症対応の各種支援策立案・実施にあたり、その基底を貫いたもののひとつが、社会的弱者への視点だった。生活困窮者の自立支援や、ネットカフェ難民・収入減・解雇・離職者の市営住宅への受入れ、さらには3-4. その他の支援策に紹介した困難や困窮に社会の目が届かず忘れられがちな人々への支援策が、その基本姿勢を具体化するものだった。

聞き取り調査のなかで森山敏夫副市長と稲村和美前市長が語った言葉を紹介しておきたい。

新型コロナウイルス感染症まん延がもたらす深刻な影響として、多くの人が職場に行って仕事をすることができなくなる、ということがある。本市の場合、生活基盤が弱い市民も多く、今回はそういった社会的弱者があぶりだされたという印象を持っている。阪神・淡路大震災の際の表れ方以上に弱い人の立場が見えてきた。背景として、高齢化やひとり親世帯の増加といった社会の変化があり、そうしたなか、例えばコロナを通じてひとり親世帯が直面する課題や困難が顕在化する。こういった顕在化した課題に対して、有効な支援策を実施できたのかどうか問われたと言える。（森山副市長）

コロナのような事態が起こると、もともと地域にあった課題が加速される形で悪化し、弱い立場の人々により大きく影響する。そのことを踏まえて対応していくのが、最も市民に近い立場にある行政としての市の役割であり、各局ともそういう方向性を共有できていたと思う。（稲村前市長）

ここで提起されている社会的弱者への視点は、今後の市政全般を通じて継承していくべき重要な基本姿勢であると言える。

4. 市行財政運営・組織管理

4-1. 感染症と組織・財政・日常業務

4-1-1. 対策本部の設置

新型コロナウイルス感染症の国内感染が始まった令和2年当初、市は1月29日に庁内課長級の会議体である新型コロナウイルス感染症対策連絡会議^{第1部 p3 注3}を設置し、さらに2月27日、局長級以上を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策本部^{同注4}を設置した。この対策本部は、新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に変更される令和5年5月8日まで存続した。

なお、対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が定める緊急事態宣言発出時ににおいて法律上の設置義務が生じ、法定の対策本部となる。緊急事態宣言期間以外は要綱に基づき市が任意に設置する対策本部という位置付けとなり、この期間は対策本部員会議を開催した。

4-1-2. 市議会の対応

行政当局の対応体制構築に加えて、令和2年3月3日、市議会が大規模災害対応マニュアルの規定に基づく市議会災害時連絡会議を設置した。この連絡会議は正副議長・各会派幹事長によって構成し、議員による協議・調整等を行うほか、市民からの意見を集約して当局に提起する役割を果たした。この後、市議会では感染症への対応として、令和2年2月議会代表質疑及び同年6月議会一般質問の日程短縮（いずれも市当局の負担軽減のため）、同年7～12月分議員報酬10%削減、令和2年度下半期政務活動費20%削減、令和2・3年度行政視察中止といった一連の措置をとった。令和2年度の報酬・政務活動費削減等による削減額2,424万8,000円は、市の新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てた。

また、令和3年2月に連絡会議設置根拠である大規模災害時対応マニュアルを改訂する形で尼崎市議会BCP（事業継続計画）を策定し、市議会災害時連絡会議については新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に変更された令和5年5月8日まで存続した。

4-1-3. 庁内組織体制の編成・強化

令和2年4月7日に最初の緊急事態宣言が発出されると、市は対応体制の強化に着手した。

まず、感染症対策の強化のため、令和2年4月15日に新型コロナウイルス感染症対策室を健康福祉局内に設置した。感染拡大防止対策の総合調整、疫学調査の推進ならびに調査結果のデータ分析等を所管するもので、データ分析については当時は感染状況の分析手法が確立されておらず、本市においては令和2年度当初から、市長の指示を受けた他局の職員が国の専門家会議が示す指標を参考に試行錯誤しつつ作業に着手していた。対策室発足時にこれらの職員が兼職の形で同室に配属され、データ分析業務に従事した。室設置翌日の4月16日には、国が提示する指標を踏まえて解析した市内感染状況を公表した。

令和2年4月17日には、新型コロナウイルス総合支援担当を危機管理安全局に設置した上で、同局が中心となって4月24日に新型コロナウイルス総合サポートセンター（市民向け相談サポート窓口、市役所南館1階）を開設した。その後、総合サポートセンターの運営において部局横断的な調整が必要となることや、市民にとってより身近な地域での相談機能も必要であるといった新たな課題が生じるなか、6月1日に同センターの運営及び新型コロナウイルス総合支援担当の組織を総合政策局に引き継いだ。

また、国が特別定額給付金支給を決定したのを受けて、令和2年4月24日に総務局職員が兼務する形で同局に特別定額給付金担当を設置した。世帯主への支給であり、別居世帯への給付の場合世帯主からの返還が必要になるなど債権管理のケースが想定されることを考慮し、庁内協議の結果、総務局行政法務部法務支援担当を主担当とすることとした結果である。

令和3年1月1日、市は新型コロナウイルス感染症対策室にワクチン接種業務の担当を設け、ワクチン接種の準備に入った。4月に入ると、総合政策局の各地域課から職員を応援派遣するなど組織体制を強化し、4月後半から医療従事者・消防職員・保健師等への優先接種や高齢者施設での高齢者及び施設職員優先接種などを実施、5月24日には高齢者へのワクチン集団接種を開始した。6月11日には市長を本部長とする新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置し、64歳以下への接種を迅速適切に進めるための推進体制を強化した。

以上の業務を含めて、各時期・各分野における感染症対応業務の集中に応じて、適宜庁内・

局内の応援体制をとった。4-2. 庁内応援体制と BCP（事業継続計画）に詳述する。

4-1-4. 予算措置

感染症対策の各種施策は、いずれも緊急の予算編成を要する。このため令和 2 年 4 月 20 日、市は令和 2 年度一般会計補正予算第 1 号として、「テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度」関係事業費 4 億 300 万円の専決処分を行った。

この後令和 2 年度と 3 年度、いずれも第 1 号から第 16 号まで一般会計補正予算を編成した（資料編 6. 参照）。感染症まん延以前の 3 年間は各年度 5 号から 7 号程度であり、感染症対応のためかつてないほど頻繁な補正予算編成が必要だったことがわかる。これを査定する資産統括局財務部財政課及び総合政策局政策部政策推進課としては、緊急を要する予算であることから金額査定等に必要以上の時間をかけることのないよう、迅速性を重視して対応した。

3-1-4. に記した通り、感染症対応のため市は多額の財政支出を行い、例年 2,000 億円程度だった一般会計支出が令和 2 年度は 2,623 億円にふくらんだ。約 600 億円の増のうち約 500 億円が国民 1 人あたり 10 万円を支給する特別定額給付金の経費だった。感染症対応の経費については、これに見合う国交付金等の財源措置があり、これを原資として必要な施策を実施することができたことなどから、本市の財政面に与える影響は限定的だった。

4-1-5. 会議・出張等のオンライン化

令和 2 年度以降、感染抑制のため国・県から出勤抑制やリモート勤務推進が要請され、市としても時期を限定してこれに対応した。

また、感染症を機に Zoom 等の Web 会議サービスが一気に普及し、会議のオンライン化が進んだ。従来出張や面談により実施していた各種の調査や交渉、催しへの参加などもオンライン形式での実施が増え、全体として業務の効率化と経費節減につながった。

4-2. 庁内応援体制と BCP（事業継続計画）

4-2-1. 感染症対応業務の負担の集中

感染症対応の業務は、市の各部署にとって大きな負担となった。これに関する全庁の超過勤務時間数は下表の通りであり、さまざまな部署において過酷な長時間勤務が発生した。なかでも疫学調査やワクチン接種等の感染症対策業務を担う健康福祉局の超過勤務が突出していた。

感染症対応期間の市職員の超過勤務時間数（全庁）

年 度	令和 2	令和 3	令和 4
感染症対応の超過勤務時間数	5 万 8,308 時間	7 万 8,381 時間	3 万 3,284 時間
総超過勤務時間数	45 万 5,869 時間	49 万 4,627 時間	44 万 9,135 時間

4-2-2. 全庁的ならびに局内の応援体制

感染症への対応を全庁的に実施していく上で、庁内応援体制の構築と円滑な運用が鍵となった。大きな効果をあげる一方で、さまざまな問題点が生じた。

令和 2～3 年度、感染症対応の業務が集中し、全庁的な応援体制がとられたのは、保健所（健康福祉局保健部、疫学調査等の感染症対策業務）、新型コロナウイルス感染症対策室（健康福祉局、感染拡大防止対策の総合調整、データ分析、ワクチン接種業務）、新型コロナウイルス

総合サポートセンター（総合政策局、支援相談・調整等）、経済環境局経済部地域産業課（感染拡大防止対策等支援補助金等の事務）、しごと・くらしサポートセンター（健康福祉局、相談業務・生活困窮者自立支援金業務）といった部署だった。これに加えて、巡回パトロールやPCRモニタリング、ワクチン集団接種会場配置といったスポット的業務への応援があった。

また、保健所における保健師の業務について、南北地域保健課をはじめ、庁内の保健師や環境・衛生職員が応援に入り、さらに法人指導課が疫学調査を分担したのをはじめ、各局とも業務集中に応じて適宜局内を中心に応援体制をとった。特別定額給付金担当の業務もまた、総務局行政法務部法務支援担当が兼務により担当するほか、総務局内の応援体制により対応した。

局を超えた全庁的な応援人員の編成には、総務局人事管理部人事課があたった。個別の職員を指名する方式と人数割当方式を併用し、各局に応援職員派遣を要請して体制を組んだ。

4-2-3. 応援業務の実情

応援職員派遣は、さまざまな分野や場面で大きな力を発揮し、市の感染症対応を支えた。

効果的に機能した一例として、市立衛生研究所（健康福祉局）の環境衛生職の専門職員が担当するPCR検査は、感染拡大期には検査件数が増え、休日も関係なく連日夜間に及ぶ検査作業が続いた。これについて、機器の増設に加えて研究所内の他の係や他課の専門職員が応援に入り、当初は1日あたり検査件数22件までであったのを、令和2年7月には緊急時1日88件まで検査能力を強化した。

また、経済環境局経済部地域産業課が所管する「尼崎市感染拡大防止対策等支援補助金」の場合、膨大な書類審査事務が発生したが、総合政策局からの応援を得て審査を終え、給付にこぎつけることができた。業務を担当した職員は聞き取り調査に対し「庁内からの協力が得られたことが大きく、尼崎市の総合力を感じた」と語っている。

これらを含めて、庁内・局内の応援業務は、各分野の感染症対応において大きな力を発揮した。その一方で、応援体制の上で生じたさまざまな問題点についての指摘があった。未経験の緊急事態下における過酷な業務であり、不備や軋轢が生じるのはやむを得ない部分もあるとは言え、今後同様の事態が起こった際に少しでも円滑に応援業務を進め事態を改善できるよう、以下にその問題点を挙げる。

4-2-4. 応援体制の問題点(1)応援人数は足りていたか？

平時と比較して感染症対応業務が大幅に増え、業務量に対して人数が足りなくなるので応援が必要になる。専門業務については専門職、一般業務については一般職の応援が求められる。

専門職の人数には限りがある。このため、保健師の例で言えば、感染爆発による業務激増に対して保健所として分業化と重点化を進め、一般職の応援職員で対応可能な業務を切り分けることで現実的に対応した。このことは、1-3. **保健所・保健師の役割**においてすでに触れた。

他の部署の職員が応援に入る場合、応援を派遣する側は人数を取られ本来業務に支障をきたす。調整を担当する人事課では応援する側、される側双方の事情に配慮しつつ、多少時間がかかるケースはあったとしても、現場からの要請に応じて必要な応援人数の編成に努めた。

この点について、市の上層部としては求められた人数は削ることなく応援要請に応じたという評価になる。にも関わらず、現場に近い立場の職員からは、人数が足りなかった、早くから応援を求めているのになかなか配置されなかった、著しい超過勤務が慢性化していた、他市の

類似業務と比較してはりつける人数が少なすぎた、といった複数の指摘があった。人数不足は対応の遅れの原因となり、後手に回りがちな行政対応への批判にもつながったと考えられる。

この食い違いについて考えるとき、感染症対策の最前線を担った保健部長の「これだけコロナウイルスが変異を繰り返し、フェーズごとに新たな対応が必要となり、業務量も業務内容もわからない状態で、当初から多くの人数を割いて組織を作ることは難しかったと思う」という見解が、人数不足に陥りがちな初動体制への現実的理解として妥当なものと考えられる。

そういった事情を踏まえた上で、根本的には、あきらかに市の組織のキャパシティを超えた緊急事態であり、いかなる対応をとったとしてもすべての必要人数が充たされることはなかったと思われる。その前提を認めた上で、立場の違いにより異なる評価は、組織内におけるある種のディスコミュニケーションの存在を予想させる。

加えてもう一点、人数不足を指摘する意見の前提には、他の業務を止めて集中すればもっと応援人数を出せたのではないかと、という認識があった。次に、この問題について検討する。

4-2-5. 応援体制の問題点(2)BCP（業務継続計画）との兼ね合い

BCP（Business Continuity Plan, 業務継続計画）においては、感染症や災害といった緊急事態のもと、重要な業務を維持継続しつつ、その優先順位を定め対応することが求められる。

今回の感染症対応について、業務の優先順位を明確にし、止めることができる業務は止めてでもマンパワーを集中すべきだったのではないかと、という複数の指摘があった。

例えば、市内感染が始まる早い時期から保健所・保健師の負担が急増したため、同じ健康福祉局内の北部地域保健課・南部地域保健課の保健師が応援業務についた。しかしながら、これらの保健師は元の職場の業務を止めないまま応援に入り、感染症対応のかたわら地域の保健業務にも従事する形となった。このことが、応援メンバーが保健所の保健師と同レベルで感染症対応に専念できず、十分力を発揮することができない一因になったという指摘がある。現実問題として、地域の保健業務を止めることは難しかったと考えられ、どうあるべきだったのか安易に結論を出すことはできない。

これは一例であるが、より全庁的な業務執行について、BCPにおける優先順位が問われたと言える。これについては、止めるべき業務は止めて緊急業務に集中するよう指示していたという証言もあれば、感染症対策のコア事業とそうではない事業の整理が問われた側面があったという指摘もあり、市上層部においても意見がわかる。

簡単には結論が出ない問題ではあるが、BCPについてもう一步踏み込んで、集中すべき業務の優先順位を明確にし、止めるべき業務は止めることについての全庁的判断が求められたのではないかと考えられる。この点について、感染症まん延期を通じて陣頭指揮にあたった稲村和美前市長は、聞き取り調査に対して次のように語っている。

各局で判断して止めるよう指示したつもりだったが、必ずしもそうならなかった。各局にとっては通常業務も重要であり、結局この部分でも頑張ってしまう。また、判断して止めやすい部署と、そうではない部署があった。各局が通常業務を止めることについて、途中から副市長が相談に乗り積極的に対応していったが、この点もう少し市全体としての判断をすべきだった。（稲村前市長）

4-2-6. 応援体制の問題点(3)人のはりつけ方は適切だったか？

前述の通り、応援人員の編成は、個別に職員を指名する方式と人数割当方式を併用して行った。感染症に対応する新たな業務や組織構築の場面においては、概してこれを担い得る固有の人材を指名する形をとり、その後の大量のマンパワーを必要とする段階においては、人数割当方式をとった。応援派遣を調整する人事課は、指名しない人数割当の場合においても、応援業務にふさわしい人材の派遣を各局に要請した。

しかしながら、おそらく少数だったとは思われるが、業務に対応しきれない不適切な人材が派遣された、という指摘があった。応援を受ける側は、固有人員では対応しがたい状況下において執務しているわけで、そういった応援先のモチベーションを下げるような配置をすべきではない、という厳しい指摘もあった。

交替制の場当たり的な応援配置ではなく、長期にわたり有為な人材をはりつけるべきだったという指摘もあった。入れ替わり立ち替わりの応援配置の場合、受け入れる側としてはそのつど業務内容を説明しなければならず、それに費やす時間が無駄だというのである。

これについても、送り出す側からすれば、優秀人材の長期派遣はそれだけ本来業務の上でマイナスになるわけで、一概にそうすべしと結論付けることもまた難しい。

結局のところ、これも前掲の BCP との兼ね合いにおいて、必要な人員を必要な期間思い切って専念させるという、時に応じた大局的な判断が求められたと言えるだろう。

4-2-7. 応援体制の問題点(4)受入体制や執行管理は適切だったか？

前項の、主として応援を受け入れる側からの問題点の指摘に対して、応援する側からの指摘もあった。応援業務に関する事前情報不足や現場での説明・指導不足、行ってみたら事前説明と違う仕事だった、エース級職員が必要と聞いていたのに実際に担当したのは単純業務だった、といったものがこれにあたる。

本来業務を棚上げして応援に入っているのに、応援先の局の別の部署は適当な時間に業務を終えていた、という指摘もあった。こういった不協和音は市の上層部も把握しており、現場に足を運んで相互の声を聞き、応援業務の円滑化を図った。

以上のほか、業務執行体制上の問題点として、他市では本来業務と応援業務の執務日を区分するなどの工夫を行っていたが本市はそうではなかった、という指摘もあった。

4-2-8. 応援体制の問題点に関する指摘

こういった一連の問題点について、聞き取り調査を通じて2点の重要な指摘があった。

まず1点目は、応援を受け入れる側の所属に事務量に見合った必要な人員を配置したうえで、その受け入れる側が新たな応援職員に対して適切な指導を行う、そういう初動体制の整備が必要だったが、できていなかったという指摘である。

(ワクチン接種業務に)着任当初は、すべての担当職員は残業過多で疲弊する状況にあり、事務量と市民ニーズの大きさに対して、初動の体制整備をミスしていると思った。その後に応援職員を補充することとなるが、初動の体制整備が過少であり、従前から従事する職員は、新たな応援職員への業務説明に時間を割けない状況も暫く続き、また、後手に回る業務を巻き返すために、結果として事務量以上の人員が必要となった。(新型コロナウイルス感染症

対策特命担当課長、ワクチン接種業務を担当、当時)

もう1点、応援する側とされる側の齟齬、意識のギャップの問題についての指摘があった。応援する側の不満を理解した上で、応援する側に他人事や手伝いという感覚や当事者意識に欠ける部分があり、これに対する組織的な対応が必要だったのではないかという指摘である。

職員によって個人差はあるが、職種に関わらず、お手伝い感覚の職員もいれば、親身になって応援してくれる職員もいた。

応援を受ける側からすると、もっと真剣に応援に来て欲しいと思う。応援に来た側からすると、もっとていねいに教えてもらわないと応援できないと考える。そういった不満を減らし、組織として能力を発揮できるようにすることが、次の感染症危機に備えて取り組むべきことだと思う。

個人の責任だけでなく、組織を管理する側として職員間の温度差を埋め、組織全体として業務が円滑に進むよう配慮する必要があったと思う。当時は余裕がなかったが、いま振り返ってみるとそのように反省する部分もある。(いずれも保健部長、当時)

4-2-9. 感染症予防計画における組織体制の提案

1-8-1. に記した通り、本市は本報告書と並行して感染症予防計画を策定しており、これが今後の感染症対策の基本となる。保健局(令和5年度から)保健部では、この予防計画において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるとともに、予防計画の実行性を担保するため健康危機対処計画を包含し、今回の感染症対応における庁内応援体制の経験と教訓を踏まえた感染症対策の組織編成を盛り込んだ。前項に記した保健部長の指摘は、この組織編成案提案につながる問題意識となっている。

今回は、感染発生・拡大に応じて急きょ対応組織を立ち上げ、そのつど応援職員を配置した。予防計画のもと策定する新たな組織編成案においては、感染症発生時に必要となる組織体制を防災体制に準じて定め、庁内のどの部署がどの部門を担うのか担当業務をあらかじめ割り当てておくことが基本となる。それぞれの部署、職員が、感染症対応を本来業務外のことと捉えるのではなく、主体的に関わるべき責務として認識する仕組みを作るという考え方である。

以上のような応援体制整備に加えて、派遣職員や外部委託といった多様な手法による人材確保により緊急事態に対応する。これが、今回の応援体制の上で生じた問題点の解決策として、現時点で保健部が出した答えであり方向性である。今後の運用のなかで、その有効性を検証していくことが求められる。

4-2-10. 庁内応援体制とBCPをめぐる小括

以上、感染症対応に関する庁内応援体制とBCPをめぐる問題について4項にわたり論点をあきらかにし、予防計画における組織体制提案を紹介した。これらについて俯瞰し小括を行う。

まず前提として、長期にわたる厳しい財政運営のもと、ぎりぎりまで定数削減を進めてきた本市の組織体制を前提に、あきらかに組織のキャパシティを超える業務量に対応せざるを得なかったことを押さえておきたい。聞き取り調査においても、人事管理部門から「厳しい財政状

況が続くなか、人員を絞ってきたなかでのコロナ対応だったので、専門職の面でも一般事務職の面でも、平常時に効率的な組織として緊急対応の難しさを感じた」という指摘があった。

本市を取り巻く社会・経済状況を考えるとき、今後も厳しい財政運営・定数管理を継続していく必要がある、緊急時に人が必要になるから定数を増やせと安直には言えない。しかしながらその一方で、平常時に目一杯もしくは不足しがちな組織体制のもと、今後も予想される緊急事態において十分対処することは難しく、いずれ今回と同様の無理が各方面に生じることは予想される。この点についてのリアルな認識を、組織として共有しておく必要があると考える。

以上の点を踏まえた上で、前項までの分析を通して浮かび上がるもうひとつの問題点として、組織内、上下間における情報共有と意思疎通の問題について指摘しておきたい。

応援人数の是非、BCP との兼ね合い、現場での齟齬や不協和音といった問題点については市上層部も認識を共有しており、しかるべき対処や指示は行われていた。にも関わらず、現場に近い立場の職員との間に認識のずれがあり、ある種のディスコミュニケーションがあった。

これも簡単には解決しない問題ではあるが、4-2-5. で触れた応援体制と BCP の兼ね合いとあわせて、組織として自覚する必要があるだろう。その上で、もう一步踏み込んだ組織内の情報共有と意思疎通、コミュニケーション、業務の優先順位の明確化、止めるべき業務は止めて緊急業務に集中するといった組織的判断に努める必要があると考えられる。

この点について、稲村和美前市長の次のコメントを引用してこの項の小括としたい。

各局には必要な応援人数の申し出を求め、止めるべき業務は止めて欲しいという指示も全庁的に出していた。しかしその一方で、業務を止める判断は難しいという声や、応援体制をめぐる問題点があることも聞いていた。そういった課題を副市長や市長に上げて相談するよう指示し、改善を試みた。それでも埋まらなかったギャップがあると考えられ、課題が残ったと言える。（稲村前市長）

4-3. 組織マネジメントと意思決定

4-3-1. 感染症対応における組織力の発揮

第2部 1.~3. に記した通り、本市は保健行政をはじめ行政各分野において感染症対策に取り組んだ。あわせて、感染症の影響を受けた市民・事業者への各種生活・経済支援を行った。

保健行政及び消防救急の部署は感染症対策の最前線に立ち、専門職の高い使命感と責任感のもと困難な業務を遂行した。新型コロナウイルス総合サポートセンター・特別定額給付金・ワクチン業務の各担当は、未経験の業務に対して高い即応力を示した。教育・保育・福祉サービス部門は各施設・機能固有の感染症をめぐる課題に対応し、なおかつ各現場の疫学調査を担った。学校園休校休園という存在意義が問われる事態に直面した学校教育の分野は、教員の主体性を重視すると同時に ICT 活用をあきらめない姿勢を貫き、感染症をめぐる負担を学校現場及び教育委員会事務局が負うことで困難な事態を乗り越えた。福祉・住宅・経済・地域・子ども施策・公営企業の各部署は、弱者への視点を含めて市民・事業者への幅広い生活・経済支援に取り組んだ。財務・人事部門をはじめ市の全組織が、これらすべての感染症対応を支えた。

こういった今回の対応を担った市の組織と職員について、市上層部は次のように評価する。

本市の職員・組織には予想外の緊急時に対応する力が備わっていると実感する。新型コロナに対する対応においても、さまざまな分野・局面でその力が発揮され、コロナを機に実現したことも複数ある。（中略）平時には容易に実現できないことを、緊急事態ということで実施に移すことができた。（吹野副市長）

それぞれの組織分野が、感染症のまん延というかつて経験したことのない緊急事態への対応にあたり、さまざまな厳しい局面でその対応力を発揮した。本報告書に記録した各分野の経験こそが、平時・有事を問わず、今後の行政運営の上で継承すべきものとする。

4-3-2. あきらかになった課題

その一方で、各現場からは、今回の対応を通じてあきらかとなった課題、問題点として共有すべき論点もまた複数提示されているので、以下に列挙する。

感染症対策の最前線を担った保健所での経験として、令和2～3年度の初期段階においては、緊急事態であるにも関わらず、会計年度任用職員の雇用や一部の予算査定について通常通りの要求調書作成を求められ、厳しい査定で事務が滞る場合もあったという指摘があった。他市ではトップダウンで人も予算も付けて対処していたことと比較して、緊急事態としてのスイッチが入っていなかったのではないかと。さらには、このことも含めて本市の場合、感染症対応全般について最前線にいた職員以外の多くに正常性バイアスの弊害が働き、現状の危機的状況を過小評価してしまい、平常モードの思考から脱却できず大局的で大規模な体制整備やBCPを描けなかったのではないかとという指摘もあった。

ネットカフェ難民及び収入減・解雇・離職者向け市営住宅活用に取り組んだ住宅部門からは、急ぎよ構築した制度のなかで債務管理業務が発生したことを踏まえ、施策立案にあたりさまざまなリスクをあらかじめ想定し方針化しておくことが必要であるという指摘があった。

感染症をめぐる市民・保護者・法人（私立）保育施設との間で困難な対応を迫られた保育部門からは、市民の安心と信頼を獲得していく上で市の方針や方向性を早期に打ち出していくことが重要という指摘があった。また、幼稚園を所管する教育委員会との連携調整が不十分だったことを踏まえて、縦割りを排した市全体としての対応の必要性についての指摘もあった。

特別定額給付金業務実施にあたり本市が締結した包括業務委託契約は、限られた組織体制と時間のもと膨大な業務を進める上で必要な契約だったと考えられるが、包括委託することで市の体制が手薄となり、新型コロナウイルス総合サポートセンターに問い合わせがあっても円滑に連携することができないケースが散見された。その背景として、包括委託により市の職員が制度や市民ニーズを十分把握できなくなる側面があったのではないかとという指摘もあった。

緊急事態宣言ごとに国・県が発出する「対処方針」に基づいて、庁内各部局の所管事項を取りまとめて方針案を作成する危機管理安全局等の関連部署は、そのつど短時日のうちに策定業務を行い方針を公表することを迫られた。加えて、こういった業務を担う現場の立場からは、公共施設の運用について所管課の判断に一任されているような印象を受けたとして、緊急事態における統括的な部署による市全体の方針提示、他都市及び庁内間の齟齬を防ぐ連絡調整を求める指摘もあった。

最後の点については、県対処方針等に基づき判断・決定した方針を対策本部等の場で全庁的

に共有していたというのが市上層部の認識であり、4-2-4. 及び4-2-10. で指摘したディスコミュニケーションの問題がここにも表われていると考えられる。

4-3-3. 組織マネジメントとリーダーシップ

今回の経験のなかで、緊急事態に即応して所管課が施策を立案し、直接市の上層部に説明して意思決定を行うなど、ボトムアップが適切に機能した事例が複数あった。

早期に飲食等商業系事業者に対する多様な支援を行った経済部門や、ネットカフェ難民等の市営住宅受入れを実行に移した住宅管理部門のケースなどがこれにあたる。

ボトムアップの事例であるとともに、後者においては副市長の提起を受けた都市整備局長からの指示により所管課が制度を構築しており、リーダーシップが発揮されたトップダウンのケースでもあった。

上位の階層にある幹部職員が縦割りを排し、組織全体をひとつのチームとしてマネジメントしていくことが重要という指摘もあった。ワクチン集団接種の地域受付や経済部門の支援補助金業務への応援にあたり、他局の事業に対しても主体的に関わる姿勢を見せた総合政策局の事例などは、縦割りを排したマネジメントが有効に機能した例と言える。

こういった組織マネジメントを考えると、4-2. 市内応援体制とBCP（事業継続計画）で指摘した市として一歩踏み込んだ対応と組織的判断という課題は、組織の意思決定、そこにおけるリーダーシップの問題に帰着する。

リーダーシップのあり方について、聞き取り調査に対して松本^{しん}市長は次のように述べる。

通常であれば、現場と事務局がすり合わせてやっていけばよいが、コロナのような緊急事態のなかでそうしていると、保護者や市民にとって何がどうなっているのかわからなくなってしまう。軋轢が生じるかもしれないが、危機のときは上位の職にある者が、自らの責任においてメッセージや方向性を早期に出していくべきだと思う。（松本市長、前教育長）

今回の感染症対応を通じて、しかるべき場面においてしかるべき形で、各階層のリーダーシップは発揮されていたものと考えられる。それでいてなお、4-2. で触れたように、市全体としての判断の必要性や、組織内における埋められないギャップという課題が残った。

感染症対応の組織的課題についてさまざまな協議の場を見てきた立場から「（市長の）意図を汲み取りつつ、現場の状況と今後の展望を考え抜いて実行に移す現場のリーダーシップが必要だった。そうしたリーダーシップがあれば、これまでに経験のない有事においても、事前の体制整備も含め、よりスムーズな対応が可能であったと思う」という証言もあった。また、市の組織を俯瞰した全体としての判断と意思決定が求められ、そのためには全体的な情報を把握し発信・統括するセクションが必要になるという市上層部からの指摘もあった。感染症対策の最前線を経験した立場からも同様に、緊急事態においては平常業務を行いながら平時のラインで意思決定を行うのではなく、現場に寄り添いつつ全体を俯瞰し指揮・統括する組織が必要なのではないかという指摘があった。また、災害時には正常性バイアスが働くということを前提に、最前線以外の職員、特に幹部職員やスタッフ部門の職員がそうした正常性バイアスから脱却し、非常時モードで判断・調整できるような仕組み作りの必要性を訴える声もあった。

以上を総括すれば、緊急事態に対応する組織マネジメントの課題として、俯瞰的な立場から

一歩踏み込んだ判断と意思決定を行うこと、そこにおいて各階層の幹部が適切にリーダーシップを発揮することが求められる。そのことを担保するためのトータルな情報把握と発信・統括を行う組織の整備が、今後の検討課題であると考えられる。

4-4. IT 活用による情報共有

4-4-1. IT ツールの活用

ディスコミュニケーションを克服し、良好な組織マネジメントを実現していく前提条件として、組織内における情報共有の徹底が決定的に重要になる。今回の感染症対応を通じて、Zoom等の Web 会議サービスの活用、通信アプリケーションによるリアルタイムの組織内情報共有、さらには組織を超えた自治体間の情報共有と意思疎通が可能となった。

これらの IT ツールを活用して、会議のオンライン化を進め、さらに感染症対応のための市幹部の通信グループを作り、会議招集までは必要ないレベルの情報は通信アプリケーションで流した。IT ツールの積極的な活用は、緊急事態だからこそ実現できたことであり、必要に迫られ導入したところ、意外と支障なく利用できることがわかった。

4-4-2. 自治体間の情報共有

上記の市幹部の通信グループとは別に、近隣自治体の首長間の通信アプリケーションのグループが存在した。こちらはオフィシャルなものではなく、エリア的に網羅したものでもなかった。プライベートなグループという位置付けのもと、相互に有益な情報を共有した。

例として、尼崎市と西宮市以外の近隣市には市の保健所がなく、この分野の情報が入りにくいので、保健所設置自治体として発信できる情報を共有した。広域で対応をそろえた方がよい事項について意見交換し、各地域の事情があり必ずしも一律というわけにはいかない場合も参考情報を共有した。各市の対応を首長間で共有し議論することが、市としての方針を判断・決定する上で有益だった。稲村前市長としては、もともと自治体間の教訓や情報の共有・活用の必要性を感じており、感染症を機にその意識が強くなったとのことである。

かつては他自治体の首長と連絡をとる場合、秘書が先方に連絡を入れ、時間をすり合わせて首長同士が電話で話すという時代もあった。今回の感染症対応に際しては、庁内の対策会議中であっても必要に応じて他市の市長にその場で電話をかけ、情報を得るなどスピーディな対応を心がけた。SNS等の情報メディアの重要性も増したというのが、稲村前市長の評価である。

4-4-3. IT ツール活用をめぐる課題

首長間の通信アプリケーショングループでの意見交換等に関しては、情報管理の部分で課題が残る。市幹部を含めた職員間の通信アプリケーショングループについては、その通信内容の公文書該当性や、セキュリティ及び個人情報情報の取扱を含めた運用ルール策定等が検討課題であったが、その後、職員間の通信アプリケーションの使用にかかる運用管理要領を策定し、令和5年度に市幹部を中心として、本格運用を想定した実証実験を行っている。

4-5. 職員にとっての感染症対応

4-5-1. 過酷な長時間勤務

今回の感染症対応を通じて、これに関する業務に携わった所属の多くは、健康福祉局の保健

行政分野を筆頭に、連日深夜に及ぶ著しく過酷な超過勤務を強いられた。

いくつかの例を紹介する。

4波・5波・6波と感染が拡大した時期には、感染症対策担当は毎日夜中の2時3時頃まで残業、何とか帰宅して家事をすませ、また朝出勤するような状態だった。（保健所）

入院を勧告した患者等（1類、2類感染症、新興感染症）の医療機関への移送は、市が行う業務となり、保健所感染症対策担当保健師が専用の携帯電話（黒電話）を24時間常時携帯し、新型コロナウイルス感染症の救急患者の入院受入病院調整及び患者搬送の調整に対応した。病床ひっ迫時は県との調整も入り、時間を要し、患者の命にかかわる重圧な業務であった。（保健所）

要請を受けた検査はその日のうちに結果を出すということで、各波の拡大期は毎晩夜8時から10、11時頃まで作業していた。（中略）検査数が少なかった最初の頃は検査時間が短くて済んでいたということではなく、長時間勤務の時期が長く続き、検査員の体が持つかどうか心配だった。（衛生研究所）

法人保育施設からの連絡は24時間体制で受けるということで、専用の携帯電話（白電話）を設け、保育管理課長が勤務時間外も常時携帯して電話を受けた。メールを含めて毎日無数の連絡がきていた。（保育児童部）

200人からの検体を学校で採取した。例えば30人採取して検査に回すと、最初の10人の結果が来る。90分経ったら次の2便の結果、さらに3便が来る。その結果を各家庭に連絡するのに、やはり午後11時を越えてしまう。それでも、何時でもいいから連絡をくれと、保護者に言われていた。結果を伝え、陰性で大丈夫でしたと言うと、よかった明日仕事行けるとなる。陽性で濃厚接触者になったら、もう電話の向こうで保護者も子も泣いている、そんな状況だった。（学校現場）

4-5-2. 市民対応

未知の感染症に対する不安や後手に回りがちな行政対応への市民の不満が大きく、どの部署もほぼ例外なく極めて厳しい市民対応を迫られた。

保健師等が対応する保健所の電話相談では、感染拡大期は「感染したがいつ連絡があるのか」といった苦情の電話が朝から晩まで鳴りっぱなしだった。特別定額給付金やワクチン接種といった市民の関心が高い業務については、いつ実施に移されるのか、他市と比較して遅いのではないかといった大量の声が所管課に押し寄せた。危機管理安全局や総合政策局の各地域課等の公用車が拡声装置を使って行った広報についても、「うるさい」「子どもが寝ているのに」「コロナの話ばかり聞かされて気が滅入る」といった苦情が多々寄せられた。税務部門においても、感染症の影響により困窮する市民からの納税相談に加え、課税に対する厳しい不満の声が寄せられ、SNSへの書き込みなどにも悩まされた。

保育施設や福祉サービス施設、運動施設や公園を所管する各部署には、利用継続による感染リスク増大への不安から施設休止・閉鎖を求める苦情が相次いだ。施設によっては市に閉鎖や

利用制限を命じる法的権限がなく、ひたすら事情を説明して理解を求めるしかなかった。逆に
休止・閉鎖による不利益への切実な訴えもあり、板挟みになる担当者はその対応に苦しんだ。

市民対応に加えて、保育施設や福祉サービスの担当課では、所管分野の民間事業者からの相
談等にも応じる必要があった。さまざまな対応が重なり、24 時間、大量、長時間の相談やク
レームとなる場面もしばしばみられ、多くの職場が翻弄された。

4-5-3. 不安に寄り添う

多くの厳しい声が寄せられた背景として、未知の感染症への恐怖や、どうしたらよいのかわ
からないという市民の深刻な不安があり、市職員としてこれに寄り添うことが求められた。

さまざまな事情を抱える市民の相談に応じた新型コロナウイルス総合サポートセンターでは、
特に感染が始まった初期において、高齢者をはじめ不安を感じる市民からの相談が多く、窓口
で泣き出す人もあったという。

対策本部の窓口である危機管理安全局災害対策課にも、相談や問い合わせが相次いだ。

公園で遊んでよいか、外出してよいかという質問であればイエス・ノーで答えることができ
る。かかってくる電話によっては質問というより、もやもやしているから聞いて欲しいと
いうものもあった。仕事に困っている、食べるものがなくなってきた、なぜこういう事態に
なるのか、今後どうなるのかという具合で、切実な思いを誰かに聞いて欲しかったのだと思
う。答えのない質問や問い合わせが多く、どこの部署の所管事項にも該当しないが、どこか
が受けなければならない。(中略)長い人だと 2~3 時間、途中で泣いて、それで落ち着く
人もいた。(災害対策課)

一方で、ワクチン集団接種の地域受付をめぐって、職員が市民に助けられる場面もあった。

受付に行列ができて大変そうなのを見かねて、2 回目の受付以降は生涯学習プラザのコ
ミュニティルーム武庫の登録団体メンバーが人員整理を買って出てくれた。コミュニティ
ルームは、登録団体が無料で施設を使えるかわりに、地域のことを応援してもらうという枠
組みになっており、10 団体ほどの登録団体の代表の人たちが応援に来てくれた。職員と思わ
れて申請者の苦情を受けていたようだが、みなさん人生経験豊かな方たちばかりなのでうま
く対応されていた。(武庫地域振興センター所長、当時)

4-5-4. 何によって乗り越えられたのか

厳しい業務のなか、心身の不調に陥った職員の例もあった。そんななか、当事者の職員たち
は何によって困難を乗り越え、ときに不十分な点や失敗があったとしても、その与えられた任
務と使命を全うすることができたのだろうか。

本文編「はじめに」に、過酷な勤務を強いられる連携部署を気遣い、その連携により支えら
れる業務を全うする使命感が「メンタルが折れなかった要因」と語る衛生研究所職員の証言を
紹介した。また、経済環境局経済部の困難な業務を担当した職員が「庁内からの協力が得られ
たことが大きく、尼崎市の総合力を感じた」と語ったことも 4-2-3. にすでに触れた。

このように、組織としての連携・協力や配慮、人間関係、さらにはこれらに支えられた使命
感・責任感を挙げる例が、聞き取り調査を通して多くみられた。また、良識ある職場風土、ベ

テラン職員の支援や経験知が助けになったという証言もあった。

行政の保健分野では、平時は予防的に活動しており、人命にかかる医療分野については、市民病院を持たない本市では特に弱いところである。緊迫する新型コロナウイルス感染症の重症患者や救急患者の対応については、市医師会や消防局救急課と定期的な連携をもち、常に課題等を情報共有し、時に叱咤激励されながらも 24 時間連絡が取れる信頼関係を築くことで、過酷な業務を乗り越えることができた。（保健所）

人員配置の面で局内外からの支援があった。多少遅かったものの、コロナに対応する組織体制を作ってもらえたことがメンタル面の支えになった。相談支援は孤独な業務だが、組織が広く目配りして助けてもらったと思う。（北部福祉相談支援課）

他自治体では、署員に感染者が出た場合、出動できなくなったとして責めるハラスメント事例も報じられているが、尼崎市の場合はそういったことはなく、感染者が出ても他の職員がサポートして対応したことがよかった。（消防局長）

当時自分を支えてくれたのは、同僚のおかげだと本当に思う。（中略）困った案件が出てきたときには最後に必ず砦になって守ってくれ、年休は全く無いのはもちろんのこと、土日の対応まで遠距離の自宅には帰宅せず近くのホテルで寝泊まりして対応してくれた当時の課長や、県や国までも対応が後手を踏んだ状況でも 2 歩 3 歩先を読み、先進事例やその時点で求められることを常に提示し、引っ張ってくれた当時の部長がいたから乗り越えられた。感謝しかなく、今後も模範とし、目指すべき職員像となっている。（保健体育課）

今回の財政部門の新型コロナ対応は、リーマンショック時に似ていた部分がある。その当時、コロナ時の自分と同じポジションにおられたのが現資産統括局長で、令和 2~4 年度当時は財務部長だった。（中略）アドバイスをいただき、多くの点で助けられた。次にいつこういう事態が起こるのかわからないが、そうなったときには自分もまたフォローできる、そういう立場でありたいと思う。（財政課）

以上のような組織内、職員間の連携や支援に加えて、市民との関係性、さらにはそこでの経験を経て仕事の姿勢そのものが変わった、そういう学びを挙げる例もあった。

本文編「はじめに」に掲載した 2 つの証言を再掲する。

今も当時の同僚と連れ立って、当時の煩雑な仕事を笑い話にしながら、食事をするところがある。あの頃には様々な苦労を経験したが、市民の感謝の気持ちをいただくことが支えになったということは、皆同じ思いを持っており、今後、市職員が大きな役割を担わなければならない有事の場面でも、この経験が活かされていくと思う。（新型コロナウイルス総合サポートセンター）

ずっと内部管理部門で働いており、令和 2 年度に役所人生初の窓口職場となる納税課に配属になった。コロナ禍のなかの市民対応の直撃を受けたという感じで、それまで困っている市民の声に直面し、どうすればよいのかわからないなかで対応するといった経験がなかった

ので、その厳しさ、対応の難しさに衝撃を受けた。この経験を通して鍛えられ、市民の声を聞く力、寄り添う力が相当身についたと思う。職場としても、連携する力が養われた。税務管理部には市の歳入を担う大きな役割があり、プレッシャーもある。払える方には払っていただかねばならず、納税者から厳しく説明を求められる場面もあり、そこで職員たちもスキルアップしていった。（税務管理部）

総じて組織内の連携や良好な職場風土、リスペクトするマインド、高い士気と責任感、地域や市民に寄り添う力などが、組織と職員を支えた。今回の経験を通して得た職員の仕事や地域への関わり方の変化こそが、今後の市政運営の上で継承すべき最も大切な資産と言える。

4-6. 今後の組織管理と人材育成

4-6-1. 聞き取り調査を通じての指摘

前記のような今回の経験を踏まえて、今後の組織管理と人材育成は、どこにどのような力点を置いて行っていくべきなのだろうか。各分野の職員や上層部に対する聞き取り調査を通じて指摘されたポイントを、整理・集約して提示する。

4-6-2. マニュアル化、見える化

まず、緊急事態対応として臨時的組織の即時編成や応援業務が多々あったことを踏まえて、いつ異動があり誰が何を担当することになっても引き継げるよう、業務のマニュアル化、見える化を徹底していく必要がある。多忙な日常業務のなかでは先送りされがちな課題であるがゆえに、何らかの形で意識化・ルール化して組織的に取り組む必要があるだろう。

4-6-3. 知識・ノウハウ・記録の継承

次に、業務経験を通じて得られた知識・ノウハウの継承。一例として、ベテラン職員のリーマンショック時の経験知と支援が力になった財政課の例は、すでに **4-5-4.** に紹介した。

これに関連して、過去の重要事業・業務に関する記録やデータの確実な保存・活用もまた、重視して取り組むべき事項と言える。今回の特別定額給付金業務実施にあたり、平成21年度の定額給付金支給に関する文書が保存年限を終え廃棄されていたため、参考にすることができなかった。これを踏まえて、特別定額給付金担当としては今回の業務文書を長期保存し、現用文書としての保存期間終了後も歴史的公文書として歴史博物館に移管する予定とのことである。

4-6-4. 人材育成のあり方

人材育成の課題としては、課題やニーズを把握する力。指示待ちではなくアンテナを張り、情報を集め、事前に事態を予測して対処していく必要がある。庁内において、組織や階層にとらわれず、課題・情報の共有や相談協議ができること。さらに市の組織外においても、幅広いつながりを開拓し、そこでも情報や経験を共有することで、自身の仕事に活かしていく営みが求められる。次いで、そこで得た情報をもとに業務を構築し、実行に移していく力。そこでは想像力、応用力、対応力、行動力といったことが問われる。

上記とはやや異なる実務的な視点から、今後ますますIT化、DX化が進ちよくと予想されるなか、デジタル分野に強い人材の幅広い育成が必須であるという指摘もあった。感染症対策の上で必要なシステム構築や、その業務委託に際しての事業者との折衝において苦労した経

験に基づく指摘であり、留意すべき事項と考えられる。

これら全体を通して、多様な分野での職務に対応できる「総合的な専門性」を有する職員の育成が求められていると言える。

4-6-5. 職員の専門性

前項の、いわばゼネラリストに求められる「総合的な専門性」とは別に、本来の意味での専門職やスペシャリストの必要性もまた、今回の経験を通じて再確認することができた。

保健所や衛生研究所といった保健行政分野や、救急搬送を担う消防局の専門職の存在、その高い専門性と責任感・使命感こそが今回の感染症対策の最前線を支えたことは、本報告書を通してすでに何度も指摘してきた。加えて、保育、福祉、住宅、経済といった各分野において、経験したことのない感染症に関する固有の課題に対応し、課題やニーズを把握して必要な施策を実施に移すことができたのは、各分野の豊富な業務経験を経て知識、ノウハウ、人脈等を蓄積し、これらを業務に活かすことができるスペシャリスト的な人材がいたからだった。

感染症対応のための市営住宅活用を担った住宅管理担当在籍職員は「過去の経緯を知っていないと対応できず、在籍が長い人は長い。そういう職員が必要な所属になる。コロナに際しての（市営住宅）目的外使用なども、経験や年数が浅い職員には判断できない」と語っている。

これは一例であり、他の分野も同様と考えられる。専門職・一般職を問わず、また緊急時と平時を問わず、本市の業務の最前線を担う職員の専門性に配慮した計画的な人材育成と人事配置が、今後一層求められる。

4-6-6. 職場風土・組織風土

4-5-4. に触れたように、職員が困難な試練を乗り越える原動力となったのは、組織としての連携・協力や配慮、人間関係だった。良識ある職場風土のもと、他団体でみられた感染職員へのハラスメントとは無縁だった市消防局の例も紹介した。また、感染症の影響による収入減・解雇・離職者向けの市営住宅目的外利用にあたり、一般入居者と同様の減免制度を設けたことについて、制度構築の担当者は「こういった運用が許容されるのが、都市整備局の良いところだと思う」と語っており、風通し良く柔軟な同局の組織風土がうかがわれる。

職場風土・組織風土もまた、今後の組織管理の上で留意すべき点であると考えられる。

4-6-7. 職員に望むこと

以上、今回の経験を通じてあきらかになった組織管理・人材育成をめぐる課題、ならびに今後のあり方について述べた。最後に、これらを踏まえて今後職員に望むこととして、稲村和美前市長からのエールを引用し、第2部を終えることにしたい。

多くの市民が生活面で打撃を受けるなか、公務員は相対的に職や処遇が安定している。こういうときにこそ、自分とはまったく異なる状況に置かれる市民がいることを考え、そこできちんとがんばる気持ちを平時・有事を問わず持ち続ける。すべての市職員が、そういう職員であって欲しいと思う。（稲村前市長）

〔第2部 終わり〕

本文編 終わりに

本報告書本文編を通して、感染症に直面した本市が3年4か月の長きにわたり取り組んだ感染症対策、市民・事業者に対する各種支援策、ならびにこれらを支えた市の行財政運営・組織管理について記録し、各分野・階層の組織・職員による評価・検証を集約した。

保健行政分野においては、市として保健所と衛生研究所を有する優位性を活かし、庁内応援体制を構築して困難な感染症対策に取り組んだ。市医師会との良好な連携協力関係のもと、さまざまな市独自施策をも実施に移すことができた。保健師、環境衛生職、救急搬送を担う救急隊員が、その高い専門性と使命感のもと、きわめて厳しい最前線の業務を担った。

福祉サービス・保育・教育の分野は、それぞれが直面する固有の課題に対処しつつ、膨大な量の疫学調査を保健所と分担することで、市の感染症対策を支えた。教育分野においては、学校園休校休園という存在意義が問われる事態に対し、児童生徒との相互関係を基本に教員の主体性を重視し、同時に ICT 活用をあきらめない姿勢を貫いた。感染症をめぐる数々の課題について、それぞれの現場がその負担を負うことで、困難な事態を乗り越えた。

新型コロナウイルス総合サポートセンター、特別定額給付金、ワクチン接種といった未経験の分野においても、限られた条件のもと、各担当が即応力を発揮して業務を遂行した。

市民・事業者に対する生活・経済支援の分野では、福祉・住宅・経済・地域・子ども施策・公営企業といった各部署が、培った知識・経験や人脈に依拠してニーズを把握し、多様な支援策を迅速に実施に移した。感染症対応のみに終わるのではなく、施策としての継続性や付加価値、発展性といった視点、さらには基本姿勢としての社会的弱者への視点を貫いた。

感染症対応全般において生じた問題点や課題、不十分点についても、記録と検証を行った。

庁内応援体制と BCP（事業継続計画）の問題をはじめ、緊急事態に対応する組織マネジメントの課題を分析し、各階層の幹部が適切なリーダーシップを発揮し、俯瞰的な立場から一歩踏み込んだ判断と意思決定を行うことが求められることを指摘した。これを担保するためのトータルな情報把握と発信・統括を行う組織の整備についても、今後の検討課題として提示した。

職員が直面した長時間勤務や厳しい市民対応といった困難な状況についても記録し、それをどのようにして、何に支えられて乗り越えたのかを、事実を即して記述した。その上で、そこから導き出される今後の組織管理・人材育成のあり方についても提案した。

本市の感染症との闘いは、令和5年（2023）5月8日に新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に変更されたことで、一区切りを迎えた。それを機に行った今回の記録を組織として認識・継承し、今後もそれぞれの立場からの検証を継続するとともに、その経験と教訓を職員一人一人が受け継ぎ今後の市政運営に活かしていくことが、私たちに課せられた次なる課題である。

[本文編 終わりに]

資料編

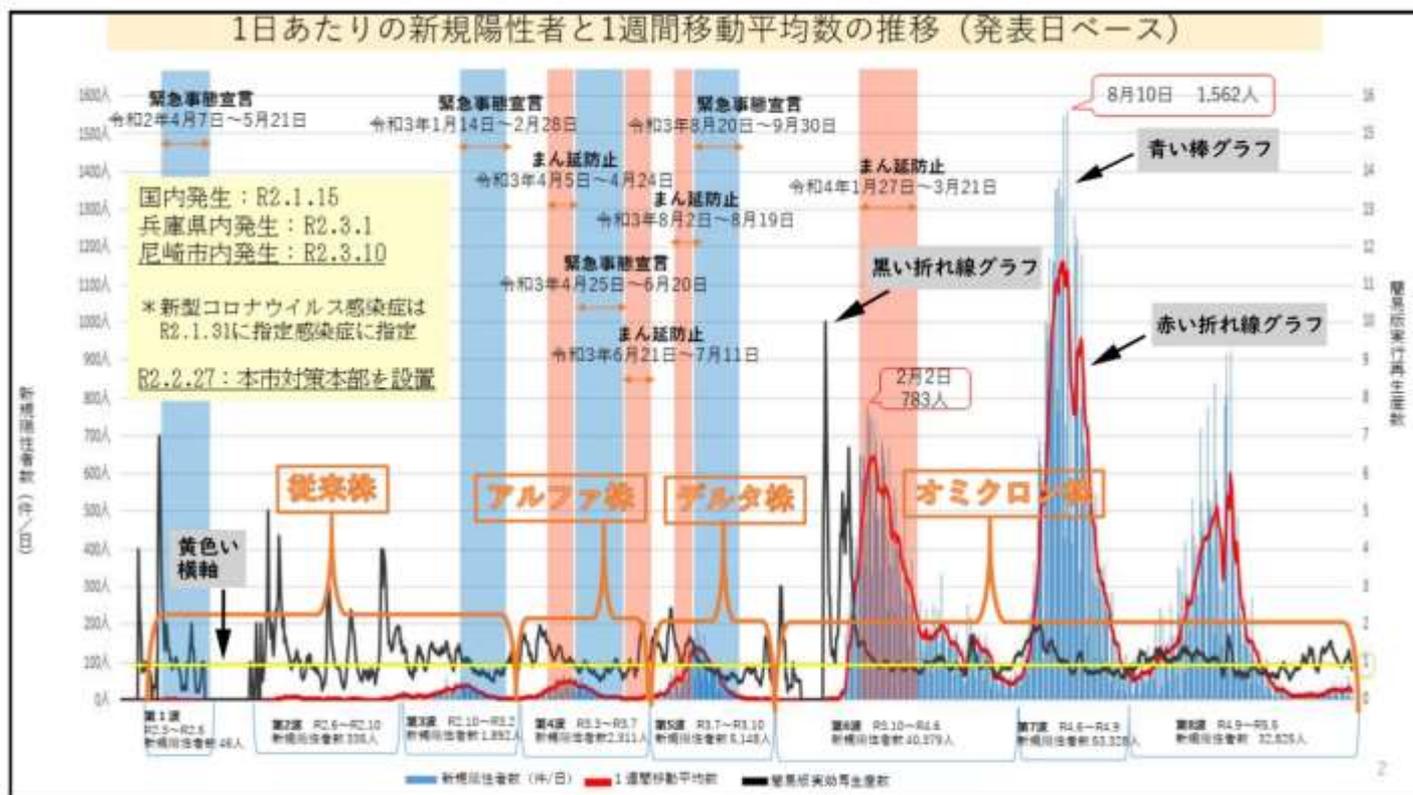
1. 保健所における新型コロナウイルス感染症に関する取組の振り返り ……………	88
～尼崎市予防計画の策定に向けて～ 尼崎市保健所感染症対策担当 令和6年3月	
2. 「尼崎市の臨時休業期間における学習支援（ICT活用）に向けた ……………	100
取組について」松本真教育長（当時）初中教育ニュース寄稿	
3. 聞き取り調査記録 ……………	116
1 危機管理安全局 危機管理安全局の感染症対応について	116
2 総合政策局 感染症に対する地域振興センター・地域課の対応について	125
付録 感染症まん延期の武庫地区写真記録	130
3 資産統括局 感染症まん延期の財政・決算・市税	133
4 総務局 感染症対応業務に対する庁内応援体制について	138
感染症に関連する給付金業務について	145
5 福祉局	
5-1 法人指導課 福祉サービス分野の感染症対応業務	147
5-2 北部福祉相談支援課 自立支援・給付金等の業務	150
6 保健局	
6-1 保健部 ワクチン接種業務	156
保健師の業務	159
保健所の感染症対策対応及び体制	160
6-2 衛生研究所 感染症に関する検査業務	161
6-3 感染症対策担当業務従事係長（当時） 保健所の感染症対応について	164
6-4 保健部長（当時） 保健所の感染症対応について	169
7 こども青少年局	
7-1 保育児童部 感染症まん延期における保育所について	177
7-2 こども青少年課 「あまっ子お弁当クーポン事業」の実施等について	
尼崎市学びと育ち研究所の研究について	185
8 経済環境局 感染症まん延期における市の経済対策、事業者支援	187
9 都市整備局 感染症まん延期における市内スポーツ施設・公園管理について	193
同上、市営住宅活用について	197
10 消防局 感染症まん延期における救急搬送等の実態について	199
11 公営企業局 感染症まん延期における水道料金・下水道使用料減免等について	205
同上、ポートルース事業について	208
12 教育委員会事務局	
12-1 学校教育部・社会教育部 市立学校園休校休園等の感染症対応について	211
スポーツ施設休館・休止等の感染症対応について	217

12-2 保健体育課係長（当時）手記 学校教育部（保健体育課）の感染症対応
について 218

13 議会事務局 感染症に対する市議会の対応	225
14 新型コロナウイルス総合支援担当課長等兼職（当時） 感染症対応を振り返って	227
15 吹野順次副市長 本市の感染症対応について	230
16 森山敏夫副市長 本市の感染症対応について	233
17 稲村和美前市長 本市の感染症対応について	236
18 松本真 ^{しん} 市長（前教育長） 本市の感染症対応について	242
4. 感染症対応時系列表	248
5. 地方創生臨時交付金活用事業（感染症対応）一覧	258
6. 一般会計補正予算（感染症対応）一覧	295

資料編 1. 保健所における新型コロナウイルス感染症に関する取組の振り返り

～尼崎市予防計画の策定に向けて～ 尼崎市保健所感染症対策担当 令和6年3月



こちらは尼崎市で初のコロナ陽性者が発生した令和2年3月からコロナが5類感染症に移行した令和5年5月までのコロナ陽性者数の推移等を表したグラフです。

コロナ陽性者は国内では令和2年1月15日に初めて確認され、その後兵庫県では同年3月1日、尼崎市では3月10日と続きました。コロナは令和2年1月31日に指定感染症に指定され、本市では令和2年2月27日に対策本部を設置し、対応に取り組みました。

(グラフ内容について)

- ▶青い棒グラフ 「コロナ陽性患者」の推移:1日あたりの陽性者数を表したのもの
- ▶赤い折れ線グラフ 「コロナ陽性者の1週間移動平均数」の推移:1週間ごとの平均陽性者数を計算し表したのもの
- ▶黒い折れ線グラフ 「簡易版実効再生産数※」の推移:1人の感染者が何人の感染者を生み出すかを計算し表したのもの

※簡易版実効再生産数について

感染症が今後拡大するかどうかを読み取る指標の一つであり、当該数字は「1人の感染者が何人の感染者を生み出すかを示したのもの」となります。

1人の感染者が1人の感染者を生み出す場合は当該数値は「1」となり、2人生み出す場合は「2」となります。(1人の感染者が1人以上の感染者を生み出す場合、本人が治ったとして

も本人以上の感染者数を生み出すので感染は拡大傾向にあり、数値が1を下回ると本人が治った後は1人以下の感染者しか残らないため、感染は縮小傾向にある、と読み取ることができます。)

感染拡大の境目となる実行再生産数「1」については黄色い横軸で表しています。実行再生産数の黒いグラフが当該黄色軸を上回った後は、陽性者数を表す青及び赤のグラフが上昇傾向にあることが分かります。

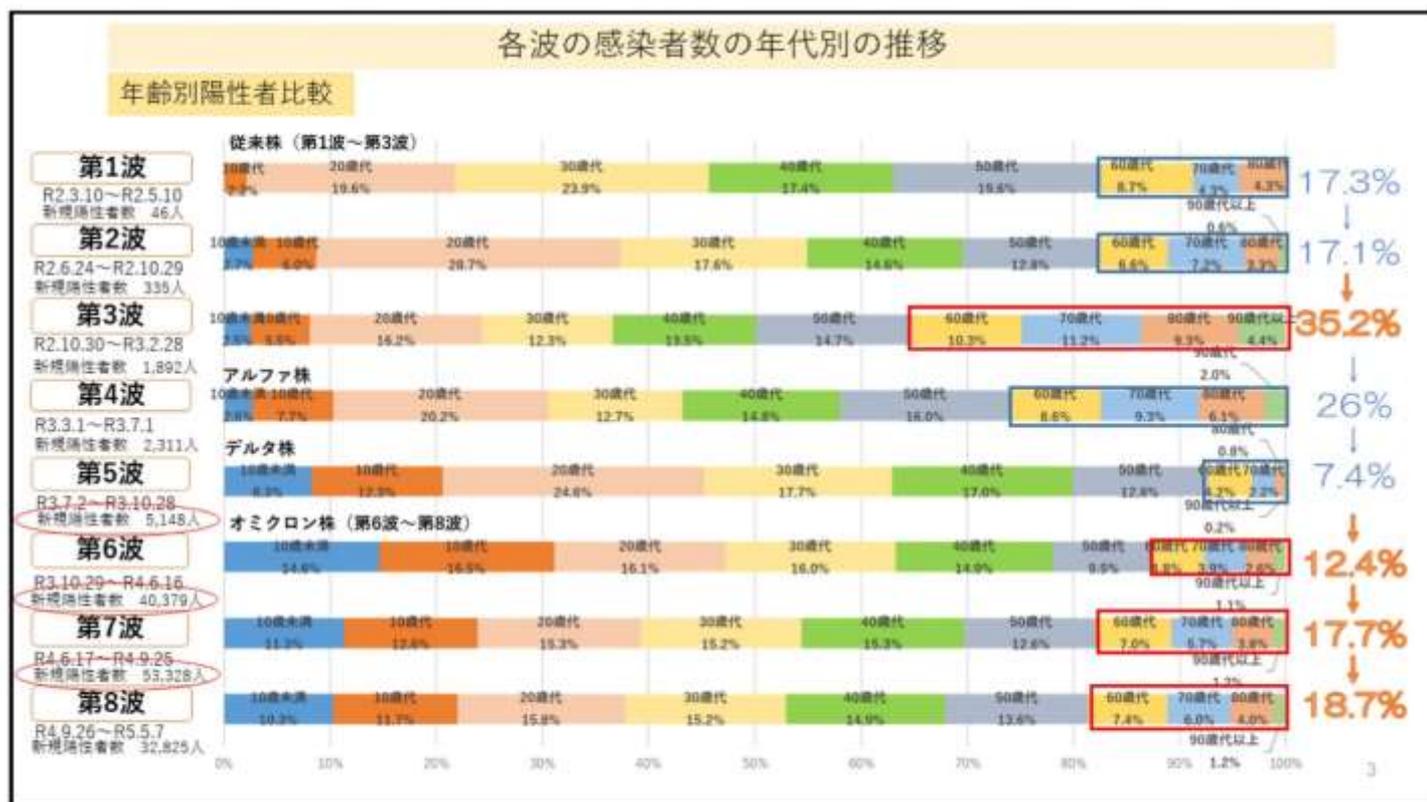
また、3年以上に及ぶコロナ禍は陽性者数の推移や流行している株の種類などで期間毎に第1～第8波に分けられるので、その期間や波ごとの陽性者数等をグラフ下部に示しています。

- ・青い帯線 緊急事態宣言期間
- ・赤い帯線 まん延防止等重点措置適用期間

第1波から第5波の間は緊急事態宣言やまん防等の行動制限を伴う宣言が複数回発令され、発令後は陽性者数が減少していることから行動制限の効果が見て取れます。

陽性者数を表す青いグラフは第6波以降急上昇していますが、これはコロナの流行株が感染力の非常に強いオミクロン株に移ったことが要因の一つと考えられます。

尼崎市における1日あたりの最多陽性者数は7波ピーク時の1,562人で、前の波の6波ピーク時783人の約2倍となっています。



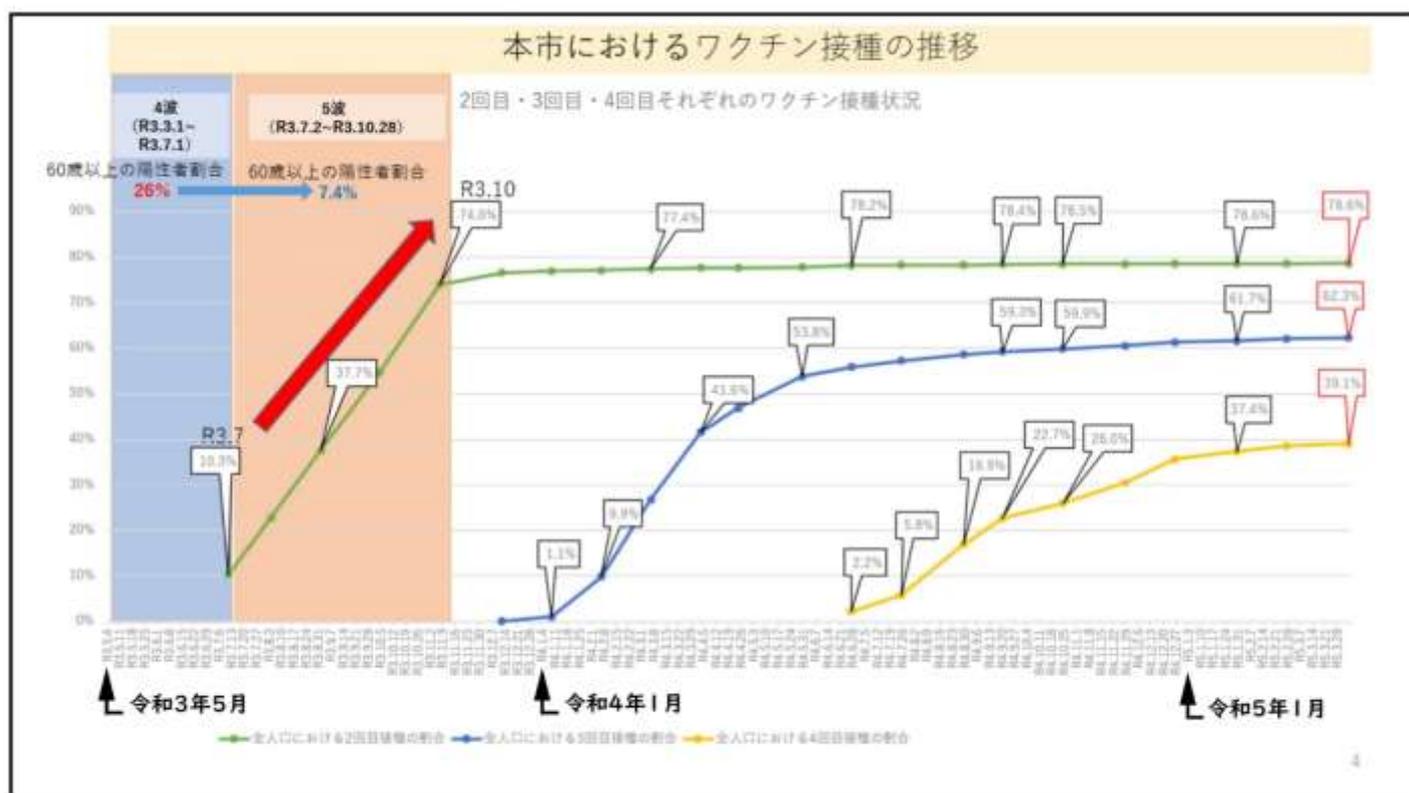
こちらは各波の陽性者数を年代別にパーセンテージ化したものです。波ごとの推移を見ますと60歳代以上の割合が第1～第3波にかけて増加しておりますが、第4波、第5波と進

むにつれて割合が減少しています。これは令和3年2月14日にコロナワクチンが国内で承認され、同年4月から高齢者への優先接種が開始されたことが影響していると考えられます。

一転、第6波以降感染者数が増加するに伴い、60歳以上の比率も徐々に増加しました。

波ごとの総陽性者数をスライドの左端に記載しておりますが、こちらから月ごとの凡その平均陽性者数を算出しますと、第5波においては月当たり1,000人強であったものが第6波では5,000~6,000人、第7波においては15,000人を超えています。

第6波以降流行したオミクロン株は重症化率は低いものの、感染力が非常に強いという特性があるため、基礎疾患をもち抵抗力が弱い高齢者への感染や高齢者施設でのクラスターが増加し、これらが第6波以降60歳以上の陽性者比率が増加した一因と考えられます。



こちらの折れ線グラフは尼崎全市民のワクチン接種率の推移を表しています。また、ワクチン接種開始の前後にあたる第4波と第5波の期間をそれぞれ青、ピンクの色を付けて表しています。

ワクチンを2回接種した方々の推移を表している緑色のグラフを見ると、令和3年7月に10.3%であった接種率が令和3年11月には74%まで伸びています。なお、この時期は高齢者等重症化リスクが高い方々に優先的にワクチン接種が行われました。

先ほどのシートにおいて第4波から5波にかけて60歳以上の陽性者割合が減少したと説明しましたが、このようにワクチン接種率のグラフと合わせて確認すると、陽性者の割合減少に対するワクチンの効果が非常に大きかったということがよくわかります。

各波のクラスターの発生状況について

各波におけるクラスター件数の推移（本市公表分）

第1波		第2波		第3波		第4波		第5波		第6波		第7波		第8波	
件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
0	0	2	13	15	322	12	150	9	83	80	763	74	939	92	1,572

各波でクラスターが発生した施設の分類 ※R5.5.7現在



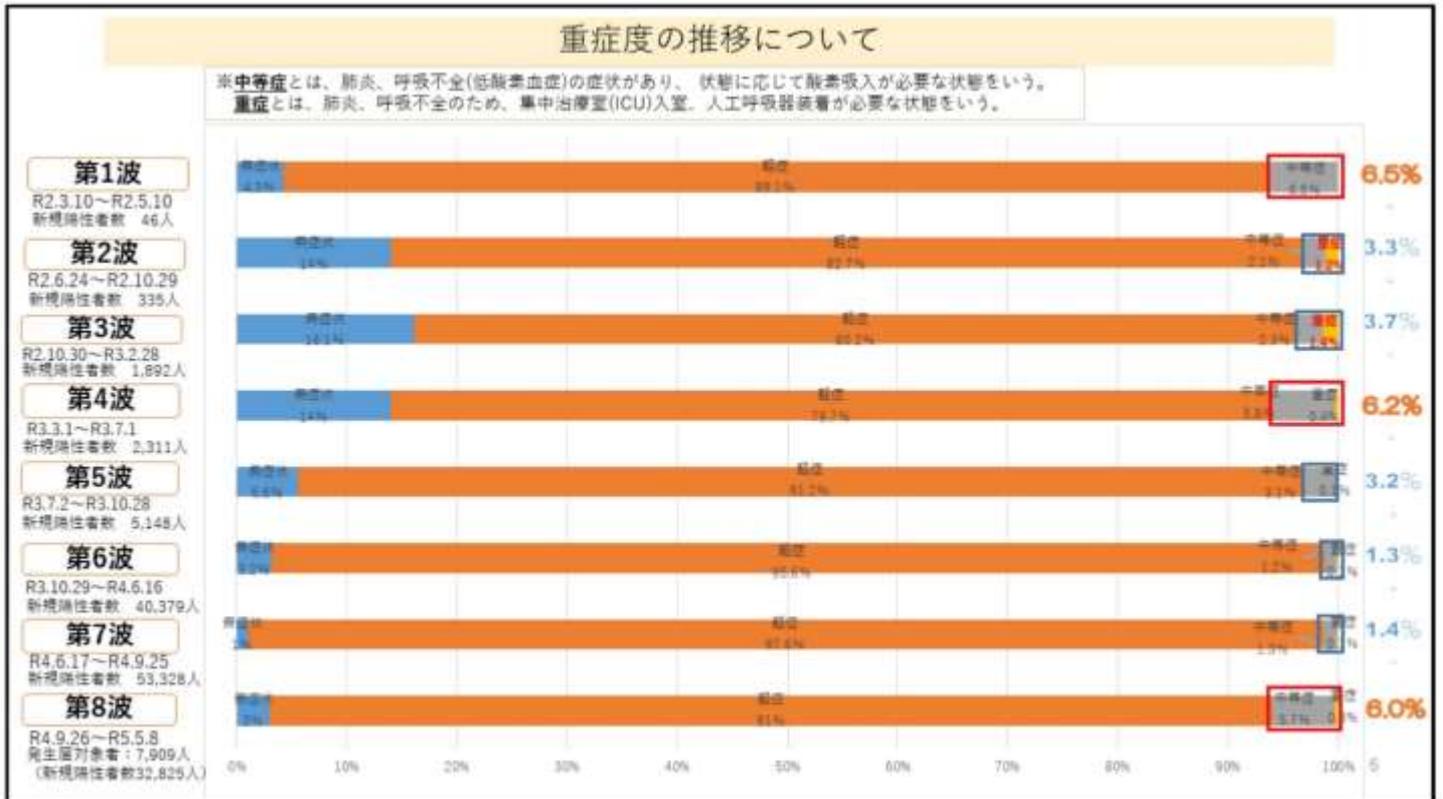
こちらは集団感染（クラスター）の発生件数や発生した施設種別の割合推移を表したグラフです。

第4波から第5波にかけては高齢者等へのワクチン優先接種の影響もあり介護保険サービス施設のクラスター数が激減しています。

第5波以降、波を追うごとに高齢者施設のクラスター数が増加していますが、これは
 (1) 全体の感染者数が増えると高齢者施設へのコロナウイルスへの侵入を防ぐことは困難であった

(2) 高齢者は免疫力が低い方が多いため、一度施設内部で陽性者が出るとクラスターを起こしやすい

以上2点が主な要因と考えられます。



こちらは各波のコロナ陽性者の症状内訳をパーセンテージで表したグラフです。1波から8波、どの波においても無症状及び軽症の割合が9割を超えています。

その中で第1波は感染者数がまだ少ない時期ですが、中等症者の割合については6.5%と、全波の中で最も高くなっています。第2波から第3波にかけては重症者が増加していき、第4波では重症者の割合が低下するも、中等症を合わせた割合が6.2%（第3波と比較し2.5ポイント増）と、高い水準となりました。

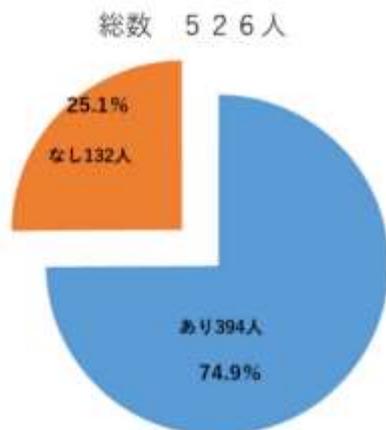
これらの理由として、第1波～第4波の時期にはワクチンが普及していなかったこと、また、ウイルスも毒性が強かったため、重症化しやすかったことが挙げられます。

第6波以降は、流行株がオミクロン株となり、これは感染力が強い一方、重症化率は低いウイルスであるため、第6波、第7波では中等症以上の割合が低下しました。（第5波:3.2%⇒第6波:1.3%⇒第7波:1.4%）

しかし、第8波では中等症以上の割合が再度増加しました（第8波:6%）。これは先のシートで説明しております高齢者施設のクラスター増加等により、免疫力や抵抗力が低下している高齢者等の感染者が増加し、コロナ感染により基礎疾患が悪化し、重症となる方が多かったこと等が原因と考えられます。

第8波の中等症・重症についての分析

第8波での中等症・重症者のうち、重症化のリスク因子の有無



※注：因子については、重複あり

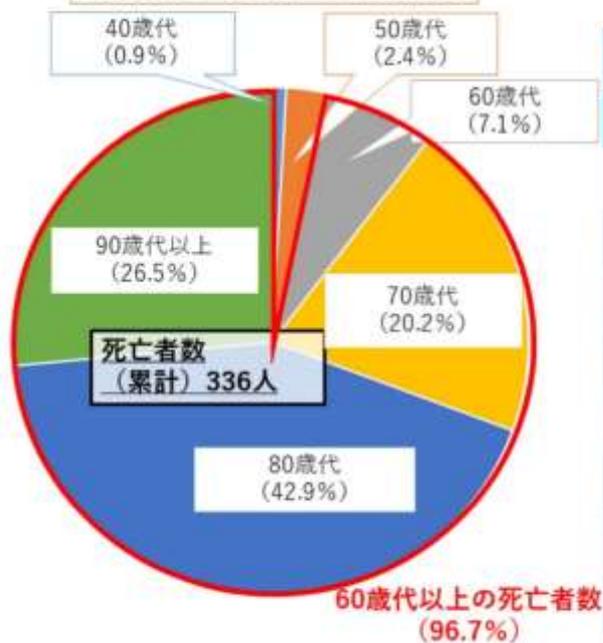
重症化のリスク因子（上位3つ）



こちらはコロナ陽性者の重症化に繋がると考えられるリスク因子に関するグラフであり、直近の第8波のデータを基に作成しています。第8波においては中等症及び重症患者は526人おり、そのうち約75%（394人）の方が、もともと中等症・重症になりやすいリスク因子を持っていたことがわかりました。リスク因子はガンや高血圧、脳血管疾患、糖尿病等様々ですが、その中でも、高血圧・喫煙・糖尿病といった生活習慣に起因するリスク因子を持っている方が上位を占めていました。

死亡者の傾向

第8波までの死亡者の年代別内訳



各波ごとの死亡患者数と死亡率の推移

区分	尼崎市	兵庫県
	死亡率	死亡率
第1波	4.34%	6.43%
第2波	0.0%	0.70%
第3波	3.69%	3.17%
第4波	2.68%	3.38%
第5波	0.13%	0.24%
第6波	0.13%	0.23%
第7波	0.11%	0.11%
第8波	0.24%	0.22%

こちらは新型コロナウイルスにより死亡した方を年代別で分類した円グラフと、波ごとの死亡率を表した表です。

第8波終了時点（R5.5.7）での尼崎市の死亡者数（累計）336人中、60歳以上の死亡者数は325人で、60歳以上が全体の96.7%を占めました。

死亡率は第1波が4.34%と最も高く、第3波、第4波がそれに続きました。第1波から第4波にかけてはワクチンや効果的な治療薬がなかったことが一因と考えられます。

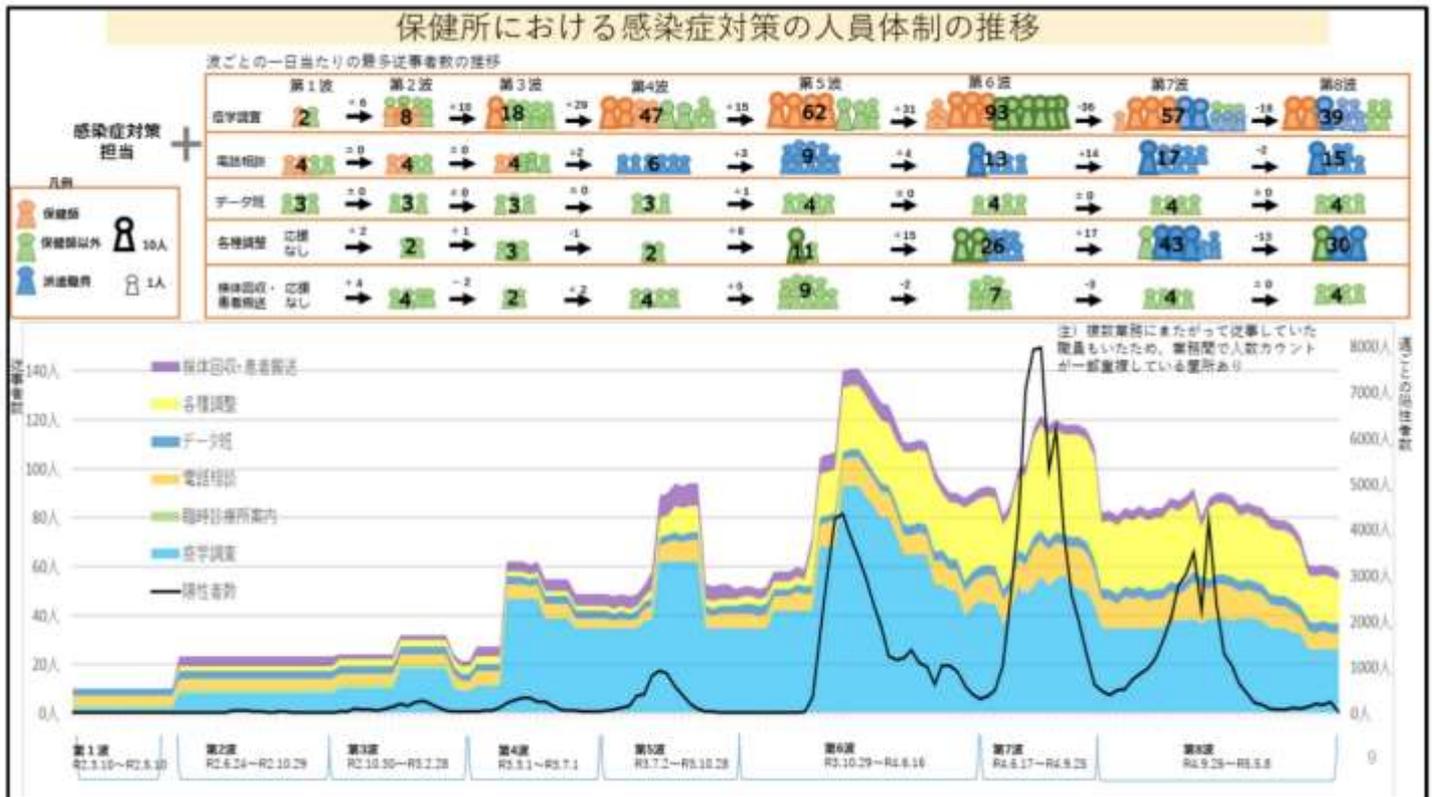
第2波の死亡率が極端に低下しているのは、第1波の経験を踏まえ、医療提供体制が一定整備され医療機関への搬送等が迅速に行われるようになったことが一因と考えられています。

しかし、第3、第4波においては第2波を大きく上回る陽性者が発生したため、再び医療ひっ迫を引き起こし死亡率が上昇してしまったと考えられます。

また、第5波以降の死亡率低下については（1）ワクチン接種の開始、（2）コロナ治療薬の一種である中和抗体薬の使用開始、（3）市医師会による往診体制の構築、（4）市保健師の訪問等のフォローアップ体制の強化等が要因と考えられます。

第8波の死亡率の微増については

- （1）感染力が強いオミクロン株に対して中和抗体薬の効果がなかった
- （2）高齢者施設のクラスター件数が増加しウイルス感染をきっかけとする併発疾患や合併症の増悪ぞうあくにより、高齢者等ハイリスク者の死亡割合が増加した等が要因と考えられます。



こちらはコロナ禍における陽性者数の推移と、それに伴う保健所の人員体制の推移を表したグラフとなっています。

新型コロナウイルスは流行株の変遷を経るごとに基本的には陽性者数が増加していきました。陽性者数が増えるとそれに付随して保健所の各業務（検体回収や電話相談対応、疫学調査等）の業務量も増加したため、ピーク時は 100 人をゆうに超える規模で全庁応援や派遣職員の雇用等により人員を増強し、業務にあたってきました。

しかし、庁内応援の長期化は保健所以外の業務に負担をかけることになっていたため、全庁的な応援体制を構築する一方で、市独自システムの導入等による事務処理の効率化や、派遣職員の増員等により、可能な限り応援規模を縮小できるよう対処してきました。

①感染症対策の目的と戦略

保健行政の取り組み

1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

(1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

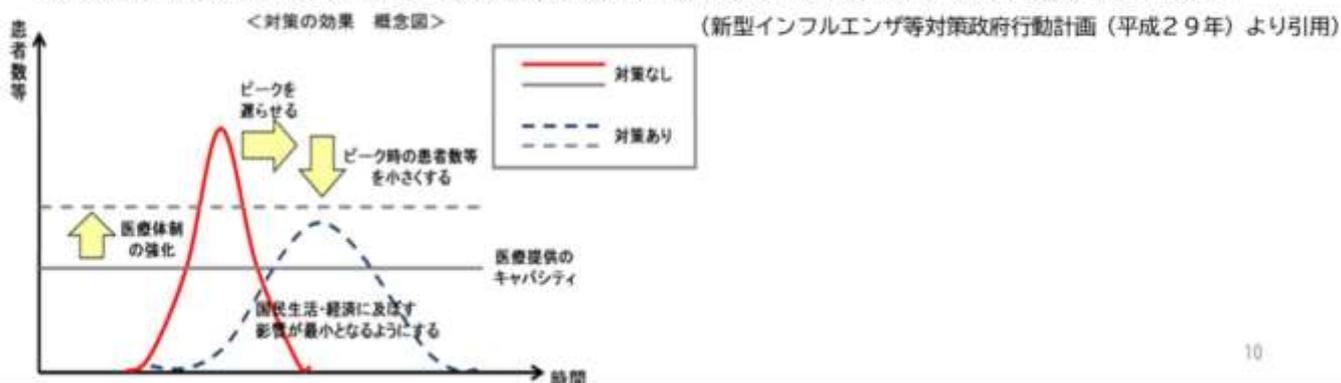
(2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(1) 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

(2) 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



感染症対策の目的と戦略

感染症が感染拡大した場合の、保健行政における取組の目標と戦略について説明します。

感染症対策の目的としては次の2点が挙げられます。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること。
- 2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

これらの内、保健行政では特に一つ目に取り組みます。

その中の戦略として、

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

以上3点が挙げられます。

この目的と戦略は、平成29年の新型インフルエンザ等対策政府行動計画に定められている内容となります。

コロナ禍においてもこの考え方を軸に対策が進められたと整理できるので、この視点を基に次ページの説明をいたします。

日に臨時診療所を開設しました。

令和2年3月6日に行政検査の保険適応が認められ、少しずつ一般診療所での外来診療体制が整備され、令和2年10月時点では市内の発熱外来受入医療機関は61か所へと拡大しました。（その後、最終170か所に拡大）

しかしながら、第6波以降感染力の強いオミクロン株が主流となると、受診者が急増し外来医療の負担が非常に大きくなりました。

外来医療負担を減らすことを目的に第7波では検査キットの薬局での販売が認められ、また、県や市も住民に対し検査キットを配布するなどし、住民は受診することなく自宅療養ができるようになりました。

また、自宅療養者には健康観察を行うとともに、食糧支援とパルスオキシメーターの貸し出し等の療養支援を行いました。

・戦略(3)について

新型コロナウイルスは、発生直後は指定感染症であり、政令により全ての患者が入院勧告の対象とされました。この入院先は感染症指定医療機関とされており、市内では尼崎総合医療センターへ全例入院していました。

しかし、感染拡大に伴い病床がひっ迫したため、入院勧告の対象は重症者や高齢者などに限られ、軽症者は入院せずに県が指定した宿泊療養施設へ入所する、もしくは自宅療養する方向へと移行しました。

その後感染症指定医療機関以外にも入院医療機関の確保が必要になりましたが、全県で調整しても受け入れ先が見つからないことや、また、宿泊療養施設では介護が受けられないため、介護や福祉サービスを利用しながら自宅、施設内での療養を続けることが多くなりました。

令和2年12月には特別養護老人ホームでクラスターが発生し、入院調整してもすぐに入院先が見つからなかったため、施設内で死去されるような事例もありました。

こういった事態を受け、医師会所属の開業医の先生の協力のもと、県に先立ち令和3年1月に市単独で往診支援事業を開始しました。その後、県が同様の制度を開始したため、県事業へ移行しましたが、当事業は後の6波以降さらに感染が拡大する中、入院できず自宅や高齢者施設で療養を続けざるを得ない患者への往診や訪問看護で療養を支える基盤となりました。

患者の大半は軽症のまま療養を終えましたが、療養中に転倒し骨折したり、持病が悪化し救急要請する事例もありました。夜間も含めて保健所が入院調整を行いました。年末年始は救急搬送が特にひっ迫することから、市医師会の協力のもと、令和4年末に向けて、救急受入病院の輪番体制を整備しました。

本市は、市医師会と毎月協議し顔の見える連携体制を通じて、医療提供体制の確保に取り組みました。

共通する課題と次の新興感染症に備えた今後の対応

共通する問題

(1) アナログな情報管理

発生届を起点として収集する患者情報の管理や、その情報を基にした入院勧告書や療養証明書発行等の様々な事務が発生し、感染者数に比例して業務量が増加していった。

発生届が FAX により提出され、患者記録も紙媒体管理が主流でデータベース化がコロナ禍の途中からであったことが、情報確認の煩雑さや二度手間の発生、複数同時作業の困難さを招き、全ての業務改善のボトルネックとなった。

(2) 急増する業務量に対応できなかった人員・業務管理

感染の拡大や国、県の方針に基づき、緊急性の高い対応や対応策の方針転換が必要であった。また、感染者数に比例し業務量が増加し続けたが、市独自で疫学調査や健康観察の対象を限定したり、中止の判断をすることは、倫理面や法的側面などから困難であった。

業務量の増減に合わせ、庁内応援や派遣職員数の調整、外部委託による業務のアウトソーシングを図るも、即時的な対応が難しかった。

(3) 多方面に及ぶ庁外の関係機関との調整・市民も含めたリスクコミュニケーション

医療・救急・介護・福祉等多数の関係機関の協力が不可欠であった。また感染予防や行動制限など市民の協力・行動変容も重要であった。特性のわからない新興感染症への恐怖や絶え間ない状況・対応手法の変化に対し、各機関への協力依頼や調整、情報発信、コミュニケーションは時間と労力をかけてもなお、必要十分とはならなかった。

共通する今後の対応

(1) 関係機関も含めたデジタル化、ICT の推進

発生届の提出や受理、その後の健康観察、療養支援、市民からの各種証明書等の申請やそれに伴う事務処理等が一貫して管理できるよう、情報のデジタル化やデータベース化、ICT を活用した相互性のある仕組みの構築を進め、平時よりその活用や訓練を行い、有事に備える。

(2) 有事に即時対応できる業務体制の確保

有事に発生する業務を分担する体制をあらかじめ準備し、平時より必要な訓練や研修を行い、有事に備える。最初期においては他の行政機能を制限しながら庁内応援により対応するが、派遣職員への置き換えや業務の外部委託に移行していけるような体制作りを進める。

(3) 平時から継続的なリスクコミュニケーションと役割分担

県の連携協議会等で関係機関を交えて役割分担の確認を進めるとともに、広域での調和のとれた体制作りを進める。

資料編 2. 「尼崎市の臨時休業期間における学習支援（ICT 活用）に向けた取組について」松本^{しん}眞教育長（当時）初中教育ニュース寄稿

尼崎市の臨時休業期間における学習支援（ICT 活用）に向けた取組について

～教育用 PC 環境 10 人に 1 台の自治体の挑戦～ 尼崎市教育委員会教育長 松本 眞

〔初中教育ニュース（文部科学省初等中等教育局メールマガジン）第 385 号（令和 2 年 5 月 8 日）特別寄稿〕

世界で新型コロナウイルスの猛威が振るっている中、兵庫の東の玄関口、大阪に隣接している尼崎市立の学校園では、3 月以降、2 か月間臨時休業が続いています。全国の自治体で同じような状況となっており、小学校、中学校、高等学校等にお子さんが通っている家庭においては、学校の勉強が遅れることへの心配も多いと思います。

また、4 月 28 日には、5 月 31 日までの臨時休業の延長を決定し、公表いたしました。

今回は、尼崎市が、5 月からの臨時休業期間において、どのような家庭学習支援を行っていくのかという観点から、取組の一端をご紹介しますと思います。

尼崎市では、5 月の臨時休業にあたって、学習支援について、以下の 4 点を柱に据えて進めていくこととしました。

1. 新学年の学習内容の指導を開始
2. ICT を活用した動画や教材の提供
3. 民間オンライン学習支援システムの導入（予定）
4. インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

次からは、各項目についての考え方を、それぞれ説明していきます。

1. 新学年の学習内容の指導を開始

尼崎市において、5 月の臨時休業が、3 月、4 月の臨時休業と全くことなるところは、「新学年の学習内容を始める」という点です。

学校は、通常であれば、1 か月ほど余裕を持って年間指導計画を組んでいます。このため 3 月の臨時休業の際は、本市の学校では、おおむね当該学年で学ぶべき内容は履修をしており、復習の段階に入ろうとしていました。このため、3 月の臨時休業は、学習進度という観点で言えば、そこまで大きな影響を及ぼしませんでした。

一方、新年度に入りすでに 1 か月が経過しました。5 月に入り、今年度の年間指導計画の余裕（バッファ）も消化している中で、本市としては、「新学年の学習内容を始める」という判断をいたしました。

もちろん、臨時休業期間中には新学年の学習内容は進めず、学校再開後に夏休みなどを短縮させて履修（キャッチアップ）するというやり方もありますが、新型コロナウイルスとの闘い

は長期戦となることも予想され、学校再開の目途も不明の中では、まずは、自宅学習において新学年の学習内容を進め、定期的に子どもたちの学習状況をフォローした上で、学校再開後に定着度の確認、さらには、長期休業期間の短縮や放課後の活用等により、子どもの負担にも配慮しながら、補充学習を行う方が現実的であろうと判断をいたしました。

2. ICT を活用した動画や教材の提供

家庭学習において「新学年の学習内容をはじめる」となると、家庭学習における課題の出し方も、夏休みのように、復習プリントなどをまとめて渡すというやり方ではなく、子どもたちが新しい課題に自分で挑戦できるような課題の出し方をしていかなければなりません。これは、全国のどこの学校でも経験のしたことのない新たな挑戦です。

新たな挑戦をする際には、コンセプトと具体的設計が重要になります。今回の場合、「子どもたちが、興味を持って自宅で学習を進めることができる環境を整えること」が、目指すべき姿（コンセプト）としてあります。このコンセプトに向けて、今ある資源を最大限活用し、やれることは何でもやる、という発想で、具体的な設計をさせていただきました。

以下、具体的な設計のポイントを解説します。

(1) 「担任」を中心に位置付ける

尼崎市では、家庭学習を進めるにあたって、「担任」を中心に位置付けた設計としました。

実は、今回の臨時休業期間中に学校がやろうとしていることは、いわゆる「通信教育」と似ています。通信教育と言っても、(ア)紙媒体でのやり取りを中心としたサービス、(イ)オンデマンド型サービス（自分が見たい時に DVD やインターネットで講義動画などを見ることが出来るサービス）、(ウ)オンライン型サービス（リアルタイムで遠隔で授業を受けることが出来るサービス）など、様々なタイプがあります。

これら、通信教育は、紙媒体でも動画等の媒体でも、一つのコンテンツ（課題や動画）を多数の人に一度に配信できるところに特徴があり、「生産性」の観点から見れば極めて合理的な手法です。このため、予備校等の民間の学習支援サービスでは通信教育は一つのビジネスモデルとなっています。

今回の臨時休業期間中における学校の対応においても、地元ケーブルテレビを活用した授業動画の配信、YouTube などを活用した指導主事による授業動画の配信、遠隔授業システムを活用した授業提供など、様々な設計が考えられ、既にいくつかの自治体ではこれら取組が進められています。

一方で、本市の場合は、全市一斉の動画配信などの設計とはせずに、「担任」が、課題（いわゆる「コンテンツ」）を提供し、子どもたちとやり取りをする形を採用することといたしました。その理由は三つあります。

（学校再開後を見越す）

一つは、学校再開後を見越しているということです。

そもそも、本来の学校は、知識を効率的にインプットする場所だけではなく、生活面も含めた多様な経験をすることが期待されています。子どもたちは、学校生活を通し、多様な考え方を学び、人間社会の中でたくましく生きていく術を身に付けていきます。（この記事をお読み

の皆さんの中にも、学校の記憶と言え、授業以上に友達のことや、部活動のことなどを記憶している方も多いのではないのでしょうか。)

そのため、学校には、一日の生活リズムがあり、行事があります。そして、学校の教師は、これら子どもの学校生活の支援者として、授業を行うだけでなく様々な学校生活のサポートをする役割を担っています。

そして、いつか学校は再開し、子どもは、また通常の学校生活に戻っていきます。臨時休業期間中であっても、このような学校に求められる本来的機能や、学校再開後のことを考えると、できるだけ担任とコミュニケーションをとりながら学習が進められる環境を整えることが有益と考えています。

また、子どもたちの学習は、最終的には、担任がその成果を評価していく必要があります。この評価は、学校教育の場合は、テストの点数だけでなく、課題に対しどのように思考し、判断、表現したかや、課題に対してどのような姿勢で取り組んだか（態度）なども含めて評価をしていくこととなります。このような評価は、子どもと日々のやり取りを通じて確認をしていくこととなることを踏まえると、一番身近な担任が、常に、子どもの学習状況を把握していくことが適切です。

(子どものモチベーション維持)

二つ目の理由は、子どものモチベーションを維持するためです。通信教育は、一つのコンテンツを大多数に提供することが可能ですが、一方で、課題への取組については各人の努力に委ねられることから、「モチベーションの維持」が課題となります。

これは、臨時休業期間中における家庭学習が、個人や家庭のフォローの状況によって大きな格差が出るという懸念につながります。

この問題を回避するためには、身近な担任が、個々の子どもたちの様子をできるだけ丁寧に把握し、励まし、コミュニケーションを取りながらサポートできる環境が必要です。

なお、このような意味では、臨時休業期間中であっても、感染防止対策は徹底しつつ、定期的な登校日の設定なども重要になってくるものと考えています。

(各教師の創意工夫こそが最大の力)

三つ目は、各教師の創意工夫を後押しするためです。

サービス業などでは、従業員の働きが決定的に重要になります。これは、学校も同じで、学校教育の成否は、教師にかかっていると言っても過言ではありません。

学校生活において、教師は、子どもを励まし、時には叱咤し、見守ることにより、子どもは、モチベーションを維持しながら、勉強や運動に励み、そして、人間関係を構築していきます。

子どもの伴走者としての教師が、よりよい教育を提供しようと自ら情熱を持って創意工夫をすることこそが、とりわけ、様々な家庭状況や精神状況にある子どものいる公立学校にとっては重要です。

このことは、臨時休業期間中でも変わりません。一人ひとりの教師が、家庭にいる子どもたちに対して、何ができるのか、最大限に知恵を出して取り組んで初めて、今回の学校教育史上初めての困難を乗り越えることができます。

(2)積極的な ICT 活用 — 逆転の発想 —

本市の学校の ICT 環境は、お世辞にも整備されているとは言えません。教育用 PC の児童生徒比は約 10 人に 1 台の割合です。全国平均の 5.4 人に 1 台には到底及ばず、また、兵庫県下 41 市町村の中でもワースト 6 位という状況です。

もちろん、ICT 環境整備が進まなかった理由は、これまでの本市の財政状況や人口規模が比較的大きい（投資額も大きくなる）ことも要因ではありますが、これまで教育委員会が計画的に整備を進めてこなかったことも要因としてあげられます。

着任後、すぐに ICT 環境整備に取り組んできましたが、人的体制整備、予算の確保、調達に向けた準備（システム設計、仕様書準備等）等、どうしても一定の時間がかかり、一朝一夕に ICT 環境整備が進むわけではありません。その意味でも、毎年の計画的な整備がいかに重要かを痛感しています。

いずれにせよ、今回の臨時休業期間の家庭学習は、今ある ICT 環境で臨まなければなりません。

(基本スタイルは「教科書とワークシート」)

このため、本市は、教科書とワークシートを基本スタイルと位置付けました。各学校には、教科書に沿ったワークシートの作成をお願いし、定期的に、各家庭にポスティングをするという、非常にアナログで確実な手法です。

ワークシートは、課題に対する子どもの思考や表現が直接表現できるので、評価に活用しやすいという利点があるという積極的な理由もありますが、本市の ICT 環境の現状を踏まえると、このようなスタイルを採用せざるを得ないという状況もあります。

(発想の転換 — 家庭の ICT 環境の活用 —)

一方で、家庭学習を進めていくために ICT は強力なツールとなることは間違いありません。とりわけ、言語能力が十分に身につけていない段階の子どもにとっては、教科書やワークシートといった、文字情報のみで学習することは、時に困難が伴います。また、モチベーション維持の観点からも限界があります。

ICT を活用し、担任による動画解説や、クリップ動画の配信が可能となれば、子どもたちの家庭学習の環境は各段に改善されます。

ここで、我が市が思い切ったところは、「学校の ICT 環境整備が進んでいないことを理由に、ICT 活用をあきらめない」ということです。

家庭に一定の ICT 環境が整っているのであれば、家庭の ICT 環境も積極的に活用させていただき、家庭学習を進める環境を整えようと考えました。

急遽、Google フォームというクラウドアンケートシステムを活用し、家庭の ICT 環境の現状調査を実施し、最終的には 8 割近くのご家庭から回答をいただきました。調査結果では、95.1%のご家庭がインターネットを使っただけの動画教材等の受信が可能（これから整備をするご家庭も含む）という回答でした。

本市は、生活保護率が約 4%（平成 29 年 2 月現在）と、中核市の中では、函館市に次いで 2 番目の高い自治体です。また、就学援助率（平成 30 年度）も小中合計で 22.1%と、全国の 14.7%と比較しても高い割合となっています。

通常時であれば、約5%のご家庭が、インターネット受信が難しい状況であれば、「やめよう」という発想になるところ、全ての家庭が学校で十分に学習できない状況の中で、95%の家庭がインターネットを受信することが可能であるならば、まずは、これら家庭に対して電子教材等を提供しつつ、残り5%の家庭に対して、例えば、学校のPC環境を提供するなど、個別の対応をしていこうという「発想の転換」を図り、今回、クラウドを活用したICT活用の環境を整えることとしました。

具体的には、「Box」というクラウド型のストレージサービスを整備し、各学校から家庭に対して電子ファイルを提供できる環境を順次整備しています。

また、学校のセキュリティの運用方針を見直し、YouTubeなどの動画配信システムの活用も可能としました。

これらサービスが各学校で運用できるようになると、例えば、担任が自己紹介動画を作成し配信する、教科書の単元に即して見ておいてほしい動画を配信するなどが可能となります。また、印刷物として配布までは必要ないが、目を通してほしい資料などを案内するなども可能となります。

子どもは自宅のパソコンや親のスマートフォンを借りるなどして、動画や教材等の電子ファイルを見ることとなります。

また、担任と家庭間だけでなく、教員間での教材の共有も可能となり、各教師が協力して教材研究を進める環境が整います。

最大のポイントは、どのようなコンテンツを提供するのかを、各担任が判断できるという点です。担任が創意工夫して自ら生み出したり収集したりしたコンテンツを中心に、それぞれの子どもがいる家庭に届けることが可能となります。

5月以降、これらクラウドサービスを中心としたさまざまなツールを活用した教材の共有が始まります。主役は担任ですので、最初は活用をしない教師も多いかも知れません。しかし、教育委員会として、積極的な活用事例を提供するなど、その活用方法の発展に向けた支援をしていく予定です。

3. 民間オンライン学習支援システムの導入（予定）

次に、尼崎市では、中学生と高校生に対しては、教科書、ワークシート、「Box」などのクラウド型サービスだけでなく、（株）リクルートマーケティングパートナーズが提供するオンライン学習支援システム「スタディサプリ」の導入を予定しています。

中学生、高校生は、受験が控えています。既に2か月間の空白期間が生じており、また、学習塾も一部自粛をしているところもあります。さらに、図書館等の自習スペースも利用できない状況となっています。

今後の先行きが見えない中で、多くのご家庭が、学習に遅れが生じていないかなどの不安を持っていることは間違いありません。

このため、当面、年度末まで、中学生及び高校生に対しては、とりわけ「知識・技能」面における家庭学習の補充という位置づけで、「スタディサプリ」を導入し、各自において補強が必要と思われる分野の再勉強や学習の定着度確認のために活用することを予定しています。

もちろん、学校再開後に補充学習は実施する予定ですが、限られた時間の中で、優先順位をつけながら補充学習を進める必要があります。

尼崎市としては、中学生・高校生においては、可能な限り自主学習の効率・効果を高める観点からも、できるだけの支援を継続してまいります。

4. インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

先に述べたように、95%のご家庭は、学校からの配布物等をインターネット受信可能と回答しました。

一方で、約5%のご家庭は、インターネット受信が難しいので、個別に対応をしていくことが必要です。例えば、感染対策を講じつつ、各学校においてインターネット環境を貸し出すなどの対応が必要となります。

今後も、インターネット受信が難しいご家庭のニーズも踏まえながら、できるだけの支援策を順次実施していきたいと思っております。

5. 最後に

以上が、5月以降の臨時休業期間における尼崎市の主な対応です。

比較的人口規模も大きく、かつ、学校の教育用PC環境も十分とは言えない自治体でも、「発想の転換」を図れば、今回の臨時休業期間中であっても、ICTを積極的に活用する環境を整えることができます。

今後、これら家庭学習を支援するツールを、各担任が創意工夫して活用することを通じて、家庭学習の質が向上していくことを期待しています。また、そのための情報発信も、教育委員会として、積極的に行っていきたいと思っております。

各学校・担任も、初めてのことばかりで、戸惑いながら、試行錯誤しながら、学習保障の取組を進めています。

我々教育委員会も学校管理職も、そして、各ご家庭も、こういう時だからこそ、「あれはダメ」「これはダメ」ではなく、様々な工夫をしようとしている学校や担任を応援する姿勢が重要と考えます。

なお、これら試行錯誤の取組は、これまでの学校の授業を改めて見直すチャンスでもあります。例えば、学校という集団学習というリアルな世界でしかできない学びとはどのようなものか、家庭において自主学習しやすい内容はどのようなものか、限られた時間で効率的に学ぶためには何をどのように優先順位をつけたらよいのか、などを考えることは、通常の授業の質をさらに高めることと大きく関連をします。

今回の経験を、この危機の収束後を見据えた良い意味での「レガシー」として残していくという発想も持ちながら、この難局を乗り切っていきたいと思っております。

次回は、これら環境の中で、尼崎市の先生方がどのような工夫をし、子どもの家庭学習を支援していったか、その状況を調べ、報告したいと思っております。

尼崎市の臨時休業期間における学習支援（ICT 活用）に向けた取組について

～教育用 PC 環境 10 人に 1 台の自治体の挑戦～Vol.2 尼崎市教育委員会教育長 松本 眞

〔 初中教育ニュース（文部科学省初等中等教育局メールマガジン）第 387 号（令和 2 年 5 月 22 日）特別寄稿 〕

前回の初中メルマガへの特別寄稿については、多くの方々から反響をいただきました。

とりわけ、「通常時であれば、約 5%のご家庭が、インターネット受信が難しい状況であれば、「やめよう」という発想になるところ、全ての家庭が学校で十分に学習できない状況の中で、95%の家庭がインターネットを受信することが可能であるならば、まずは、これら家庭に対して電子教材等を提供しつつ、残り 5%の家庭に対して、例えば、学校の PC 環境を提供するなど、個別の対応をしていこうという「発想の転換」を図り、今回、クラウドを活用した ICT 活用の環境を整えることとした」という点については、教育委員会・学校関係者からも、そして文部科学省関係者からも共感と応援の声をいただきました。

その時々の中置かれた状況によって「公平性」の概念は変わり、時宜に応じて柔軟に判断していくことの重要性、そして、そのことに対するリーダーの判断の重要性を改めて考えるよい機会となりました。

また、学校現場の先生方からも、「各学校・担任も、初めてのことばかりで、戸惑いながら、試行錯誤しながら、学習保障の取組を進めています。我々教育委員会も学校管理職も、そして、各ご家庭も、こういう時だからこそ、「あれはダメ」「これはダメ」ではなく、様々な工夫をしようとしている学校や担任を応援する姿勢が重要」という点に対して、多くの共感の声をいただきました。

実際に、今回の臨時休業に伴う家庭学習の支援で、多くの先生方が、自ら、創意工夫をして奮闘している様子が、そこかしこで感じられます。

「授業研究」（Lesson Study）が文化として根付いている我が国の学校現場では、子どもの学習支援に向けた創意工夫は、「教師」の DNA に埋め込まれており、そのことを大事にしてこそ、日本の教育の質が上がっていくことを改めて実感しているところです。

さて、今回は、この 5 月の期間において、本市の学校でどのような家庭学習の支援に向けた工夫が見られたか、その一端を紹介し、最後に、私自身の課題意識をお伝えしたいと思います。

1. 臨時休業期間中における学校現場での ICT 活用

前回の寄稿で述べた通り、本市の臨時休業期間中の家庭学習支援の設計のポイントは、以下のようなものでした。

(1) 「担任」を中心に位置付ける

- ・ 学校再開後を見越す
- ・ 子どものモチベーション維持
- ・ 各教師の創意工夫こそが最大の力

(2) 積極的な ICT 活用 — 逆転の発想 —

- ・ 基本スタイルは「教科書とワークシート」
- ・ 発想の転換 — 家庭の ICT 環境の活用 —

（市教委の支援）

「担任」を中心と位置付けた以上、教育委員会としては、クラウドストレージサービス「Box」や、YouTube などの動画配信システムを活用可能とするなど、できる限りの環境を整えた上で、どのようなコンテンツを配信するかは、現場の学校・教師に委ねることとなりました。

このことは、もちろん、教育委員会が、家庭学習支援の対応について、学校現場に丸投げすることを意味するものではありません。誰もが経験をしたことのない中であって、教育委員会が、学校現場に事細かに口を出すことは、かえって、学校現場の創意工夫、すなわち「イノベーションの創出」を妨げることにつながるとの認識のもと、教育委員会としては、学校現場に対する ICT 活用に向けた技術的な支援を最大限行いつつ、各校の活用事例を収集し、積極的に、全校に共有していくことに注力をしました。

具体的には、担当部署である教育総合センターが、「GP（グッドプラクティス）だより」という広報紙（<http://www.ama-net.ed.jp/>）を作成し、定期的に、各校でどのような取組が展開されているかをまとめ、市内の学校に展開をしていきました。

5月21日現在で、既に、第3報まで発行を重ねており、学習動画を活用している学校の取組事例などを共有しているところです。

（予想を超えた学校・教師による創意工夫）

ICT活用の方針を示した当初は、教育委員会として、期待したような取組が現場で展開されるのか、大変心配をしましたが、それが杞憂であることは、すぐに分かることとなりました。

教育委員会において5月の臨時休業期間中の取組方針を定め、環境を整えた直後から、各学校の先生方は、私自身が想像していた以上に、子どもたちのことを考え、様々なICT活用の工夫を始めました。そして、教育委員会には、各校の取組が、随時情報として寄せられることとなりました。

そのことは、本市がICT活用のプラットフォームとして位置付けた「Box」の利用実績を見ても明らかで、4月30日時点では9.3ギガバイトほどの使用ストレージ量が、5月19日には112.8ギガバイトとなるなど、その利用量が指数関数的に増加をしていきました。

これまで寄せられた学校現場におけるICT活用事例を整理すると、現時点では、おおむね以下のような類型として整理ができます。

（1）子どもたちへの「メッセージ動画」等の作成・配信

子どもの学習を直接的に支援するというよりは、「子どもたちと学校、担任をつなぐ」、「子どもたちのモチベーションを引き出す」ことを主な目的とした動画の作成・配信

（2）「学習支援動画」の作成・配信

子どもの学習支援（「学習内容の理解」など）を直接の目的とした動画の作成・配信。また、この「学習支援動画」は、以下のように、いくつかのパターンが見られました。

- ・プリントや学習計画表などを解説した「学習の進め方」に関する動画
- ・学習内容を解説する、いわゆる「授業動画」
- ・（英語のヒアリングなどで活用するための）「音声のみ」の教材

（3）「テレビ会議システム」の活用

「子どもたちと学校、担任をつなぐ」ことや、子どもたちの健康状況等の把握を目的とした

「オンライン朝の会」、「オンライン教育相談」等の実施

(4)各担任が作成した「ワークシート（学習プリント）」等の共有

担任による子どもたちへの配信のためのコンテンツ作成・配信だけでなく、各学校の担任が作成した「ワークシート（学習プリント）」等を、学校間で共有することにより、教師側の作業の効率化や質の向上のための仕組みを構築した地域もありました。

上記に加え、図工の学習において、課題動画の配信だけでなく、子どもたちに、家庭において作成した図工の作品を写真撮影し、クラウドストレージシステム上にアップロードしてもらい、皆で共有するところまで取り組んだ先生もいました。いわゆる、ICTを活用した「インタラクティブな学び」です。

子どもそれぞれの個人アカウントなしで、ICTを活用した「インタラクティブな学び」を実現させた点は、我々教育委員会の想像を超える取組だったと言えるでしょう。

なお、これらの各学校における具体的な取組や子どもの反応については、最後の章に、「4. 補論 -ICT を活用した家庭学習支援に取り組んだ先生方の声-」として、本市の学校管理職や担任の先生方、担当した指導主事からも寄稿をいただいたので、ぜひ、あわせてご覧いただければと思います。

2. 「With コロナ」、「After コロナ」に向けて

以上が本市の5月の臨時休業期間中におけるICT活用の取り組み事例です。

今回は、紙幅の関係で、主に義務教育を中心とした紹介となりましたが、本市の市立幼稚園や高等学校においても、YouTube 動画の配信や、オンライン学習システムの導入、Google Classroom を活用したインタラクティブな学びなど、教師によるICT活用の工夫が随所に見られたことは、本市にとって、今後の大きな財産であったと考えています。

また、全体の利用実績の把握はこれからであり、今回ご紹介できた取組事例は、各学校・教師の取組の一端にしか過ぎません。ただ、私の印象としては、多くの担任を担っている教師が、ICT活用に関して非常に前向きな姿勢を示してくれたのではないかと考えています。

よく、「なぜ、ICT活用が進まないのか」ということが議論され、その要因として、「教師の意識の問題」が取り上げられることが多いと思いますが、今回の経験を踏まえると、少なくとも、「担任」については、その指摘が的を射たものではないことがよくわかります。

実際、尼崎市でも、毎年、全教員へのアンケートを実施しておりますが、アンケートの回答には「ICT環境の充実」に向けた要望が、かなりの量にのぼっています。授業を実際に担っている教師の多くが、授業でICTを活用したい、と臨時休業になる前から訴えていました。

その意味では、「予算がつかない」、「セキュリティが心配」、「導入したところで本当に使うのか」、「格差が広がる」などを言い訳にして、本気になってICT活用に向けた環境整備を進めず、また、ICT活用に向け、教師の背中を押してこなかった、教育委員会をはじめとする管理部門全体の責任は、やはり大きいのだと思います。

我々教育委員会は、学校が通常再開された後でも、現場の教師が、子どもたちへの学習支援ツールとして、ICTを当たり前活用できるよう、ハード面、運用面の両側面の環境整備を全力

で進めていかなければならないことを、改めて強く感じています。

今、多くの地域で、緊急事態宣言が解除され、焦点は学校再開へと移行しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の「克服」までの見通しが明確でない以上、新型コロナ「以前」の生活は、当面、戻ってきません。

「With コロナ」を前提とした学校運営を考えたとき、今回の臨時休業期間中の ICT 活用は、「レガシー」として今後も持続させ、また発展させていかなければなりません。

少なくとも、我々教育委員会・学校は、「With コロナ」「After コロナ」に向けて、文部科学省の「GIGA スクール構想」を最大限活用した ICT 環境整備を進めていくことと併せて、以下の3点についてコンセンサスを得ていくことが、今後の大きな課題だと考えます。

(1) 「公平性」の再定義－「実質」を重視した学習環境の保障－

今回の本市の取組で、最も大きなポイントは、「95%の家庭がインターネットを受信することが可能であるならば、まずは、これら家庭に対して電子教材等を提供しつつ、残り5%の家庭に対して、個別の対応をしていく」という「発想の転換」を図った点です。

この「発想の転換」を前提として進められた ICT を活用した家庭学習支援は、出欠席連絡、事務連絡、宿題配信など、今後の学校と家庭との連携の観点から極めて有効であり、また、業務改善にもつながるものです。さらには、不登校の子どもや病気療養中の子どもの学習支援の充実の観点からも、不可欠なものとなります。

その意味では、この「発想の転換」は、今回の臨時休業期間中の「緊急避難的」、「一時的」な発想ではなく、「With コロナ」「After コロナ」の状況下においても、学校の学びの環境の充実に向けた成否を握るものであり、まさに「肝」と言えるものでしょう。

このような仕組みを維持・発展させるためには、引き続き、家庭における ICT 環境を活用していくことについて、社会全体で共通理解を図っていくことが重要です。

公立学校は、「最後の砦」として、あらゆる家庭環境のお子さんに対して学習機会を保障する役割を担っていることは当然です。しかし、尼崎市のみならず、日本全体の教育環境を、世界から見ても遅れたものとしなないためには、教育の機会均等は「形式的」に保障するのではなく、「実質的」に保障していく姿勢こそ、今求められているものと考えます。

なお、教師の ICT 活用についても、私自身は、最初から全ての教師が、あらゆる教育活動で、ICT を必ず活用すべきとは思っておりません。

むしろ、教育委員会としては、今回の臨時休業期間中の姿勢と同様、今後も、ICT を積極的に活用して、子どもの学習支援の工夫をしようとしている教師の試行錯誤を応援し、また、広めることにより、尼崎市内の学校全体に、ICT 活用が普及していくようにすることが重要と考えています。

(2) 「家計負担としての通信料」の概念を持つこと

子どもの学校教育に関わる経費は、義務教育であっても、全てが無償ではなく、例えば、個人に帰属するような教材費は「諸費」などとして、各家庭でご負担をいただいています。

このため、家庭の経済力による教育格差を解消することを目的として、制度的には、生活保護の中に教育扶助費という費目が存在しており、また、就学援助などの仕組みがあります。

この点、今後の学校教育における ICT 活用を考えれば、「家計負担としての通信料」を前提

に考えていくことは避けることができず、このことは各ご家庭にもご理解をいただかなければなりません。

そうであるからこそ、今後は、教育関係者が知恵を集めて、家計負担を全体として軽減する努力を進めていかなければなりません。生活保護（教育扶助）や就学援助の充実、また、今回の補正予算において文部科学省が実施しているモバイルルーターの貸出支援、さらには、既存の家計負担の見直しといった取り組みを、国や自治体、さらには、PTA などの関係者を巻き込んで、充実・強化させていく必要があります。

その意味でも、厚生労働省が、5月15日付で、学校の教育活動として実施された家庭学習によって発生した通信費を生活保護費（教材代）として実費支給できるという通知を、全国に発出したことは、極めて大きな意義を有していると思います。

本市においても、既に、家計負担軽減に向けた検討も進めようとしているところであり、今後、ランドセルなど実態として高額な費目も含め、家計負担の軽減及びポートフォリオの見直しに向けた検討を進めていきたいと考えています。

(3) 「教育情報セキュリティ」の考え方の見直し

三点目の重要な点は、「教育情報セキュリティ」の考え方をクラウド前提にすることです。

「学校情報セキュリティ」の考え方は、行政におけるマイナンバー制度導入の際の自治体情報セキュリティの考え方の影響を強く受けており、学校の学習においても、クラウド活用が認められていない自治体がほとんどです。

本市も、多くの自治体と同様、学校におけるクラウド活用は認められていませんでしたが、今回の臨時休業により、「Box」などのクラウド活用はもとより、YouTube や Zoom などのインターネット経由のサービスの利用制限を緩和することとしました。

今後、家庭とのやり取りも含めて ICT の活用を進めていくためには、「With コロナ」「After コロナ」のステージにおいても、クラウドの活用を前提としていかなければ成り立たないことは明らかです。

そのためにも、個人情報保護等の観点も踏まえた上で、クラウドサービスの活用を進めるための留意点を整理するなど、教育委員会としての「教育情報セキュリティポリシー」の見直しを進めていくことも必要です。

3. おわりに

今回の臨時休業を経験して、教育委員会や学校はもとより、子ども自身や各家庭も、「学校の果たす役割の大きさ」を、改めて実感したのではないのでしょうか。

学校は、単なる知識や技能を効率的にインプットする場所ではありません。

子どもにとって「学校」は、教師や友達などの「他者」や「環境」との相互関係の中で、多様な意見や人間社会での生き方をはじめとする多くのことを学び、日々の活力を得る場であるのです。

尼崎市のある兵庫県は、5月21日に緊急事態宣言が解除され、現在、段階的な学校再開に向けて準備をしているところですが、今後の学校再開に向けては、学習指導要領において学習すべきとされる内容を丁寧にフォローしていくことは当然に意識をしながら、あわせて、「学校

でしかできない学び」をどう保障できるか、という視点も強く意識をし、再開後の学校運営が展開できるよう、準備を進めていきたいと考えています。

4. 補論 -ICT を活用した家庭学習支援に取り組んだ先生方の声-

以下は、この5月の臨時休業期間中に、本市の各学校において取り組まれたICTを活用した家庭学習支援の様子等を、それぞれの立場から寄稿をしてもらったものです。

本市の各学校の先生方が、家庭にいる子どもたちの学習支援のために試行錯誤した努力に対して、敬意と感謝を申し上げます。この経験は、必ずや、「レガシー」として、「With コロナ」「After コロナ」のステージとして生きていくことを確信しています。

【事例Ⅰ：立花北小学校の取組 立花北小学校 教諭 畑彩香】

(1) 担任の顔が見える動画の提供

本校では「Box」を活用して、さまざまな動画を子どもたちに届けています。各担任のメッセージ動画、授業動画、読み聞かせ動画、姿勢やランドセルの使い方などの生活指導動画、図画工作の作り方の動画など、動画の種類は多岐にわたります。保護者には5月頭の登校日に学校便り（紙媒体）で提供したURLから各学年のページや、教科のページへアクセスできるようにしています。

(2) アンケートの実施

新年度になっても5月まで休校となり、インターネットやニュースでは、学校に対する保護者の不安の声が多く報道されていました。本校でも児童や保護者の声確かめなければと思い、インターネットを活用したアンケートを行いました。アンケートは全家庭の3分の2程度の回答を得ることができました。

その結果、やはり本校の保護者も授業に対する不安を感じており、「子どもたちが学習を頑張ることのできるような励ましの動画配信をしてほしい」「オンライン授業をしてほしい」など、たくさんの意見をいただきました。また、自宅にインターネットに接続する環境がないと回答した家庭は1.4%と思ったよりも少なかったため、これなら多くの児童に動画を届けられるのではないかと考え、まずは担任の顔を覚えてもらうことを目的にメッセージ動画から作ってみました。そのあと、先生方の意欲的な取り組みにより、様々な動画やPDFを作って、学習ホームページで配信をしています。

(3) チーム立北（たちきた）

教育委員会から「Box」の利用開始のお知らせを頂いたときは、正直なところ、どこまで職員が取り組めるのか、保護者の方々が見て頂けるのかという不安がありました。私だけでは判断ができず、他の職員の方に「メッセージ動画を配信したいのですが…」と提案してみました。すると私の不安を塗り替えるように皆さんがとても良い動画を撮影してくれました。

メッセージ動画だけではなく、ベテランの先生方から初任の先生方まで授業動画も積極的に撮影してくれました。宿題の作成や、児童の預かり保育、校内の消毒など、感染症予防の為の仕事もたくさんある中で、「授業向上のための良い機会だね！」と前向きに取り組んでくださる立北（たちきた）の先生方には感謝しかありません。

また、保護者の方々も動画配信を見ていただき、良かったところや改善点など、お忙しい中

ありがたいご意見をたくさんいただくことができました。中でも、「先生の顔が見られて嬉しかったようです」「先生たちの姿が見られると、子どもは満面の笑顔になりました」「先生方の動画を家族で楽しく拝見しました」「先生たちの動画を見て子どもがにこにこしていました」という声をいただき、職員一同「やってよかった!」という達成感を感じるようになりました。

(4) インターネットとリアルのよいところを活かす

しかし、リアルタイムでの授業を希望する声は多く、動画配信だけでは限界も感じています。また、アンケートは保護者の方の回答であるため、児童の反応が見たいという職員の声もあります。

今回、このような状況になり、今までは ICT を活用しきれていなかった私たちでしたが、今あるもので、児童と繋がるために職員全員で知恵をしばりました。ここまで取り組むことができたのも、チーム立北として職員が一丸となって取り組めたからです。今後も分散登校が続いたり、休校措置がとられることを考え、インターネットとリアルの良いところ活かして児童に教育の機会を提供できたら、と思っています。

【事例 2：小田地区小学校の取組 ^{うしお} 小学校 教頭 福田晃大】

※尼崎市は 6 地区に分かれており、小田地区には 7 校の小学校があります。

(1) 授業用学習シート共有フォルダの作成

ア. 作成に至る経緯

令和 2 年 4 月 17 日、臨時休業期間等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導についての通知を受け、各校が授業用学習シートの作成準備に取りかかりました。翌々週 4 月 27 日の小田地区校長会において、作成中の学習シートを共有し、できる限り質の高い学習シートを作成していく方向が決定されました。そこで、教員一人一人がもつ知見やアイデアを共有し、小田地区の共有財産として蓄積していくことをねらいとして、小田地区では授業用学習シート共有フォルダを作成しました。

イ. 運用にあたって

共有フォルダの作成・運用にあたって、意識したことはスピード感です。どんな便利なものも時を逸すれば無駄なものになります。そこで、運用のきまりとして 2 つだけ設定しました。1 つ目はファイル名に学年・教科・単元・学校名を入れることと、2 つ目は他校のファイルを使って編集したものは共有フォルダにあげないことです。他のきまりは運用しながら問題が生じたらその都度設定していくこととしました。

ウ. 今後の展望

短期的には、5 月 15 日（金）現在、小田地区授業用学習シート共有フォルダには 384 ものファイルがアップされています。まずは、共有フォルダ内の整理を進め、より活用しやすいようにします。再開後に学習支援が必要な児童に対してのフォローアップとして活用していきます。具体的には放課後学習で使用する学習資料や学習の定着を確認するミニテストなどを共有していきます。

中・長期的には、現在の学習シートをブラッシュアップしていくことで、小田地区各小学校の学力向上施策のオプションの 1 つとして、各種学習シート（家庭用・授業補助用・学習支援用など）の共同開発ができればと考えています。

(2) その他の取り組み

ア. 小田地区教頭フォルダの作成

小田地区 7 校の教頭が共有できるフォルダを作成しました。教頭間の迅速な情報交換ならびに知見の共有が作成意図です。ここでの情報共有をベースに地区教頭で協議を行います。

イ. 潮小学年会フォルダの作成

在宅での勤務をより効率的に行えるように学年が共有できるフォルダを作成しました。働き方改革（勤務時間の上限規制指針）を考えるうえで有効なツールだと考えています。

【事例 3：大庄中学校の取組 大庄中学校 校長 佐々野俊弥】

(1) Zoom で 1 対 1 教育相談にチャレンジ

「何時に起きた？8時？」「ごはん食べてる？」...ガランとした教室で、担任の先生が PC に向かって笑顔で話しかけます。その画面には、自分のクラスの生徒の顔が映っており、時折、生徒のお母さんがチラリと映ることも。本校では 5 月 12～14 日、「Zoom」を活用して、全クラスで先生と生徒による「1 対 1」の教育相談を実施しました。オンラインの活用は 4 月当初、ネット環境にない家庭の存在、脆弱な学校の ICT 環境・セキュリティ等の課題を心配し、肯定的な意見は少数でした。

(2) Zoom を使おう！

本校の教育目標は「対話を大切にした人間力の育成」です。休業延長が議論される中、登校日がなく学校に行けない子どもたちの「不安」を少しでも軽減するにはどうしたらよいか。校内で話し合う。不安軽減には、対話をしあう教育相談が必須です。そのためにはできることは何でもしようとして私も後押しをして、4 月初旬できなかつたオンライン活用が復活。「全ての生徒とつなぐ」の思いで全クラス「Zoom」で対話し合う教育相談を実行。私自身も先進的に実施中の熊本市に問い合わせ、資料を活用しました。17 人の担任中、「Zoom」初心者が 15 人。お互いに学びあいながら、設定から自分たちで行いました。全校生徒 625 人、6 回線設定。生徒 1 人につき 5 分間の教育相談です。時間割を組み、ポスティング、また、HP で保護者の援助も得て、子どもたちに面談時間や「Zoom」の使用方法等を伝えました。

(3) Zoom で笑顔

そして迎えた当日。先生と生徒が初めての「Zoom」での対面ということもあり、どちらも初めは緊張気味の面持ち。しかし、接続が確認され顔が写ると「やったー」という声、そして、お互いに不安な顔から笑顔に変わりました。指定の時間につながらなかつた生徒や、話し足りなかつた生徒とつなぐ予備時間も設けました。3 日間で、予想を上回る約 7 割の生徒と「Zoom」で対話できました。もちろん、つながらなかつた生徒には、顔は見えませんが電話で、丁寧な対話をしました。

(4) 子どもたちの不安を軽減する

今回の取組の目標は「子どもたちの不安軽減」です。たとえ短時間であっても、先生の顔を見て話をするすることで、子どもは安心します。学校が休校中の今、オンライン授業は勿論大切ですが、「子どもの様子を確認」「SOS をキャッチしやすいつながりを持つ」も同様に大切です。支援の必要な子どもや家庭を発見できるのは、私たち現場の教師をおいてほかにはいません。

「子どもの悩み」「学習意欲の低い子、家庭の教育力の低い子をどう励ますか」...私たち教師

の役割が大です。阪神淡路大震災で経験しましたが、休校中の子どもの不安は大きいです。その時も「とにかく話を聴く」でした。子どもが元気で、経済的なことで親のストレスが子どもに向かうこともあります。私からは、先生方に「今、不安に思うことは当たり前。これを子どもたちに伝えてください」「しんどいこと、不安なことをZoomや電話で担任が共感してください」とお願いしました。その中で、PC画面に向かうZoom初心者先生の声がどんどん大きくなり、子どもの不安とともに、先生の不安も小さくなっていく事が何より嬉しかったです。本格的な学校再開に向けて、2回目の「Zoom」も活用しています。今後、新型コロナウイルス第2波、第3波が来た時にも、先生と子どもの間の対話をつくるため、積極的に「Zoom」を活用していきたいと考えます。

【事例4：教育委員会の取組 尼崎市教育委員会事務局学び支援課 教育情報担当 係長 瀧本 晋作】

学校にいる教員が、家庭にいる子どもたちの学びを支援する。本課では、この特殊な状況下においても、子どもたちや教員がICTを活用して学びを継続できるように、さまざまな支援を行っています。

(1) 家庭学習支援サイトの開設

今回の臨時休業を受け、最初に取り組んだのは「あまっ子 動画・番組学習 家庭学習支援サイト」の開設でした。このサイトは、NHK for Schoolなどの学習動画サイトへのリンク集です。当初は、指導主事などによる授業動画を提供すればよいのではないかという議論もありました。しかしながら、インターネット上にはNHK for Schoolを始め、さまざまなサイトで学習動画が提供されています。本課では、映像のプロが制作する良質な学習コンテンツを収集・整理した方が効果的と判断し、「家庭学習支援サイト」の提供を主軸とすることにしました。

(2) ICT学習支援ツールの提供

一方で、担任の教員が自分の学級の子どものに向けた動画には、特別な意味があります。同じ内容であっても、「〇〇先生」が教えてくれる動画を視聴することは、学校の授業を受けている感覚に近く、子どもたちは安心感を得ることができます。実際に、4月の最初の登校日が終わったころから、「学校のホームページに動画を載せることはできないか」といった相談が、本課に寄せられるようになりました。ただ、現行のサーバーでは対応が難しかったため、動画のストリーミング配信も可能なオンラインストレージの「Box」を導入することにしました。従来でしたら、アカウント管理の徹底や教員研修などを行ってから導入するところですが、今回はスピード感を重視しました。市内すべての学校で使える環境を整える一方で、あくまで使用については学校裁量にしています。そのため、「Box」を使わず「YouTube」で動画配信をしている学校や、ホームページのブログ記事を工夫して情報発信をしている学校もあります。そうした学校も支援するために、フィルタリングの制限を緩和し、HP更新の体制を強化するなどの対応もしてきました。

また、中学や高校には受験を控えた生徒を支援するために、民間のオンライン学習教材「スタディサプリ」を全校導入することが決まりました。さらに、教職員への支援という観点では、4月の半ばから研修に「Zoom」を取り入れ、子どもたちだけでなく教員の学びも継続できるように工夫しているところです。

このように、3月から取り組んできたICT活用への支援ですが、6月からの学校再開に向けて、新たな局面に変容していく必要も感じています。これまでは、ICTを活用して教材や動画等の学習コンテンツの提供するための環境整備を中心にしていたましたが、ICTの活用が学習コンテンツの提供に終始するだけなら、対面授業ができる環境に戻ればICTは無用の長物になります。

新学習指導要領では、知識伝達型から「主体的・対話的で深い学び」を生む学習者主体の授業観への変容が求められています。ICT活用についても、「教員が学習コンテンツをどのように提供するのか」という議論に加え、「子どもたちがどのように学ぶのか」という議論が重要になります。今後の1人1台環境を見据え、単に学習コンテンツを利用するだけではなく、学習メソッドを豊かにするツールとしてICTが活用されるように支援していくことが、教育委員会の使命だと考えています。

[出典、転載元]

初中教育ニュース（文部科学省初等中等教育局メールマガジン）第385号

https://www.mext.go.jp/magazine/backnumber/1422844_00018.htm

同第387号

https://www.mext.go.jp/magazine/backnumber/1422844_00021.htm

（いずれも令和6年3月25日確認）

資料編 3. 聞き取り調査記録

本プロジェクトにおける調査の一環として、令和5年（2023）10月から6年5月にかけて、新型コロナウイルス感染症対応の業務に従事した各局職員、現市長及び感染症対応にあたった前市長、副市長、計52人を対象とする23回の聞き取り調査を実施し、さらに手記1件の提出を得た。

調査にあたり、市幹部、ならびに各局から推せんを受けた対象者を基本に、調査を実施する教育委員会事務局社会教育部歴史博物館において必要と考える対象者を一部追加して人選した。対象者記載は、本人の申し出に応じて実名もしくは匿名とした。

聞き取り調査掲載にあたっては、記録作成担当者が調査時録音音源及び取材メモ、対象者提供資料等をもとに調査記録を作成・編集し、各証言者による確認・修正作業を経て掲載原稿とした。編集においては各証言者の生の声を尊重し、感染症対応をめぐる率直な意見や感想を吐露している場面についても、記録性を重視しあえてそのまま掲載している部分がある。編集意図を汲み取っていただければさいわいである。

なお、以下に記すインタビュアー・記録作成者、同席者、対象者の所属・職名は、いずれも聞き取り調査を実施した段階のものである。

インタビュー・記録作成 歴史博物館企画担当係長 藤本^{あつし} 淳
同再任用職員 辻川敦
インタビュー 社会教育部長 橋本^{たかのり} 貴宗（市長聞き取り調査）
歴史博物館長 門田真由美（市長副市長、前市長聞き取り調査）
同席（一部の回を除く） 総務局人事管理部人材育成担当課長 後藤真弓
同係長 小畠^{こばたけ さきお} 左樹男

Ⅰ 危機管理安全局

実施日時：令和5年（2023）11月22日10時～12時

場 所：尼崎市役所中館8階8-2会議室

対 象 者：梶本修司 危機管理安全局長
佐々木修 危機管理安全局危機管理安全部長
松本隆 危機管理安全局危機管理安全部企画管理課長
木下^{きのしたさだあき} 禎章 危機管理安全局危機管理安全部マナー向上推進担当課長
金谷^{かなたにまさお} 将央 総合政策局立花地域振興センター立花地域課係長
清水^{しみずかずひで} 計秀 都市整備局土木部河港課係長

テ ー マ：危機管理安全局の感染症対応について

対象者の当該期所属・職掌

梶本修司 令和2～4年度 危機管理安全局長
佐々木修 令和2～4年度 危機管理安全部長
松本隆 令和2～4年度 危機管理安全局危機管理安全部企画管理課長
木下禎章 令和2～4年度 危機管理安全局危機管理安全部生活安全課長

金谷将央 令和2・3年度 危機管理安全局危機管理安全部災害対策課係長
令和4年度 総合政策局立花地域振興センター立花地域課係長
清水計秀 令和2年度 危機管理安全局危機管理安全部災害対策課係長
令和3・4年度 監査事務局監査第2担当係長

〔要約・ポイント〕

1 情報発信と会議体

- (1) 緊急事態宣言期間中 = 特措法に基づく対策本部設置、対処方針策定・発信
- (2) 上記以外 = 要綱に基づく対策本部設置、取組状況策定・発信

2 機動的な取組

- (1) 新型コロナウイルス総合サポートセンター = 臨機応変の方策により短期間で立ち上げ
- (2) 既存実績・ノウハウをもとに各種巡回パトロールの実施

3 コロナ対応を振り返って

- (1) 市民の不安・不満 - 寄り添い率先して行動する市の姿勢を示す
- (2) 想像力、応用力、対応力、行動力

〔聞き取り記録〕

(対処方針・取組状況の公表)

松本 新型コロナウイルス感染症対策に係る情報発信として、市の対処方針・取組状況を調整・発信した。国・県の対処方針が出るので、これを踏まえて市の新型コロナウイルス感染症対策本部で協議し、市民にわかりやすく理解できるよう項目ごとに整理した。内容の一例をあげると、感染拡大防止策として公共施設の開閉・開館時間短縮や利用上の注意、感染源追跡のための名簿記入等について発信を行った。

清水 対処方針改定のスケジュールは次の通り。県の対策本部が開催され対処方針改定版が発表される。そこで明らかになる国・県の方針変更を踏まえて市の対応項目を洗い出し、1～2日で各局に照会をかけ、市の対策本部員会議を開催して集約したものを諮り、対処方針を改定・公表する。市長から、各局各課がばらばらに対応するのではなく、考え方を統一すること、また他市や県の方針に合わせて調整を行うよう指示された。公共施設を例にあげると、県あるいは阪神地域他市の文化施設やスポーツ施設の状況を踏まえて、地域の実情や利用状況も加味して開閉・利用制限等の方針を立てた。

梶本 政府が緊急事態宣言を発令して初めて対処方針が出される。そこから都道府県が方針を作り、市町村に降りてくる。東京方式、大阪方式といった具合で、都道府県によって方針が異なる場合もある。尼崎は地理的に大阪に近く、大阪に合わせるのか兵庫県の方針に沿って考えるのかという選択肢があり葛藤があった。例えばスポーツ施設の場合、大阪の対処方針が尼崎より厳しいと、利用を制限された大阪の施設利用者が尼崎の施設に来るのではないかと。そういう部分の調整が必要で、当初は戸惑いながら各局各施設の対応を調整していった。どの施設に類似性があるのか、例えば図書施設は図書館に加えて各生涯学習プラザに図書室があり本を配送する仕組みがある。ユースセンターにも図書館機能がある。通常の災害対応業務ではそこま

で把握していないので、もれなく把握し調整するよう市長から指示された。

歴史博物館（藤本） 対処方針は計何回改訂したのか。新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症になるまで改定作業が続いたのか。

松本 緊急事態宣言期間中は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき対策本部を設置し「対処方針」を策定・発表する。緊急事態宣言期間以外は要綱に基づき対策本部員会議を開催し「取組状況」を策定・発表する。この両方を合わせて、令和 2 年 4 月 16 日から、対策本部を廃止する令和 4 年 5 月 8 日までの間に 58 回発表、改定回数は 57 回になる。

清水 対処方針や取組状況はウェブサイト公表し、Twitter（現 X）、Facebook、Line などにリンクを掲載・配信するのに加えて、自主防災会会長（各町会長）に FAX を送信した。これには総括的な事項のみ記載している。例えば生涯学習プラザや図書館をいつから閉鎖すると一行書く。これに関する細部は各所管課が自身のサイトに掲載するなど独自に広報する。この細部については市民から問い合わせがあったが、対処方針・取組状況の総論について市民からの問い合わせはあまりなかった。ただし、これらの総論部分について他市から質問されるケースはあった。

（パトロールの実施）

松本 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中、外出自粛要請や店舗時短要請を呼びかける巡回パトロールを行った。声を出すことを避けるため、呼びかけ内容を前後に表示したベストを着用し、あるいは表示板を持ち、主要駅周辺の商店街や人の通行が多い場所、あるいは夜間営業店舗のエリアなどを対象に実施した。

こういった徒歩のパトロールに加えて、生活安全課や各地域課、消防局・消防団・じん介収集車などの公用車を動員し、拡声装置を使って呼びかけるパトロールを実施した。

木下 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中、30～40km のスピードで走行し、極力短くわかりやすい表現で呼びかけた。消防車両等をはじめ、じん介収集車もスピーカーを備えているので、委託先の民間事業者の収集車も含めて協力してもらった。土日も含めて毎日実施すると、これまでの防犯関係の周知でも同様であるが、スピーカーからの音声がうるさいと苦情の電話がかかってくるので、それで周知できていると認識した。また、各戸収集で路地に入るじん介収集車に対して、生活安全課の車は主要駅など大きく市内を循環するルートといった形で、地図でチェックして対象エリアを分担し、効率よく回るようにした。人が集まりやすい場所、例えば土日であれば公園に人が集まっているのでルート変更して公園周辺で広報するなど、臨機応変に対応した。

職員による徒歩の巡回パトロールの方は、組織体制的に毎日実施するのは困難なので、週末など人出が多いときに集中して実施した。県職員等も本市が実施するパトロールに参加するなか、時短を呼びかけても、店舗側も生活がかかっているため聞き流す、あるいは苦言を言われる場合もあり、感染拡大防止の趣旨を説明して理解を求めた。

清水 職員は、日中は不満や苦情への対応で手一杯だった。市民は外出を制限され、感染防止のルールを真面目に守っているのに、ルールを守らない人がいるという鬱憤や怒りがあった。当時流行った自粛警察という言葉にあたるのかと思うが、あそこの店が開いている、パチンコ店が隠れて営業しているのではないかといい問い合わせがかなり多くあった。

木下 問い合わせや苦情があった店舗は個別に現状を確認した。パチンコ店の苦情が多かった。

梶本 店舗の時短営業や休業に関する権限は県にあり、市には権限がない。県は時短・休業に応じない店舗の情報を教えて欲しいというスタンスだった。

清水 そういう店舗の情報を集約して県の対策本部に情報提供していた。店舗ごとに「軒」軒回って指導というわけにはいかない。また、GoToEat や GoTo トラベルの助成金要件を逸脱して営業している例があり、その通報もあった。これも県の施策なので、県に情報提供した。これらについて、県が各事業者をどこまで指導したのかは把握していない。

木下 通常の巡回パトロールに加えて、飲食店の夜間営業制限や店内感染対策（席間距離確保、衝立等）について、県と危機管理安全局、関係課、さらに警察も加わって合同で店舗を回り注意喚起を行った。

梶本 トラブルを想定し、所轄の警察と連携して実施した。生活安全課は日常的に警察と協力関係にある。生活安全課と警察が帯同し、保健所が店舗の感染拡大防止策について指導する形だった。指導される側の気持ちをやわらげるため、アルコール消毒液を持参して提供し、時短への協力等を要請した。尼崎市は大阪とともに全国初のまん延防止等重点措置の対象になった。特にまん延防止等重点措置の初日は、尼崎で注意喚起のパトロールを行うということで、多くのメディアが取材に来た。テレビ朝日の報道ステーションでも取り上げられた。

木下 まん延防止等重点措置の初日に、こういった取組を県としては行っておらず、尼崎市だけが夜回りをするというので、多くのメディアが取材に来た。やり過ぎではないかという批判もあった。

梶本 本市は防犯についてのノウハウがあり、こういう店舗指導のパトロールを実施することができた。他市はここまで行っていないはず。

清水 尼崎市はそこまでするのか、というのが他市の反応。その点、他市よりはしっかりできていたと思うが、どこまで実施すべきだったのか、当時何が正解だったのかわからず、難しい部分になる。

梶本 屋外拡声器による広報は従来災害情報についてのみ実施しており、今回初めて感染症の緊急事態宣言発令をアナウンスした。加えてコロナ関連の店舗向け助成申請について短期間で周知しなければならず、例外的に防災メールを使用して情報を流した。防災メールを使うことで、最も早く、個別に直接情報を伝達することができた。

清水 拡声器による広報は、始終やっていると慣れてしまう。週末など日を選び、休日夜間の外出自粛要請は金曜日に行うなど、効果的な情報発信の工夫を行った。

梶本 災害対応と同じで、同じことの繰り返しではなく経験を活かしてそのときどきの課題にこたえ、マニュアルに載ってないことを判断して実施していく必要がある。屋外拡声器を使って緊急事態宣言のアナウンスをするというのは、どこにも載っていない。誰も想定していないことを局として判断し実施に移した。その経験は、今後同様のケース、数年後、10 年後にも活かすことができる。

衛生用品ひとつにしても、コロナ当初は市として備えがなかった。その経験を踏まえて、いまでは多く備蓄するようにしている。

(生理用品の配布)

梶本 話がずれるが、貧困女性向け対策としての生理用品の配布があった。感染症対策により店舗が閉鎖され、飲食業アルバイトの女性の貧困問題が深刻化したのでということだった。コロナの間接的な影響という側面があった。

松本 生理用品は備蓄していた。ローリングストックの形で使用期限に近いものを提供し、生活支援に係る相談や子ども・女性に関する相談が多く寄せられる施設に置いてもらった。

梶本 マスクも不足していた。市民から、マスクを買えない、マスクを配布する市もあるが尼崎市は配布しないのかという声もあった。初期は入手に随分と苦労した。

(さまざまな苦情、不満・不安のはけ口)

清水 あの店が開いている、電気が点いて声が聞こえる、なぜ営業しているのかという苦情が多かった。規制しすぎというクレームはほとんどなかった。

梶本 公園に人が集まっている、遊んでいるという苦情もあった。所管する都市整備局やコールセンターにも苦情が来た。コールセンターではどういう苦情がありどう対応したのか記録し集計してもらった。

金谷 コロナ対応のポスターすべてに対策本部の問い合わせ先として災害対策課の電話番号を載せた。電話を受けた回数は、おそらく災害対策課が一番多かったと思う。

清水 公園で遊んでよいか、外出してよいかという質問であればイエス・ノーで答えることができる。かかってくる電話によっては質問というより、もやもやしているから聞いて欲しいというものもあった。仕事に困っている、食べるものがなくなってきた、なぜこういう事態になるのか、今後どうなるのかという具合で、切実な思いを誰かに聞いて欲しかったのだと思う。答えのない質問や問い合わせが多く、どこの部署の所管事項にも該当しないが、どこかが受けなければならない。結果として、対策本部の問い合わせ先である災害対策課にかかってくるものが多かった。長い人だと2~3時間、途中で泣いて、それで落ち着く人もいた。

(初期の機動的取組Ⅰ－会議体の設置)

松本 令和2年に入り、ダイヤモンド・プリンセス号の集団感染など国内感染例が確認され、遅かれ早かれ市内でも感染が発生するということで準備に入った。同じく感染症に関する会議体として、保健所に新型インフルエンザ等対策会議が常設されているということなので、情報を求めた。調べていくと、各省庁の情報が市の組織に対して縦割りで降りてきていることがわかった。これを一元化する全庁的な情報共有が必要ということで、ルールがないなか体制作りに着手した。

保健所と危機管理安全局が主導し、各局の企画管理課長を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を令和2年1月29日に設置し、1月31日に第1回目の会議を開催した。2月27日には市長を本部長、副市長・教育長・公営企業管理者・医務監を副本部長、各局長を本部員とする対策本部を設置し、翌28日に第1回目の対策本部員会議を開催した。政府の学校臨時休校要請を受け、対策本部員会議で3月3日以降春休み期間中市立学校を臨時休校とすることを決定した。

梶本 課長級の対策連絡会議と局長級の対策本部員会議は別の会議体で、いずれも市が独自に設置したもの。緊急事態宣言発令時は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置義務がある。一方、同宣言の発令時以外は、対策本部は必要に応じて尼崎市が任意に

設置したもので、対策本部員会議を開催する。これは先述の「対処方針」と「取組状況」の関係性と同じく根拠・位置付けが異なる。ダイヤモンド・プリンセス号での感染が報じられ、今後国内感染が広がる可能性があるということで週 1 回、危機管理安全局と保健所が市三役に説明する場を設けていた。この枠組みを拡大して対策本部を設置した。

清水 市が平成 26 年(2014)6月に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画のなかで、対策連絡会議が位置付けられていたので、これを参考に過去の本市の感染症対応を参照し、会議体の枠組みを作った。

梶本 市の行動計画は、本来上位の県行動計画に沿って作る。もともと新型インフルエンザ等の感染症を前提とする行動計画として県の計画が用意されており、コロナは未知の感染症なので、県は行動計画を作れなかったと思われる。市としても、対処方針・取組状況を作る過程で徐々に項目を整理し、各局の状況を取りまとめ、会議を通じて方針を策定した。組織横断的な情報集約を迫られ、基準がないなか方針を検討しなければならず、戸惑いもあったが、市長のリーダーシップのもと決定していった。

第 1 回目の対策本部員会議開催が令和 2 年 2 月 28 日で、緊急事態宣言の 1 か月以上前になる。国の要請により学校が臨時休校になるということで対策本部の設置が必要と判断した。

(全庁的な情報把握、業務と人員配置の集中に関する判断について)

歴史博物館(辻川) 各局対象のインタビュー調査のなかで、局任せにせず全庁的に止められる業務は止めて必要な業務に集中する、人も集中的に配置することが必要だったのではないかという指摘がある。対策本部で全体を取りまとめた経験上、この点はどうか。

梶本 人の配置や事業の取りまとめは総務局ということになるが、各局の機能を一律に調整する部署はなく、正直そういう形での全庁的な取りまとめは難しい。各局の所管分野について、国から各局に直接通知され、情報を各局がグリップしたまま共有されないケースもある。

例をあげると、先ほども話題にした衛生用品について、当初消毒液やマスクが不足しており、危機管理安全局が苦勞して調達したものを各局の所管分野に配布した。そのうち厚生労働省が物資を用意するようになり、福祉の分野はこれ、高齢者世帯向けはこれといった形で制度が乱立し、各局各所管がばらばらにやり始める。こういったことを特定の部署がすべてグリップして取りまとめることはできない。こういった混乱を防ぎ、仕切りを入れるのが行動計画だったはずなのだが、それが機能しなかった。

(初期の機動的取組 2-空き巣被害防止の夜間パトロール)

松本 令和 2 年 4 月 17 日の夜間パトロール時、人通りが大幅に減っているという報告があった。ゴールデンウィークも近いということで翌週 24 日には、警察と合同のパトロールを予定していた。これに加えて市独自の取組として、人通りがないなか休業店舗・事務所などを狙う空き巣被害が懸念され、これを防ぐことを目的とする夜間パトロールを実施した。

木下 実際に空き巣被害が多くあったのかどうかは、警察からの情報がなくわからない。とはいえ、生活安全課として日々のパトロールに加えて市内の状況を見ている。通常あり得ないほど商店街の人通りが減り、防犯面が懸念された。休業している事業所を狙う犯罪のおそれを指摘するメディア報道もあり、警察も防犯が本業なので通常警らのなかで注意しているが、市としても独自の取組が必要と判断し、夜回りの巡回パトロールとして実施した。

歴史博物館（藤本） 防犯面の懸念があったということだが、現実問題として、コロナの期間、犯罪発生件数は増加したのか。

梶本 犯罪発生件数は減少した。最も減ったのが自転車盗難で約 30%減。飲食店が閉まり歩かなくなったためか、年間 1,500 件程度だったのが 1,000 件程度にまで下がった。このほか交通事故やその他の街頭犯罪も少なくなった。

木下 空き巣被害防止の夜間パトロールは 4 月中に 4 回、市内主要 6 駅周辺で実施した。

梶本 本市はコロナ前から巡回パトロールを通常業務として実施している。これは本市の特徴的な取組で、他市はあまりやっていない。実績がありノウハウもあるので、夜間パトロールもあまり苦にせず実施できたと思う。また、コロナを機に消防車やごみ収集車がインフォメーションのアナウンスに加わり、コロナ関連以外でも広報に協力してくれている。これもまた、コロナの経験を通じて得たノウハウのひとつといえる。

（初期の機動的取組 3－新型コロナウイルス総合サポートセンター開設）

松本 コロナに関する支援相談窓口を一元化し、相談者があちこちに行かずにすむワンストップサービスの実施ということで、令和 2 年 4 月 24 日、市役所南館 1 階に新型コロナウイルス総合サポートセンターを開設した。

4 月半ば、会議の場で市長からセンターを翌週中にスタートさせたい、センターにこういう機能が欲しい、については危機管理安全局が立ち上げを担当するようにと指示があった。急なことで組織のイメージがなく、予算も資機材もない。執務場所はどうするということから準備を始めた。企画管理課職員の持つ得意分野ごとに担当を決め、組織面は総務局行政管理課、人のメニューは人事課、予算面は資産統括局財政課、場所の確保は庁舎管理課といった具合で、各担当者が調整に走った。その結果、一週間ほどで準備を整え、市長からの指示期限内にセンターを開設することができた。その後、本庁舎内のセンター機能を維持したまま、6 月 1 日以降は各地域課に窓口を広げ、センターの管理を総合政策局に移管した。

歴史博物館（藤本） 総合サポートセンターの窓口はいつも混んでいた。来館相談者数等は把握しているか。

松本 日々の相談内容・件数等を日報にまとめている。

歴史博物館（藤本） 福祉局の聞き取り調査の際、自立支援の相談について、感染症まん延の期間中は、総合サポートセンターを通じて紹介されて来る人が多いという話があった。センターの必要性が高かったことがわかる。センターの所管が、危機管理安全局から総合政策局に移った経緯を聞きたい。

梶本 センター立ち上げまで時間がなく、機動力があり短期間で組織を立ち上げることができた危機管理安全局が指名された。軌道に乗せたうえで、本来所管すべき局に引き継いだ。

松本 必要な組織体制や、業務そのものも把握していない状態で、センター開設準備に着手することになった。会議の場で市長の説明を聞き、その場で組織ツリー図の案を考えてメモした。窓口機能だけでよいのか、調整機能も必要なのではないかと考え、想定される組織に持たせるべき機能を最大限盛り込み、そのイメージをもとに行政管理課と協議して立ち上げの形を作った。市民が来訪する窓口が必要なので奥まった場所を避け、待合室も必要という具合に意見を出し合い、執務室のイメージを作った。それを確保できる場所を庁内で探した結果、本庁南館 1

階の南側フロアということになった。そこに入っていた部署に移動してもらう必要があり、庁舎管理課が調整して行き先を確保してくれた。

些細なことではあるが、印象に残っていることとして、コピー機の確保ということがあった。何かの拍子にコピー機はどうなっているという話になったのだが、リースにしる買い取りにしる契約を要するので日数がかかる。すぐには段取りできず困っていたら、ある職員が危機管理安全局がある 8 階フロアの共用コピー機を移設して使うというアイデアを出し、庁舎管理課や総務局の了解をとった。その結果、1 日でコピー機を確保することができた。これは一例だが、他のことも含めて執務環境を整えることが大切で、その点機動的に動くことができた。市民応対用にパーテーションが必要だがすぐには手に入らず、ビニールシートがあるのでこれを使うことにしたが、南館 1 階のフロアは天井が高く吊すことができない。そこで、生活安全課にのぼり旗用のポールが大量にあるのを転用するというアイデアが出て、これも一瞬で解決した。その後予算を用意し、アクリルのパーテーションを整えた。待合室で人と人の間の距離をとるため床にテープを貼ってラインを引くなど、適宜手作りで工夫した。

危機管理安全局が担当したのは主としてセンターの立ち上げであり、相談内容や苦労話は必ずしも把握していない。センターの担当として配置された古中^{じゅんじ}淳司課長（現公営企業局上下水道部経営企画課長）に尋ねるのが適当であろう。

（初期の機動的取組 4－「マスクポスト」設置）

松本 全国的なマスク不足のなか、職員のアイデアとして市民に「善意のマスク」の寄付を募り、必要とする人に届けるプロジェクトを実施した。手作りの受付ポストを用意し市役所本庁舎、生涯学習プラザ、郵便局、コープこうべやローソンなどの協力を得て設置し、集まったマスクは妊婦の方や社会福祉施設・保育施設などに配布した。

清水 ポストはプリンターナーの段ボール箱を再利用した。

梶本 当時国が配付したマスクがものすごく不評で、使えないから捨てるという話がありメディアでも問題視された。どうせ捨てるのならポストに入れてくださいというのが出発点。背景にマスク不足があり、手に入らないという声がある一方で捨てるというのであれば、有効に循環できたらいいねという発想だった。この種の取組は、阪神間で尼崎市が一番早かったのではないか。

金谷 ポストによりマスクを集め始めた初期の頃、市内の妊婦さんに対して市からのメッセージを添えて、不織布マスク又はサージカルマスクを妊婦一人あたり 5 枚提供した。保健所で母子手帳を配付するので来た人に配り、手帳配付済みの妊婦さんには郵送した。それに対して匿名で、ていねいなお礼のはがきが届いた（本報告書第 1 部時系列 p12 に掲載）。

梶本 はがきを額に入れて、いまでも局長室に飾っている。

金谷 当初は個人レベルの寄付だったのが、時間経過とともに何千枚という箱詰めマスクが送られてきたり、中国から提供されたりといった具合で、結果として約 19 万枚が集まった。布マスクは少なく、大部分は使い捨てのサージカルマスクだった。多く確保できたので配り先に困り、福祉局と相談して高齢者福祉施設・介護事業所に配るなど、まとまった数の提供先を探してなんとかすべて配布した。

よく「安心安全」という言葉を使うが、未知のウイルスで皆がやや不安になっている状況で、

何が安全な対策なのかもわからない。アルコール消毒液の代替品として消毒用に使用した次亜塩素酸水にしたところで、効果があるのかどうか不明だが、とにかく何か手を打って動くことが必要と考えていた。妊婦さんへのマスク配布にしても、いまになってみると、マスクを 5 枚送られたところでどれほどの意味があるのかということになるが、やはり市が率先して取り組む姿勢を見せることが安心につながる。それで、単にマスクを送るだけでなく、メッセージカードを添える工夫をした。そうすることで、不安な状態を少しでも緩和するねらいがあった。加えてこの取組の伏線として、政府が妊婦に布マスクを配布したところカビが生えていたと全国的なニュースになったことがあり、これを補う形で取り組んだ。職員を動員し、防護服を着用して汗だくになりながら、ポストに入ったマスクを 1 枚ずつ点検して配布用にセットした。妊婦さんマスクに関しては、安心を提供できたのではないかと思う。

(危機管理安全局のコロナ対応を振り返って)

梶本 緊急事態宣言が出る前の時期が大変で、機動力が求められ、さまざまな事項を独自に判断して実施していく必要があった。令和 2 年 3 月頃はアルコール消毒液がまったく手に入らず、金谷係長の話にあった次亜塩素酸水を配布した。もともとの着想は、水道局が浄水施設で使う次亜塩素酸を希釈すれば消毒に使えるのではないかということだった。しかし、市が医薬品を配布すると薬事法違反に問われる可能性があった。このため実施に移せないでいたところ、次亜塩素酸を寄付してくれる会社が見つかり、協力をお願いした。3 月 19 日に提供を開始し、これについてはテレビ局の取材もあった。

また、やはり 3 月頃に災害時の感染対策を考える必要があるという話になり、すぐに隔離用のテントを購入した。これについては尼崎市の行動が早く、他市が気付いたときはもう品薄で入手できず、多くの市から問い合わせがあった。避難所の感染ガイドラインやマニュアルも改訂する必要があり、こういった課題が 1 月下旬から 3 月頃にかけて次々と発生した。それを機動力というか、職員の想像力や応用力、対応力によって一つ一つ工夫して解決していった。初めてのことに立ち向かい解決する姿勢は、どんな事案であっても組織の財産になる。発想し行動する力という部分で良い経験になった。今後、市役所で働いていく上で持ち続けていきたい部分だと思う。

清水 出水期の豪雨災害など、さまざまな災害により避難所に避難するケースが出てくる。その際の感染対策、複合災害に備える対策の重視が求められる。このため、避難所となる市内の小学校に消毒液・マスクなどの備蓄品やパーテーション、大型送風機などを順番に配備していった。結果として、コロナの期間は大規模災害が発生しなかったが、発生した場合は避難所内に密になる空間ができてしまうので、最低限の対策を行っておく必要がある。避難所への避難だけでなく、お知り合い避難、在宅避難といったことも周知に努めた。

梶本 従前から多様な避難先という考え方をしている。コロナまん延期に驚いたこととして、九州地方で、密になるからといって避難してきた人を避難所に入れず家に帰した事例があった。メディアが避難率という数字を出してくるという問題もある。避難者が避難所にどれだけ入れたかという比率なのだが。安全な場所に避難するのが基本であり、それが自宅なのであれば在宅避難、知人宅であればお知り合い避難になる。東日本大震災のケースでいうと、津波を避けて高い場所に逃げる、場合によっては不法侵入に問われてもその場所に避難するという考え方

もある。

避難所に入ることだけが避難ではなく、お知り合い避難や在宅避難もあるということをもっと積極的に広報していく必要がある。コロナをきっかけとして、それをアピールしやすくなった。

金谷 お知り合い避難や在宅避難は昔から言われてきていたのだが、行政の側から市民に対して避難所に来るなど言っているように受け止められる恐れがあり、あまり積極的に発信してこなかった。コロナをきっかけとして、それを行政からのメッセージとして発信しやすくなったというのが率直な印象。

佐々木 令和2年4月に危機管理安全部長になり、すぐに緊急事態宣言が出て、いきなり対処方針を作らなければならず戸惑った。情報発信にしろ何にしろ、行政用語で発信してしまっていて、市民にとってわかりにくい部分がある。コロナは感染力が強く死んでしまうかもしれないというイメージが先行し、それをどのようにやわらげて発信するのか工夫が必要だった。国・県が出す情報はどうしてもわかりにくい部分があり、それを市の取組状況や対処方針としてどうわかりやすく発信していくのか、この部分が反省点として残る。

梶本 コロナ対応の取組に関する新聞記事をファイルしており、歴史博物館で複製・保存するのであれば貸出提供する。マスク配布に対する妊婦さんからのお礼のはがきは、歴史博物館に提供するので保存してもらいたい。

2 総合政策局

実施日時：令和5年（2023）11月9日16時30分～17時20分

場 所：尼崎市役所中館8-1会議室

対 象 者：立石孝裕 総合政策局文化・人権担当部長

北^{きたあきのり}明徳 危機管理安全局危機管理安全部生活安全課長

テ ー マ：感染症に対する地域振興センター・地域課の対応について

対象者の当該期所属・職掌

立石孝裕 令和2・3年度 総合政策局武庫地域振興センター所長

令和4年度 総合政策局文化・人権担当部長

北明徳 令和2～4年度 総合政策局中央地域振興センター中央地域課長

〔要約・ポイント〕

1 コロナ関連業務への柔軟な対応

- (1) ワクチン接種申込地域受付窓口の開設、殺到する申込者やシステムダウン等への対処
- (2) 子ども食堂 = 全市的なお弁当クーポン事業等の先駆けとなった取組
- (3) 居場所がない子どもたちへの場の提供

2 コロナ対応の経験と教訓

- (1) コロナを機に生まれた地域内・団体間の新たなコミュニティ
- (2) 地域課と地域の関係性の深まり、職員の地域への関わり方の変化

〔聞き取り記録〕

（新型コロナウイルス感染症拡大と地域振興センター、地域課、生涯学習プラザ※）

※ **地域振興センター、地域課、生涯学習プラザ** 尼崎市は、中央、小田、大庄、立花、武庫、園田の6地区にそれぞれ地域振興センターを設け、センター内に地域課を設置している。また、6地区には施設としてそれぞれ2か所の生涯学習プラザを設けており、地域振興センターの機能は、これら2か所ずつある生涯学習プラザのうちの各1か所に設けている。

北 令和2年の年明けから新型コロナウイルス感染に関する情報が出始め、2月頃から業務の面でも影響が出てきた。3月以降の行事はすべて中止になった。生涯学習プラザの利用については、3月3日からロビーの使用制限を開始し、あわせて利用者名簿提出を義務付けた。緊急事態宣言が発令された4月7日以降は全面的に閉館した。

まだどういうウイルスなのかよくわからないまま、地域との接触が断たれた感じだった。地域に行くことができなくなったので、中央地域課では4月から社会福祉連絡協議会の各連協会長12人全員をまわり、地域がどう困っているのか、どういう支援が必要なのかヒアリングを行った。それと同時に、他の連協の対応や、新型コロナウイルス総合サポートセンター（第12回聞き取り調査の注参照）に関する情報をお知らせしてチラシを配布するなど、各種相談の窓口としての機能を果たすようところがけた。

中央地区の場合、総合サポートセンターがある市役所本庁に近いということもあって、コロナに関する相談は他の地域課と比べて非常に少なかった。

立石 武庫地区では、市内最初の感染事例が地区内の老人福祉施設で発生した。

3月3日から市内の学校が休校になり、武庫地区子ども会連絡協議会の関係者と相談をして、親が共働きの家庭などの子どもたちがセンターに来ることを歓迎するようにした。3月の行事はすべて中止になり、来庁者もそれほどなかったため、仕事の手が空いた職員が、子どもたちの相手をした。

子ども食堂について言えば、市内最初の感染事例が出た老人福祉施設で開催していた子ども食堂は施設が使えなくなり、主催者の中には数人、食事を摂れない子どもたちがいたと把握されていたことから、引き続き支援をしたいと社会福祉協議会武庫支部を通じて申し出があり、4月から生涯学習プラザの施設内でお弁当や食材を配布すること（一部、家庭で食事を摂ることができない子どもたちには部屋を提供）を許可した。

それ以外にも、貸館機能もストップし部屋が空いていたので、武庫地区内の子ども食堂主催者やコミュニティルーム武庫運営委員会メンバーに相談をして、各団体の持ち回りで週2回子どもの食事の日を設けた。4月2日から開始し、学校が再開されるまで実施し、毎回10~20人の子どもが来ていた。この取組を始めて以降、こども青少年課の食材配布や食事クーポンの事業などが始まり、武庫地区のこの取組を支援してもらった。

北 緊急事態宣言以降は生涯学習プラザを閉館したので、貸館予約に対する断りを指定管理者から予約した団体に連絡し、クレームがあった場合は地域課が対応した。大規模な発表会の中止などの場合は不満が出たほか、ワクチン接種会場用に予約を譲って欲しいと申し入れた際は一定の反発があったものの全体としてそれほどクレームはなかった。

予約を取り消してワクチン接種会場として使用するにあたっては、生涯学習プラザ同士で予

約代替の施設利用受入れを割り振るなど連携して対応した。

(ワクチン接種の地域受付窓口)

立石 ワクチン接種の地域受付窓口を各地域課が担当した。最初の受付日である令和 3 年 5 月 10 日は当日午前 3 時頃から希望者が並び始め、行列ができ、近所のコンビニのトイレを順番に使うような状態だったと聞いた。それで、午前 9 時開館のところを 8 時には会場を開け、プラザのトイレも使ってもらうようにした。

2 回目からは熱射病を心配してテントを出した。

北 中央地区でも行列ができたので予定時間よりも早く会場を開けた。それで、後から時間通りに来た人から不公平だと文句が出たが、整理券を配っていて順番は変わらないと説明し、納得された。

ところが、いざ受け付けて入力を開始してみるとシステムが止まってしまい、100 人 200 人と並んでいるのに入力ができずあわてた。とにかく謝って整理券を配り、時間がかかっても受け付けるからと説明したためか、そこまでもめることはなかった。

立石 システムが止まり「なにをしてるのか」というクレーム対応をしているなか、早々に総合政策局長から「システム入力はあとからでよいから今日は申請書類だけ受け付けて、帰ってもらってよい」と指示があった。その方法は頭に描いてなかったのが、英断だと思った。

午前中も午後になってもウェブ経由の予約がつかないから地域課の窓口に来た、という人も相当いた。他市の失敗事例をどう分析して活かしているのか、というクレームには何も答えられなかった。現場は文句を言われるばかりだった。

武庫地区の場合、受付に行列ができて大変そうなのを見かねて、2 回目の受付以降は生涯学習プラザのコミュニティルーム武庫の登録団体メンバーが人員整理を買って出てくれた。コミュニティルームは、登録団体が無料で施設を使えるかわりに、地域のことを応援してもらうという枠組みになっており、10 団体ほどの登録団体の代表の人たちが応援に来てくれた。職員と思われる申請者の苦情を受けていたようだが、みなさん人生経験豊かな方たちばかりなのでうまく対応されていた。

北 1 日目は 85 歳以上、2 日目は 75 歳以上、3 日目は 65 歳以上という形で、6 地区で受付上限を決めて数を割り振っていた。受け付けていくとその予約枠が一定埋まっていったが、足りなくなるというほどではなく、初日はいっぱいになっても、最後の 3 日目は余っていた。当初はウェブ経由で予約できなかった人が、家族に予約をとってもらったとか、だんだんと地域窓口での申し込みそのものが少なくなっていった。

各地区の接種会場に加えて尼崎市総合文化センターとベイコム総合体育館の会場があり、後の 2 か所は規模が大きいうえ常時接種を実施していた。中央地区の住民はこういった大規模会場に行きやすく、接種がしやすいため、特に不満は出なかったが、大庄地区などは予約できる会場が少ないという不満も出ていたようだ。

立石 武庫地域から阪神尼崎へは乗り換えなしに直通で行けるバスの便があるので、武庫地区内の東西の生涯学習プラザ 2 か所と尼崎市総合文化センター（昭和通）での接種を希望する人が多く、予約の取り合いになるだろうと予想していた。

JR 尼崎駅が最寄りのベイコム総合体育館は、武庫地区からは乗り換えがあり、便数が少なく

人気がなかったが、市は大規模接種会場にて、できるだけ接種者数を増やしたいという意向があったことから、地域内の 2 か所からベイコム体育館までのワクチン接種予約者専用の直通バスを走らせるというので、受付時に足腰が元気そうな方にはできるだけベイコム体育館を勧めるよう担当職員に指示をした。

ところがふたを開けてみるとバスは 2 台しか出ないと言われ、それでは足りないと言長にかけ合い 4 台にしてもらった。実際、バスのキャパに対して乗車を希望する人が多く、武庫営業所前のバス停では真夏の暑い時期にも関わらず 200m ほど人が並ぶこともあった。バスを待つ途中に熱中症で倒れる人が出ないかと心配で他地区（大庄）のベイコム行き直通バスの出発地点も視察に行ったが、よそに比べて武庫地区はバスを待つ列が長かったと思う。

北 メディアから、ワクチンの代行予約初日のトラブルについて市民に迷惑をかけている事に対してどう考えているのか、というような取材を受けた。その一方、ワクチン接種を予約できてよかった、安心したという高齢者の方も多かった。

とにかくさまざまなことがなかなか決まらず、いつもぎりぎりの指示であったが、地域課はイベント慣れしているので、始まってしまえば上手くさばくことができていた。

（地域課が担当したさまざまな業務）

北 ワクチン接種の地域受付窓口以外に、各地域課が持ち回りで市内のコロナ関連業務の応援に行った。兼職になり、ずっと 1 年間ほど貼り付いていた管理職もいた。ただ、地域振興センターは各種講座等の業務ができなくなったので、人を派遣しても業務に大きく支障をきたすことはなかった。ワクチン接種の案内や市長メッセージなど、頻繁にコミュニティ掲示板にポスターを貼りに行った。あまりに回数が多く、なんとかならないのかという意見もあった。次亜塩素酸を消毒用に配布したこともあった。また、コープこうべからお米の寄付があり、子ども食堂に回した。

人材育成担当（後藤） コロナに関しては、さまざまな取組があった。ナプキンの配布があったと記憶している。

立石 コロナ下での失業・休業要請にともなう生理の貧困という問題が報道などで取り上げられたことから、コミュニティルーム武庫の代表で、かつ NPO 法人「子どものみらい尼崎」代表の濱田格子^{はまださだこ}さんから NPO 法人として生理用品を、私立学校を含む市内の全小中高校に配りたいと相談があった。各地域課に学校ごとの学校担当職員を配置しており、担当者が学校を訪問する理由にもなることから、他の 5 地域振興センターの賛同を得て、地域振興センター経由等で希望する全小中高校に生理用品を配布するお手伝いができた。

また、コープこうべに 100 十のお米の寄付があり、阪神地区を担当されている方がたまたま知り合いだったので声が掛かり、武庫地区内の子ども食堂のほか、中央地区の子ども食堂がはじまることを知っていたので北課長に連絡した。

（コロナ対応を振り返って）

北 コロナの時期に地域と接する機会が減った。そんななか各連協へのヒアリングを行ったところ、コロナ以前から同じ連協のなかでも PTA のメンバーなど若い世代とコミュニケーションがとれていないという声があり、竹谷小学校区で竹谷井戸端会議という PTA や町会長が集まる枠組みを作った。

立石 不要不急の外出を控えていた時期にコミュニティサポートセンター神戸が行った、独り暮らしの高齢者から電話で困っていることを聞く取組を武庫地区でもやろうと、市民運動武庫地区推進協議会のメンバーに声をかけ、傾聴の研修も実施したが、全く電話がかかって来ず失敗に終わった。ただ、電話を待っている間、集まった推進協議会の各団体の代表者が普段の会議ではできなかった雑談ができたことが良かったと評価され、これをきっかけに武庫地区民生児童委員協議会では市民相談会を始めた。相談者が来なくても民生委員同士がコミュニケーションをとるのがよいと月に一回、定期的に来られている。

北 地域と一緒にコロナを乗り越えたという実感がある。地域課と地域の関係性が深まった。職員も、ただ地域のイベントに行くというだけでなく、関わり方に変化が生まれた。

立石 コロナの期間、武庫まつりが中止になった。中止になるまでは武庫まつりは惰性で続けているかのように受け取っていたが、再開後の昨年、一市民として見に行ったところ、市民運動推進協議会の委員の皆さんがより主体的に関わっているように見えたし、前回は上回る来場者が来られていてすごく盛り上がっていたように見えた。

北 地域の祭りの意義が再認識された。

立石 コロナの期間、家にも学校にも居場所がない子どもたちを生涯学習プラザに受け入れた。職員の側に仕事の面で余裕があったので、受け入れることができた。その後、継続してプラザに来てくれるようになった子どもたちもいる。コロナ後は再び忙しくなり、手厚いケアがしにくくなっていると思う。

北 生涯学習プラザに行けば相手をしてくれる職員がいるということで、プラザが子どもたちにとってのセーフティゾーンになった。通常の時期は、全庁内各部署から何でも地域課と連携と言って上から業務や課題が降りてくるので、それに手をとられるような時期もあった。

コロナ対応は指定管理者の協力も大きかった。開館閉館にも柔軟に対応し、閉館にともなうキャンセル処理も担当してくれた。閉館期間も指定管理者の人員費は支払っていた。スタッフの側も、コロナ対応で何をしなければならぬかを理解し、反発なく協力してくれた。

また、会議が多いので、本庁に集まらずオンラインで各地域課が参加する会議を実施できるようになり出先機関の職員としては楽になった。

人材育成担当（後藤） 地域課は本庁から次々と多くのことを言われ、最前線で市民の苦情も受け付けなければならず、他の部署に応援も出して大変だったと思う。いろいろあっても一緒に乗り越えようという、よそとは違う空気感があると感じた。

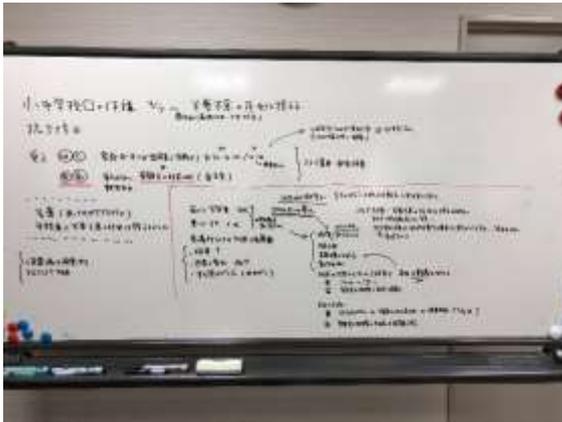
立石 市民からの苦情を直接受け一方、直接感謝されることや喜ぶ姿を見ることができからではないか。

北 経済部の応援に派遣された職員は、行って見て大変だったと言っていた。人が入れ替わっても良いということであればそれで良いのだが、そのつど派遣される職員への説明も必要となるので、人を固定して欲しいという経済部側の意向もわかるが、その職員の元の職場でのスケジュールもあるわけで、その調整が難しい。

地域との関係で言うと、感謝されることの方が多かったように思う。苦情を言われるばかりだとしんどかったらう。

総合政策局聞き取り調査記録付録 感染症まん延期の武庫地区写真記録

撮影者 立石孝裕 武庫地域振興センター所長（撮影時）



学校園休校休園時の対応を記す武庫地域振興センターのホワイトボード 令和2年3月1日撮影



学校園休校休園時の様子 西武庫公園 令和2年3月3日撮影



学校園休校休園時の様子 吹上公園 令和2年3月3日撮影



子どものためのお弁当の用意 ケーキ作り 武庫西生涯学習プラザ
こすもプラザの催し 左：令和2年4月23日撮影 右：4月28日撮影



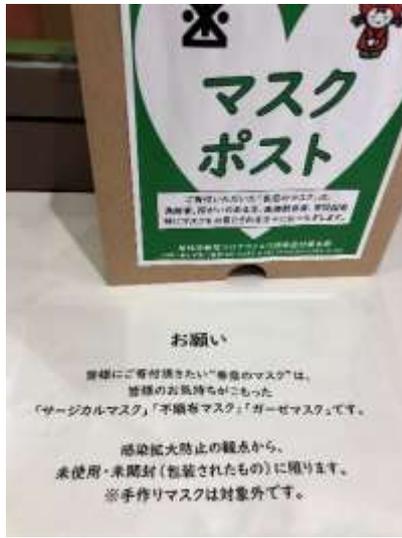
上：お弁当を食べる子どもたち 武庫西生涯学習プラザ
こすもプラザの催し 令和2年5月8日撮影
左：次亜塩素酸配布 武庫西生涯学習プラザ
令和2年4月29日撮影



上：こすもプラザへの野菜の寄付をいただきに
武庫町の農家の畑にうかがう 令和2年5月13日撮影
左：常吉の農家の方から野菜の寄付
武庫西生涯学習プラザ 令和2年6月16日撮影



出張版子ども食堂晴れるや 武庫西生涯学習プラザ 令和2年6月6日撮影



マスクポスト 武庫西生涯学習プラザに設置 令和2年5月14日撮影



緊急事態宣言のポスターを掲示する
武庫之荘東のコミュニティ連絡板
令和3年3月1日撮影



武庫西生涯学習プラザでモルックをする小学生
令和3年3月30日撮影



武庫西生涯学習プラザ 宿題プラザの催し
令和3年4月1日撮影



ワクチン集団接種第1回受付 武庫西生涯学習プラザでの地域受付の様子 令和3年5月10日撮影



ワクチン集団接種会場 武庫東生涯学習プラザ 令和3年6月19日撮影

ワクチン集団接種大規模会場（ベイコム総合体育館）行き送迎バスのバス停 武庫営業所前 令和3年6月30日撮影



NPO 法人子どものみらい尼崎による「生理の貧困」プロジェクトに協力して、武庫地域課から学校に生理用品を届ける 武庫東中学校 令和3年10月4日撮影



民間事業者提供の食材を地区内の子ども食堂に配布
左：虹の子ども食堂、地域総合センター南武庫之荘 令和3年8月
右：子ども食堂めぐみキッズ 令和3年10月

3 資産統括局

実施日時：令和5年（2023）10月12日14時～15時

場 所：尼崎市役所北館4-2会議室

対 象 者：財務部財政課係長

税務管理部係長

テ ー マ：感染症まん延期の財政・決算・市税

各対象者の当該期所属・職掌

財政課係長 令和2～4年度 財務部財政課財政担当総括係長

税務管理部係長 令和2年度 税務管理部納税課係長

令和3・4年度 税務管理部税務管理課係長

〔要約・ポイント〕

1 新型コロナによる市財政への影響は限定的

要因 歳出 支出増に対する国の財源措置、新型コロナの影響による自然減

歳入 市民税の収収キープ

2 市民税減収がなかった要因

(1) 個人市民税は前年所得に基づき課税されるため令和2年度は減収せず

(2) ただし令和2年度は新型コロナの影響による税の猶予・減免増加

(3) 新型コロナの場合、個人・法人とも一様に減収減益とはならず逆に増収増益の分野も

(4) 国による支援策は後手に回ることもあったが、結果として経済面で効果的だった

3 今後活かすべき教訓・課題

(1) 各所管が求める必要な予算措置を、市議会と協調しつつ迅速に実施

(2) 他市との密な情報共有を実施、課題は市民の声や実情を集約する情報共有の土台作り

(3) 厳しい市民対応等の業務を通して得た、職員の寄り添う力、職場の連携する力

(4) 過去の緊急事態を経験したベテラン幹部の支援の重要性、対応力や経験の継承が課題

(5) 対応上必要な部署に職員を派遣した後の各所管の執行体制上の困難

〔聞き取り記録〕

歴史博物館（藤本） 感染症の市財政への影響を大きなテーマとして、決算状況、当初収支不足が見込まれるなかでの対応、市民の収入減により市税収入が下がるという予測にも関わらず税収が落ちなかったこと、市税猶予・減免相談や納付の実態等について聞きたい。

財政課係長（新型コロナウイルス感染症の市財政への影響） 新型コロナの期間約3年間のうち、最も影響があったのは令和2年度決算（以下、提示資料(1)参照）。非常事態宣言により飲食店が休業するなど誰もが未経験の事態のなか税収の落ち込みが予想されたが、決算を見ると、個人市民税などは令和元年度よりかえって増収となった。当然、コロナの影響により収入が激減し、税金が納められないほどに生活が困窮された方も多数おられたが、財政全体の視点で見ると、例えば休業しても休業補償がなされるなど、後手後手ではあっても個人所得の面で国や自治体の支援が効果的だったと考えられる。

一方、法人市民税は減収となっているが、これは、この前後の税制改正の影響もある。いずれにしても、リーマンショック・クラスの影響を当初想定したが、結果的にはそうならなかった。地方財政について言うと、おそらくコロナ禍の時期、どの団体も概して、決算の数字が良かった。

もちろん、コロナ対策のため多額の財政支出があり、例年 2,000 億円程度だった支出が令和 2 年度は 2,623 億円とふくらんだ。約 600 億円の増のうち約 500 億円が国民に 1 人あたり 10 万円を配布した特別定額給付金の経費であり、歳出増をカバーする国からの手当があった。同時に、コロナの影響によるイベント中止や学校の休校、給食中止といったことから、おのずと歳出が抑制される結果になった。

(感染拡大初期の財政予想と対応) 結果的に上記のような決算となったが、新型コロナまん延が始まった当初はそのような予想はできず、リーマンショック・レベルの影響を想定した。景気が極端に落ち込み、法人市民税などが相当程度減収になると考え、財政調整基金の蓄えがあるとはいえ今後の備えとしてまずは歳出を抑制すべく、令和 2 年 5 月に全庁向けの通知(提示資料(2))を発出した。投資的事業やソフト事業、例えばイベント事業はこの状況で実施すべきことなのか、さらには経常経費も含めて執行の調整が必要ということで、市長副市长もそういう認識だった。財政課からも説明し、何を優先して執行していくか検討した。

ただ、発出したのが 5 月ということで、大規模工事などはもう契約済みの案件も多く、結果的にあまり多くの工事を止めることにはならなかった。まだ入札していない工事、例えば施設解体工事などは、解体後に底地を民間に売却することで売却益と固定資産税が入ってくるわけだが、工事費支出と天秤にかけ、現状そこまで最優先ではないということで一部の解体工事を止めてもらった。

また、ソフト事業の調整ということで、法令や社会生活上、大きな支障や影響が生じるものを除いて、イベント中止を要請した。こういう措置も初めてのことだったが、現実にはすでに外出抑制措置がとられ、要請を待つまでもなく、イベント等は中止になったというのが実態だった。

予算は市議会が承認し、それを資産統括局が上半期・下半期にわけて執行承認する。執行状況を見て下半期に何%執行凍結ということは過去にもあったが、年度当初に執行承認しているものを途中で抑制するというのは近年では例がない。しかし結論から言うと、執行を止めたというより止まったというのが本当のところだった。イベントが中止になる、毎年のように行っていた東京出張がなくなる、リモートになるといったことが影響した。学校が休校になるのは決して良いことではないが、財政面で言うとその分光熱水費が相当額浮くことになった。

(財政見通しの修正) こういった財政状況を市議会に説明した資料の例が、提示資料(3)になる。新型コロナ対策で大規模な事業費を組んだこと、その一方でコロナの影響により中止したオリンピックの聖火リレーや閉鎖した市民プール管理経費など約 1 億 4,000 万円が未執行となる見込みであること、感染症対策費については国から地方創生臨時交付金の財源措置があること、市の財政調整基金取り崩しは 1 億円程度であり当初危惧したような深刻な状況にはないことを、令和 2 年の 9 月議会に報告した。

このように、当初は財政面の大きなマイナスを予測したが、実際の推移を見ると国の交付金

や地方債の手当てがあり、一般財源を大きく使うことなく乗り切れる見通しとなった。結果として、市の財政への大きな影響はなかったと言える。

歴史博物館（藤本） 令和 2 年度の市民税について、係長の説明及び提示資料(1)によれば、法人市民税が税制改正の影響もあり減収となったものの、個人市民税は結果的に令和元年度決算より増収となっている。この要因や背景について、税務部門で分析や検討はされたのか。

税務管理部係長（減らなかった個人市民税の税収） 個人市民税は前年所得に基づいて課税する。コロナの影響で生活が苦しくなり、減免や猶予ということはあったが、令和 2 年度は予定の税収額を確保できた。行動制限の消費に対する影響や、雇用面での解雇・収入減少といったコロナによる影響が税収面に反映するのは令和 3 年度と考え、コロナの影響だけで個人市民税で 11 億円、市税合計で 27 億円程度減収という予算を組んだが、結果的に令和 3 年度も大きな減収はなかった。リーマンショックを参考に想定したが、コロナの影響の特徴として、全業種がダメージを受けるというわけではなく、また雇用面でももとより非課税の範囲内で働いている非正規などに影響があり、結果的には個人市民税全体の大幅減にはつながらなかった。

業種でいえば、例えば配送業の需要増、巣籠もり需要など、逆に収益が増えた分野もある。観光業などは軒並みダウンしたが、尼崎の場合それを生業としている人はそれほど多くない。国の調査によると、看護師の雇用など女性の正規雇用が多くなった部分もあり、その分働きに出る人も増えたかと思う。マイナスもあればプラスもあり、トータルで言えば税収への影響はそれほどなかった。

（税の猶予・減免） ただし、税の猶予や減免の申請はやはり令和 2 年度が多かった。働けない、外出できない、解雇されなくても残業が無くなり収入が減ったという人が多く、前年より減った収入で前年の税金を払う必要がある。このため国も猶予の特例制度を作って対応した。

地方税の猶予※は、コロナの影響に限らず従来からある制度で、病気や災害により収入が激減したケースなどに適用される。令和元年度以前は年間 2 桁に達しない程度の件数だったが、国が 1 年間限定の新型コロナ特例制度を設けた令和 2 年度は 485 件になった。その後、令和 3 年度 67 件、令和 4 年度 37 件と推移している。

猶予の制度は、通常は所得が前年の 80% 減少など激減が要件で、担保が必要となり延滞金もある。コロナ対応の国の特例制度は、延滞金免除・無担保で所得が対前年比 20% 減で適用されるということで、個人・法人とも適用が多かった。また、コロナの影響による所得減や失業による個人市民税の減免もやはり令和 2 年度が多く、例えば所得減少にともなう減免については、通常は年間 200 件程度のところ令和 2 年度は約 300 件、1.5 倍となった。

※ **地方税の猶予** 地方税法第 15 条により、1 年以内の期間を限り税の徴収を猶予する制度。

（市民の声や批判） これらについての市民からの相談や問い合わせも頻繁で、外出自粛のため来庁よりも電話相談が多かった。コロナのせいで払えないのに税金の通知が届いたということで、かなり厳しい声を聞くことが多々あった。SNS などでも、非常に厳しい書き込みや意見が多かった。税の仕組み上、前年の所得をもとに課税されるため、収入が減ったのに税金を払わなければならないということで、苦しかった市民の方も多かったと思う。

このような状況だったが、結局令和 3 年度も税収は落ちず、令和 5 年度現在、税の面ではす

でコロナの影響はないと言える。ただ、経済の動きは何があるかわからず、現在は物価高騰の影響を心配している。

歴史博物館（藤本） 今後同様の事態が生じた場合に活かすことができる経験や教訓は何か。

税務管理部係長（有効だった国の支援） 市独自で取り組んだというより、国が用意した制度に乗って対応した。市独自の取組としては、緊急事態宣言中等に納期限が到来する税金の督促状の手数料を免除した。外出自粛で、払いたくても払いに行けない、という声も多かったのだ。

あと、市民は生活に困っているのに、なぜ市の税金は落ち込まないのかという質問をよくもらった。困っている人が多かったのは事実なので、当然の疑問だと思う。一番困っていたのは休業要請や短縮営業要請のあった飲食店だと思うが、国や県から持続化給付金などの給付金が出た。そのおかげで、なんとか従業員の雇用を継続し、勤務時間については多少制限をかけるといった具合で、廃業や解雇をせずに済んだケースも多かったと思う。給付金は課税対象となるため、給付金を運転資金にすると、翌年の税金の支払いに跳ね返ってくるので引き続き大変だと思うが、やはりこういう面での国の支援は効果的だった。

財政課係長（他市との関係、情報収集の課題） 今回と同じような事態が将来あったとして、市だけでできることは限られており、やはり国の対応に左右される面が大きい。ただ、本市の財政状況は過去と比較すると良くなってきており、将来への備えとしての財政調整基金も目標額を設け増やしてきている。今後、コロナのような事態や災害時などに、近隣他都市と同レベルの対応を行っていく上で必要な措置であり、そういう備えの必要性も今後に活かせる教訓のひとつだと思う。

コロナ対応時、他都市の財政課とは電話等でよく情報共有していた。当時、対応の早さを競う都市間競争的な部分があり、これについての情報交換も必要だった。どこの自治体も同レベルの支援というのが本来重要だと思うが、自治体の長による先行施策のアピールの場になっていた面もあり、本市も追随しなければならず、振り回された。尼崎市の方針として、国が支援していないところを対象に工夫しようということだったが、未経験の事態なので何をどう支援したらよいかかわからず、市民が何に困っているかわからないというのが正直なところだった。これについての情報収集が難しく、財政面よりも、こういうことについて市民の声や実情を集約できる土台作りのようなことが、今後のために重要なかもしれない。

歴史博物館（辻川） 財政的手当等庁内との関係と、長のリーダーシップについても知りたい。

財政課係長（迅速な予算対応とその手法） 今回に限ると、やはり一番大変だったのは保健所。市民対応をしながら体制の拡充も求められた。その局面で予算査定や金額の精査などに時間を使っていると、対応が後手後手になる。ある程度、所管が出す数字や積算を信用し、早期に判断していった。予算付けには議会の議決が必要なので、補正予算を16回も提案した。どこに重点配分するかという判断は必要だが、スピード感を持って必要な部署に必要な予算を配分していくことが重要だと考えた。

長のリーダーシップや予算化の手法というのは、自治体による考え方や見解の違いもあると思う。補正予算の編成に対して長の専決処分という方法があり、本市も専決処分を行う場合がある。地方自治法上、専決処分の要件が定められていて、議会を開く暇いとまがないときとされている。それをどう解釈するのかによって変わってくるわけで、専決処分を積極的に行えば、当然

実施までの期間が多少短くなり、迅速性のアピールにはなる。本市の場合、基本的に市議会に対していいに説明してやっていくというスタンスで、稲村前市長からのトップダウンの指示も当然あるが、どちらかという所管課の意見を汲み上げて議論を進めるスタイルだった。**税務管理部係長（税務部門の役割、人員面での苦勞）** 固定資産税や個人市民税は年度当初の課税から大きく変わることが少ないのに対して、特に法人市民税の場合は法人の状況により税収が変わってくることや、企業の決算月に応じた時期にしか税額がわからないので、その変化を常に注視し、毎月の納付状況や、納税相談や猶予制度適用状況などを局長や財政課に報告した。この点が、庁内における税務部門の役割ということになる。

なお、庁内との業務上の関係というより、大部屋なので保健所に多くのスタッフを派遣することになり、これが大変だった。優秀な職員、エースクラスが保健所に行くわけで、通常業務に支障をきたす、課税業務ができるだろうかというレベルだった。

歴史博物館（辻川） 感染症を経験しての感想、どう活かしていくのかについて聞きたい。

税務管理部係長（市民対応の経験から得られたもの） 個人的なことになるが、新型コロナまん延以前はずっと内部管理部門で働いており、令和 2 年度に役所人生初の窓口職場となる納税課に配属になった。コロナ禍のなかの市民対応の直撃を受けたという感じで、それまで困っている市民の声に直面し、どうすればよいかわからないなかで対応するといった経験がなかったので、その厳しさ、対応の難しさに衝撃を受けた。この経験を通して鍛えられ、市民の声を聞く力、寄り添う力が相当身についたと思う。職場としても、連携する力が養われた。税務管理部には市の歳入を担う大きな役割があり、プレッシャーもある。払える方には払っていただかねばならず、納税者から厳しく説明を求められる場面もあり、そこで職員たちもスキルアップしていった。

財政課係長（経験の継承） 今回の財政部門の新型コロナ対応は、リーマンショック時に似ていた部分がある。その当時、コロナ時の自分と同じポジションにおられたのが現資産統括局長で、令和 2～4 年度当時は財務部長だった。そういった経験がある部長がいたことが大きかった。自身が担当したことで言うと、通常の年度だと 4 回から多くて 5 回程度の補正予算を、令和 2 年度は 16 号まで組んだ。初めてのことであったが、そこでの自分自身のやり方やスピード感といったことを何年か経験し、慣れてきたと思う。法律に規定され、市議会との関係もあり、国には振り回されるわけで、その時々判断で動く感じなのできちんとまとめるのが難しい面もあるが、記録して残していくべきなのだろうと思う。

そういう意味で、リーマンショック時に同じようなことを経験された部長がおられ、アドバイスをいただき、多くの点で助けられた。次にいつこういった事態が起こるのかわからないが、そうなったときには自分もまたフォローできる、そういう立場でありたいと思う。

[提示資料／財政課]

- (1) 「令和 2 年度決算の概要」 尼崎市 令和 3 年 8 月 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/026/193/R2honpen.pdf (令和 6 年 3 月 25 日確認)
- (2) 尼財第 1140 号・尼政推第 860 号、令和 2 年 5 月 27 日付「令和 2 年度の収支不足解消に向けた調整について（依頼）」資産統括局長・総合政策局長発出（掲載略）
- (3) 令和 2 年度予算執行状況質疑、令和 2 年 9 月議会の質問への答弁要旨（資産統括局作成）（掲載略）

4 総務局

実施日時：令和5年（2023）11月15日9時30分～11時

場 所：尼崎市役所中館4階会議室

対象者：木山幸介^{きやまこうすけ} 人事管理部人事課長

中尾智次^{ともつぐ} 行政マネジメント部法務支援担当課長

テーマ：感染症対応業務に対する庁内応援体制について

感染症に関連する給付金業務について

対象者の当該期所属・職掌

木山幸介 令和2年度 資産統括局財政部財政課長

令和3・4年度 人事課長

中尾智次 令和2～4年度 法務支援担当課長

令和2年度 特別定額給付金支給調整担当課長兼職

令和3・4年度 臨時特別給付金担当課長兼職

〔要約・ポイント〕

1 庁内応援体制をめぐる問題点

- (1) 応援職員を出す側の負担、応援を受ける側との間の調整の難しさ
- (2) 同一応援者の長期配置を求める現場、長期配置により各局の負担が増すという矛盾
- (3) 緊急時に止める業務とマンパワーを集中する業務を明確にする難しさ
- (4) 効率的な組織での緊急事態対応の難しさ

2 給付金、USBメモリー一時紛失事案

- (1) 給付をめぐる都市間競争－後を絶たない苦情
- (2) USBメモリー一時紛失事案－その後の対応
- (3) 廃棄されていた過去の給付金データ－重要な事業・業務の文書・データの保存・活用

〔聞き取り記録／感染症対応業務に対する庁内応援体制について〕

木山 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が本格化した令和2年度、関連業務に関する庁内からの応援職員派遣として、新型コロナウイルス総合サポートセンター（令和2年4月24日開設）の立ち上げと運営、保健所業務（感染状況データ分析等）、南北保健福祉センター福祉相談支援課が所管する「しごと・くらしサポートセンター」への応援派遣などがあった。自身は令和3年度に人事課長に就任したので、これら令和2年度の応援業務取りまとめには関わっておらず、主として令和3年度以降の庁内応援業務について述べる。

（令和3年度の応援業務）

木山 人事課長就任後、コロナ関連業務は令和3年度が最も厳しく、併任や事務従事により50人以上、健康福祉局に対して局外から応援を入れた。健康福祉局内での応援も含めると、計100人程度が長期の応援に従事した。これ以外に、日々の感染状況の確認と入力業務やワクチン会場の応援配置などがあった。

このなかでも令和3年度当初、ワクチン接種を担う組織体制を整えることが最優先課題だっ

た。接種開始時期（尼崎市の場合、令和3年5月24日高齢者ワクチン接種開始）に間に合うかどうかと懸念される待ったなしの状況で、委託事業者との調整も難航しているようだった。これに対する応援ということで、各局にエース級職員を出して欲しいと要請した。各局とも対応に苦慮したと思うが、市全体の状況を理解して必要な人材を出してもらった。通常、人事異動は前年の12月頃から作業を行うのだが、令和2年12月段階はまだワクチンの担当を置くことが決まっておらず、令和3年度のワクチン接種業務は主に他局からの応援体制で実施した。令和4年度になってもワクチン担当は定数上、課長と係長のみで、他の人員は兼職による応援職員での対応となり、各局には通年で協力を得る形となった。

ワクチン接種業務に加えて、保健所が行う疫学調査（第2回聞き取り調査の注参照）の応援も継続的に実施した。このほかスポット的な応援として、保健所が街頭で実施するPCR検査のモニタリング、リスクが低い自宅療養者の健康観察の聞き取り、危機管理安全局が取りまとめを行う県と連携した啓発ポスターの飲食店等への掲示といった業務の応援があり、これらの各局への割り振りを人事課で行った。ワクチン接種業務と感染症の業務はほぼ応援体制での対応となり、応援職員を出した所管の負担が大きかった。特にワクチンについては当初各局に無理をお願いした部分があり、各局とも局の重要課題を進めるうえで苦勞をされたと思う。

一方、健康福祉局の局内応援、例えば南北地域保健課の保健師による保健所への輪番応援といったことがあり、これらの実施は人事課ではなく健康福祉局が所管した。

（各局との交渉、調整）

歴史博物館（藤本） 他局に応援を要請する場合、個別に職員を指名するのか、あるいは人数を割り当てるのか。個別に指名する場合の各局の反応はどうだったか。

木山 ワクチン業務の当初立ち上げについては人を指名して各局長に直接お願いに回った。業務がスタートした後の応援と疫学調査等の感染症分野の業務は、人数を割り当てて要請した。

応援の要請をする場合、各局が業務を進めるために難色を示すこともあったが、必要性を理解いただき協力を得ることができた。ただ、その後、各局から事業遂行の必要上この職員はどうしても戻して欲しいという話もあった。一方、応援を受けた保健所等の現場サイドは慣れた人がいなくなったり、業務の引き継ぎが生じたりと現場の負担が増すので、それぞれの言い分があり事情があった。現場としてはコロナ対応の優先順位が高いという認識である一方、それが1年2年と続くと各局としてもコロナ禍でも進めないといけない業務があり戻してほしいということになり、間に入った人事課として対応に苦勞することもあった。

加えて、コロナ対応の現場の職員も役割分担のなかで、全員が夜遅くまでコロナの業務にかりきりというわけではなく、通常業務の担当者の中には定時で帰る人もある。応援職員は連日深夜まで残業という状況で、応援職員からこの応援は本当に必要なのかという疑問の声が出ることもあった。

事務従事（兼職）で応援職員を派遣してコロナ関連の業務を実施していたが、感染爆発が起こればそれでは人手が足りなくなり、この場合、日々の業務に各局から1日単位で人を出してもらうことになる。保健所から必要人数を提示してもらい、各局に割り振る。1日単位、数日間であれば各局としても負担が少なく、これの応援協力については比較的理理解を得やすかった。しかし、この方式だと保健所側は人が交替するたびに説明が必要になり、それが負担となる。

優先順位的にはコロナ対応の現場の立場に立つ必要があるが、各局の継続的支援を得ることを考えると、歩み寄りや柔軟な対応が求められる。派遣要請を受けるにしても、どういう内容の業務なのか説明資料やマニュアルが必要になるが、派遣を要請する現場側が多忙でそれを作る余裕がなく、おおまかなところを人事課で聞き取り各局に要請することもあった。

人材育成担当（小嶋^{こばたけ}）自身が在籍していた都市整備局でも、応援職員から不満が出ていた。応援者がコロナに感染すると、その職員が所属する部署から替わりの応援職員を出すのだが、他局は感染者が出てそのまま休みっぱなしということだった。また、引き継ぎや業務の理解に時間がかかるから一週間ははりついて欲しいと言われたが、行ってみると15分で理解できる仕事だったという職員もいた。

木山 結果的に、局によって不公平になってしまったケースもあった。一週間はりつけという件も、保健所側としては日々違う応援職員となると、それで対応できるのかという不安が生じる。また、前例のない業務であり、状況も変化するなかで、応援職員が応援に行ってみたら、事前に言われていたのと違う仕事をお願いするというケースもあった。

（コロナ関連業務への応援を振り返って）

木山 各局にかなりの人数の応援を出してもらい、局によっては仕事を止めて協力いただいたところもあり感謝している。困難なコロナ対応を、市組織全体としてなんとか乗り切ることができた。

厳しい財政状況が続くなか、人員を絞ってきたなかでのコロナ対応だったので、専門職の面でも一般事務職の面でも、平常時に効率的な組織として緊急対応の難しさを感じた。

阪神地方の中核市4市（西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市）が連携する「NATS」として人事交流を行っており、人事部門で情報交換をした際コロナの応援体制について尋ねると、本市より人員的に余裕があると思っていた他市でも、各局との応援要員の調整に苦勞していたの聞き応援を出す側の負担感は同じなのだった。

どの業務を止めて、緊急対応に人的資源を投入するのか、その決断はとても難しいと感じた。事業を止めて多くの応援職員を出していただいた局があった一方、コロナ禍でも止められない業務を多く抱える局では、応援職員を出すことが大きな負担になることもあったと思う。

一方、保健所を持つ健康福祉局は人の命や生活の維持に直結する業務を多く所管しており、応援を受ける側としても難しい立場にあった。どの局も業務を進めるのに余裕があるとは言えない状況のなか応援を求められることを踏まえ、まずは局内で応援体制を組む努力をした上での応援要請ということで苦勞があったと思う。

10年に一度というような緊急事態への対応という難しさがあり、明確な解決策はないと思うが、どういう考え方で人的資源の選択と集中をするかという点に課題を感じた。

人材育成担当（後藤）平常時に評価される人材と、コロナのような緊急事態において求められる能力・人材が異なるケースもあると考えられる。緊急事態において力を発揮する職員の特性はどのようなもので、その人材をどう育成するか。例えばメンタルの力。あるいはまた多少の行き過ぎがあったとしても、局面によっては強引さも必要かと思われる。

木山 考えているいとまがない緊急時の現場においては、行動力・瞬発力が求められ、これがだめなら次はこれで、というとりあえずやってみるという発想や、周囲を巻き込む力が必要な

のではと思った。

例えばワクチンの業務の場合、市外部の組織・機関との交渉もかなりタフだったと聞いている。緊急時という局面ではアグレッシブさも求められる。また、事務は苦手でも感染者搬送などを買って出て力を発揮した職員もいる。自分の仕事はこの範囲ですと言っていたら業務が進まない状況なので、自発的なスタンスがより重要になるのではないか。

歴史博物館（辻川） 感染症について聞き取り調査を実施していると、しばしば専門職、あるいはその所管の業務に通じたスペシャリストの必要性という話になる。この点はどうか。

木山 人事配置の基本方針として、スペシャリストの育成も重視している。ゼネラリストとスペシャリストは車の両輪でいずれも必要であり、近年この部分も考慮に入れて人事異動の考え方を打ち出してきている。しかし、それがコロナ対応のなかで十分効果的に機能したのかという点は、検証まではできていない。

令和2年度 新型コロナウイルス感染症にかかる応援体制の状況 (R3. 3. 15現在状況+局内応援)

人員
業務(担当) 発令を伴うもの
業務従事 発令を伴わないもの

応援先別

応援先	部署	業務内容	期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
新型コロナウイルス総合サポートセンター	会計管理室	支援相談	6/22~7/31				←→									一般職
	秘書室	支援相談	11/17~12/31										←→			一般職
	総合政策局	支援担当	4/17~3/31	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	課長
	総合政策局	支援調整	4/17~3/31	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	係長
	総合政策局	支援相談	7/1~2/1				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	係長
	総合政策局	支援調整 出産特別給付金	4/21~3/31	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	係長
	資産統括局	支援相談	4/24~7/31	←→	←→	←→	←→									一般職2人でリレー従事
	総務局	支援相談	4/24~6/10	←→	←→	←→	←→									係長
	総務局	支援相談	4/24~10/18	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	一般職5人でリレー従事
	健康福祉局	支援相談	4/24~5/10	←→	←→	←→	←→									係長
	健康福祉局	支援相談	4/24~5/10	←→	←→	←→	←→									一般職
	健康福祉局	支援相談	4/24~5/10	←→	←→	←→	←→									一般職
	子ども青少年局	支援相談	6/22~9/30 1/18~2/28				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	係長
	子ども青少年局	支援相談	6/1~6/30				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	一般職
	経済環境局	支援相談	4/24~5/31	←→	←→	←→	←→									係長
	経済環境局	支援相談	4/24~5/31	←→	←→	←→	←→									一般職
	経済環境局	支援相談	4/24~5/31	←→	←→	←→	←→									一般職
	都市整備局	支援相談	9/1~10/31							←→	←→	←→	←→	←→	←→	一般職
	公営企業局	支援相談	6/11~12/31				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	係長・一般職6人でリレー従事
	議会事務局	支援相談	10/9~11/15							←→	←→	←→	←→	←→	←→	一般職
	監査事務局	支援相談	8/1~9/30						←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	係長・一般職2人でリレー従事
	資産統括局	支援調整	4/21~6/30	←→	←→	←→	←→									一般職
	資産統括局	支援調整	11/1~3/31													一般職
	総務局	支援調整	4/17~7/19	←→	←→	←→	←→									係長 7/1~7/19事務従事
	総務局	支援調整	8/1~10/31 1/18~3/31							←→	←→	←→	←→	←→	←→	一般職
	経済環境局	支援調整	6/1~6/30			←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	係長 7/1で総合政策局に異動し専従
	教育委員会	支援調整	7/1~6/30				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	一般職2人でリレー従事
	総合SC	支援相談	3/1~3/31												←→	係長
	都市整備局	出産特別給付金	8/1~3/31							←→	←→	←→	←→	←→	←→	一般職

令和2年度 新型コロナウイルス感染症にかかる応援体制の状況 (R3.3.15現在状況+局内応援)
(続き)

凡例	
⇔	兼務(兼任) 長命を伴うもの
→	事務従事 長命を伴わないもの

応援先別

応援先	部署	業務内容	期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
地域産業部(事業継続支援給付金等の給付事務)	総合政策局	相談業務(事業所向け)	11/9~11/30									⇔				一般職
	総合政策局	相談業務(事業所向け)	11/9~1/31									⇔	⇔			一般職
	総合政策局	相談業務(事業所向け)	11/9~1/31									⇔	⇔			一般職
	総合政策局	相談業務(事業所向け)	11/9~1/15									⇔	⇔			係長
	総合政策局	相談業務(事業所向け)	12/1~1/31									⇔	⇔			一般職
	総合政策局	相談業務(事業所向け)	1/12~1/31										⇔	⇔		一般職
	総合政策局	相談業務(事業所向け)	1/12~1/31										⇔	⇔		一般職
	総合政策局	相談業務(事業所向け)	1/12~1/31										⇔	⇔		一般職
	総合政策局	相談業務(事業所向け)	1/12~1/31										⇔	⇔		一般職
	経済環境局	相談業務(事業所向け)	11/30~1/29										⇔	⇔		
保健所	会計管理室	調整担当(データ分析等)	12/16~1/17										⇔			一般職
	危機管理安全局	調整担当(データ分析等)	4/15~6/30	⇔	⇔											一般職
	総合政策局	調整担当(データ分析等)	4/15~	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	係長
	教育委員会	調整担当(データ分析等)	1/21~2/28										⇔	⇔		一般職
	総合政策局	ワクチン予防接種担当	1/1~3/31										⇔	⇔	⇔	係長
	総合政策局	ワクチン予防接種担当	1/1~3/31										⇔	⇔	⇔	一般職
	資産統括局	ワクチン予防接種担当	1/8~3/31										⇔	⇔	⇔	一般職
	危機管理安全局	ワクチン予防接種担当	1/18~3/31										⇔	⇔	⇔	一般職
	資産統括局	調整担当(データ分析等)	6/14~3/31						⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	一般職2人でリレー従事
	危機管理安全局	臨時診療所業務	5/17~10/7						⇔	⇔						一般職3人でリレー従事
	こども青少年局	臨時診療所業務	10/8~3/31										⇔	⇔	⇔	係長、主任、一般職3人でリレー従事
	経済環境局	衛生研究所	4/15~5/31 6/24~10/9	⇔						⇔	⇔					主任+一般職
	都市整備局	コロナ報告書等作成事務	2/1~2/28											⇔	⇔	一般職
	教育委員会	コロナ報告書等作成事務	12/1~12/31 1/1~1/31										⇔	⇔		一般職2人でリレー従事
	住宅障害者への健康観察業務(土日)		1/16~1/31の土・日曜日										⇔	⇔		
	ワクチン集約接種の模擬訓練参加者(3/24、各局5名)		3/24												⇔	資産統括局、こども青少年局、経済環境局
	しごとくらしサポートセンター	総合政策局	相談業務	5/1~3/31									⇔	⇔	⇔	⇔
こども青少年局		相談業務	5/20~12/31									⇔	⇔	⇔	⇔	一般職
都市整備局		相談業務	5/11~6/7 1/1~3/31			⇔	⇔						⇔	⇔	⇔	一般職
選挙管理委員会		相談業務	5/11~6/7			⇔	⇔									一般職
定額給付金(総務局内対応)	総務局	給付金支給、調整	4/24~3/31	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	(兼職)部長、課長、係長、一般職 8名
	総務局	給付金支給、調整	4/24~10/16?	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	(事務従事)係長、一般職 26名

新型コロナウイルス感染症にかかる応援体制の状況 (R3.10.8時点)

局内対応の業務・事務従事含まず

凡 例	
⇔	兼職(学出) 兼命を伴うもの
→	事務従事 兼命を伴わないもの

応援先別

応援先	部署	業務内容	期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
保健所	総合政策局	調整担当(データ分析等)	4/8~7/1	⇔ ※7/1付付で調整担当へ異動										係長		
	総合政策局	新型コロナウイルス対策特命担当	5/19~	⇔										課長		
	危機管理安全局	ワクチン予防接種担当	4/1~5/21	→										一般職		
	総合政策局	ワクチン予防接種担当	4/20~	⇔										係長		
	総合政策局	ワクチン予防接種担当	4/26~	⇔										係長		
	総合政策局	ワクチン予防接種担当	4/26~	⇔										係長		
	総合政策局	ワクチン予防接種担当	4/26~	⇔										係長		
	資産統括局	ワクチン予防接種担当	5/21~6/7	⇔										一般職		
	総務局	ワクチン予防接種担当	5/28~	⇔										一般職		
健康福祉局 (局内対応)	ワクチン予防接種担当	5/28~	⇔										係長			
	ワクチン予防接種担当	5/28~	⇔										一般職			
	ワクチン予防接種担当	5/28~	⇔										一般職			
	ワクチン予防接種担当	5/28~	⇔										一般職			
こども青少年局	ワクチン接種推進本部 運営係	6/11~	⇔										部長(※6/11から新型コロナウイルスワクチン推進本部を設置)			
こども青少年局	ワクチン予防接種担当	6/11~	⇔										係長			
危機管理安全局	ワクチン予防接種担当	6/11~	⇔										一般職			
総合政策局	ワクチン予防接種担当	6/11~10/31	⇔										一般職			
資産統括局	ワクチン予防接種担当	6/11~	⇔										一般職			
総務局	ワクチン予防接種担当	6/11~	⇔										一般職			
都市整備局	ワクチン予防接種担当	6/11~	⇔										一般職			
教育委員会	ワクチン予防接種担当	6/11~	⇔										一般職			
公営企業局	ワクチン予防接種担当	6/14~	⇔										係長			
こども青少年局	ワクチン予防接種担当	7/9~	⇔										係長			
都市整備局	ワクチン予防接種担当	7/9~	⇔										一般職			
資産統括局	ワクチン予防接種担当	8/1~	⇔										一般職			
健康福祉局	感染症対策担当	4/1~8/31	→										保健師が輪番で7日レール従事			
健康福祉局	感染症対策担当	4/1~4/30	→										係長			
健康福祉局	感染症対策担当	4/5~4/30	→										一般職			
健康福祉局	感染症対策担当	4/1~	⇔										北部・青森地域保健課の各地区担当保健師で夜中調査、検体搬送			
健康福祉局	感染症対策担当 社会福祉施設への対応	4/28~	⇔										課長~一般職 法人指導課18人に兼催命令			
健康福祉局	感染症対策担当	9/1~	⇔										一般職(ケースワーカー) 受診調整等			
健康福祉局	感染症対策担当	9/1~	⇔										一般職(ケースワーカー) 報告書作成事務等			
健康福祉局	感染症対策担当	9/6~?	⇔										保健師 新規陽性者等の聞き取り調査			
健康福祉局	感染症対策担当	9/6~?	⇔										保健師(2名で2週間交代) 受診調整等			
健康福祉局	感染症対策担当	9/6~?	⇔										保健師 入院調整			
健康福祉局	感染症対策担当	9/6~?	⇔										一般職(4名で輪番) 検体採取業務等			
健康福祉局	感染症対策担当	9/6~?	⇔										一般職(5名で輪番) ホテル従業員への連絡等			

新型コロナウイルス感染症にかかる応援体制の状況 (R3. 10. 8時点)
(続き)

局内対応の業務・事務従事者まで



応援先別

応援先	部署	業務内容	期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
保健所	総務局	感染症対策担当	4/1~4/30? 8/5~9/30	⇔				⇔								保健師
	こども青少年局	感染症対策担当 報告書等作成事務	5/1~6/30		⇔	⇔										一般職2人でリレー従事
	公営企業局	感染症対策担当 報告書等作成事務	7/1~10/15				⇔	⇔								一般職
	公営企業局	感染症対策担当 報告書等作成事務	8/1~10/15						⇔	⇔						一般職
	資産統括局	感染症対策担当 報告書等作成事務	8/1~						⇔	⇔						一般職
	こども青少年局	感染症対策担当 保育所巡回調査	8/5~9/30						⇔	⇔						課長補佐
	教育委員会	感染症対策担当 学校巡回調査	8/5~9/30						⇔	⇔						一般職
総合サポートセンター	総合政策局 (局内対応)	支援担当	4/1~7/25	⇔	⇔											課長
		支援相談	4/1~	⇔	⇔											係長
		支援相談	4/1~6/10	⇔	⇔											一般職
		支援相談	4/26~7/25		⇔	⇔										一般職
		支援相談	4/1~7/21	⇔	⇔											一般職
	健康福祉局	支援相談	4/1~7/25	⇔	⇔											係長
経済環境局	支援相談	4/1~7/25	⇔	⇔											一般職	
生活困窮者自立支援会	経済環境局	支援金給付業務	7/1~11/30				⇔	⇔								係長
	議会事務局	支援金給付業務 (相談窓口対応)	7/1~9/1				⇔	⇔								一般職
	教育委員会	支援金給付業務	7/5~8/31 9/1~11/30				⇔	⇔								一般職
スポーツ応援																
街頭PCRモニタリング	都市整備局 教育委員会	街頭PCRモニタリング	4/9, 16, 4/23, 30	⇔												6名 6名
	健康福祉局 (局内対応)	街頭PCRモニタリング	4/9, 16, 23, 30	⇔												12名(保健所職員12名除く)
健康観察聞き取り調査(土日祝日)	総務局	50歳未満陽性者(自宅療養)への電話での体調確認	4/10, 11, 17, 18, 24, 25, 29	⇔												課長~係長 延べ7人
	健康福祉局 (局内対応)	50歳未満陽性者(自宅療養)への電話での体調確認	4/10, 11, 17, 18, 24, 25, 29	⇔												課長~一般職 延べ11人(保健所職員を除く)
飲食店見回り(兵庫県と連携実施)	危機管理安全局 総合政策局 経済環境局	飲食店見回り	4/19 4/20	⇔												課長1名 課長1名 課長3名
	ワクチン接種予約代行業務	各地域振興センターでの予約代行対応	5/10~14 5/24~28	⇔	⇔											課長~一般職 114人日 (総合政策局地域課90人日除く)
ワクチン接種予約の電話問い合わせ対応	健康福祉局 (局内対応)	各地域振興センターでの予約代行対応	5/10~14 5/24~28	⇔	⇔											課長~一般職 76人日 (保健所職員80人日除く)
	健康福祉局 (局内対応)	市コールセンターからの転送電話対応(エスカレーション)	5/24~31	⇔	⇔											課長~一般職 11人日(22人で分組・リレー)
ワクチン接種の受付者対応	健康福祉局 (局内対応)	市コールセンターからの転送電話対応(エスカレーション)	5/24~31	⇔	⇔											課長~一般職 6人日(11人で分組・リレー)
	健康福祉局 (局内対応)	ワクチン接種受付の受付者対応(エスカレーション)	5/24~7/30	⇔	⇔											課長~一般職 40人日(80人で分組・リレー)
ワクチン接種会場(65歳以上)	健康福祉局 (局内対応)	ワクチン接種会場の管理運営業務	6/13~7/31	⇔	⇔											課長~一般職 270人日 (主任, 主任補佐, スタッフ)
	健康福祉局 (局内対応)	ワクチン接種会場の管理運営業務	6/13~7/31	⇔	⇔											課長~一般職 61人日(保健所職員除く) (主任, 主任補佐, スタッフ)
ワクチン接種会場(16~64歳)	健康福祉局 (局内対応)	ワクチン接種会場の管理運営業務	8/4~11/28	⇔	⇔											課長~一般職 767人日 (主任, スタッフ)
	健康福祉局 (局内対応)	ワクチン接種会場の管理運営業務	8/4~11/28	⇔	⇔											課長~一般職 33人日(主任, 保健所職員・スタッフ80人日除く)
ホテル利用者への連絡等	健康福祉局 (局内対応)	ホテル利用者への連絡やHER-SYSへの基本情報入力等	8/24~10/15	⇔	⇔											課長~係長 延べ22人
	健康福祉局 (局内対応)	ホテル利用者への連絡やHER-SYSへの基本情報入力等	8/24~10/15	⇔	⇔											課長~一般職 延べ20人
各局	地域振興センター	地域振興センター・ワクチン特設窓口	5/10~5/14 5/24~5/28	⇔	⇔											5/10~5/14: 6地区延べ132名 5/24~5/28: 6地区延べ225名
	市コールセンター	市コールセンターからのワクチン問い合わせに係る転送電話対応	5/24~5/31	⇔	⇔											延べ36名
	本庁	本庁へのワクチン相談に係る受付者対応	5/21~5/21	⇔	⇔											延べ25名

【参考】 自局内での兼職・事務従事状況

- 総合政策局 総合SCに事務従事者で対応
- 健康福祉局 保健所に兼職や事務従事者で対応

〔聞き取り記録／感染症に関連する給付金業務について〕

（給付金支給業務を担当した経緯）

中尾 令和 2 年度に実施した国民 1 人につき 10 万円を世帯主に支給する特別定額給付金支給業務、令和 3 年度及び令和 4 年度に実施した住民税均等割非課税世帯向けに 1 世帯につき 10 万円を世帯主に支給する臨時特別給付金支給業務について、総務局法務支援担当が主担当となった。

特別定額給付金支給業務の担当部署の決定については、給付金支給後に返還が必要になるケースが想定されることなどを考慮し、庁内調整した結果、総務局法務支援担当が主担当となった。給付金支給後の返還については、特別定額給付金の場合の例として、世帯主に世帯全員分の特別定額給付金をまとめて給付した後、世帯員が DV といった国が定める理由により別居していることがあきらかになった場合、別途、別居している世帯員にも給付した上で、その支給分を世帯主から返還してもらうというものである。また、令和 3 年度及び令和 4 年度に実施した臨時特別給付金の場合の例としては、所得税の修正申告後に住民税が課税対象となった世帯から申し出があった際、世帯主から返還してもらうというものである。

（令和 2 年度の特別定額給付金）

中尾 令和 2 年度に実施した特別定額給付金の支給業務を始めるにあたり、執務場所がなかなか確保できず、この点で非常に苦勞した。支給業務が国から急にきた話で、とにかく支給を急ぐように国から要請があり、庁舎管理課に執務場所を探してもらったがなかなか調整できなかった。本庁南館地下 1 階と市政情報センターセミナールーム等の執務室確保や新型コロナウイルス感染症対策などに時間をとられ、事務にし少し遅れが生じた。あわせて、業務従事職員を確保する必要があり、令和 2 年 4 月に行政法務部長を含めて総務局内の職員 7 人に兼職辞令が出た。その後、支給業務の進ちよくに応じて総務局を中心として 30 人程度が期間限定で支給業務に従事した。

支給業務を準備している間も市民からの電話と来庁による問い合わせが殺到し、ゴールデンウィーク中も電話が鳴りっぱなしの状態だった。いつから支給を開始するのかという問い合わせが多く、支給開始時期がある種の都市間競争のようになった。支給開始まで、他市は支給が始まっているのになぜ尼崎市はまだなのかと、厳しい意見等が多く寄せられた。

総務省から緊急随意契約を認めるという見解が示されていたことから、本市の住民基本台帳ネットワークシステムを構築した事業者で別の給付金支給に関するシステムを作成していたことを考慮し、日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY 株式会社）との間にシステム構築、印刷、窓口対応等を含む包括業務委託契約を締結した。

令和 2 年 5 月下旬に支給に必要な「確認書」という文書を郵送し、確認書の内容を確認後、順次支給を開始し、6 月 26 日に約 6 万 6 千世帯に給付したのが最大数で、7 月上旬までにほぼ支給を終えた。支給をするまでの間、支給の時期などに関する問い合わせの電話や窓口への来庁が多数あり、他都市において先行導入されていた市のホームページ上に進ちよく状況を表示するシステムを本市も導入するなどして対応した。

当初、国がマイナポータルで申請するシステムを導入したが、急いで構築したシステムということもあり、同じ人が何回も申請できるといった問題点などがあり、マイナポータルから申請された方々の内容確認に手間取った。給付の申請期限は 8 月 17 日だったが、同日までに申請

された方々の記入不備などへの対応があったことから、令和 2 年 10 月末まで給付の窓口を設けていた。

(USB メモリー一時紛失事案の発生とその後の対応)

中尾 令和 3 年度には、住民税均等割非課税世帯を対象とする 1 世帯につき 10 万円の給付金支給業務があり、この業務についても日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY 株式会社）と契約を締結し、世帯全員の課税データを参照して給付金支給業務を行った。総務局の職員 6 人が兼職辞令を受け、支給業務に従事した。その後、令和 4 年度に新たに住民税均等割非課税となった世帯にも給付するということになり、令和 4 年 12 月までこの支給業務が続き、日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY 株式会社）との契約期間を延長し、対応した。令和 3 年 12 月に市政情報センターの 1 階と 2 階に執務場所を確保できたが、電話対応の場所を確保できなかったため、市外に給付金専用のコールセンターを設けた。この給付金専用のコールセンターをめぐって、令和 4 年 6 月、USB メモリー一時紛失事案※が発生した。

USB メモリー一時紛失事案が市民の皆様にあきらかになった令和 4 年 6 月 23 日には、市民の皆様からの問い合わせの電話で給付金専用の回線がパンクする状態となった。市民の方々ばかりでなく、遠方の方からの意見等も多かった。

その後、物価高騰対策のための住民税均等割非課税世帯への 1 世帯につき 5 万円の給付金支給業務については、キャリアリンク株式会社と契約を締結した。支給に必要なシステムについては、パッケージソフトを使用し、デジタル推進課の職員が個人情報のデータ入力作業などを行い、職員以外が個人情報のデータに触れないような方法で実施した。令和 5 年度に実施した 1 世帯につき 3 万円の給付金支給業務についても同じ方法で対応している。

※ **USB メモリー一時紛失事案** 令和 4 年 6 月 21 日、尼崎市の委託事業受託者 BIPROGY 株式会社関西支社の関係社員が市外に設置していた給付金専用コールセンターでのデータ移管作業後、尼崎市民 46 万人余りの個人情報記録する USB メモリーを帰宅途上で紛失した事案。検索の結果 USB メモリーは同月 24 日に発見された。詳細については同年 11 月 28 日に公表した尼崎市 USB メモリー紛失事案調査委員会の「尼崎市 USB メモリー紛失事案に関する調査報告書」を参照されたい。

(給付金支給業務を振り返って)

総務局法務支援担当が給付金支給業務を初めて担当するにあたり、平成 21 年に実施した定額給付金支給業務を担当した職員に当時の状況を尋ねるなどして、支給業務を進め、一応滞りなく支給業務を終えることができた。その後、複数回の給付金支給業務を経験し、職員の給付金支給業務に関するスキルが上がってきた。一方で、毎回、市民の方々からさまざまな意見等に対応する必要があることから、メンタル面において疲弊していった部分もある。

令和 2 年度からの一連の給付金支給業務に関する文書については、歴史的な文書として歴史博物館にも提供したい。平成 21 年度に実施した定額給付金支給業務に関する文書は、10 年の保存文書という位置付けで令和 2 年度の特別定額給付金支給業務開始前に廃棄処分されていたことを考慮し、令和 2 年度からの一連の給付金支給業務に関する文書は永年保存の取扱いとしている。

5 福祉局

5-1 法人指導課

実施日時：令和 5 年（2023）10 月 26 日 14 時～15 時 20 分

場 所：尼崎市役所法人指導課

対 象 者：法人指導課長、同課長補佐、同係長

テ ー マ：福祉サービス分野の感染症対応業務

対象者の当該期所属・職掌

（令和 2・3 年度：健康福祉局福祉部法人指導課、令和 4 年度：健康福祉局法人指導・障害福祉担当法人指導課）

法人指導課長 令和 2・3 年度 こども青少年局児童課長

令和 4 年度 健康福祉局法人指導課長

同課長補佐 令和 2～4 年度 健康福祉局法人指導課課長補佐

同係長 令和 2 年度 健康福祉局保健所感染症対策担当係長（事務職）

令和 3・4 年度 健康福祉局法人指導課係長

〔要約・ポイント〕

1 新型コロナウイルス対応における福祉サービス固有の問題点と課題

(1) 通所サービス濃厚接触者確定、及び確定前の通所停止連絡等の事務の煩雑さ

(2) 対象者の生活や命にかかわる、止められないサービスをどう継続するか、人材不足に加えて感染懸念や風評被害があるなかでのサービス従事者確保の困難性

2 疫学調査等の専門業務について

(1) 福祉施設等の疫学調査を担当することになった法人指導課への負担集中

(2) 本来は専門業務である疫学調査や施設指導等を行政職が担当することの妥当性

(3) 保健所職員としての指揮命令が明確でない

〔聞き取り記録〕

（福祉サービス分野における新型コロナウイルス感染症対応）

法人指導課の業務は、介護サービスと障害福祉サービスの分野にわかれる。介護サービスには、デイサービス等の通所サービス、訪問介護等の訪問サービス、特別養護老人ホーム（特養）や介護老人保健施設（老健）といった入所施設のサービスなどがある。介護サービス施設・事業所数は市内で約 3,000 か所ある。1 つの事業所で複数のサービス事業を実施している場合があり、事業数で数えるとこの数字になる。

介護サービスや障害福祉サービスの施設で新型コロナ感染者が出た場合、施設に対する疫学調査（第 2 回聞き取り調査の注参照）を行う必要がある。令和 2 年度段階においては、これを保健所が直接行っていた。法人指導課に対しては、感染者がいつ、どこの施設を利用したという情報が保健所から来る。

入所施設の場合、感染した入所者や濃厚接触者が他のサービスを利用することはあまりないが、通所サービスの通所者が感染した場合、知らずに他のデイサービスに行ってしまうとそこ

から感染が広がる恐れがある。実際、感染拡大初期に感染者の出たデイサービスを利用して人が別施設に通所した後、発熱したケースがあり、市長からそういう通所は止められないのかという指摘があった。そこで、対象者が濃厚接触者の疑いがある場合、濃厚接触者が特定されるまで通所を控えてもらう必要があるため、この連絡を法人指導課が担当することになった。

介護サービスの場合、利用管理はケアマネジャーが中心に行う。法人指導課からケアマネに対して前日夜のうちに FAX で連絡し、ケアマネから利用者に連絡して通所を控えてもらうようにした。その後、疫学調査に基づいて保健所が濃厚接触者を確定し、結果を、法人指導課を経由せず直接施設に伝え、ケアマネにも連絡が行く。対象者が濃厚接触者ではない場合は、通所を再開することになる。要介護者の場合、通所等の介護サービスが受けられないと生活できないケースもあるので、家族がケアするのか訪問サービスに切り替えるのか、こういった対応もケアマネが調整する。

通所サービスの利用施設は月曜から金曜まで同じ人、同じ人数が通所するわけではない。利用者は、さまざまな施設・サービスを組み合わせて利用するので、感染者が出た場合、感染の可能性のある期間においてその人と接触した可能性がある日にその施設を利用していた人を事業所から報告させ、担当ケアマネから濃厚接触者かどうかを判明するまでの間通所サービスを控えるよう連絡してもらう。該当する日付・施設・対象者をそのつど調べ、担当ケアマネ事業所がどこなのかを確認して連絡する必要がある、すぐに特定できない場合もあるので、連絡が間に合わず通所してしまうケースもある。それを防ぐため、前日の間にこれらすべてを調べて FAX で連絡するのに時間を要した。検査結果が出た後に保健所から連絡がくるが、保健所の実働人数はそれほど多いわけではなく、また、検査件数が多くなると結果が出るのに時間がかかる。その分、連絡待ちで法人指導課側の待機時間も長くなり、当初は係長級で対応し、深夜まで残っていたこともあった。保健所も大変なので、保健所に問い合わせるのもためらうほどの状況だった。

クレームや感染への不安、施設や関係者への風評被害などもあった。対象者が感染しても、入居施設や訪問系のサービスなどサービスをすべて止めるわけにはいかず、このサービス提供にあたるのも介護関係者なので、従事者は感染への恐怖があるばかりでなく、介護の仕事をしていると感染の危険性があるからと、従事者の家族が仕事をやめるように言うケースもあったと聞く。

一方、**障害福祉サービスの場合**は、施設で感染者が出たという保健所からの連絡を、法人指導課から北部障害者支援課・南部障害者支援課に転送する。介護のケアマネにあたる計画相談支援事業所の相談支援専門員がいるので、両課から相談支援専門員に連絡することになる。ただし尼崎市の場合、相談支援専門員の利用率は必ずしも高くなく、また相談支援専門員はサービスを受ける本人との接触頻度がケアマネほどは高くない。障害福祉サービスの利用者数は介護に比べて少なく、何かあったときに受け入れてくれる施設を探すなどのケアを行うケースワーカー的な役割の職員がいる。障害福祉サービスの通所者に感染者、もしくは濃厚接触の疑いがある対象者が出た場合、介護サービスのケースと同様通所を止める、他のサービスに切り替えるといった対応が必要となる。

また、衛生用品の配布については、令和 2 年度以降、マスクやガウンなど、足りないもの、

手に入らないものを施設等に運んだ。国から大量の物資が送られてくるので、開明庁舎 2 階の一室を置き場として確保した。本来は介護事業所が用意すべき用品であっても、入手しにくく、感染者が出たらすぐに必要というものを直接届けた。当初は市民等からの寄付などによる衛生用品等の配布を職員が直営で対応したが、特に手袋とマスクは全事業所に配るようにと国から大量に提供され、配布を事業者に委託し、対応した。

（令和 3 年度以降の状況）

令和 3 年度、保健所の事務職員 1 人が法人指導課に異動になり、保健所事務職員 1 名が派遣され、さらに法人指導課の職員全員が保健所との兼務となり、疫学調査に従事することになった。一般企業・在宅・医療機関の感染者は従来通り保健所が疫学調査を行い、介護施設・障害福祉施設・学校・保育所・幼稚園の感染に関する疫学調査はすべて法人指導課が担当することになった。

この結果、保健所が疫学調査を行っていた令和 2 年度に比べると、濃厚接触者の特定結果が早く把握できるようになった。しかし徐々に件数が多くなり対応できなくなったので、途中で学校と保育所は保健所に管轄を戻し、最終的には、教育委員会とこども青少年局保育児童部が疫学調査を行う体制になった。

これらの施設について、疫学調査としての施設からの聞き取り調査、PCR 検査の案内・検体回収及び衛生研究所への検体搬送、介護・障害福祉サービス施設等への衛生用品の配布などを法人指導課の職員全員が分担して実施した。そのうえで、濃厚接触者を特確定する積極的疫学調査を保健所から来た事務職員と保健所から法人指導課に異動となった事務職員の計 2 人が主として担当し、保健所へ報告していた。濃厚接触者の特定は、本来は保健所の責任において保健師等の専門職が実施すべき業務だったのではないかと考える。また、保健所との連携にも課題があった。加えて、課として通常業務を縮小しつつも、疫学調査の両方を担当しなければならなかった。他市では、保健所の指揮命令の下、応援業務と本来業務の日を分けるなどの工夫を行っていた。

なお、令和 3 年度以降は、法人指導課で積極的疫学調査を行う状況となったことで情報共有が緊密かつ迅速になるなどして通所サービスの利用を止めるようケアマネ事業所に連絡するケースは少なくなった。

令和 4 年度に入ると保健所から法人指導課への疫学調査職員の派遣は終了し、10 月には法人指導課職員の保健所兼職が解かれ、11 月から保健所本体が疫学調査を実施する体制に戻った。

（福祉サービスにおける感染症対応の特徴、問題点と課題）

福祉のサービスの場合、感染者が出た、濃厚接触者が出たからと言ってサービスを一律に止めることができない。

感染拡大を防ぐために通所を止めるとしても、サービスそのものを止めると生活できない人、場合によっては命を落とす人もあり、訪問サービスに移行するなどの措置が必要となる。家族全員が感染して入院し、要介護者だけ在宅というケースもある。介護従事者は訪問看護・介護を派遣する必要があるが、感染の危険性があるうえ、すでに訪問サービスを行っている対象者がおり、訪問先を追加するのが難しい場合も少なくない。

この点、ケアマネが調整を担当することになるが、その調整に苦労していた。介護従事者の

確保が一番大変で、訪問介護や訪問看護の事業所で構成された団体への介護者派遣要請を高年齢介護課・包括支援担当が行っていた。

保健所が施設の実態を的確に把握できていない部分があった。たとえば施設の感染対策・感染者への対応について、保健所からすれば施設には看護師もいれば嘱託医もいるので施設で対応できるのではないかという前提に立っていたように思うが、特養などは医療行為を行うことを前提とした施設ではないため、施設の看護師や嘱託医で対応できるわけではない。また、施設も多く感染者を出して職員配置もぎりぎりの状態だった。

感染者が複数であっても、何日も保健所から連絡が入っていないというケースもあった。疫学調査や感染防止のための施設内のゾーニングの助言なども、保健所から法人指導課に来た事務職員が担当しており、専門職による対応ではなかった。

介護や障害福祉の施設に対して、サービスを止めるよう伝える必要がある場合もあるが、法人指導課にはこれを止める法的根拠や権限はない。あくまで協力要請であり、停止する場合は施設側の自主的判断となる。こういったことも、本来保健所の権限のもとで実施すべきだったのではないかと考えられる。なお、学校の休校、クラス単位の閉鎖なども校長判断で行われていたが、これらも保健所の権限のもと、迅速に判断できる体制を整え、保護者にも早めに伝えるべきだったのではないかと考えられる。

5-2 北部福祉相談支援課

実施日時：令和5年（2023）11月17日13時～14時10分

場 所：尼崎市北部保健福祉センター

対 象 者：阿部真也^{しんや} 北部保健福祉センター北部福祉相談支援課係長
北部福祉相談支援課職員

テ ー マ：自立支援・給付金等の業務

対象者の当該期所属・職掌

阿部真也	令和2年度	健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課（一般職）
	令和3年度	健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課係長
	令和4年度	健康福祉局北部保健福祉センター北部福祉相談支援課係長
	令和2～4年度	北部福祉相談支援課職員 北部保健福祉センター北部福祉相談支援課 福祉職

【要約・ポイント】

1 コロナ期における自立支援業務の実情と課題

- (1) コロナ関連給付金業務にともなう相談件数の急増、長時間労働と過酷なクレーム対応
- (2) 自立支援の趣旨からの逸脱、現金給付をあたり前と考え求める相談者の増加
- (3) あるべき寄り添い型支援が不可能に給付と相談を区分する組織体制が本来必要

2 組織体制をめぐる教訓

- (1) 必要な専門性を備えた人材の配置、関係機関・部署との連携関係の日常的な構築
- (2) 組織としての支援体制と人的配慮がメンタル面での支えに

〔聞き取り記録〕

（令和 2 年 4 月以降の給付等に関する制度的変更・要件緩和と相談業務件数の増加）

阿部 新型コロナウイルス感染拡大にともなう緊急事態宣言が出た令和 2 年 4 月 7 日前後から、北部・南部の福祉相談支援課が所管する「しごと・くらしサポートセンター」の業務への影響が増大し、各種相談業務件数が増加した。しごと・くらしサポートセンター（福祉相談支援課）が受けるのは生活保護に至る手前段階の相談であり、生活保護は同じ保健福祉センター内の保護第 1 担当が担当する。相談件数はコロナ前と比較して現在も多く、令和 5 年度段階でコロナ前（令和元年）の約 1.8 倍である。

令和 2 年 4 月

○住居確保給付金 生活困窮者向け支援制度 求職活動を条件とする離職者への家賃補助
→ 要件を緩和しコロナの影響による減収者も対象に給付（全国的な制度上の緩和）
令和 2 年 4 月 20 日申込受付開始（全国一律）

○社会福祉協議会貸付（総合支援資金、緊急小口資金）→ 要件を緩和しコロナの影響による減収者も対象として特例貸付制度開始 令和 2 年 3 月 25 日申込受付開始（全国一律）

○これらの要件緩和の結果、新規相談件数増 令和元年 4 月 70 件 → 令和 2 年 4 月 872 件（ピーク、住居確保給付金に加えて通常の生活困窮者の相談など全相談の合計）

令和 2 年 5 月

○住居確保給付金申請件数増 令和元年 5 月 7 件 → 令和 2 年 5 月 137 件
申請件数増にともない、南北とも保健福祉センター内他課から応援職員数名配置、専任の会計年度任用職員配置（5 月以降順次配置）

令和 2 年 6 月

○住居確保給付金申請件数増 令和元年 6 月 8 件 → 令和 2 年 6 月 575 件（ピーク）

令和 3 年 2 月

○継続相談件数増 令和 2 年 2 月 656 件 → 令和 3 年 2 月 2,232 件（ピーク）

令和 3 年 7 月

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請受付開始（令和 3 年 7 月 5 日）
国の通達による新規制度 福祉相談支援課内に新たに事務局を設置
社会福祉協議会貸付終了者向け支援金 世帯あたり最大 10 万円を 3 か月支給

令和 3 年 12 月

○自立支援金再支給申請開始

令和 4 年 9 月

○社会福祉協議会特別貸付の新規申請受付終了

令和 4 年 12 月

○自立支援金支給および再支給申請受付終了

令和 5 年 3 月

○自立支援金制度終了

（住居確保給付金、自立支援金等の業務）

阿部 自立支援の窓口相談に来る人の年齢層は各年代に分散しており、40 代の方が比較的多

い。それが、コロナの影響で 20 代 30 代の相談が増加した。仕事探しのための相談も多く、ハローワークの場合と異なり発達障害やひきこもり、うまく人間関係が築けない、職場に定着できないといった課題を持つ人が多い。相談者に合う職場を探し、あるいは医療機関を紹介するなど寄り添って課題を見つけ、解決の方策を探していく支援になる。

コロナに対応して住居確保給付金の給付要件が緩和され、従来は離職して 2 年以内で求職活動をしている人限定だったのが、コロナにより減収となった人も対象になった。社会福祉協議会貸付（以下、「社協貸付」）も要件が緩和され、相談支援機関である市の窓口に来て自立に向けた活動をすることが条件になった。令和 2 年 4 月以降、これらの相談者が窓口に殺到した。

北部福祉相談支援課職員 住居確保給付金は、コロナに対応した要件緩和がその後廃止された部分と、一部の緩和要件がそのまま恒久化している部分がある。離職者に加えて収入減少者を対象とすることが特例ではなく制度化され、求職活動に加えて自営業者向けに商工会議所の経営相談を受けることでもよくなった。年齢要件も撤廃された。

コロナの時期は求職活動要件もはずされ、家賃補助だけの制度になっていた。

令和 3 年 7 月開始の自立支援金は、社協貸付では生活を立て直せなかった人向けの支援制度である。社協貸付を終了した対象世帯に対して、単身世帯に月額 6 万円、2 人世帯に月額 8 万円、3 人以上の世帯に月額 10 万円を給付する。家賃補助を行う住居確保給付金の制度を一部改変した、求職活動を条件に直接現金を給付する制度で、基本 3 か月、再支給があるので最長 6 か月の給付となる。

歴史博物館（藤本） コロナの期間中、国の制度による給付や支援が途切れることなく続いたということか。

北部福祉相談支援課職員 社協貸付は基本 3 か月、最長 12 か月なので、令和 3 年 7 月の自立支援金給付受付開始以前に社協貸付が終了し貸付も給付もない期間が続いた世帯のケースもあった。社協貸付の総合支援資金と緊急小口資金により、複数人世帯の場合最大 200 万円貸し付けており、国としてもこれ以上の貸付はできないということで、これを補うものとして自立支援金が制度化された。

（コロナ期における相談支援業務の変化）

阿部 コロナに対応する給付金等の支援メニュー拡充にともない、相談件数が増加したことに加えて、それまでとは異なる相談者が増えた。従来相談に来ていたのは、働く意欲があるが仕事が見つからない相談者である。これに対して自営業の人、1 人親方、スナック経営者の女性など、さまざまなタイプの相談者がコロナを機に押し寄せた。

一方、保護第 1 担当が担当する生活保護は、コロナ直後でも申請があまり増えなかったようだ。住居確保給付金や自立支援金といった現金給付制度があったので、それでしばらくは生活を維持していたと思われる。

北部福祉相談支援課職員 さまざまな支援制度のメニューを使い果たした相談者が多かった。コロナ後、自力で仕事を探す力や意欲よりも、むしろ給付金を探す方向に関心を向けているように感じられる人も少なくなかった。自営業者など、コロナのなか給付金で何とか生活を維持できた人が一定数いて、自立支援の基本であるところの自ら努力して仕事を探すということよりも、給付金受給の継続に関心が向いてしまい、別の給付金メニューの有無について尋ねてく

る人もいた。いまでも住居確保給付金の再給付はないのかといった問い合わせがある。

その一方で、収入が減り給付金を受給した後、生活保護には行かず生活を立て直した人も多く、体感として生活保護に移行した人の割合は少なかった印象。

歴史博物館（藤本） 求職者に仕事を紹介する際の受入れ先事業者開拓も職員が行うのか。

阿部 事業者開拓も職員が行う。

北部福祉相談支援課職員 紹介する仕事でいうと、市役所の会計年度任用職員（事務補助員）の需要が増えた。保健所など、コロナ関連で業務が増大した部署の募集が大幅に増加した。逆に減ったのは工事関係やタクシー事業者など。メインでやりとりしていた事業所で、受入れを中止した例は数件にとどまった。中止しても、コロナが収束したら受入れを再開してくれた。

一方相談者の側は、求職より現金給付を求める人が多かった。住居確保給付金給付は求職活動が要件なので、制度の趣旨やメリットを説明して求職活動をうながすと、申請をやめてしまう相談者もあった。

阿部 とにかく現金の給付を求める、という相談者が増えた。アウトリーチ支援といって、訪問して相談に乗る丁寧な支援がしごと・くらしサポートセンターの特徴なのだが、それができなくなった。

北部福祉相談支援課職員 新型コロナウイルス感染症がまん延して以降、助けてもらえるものだという感覚の相談者が多くなった。市としては自立支援金制度以前の現金給付は住居確保給付金しかないの、これ以上の相談は社協貸付を行う社会福祉協議会へと勧める。本当に困っている人であれば、生活保護や就労支援など他の制度を紹介する。しかし多くの方が、とにかくお金が欲しい、現金給付を受けてあたり前、コロナで困っているから助けてもらってあたり前という感じで、きつい口調で言ってくる人も多かった。給付金などに関する情報を共有するネットワークができ、この種の情報をまとめて掲載するウェブサイトや、発信拡散するユーチューバーも登場した。発信される情報が間違っている場合もあり、それを信じて言ってくる人への対応に苦慮した。

阿部 給付や支援は基本的に国の制度であり、この部分でコロナ関連の市独自の制度はない。

北部福祉相談支援課職員 国の制度に対応していくので精一杯だった。立て続けに事務連絡が来るので対応しきれないくらいだった。

阿部 ひきこもり相談は、令和元年度に比して令和 2 年度は半減した。コロナによる外出自粛のなか、外出しないことがあたり前になったためと考えられる。

北部福祉相談支援課職員 外出自粛によりまわりを気にせずによくなったというひきこもり当事者もいた。ひきこもり相談は両親や兄弟からが多く、経済面では困っていない家庭の場合が多い。コロナの期間は家にいた方がよいので、この時期に相談をしなくてもよいということだったようだ。

（コロナ期の自立支援業務を振り返って）

阿部 コロナの期間中、相談件数をさばくのに必死だった。本来は相談を聞いて課題を掘り下げていくべきなのだが、それができず、そのことで支援からこぼれ落ちた人もいたと思う。朝から晩まで仕事が終わらず、手一杯で対応できなかった。

北部福祉相談支援課職員 令和 2 年 4 月に給付金や社協貸付の制度改正があり、ゴールデン

ウィーク前、密になってはいけなはずの窓口に行列ができた。予約も一杯、電話も常にふさがっている状態だった。住居確保給付金も申請書 1 枚を提出すれば終わりではなく、収入減少に関する書類提出など必要書類数が多くなる。こうしてたまった書類をゴールデンウィーク中に処理し、やっと給付できた。

阿部 相談者に寄り添う伴走型が本来の支援のあり方なのだが、コロナ関連の給付金は書類を審査して処理する形。途中から会計年度任用職員を雇用し、他の相談業務と区分して実施するよう努めた。

北部福祉相談支援課職員 他市の場合、書類申請は郵送のみとするなど、簡易的な受付方式をとるケースもある。本市の場合は窓口への来訪受付、面談という方針であり、できるだけ状況を聞き取ることに努めた。他市と比較すると、可能な範囲で寄り添い型支援を行ったと言える。その結果、現在に至るまでつながりが継続している支援対象者もいる。ただし、窓口来訪が密の状況を作り出し、感染拡大のリスクになるという批判もあった。

自立支援金は、対象者が多すぎて窓口面談では対応しきれなくなり、フリーダイヤルを設ける等の工夫を行った。同じ相談者でも、面談と電話とでは対応がまったく違ってくる。電話の場合、相手がとにかく高圧的になったりする場合がある。支援していく上で、顔の見える関係性が重要と感じた。

阿部 組織として、相談と給付をわけて実施すべきだった。給付はとにかく審査して給付する、相談は時間をかけて行う。

市民対応の面で厳しい局面も多く、担当者はみなメンタルが強くなったと思う。

北部福祉相談支援課職員 めちゃくちゃに怒鳴られた。40 分間怒鳴る人もいた。窓口で執拗に苦情を申し立てる人や、市長室に苦情を言いに行く人もあり、メンタル面で鍛えられた。暴力団の関係者が申請してくるケースもあり、これは警察に照会をかけ、係長から不支給の連絡をしてもらった。

この業務は関係機関や庁内関係部署との連携が重要。住居確保給付金にしても自立支援金にしても、生活保護を受給していないことが要件なので、生活保護の担当者との連絡調整が必要になる。この点、情報を共有してスムーズに連携できたと思う。個人として、また組織として日常的に連携関係を構築し、顔が見える関係性を作っておくことが求められる。

阿部 情報共有と連携が重要。しごと・くらしサポートセンターの通常の相談は、生活保護や障害福祉、こども青少年分野や国民健康保険、住宅管理など、生活困窮者を拾いやすい部署からまわってくることが多い。コロナ関連の新規相談の場合は、新型コロナウイルス総合サポートセンターや保健所、貸付窓口である社会福祉協議会から紹介されて来るケースが多かった。窓口間のつながりがうまくいかず相談内容の伝達がなければ、次の窓口で再び一から聞くことになるので、相談を記録して共有し、対応するようにしていた。

北部福祉相談支援課職員 コロナの期間は、しごと・くらしサポートセンターに相談を回してくる窓口がしばられた感じだった。税や国保よりも、社会福祉協議会や新型コロナウイルス総合サポートセンターから相談が回ってくるが多かった。このほか、住宅ローンを払えなくなったということで金融機関から、あるいは集合住宅の管理会社から紹介されてきた人もあった。家主からの問い合わせもあり、給付の可否についてアドバイスしたりした。

(自立支援業務の専門性、専門職と一般職)

歴史博物館(辻川)業務の専門性、専門職やスペシャリストの育成配置について聞きたい。

北部福祉相談支援課職員 専門職(福祉職)職員として在籍6年目。令和元年度まで南部福祉相談支援課、令和2年度から北部福祉相談支援課で勤務している。福祉職の職員は北部に2人配置されており、南部には配置されていない。社会福祉士または精神保健福祉士の資格保有が要件となる。

阿部 事務職として福祉相談支援課に7年間在籍しており、令和3年度から係長。

北部福祉相談支援課職員 自立支援業務の分野の専門職配置には一長一短があると考えられる。委託でまかなう方法もある。福祉事務所がある自治体の7割程度が、この業務を全部、もしくは一部委託して実施している。

一般行政職・正規職員が自立支援の相談業務を担当している中核市は尼崎市ぐらいである。会計年度任用職員ではない正規の一般職が担当することで、生活保護へのつなぎなど横の連携がとりやすく、また相談支援員が上司に対して相談内容をスムーズにあげていくことができるといったメリットがある。

委託や会計年度任用職員配置により、スペシャリストが配置され支援が進む側面もあるが、低賃金になり雇用面で人が集まりにくく、結果として人が配置できず支援が滞る自治体の事例もある。

他市の例を聞くなか、正規職員を配置する尼崎市の体制でコロナに臨むことができよかったですと考えている。生活保護の制度にくわしいだけではだめで、ある程度の期間配置して経験を積み重ね、チームとして支援を工夫していく分野になる。正規職員を相談支援員として配置する形がよいと思う。

阿部 生活保護の場合、制度に当てはめて受給するしないが決まるが、自立支援は制度に当てはめるといふより他のメニューや制度につなぎ連携していく点に特徴があり、ゼネラリスト向け業務の部分もある。

なお、就労自立支援については会計年度任用職員を配置している。企業との関係構築、ひきこもりの相談者に長期間寄り添い支援を行う必要性など、一定年数の期間配置して職務にあたる必要がある。

北部福祉相談支援課職員 何を担当するのかわかりにくい職務なので、会計年度任用職員の場合職務設定が難しい。多種多様な相談対応があるので。

(メンタルケア)

人材育成担当(小島) ^{こばたけ}怒鳴られたり長時間労働もあり、それが長期間続くなか、メンタルの部分でどのようにして乗り越えることができたのか。

阿部 職場の人間関係が良かった。ただしその一方でメンタルケアが難しく、長期休職者が出る職場ではある。

北部福祉相談支援課職員 人員配置の面で局内外からの支援があった。多少遅かったものの、コロナに対応する組織体制を作ってもらえたことがメンタル面の支えになった。相談支援は孤独な業務だが、組織が広く目配りして助けてもらったと思う。所長も気にかけて見てくれた。ただし、心身の面でダウンした職員も多い。

6 保健局

6-1 保健部

実施日時：令和5年（2023）10月18日15時～17時30分

場 所：尼崎市保健所

対 象 者：ワクチン担当係長

感染症対策従事係長

保健所感染症対策担当係長

テ ー マ：ワクチン接種業務 保健師の業務 保健所の感染症対策対応及び体制

各対象者の当該期所属・職掌

ワクチン担当係長	令和2年度 総合政策局武庫地域課 令和3年1月から健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室新型コロナウイルス感染症対策支援第一担当兼職（一般職）
	令和3年度 武庫地域課との兼職がはずれる
	令和4年度 保健所新型コロナウイルスワクチン担当（一般職）
感染症対策従事係長	令和2～4年度 感染症対策業務を担当
感染症対策担当係長	令和2年度 健康福祉局南部保健福祉センター南部地域保健課係長
	令和3年度 健康福祉局北部保健福祉センター北部地域保健課係長
	令和4年度 保健担当局保健部（保健所）感染症対策担当係長

〔要約・ポイント〕

1 接種会場設置の経験

公共・民間の会場確保、大規模会場設置・運営、バス運行などの機動的対応

2 非常時・緊急時の組織・人材の課題・教訓

(1) 場当たり配置の弊害 必要な部署に必要な人員を固定配置することが重要

(2) 緊急事態に対応できる職員の育成・配置

(3) ITに強い人材の育成

3 保健師（専門職）の配置と応援体制をめぐる課題

(1) コアメンバーへの業務負担の集中

(2) 代替のきかない専門職としての特性に応じた育成・配置・応援体制構築

（兼職の場合、休止できない本来業務をどうするか）

(3) 欠員の常態化など、平常時を含めた育成・配置・処遇をめぐる組織的課題の把握と改善

〔聞き取り記録／ワクチン接種業務〕

ワクチン担当係長（ワクチン業務の組織立ち上げ、接種会場の確保）ワクチン業務として、次の11項目があった。

ワクチン業務 (1)接種券の印刷・発送 (2)ワクチンの配送管理（個別接種・優先接種・職域接種）(3)接種記録の管理（システム管理）(4)接種費用支払い・医療機関との集合契約 (5)コールセンターの運営管理 (6)集団接種（予約システムの保守管理）(7)施設接種

(8)健康被害調査 (9)接種証明書の発行 (10)医療機関への補助金 (11)予算・庶務

どの自治体も初めての業務で、国から順番に指示が来るのではなく、全体像が示され自治体の裁量で予算付けしてプランを作っていた。令和3年1月にワクチン接種業務を担当する新型コロナウイルス感染症対策室の組織を立ち上げた。当初は課長を含めて6人体制で課長以外は他部署との兼職、実質は課長を含む5人で業務を回していた。

集団接種の会場を市内のどこに設けるかということで、生涯学習プラザ、ベイコム総合体育館、総合文化センター、保健所などの公共施設を中心に当たっていった。すでに利用予約が入っている施設もあり、調整が必要で、施設側からはどの程度の広さが必要なのかといった質問を受けた。1回目接種の後、3週間後の2回目接種用に同じ会場が確保できるのか、別会場での接種となるのかなど、調整が大変だった。

グンゼタウンセンターつかしんやイオン尼崎店、ヤンマーフィールドアマガサキといった民間施設についても、利便性やアクセスも含めて考慮しつつ候補をあげ、会場借用を交渉した。この場合、先方が気にするのは借用期間と金額だった。例えば、3か月貸して欲しいと言うと、その間に大きなテナントが入るケースもあるので、短い期間では貸せないという施設もあった。ワクチン接種の重要性についてはどの施設も理解してくれていて、その上で貸す貸さないの判断は各企業の窓口ではなく上層部がすることになる。

このような交渉を経て、公共・民間合わせて30程度の会場を確保した。なかでもベイコム総合体育館は、1日約2千人接種可能という最大規模の会場だった。令和3年5月24日開始の高齢者ワクチン接種について、7月31日までに2回目まで終わらせるというのが国の方針で、このためには2千人規模の会場が必要だった。兵庫県が設けた会場が1日千人規模で、他自治体で2千人規模の会場を設けた例はなかったと思われる。大規模イベントの実績がある事業者に委託したことで、致命的な問題が起こることなく実施することができた。

感染症対策従事係長（接種会場へのバス運行） ベイコム総合体育館での集団接種人数が最も多いが、この会場はアクセスがよくないので、市内6地区からバスを走らせることとし、阪神バスと交渉した。既存のバス停を使うのが効率がよいが、一般のバス利用との調整が必要となる。考慮の結果、各地区2か所のバス停を選定して阪神バスに提案した。バス停での乗車受付、接種にあたり持参を要する書類の確認、検温をシルバー人材センターにやってもらった。バス利用についての苦情等は特になかった。観光バスの方が乗車人員が多いということで使用したところ、車椅子の方が乗車できず、超過人数用に用意していたマイクロバスに乗ってもらったケースがあった。

ワクチン担当係長 ベイコム総合体育館へのバス運行は令和3年6~7月の2か月間、週2日、水曜日・木曜日に設定し、この日はこの地区からバス運行という形をとった。ベイコム体育館では約16,000人が2回ずつ、計約32,000回接種したことになる。このうち、バスを利用して接種したのは、全体の2割程度だったかと思われる。また、尼崎市総合文化センターを会場とする接種について、総文だけでは予約人数が収まらず、国道2号をはさんだ位置にある中小企業センターやJR尼崎駅に近いヤンマースフィールドアマガサキの併設体育館と会場を併用した時期があった。このときは、阪神尼崎から体育館までバスを運行した。

歴史博物館（藤本） 接種予約が取りにくい、取れないということがあったがこの点はどうか。

ワクチン担当係長（ワクチン接種をめぐる問題点と課題） 高齢者の集団接種予約受付について、当初はネット予約と電話予約の方法を用意した。事業者と相談して十分な回線のキャパを確保したはずだったが、実際にはどちらも回線がパンクしてしまった。6地区の各地域課の協力を得て、各生涯学習プラザに地域窓口を設けて予約を受け付けたが、受付日前夜から待つ人が出るなど行列ができ、人が密になってしまう場面もあった。この方法もやはり回線がふさがりアクセスしづらくなり、結局窓口で紙で受け付けた。どの会場での接種を希望するのか、第3希望まで書いてもらい、それを市の側で登録するアナログ方式とせざるを得なくなるなど、さまざまな部分で反省点があった。

歴史博物館（辻川） 接種会場で接種する、医療資格を持つ人材の確保は問題なくできたのか。

ワクチン担当係長 医療従事者の確保が難しいという初期の報道もあり、紹介機関に早めに要請した。ふたを開けてみると、人材が集まりすぎた傾向があったぐらいで、接種できる人員が足りなくなるということにはなかった。ただ、寄せ集めの医療従事者であるため、質の担保が大変であった。保健所職員がワクチンの取り扱いや接種業務のノウハウを熟知した上で事故を防ぐために細心の注意を払って現場運営し、問題ある医療従事者は派遣元会社と調整して手配しないよう連絡するなど、安定運営のために終日ワクチン以外のところにも目を配っていた。

歴史博物館（辻川） 市民とのやりとりや苦情、副作用を恐れ接種しない人の問題はどうか。

ワクチン担当係長 集団接種会場ではさまざまな市民意見をお聞きすることになり苦労した。

ワクチンを打つ打たないは、最終的にその人個人の意思によるものという前提で、ワクチン接種推進を広報した。未接種の人には接種を勧奨する内容の文書を案内とともに送付するなど工夫を行った。各医療機関には、保健所が作ったポスターを貼ってもらった。

感染症対策従事係長 マスクの一律着用に疑問を呈する主張の団体が秘書課に来たと聞いているが、保健所にはそういう団体は来ず、直接苦情を言ってくる人もいなかった。電話での苦情はあったが、市民との関係や苦情という点で、保健所は意外と落ち着いた状況だった。

歴史博物館（辻川） 医療機関との関係についてはどうか。

ワクチン担当係長 接種を開始した当初はワクチンの供給が少なく、個別接種を行う医療機関に十分供給することができなかった。医師会を通じて接種に協力してもらえよう働きかけたが、対応できないという機関もあった。それでも最大約300機関の協力を得られるようになり、そのおかげで大規模接種会場での接種をしなくてすんでいる。とはいえ、かかりつけ医がないが接種したいという人もいるわけで、5回目接種までは尼崎市として接種会場を用意した。

歴史博物館（藤本・辻川） 全体をふりかえってのポイントや今後活かせる教訓はあるか。

ワクチン担当係長（非常時の組織体制のあり方、求められる人材） 初期の対応については、あまりうまくいったことがない。今後の教訓としては、デジタルに強い人材を育成配置すべきだと思う。システムについて、いろいろと調べて仕様書を作っても内容的に足りなかったりする。やるべきことが山積みで、何をどう事業者と相談したらよいのかもわからない。知識があり、事業者とやりとりできる、そういう人材が必要。

また、ワクチン担当は急に設けられた組織だったため、業務を進める上ではがゆい部分もあった。令和3年1月から始まり、令和4年にかけてたびたび人事を発令して人を集め、そのつど業務について説明することになるが、その手間と時間が無駄。最初から人員をはりつけて

継続的に配置しておけば、そういう弊害を防げた。

業務の引き継ぎが急に必要になる場合があるということを念頭において、自身が担当している業務の見える化、いつでも引き継げるような工夫をしておくべきだと思う。マニュアル化・見える化の工夫が全庁的に広がれば、臨時的組織立ち上げの際に混乱が少なくなる。とはいえ、自身もコロナの経験を振り返ってのマニュアル作りなどは、業務量が膨大なうえに担当者が頻繁に変わるなかで引継ができていないところもあり、全部は着手できていない。

感染症対策従事係長 組織体制のあり方については同感。兼職で配置される職員の調整などを担当したが、長期に人をはりつけておけば、もっと業務がうまくいったと思う。また、緊急事態において臨時的に必要とされる組織には、それに対応できる能力の人を持ってきて欲しい。この職員はいらないと元の職場に返した例もあった。そういうやりとりをすることの無駄も省けるし、現場職員の超過負担も軽減することができたはずで、何より、保健所職員のモチベーションを下げるような配置はするべきでない。

緊急事態の現場には、それに見合った人の配置の仕方が必要だし、仕事そのものも前例主義では対応できない。まったく新しいことを求められても対応できる、そういう職員になっていく必要があると思う。

〔聞き取り記録／保健師の業務〕

感染症対策担当係長（新型コロナウイルス感染拡大期の保健師業務） 感染症の場合、発生届をまず受け取るのが保健師に仕事になる。新型コロナウイルス感染が始まり、24 時間体制の健康ダイヤルの設置や、市民向けの情報提供から対応を開始していった。保健所だけでは人数が足りないということで、令和2年3月頃から応援体制を取った。夜間の相談には管理職が入る形。しかしこの頃は、こういった対応が必要な状態はすぐに終わると思っていた。

感染症に対応する保健所の感染症対策担当は、係長 1、職員 2～3 人の体制で、土日も出ていた。すべての窓口が感染症対策担当に集中し、初期の最も厳しい時期の対応を迫られた。何をしてもよいかかわらず、市民からは厳しい声が寄せられ、応援メンバーへの対応もしなければならず、すべてを引き受けてしんどい状況だった。夜間だけでも他の人が入るとか、そういう対応があればよかった。そのうち、尼崎市内でも感染が発生し、県立尼崎医療総合センターへの入院となる。最初の 1、2 例からだんだんと数が増えてくると、入院先や搬送の調整もしなければならなくなる。24 時間相談も続いているわけで、感染症対策担当は本当に大変だったと思う。その当時のメンバーはその後他の部署に異動し、退職した人もいるが、みな当時のことを振り返りたくない、思い出すのもいやだと言っている。それくらい、過緊張状態のなかでの対応をせざるを得なかった。今晚は何とか大丈夫だけど明日の朝死んでしまうかもしれないと思える患者さんを抱えての仕事は帰宅しても休めなかったはずだ。

保健所が感染症に対応し、事務方の応援が入った。当初は事務方の応援も保健師がフォローしていた。医師会と協力して検査外来を作ったが、外来担当は保健師の仕事。外回りも保健師の仕事になる。ワクチン集団接種が始まると、集団会場に保健師が執務した。感染が疑われる人はすぐ救急を呼び、その入院調整もしなければならぬ。電話による疫学調査※の聞き取りを行い、その後一定期間毎日電話をかけての健康観察も保健師がしなければならず、それらをま

とめて報告する必要がある。4波5波6波と感染が拡大した時期には、感染症対策担当は毎日夜中の2時3時頃まで残業、何とか帰宅して家事をすませ、また朝出勤するような状態だった。同じ局内組織の北部地域保健課・南部地域保健課の保健師が応援に入ったが、それぞれの担当地域での本来業務もあり、コアメンバーと同等に新型コロナ対応にあたる形にはならず、コアメンバーは長期間休みなしの状態が続いた。最初から3交替体制をとっていただろう。

以上のような反省に立って、令和4年度以降はメンバーが総入れ替えとなったことで、メンバー丸となって何が何だか分からないまま全力で走った印象。定期的に休む体制を心がけたが、とにかくやるしかないことばかりで休めた記憶がない。また現在策定中の、感染症等の予防計画のなかで、人材育成や、保健師であれば誰もが同等の対応ができるようにしていくことが重要であることを謳っている。また、有事に備え通常時から医師会をはじめ感染症指定医療機関である県立尼崎医療総合センター、消防との連携・情報共有、国・県・市の連携等も欠かせない。保健所の体制、保健師の体制を振り返り見直す必要があると思う。個人ではなく組織として、保健所だけではなく尼崎市として取り組むべき課題であると実感している。

※ **疫学調査** 発生届を確認して本人に連絡（電話、面談等）し、臨床情報の整理・記録、発症前・発症後の行動確認と記録、感染源・経路の推定、クラスターの確認、濃厚接触者の確認と追跡調査を行う。

【聞き取り記録／保健所の感染症対策対応及び体制】

感染症対策従事係長（保健所の対応と応援体制） 新型コロナウイルス感染症の国内感染が始まり、令和2年2月から当面の間24時間の相談体制を取った。当初は診療する医療機関が少なく、また本市は市民病院がないので臨時診療所を立ち上げた（旧口腔衛生センター跡、令和2年4月16日～令和3年3月31日）。その後医療機関の協力を得られるようになった。

2波、3波と被検査者が増え、行政検査を民間委託で行えるようになった。また、県より早く市医師会と連携して往診体制を確立した（県は尼崎市を参考に第3波頃から）。第5波以降、自宅療養者が増え、配食やパルスオキシメーター貸し出しも県の供給量では足りず、独自に始めた。

感染が拡大するにつれて業務が増え、これに対応して感染症対策の体制を作っていった。4波、5波となると保健所だけでは対応できなくなった。軽症でも、感染者に電話して疫学調査を行う必要がある。行動調査を行い、濃厚接触者を確認するための調査で、対象者1人あたり30分、ていねいにやれば1時間かかるケースもあり人手が足りない。このため、5波開始頃から庁内応援体制をとり、6波のピーク時には1日あたり93人が疫学調査にあたり電話する体制をとった。この頃から、事務職でも対応できる層があることがわかってきたので、高齢者など支援が必要な人に限って電話をかけ保健師が対応、軽症者等は事務職が聞き取りをするとともに、聞き取り項目の簡素化を図った。第7波からは、さらに増加する感染者に備え、軽症者等にはショートメールで療養に必要な情報を提供するようにした。

（**電子化、キントーンの活用**）なお、第5波まで保健所の業務は基本すべて紙ベースだった。医師会側が電子化に対応できず、医療機関からの届け出はすべてFAXだった（今なおFAX）。国が新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムHER-SYS（ハーシス）を作り、医療機関が直接これに入力する想定だったが、入力してもらえず、FAXで受け取った情報を手

作業で HER-SYS に入力した。HER-SYS は全国レベルのデータベースなので、重すぎて動かないなど使い勝手が悪い部分もあった。そこで第 6 波以降は kintone（キントーン、クラウド型業務アプリ開発サービス）を活用して情報をデータ化し、HER-SYS に流し込むようにした。

歴史博物館（藤本） 本市が中核市として保健所を持っていたことの強みは何か。

感染症対策従事係長（保健所を持つ自治体の強み） 保健所がない自治体がどういう状況だったのか、感染者の情報が得られなかったのかといったことについてはわからない。市として判断して独自の支援策を実施できたことがメリットだったと考えられる。中核市でも、自治体によって部分的に対応が異なる。

感染症対策従事係長（保健師の応援体制及び育成・配置・処遇をめぐる組織的課題） 当時の健康福祉局で保健師が配置されているのは、疾病対策課、感染症対策担当、健康増進課、健康支援推進担当、北部地域保健課、南部地域保健課の 6 課になる。感染症対策担当が新型コロナウイルス感染症対応を担うなか、その業務に対して応援の保健師が入りきれなかった部分があり、この点がコアメンバーへの過剰な負担集中につながった。北部保健地域課・南部地域保健課の保健業務を止めないまま、所属する保健師が応援に入った。止められる業務は止めるようにとの通知も出していたのだが、結局新型コロナ対応をしながら地域の保健業務にも従事する形となり、コアメンバーと同レベルで新型コロナ対応に専念することにはならなかった。

さらに、保健師の配置をめぐる本市の実情として、北部・南部とも恒常的に欠員が出ている。募集してもなかなか埋まらず、人が入ってこない一方でやめていく人もある。昨今は、子ども関連の施策の必要上、保健師が必要とされる業務は増えるという課題を抱えている。

歴史博物館（辻川） 保健師は正規採用か、会計年度職員もいるのか。

感染症対策従事係長 正規・会計年度の両方の保健師が配置されており、正規で対応する業務と会計年度で対応できる業務を区分して担当している。

6-2 衛生研究所

実施日時：令和 5 年（2023）10 月 20 日 10 時～11 時

場 所：尼崎市立衛生研究所

対 象 者：衛生研究所感染症制御担当課長補佐

衛生研究所微生物管理担当係長

感染症対策従事係長

テ ー マ：感染症に関する検査業務

各対象者の当該期所属・職掌

（保健部衛生研究所の所属：令和 2・3 年度健康福祉局、令和 4 年度保健担当局）

感染症制御担当課長補佐 令和 2 年度 健康福祉局保健部（保健所）生活衛生課課長補佐
保健所内の新型コロナ対応応援業務従事

令和 3・4 年度 保健部衛生研究所感染症制御担当課長補佐

微生物管理担当係長 令和 2～4 年度 保健部衛生研究所微生物管理担当係長

感染症対策従事係長 令和 2～4 年度 感染症対策業務を担当

〔要約・ポイント〕

1 検査業務

衛研組織内の効果的な応援体制と機器整備により、増大する検査件数を処理できた。

2 検体搬送

事務職動員により対応。職員の過剰負担に加えて感染の危険性もあった点が改善を要すると考えられる。

3 衛研、環境衛生職の新型コロナ対応をめぐる教訓と課題

- (1) 高い専門性と士気・責任感を併せ持つ専門職の計画的育成・配置の重要性
- (2) 緊急時の応援協力体制を可能とする、日常における組織内・係間の情報共有、意思疎通
- (3) 職場の同僚や他の部署の職員をリスペクトするマインドの大切さ

〔聞き取り記録〕

感染症制御担当課長補佐（新型コロナ対応における衛生研究所の役割、検査業務の実情） 保健所の感染症対策担当から行政検査の依頼を受け、迅速かつ正確に検査して結果を報告することで、感染拡大防止の一助とすることが、新型コロナウイルス感染拡大期における衛生研究所の役割となる。初期は衛研しか PCR 検査を実施できず、1 日数件の検査数からスタートした。機器 1 台 1 回転あたり 22 件まで検査を行い、機器と回転数を増やし、1 日 22 件、44 件、88 件と検査件数を増やしていった。オミクロン株が出てきた第 6 波の頃には、求められる検査件数に対応して、毎日スピーディに 88 件を検査し、結果を報告した。

歴史博物館（藤本） 衛生研究所を持たない自治体、例えば西宮市の場合はどうしていたのか。

感染症制御担当課長補佐 当初は県に検査を依頼し、徐々に市でもできるようにしていったのではないかと思う。

歴史博物館（藤本） 最初の検査要請、1 件目の感染事例について聞きたい。

感染症制御担当課長補佐 自身はその当時は衛研にいなかったが、最初の検査は令和 2 年 2 月 3 日頃。しばらくは陰性が続き、3 月 10 日に最初の陽性が出た。とうとう出たなという感じだったと思う。1 例目の検査は、いわゆる PCR 検査を行った上で、さらに確定検査を行うという二段階で。PCR 検査の結果等を国に確認してもらい、夜中の 1 時頃に保健所に報告した。

微生物管理担当係長 私は当時微生物管理担当だったので、隣の感染症制御担当が夜遅くまで残って検査結果を出し、保健所や国に報告してから帰る様子を知っている。

感染症制御担当課長補佐 2 例目以降は一段階の PCR 検査でよいということになった。この場合は 5～6 時間で終わる。その後は検査数がどんどん増えていった。感染者数はまだ少なかったが、さらに増えるという予想のもと、令和 2 年度から機器を整備し、PCR 検査機 2 台を 2 回転させて安定的に 1 日 88 件の検査が可能となった。

令和 2 年度の終わり頃、変異株のスクリーニング検査の話が出てきた。コロナウイルスは 2 週間に 1 回変異すると言われている。この当時、武漢株、あるいは国名を付けてイギリス株などといった呼び名があった。変異株の検査を始め、従来株とアルファ株やデルタ株といった変異株を区別する。デルタは重篤化しやすいと問題になった。株が置き換わっていく様子がわかった。衛研の検査が、市内の検査全体のうちどれくらいを占めたのかはわからない。

感染症対策従事係長 民間のさまざまな機関で PCR 検査を行うようになって以降については、市内の検査総数を把握していない。

感染症制御担当課長補佐（応援体制、職員の業務負担） 新型コロナウイルスがどういうものなのかかわからず、死亡例もあるということで、慎重な検体の取り扱いをしていた。衛研職員として、検査要請に慎重かつ迅速に対応しようということだった。スタート時には、感染症制御担当の 3 人が担当した。

微生物管理担当係長 その後、微生物管理担当の検査員 3 人が応援に入った。

感染症制御担当課長補佐 所内の他の係や他課からも応援が入り、最終的に 8 人体制になった。要請を受けた検査はその日のうちに結果を出すということで、各波の拡大期は毎晩夜 8 時から 10、11 時頃まで作業していた。1 日 88 件の検査をこなした上で検査成績書を作成して保健所に報告する。陽性が出た場合、感染者の行動制限につながるわけで、特に慎重に結果を確認し成績書を作成する必要がある。令和 3 年末以降のオミクロン株が出てきた時期は、検査数も多く、毎晩夜遅くまでの勤務となった。もっとも、検査数が少なかった最初の頃は検査時間が短くて済んでいたということではなく、長時間勤務の時期が長く続き、検査員の体が持つかどうか心配だった。

（検体搬送業務の実際） 検体は、保健所等の職員が家庭や施設から運んでくる。衛研は複合施設の 5 階にあるので、地下の駐車場に公用車で入庫してもらい、駐車場において検体受け渡しを済ませた後、検体受け取り者と複合施設利用者など第三者が接触しないよう階段を使って 5 階まで運んでいた。検体の状態はさまざまで、検査にふさわしくない状態のものもあり、注意を要した。衛研施設内に持ち込むと、陰圧キャビネットに入れての検体確認作業となる。検体の量が足りず再採取が必要になる場合もある。さみだれ式に運び込まれる検体が 22 個貯まるのを待って、分析機器にかけるという作業の繰り返しだった。

感染症対策従事係長 検体の受け取り・搬送は事務職でもできるということで、自分もよく運んでいた。土日も含めて、朝出勤すると、20 人分くらいの検査対象リストが用意されている。それを持って、普通の公用車で濃厚接触者の所へ検体を受け取りに行く。路上駐車するわけにいかず運転手役が必要ということで、受け渡し役と 2 人 1 組で行動した。検体は対象者が口中で転がした綿を容器に入れたもので、それを衛研に搬入した。防護服などはなく、マスク、手袋という装備で、メガネがあったかどうか。そんな具合なので、感染の可能性もあり覚悟していた。

歴史博物館（辻川） 衛研の組織体制と業務はどのようなものか。

感染症制御担当課長補佐（衛研の組織体制と業務） 技術職の所長のもと、3 つの係がある。微生物管理担当が 5 人（技術職 4 人）、この係が庶務も担当する。感染症制御担当 3 人と生活環境科学担当 10 人は全員技術職。これらのうち 5 人が会計年度任用職員で他は正規職員。生活環境科学担当は、保健所からの依頼による食品検査やプール水検査、環境保全課からの依頼による工場排水調査やアスベスト調査、市民・事業者からの依頼による有料検査（プール、風呂、施設・店舗等の水質検査、給食食材の農薬検査）等を所管している。

微生物管理担当係長 環境衛生職の専門職員は特定の資格を持つ職員ということではなくて、理系の大学卒者、薬剤師資格や獣医師資格保有者などを採用し、職場で検査経験を積ませて育成

している。

歴史博物館（藤本・辻川） 新型コロナ対応を振り返って、今後の教訓とすべき点は何か。

感染症制御担当課長補佐（専門職員育成・配置の重要性） 衛研のなかで、検査にかかる応援体制編成に早期から取り組んだ。そういう対応ができるよう、平時から検査を担当できる技術職＝環境衛生職を養成しておくことが重要。本市の環境衛生職は、衛研以外に保健所の生活衛生課や保健企画課、経済環境局環境部などに異動する場合があるが、検査員として検査のことを深く知り、手技を磨く必要があり、短いサイクルでの異動は避ける必要がある。一朝一夕で正確な検査ができるようになるわけではなく、また過去の感染症などを経験した人材がいないと対応できない場合もあるので、長く同じ部署に所属する職員が必要になる。感染症の場合、検査結果が個人の行動制限につながる。どの検査も同様であるが行政検査は決して間違っはならない。

また、新たな機器も出てくるので、これらを導入し操作に慣れておく必要がある。試薬についても、今回のように世界的な感染流行の場合海外製のものもあり、あれがないこれがないと業者さんに探してもらうこともあった。試薬の流通にも目を光らせ、常にストックを持っておくことが必要と思う。

微生物管理担当係長 一つの係だけでは対応しきれない場合、応援が必要となる。係や担当によって、機械が異なり検査方法も異なる。そんななかでも応援体制に入れるよう、まわりの仕事や状況をよく知っておくことが大切だと感じる。

人材育成担当（小畠^{こばたけ}） コロナ対応の業務のしんどさ、という点ではどうだったか。

感染症制御担当課長補佐（専門職の使命感、なぜ頑張れたのか） 保健所の方がもっとしんどいことは承知しており、検体を搬入する担当者も疲弊していた。それにこたえて検査を行い、結果を返さないといけないという部分が、メンタルが折れなかった要因だったと思っている。

感染症対策従事係長 環境衛生職の仕事は、事務職をかき集めても代わりにはなれない。衛研が倒れたらどうする、といった不安は常にあった。

微生物管理担当係長 当時、検査員が検査に追われる夢を見たというのを聞いた。体調を崩せない、コロナに感染することもできないというプレッシャーを感じていた。

感染症制御担当課長補佐 家庭内感染については致し方ないが、職場での感染は絶対に起こらないよう、みな注意していた。会食を避ける、検温や体調管理といったことも徹底していた。

6-3 感染症対策担当業務従事係長（当時）

実施日時：令和6年（2024）5月24日10時～12時

場 所：尼崎市北部保健福祉センター

対 象 者：中いづみ（福祉局北部保健福祉センター北部地域保健課長）

同席 曾田研之介（総合政策局政策部都市政策課長）

テ ー マ：保健所の感染症対応について

各対象者の当該期所属・職掌

中いづみ 令和元・2年度 健康福祉局保健部健康増進課係長

（令和2年度 疾病対策課（感染症対策担当コロナ推進担当）係長兼職）

	令和 3 年度	健康福祉局保健部疾病対策課（同上）係長
	令和 4 年度	健康福祉局南部保健福祉センター南部地域保健課長
曾田研之介	令和元～3 年度	総合政策局企画管理課係長
	（令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症対策調整担当係長兼職）
	令和 4 年度	総合政策局文化振興課長

〔要約・ポイント〕

1 流行波・時期により異なる感染症対策業務の困難

- (1) 最も困難だった第 2 波の時期 = 受入医療機関不足、検査機関不足をはじめ、総じて投入できる社会資源の不足、感染者 1 人 1 人を深掘りする国方針の弊害
- (2) 第 3 波・第 4 波 = 増大する感染者・濃厚接触者、追い付かない受診調整、新たな陽性者発生、クレームという悪循環、硬直した国対応方針の継続
- (3) 第 5 波以降 = 高齢者・要介護者感染の増加、遠隔地への入院をめぐる問題等

2 感染症対策実施上の問題点と課題

- (1) 平時の意思決定ラインによる判断・意思決定 = 全体を俯瞰・統括するチームやリーダーシップが必要だったのではないか
- (2) 緊急時に通常モードの対応が続く = 入らない災害モードスイッチ、遅れる応援体制
- (3) 本市の組織作り上の課題、他市との比較

〔聞き取り記録〕

（初期の感染症対策業務）

中 第 1 波から第 6 波の途中まで、感染症対策の業務に関わった。令和 2 年度までは健康増進課に所属し、第 1～2 波の時期は事務従事により応援業務にあたり、第 3 波の時期に兼職辞令が出た。第 4 波の途中、令和 3 年度に正式に異動した。

最初の時期、事務従事による応援に入り、事業所や保育所などに感染者が出た場合に感染拡大防止対策の状況確認と指導、濃厚接触者の確定を行う疫学調査に従事した。応援業務に従事しながら、保健所本体を遠目に見て、大変そうだと思っていた。この当時、新型コロナウイルスがどういうものなのかわからず、国の出す指針や県の方針も次々と変化し、市としてこれらの変化に対応してスピーディに動くことが求められた。これについて、誰がリーダーとなって判断し指揮するのかが問われた。保健所長がリーダーシップをとるべきなのだが、現実には保健所の課長クラスなどが判断を迫られ、平常業務（結核、突発する感染症対応、検査・相談業務など）をこなしながら平時の意思決定ラインでものごとを決めていた。

新型コロナに先立つ同様の事例として、平成 21 年（2009）の新型インフルエンザ流行がある。このときは半年ほどで収束した。コロナについても、当初は同じくらいの期間で終わるのではないかという楽観的な見方もあり、そういう見通しのもと国・県からの指示をこなしていくという感じだった。

（最も困難だった第 2 波の時期）

中 ウイルスの特性があきらかになるにつれて、国の方針も変わってくる。対応の負担が最も重くしんどかったのは第 2 波の時期、令和 2 年の 8 月頃だったと思う。もっと後の時期の方が

感染者数は多かったが、その時期には社会全体として感染症を受け入れながら生活しており、どの医療機関も陽性者を受け入れてくれるようになっていた。第 2 波の時期は受け入れない医療機関が多く、医療の確保そのものがおぼろしくかった。感染の疑いがあっても診てくれる医療機関がなく、この点についての保健所へのクレームも多かった。

また、この時期は陽性者は原則として入院という方針で、県が入院調整を行うが、県も十分に入院病床を確保できているわけではない。感染者が出た場合、家族も早く入院させたいと考えるが、その入院先がなかなか決まらず、そのことについてのクレームが保健所に来る。クレーム対応に追われ、本来集中すべき感染症対策の業務に時間を割けないという事態となった。

市立病院があればそこに感染症病床を確保することができるが、本市には市立病院がなく、その点が弱みになった。阪神 7 市で市立病院がないのは尼崎市だけで、市内に県立尼崎総合医療センターがあるが、これは広域の医療機関であり尼崎市域だけのためのものではない。

受入医療機関の不足をはじめ、第 2 波・第 3 波の時期は後の時期と比較して感染症対策のための社会資源が限られており、そのことが対応を困難なものとしていた。また、この時期は国が感染者 1 人 1 人の事例を深掘りする方針で、そのことも業務上の負担になった。

なお、初期においては、入院すると感染者はなかなか退院できなかつた。検査で陰性を確認できるまで退院できず、すでに症状がなくなり元気になってもいつまでも入院という人もいた。後になって、感染者の体内に感染力があるウイルスがなくなっても、検査で残ったウイルスを拾ってしまうケースがあることがわかってきた。

(PCR 検査について)

中 初期は PCR 検査の検査機関も少なかったが、この点尼崎市の場合は市立衛生研究所があり融通がきいた。平時の検査業務は民間でもできるが、緊急事態のなか衛研が有効に機能した。

曾田 新型コロナ以前は市の内部で市立の衛研が必要かという議論もあった。PCR 検査のための機器を、コロナ以前に財政課が思い切って予算を付けて購入していたので、それが役立った。

中 濃厚接触者の PCR 検査も、初期においては医療機関で受けることができず、唾液を本人が自己採取した検体を職員が回収して衛研に運び検査していた。保健所が電話相談を受け、本来はどこで検査を受けることができるのか案内すべきなのだが、案内できる医療機関が少なく、これもクレームの原因になった。

これに対応するため市立臨時診療所を開設し（令和 2 年 4 月 16 日）、市内医療機関の医師に交替で入ってもらい、ここでの検査が可能になった。検査の予約調整という事務が新たに発生し、これもまた保健所の負担となった。

曾田 初期の初期には、唾液自己採取ではなく医療スタッフが鼻孔に綿棒を入れて検体を採取していた。この作業は医師または医師の監督のもと看護師が行う。現実には平常業務を止めずに検査を実施しているので人手が足りず、健康福祉局の医務監自らが走り回って検体採取を行っていた。

中 第 2 波の頃から、口腔からの唾液自己採取になった。自己採取なので医療従事者が立ち会う必要がなく、これが可能になったことで業務が楽になった。

鼻孔に綿棒を入れて採取する作業は医師から敬遠されていた。くしゃみを誘発する場合があります、採取している医療従事者自身が飛沫をあげて感染するリスクがあるという理由だった。防

護すれば大丈夫ということで検査に協力してくれた医師もいたが、敬遠する医師もいた。それが自己採取の唾液検体採取に変わったことで、医師への感染リスク懸念も緩和された。

（受診調整・入院調整にかかる業務負担）

中 そうこうするうちに、特別外来を設けて検査する民間医療機関が増えてきたが、保健所が受診調整を行う必要があり、その負担が引き続き大きかった。第3波・第4波の頃は、この調整が朝から晩まで続いた。というのも、陽性者の行動により何倍もの数の濃厚接触者が生まれ、その方々の検査が必要になる。人数が多いと受診調整に時間がかかり、そうこうするうちに濃厚接触者のなかから陽性者が出るので、さらにその周囲に濃厚接触者が増える。なかなか検査が受けられないというのでクレームが来て、それへの対応でまた事務が遅れるという悪循環になった。

国が通常の感染症対策を厳密に実施する方針であったことから、こういった膨大な負担が生じた。その後、国が濃厚接触者の定義をゆるめ、さらにウイルスの変異による重症化率の低下、増殖を抑える抗ウイルス薬の使用開始、ワクチン接種、抗原定性検査キットによる自己検査といったことにより、感染者数が増大しても市として対応できるようになった。

第5波以降、国が導入した抗体療法について、当初は入院しなければこれを行うことができず、これも感染者や家族が入院を急ぐ理由になった。この時期高齢者や要介護者の感染例が増大したが、介護を受けながら入院できる医療機関は少なく、丹波地方など遠方の病院しか見つからない場合もある。入院先がなかなか見つからなければ、これもクレームの要因になる。入院することで要介護度が重くなるリスクや、いざというときの延命措置希望の有無まで保健所が家族に確認しなければならず、これもまた保健所にとって大きな負担となった。

夜間救急にともなう入院調整も、負担の大きな業務だった。救急隊は要搬送者の身体状況の確認を行うが、入院調整は行わず、保健所を通して県の夜間担当窓口にお問い合わせる。入院先が見つかるまで救急隊がその場で待機し、必要に応じて酸素吸入を行いながら、ときには朝まで待機することになる。その間、入院調整の状況を家族に説明するのも保健所の仕事である。

救急隊によっては、こういった経験を積むなかで対応を判断できるようになり、救急隊から相手に対して朝まで待ってかかりつけ医や往診医に診てもらうようアドバイスして引き上げるケースもあったが、すべての救急隊・すべてのケースでそういう対応ができたわけではなかった。

（全体を俯瞰・統括するチーム・部署の必要性）

中 このように、保健所の現場は患者や家族と接し、さまざまな負担を負った。本来、こういった現場に寄り添い、国・県の方針変化等に対応して市としての対応方針や仕組みを作り指揮するチームが必要だった。こういうチームを作ることで、全体を俯瞰し統括することもできたのではないかと考えられるが、そういうチームがないことが問題だった。

（緊急時にも通常モードの本市の対応）

中 特に初期においては人が不足し、限られた人数で何もかも対応しなければならなかった。令和2年度の段階は、会計年度職員を雇うにしても、必要な予算を確保するにしても、すべて通常通りに要求調書等を作成して要求することを求められた。他市ではトップダウンで人も予算も付けて対処していた。本市の場合そうではなく、コロナに対して他市と同様に緊急事態と

してのスイッチが入っていたのか疑問を感じていた。

令和 3 年度になって、保健部に調整担当が設けられた。業務委託や人の配置に関する事務を担当してくれるようになり、現場がこれにかかる事務作業から解放されたが、手続き上は感染症のチームが起案することが求められた。

曾田 令和 3 年度に兼職を解かれて本庁に戻ったときに、温度感の違いを感じた。他の所属は平常モードだった。感染症対策の全体を通して、正常性バイアスの弊害がみられた。

中 感染拡大が始まった初期は、それがいつまで続くのかわからず、平常業務を止めずに対応するのもやむを得なかったのかもしれないが、第 4 波から 5 波の時期にはもう長期化することがわかっているはずで、災害モードのスイッチを入れるべきだったがトップがそれを決断できなかったのではないかと。

(応援体制をめぐる問題点)

中 他局への応援要請・応援派遣も通常ルートで行うので時間がかかり、業務集中のピークが過ぎてゴールが見えだしてから応援が来る。そういったことも 2~3 波の時期に学習しているはずなのに、4~5 波に至っても同じような対応だった。

全庁的に通常モードなので、応援に行く他部局の職員は自身の業務と思わず手伝いという感覚になる。長期に応援をはりつけるのではなく日替わりで、しかもその応援職員は本来の職場の通常業務があるので、負担をかけられていると感じる。受け入れる側は毎日業務の説明から始めなければならず、これもまた負担だった。

曾田 各局とも通常業務を継続するなかでの応援職員派遣であり、特に令和 3 年度以降は派遣される職員の質が十分ではないことも多かった。総合政策局の場合、塚本局長が阪神・淡路大震災時に苦勞しており、その経験をふまえて多くの局内各課に災害モードへの切り替えを促し、エース級の職員をワクチン業務に派遣した。

保健所が属する健康福祉局では、新型コロナウイルス感染症対策室の調整担当があり、さらに局をたばねる企画管理課がある。このルートで、まずは局内の応援体制でカバーしたうえで、それでも足りない場合に総務局を通して全庁的な応援という手順になるので時間がかかり、応援派遣が遅れることになる。

(ワクチン業務担当の編成経緯)

中 令和 3 年度のワクチン業務について、全庁的に仕事ができる職員が集められ組織が編成されるのを見て、そういうことが可能なのに、なぜ保健所の感染症対策の部門ではそれが実現しないのか、ずっと人手が足りないと言い続けているのにと感じた。

曾田 ワクチンの担当は、初期の体制（令和 3 年 1 月、新型コロナウイルス感染症対策室に担当設置）が十分ではなかった。そこで、令和 3 年 4 月に総合政策局長主導で各地域課のエース級職員（係長級）をワクチンチームに派遣した。さらに、令和 2 年度に設置した新型コロナウイルス総合サポートセンターの業務が落ち着いてきたので、これを担当していた古中^{じゅんじ}淳司課長が 5 月に同チームに応援派遣された。感染症の影響で各地域振興センターのイベント行事等が休止していたので、古中課長が総合政策局長にかけあい、さらに全庁的な応援を要請して体制が強化された。

中 第 5 波の終わり頃だったかと思うが、保健所の感染症対策チームが疲弊している様子を見

て古中課長が心配し、庁内応援について幹部にかけあってくれた。ちょうどこの頃、Kintone（キントーン、クラウド型業務アプリ開発サービス）を活用して業務のデジタル化を進めており、これも業務負担軽減の上で効果的だった。

（本市の組織作りの課題、他市との比較）

中 他市の場合、たとえば神戸市や大阪市では令和 2 年度 3 年度と中途採用も含めて各年度数十人単位の保健師を正規職員で採用して増員し、感染症に対応した。この増員により、今後の感染症に備える体制を整えているが、尼崎市の場合そういう措置はとられていない。

令和 4 年度には、令和 2 年度 3 年度と感染症対策に従事した保健師が全員異動になり、業務の十分な引き継ぎもできず、感染症に対応する組織の作り方という点で市の対応に疑問を感じた。

曾田 今回の感染症の経験を踏まえて、厚生労働省が地方の保健所の強化、保健師の増員を打ち出し、また総務省は令和 3～4 年度の地方財政対策において、保健師の恒常的な人員体制を強化（現行の 1.5 倍に増員）するために必要な地方財政措置を講ずる旨を打ち出している。地方財政措置は特定財源ではないとはいえ、本市の場合、この方向性を踏まえた、今後の保健師の恒常的な人員体制を強化するような十分な議論は行われていない。

〔参考〕

令和 2 年 12 月 21 日付け総務省自治財政局「令和 3 年度地方財政対策のポイント及び概要」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000274.html

令和 3 年 12 月 24 日付け総務省自治財政局「令和 4 年度地方財政対策のポイント及び概要」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000303.html

令和 4 年 12 月 19 日付厚生労働省健康局健康課「感染症法等の改正を踏まえた保健所、地方衛生研究所等の強化について」（第 48 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001025439.pdf>

令和 5 年 1 月 19 日付厚生労働省健康局健康課「感染症法等の改正を踏まえた保健所、地方衛生研究所等の強化について」（第 49 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001040032.pdf>

同上参考資料 2

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001040034.pdf>

（いずれも令和 6 年 5 月 25 日閲覧確認）

6-4 保健部長（当時）

実施日時：令和 6 年（2024）2 月 2 日 10 時～11 時 30 分

場 所：尼崎市保健所

対 象 者：保健局保健部長

テ ー マ：保健所の感染症対応について

対象者の当該期所属・職掌

令和 2・3 年度 健康福祉局保健部 部長

令和 4 年度 保健担当局保健部 部長

令和 2～5 年度 新型コロナウイルス感染症対策室長兼職

〔要約・ポイント〕

1 フェーズに応じた柔軟な対応

- (1) 感染者数激増に対応した疫学調査手法の変更 = 重症化リスクが高い高齢者等と他の感染者との対応方法の区別、事務職を含む多様な職種・人材による分業体制の確立
- (2) 現実に即した多様な市独自施策の立案と実施 = 入院前感染者往診制度、感染症病床がない病院の夜間一時受入制度等

2 コロナ対応を担った保健師の役割

- (1) 専門職として良い意味でのプライドと責任感 = すべての仕事を全力で、コアメンバーへの負担の集中、著しい長時間勤務、厳しい市民対応
- (2) より広い視野に立って、コロナの経験を今後活かしていくことの重要性

3 組織体制・応援体制について

- (1) 予想できない事象 = 組織体制・応援体制構築の困難さ
- (2) 応援職員に求めること = 他人事・手伝いではなく、感染症対策を災害として認識し、自身の職務と捉える意識
- (3) 防災体制と同様に感染症対策に係る体制構築をする必要性

〔聞き取り記録〕

(初期の対応)

保健部長 保健部長として、新型コロナウイルス感染症対策に最初からこれまで関わっている。未知の感染症でウイルスが変異するたびに対応が変わっていくので、対市民の最前線である保健所では、感染症対策に直接関わる職員を中心に想像以上の負担やプレッシャーが続いていたと思う。

令和2年1月に本市では新型コロナウイルス感染症対策連絡会議が設置され、国からの通知があり、2月には保健所に帰国者・接触者相談センター及び電話相談窓口（3月10日から23日の間は24時間対応）を開設した。未知のウイルスであることから市民の間では不安が高まっており、対応できる病院はどこなのか、検査はどこで受けられるのかといった問い合わせが多くあった。本来は電話相談については医療専門職が対応すべきだと思うが、保健師だけで24時間対応の相談体制を組むことが難しいため、事務職をはじめ他職種も相談体制に組み込むこととなり、私自身も相談初日には、市民からの電話相談に対応した。

その後、感染疑いのある市民が何人か出てきたが、3月10日に市内で初めて感染者が確認された。

未知の感染症で、当初は何をどうしたらよいかかわからない状態で、戦略的な取組はできなかった。第1波の当初に苦労したこととして、検査を受ける場所を確保できないという問題があった。ワクチンや治療薬がなく、医療機関での検査体制も整っていない時期であり、市民病院があれば自前で検査体制を確保することができるが、本市には市民病院がないため、そのことが弱みになった。24時間相談窓口には、検査を受けることができないという苦情が頻繁に入ったため、4月16日に市立の臨時診療所を旧尼崎口腔衛生センター（南武庫之荘3丁目）に設置した。臨時診療所には、医師会から医師を交替で派遣してもらい、最低限の検査・診療体

制を用意することができた。開業医の先生方に診察の合間に来ていただく診察体制のため、1日10件～15件程度の検査しかできなかったが、最初のうちは感染者数が少なく、何とか対応することができていたと思う。

その後、行政検査が保険適用となり、唾液での検査が可能となったことから、あらためて尼崎市医師会に発熱外来の開設を要請し、一定の協力を得ることができた。これにより、令和2年10月頃から、市民が身近な医院で検査を受けることができるようになった。

（感染の拡大－第3波）

保健部長 ウイルスの変異にともない、コロナへの対応も変わってくる。令和2年末の第3波においては、1日あたりの感染者数が最高で60人を超え、保健所業務がひっ迫するようになってきた。

医療機関が診察・検査し、感染が確認されると、発生届を保健所に提出する。これに対して保健所から患者全員に個別に電話連絡し、聞き取り調査を詳細に行い、入院が必要であれば入院調整を行うというのが、保健所業務の基本的な流れであるが、この当時、原則として感染者は全員入院、自宅療養者はいないというのが兵庫県の方針であり、現実には、市内外において感染症病床は十分に確保されていないため、保健所職員は入院調整にかなり苦勞していたと記憶している。

こうした状況において、入院できない患者が増え、入院待ちをしている高齢者施設の入居者等においては、容態が急変するケースが散見されるようになった。高齢者や基礎疾患がある患者は、重症化リスクが高いことを理解しながらも、保健所だけではこうした患者に十分に対応できない状況であった。

こうした状況に対処するため、県内で初めて、おそらく全国でも少ないと思われるが、市医師会の協力のもと令和3年1月から**往診事業**を開始した。医師会の原秀憲先生（現尼崎市医師会副会長）をはじめ多くの先生方からの協力を得て構築できた事業であり、3月には県においても同様に往診事業が開始された。

こういう施策を市として迅速に立ち上げることができたのは、医師会の協力と同時に、保健所職員が現状を冷静に把握し、今何が必要であるかを判断できる力があったからだと思う。

（保健師にかかる負担）

保健部長 コロナに対応する保健所職員、とくに保健師の負担が非常に大きかった。発生届が提出された後、保健師が感染者全員に対する聞き取り調査を行う。入院が必要ということになれば、入院調整を行うCCC（CCC-hyogo、兵庫県コロナウイルス感染症入院コーディネートセンター）に対して患者の状況を伝える必要があるため、聞き取り調査には、1件あたり1時間程度の時間を要することも多かった。また、入院先がすぐに決まればよいが、何時間も待たされる場合も多々あり、深夜にはCCCに電話が繋がらないこともあった。

こういった一連の業務を担当するため、保健師の業務は連日深夜に及んでいた。これに対して事務職は、ウイルスの変異等にあわせて、適宜、施策を立案するとともに、予算や人を確保するという役割分担だった。

（第4波以降－感染者の急増、応援体制の導入）

保健部長 波を追うごとに感染者数の増加が認められ、今後もこうした状況が続くと、正規保

健師だけでは、聞き取り調査や健康観察等に対応できないため、令和 3 年 4 月から、医療職の派遣職員を導入することとなった。それまでは、他職種や派遣職員の活用に反対する声もあった。これは、医療専門職として一連の業務を完結する意識が強く、良い意味での責任感の強さや医療専門職としてのプライドの表れであったと思う。

そうしたなかで、令和 4 年当初の第 6 波になると、オミクロン株に変異し劇的に感染者数が増え、1 日あたりの感染者数は最大で 783 人を数えた。我々のように組織を管理する立場からすると、職員の健康管理にも十分に留意する必要がある、連日深夜まで仕事が続き、30 連勤 40 連勤となる状況を放置できないため、少し時間を要したが、正規職員の増員が難しいなか、事務職や会計年度任用職員、派遣職員など多様な人材を活用し、業務をより細分化して分業することで対応した。

具体的には、高齢者や基礎疾患がある人など重症化リスクがある感染者をピックアップして、こういった方々に対しては従来通り、保健師がていねいに対応する一方、若い感染者など重症化リスクが低いと思われる方に対しては、事務職員が電話で一報を入れ、自宅療養中の対応などについて必要最低限の伝達をするに止めた。事務職員については、庁内応援により最大で毎日 25 人の職員を確保し、すこやかプラザの一室を借り、1 人 1 日・20 件程度の電話連絡をお願いした。あわせて、自宅療養者に対する健康観察についても、派遣看護師の活用を開始したところであり、こうした取組により正規保健師の負担は第 6 波に至って、少しは軽減することができたと思う。

これらと並行して**業務のデジタル化**も進めた。事務を効率化するため、kintone（キントーン、クラウド型業務アプリ開発サービス）等を活用した。コロナ感染者の場合、症状が治った後も事務処理が発生する。生命保険の入院給付のための療養証明書が必要になり、すべての感染者に対して証明書を発行することになる。証明書には、入院療養に係る情報を詳細に記載する必要があり、第 6 波のように 1 日あたりの感染者数が 800 人近くになると、アナログ処理では追いつかない。感染者は 1 日でも早く証明書が出ることを希望してくる。職員一人ひとりの負担を軽減するためにも、システムを活用した事務の効率化が必要であり、事務処理専任の事務職員も配置した。これにより業務の分業化はさらに進んだと思う。

第 7 波になるとさらに感染者が増え、1 日あたり 1,500 人規模になった。重症化リスクが低い感染者に対して事務職が電話連絡する時間もとれなくなったため、ショートメールを送って相談ダイヤルを案内し、あわせて健康状態に不安があるときに入力するサイト情報を伝えるなど、保健所と軽症の感染者が直接やりとりをしない方式に変更した。

（ワクチン業務について）

保健部長 感染症対策に加えて、令和 3 年度からワクチン接種業務が新たに始まった。初めての経験であり、対応については試行錯誤を繰り返した。本市においても多くの自治体と同様に、予約が殺到し、予約システムが停止するなどのアクシデントはあったが、感染症対策と並行してワクチン業務の体制を組み、接種会場も確保した。ベイコム総合体育館のような 2 千人規模の集団接種会場は、他市では例がなかったと思う。大規模会場のため執務医師の確保は難しかったが、兵庫県病院局に要請して尼崎総合医療センターから医師を派遣してもらったほか、医師会や民間からの派遣医師の協力を得ながら、無事に大規模会場でのワクチン接種業務を完了

することができた。

（さまざまな市独自施策・制度）

先ほどもふれたが、感染症病床がなかなか増えず、対応に苦慮するケースが数多く生じた。救急搬送においては、通報があった時点ではコロナに感染しているのかどうか分からない。病院に搬送すると、診察に入る前に感染の有無を検査する。感染症病床がない病院の場合、感染が判明すると受入れを拒否される。この場合、救急車は感染者を乗せたまま立ち往生してしまうことになる。この際、救急車は保健所に連絡し、入院調整を依頼するが、調整が見つからない場合、救急車は入院調整がつくまで患者を乗せたまま待機せざるを得なくなる。夜に出動した救急車が足止めとなり、朝までその場にとどまらざるを得ないケースも多々あった。

こういった事態に対応するため、**夜間一時受入制度**を設け、令和2年10月から運用した。感染症病床がない病院であっても、入院先が見つかるまでは患者を一時管理してもらう制度で、民間病院に対して協力を要請し、コロナ患者を隔離する部屋を確保して対応してもらった。これにより、一時的に患者を受け入れてもらうとともに、救急車の足止めを回避することができ、また深夜に入院調整にあたる保健所職員の負担も少しは軽減できたと思う。

入院とは別に、県において**宿泊療養施設**も設けられた。家族に高齢者や妊婦がいる感染者など、自宅療養できない人もいる。そのための施設を確保するのは県の役割になるが、当初は市内に施設が設けられなかった。一番近いのが西宮市のホテルヒューイット甲子園で、尼崎市内でも確保できないかと県に相談し、阪神尼崎駅南の東横インを宿泊療養施設として確保してもらった。

このほか、令和3年9月には、濃厚接触者になる可能性がある妊婦に避難してもらうための一時受入事業も立案し、ホテルヴィスキオの1フロアを2か月程借り切った。パルスオキシメーターの貸し出し、食糧支援、高齢者施設や保育施設のサーベイランス検査など、さまざまな市独自の施策を実施した。

（衛生研究所について）

歴史博物館（藤本） 市民病院が無いことが弱点だったが、逆に衛生研究所があることなど、コロナ対応における本市の強み、メリットとなる点は何か。

保健部長 緊急に検査が必要となる際、迅速に検査結果を出せた点が、衛生研究所を自前で持っていたことの強みだった。民間機関に検査を依頼すれば、早くても結果が出るのは翌日になる。衛研を持たない市は、兵庫県立健康科学研究所に検査を依頼することになるが、本市は衛研があるため、その日のうちに検査結果を確認することができた。

検査は感染者だけを対象に行うわけではない。例えば高齢者施設でクラスターが発生した場合、濃厚接触者に加えて、接触した可能性がある人、感染の可能性がある他の入居者も安心検査として検査を行うことがあった。自前の衛研があるので、こうした検査も迅速に行うことができた。

当初、衛研で1日22件しか検査できなかったが、検査機器を増やし、令和2年6月段階で倍の44件まで可能とした。その後も機器を増設し、検査員が超過勤務を行うという前提ではあるが、1日88件の検査が可能になった。1日あたり1,500人もの感染が発生するピーク時においては、88件の検査能力では対応できないが、迅速に判断しなければならないケースについて

は、民間検査機関に回すのではなく衛研ですぐ結果が出るというメリットがあった。

(コロナ対応を担った保健師の役割)

感染者が激増した時期、保健所の保健師は連日夜中の午前2時3時まで仕事に追われていた。午後9時頃までに聞き取り調査が終わると、その後、患者一人ひとりへの対応方針を話し合う。電話相談対応の保健師については、朝から晩まで「感染したがいつ保健所から連絡があるのか」というような苦情の電話が鳴りっぱなしで、かなりの精神的ストレスがあったと思う。本市の保健師は責任感、業務の遂行能力ともにすごいと思ったが、一方で、正規職員の確保が難しいなか、管理職として職員一人ひとりの負担軽減に向けた業務改善については、常に考えていた。

繰り返しになるが、保健師は医療専門職として一連の業務を完結する意識が強く、良い意味での責任感の強さや医療専門職としてのプライドがある。しかし、保健師の数に限りがあるなか、1日あたりの感染者数が800人、1,500人となると患者への聞き取りが追い付かない。健康観察や入院勧告書の作成、療養証明書の発行などの業務も重なったため、結果として事務職員や派遣職員等を活用して分業制を取り入れたのは正解だったと思うし、最終的には医療専門職にも理解してもらえたのではないかと思う。

(今後の保健師の配置、育成について)

歴史博物館(辻川) コロナ対応のインタビューを通じて、専門職やスペシャリストの必要性が浮かび上がってきた。保健師の場合、正規と会計年度の問題や、日常的な欠員という課題があると指摘されているが、この点はどうか。

保健部長 昨年5月に総務局が作成する採用計画において、欠員対応も含めた計画にしてもらえよう依頼している。通常、採用計画は退職者や定数増減を加味して作成するが、保健師は女性中心の職種で、産休育休があたり前のように発生する。これらも考慮した人数の保健師を採用してもらえよう依頼している。

また、保健師だからみな感染症に詳しいというわけではなく、それぞれに得意分野がある。母子保健業務に強い人もいるし、感染症対策を全く経験したことがない保健師もいるので、日頃から訓練する仕組みが必要になる。保健師の人材育成計画は統括保健師を中心に作成し、推進することとなるが、コロナ渦にあっては十分な対応が難しかったため、現在策定中の予防計画においては、人材育成や資質の向上に向けて、研修や訓練回数の目標値を掲げた。その上で、人手が足りなくなったときには多様な人材を活用することとしている。

人材育成担当(後藤) 今回の経験を通して、専門職のなかで緊急事態における仕事のあり方、応援を得て業務を分担することの必要性といったことについて、認識の変化が生まれたのではないか。

保健部長 コロナ対応を通して仕事の進め方や体制整備も含めて、何が必要なのかを我々管理職も含めて職員一人ひとりが理解していったと思う。コロナ対応を迫られた当時は、保健師がすべての仕事を全力でやろうとするので、健康を害して倒れることを本気で心配した。

保健師は、1人でも救える命を救いたい、重症化リスクを下げたいという思いから、聞き取り調査を始めると、我々事務職が想像する以上に時間を要してしまう。専門性が高い分、仕事に深く入り込んでしまうこともあると思うが、現在策定中の予防計画を参考にするとともに、俯瞰的に市全体の動きを理解するように努めながら、今後の保健師活動に活かしていってもらえ

ればと思う。

(庁内応援体制について)

保健部長 新型コロナへの対応に関する各局職員への聞き取り調査のなかで、組織体制を最初から整えておくべきだったという意見があったが、これだけコロナウイルスが変異を繰り返し、フェーズごとに新たな対応が必要となり、業務量も業務内容もわからない状態で、当初から多くの人数を割いて組織を作ることは難しかったと思う。

コロナ渦にあっては、フェーズごとに対応が変わるため、その都度応援を要請した。周囲の職員からすると、付け焼刃でやっているように感じたかもしれない。総務局も各局との調整は非常に大変だったと思うが、現場からはもうすこし早く応援職員を派遣して欲しいという声があった。

局を越えた応援要請は本来総務局を通して行うべきことだが、緊急事態が続く今回のような状況においては、通常のやり方では追いつかず、保健所から他局に直接連絡して応援要請するというルール違反もせざるを得なかったこともあった。職員を指名して応援要請したケースもあった。

保健所としては、応援してもらってありがたかったが、その一方で保健所職員とは空気感が違うと感じることもあった。職員によって個人差はあるが、職種に関わらず、お手伝い感覚の職員もいれば、親身になって応援してくれる職員もいた。

一方、応援職員からの苦情も聞いた。応援を求めておきながら保健所職員全員がそれにあたっておらず、適当な時間に帰ってしまう職員もいた。その点、保健所としての反省も大いにある。

歴史博物館(辻川) 庁内インタビューを積み重ねるなか、応援体制の問題にしる、止めるべき業務を止めて緊急の業務に集中すべきだったという指摘にしる、立場によって認識やとらえ方に違いがあることがわかってきた。その認識の違いやずれが埋まらず、根本の部分が共有されないままコロナ対応が進められたことが、問題をより深刻にした部分があったように思われる。

保健部長 応援職員の場合も、その職員の意識によって仕事ぶりがまったく違って来る。確かにノルマをこなして時間内仕事をすればそれでよいという考えの職員もいたと思う。そういう職員は、応援期間を終えて日時がたって再度応援に入るとき、業務についてまた同じ質問をして来る。継続して担当している職員からすると以前説明したことなので、やはり緊張感のなさや無責任さを感じてしまう。それは個人の責任だけでなく、組織を管理する側として職員間の温度差を埋め、組織全体として業務が円滑に進むよう配慮する必要があったと思う。当時は余裕がなかったが、いま振り返ってみるとそのように反省する部分もある。

緊急時の業務に対する動機付けとして、日常の研修や啓発も重要だが、後でふれるが感染症対策においても、防災体制と同様の体制を構築することが有効だと考えている。危機管理事案が生じたときに、自身は何を担当するのかを事前に理解できていれば、個々の職員の意識も変わり、受け入れる側としても組織的な対応が可能になる。

応援をめぐっては、当時はお互いに不満があった。応援を受ける側からすると、もっと真剣に応援に来て欲しいと思う。応援に来た側からすると、もっとていねいに教えてもらわないと応援できないと考える。そういった不満を減らし、組織として能力を発揮できるようにするこ

とが、次の感染症危機に備えて取り組むべきことだと思う。

（予防計画の策定、感染症対策の組織体制の提案）

保健部長 今回のコロナの経験を踏まえて、感染症予防計画を策定中である。令和4年12月に感染症法（平成10年法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）が改正され、従来の都道府県に加えて保健所設置市も予防計画を作り、次の感染症危機に備えて実施事項を計画化していくことが義務付けられた。国が基本指針を出し、これに沿って各自治体の状況を加味して作成することになっていて、現在は県・市とも素案の段階だが、年度内に成案化して令和6年4月から実施に移すこととしている。

この予防計画は、今回のコロナのような感染症が発生するという前提の計画なので、まったく異なる事象が発生した場合は、臨機応変な対応が求められる。とはいえ、今回起こったことは保健所のこれまでの歴史において、最も重大な事象の一つだと思うので、これを繰り返さないことが最大の課題といえる。

計画のなかで、今回のコロナ対応の反省に立って、組織体制のこともふれようと考えている。感染症が発生したとき、対応する組織を一気に作ることは難しいし、その都度人を配置していると組織のなかで温度差が生じる。また、緊急時に職員数を増やす必要があるが、年度途中で他の組織に欠員を作ることになり、その調整が難しい。

そこで、防災体制と同様に平時のうちから各部署に担当業務を割り当てておく。この課は相談を担当、この課は疫学調査を担当といった具合に決めておけば、感染症対応の事態が生じたときにいちいち指示しなくても、各課は準備に入ることができる。そういった体制を、恒常的に整えておくべきではないかと考えている。職員を何人出せるかどうかは、そのときどきの業務の状況やBCP（業務継続計画）により判断する必要があるが、各課が自ら行動に移れることが重要だと思う。

計画作りと並行して、仕組み作りも必要になってくる。細かい業務ごとの役割分担や必要人員の算定、派遣職員や会計年度任用職員など多様な人材の活用、衛生研究所における検査員の育成などについて、マニュアルとして持っておく必要があると考えている。

人材育成担当（後藤） 予防計画には細かいことまで書ききれないので、詳細な職員の業務計画的なものも必要とのことだが、計画推進方針のようなものを考えているのか。

保健部長 推進方針を別に作るということではなくて、予防計画のなかに健康危機対処計画を組み込むことを考えている。感染症法に基づく予防計画と地域保健法に基づく健康危機対処計画を作るよう国が指示してきていて、予防計画は感染症対策についての基本的な考え方を示すものであるが、健康危機対処計画はより細かい内容を明記するものとして予防計画に含ませて作ってもよいことになっているので、本市では健康危機対処計画を予防計画に組み込んで作ろうと考えている。なお、さらに細かいことを定めておく必要がある場合には、別にマニュアルを策定することも考えている。

人材育成担当（後藤） コロナは災害だという指摘もあった。感染症予防計画を一から作るのではなく、防災計画に準じて読み替えるようなイメージなのか。

保健部長 感染症の場合、防災の一号配備、二号配備といった言い方ではなく、海外や国内で発生した場合、国内で流行したときなど、感染フェーズに応じた区分になる。健康危機対処計

画のなかでフェーズごとにやるべきことを明記していく。防災計画に準じて読み替えるものではない。防災体制と同様に、自らの仕事と認識して欲しいと思っているし、職員には、感染症対策への意識を日頃から身に付けてもらいたいと考えている。

7 こども青少年局

7-1 保育児童部

実施日時：令和5年（2023）11月2日9時30分～11時

場 所：尼崎市役所中館6階会議室

対象者：山根大輔 保育企画課長

藤原^{かおる}薫 保育管理課長

中田さよ 保育運営課長

テーマ：感染症まん延期における保育所について

対象者の当該期所属・職掌

山根大輔 令和2～4年度 保育企画課長

藤原 薫 令和2年度 総務局企画管理課係長

令和3・4年度 保育管理課長

中田さよ 令和2～4年度 保育運営課長

〔要約・ポイント〕

- 1 閉鎖すると保護者が働けなくなる = 社会基盤としての保育所の重要性
- 2 新型コロナ対応上の困難
 - (1) 限られた情報、保護者・市民からの相矛盾する対応要望（施設閉鎖要望と継続要望等）、24時間・大量・長時間の相談・クレームへの対応
 - (2) 市としての法人保育施設への指導・助言の難しさ = 法人により異なる方針、考え方
- 3 コロナに対応した保育の子どもたちへの影響
 - (1) マスク着用や会話・接触の制限、黙食など、本来の集団保育のあり方とは異なる、子ども一人一人に寄り添い個々の発達を促すことが困難なコロナ下の保育
 - (2) 発達面の障害例が増えているという指摘、長期間にわたる影響検証の必要性
- 4 組織・経験・専門性
 - (1) 行政分野としての特殊性・困難性 = 知識・経験や専門性のあるスタッフの配置
 - (2) 部内3課の役割分担と連携 = 協力姿勢を重視する組織マインド
 - (3) 市の組織として早期にコロナ対応方針を出し、縦割りを排して対応すべきだった
例：同じく子どもを対象とする施策部門として、教育委員会事務局との連携不足

〔聞き取り記録〕

（各課の職掌）

○保育企画課 保育施策企画・立案・政策調整、民間保育所等設置認可・認定・指導監督

○保育管理課 保育園・認定こども園・地域型保育事業等の運営・調整、市立の民間移管

コロナに関しては、法人と保健所との間の連絡調整

○保育運営課 市立保育所維持管理・保育内容について、市保育士・保育所支援センター運営
(市内の保育施設数－令和3年度現在－)

○保育所 79 内訳 市立18 私立(法人)61

○認定こども園(私立) 20

○小規模保育事業所(私立) 43 3歳児未満の乳幼児を預かる施設

○認可外保育施設(私立) 40～50(保育企画課の管轄)

(初期の対応)

藤原 新型コロナウイルス感染症が拡大しても、保育所は閉めることができない。保育所が閉鎖されると、子どもを持つ医療従事者も出勤できなくなる。保育所はライフラインの最後のとりでであり、そのことがコロナを機にクローズアップされた。そういう位置付けのもと、保育所の感染対策を迫られた。

当初は国の対応方針も厳しく、1人感染者が出たら1週間程度閉園するということだったが、その後少しずつコロナ慣れして国の対応もゆるやかになり、最後は5類感染症に変わった。こういった情報をそのつど収集し、公立保育所の対処方針を保育運営課が作り、認可保育所(法人)には保育管理課が、認可外に対しては保育企画課が伝達するという分担だった。

山根 令和2年3月3日から市内の学校園が休校休園になった。この方針が決まったとき、いきなり市長に呼び出され、保育所の開所の方針について問われた。保育は保護者の就労に直結しており、閉鎖すると働けなくなるので施設を開ける必要があるという原則に立ち、2月末以降可能な保護者には在宅保育をお願いした。

3月から通園を控えた場合の保育料軽減措置※をとり、2月末から4月にかけて数度にわたり市内保育施設及び保育施設を利用する保護者宛にコロナ対応に関する書類を通知していった。この段階においては、保育の関係者の感染はまだ出ておらず、現場にとっては未知のおそろしいウイルスではあったが、法人保育施設の場合休園しても国からの給付費(運営費)は全額支給すると伝えた上で、どのように対応していくのか法人と相談協議していった。

保育料軽減措置は令和2年6月末まで継続した。その後も保護者や本人の発症による休園の場合の日割り計算による減免は長期間継続した。

※ **保育料軽減措置** 児童・保護者が陽性や濃厚接触者となり園を休む場合、及びコロナにより保育所が休園する場合に保育料を軽減する措置。令和2年3月から6月までの間は、保育所への通園を控え在宅保育を行った児童・保護者も対象とした。

藤原 市内の保育施設は、市立や法人の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外施設など計200ほどになる。保育管理課が所管する法人保育園は約60ある。

未知のウイルスであるコロナは、当初はお年寄りが感染し亡くなる方もある一方で、子どもはかからないと見られていた。その後子どもの感染例が増え、保育所はどうするのかという問い合わせが市に寄せられるようになった。法人保育園からは、公立はどうするのかと問われた。そこで国の方針を確認し、保健所とも協議するなか、公立としての対処方針、例えばマスクをはずす、はずさないといった基準を作り、これを法人にいっせいに伝えていった。

市としては、方針を強制するのではなく、通知を行うことにとどめていた。

中田 令和元年度末から 2 年度当初にかけての初期の段階は、未知のウイルスということで保護者の不安も大きく、公立・法人を問わずあちこちからどうなるのかという問い合わせがあり、職員はわからないながらも保健所と連携してわかる範囲で対応していた。この頃、小規模自治体で保育所の対処方針を出す事例があり、それを入手した市議会議員から提示され、尼崎市でも方針を出す必要があると指摘された。そうしたこともあり、令和 2 年 5 月に公立保育所としての方針を出した。緊急事態宣言のときはどうする、まん延防止等重点措置の期間はどうかと、その時期その時期に法人保育施設からも問い合わせがあり、とにかく公立としての方針を決める必要があった。

ところが、公立の方針を法人に対して提示したところ、指針があってありがたいという法人もあれば、こういうものを出してほしくないという反応もあり、市として法人に対して指針を示すべきなのかどうかと悩んだ。とはいえ、あくまで公立としての対処方針であり、法人保育施設はそれぞれ自身で対応を考えていただくことを基本とした。

山根 令和 2 年に認可外保育施設で最初の感染疑いが出たケースは、園児の家族が他都市の親戚のところに行き、その親戚が感染発症した。他市の感染例だったので尼崎市への情報伝達が遅れ、わかった時点でもう 2 日ほどたっていた。子どもが濃厚接触者にあたるので園を休まないといけないが、保護者は園には連絡せず通園していた。そこで園長と相談し、保護者にどのように尋ねるかという段取りまで打ち合わせ、園長が家族に接触して濃厚接触者であることを確認し、通園をやめてもらったことがあった。

この時期は、濃厚接触者になれば 2 週間、子どもが感染すればさらに 2 週間、計 4 週間も仕事を休まねばならない場合もあり、保護者はこれをいやがっていた。クラスターをあおりたてるような報道もあり、これにどう対応するのかということで、公立保育所の方針を出した。市と法人の間で対応方針に対する意見の対立が生じる場面もあったが、尼崎市法人保育園会と連携して意見調整しながら対応方針を作るという形をとった。法人としても、さまざまなケースへの対応を迫られ、市に対してどうすればよいかと相談してきた。例えば、同じ家族のなかの兄が濃厚接触者になり、弟は濃厚接触者として判定されていないが、この場合でも弟の通園を止めるべきか、といった具合で多種多様なケースが生じた。

(エッセンシャルワーカー対象の限定保育)

中田 兵庫県の休業要請方針に従って、保育所をエッセンシャルワーカー対象の限定保育※とするのか、休園とするのか、庁内で議論した。

※ **限定保育** 市立・法人保育園、認定こども園、小規模保育事業所について、令和 2 年 4 月 16 日から 5 月 6 日まで、県が定めた休業要請を行わない施設（医療機関・生活必需物資販売施設等社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等）の勤務者に限り保育対象とした。5 月 22 日まで延長した。

山根 市長は保育所を閉鎖しない方針で、この時期市長ヒアリングを相当やった。兵庫県による休業要請が出され、これにあわせて限定保育を行う自治体が出てきたので、本市も検討の結果、保護者がエッセンシャルワーカーにあたる子どもだけを対象に保育を実施する限定保育を実施した。当初は令和 2 年 4 月 16 日から 5 月 6 日までの予定で、結局国が緊急事態宣言を解

除する5月21日の翌22日（金曜日）まで延長し、翌週月曜日（25日）から通常通り保育所を開けた。6月末までは通園自粛要請を続け、在宅保育の場合の保育料減免を行った。

中田 市民や、保育所に勤務する職員の家族・関係者などからは、閉園にしないのかという問い合わせもあった。感染リスクを恐れ、職員の家族からは、閉めればその職員が休めるのと言われて。また市民からは、マスクをしているとはいえ大丈夫なのかと、ときには7時間もの長時間にわたりクレームを受けることもあった。

誰もが不安だったからなのだと思うが、クレームを受ける側としても、誰が一番正しい情報を把握して発信してくれるのだろうと、途方にくれながら対応していた。

山根 オミクロン株が出てくるあたりまでは、国の方針もあいまいだった。県からは、換気・感染防止を行いエッセンシャルワーカー向けに施設を開けるという方針通知が来る。それを市がどう具体化するのか、どこまでをエッセンシャルワーカーと考えるのかなど、難しい判断を迫られた。

中田 保護者自身に、エッセンシャルワーカーにあたるのか、どういう職種で働いているのかという一筆を書いてもらい、園に提出してもらった。

（市内保育所での感染事例発生、拡大）

山根 法人保育施設からの連絡は24時間体制で受けるということで、専用の携帯電話（白電話）を設け、保育管理課長が勤務時間外も常時携帯して電話を受けた。メールを含めて毎日無数の連絡がきていた。

藤原 令和4年1月20日から、各保育施設にかかる疫学調査（第2回聞き取り調査の注参照）は保育児童部が受け持つこととなったが、各保育施設からの「子どもが熱を出した、これから検査をする」といった具合の連絡は、ピーク時は1日40件（令和4年3月7日・第6波期間中）も寄せられていた。疫学調査にあたっては、報告を受ける市もそうだが、報告する側の保育現場においても、現場の状況確認や報告書の作成といった事務手続が相当の負担となっていたことから、令和4年4月19日からは、濃厚接触者の判定は保育現場において市で作成した事例集に照らして行い、濃厚接触者なしと判断できる場合は報告不要とする等、事務の簡素化を図った。それ以降は、連絡件数はかなり減少した。

山根 新型コロナウイルス感染症対策が本格的に始まった令和2年度、保育所の疫学調査は保健所が直接行った。当初は園児が濃厚接触者になるケースがあるという程度だったが、令和2年8月下旬に、保育施設で感染者が見つかった。保健所と連携して対応し、その保育施設を2週間閉鎖した。こうして少しずつ感染例が出てきた。

中田 公立保育所で初めて感染者が出たのは、令和2年の年末から3年の年始にかけてだった。公立からの連絡はすべて保育運営課に入る。感染者が出た園を閉めるのか閉めないのかなど、さまざまな対応を自分一人では決められないので、上司と相談して判断した。令和3年3月、公立保育所で初めてクラスターが発生した。このときも保護者からの問い合わせが多くあり、コロナのなかで園を開けていたから発生したという指摘がある一方で、これで閉園するのか、閉園されると困るという声もあった。とにかく反応がばらばらで、それぞれお聞きするしかなかった。とはいえ、手放して通園してくださいというわけにもいかず、週末も関係なく出勤して対応し、休園は子どもと職員の安全を守るための措置だからと理解を求めた。

初期には、保護者の側にコロナに感染するのは悪いことだという感覚があり、感染した事実を必ずしも言っていないケースもあった。施設と連携しながら対応という状況で、年末年始も確認のため職員が出勤していた。周囲の方も不安だったと思うが、市としても情報がないうなか右往左往した。経過とともに保健所への庁内的な応援体制がとられ、保育施設専門の担当者も配置されスムーズに対応してもらえるようになった。

山根 保健所から感染情報を得る場合もあれば、保育所からの連絡でわかる場合もある。当初はすべて保健所が調査し、保育所や子どもについてくわしく書き込んだ情報が回ってきていた。しかし、徐々に調査が簡素化され、保育所を所管する側では必要な情報を把握できなくなった。

中田 感染数が爆発的に増え、保健所でも対応できなくなっていったのだと思う。市内医療機関で PCR 検査を受けられるようになると、これに関する情報は保護者から直接得る以外に方法がない。その一方で、この時期になると、保護者の側の感染への罪悪感もなくなり、隠すことなく知らせてもらえるようになった。保育所の側でも、国の指針に沿って濃厚接触者が通園を控える期間を短くするなどの措置をとったが、その判断をすべての保護者が 100%受け入れてくれるわけではなく、不満やクレームもあった。

(保育所の疫学調査、感染への対応)

(保育所の疫学調査は令和 2 年度は保健所が直接担当し、令和 3 年度は 4 月から令和 4 年 1 月中旬まで健康福祉局福祉部法人指導課が保健所兼務として担当した)

藤原 令和 4 年 1 月、保育所の疫学調査を法人指導課が担当するのは無理だということになり、電話 1 本で保育児童部で疫学調査をやってくれという話になった。そこで当初は現地調査を行い、園での給食時の席の配置やパーテーションなどを確認していたが、これだと 1 日 3 件が限界。感染例が多く追いつかなくなり、電話による聞き取り調査に切り替え、園児の名簿や配席図・状況報告の提出を求めた。どういう保育をしていたのか、仲良しの子は誰なのかといったことも報告してもらい、書類審査によって濃厚接触者を判定する。最初のうちは法人指導課に確認をとって判定していたが、オミクロン株の感染が拡大するにつれてそれも追いつかなくなり、法人保育施設向けに濃厚接触判定の事例集を作って渡し、法人保育施設の場合は施設側で判定して報告してもらう方式に変えた。

公立保育所の場合は事例集による施設側判定ではなく、施設からの書類提出を受けて保育運営課が疫学調査を行い、保育所長と確認の上濃厚接触を判定し、判定が難しい場合やクラスターとなりそうな場合は保健所にも確認した上で決定した。

中田 保護者からは、何の資格もない保育児童部の職員が判定するのかという指摘もあり、必ず保健所に報告して判定していると説明した。

山根 疫学調査の内容が変わっていった背景を説明しておく、令和 3 年の途中頃から民間企業の場合企業自身で調査を行う形に変わってきていた。他市でいうと、令和 3 年 11 月から法人保育施設の疫学調査を保健所や行政側が行わず、施設の側で調査して報告を出させるという吹田市の事例が出てきた。尼崎市の場合、令和 4 年 1 月 20 日付で、それまで法人指導課が担当していた保育所の疫学調査を今後は保育児童部が担当するという通知が出された。チームを組んで現地調査する体制をとったが、2 月上旬頃にチームの職員から感染者が出た。これが引き金になって現地調査をやめる方向になり、聞き取り調査を行い、メールや FAX により名簿や配席図

などの文書提出を求める方式に変えた。発症日 2 日前からの行動履歴まで提出を求めるので、これらの作成に手がかかることをいやがり、最初はどの施設もきちんと対応していたが、そのうち感染発生を報告せずすませてしまう施設も出てきた。

中田 法人によって、きちんと園児を休ませたい施設と、通わせたい、開けておきたいという施設の両方があった。

山根 施設にはコロナにどう対応したらよいかという不安があり、電話をかけて相談してくる。保育所は土曜日も開いているので、初期は土曜でも何十件も電話がかかってくるような状況だった。

藤原 相談があった全件をデータベース入力して記録している。発症者が誰で濃厚接触者は誰といった具合で、誰がいつ園を休んだのかわかるようにした。多いときで 1 日 40 件とか報告が来るので、入力作業に忙殺された。

山根 休園にともなう保育料軽減措置のために、こういった個別のデータが必要になる。エクセル操作に強い職員がデータ様式を作った。ただし、入力するのにたいへんな作業時間を要する。多いときで同時に 26~7 園、2 割近く休園が出た時期もあった。

藤原 子どもの感染だけでなく保育士が感染し保育できないから休園というケースもあった。

中田 保育士の応援体制を取るという案もあったが、感染が発生した保育所に保育士を派遣するリスク、その保育士がウイルスを持ち帰って感染を拡げてしまうリスクもある。

山根 体制を作りかけたが、結局実施に移していない。休園するか、あるいは部分休園する形で感染拡大を抑え込んだ。令和 4 年 1~3 月頃の感染拡大がひどく、聞き取り調査方式でも対応しきれなくなり、保育管理課が法人保育施設に濃厚接触者を判定してもらうための事例集を作った。相談の電話は早朝から深夜まで 24 時間鳴りっぱなしだった。

藤原 感染者が出たのでどうしたらよいか、あるいはまた、まだ感染は出ていないけれど出たらどうしようかという相談もあり、時間を問わず法人保育施設から電話があった。初めて感染者が出た場合、施設の側が混乱してパニックになる。

山根 そういう場合、施設に対してひとつひとつ聞き取っていかねばならず、それだけでも数十分かかる。小規模な園の場合、全員が濃厚接触者になるケースも出てくる。

藤原 子どものおもちゃの取り合い、唾液がついたおもちゃを介しての感染など、大人では想定されないような感染ルートがある。散歩で外出するときに使う大型カートでの接触による場合もある。大人と違い、子どもは意識して感染を避ける行動をとることができない。また、仲良しの子にうつってしまうことも多い。

山根 聞き取り調査に際し、仲の良い子はいないか、それは誰かということも必ず聞くようにしていた。感染防止のため、一言も話さず食事をさせる園もあった。

中田 壁を向いて食べさせたり。お友達と楽しく食べるという食育の観点からすれば、それでよいかという話になる。4・5 歳児の年長さんの場合、マスクをさせている園も多かったので、給食の間は会話をがまんして、終わったらマスクを着けてお話ししようねという形で黙食を徹底している施設もあった。ただ、小さい子はそういうことはできない。

そもそも保育所は子どもたちが重なり合って遊ぶ場所なので、どうしても感染が広がってしまうリスクがある。

(新型コロナ対応を経験して、課題と教訓)

歴史博物館(藤本) 新型コロナウイルス感染症に対して保育部として行ったさまざまな対応のなかで、今後活かせることは何か。

中田 平成21年の新型インフルエンザ流行※のとき、市内の保育所をすべて閉鎖した。今回はそういう措置はとらずになんとか対応できた。感染症がまん延した場合にどうするのか、早め早めに市としての方向性を出していくことが必要。そうすれば保護者や市民も安心する。

※ **新型インフルエンザ流行** 平成21年(2009)5月17日の尼崎市新型インフルエンザ対策本部会議の決定により、5月18日(月曜日)から24日(日曜日)まで7日間公立保育所休園、法人保育園・認可外保育施設に対して休園要請、市立学校園休校休園、県立高校・私立学校園・大学に対して休校休園要請。このほか福祉施設への注意喚起、イベント自粛要請等を行った。

藤原 市の組織としての対応が全体として適切だったのかどうか。例えば教育委員会との連携不足という問題がある。幼稚園と保育所は、コロナ対応の面で足並みをそろえておくべきだった。子どもの施設を全体としてどうするのか、市としての方針を出すべきだった。

山根 教育委員会事務局は市立幼稚園の疫学調査は対応するが、私立幼稚園の疫学調査は対応しないという方針だった。それで、私立幼稚園の疫学調査は保健所が担当した。一方、認定こども園(私立)は保育児童部が調査するといった具合で、足並みがそろわなかった。

また、保育所の子どもの発達面でコロナの影響があったと思われる。子どもたちが互いに話をしない、接触しないというのは集団保育の本来の姿ではない。外出できず、狭い家庭環境のなかで育ったことの影響も考えられる。

中田 子どもたちへの影響の実態を検証できていない。ノーマスクの保育所とそうでない保育所で違いが出たのか。言葉が出てくる時期が遅くなったり、食事のときは口を動かしてカミカミしましよとかそういう指導もできなかった。1人1人の発達を促すことができなかったことが、小学校に上がるときにどう出てくるのか。本来は長期にわたる検証が必要になる。

藤原 法人保育園で働くスタッフの団体との協議のなかで、コロナを経て発達面でなんらかの障害が見られる子どもが増えたという現場の声を聞いている。この5年間で倍ぐらいに増えた、増え方が異常だという。

この団体は毎年市に対して要望書を出しており、これに関する意見交換の場を設けている。障害児に対する補助金を出して欲しいという要望事項があり、これをめぐる意見交換のなかでそういう話が出た。コロナの期間、子どもたちは外に出て遊ぶ機会が減り体力が落ちている。遊んでいてもすぐ疲れたと行って戻ってきってしまうという指摘もある。発達障害を含めて、こういったさまざまな影響が5年後10年後、小学生中学生になったときやその後に出てくるのかということがある。

中田 子どもの発達の面で、やはりコロナの影響が考えられる。その一方で、発達を診る医療機関が増え、保護者がすぐそこに連れて行って診断してもらうようになったことの影響もある。公立の場合、子どもの育ちが阻害されていると考えられるのであれば、それに対する手立てを打つよう指導している。例えば、マスクを着けることで子どもたちが互いの顔がわからないのであれば、顔写真を撮って園内に掲示し、わかるようにするとか。

藤原 園の行事も減らしていた。プール遊びも満足にできなかったし、運動会も開けない。開

いても保護者は1人だけといった人数制限をしていた。

中田 そういう措置を行わなかった園では発達の遅れや障害の面で気になる子どもがいない、少ないということであれば、コロナ対応の影響が考えられるので、制限していた園にその影響や結果を聞いてみることも必要になってくる。

この2~3年で働きだした保育士の経験不足の克服というのも課題のひとつ。コロナが終わり、通常保育をどうしていくか。密を避けるためにクラスを越えた保育をしてこなかったのが、自分のクラス以外の子どもを保育するにはどうするのかといったことを経験し、身に付けてもらう必要がある。

このほかコロナで変わったこととして、公立保育所ではそれまで持ち帰りにしていたおむつの処理を保育所が実費徴収でやるようになった。保育施設により取り組み方に違いはあるが、アプリやデジタルを活用して保育室の様子を保護者に見てもらおう仕組みも進んだ。

山根 学校の場合 ICT 化などコロナのプラス面も考えられるが、集団で人間性を育む保育においてそれは難しい。コロナが子どもにとって、プラスになる側面はあったと言えるだろうか。

中田 手の洗い方が上手になった。子どもたちが自身の健康を意識するようになった。

山根 子ども自身の衛生観念が育まれたということは言える。

藤原 0~5歳児の場合、子どもたちは成長後はコロナのことを覚えていないだろう。

保護者との関係で言うと、保育所を閉める・開けるという判断に際しても両方の意見が出てくる。すぐ開けてくれないと仕事に行けない、開けて欲しいという保護者がいる一方で、閉めておくべきではないか、開園して大丈夫なのかという意見もある。何が正解なのか、その判断が難しいということを実感した。

山根 尼崎市の場合、コロナの影響のあるなしに関わらず、コロナ期間も含めて保育施設への入所希望が毎年数百件単位で増え続けている。少子化にも関わらずこういう状況で、就学前児童の約半数が入所を希望している。

藤原 限定保育という形で、保護者がエッセンシャルワーカーか否かで通園の可否を区分した。エッセンシャルワーカーの意味合い、重要性が社会に浸透すると同時に、保育所が重要な社会基盤であることが理解され、社会的地位の向上につながった。保育所の数は足りておらず、待機児童数も多い。コロナの経験が、保育士の待遇改善につながることを期待する。

(保育部門の組織・経験・専門性)

山根 所属名称の変更はあるが、保育の課長職を10年間務めている。

藤原 令和3年度から保育管理課長。

中田 保育士として保育所の現場勤務の後、保育の係長3年、課長6年。

歴史博物館(辻川) 保育児童部の管理職は在籍年数が長いですが、これは業務の上で専門性を要するからか。

中田 保育運営課は保育士資格を持つ職員を配置する課なので、必然的に配置が長くなる。

藤原 保育運営課は公立保育所を指導する立場なので、保育の現場をわかっている必要がある。能力・経験の裏打ちが求められる。自分は保育管理課で3年目だが、いまだに制度が難しく、例えば保育所と幼稚園の関係性など、わかりにくい、わからない部分がある。

中田 制度の流れや経緯がわかっていると、法人保育施設を指導することは難しい。

山根 保育の分野は専門用語も多く、庁内で上層部に説明していても、制度が難しい、わかりにくいとよく言われる。本市は中核市なので、県から権限が降りてきていることも影響している。市議会議員と議論していて、かみあわないこともある。

人材育成担当（後藤） 話をお聞きしていて 3 課の連携、部としてのチーム観がよくわかる。保育児童部として一緒にやっというマインドは、組織の仕組みがそうさせるのか、あるいは個々人の人格や姿勢に起因するのか。

中田 保育児童部はよく連携していると言われる。保育現場を知っている保育運営課に対して、制度面を保育企画課と保育管理課が担当する形。自身が課長になったときに上司の部長から、災害時に保育運営課だけで約 20 の公立保育所の対応はできないから他の 2 課の応援が必要と言われ、部としての連携の重要性を感じた。保育の分野は、そういった連携協力がないと対応できないことが多い。

藤原 コロナという共通の敵に立ち向かうには、団結する必要が出てくる。法人保育施設の話だからこちらの課、公立保育所の話だからあちらの課、ということにはならない。

7-2 こども青少年課

実施日時：令和 5 年（2023）11 月 16 日 9 時 30 分～10 時 40 分

場 所：尼崎市立ユース交流センター（アマブラリ）

対 象 者：こども青少年課長

江上^{えがみ}昇 こども青少年局係長、滋賀大学大学院

テ ー マ：「あまっ子お弁当クーポン事業」の実施等について

尼崎市学びと育ち研究所の研究について

対象者の当該期所属・職掌

こども青少年課長 令和 2・3 年度 教育委員会事務局職員課係長

令和 4 年度 教育委員会事務局学事企画課係長

江上昇 令和 2～4 年度 こども青少年課係長

〔要約・ポイント〕

1 「あまっ子お弁当クーポン事業」について

(1) 紙クーポン交付にともなう間接コスト負担の問題、電子決済・電子通貨方式の利点

ただし、電子決済・電子通貨方式とした場合、使用できない弱者への対応が課題

(2) コロナに限らず、平時から長期休校期間の要支援世帯の食事支援施策が必要なのは

2 尼崎市学びと育ち研究所の研究について

(1) 研究成果の教育現場への活用方法

〔聞き取り記録〕

（「あまっ子お弁当クーポン事業」の実施）

江上 市立小・中学校に在籍する要保護及び準要保護児童生徒を対象に、市内に事業所があるお弁当店等で令和 2 年 5 月 20 日から 7 月 31 日まで使用できるお弁当クーポン券を配布する

「あまっ子お弁当クーポン事業」を実施した。一定以下の所得の就学援助世帯の子どもを対象とし、現金を配ると子どもの食事用に使われない可能性があるため、各家庭にクーポン券を郵送した。産業部門に詳しく個別店舗とのネットワークを有する事業者に店舗開拓を委託し、金額相当の食事を出してもらえ、市内の協力事業所（店舗）を募った。事業開始後も協力事業所が増え、そのリストを順次ウェブサイトに掲載していった。途中で提供をやめる店舗もあり、期間を通じての協力店舗数は最終的に145店舗になった。

「あまっ子お弁当クーポン事業」はトップダウンの事業だった。こども青少年課は、子どもの貧困やネグレクト対策を担当している。コロナ以前から、給食がない夏休み期間等の食事の支援が必要ということで、本市ばかりでなく各自治体も取り組んでおり、子ども食堂も増えてきている。そういう課題意識のなか、コロナにより市立学校が休校となり、給食が無くなると困ると考えられる就学援助世帯を支援する必要があるということで、市長ないし市上層部から指示があった。令和2年4月16日の新型コロナウイルス感染症対策本部員会議で指示があり、4月27日に準備に着手した。5月20日からクーポン使用開始ということで、連休中の5月5日に要綱策定、5月8日には事業の概要を決定した。通常の見積合わせや公募では間に合わず、通常時とは異なるスピード感で事務を進め、連休明けにはクーポン券の印刷があがってきた。教育委員会から就学援助世帯のリストの提供を受け、突貫工事で封入して5月18日に発送した。この事業は、小学校1か月分の学校給食費をベースに、4,000円という交付クーポンの金額を積算した。対象者6,996人に送付したが、所在不明で戻ってきたものもあり、結局6,859人に交付した。執行率は80.8%で、配ったけれど使われなかったクーポンもあった。未使用の理由・内訳までは調べていない。子どもの食事用限定だが、子どもあるいは保護者が買って持ち帰る弁当に使うのが主なので、実際に誰が食べたのかまでは確認できなかった。

こども青少年課としては、コロナまん延期に限らず、この種の事業の必要性を常に感じている。ただし、一般財源を使ってまで実施するかどうかとなると、検討を要するというのが現状である。

（先行事業＝「あまっ子応援弁当緊急事業」）

こども青少年課長 お弁当クーポン事業に先立って、同様の趣旨の事業として、いくしあ(子どもの育ち支援センター、いくしあ推進課)が「あまっ子応援弁当緊急事業」を実施していた。ネグレクトや生活困窮世帯の子どもへの昼食用にお弁当券を配るもので、令和2年4月14日に開始し5月中旬に終了した。お弁当クーポン事業は、この事業の拡充という位置付けだった。

歴史博物館（藤本） 訪問し券を配ることで支援対象家庭と繋がる効果があったと聞いている。

江上 クーポンの場合は郵送なので、要支援世帯と直接接触することはない。

（お弁当クーポン事業を振り返って）

江上 事業実施によりノウハウができた。ただし、今回のような紙に印刷するクーポンの配布は、印刷・郵送・店舗開拓の委託料といった間接コストがかかる。今回の事業の決算総額が約2,800万円で、各店舗への支払（清算）額が2,257万円なので、2割程度が間接コストになる。その後スタートした「あま咲きコイン」のような電子地域通貨を要支援世帯に無審査で配布する方法であれば、間接コストが大きく下がるかもしれない。今後、同様の事業を実施する際には、そういった方法も選択肢になる。

しかしながら、デジタルに対応できない市民も存在する。この種のサービスを最も必要とする生活困難者の場合、電子決済が難しいというケースもあり、この点と紙クーポンの印刷・配布等に要する間接コストのバランスをどう考えるかというのが課題といえる。

また、この業務の実施期間中、止められる他の業務はすべて止めて対応した。組織としての判断というより、ほぼ課全員で取り組まなければ間に合わず、業務を止めざるを得なかった。そういう意味で、間接コストに加えて人的リソースも費やしている。

こども青少年課長 今後、コロナと同様の事態が生じた場合、同様に対応できるだろう。ただし、電子決済・電子通貨を導入することを考えるとき、当事者がスマホを持っていない場合はどうするのか、電子決済に対応できない店舗はどうするのかといった問題がある。コロナまん延期に限定せず、夏休みなど長期休校期間に困難世帯の子どもの食事をどうするのか、今回のお弁当クーポンのような枠組みを常時実施すべきではないかという指摘もある。

歴史博物館（辻川） クーポン使用世帯やお弁当クーポンに応募した事業所の反応はどうか。

江上 使用世帯と接触することがないので、反応はわからない。事業所については、仲介事業者経由で話を聞く限りでは特にクレームもない。この事業には、各店舗に対する経済支援という意味合いもあった。ただし実際のクーポン使用という点でいうと、買いやすくメニューも多いということで、個別店舗よりも市内に多数の店舗があるお弁当チェーン店が多く利用される結果となった。

（尼崎市学びと育ち研究所の研究について）

江上 市と教育委員会が管理するビッグデータをこども青少年課が収集し、研究者とともに研究するというのが、尼崎市学びと育ち研究所の研究の枠組みである。コロナ後の小中高生に対するアンケートをもとに、コロナが子どもに対してどういう影響を与えたのか検証している。学校休校・外出制限等の影響により児童生徒の体重増加傾向が見られたが、1年後の経過報告の結果この傾向は解消している。また学力低下は見られず、休校が学力には影響していないという結果となっている（編集担当追記：その後の調査により令和2年3～5月の休校の約半年後における市立小中学校の国語と算数（数学）で学力低下がみられ、この影響が約1年半後においても緩やかになりながらも残っていることが確認された）。コロナの影響により学校行事がなくなり、授業時間を確保して学力を維持したという評価である。ただし、経済的に余裕がある家庭の児童生徒は休校期間も通塾やオンライン塾利用が可能だが、それができない困難家庭の場合はコロナの影響を受けて成績が下位になる傾向がみられる。この研究は継続しており、研究者からは、直後の影響に加えて年数経過後を継続的に調査検証していくことの必要性が指摘されている。なお、就学前の児童のコロナ禍の影響については現時点では研究は行っていない。

こども青少年課長 研究結果が市立学校の授業に直結する形にはなっていない。教育委員会とはゆるやかな形で連携しているが、研究成果を学校の授業に具体的に反映させる手立てが必ずしもあるわけではなく、成果の活用が難しい面がある。

8 経済環境局

実施日時：令和5年（2023）10月27日10時～11時10分

場 所：尼崎市中小企業センター内 尼崎地域産業活性化機構

対象者：^{さんのみや}三宮直樹 尼崎地域産業活性化機構常務理事、部長
^{しげもとたかし}重本崇 尼崎地域産業活性化機構係長

テーマ：感染症まん延期における市の経済対策、事業者支援

対象者の当該期所属・職掌

三宮直樹 令和2年度 経済環境局経済部地域産業課長
令和3・4年度 尼崎地域産業活性化機構常務理事、部長
重本崇 令和2～4年度 経済環境局経済部経済活性課係長

【要約・ポイント】

1 必要な施策の早期立案、タイムリーな実施

- (1) 情報のアンテナを張り、指示待ちではなく事前に事態を予想し立案に着手
- (2) 緊急事態に即応した組織としての迅速な意思決定（直接トップに説明・提案、通常時のプロセスにこだわらない柔軟な進め方）
- (3) すでにあるシステムを柔軟に取り入れ組み合わせる、外部人材・ネットワークの活用
（ex.クラファンと外部人材を活用したあま咲きチケット、初の電子通貨事業としてのあま咲きコイン）

2 経験、教訓、課題

- (1) 市内からの人材支援の有効性、職員の力、尼崎市の総合力
- (2) 職員配置の継続性、経験と専門性を有する職員の存在が迅速的確な施策立案と実施を可能にする
- (3) 未経験の施策立案・実施 = 長期スパンの結果調査・検証が必要

【聞き取り記録】

（企業活動への影響調査、実施施策の概要）

重本 新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響調査として、令和2年7～8月に事業所実態調査（アンケート調査）を実施し、その結果をもとに市予算の9月補正を行った。4,000社を対象とする大規模調査（有効配布数3,862）で、1,331社の回答を得た。1年後の令和3年7～8月には、回答した事業所及び令和2年度実施の本市コロナ支援を利用した事業所を対象に、追跡調査を実施した。令和2年度調査の結果及び年度中に実施した施策の詳細は『尼崎経済白書』令和2年度版（尼崎市・公益財団法人尼崎地域産業活性化機構、令和3年3月）に特集としてまとめている。

具体的な実施事項として、まず令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出されたのを受けて、4月20日、尼崎市中小企業センター内に事業者向け相談窓口を設置した。その上で、新型コロナウイルスに係る支援事業として、13の事業を実施した。市内に1万7千弱ある事業所を対象に大小を問わず支援するもので、基本は中小企業支援になる。

列記した1番目の「テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度」から6番目の「尼のさきめし事業」までは、主として商業系事業者を対象とする施策になる。「緊急つなぎ資金」貸付制度などは他市より断然早かった。「あまっ子お弁当クーポン事業」は市として店舗開拓

令和2年度に経済環境局経済部地域産業課が実施した感染症関連の事業者向け経済支援策

4・5月に事業を開始した商業系事業者向け支援策

テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度

- 融資件数：457件
- 融資金額：163,245千円

あまっ子お弁当クーポン事業

- 利用可能事業所：145店舗
- 利用クーポン請求額：22,359千円



テイクアウト・デリバリー等促進支援事業

- 交付件数：281件
- 交付金額：27,001千円



尼崎のお店まるごと応援事業（あま咲きチケット）

- 支援件数：3,662件
- 総支援額：96,026千円



兵庫県休業要請事業者経営支援事業

- 支給件数：3,744件
- 支給金額：819,350千円（内、市負担額：273,117千円）

尼のさきめし事業

- 登録店舗件数：43店舗



8月以降に実施した各種給付・補助事業等の支援策

尼崎市事業継続支援給付金

- 給付件数：3,972件
- 給付総額：397,200千円

尼崎市感染拡大防止対策等支援補助金

- 補助件数：3,204件
- 補助金額：486,822千円



尼崎市製造業設備投資等支援補助金

- 交付決定件数：65件
- 交付決定金額：117,226千円

営業力強化・就労支援等関係事業【AmaLinks（アマリンクス）】

- 参加事業所：27事業所



SDGs地域ポイント制度推進事業

- 実績額：23,500千円



電子版プレミアム付商品券関係事業

- 発行総額：420,000千円
- 加盟店舗：468店舗



尼崎市雇用調整助成金等申請サポート給付金

- 給付件数：156件
- 給付総額：13,386千円



（経済環境局経済部作成資料を加工して作成）

から取り組んだ。また「テイクアウト・デリバリー等促進支援事業」は、コロナの影響で店舗を開けることができない業態の事業者向け支援施策である。このほか、「尼崎のお店まるごと応援事業（あま咲きチケット）」ではクラウドファンディングサイト「CAMPFIRE」を通じて応援（利用券購入型と寄附型の2種類）を募るといった工夫も行った。

これらの商業系事業者向け支援策実施にあたってはスピード感を重視し、令和2年のゴールデンウィーク中に用意し、連休明けに一斉に実施していった。

これに続いて、冒頭にふれた影響調査を令和2年7～8月に実施し、平行して13事業のうち「尼崎市事業継続支援給付金」以下の事業を順次準備し実施していった。「事業継続支援給付金」は4,212件もの申請があり（3,972件給付）、尼崎地域産業活性化機構に専用窓口を設けて対応した。商業系以外の支援策としては、製造業を対象とする「尼崎市製造業設備投資等支援補助金」があり相談92件、交付決定65件（うち1件取り下げ）1億1,722万6千円だった。

これらの施策について、ヒアリングやアンケート調査、アウトリーチによる調査を実施した。事業者からは給付・支援額が少ないという声はあったが、スピード感は評価された。

『尼崎経済白書』令和2年度版に説明しているとおり、市の施策は国や県の制度との連携及び補完を基本に実施した。事業者は国・県・市と区別せずひとくくり行政の施策ととらえる。それを前提に、ばらまきだけではだめ、国や県と同じことをやってもだめということで、市の支援策は国・県のメニューとの違いを明確にする形で立案していった。

これら13事業の支援策はほとんど当時の地域産業課長が中心となって立案し、予算も1事業

を除き、その他の市支援策はすべて地域産業課の予算として編成した。経済活性課の所管事業としては、令和3年度の9月補正により予算化した創業支援事業がある。経済部の役割分担でいうと、経済活性課がブレーン、地域産業課が事業者との対応にあたる。

（早期に開始した事業者支援策）

三宮 令和元年12月頃、中国の武漢でウイルス感染症が発生し、経済部でも話題になった。年が明け、国内にも感染が広がり、その影響で事業者の経営が厳しくなることが予想された。飲食等の接客系業種はすぐにでも支援が必要と考え、早期に支援策を考えた。

施策のなかで最も早く、令和2年4月21日から受付を開始した「テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度」は、店舗等の賃料3か月分相当額（上限50万円）を融資する制度で、要綱などはすでに作っていて、それを市長など上層部に直接提示して説明し了解を得て事業化した。市の指定金融機関であるところの三井住友銀行とどのように連携するかということで、銀行と交渉し、市が銀行から資金を借りて事業者に貸し付けることにした。銀行から現金を出し、敷き入れに運び、事務所内の金庫に入れ、申請者に対して貸し付けた。数千万円を車に乗せて運ぶというので、暴力団対策のため市職員として割愛採用している警察の職員に同行してもらった。（受付期間令和2年4月21日～7月31日、463件受付、融資実施457件1億6,324万5千円、辞退6件）

「あまっ子お弁当クーポン事業」は、就学援助費支給認定世帯を対象に、給食が無くなって食事を食べられない子どもたちへの支援のため4千円分のクーポンを配布するもので、こども青少年局が発案し、飲食業への支援にもなるということで経済環境局に話がいった。店舗開拓にあまがさき観光局も協力してくれて、土日関係なく直接弁当屋をまわり利用できる店舗を開拓した。クーポンの管理は地域産業課が担当した。（利用期間令和2年5月8日～7月31日、利用できる市内事業所145店、利用クーポン請求額2,235万8,100円、利用クーポン消化率79.9%）

「テイクアウト・デリバリー等促進支援事業」は、店舗を開けることができない事業者がテイクアウトやデリバリーを始めるのを支援する上限10万円の補助事業で、補助対象経費の10/10を補助するというので当初から申し込みが多かった。市としては当初はきちんと申請してもらったうえで交付という考えだったが、緊急事態だから考慮してほしいという事業者からの声があり、できるだけ簡単な申請方法にしていった。不正受給とのからみでどこまで簡単にできるかという部分もあったが、コロナ禍での事業者救済措置という意味合いが強かったこともあり柔軟に対応した。（受付期間令和2年5月15日～8月31日、交付決定281件、交付金額2,700万1千円）

「尼崎のお店まるごと応援事業（あま咲きチケット）」は3月頃から構想があり、これも5月の連休明けに事業の具体的なスキームを構築した。当時調べたところ千葉県柏市や愛媛県新居浜市などに類似の事業があった。クラウドファンディングを活用し、いまはお店に行けないけれど、コロナが収まったら来店して食事してもらおうということで寄付してもらい、クーポンを発行する。連休中に株式会社まいぶれ withYOU（尼崎市塚口本町）代表取締役の加藤淳氏に声をかけて相談し、協力してもらった形で実施に移した。「CAMPFIRE」（国内最大級のクラウドファンディング）での募集や現金の寄付を受け付けた結果、1億円近い金額が集まり

「CAMPFIRE」では全国のベスト 100 に入るという自治体としては異例の成績だった。現金の寄付は、高齢者などパソコンが使えない人もいるということで実施したもので、あまがさき観光案内所や尼崎城などで受け付け、2 千万円以上を集めた。40 万人規模の都市で、現金で募金を募った例は他市にはなかった。コロナのため日々の収入が得られなくなった事業者への支援として、すでに世の中にあるものをピックアップして、オール尼崎で協力してもらって仕組みを作った。（チケット販売期間令和 2 年 5 月 15 日～6 月 21 日、利用期間 8 月 1 日～12 月 31 日、参加店舗 564、総支援額 9,602 万 5,300 円＝サイト 7,201 万 580 円、現金 2,401 万 4,720 円）

歴史博物館（藤本） あま咲きコインもコロナを機にかなり利用が広がった。

三宮 あま咲きコイン（「電子版プレミアム付商品券関係事業」）は、コロナ以前から地域通貨事業に取り組むよう稲村市長から指示されており、経済対策として使えるということで、令和 2 年の秋から実証実験に入った。店舗開拓の点でまいぶれ withYOU をはじめ各方面の協力を得た。市内での買い物にプレミアムを付けるのに加えて、SDGs 行動に協力した人にもポイントを付与するなど、経済対策だけではなく、環境や社会にも配慮した 3 つの側面への貢献を意識した仕組みの構築に努めた。

歴史博物館（藤本） その後、あま咲きコインは子育て世帯への支援給付金などにも活用されている。

三宮 かつて平成 30 年度に全国一律にプレミアム付商品券を配ったことがあり、このときは莫大な経費がかかった。電子通貨の場合、印刷した商品券を配るのと比較してコストがあまりかからないことが利点になる。あま咲きコインは現在も利用店舗が増えている。この制度は市長の思い入れが強く、名称を決めるときも市長からの強い思いがあったりした。（1 次販売期間令和 2 年 10 月 17 日～11 月 31 日、2 次販売期間令和 2 年 11 月 18 日～12 月 14 日、使用期間令和 2 年 10 月 17 日～令和 3 年 2 月 28 日、発行総額 4 億 2,000 万円、販売店 34、加盟店 468）

（各種給付金事業）

三宮 「緊急つなぎ資金」や「お店まるごと応援」といった連休前後に開始した事業に加えて、秋口から各種の給付金事業を開始した。

「**尼崎市感染拡大防止対策等支援補助金**」は、市内中小企業者（個人事業主を含む）が感染拡大防止や販路開拓の取組に要した費用の 2/3、20 万円を上限に補助するもので、必要な支援をいかにタイムリーに実施するかということで、企画立案にあたり通常の市役所としての手順に固執することなく、柔軟かつ迅速に実施に移した。1,000 件程度の申請を想定していたところ 3,300 件もの申請があり書類チェックが大変だった。総合政策局長が各地域課から人手を出してくれて、リベルの一室でチェック作業を行った。

重本 たとえばアルコール除菌剤購入は補助対象になるが、提出された書類のなかには普段の買物レシートなどもあり、膨大な量のチェックのため経済部の職員は年末も総出だった。

三宮 このチェックが最も大変で人手を要する作業だった。（受付期間令和 2 年 8 月 1 日～12 月 28 日、受付 3,273 件、補助 3,204 件 4 億 8,682 万 2 千円）

また「**営業力強化・就労支援等関係事業【AmaLinks（アマリンクス）】**」は、コロナを契機

として新たなビジネスや就労のマッチング機会を創出するサイト運営事業で、現在は【AmaPortal（アマポータル）】となっており、本市の施策のDX化につながった。

重本 令和2年度・3年度は非常に多くの施策をうった。その大部分は地域産業課が中心で、これに経済活性化課の創業支援事業、しごと支援課の就労マッチング事業が加わる形だった。尼崎市の事業者支援のスピーディさは、他市に負けないものだった。

（新型コロナ対応の経験、教訓、課題）

三宮 新型コロナ対応のなかでクラウドファンディングの活用や電子通貨事業（あま咲きコイン）など、未経験分野のノウハウを得たので、今後活かすことができる。一方、各支援策はどこまで効果があったのか、本当に困っていた人に支援が届いたのかという部分は検証が必要。尼崎地域産業活性化機構の調査研究室にて政策の検証を行い、その結果を経済部と共有していくことが重要だ。

重本 令和2年度と3年度に実施したコロナの企業活動への影響調査は、すでに支援策が始まっているなかでの後追い調査ではあるが、施策が間違っていないという部分での検証になった。とはいえ、膨大な公的資金を投入した施策であったわけで、3年後5年後、あるいは10年後に振り返って検証することが必要になってくるだろう。

三宮 事業実施にあたり、市内からの協力が得られたことが大きく、尼崎市の総合力を感じた。「感染拡大防止対策等支援補助金」の作業は途方に暮れるようなボリュームだったが、当時の小田地域振興センター所長がすぐに現場に来てくれて、職員を派遣してくれた。出屋敷リベルでの作業は11月の終わり頃から4か月近くかかり、年末も応援職員が加わって作業をした。その現場を市長や市幹部が見に来てくれた。人事課が用意しているアルバイト名簿からピックアップして作業に入ってもらったケースもあったが、作業が難しいと言ってすぐやめてしまったりという具合で、市職員との力の差は歴然としていた。

重本 地域課からの人材協力は、作業を進めるうえでたいへん大きかった。

歴史博物館（辻川） 今回、市内各分野の感染症対応について聞き取り調査を行うなか、多くの部署においてその部署・分野における専門職やスペシャリスト的な職員の存在がポイントになったという印象を受けている。経済の分野においても、迅速に支援策を立案し実施に移すうえで職員の専門性が重要だったと考えられるが、その点はどうか。

三宮 経済部は初めてという職員であれば、新型コロナ時の支援策作りは難しかったと考えられる。たまたま経験が長く専門性がある職員がいたという側面もあり、今後はコア人材の計画的な育成が必要になってくるだろう。コロナ以前の中心市街地活性化計画に関する国の会計検査が阪神7市に対してあった際、他市は検査時に担当職員が全員異動していて事情がわからず、対応に苦慮されていたことがあった。尼崎市の場合は担当職員の継続性があり、検査に対応することができた。

これは一例だが、過去の経緯を引き継ぎ、事業者との間に築いた関係性なども継承していくようなジョブローテーションが重要になってくる。

重本 コロナの際も、経験と専門性があったので意思決定が早かった。ただ資料を読み上げて説明しているような職員では対応できない。

9 都市整備局

実施日時：令和5年（2023）11月1日9時30分～11時

場 所：尼崎市役所北館5階東会議室

対 象 者：富田聡一郎^{そうちろう} 土木部公園計画・21世紀の森担当課長

元都市整備局職員

篠原瑛太 住宅部住宅管理担当係長

鉄本昌司^{まさし} 住宅部住宅管理担当係長

テ ー マ：感染症まん延期における市内スポーツ施設・公園管理について

同上、市営住宅活用について

対象者の当該期所属・職掌

富田聡一郎	令和元年度	土木部公園維持課長
	令和2～4年度	総合政策局武庫地域課長
元都市整備局職員	令和2～4年度	都市整備局在籍
篠原瑛太	令和2～4年度	住宅管理担当係長
鉄本昌司	令和2・3年度	住宅管理担当（一般職）
	令和4年度	住宅管理担当係長

〔要約・ポイント〕

1 スポーツ施設管理

- (1) 早期の閉鎖・利用制限判断、再開後の必要な感染防止対策
- (2) 市民利用施設運用方針にかかる総括的な部署による方針提示と庁内外連絡調整の必要性
＝ 現実にはベイコム総合体育館が市施設の代表のようになり公園維持課に問い合わせ

2 公園管理

- (1) 感染拡大防止の注意喚起の実施
- (2) 利用制限の法的根拠がないなか、感染リスクに敏感な市民からのクレームへの対応

3 市営住宅

- (1) ネットカフェ難民及び離職者向け制度のタイミングを逃さないすばやい制度構築
- (2) 緊急時の早急な制度化、実施後の手直しなど柔軟な対応を許容する組織風土
- (3) 過去経緯を踏まえた困難業務遂行の上で必要な知識・経験を有する職員の適切な配置
- (4) 未納・債務処理という課題、リスクをあらかじめ想定し方針化しておくことの必要性

4 負担の集中

- (1) 短時日に国県対策会議決定を踏まえて市の方針に反映、市対策本部に報告、さらに指定管理者への伝達やプレス発表等の同時並行作業を求められる

〔聞き取り記録／感染症まん延期における市内スポーツ施設・公園管理について〕

〔公園維持課におけるコロナ禍の対応等について〕（調査時提示資料引用）

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の発生当初、国及び県等のコロナに関する感染症対策に係る詳しい見解は示されておらず、市内の施設等における感染症対策につ

いては各自治体（施設の管理者）の判断に委ねられていた。

そんななか、全国各地のトレーニングジム等の屋内施設においてクラスターが発生していたことに加え、現場で施設を管理する指定管理者から、市外の利用者の人数が増加しているとの報告を受け、令和2年3月6日より、屋内運動施設（記念公園ベイコム総合体育館、地区体育館、屋内プール）及び不特定多数の利用が見込まれるクラブハウス、シャワー室、更衣室の利用を休止した。また、大阪市の長居陸上競技場が利用休止したことなどから、陸上競技場の個人利用の新規申請者が市外から尼崎市に殺到し、安全な施設運営が困難となったため、陸上競技場の個人利用を休止する措置を行った。当時、国からの判断基準は示されていないものの、市民の安全性を優先し、施設の利用休止を判断したものである。しかしながら、施設の利用休止は急なものであり、既に利用予約が確定している状況であったため、休止期間中に施設を予約している者に対して、施設の利用休止にともなう予約の取り消しに理解を求めるなどの対応が生じた。

令和2年4月7日には、初となる「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が発出された。これにともない、総合体育館や陸上競技場等の施設の利用を休止し、市内すべての公園に、コロナの感染拡大防止のための看板を設置するとともに職員が巡回するなどし、公園利用者への注意喚起を図った。

緊急事態宣言の解除後は、利用者に対する感染症対策の周知に加え、万が一施設内でクラスターが発生した場合に備え、利用者の特定ができるよう利用者名簿の記載を求めるなどの感染症対策を講じた上で施設の利用を再開した。なお、屋内施設においては、不特定多数の利用が見込まれるロビー等に設置しているソファやベンチの撤去、アルコール消毒液の設置、施設内の十分な換気の確保に加え、施設毎に人数制限（施設内において、人と人との距離を一定程度確保するため、前後4m程度の距離が取れるよう定員を設けた。）を設けるなど、特に慎重な対策を講じた。その他、検温器の設置、施設内の徹底した清掃及び消毒など、施設を直接管理する指定管理者の協力があったからこそ、施設内でクラスター等が発生することなく施設の運営が継続できたものとする。

その後は、国から発出される「緊急事態宣言」や「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に応じる形で、公園及び施設の利用について判断する流れとなったものの、国からの発表は急を要することが多く、発表の翌日から対応を求められるなど、市の措置決定までの猶予があまりない状況で判断せざるを得ない状況であった。

感染症対策に係る事務の流れとしては、「(1)国及び兵庫県の動向を注視、(2)近隣他市の対応状況を確認及び調整、(3)感染症対策に係る措置の判断、(4)運動施設を所管する関係部署との調整、(5)対策本部への報告、(6)議会説明資料及びプレス発表資料の作成、(7)ホームページによる対応状況の更新作業など」、これらの対応を非常にタイトなスケジュールのなかで、公園維持課が、実質的な市内の公共施設の利用の可否の判断を求められていたこと、関係部署（スポーツ推進課等）との調整を図る必要があったことは非常に苦慮した点である。

またコロナ渦における一例ではあるが、高齢と思われる市民から「子どもたちがマスクをせずに公園内を走り回っているので注意して欲しい」といった要望を受けることがあり、感染症の拡大が市民生活の不安を煽ったためか、他者の行動に敏感になっている様子も感じられた。

維持管理面においては、ウッドショックに加え世界的な半導体不足の影響等により、資材の確保が通常よりも難しい状態となった。公園の工事や修繕等の通常の維持管理業務にも時間も要することとなり、また、令和3年度中に完了を予定していた、市内公園のLED化事業については、資材の確保に時間を要したことで工期を延長した。

(スポーツ施設閉鎖、利用制限判断)

冨田 令和2年の年明けから国内で新型コロナウイルス感染が始まった。3月3日だったかと思うが、スポーツ推進課長からスポーツ施設の対応について相談があった。まだ県内で感染者が出るか出ないかという段階だったが、相談があった翌日には現場を管理するスポーツ振興事業団の課長から、大阪の長居陸上競技場(ヤンマースタジアム長居)が閉鎖されたため記念公園のベイコム陸上競技場に個人利用者が大量に流れてきている、初めての利用者ばかりで申し込みの行列ができてきているという報告があった。三密を避ける必要があるということで3月6日に屋内運動施設を閉鎖し、陸上競技場の個人利用も停止した。判断するにあたり他市にも問い合わせたが、まだ閉鎖するかどうか検討中という段階だった。最初に局内で閉鎖を相談した段階は、幹部にはまだ危機感がないという印象。緊急事態宣言以前であり、濃厚接触の定義もはっきりしておらず、それでも閉鎖するのかとかなり激しい議論をした。

元都市整備局職員 尼崎市のスポーツ施設閉鎖判断は兵庫県内でも早い方だった。この段階は、まだ屋内施設閉鎖と陸上競技場の個人利用停止のみで、屋外施設の全面閉鎖までは行っていなかった。施設の利用休止(=施設閉鎖と同義)は急な決定で、スポーツ振興事業団から、既に施設の予約をしている利用者に対して、施設の利用休止中は施設が使えない旨の連絡をお願いした。市民からの反発を覚悟していたが、想像していたよりも、施設の利用を休止することについての問い合わせはなかった。

冨田 毎日メディアでクラスター発生が報道されており、利用者も利用停止は仕方ないという反応だったと思う。屋外施設の団体利用までは止めなかったが、団体による各種大会や高校の部活動などはほぼすべて自主的に中止になった。

元都市整備局職員 当時、市としては団体が行う大会やイベントなどの利用について中止することを求めてはならず、イベント等を開催する主催者には、十分な感染症対策を実施するようお願いしていた。市としては、なるべく施設を提供したいが、利用者の身体に危険がある場合にはやむを得ず制限をかけるという考え方であった。国の指針では収容人数の半分までということだったが、たとえば体育館には収容人数の定義がなかったため、ある程度距離を置く配置という考え方で人数を割り出し制限をかけた。最終的には、国や関係団体からイベント等に関する考え方が示されるようになったため、それらの指針に従い施設を提供した。

コロナの危険性に対する市民理解が浸透していたとはいえ、施設閉鎖判断は他都市との調整も含めて難しかった。加えて、ベイコム総合体育館が市の市民利用施設の代表のようになり、市内他施設の所管からも問い合わせを受けた。コロナ発生当初、国はもちろん、市としての大きな方針も示されないまま、施設をどのような形で提供するのは非常に苦労した点である。

(公園利用者への注意喚起)

元都市整備局職員 国から初めて緊急事態宣言が発出された際には、感染拡大防止の注意喚起の掲示物を作成し、公園の職員が総出で3日程度で、市内全域600公園(都市公園:345か所、

子ども広場：215 か所）に設置したほか、職員が公園を巡回した。子ども同士が遊んでいるうちにお互いの距離が近くなる様子を見た市民からは「遊んでいることを注意しろ！」という電話がかかってくる。公園利用を制限する法的な根拠はないため、公園を巡回するなかで、必要に応じて注意喚起を図っていく旨を説明し理解を求めた。みな敏感になっていたように感じた。

巡回を行うにしても、常にそこに人を割ける体制ではないので、公園樹木の剪定など通常業務のなかで必要に応じて注意喚起する、というレベルのことしかできなかった。

富田 注意喚起の掲示物は、A3 サイズでプリントしたものをラミネートして作り、紐を付けてぶら下げるタイプだった。公園に掲示して欲しいという要請が各地域課にあり、対応した。

（新型コロナ対応を振り返って）

小島（人材育成担当、元都市整備局企画管理課）さまざまな対応は、令和 2 年度が一番大変だった。

元都市整備局職員 市民の理解を得ることも重要で大変だが、施設の運営判断を一步間違えれば市民生活に多大な影響が出かねない。今般の一連の対応においては、事実上公園維持課の判断が市内の公共施設に影響する状況であり、所管する施設を管理する以上のプレッシャーを感じた。また、判断した内容は所管する施設の現場に直結する。令和 2 年 3 月の閉鎖判断は急なことであり、現場のスポーツ振興事業団から全利用者に連絡することになった。急な舵取りで、現場に負担をかけることもあったが、結果的に施設内でクラスター等が発生することもなく、一定の制限は加えながらも市民に公共サービスを提供し続けられたことは幸いだった。

富田 コロナへの対応が 2～3 年続き、業務のマニュアル化が進んだ。今後他の感染症が流行した場合にも対応するだけのスキルアップができたが、市の施設の指定管理者が交替した場合、そのノウハウが継承されないという課題がある。施設閉鎖判断が一番難しい。

歴史博物館（藤本） 指定管理者であるスポーツ振興事業団への委託料支払いについて、コロナの影響はどうだったのか。管理施設閉鎖にともなう業務量減を理由とする委託料返金等があったのか。

元都市整備局職員 委託料については、コロナ感染防止にともなう突発的な経費、たとえばアルコール消毒剤の購入や施設内の清掃や消毒作業などといった経費に充てられた。

小島（人材育成担当、元都市整備局企画管理課）新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（市の庁内会議）において、局が所管する事項に関する対応方針について局長が報告する。その前に兵庫県の対策会議があり、そこで出される方針を受けて所管する施設についてどうするか方針を考える必要があり、期間が非常に短く、公園維持課は大変だった。

元都市整備局職員 スケジュールは非常にタイトであった。国や兵庫県の対策会議などで決定した事項を踏まえて、市の方針に反映する。数時間のうちに判断し、対策本部に対応方針を報告。対応方針が決定するとその内容を指定管理者に伝達するとともに、議会用資料やプレス用資料の作成も同時並行で行った。

さらに、施設運営に係るコロナ対応への判断／方針について、他都市からの連絡調整のみならず、庁内の各所管からの問い合わせには時間を要した。

尼崎市では災害対策本部が設置されていたが、市の公共施設の運用に関する方針が示されることはなく、所管課の判断に一任されている印象を受けた。今後、コロナ禍のような緊急時に

は、統括的な部署で市全体としての方針を示すとともにし、他都市及び市内間ので齟齬がでないよう連絡調整をお願いしたい。

〔聞き取り記録／感染症まん延期における市営住宅活用について〕

歴史博物館（藤本） 新型コロナウイルス感染症まん延期における市の特徴的な対応として、コロナで職を失った人がすぐに市営住宅に入居できるようにし、寝具なども用意したということなので、この施策について聞きたい。

（ネットカフェ難民向けの施策）

篠原 第1回の緊急事態宣言が令和2年4月7日に発令された。このとき、ネットカフェが閉鎖されるという情報があり、森山副市長から市営住宅を活用してネットカフェ難民を救う施策を行うよう指示されたと都市整備局長から話があった。そこで1日で仕組みを立案し、その夜に稲村市長に報告した。市営住宅の目的外使用になるので、国への報告と承認が求められる事項であり、本来は兵庫県を介して国への申請が必要になるが、局長と相談して早期に実施した上で事後承諾を求めることとした。

こうして制度を作り市長が記者発表※を行い、その際県にも施策実施を通知した。その後、国がネットカフェ難民救済への公営住宅活用方針を出した。

※ 記者発表

令和2年4月14日 市政記者クラブ記者発表 尼崎市住宅管理担当「市営住宅目的外使用（一時使用者用）」、同「（収入減、解雇や離職者用）」前者がネットカフェ難民想定目的外使用の広報
令和2年4月16日 尼崎市長定例記者会見 災害対策課作成「新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取り組み（対処方針抜粋）」において市の取組項目の1つとして「住宅困窮者への緊急支援」＝離職／減収／ネットカフェ難民対象の市営住宅提供を広報

鉄本 制度実施後、結局国に対して特段の報告は行っていない。全国的に他自治体も同様で、そのことをもって問題となることはなかった。

篠原 令和2年4月14日付（住宅管理担当の記者発表と同日）で決裁を起案し、国の休業要請期間（緊急事態宣言期間）である5月6日まで制度を運用し、その後も延長を繰り返した。最後の2世帯の出ていく場所が見つからず、同年8月6日まで延長した。

目的外使用の利用料は徴収しないという国の通達があり、徴収しなかったが、光熱水費や共益費の相当額は負担してもらうということで、当初月額4千円という案を出した。しかし、局長から2千円という額を指示され、結局市内ネットカフェの平均使用料を根拠に2千円と算出した。さらに局長から、ネットカフェ難民は布団や照明器具を用意できないだろうからと、これらを用意するよう指示された。

これらのことを含めて、さまざまな点について局から厳しい指摘を何度も受けながら、大急ぎで制度を準備した。市域を南部と北部にわけ、それぞれ市営住宅を10戸ずつ、計20戸を用意した。決裁2日後にはもう入居希望者の受入体制をとるということで、手作りのチラシを作りラミネートして、プレス発表と同時に職員全員でネットカフェに配った。あわせて尼崎市営住宅南部管理センター／北部管理センター（それぞれ別の民間事業者が受託運営）に頼んで布団と照明器具を用意してもらい、入居希望受付を開始した。

鉄本 ネットカフェがもう閉鎖されるというタイミングだったので、制度作りと広報を急いだ。通知のタイミングを逃すとネットカフェ難民になる人たちに制度が伝わらないので、市内のどこにネットカフェがあるのかウェブ検索して調べ、職員が二手にわかれて訪問しチラシを掲示してもらった。

篠原 市内のネットカフェ会員証所持を条件に入居を受け入れた結果、ネットカフェ難民の入居は通算で7人程度だった。公営住宅へのネットカフェ難民受入れを実施したのは、近隣では尼崎市の市営住宅と兵庫県の県営住宅だけだった。

尼崎市が実施するからということでは県も事業を始め、県内に数十戸から数百戸用意するという広報だったが、ネットカフェ難民の人が県に問い合わせると、空きがないから尼崎市に行ってくれと案内されたということだった。県に尋ねてみたところ、多くの戸数を用意するという方針だったものの、実際にはその時点で3戸しか準備できていなかったようだ。

(新型コロナによる解雇、離職、収入減の方向けの施策)

篠原 ネットカフェ難民のための市営住宅活用とは別に、新型コロナの影響による解雇、離職、収入減の方に対する生活再建支援策として市営住宅入居を受け入れる制度を作り、同じく令和2年4月14日付で広報した。市営住宅50戸を用意し、原則6か月、事情により1年間の入居期間を設け、後に2年まで延長した。コロナによる収入激減や離職を証明する書類提出と市内在住者であることを条件に受け入れ、合計20~30人が入居した。ネットカフェ難民の場合と異なり、光熱水費／共益費に加えて家賃は本人負担となる。

この制度も、局長からのオーダーが追加追加であり、それにこたえるのが大変だった。とりあえず制度を作り、実施しながら修正していったらよいと局内で言われ、そのように運営していった。例えば、市営住宅への一般入居者と同様の減免制度を設けたことなどがこれにあたる。こういった運用が許容されるのが、都市整備局の良いところだと思う。

コロナの影響で生活が苦しくなった人のなかには、通常の市営住宅入居申し込みにより入居する人もあった。その一方で、離職者枠で入居し、入居期間の制限があるので一般入居にしたいと申請しても通らない人もいる。例えば、収入があるが負債もある、という人がこれにあたる。民間賃貸にもなかなか入居できない人もいる。

新型コロナまん延の期間、離職者枠の入居者を除いて、市営住宅の一般入居希望はそれほど増加しなかった。本当に困窮した人は、福祉の相談窓口に行ったのだと考えられる。

目的外使用の場合、申し込み受付や相談は指定管理業務ではないので、住宅管理担当が直接対応する。離職者枠の入居申し込み相談があった場合でも、内容によっては福祉相談を勧める。また現住居があるのであれば、引っ越し費用を負担して市営住宅に入居するより現住居のまま生活再建相談するという選択肢もある。住居確保給付金の受給や、社会福祉協議会の生活福祉資金（総合支援資金）を利用できる場合もあることを説明し、給付金に切り替えた人も多かった。南部／北部の福祉相談支援課から案内されて来る人や、入居中の人からの家賃相談などもあり、電話あるいは窓口での相談が多かったが、その件数は把握していない。

こういった相談や申し込みを経て、離職者枠での市営住宅入居と決まった後、指定管理者に引き継ぎ鍵渡しとなる。通常の入居であれば、敷金を入れてもらって修繕を行った上での入居となるのだが、目的外使用の場合は事前の修繕は行わない。どの空き部屋が修繕なく使用可能

なのか、住宅管理担当は個々の部屋まで確認して把握するだけの人数はいない。指定管理者が使用可能な部屋のリストを作って対応してくれたので、入居を受け入れることができた。加えて、指定管理者が各住宅の自治会長に対して、離職者枠やネットカフェ難民の入居があることを伝え、話を通してくれた。

（未納、不退去、債務処理という問題）

鉄本 経済的に厳しい状況にある人を救う必要があるのは当然だが、ネットカフェ難民の制度とは異なり、離職者枠の入居者には家賃相当額を払ってもらう必要がある。性善説で入居を受け入れたが、結果的に未納も発生した。一時利用で、しかも厳しい状況にある人から確実に徴収できるのか、未納が発生した場合にどこまで督促すべきなのか、今後同様のことがある場合、リスクを想定して制度構築し実施すべきだろう。発生した債権をどうするのか、困っている人からは徴収しなくてよいのか、あるいは絶対に回収するというスタンスなのか。当初にその方針を決めておくべきだった。

篠原 未納や不退去という問題が発生する。これらがあっても仕方がないという前提なら別だが、債務として残った場合、所管はどこまでも債務処理を引きずることになる。指定管理者が協力的だったこともあり制度は作りやすかったが、入居後の家賃納付率は一般入居者に比べると低い。市内ネットカフェ会員証提示により入居を認めたネットカフェ難民の場合、そもそも住所がなく、退去した後は連絡がつかないという問題もある。

鉄本 失踪した人もあった。

篠原 失踪者の場合、勝手に住居に立ち入り残った家財を処分することができず、後処理を行うため裁判する必要があるし、無駄な事務処理が発生してしまう。

入居希望者のなかには西成から連れてこられたというケースがあり、これは入居を断った。

債権の問題が、やはり最大の課題になる。制度を開始し、受け入れるべき人は入居を受け入れるとして、出口をどうするのか。今後は早めにその方針を決めておくことが必要になる。

（住宅管理担当職員の在籍年数と専門性について）

歴史博物館（辻川） 両係長は事務職なのか、あるいは専門性を有する技術職なのか。両係長とも新型コロナの期間異動なく現在も在籍とのことだが、住宅管理担当は経験を要する専門性の高い職場なのか。

篠原 2人とも事務職。人（入居者）の管理になるので、過去の経緯を知っていないと対応できず、在籍が長い人は長い。そういう職員が必要な所属になる。コロナに際しての目的外使用なども、経験や年数が浅い職員には判断できない。

10 消防局

実施日時：令和5年（2023）10月27日14時～15時

場 所：尼崎市防災センター

対 象 者：小山覚之^{こやまさとゆき} 消防局長

渡邊賢一 消防局救急課長

亀山晃 消防局企画管理課職員担当係長

テ ー マ：感染症まん延期における救急搬送等の実態について

対象者の当該期所属・職掌

小山覚之	令和 2・3 年度	消防局次長
	令和 4 年度	消防局長
渡邊賢一	令和 2 年度	中消防署副署長
	令和 3・4 年度	消防局救急課長
亀山晃	令和 2・3 年度	消防局予防課危険物担当係長
	令和 4 年度	消防局企画管理課職員担当係長

〔要約・ポイント〕

1 救急搬送

- (1) 受入機関を見つける上での困難、長時間の対応、遠方への搬送も
- (2) 出勤時感染リスク、感染判明後・濃厚接触確認等の事務的な負担
- (3) 医師会・保健所との協議による 医療機関輪番受入編成

2 局内・署内感染対策

- (1) 24 時間勤務体制下、食事・入浴・仮眠スペース感染対策の実施、共用物品の個別支給化
- (2) 仮眠室個室化の実現（国の指示により全国的に実施）
- (3) 良識ある職場風土＝他団体で見られた感染職員へのハラスメントは尼崎ではなかった

3 今後に向けて

- (1) 必要な資器材の計画的備蓄
- (2) 医師会・保健所との連携強化、予防計画の策定

〔聞き取り記録〕

（救急搬送の実情）

渡邊 新型コロナウイルスの感染者が出た場合、通常はまず保健所に連絡が入り、保健所からの要請に応じて救急対応を行う。保健所を通さず直接 119 番通報が入ることもあり、その場合は保健所への通報をうながす。とはいえ、とにかく救急が来て欲しいと要請されれば出動し、逆に消防から保健所に連絡を入れる。新型コロナの場合、保健所への発生届が基本となり、届出がなければ保健所として感染を把握できなくなる。

こういった手順を経て保健所が搬送先の病院を探すので、通常の傷病者搬送よりも時間と手間暇がかかるが、新型コロナが 2 類相当であった期間はそういった扱いが法的に求められる。5 類感染症となった令和 5 年 5 月 8 日以降は、通常通り救急通報を受け、直接搬送先の病院を探すことができるようになった。

感染が始まった当初、医師会のコロナ対策会議があり、消防もこの会議に参加させてもらった。令和 4 年頃から、医師会・保健所・消防が構成する会議体で協議する形となり、5 類に移行して以降も月 1 回の協議を継続している。そこでの協議などを通じて、何曜日ほどの病院がコロナ感染者を受け入れる、産婦人科の場合はコロナに感染した妊婦をどの病院が受け入れるといった分担を決めるようになった。

小山 新型コロナに対応する体制は、当初から万全というわけではなかった。新たなウイルス

であり、対応して感染者を受け入れることができる医療機関が見つからず、救急隊の現場滞在時間が長くなった。通常であれば、症状に応じて内科や外科の受入機関に搬送するわけだが、発熱している要治療者は受け入れられないと言われ、どこに搬送するのか救急隊が医療機関と調整したり保健所に問い合わせたりと、かなり苦労していた。2年目3年目とかなり落ち着いてはきたが、それでもすべてがスムーズに運んだわけではない。感染の波が来るとに受入医療機関が各地で足りなくなり、そういったしわ寄せがきていた。

渡邊 1波から3波の当時は重症者も多く、近隣には受入病院が見つからないケースもあり、月に数回は丹波地方まで搬送したりと、かなり遠方まで行っていた。保健所が受入機関を探すが、近くで見つからずだんだん遠方になり、傷病者やご家族が納得されない場合もある。そういう場合、保健師とご家族が電話で相談することになり、話が長引くので現場での救急車の滞在時間も長くなる。重症の傷病者の場合はその間も呼吸が苦しいわけで、ずっと酸素吸入を行っている。長時間を要したケースで、病院収容まで最長5時間かかったことがあった。大阪か東京で40時間以上かかったケースがあり、酸素待機ステーションを作るなどの対応をしていた。それに比べれば、尼崎はまだ良かった。

また、発熱していても感染者かどうか、陽性なのか陰性なのかわからないし、コロナ以外の処置が必要な合併症の場合もある。初期は、発熱・呼吸苦・高齢者という3つのキーワードで受け入れる病院がないという状況で、4波の頃まではかなり苦労した。その当時は検査だけを行う機関もないので、受入病院がなければ検査することもできない。コロナ感染者だけでなく、疑似症例の傷病者も受入機関がなかった。

人材育成担当(小島) 遠方に搬送するケースもあったということだが、発熱・呼吸困難でも市外・遠方に搬送するケースがあったのか、あるいはコロナ感染者・重症者を市外に搬送することになるのか。

渡邊 コロナ確定の場合と、発熱・呼吸苦の場合は、搬送先の探し方が異なる。

コロナ確定・重症者の場合、保健所が探す。見つからない場合、兵庫県のCCC-hyogo(兵庫県コロナウイルス感染症入院コーディネートセンター)が受入機関を手配する。その結果、搬送先が遠方になるケースも出てくる。

発熱・呼吸苦の場合は、救急隊が搬送先を探す。そもそも市内にこういった傷病者を受け入れる機関がなく、大阪府方面まで探しても受入病院がない場合があり、搬送先がどんどん遠くなる。そもそも救急時には感染しているのかわからないわけで、救急隊が搬送先を探しても、病院側はコロナ感染を疑う。抗原検査ができるようになって以降は、まず搬送先の病院で抗原検査を行い、陰性なら受け入れ、陽性とわかれば断られ、そこから再び受入先を探すということになる。

令和3年度以降は、ワクチン接種が進んだことも影響しているのか軽症者が増えた。

小山 呼吸苦の場合、血中酸素濃度(SpO₂)が問題になる。救急車も病院もこれを検査する機器を備えており、血中酸素濃度が著しく低下しておらず発熱だけであれば、病院で抗原検査を行い解熱剤を処方して自宅療養ということも多い。ところが、その後また悪化し、再び救急搬送というケースもある。

なお新型コロナが拡大した令和2・3年、実は市内救急搬送件数そのものは減少した。

渡邊 平成 30 年が 31,960 件で過去最高。その後、令和元年 31,757 件、令和 2 年 28,411 件、令和 3 年 28,191 件と推移した。令和 2・3 年の減少はコロナによる行動制限の影響と考えられる。令和 4 年は 32,856 件と再び増加に転じ過去最高、5 年はさらに増加傾向にある。

小山 個々の感染防止のための行動上の注意により、救急搬送も減ったものと考えられる。著名人のコロナ死により、市民の間にコロナへの恐怖感が植え付けられたのではないかと。

(救急現場での感染リスクと防止対策)

渡邊 救急現場には、救急隊員だけでなく消防隊員も出動する。そこで、全隊員の行動履歴のチェックシートを作り、傷病者との接触の有無や距離などを記録する。傷病者が感染者と判明した場合、保健所が記録をもとに濃厚接触者を判定する。濃厚接触となった場合、出動した全員が PCR 検査を受ける。自分自身、そういう現場に遭遇し、検査を受けた結果、幸い全員が陰性だったというケースを経験した。濃厚接触でない場合、一週間程度の健康観察となり、日々検温等のチェックを行う。その間に隊員は次の現場に出るので、この観察期間が絶え間なく続く。後になって搬送患者がコロナ感染者だったことがわかる場合もあり、そうなるとう救急対応時の記録を掘り起こして確認する必要が生じる。令和 2~3 年度はこの状況が続いた。

隊員に感染者が出たとなると、長時間かけて聞き取り調査を行う。本人は出勤できないので、電話で調査を行い行動チェックシートを作り、それを保健所に示し、誰が濃厚接触者となるのか判断を仰ぐことになる。

龜山 消防は 24 時間勤務なので、感染者が出た場合は 2 日前からの行動を確認し、仮眠室や食堂での位置、距離などを含めて保健所に報告し、保健所が濃厚接触者を判定していた。

人材育成担当(小島) 救急出動した傷病者が感染者だった場合、出動した全員が濃厚接触者になるのか、行動によって特定の隊員のみが濃厚接触者と判定されるケースもあるのか。

渡邊 隊として一緒に行動している場合、通常は全員が濃厚接触者と判定される。1 人だけ、あるいは特定の隊員だけが濃厚接触者となるケースは少ない。そもそも、隊員が濃厚接触者と判定され、消防車や救急車の稼働を止めてまで全員の PCR 検査を行うというケースはそれほどなかった。

歴史博物館(辻川) 消防隊は救急隊の応援で出るのか。

渡邊 例えば交通事故で車にはさまれた救助現場の場合などがそれにあたる。療養宿泊施設からの帰りにタクシーで大学生が亡くなった事故があり、救助に出た。隊員はその後全員健康観察になった。

龜山 出動すると、必要にせまられ現場で小さな子どもを抱きかかえることもある。後でその子どもがコロナ感染者と判明するケースもあった。

渡邊 子どもさんはマスクできないので。

小山 救急隊の出動時、消防隊も一緒に行動する場合がある。例えば重篤な傷病者、心肺停止状態の場合など、多くの資器材を運ぶ必要があり、消防車も出る。こういう場合、感染リスクがある署員が増える。閉じ込め救助もそう。

渡邊 現場に出る隊員は全員、消防隊も含めて N95 マスク (N95 は NIOSH の呼吸器防護具規格基準、5 マイクロメートル以下の飛沫核に付着した病原体を 95%以上捕集するマスク)、ゴーグル、手袋を着用する。どの現場で感染リスクがあるかわからないので、当時は全件そう

いう対応だった。防護服まで着用することはなく、デスポ（使い捨て）の不織布性防護衣を使っていた。

小山 ダイヤモンド・プリンセス号でクラスターが発生した当時、防護服着用の必要が生じるかもしれないということで保健所から着用の仕方の指導を受けたりしたが、結局着用することはなかったと思う。

なお、国からの通達により感染者と接触した職員には特殊勤務手当を支給するという一方で、条例を改正し、保健所職員と同様に消防職員も手当の支給を受けた。企画管理課がこの確認作業を担当し、確認作業に時間を取られ、大変であった。

亀山 保健所から、どの救急搬送の傷病者が感染者だったのかという情報提供を受け、救急記録と突合させて、事後に感染者と隊員の接触を確認する必要があった。

小山 個人情報ということで、感染者の医療情報を教えてくれない病院もあった。公立病院はおおむね情報提供してくれたが、二次医療機関においてはそういうケースもあった。

（消防局内・署内感染対策）

小山 新型コロナウイルス感染症発生後、年月の経過とともに、消防の対応も変わってきた。

当初から、救急隊員用のマスク、防護衣、ゴーグルの確保など、感染防止を重視して取り組んだ。こういった用品については、SPD（救急資器材管理供給業務）を導入している。救急隊の資器材を署内にストックしておき、委託事業者がその在庫数・使用数を把握管理し、使用数に応じて補充する。救急現場で一度使用した資器材は本来廃棄するべきなのだが、感染症拡大の初期は品物が手に入らず、搬送者の感染が疑われる場合は必ず廃棄するが、そうでない軽度な場合はやむを得ず物品の使いまわしをしたこともあった。

消防の現場の業務はテレワークにすることができず、救急業務にあたる一定人数の出勤をつねに確保する必要がある。隊員が救急現場からウイルスを持ち帰り、署内や家族に感染させてしまうことも絶対に避けなければならない。署内の感染対策はもとより、署員の家庭においてもそれぞれが濃厚接触者になることがないよう、本人に加えて家族も気を付けてくれていた。

消防の場合 24 時間勤務であり、食事や仮眠も署内で行う。食堂での食事は 1 人ずつとるか、あるいはパーティションを設け、大きな浴室での入浴も 1 人ずつ、仮眠する大部屋にもパーティションを設けるといった工夫をした。

他市では消防署内にクラスターが発生し一時閉鎖する事例もあったが、幸い尼崎市の場合そういったことはなく、感染者が出ても署内の人数でカバーできる範囲にとどまった。ただその分、穴埋めのため休日出勤を余儀なくされ、休みがなくなってしまう職員もいた。

今後の感染対策として、消防の場合は全国一律の措置が通例なので、国から感染対策を含めて執務環境の改善、一例として仮眠室の個室化などが指示されており、尼崎市の場合も改装や建て替えなどを機に個室化を進めている。

亀山 仮眠室の布団は共用で、コロナ以前は週 1 回のシーツ交換だったが、感染対策として署員 1 人 1 人にシーツを貸与した。また、火事の現場で装着する空気呼吸器について、顔面に装着する面体を個人配付し、付け替えて自分専用で使うようにした。

渡邊 殺菌用にオゾン発生器も導入した。救急車には有人空間で使う発生器を備え付け、さらに無人空間で使うオゾン発生器を確保して、使用した資器材や部屋ごと殺菌するのに用いた。

オゾンの有効性について明確なエビデンスがあるわけではなかったが、あの当時資器材が不足していたので。

小山 オゾン発生器の導入は、どういう対応策がよいのかわからないなか、基本的な感染防止策を実施した上でのプラスアルファの措置だった。感染対策は職員の意識の部分が重要で、この点を徹底した。職員は自主的に 3 密を避け、会食も避けていた。電車通勤を単車による通勤に変えた職員もいた。

また、救急隊員・消防署員は医療従事者という枠組みで、ワクチン接種も優先的に実施してもらった。

なお、尼崎市の防災センター5階に、伊丹市と共同で尼崎市・伊丹市消防指令センターを設けている。両市域からの消防・救急要請など緊急通報を受け付ける、消防・救急機能の中核にあたる部署であり、かつ、専門技能が必要な業務であることから、勤務する指令センター職員（伊丹市職員を含む）は絶対に感染しないよう（又は濃厚接触者とならないよう）可能な限りの対策と配慮を行った。

亀山 消防局全体の約 450 人の職員のうち、令和元年度以降新型コロナに感染した陽性者は延べ 221 人。濃厚接触者と判定された人数は延べ 196 人だった。

小山 他自治体では、署員に感染者が出た場合、出勤できなくなったとして責めるハラスメント事例も報じられているが、尼崎市の場合はそういったことはなく、感染者が出ても他の職員がサポートして対応したことがよかった。

（その他の影響、今後に向けた経験と教訓）

小山 消防の分野で施設管理者等に義務付けられている講習として、防火管理講習や普通救命講習といったものがある。他市では新型コロナの期間講習を中止したところもあったが、法的に必要な講習ということで、本市の場合は受講人数を制限し、ソーシャルディスタンスを確保する形で実施した。講習の参加者から感染者が出たという話は聞いていない。

各施設の防火設備等について、定期的に立入検査を行う必要があるが、コロナの期間は病院や特別養護老人ホームから来訪しないよう要請され、対応に困った。そこでチェックシートを作り、施設側でチェックして提出してもらう形をとった。

渡邊 新型コロナを経験して今後活かせることについて、現在保健所とともに予防計画作りを協議している。感染対応用の資器材備蓄も必要になってくる。コロナの場合、インフルエンザ用の古いストックを活用したが足りなかった。また、コロナ対応を通じて医師会、保健所との距離が縮まった。今後、従来以上に連携を強めていくことが必要と考えている。

小山 救急件数が伸びるなか、予備救急車を活用し、救急課員は本来救急出動しないが、救急救命士も在籍しているので 1 隊編成し、保健所からの要請に応じて臨時に出動する体制をとってきた。今後は令和 9 年度に救急隊を 1 隊増隊し、市民の救急要請にこたえる体制整備を計画しており、業務継続計画のなかでうたっていく。

10 年に 1 回程度、何らかの感染症が発生している。今回の対策を検証し、次に活かしていくことが重要。緊急ではない業務を削ってでも救急出動する隊員数を確保することが求められるが、その一方で消防は火災や各種災害にも対応していく必要があり、そのための体制も整えておく必要がある。

11 公営企業局

実施日時：令和5年（2023）11月2日 15時～15時40分、16時40分～17時30分

場 所：公営企業局

対 象 者：吉田昌司^{まさし} 上下水道部長
古中淳司^{じゅんじ} 上下水道部経営企画課長
松田紗季^{さき} 上下水道部経営企画課（一般職）
中川直^{なおる} 総合政策局文化・人権担当地域総合センター担当課長
片山昌也 公営企業局企画管理課長

テ ー マ：感染症まん延期における水道料金・下水道使用料減免等について
同上、ボートレース事業について

対象者の当該期所属・職掌

吉田昌司	令和2年度	公営企業局上下水道部経営企画課長
	令和3・4年度	公営企業局上下水道部長
古中淳司	令和2年度	総合政策局文化担当文化特命担当課長、新型コロナウイルス総合支援担当課長
	令和3年度	新型コロナウイルス総合支援担当課長、新型コロナウイルス感染症対策特命担当課長、新型コロナウイルスワクチン接種推進本部事務局課長兼職
	令和4年度	保健担当局健康増進課長
松田紗季	令和2～4年度	公営企業局上下水道部経営企画課（一般職）
中川直	令和2年度	公営企業局ボートレース部開催運営課長
	令和3年度	総合政策局協働部地域総合センター担当課長
	令和4年度	総合政策局文化・人権担当地域総合センター担当課長
片山昌也	令和2～4年度	公営企業局企画管理課係長

〔要約・ポイント〕

1 水道料金・下水道使用料の減免

- (1) 経営努力による累積黒字があったことで可能になった減免措置
- (2) システム改修のみにより実施可能＝他の支援策と比較して少ない間接経費負担、申請者の負担
- (3) ただし、上下水道の独立採算制原則やその後の経営への影響などへの慎重な配慮が必要

2 競艇場、ボートレース

- (1) 全国モーターボート施行者協議会等中央の無観客開催など、感染拡大リスクを回避する業界全体の運営判断の徹底
- (2) コロナ以前から取り組んできたIT活用、イメージアップ戦略、施設改修・投資等の積み重ねにより落ちなかった売り上げ（逆に増収となる）
- (3) 無観客開催により収入を失う従業員・関係者等への対応の難しさ

〔聞き取り記録／感染症まん延期における水道料金・下水道使用料減免等について〕

（水道料金・下水道使用料減免措置）

令和 2 年度

令和 2 年 7 月検針分～12 月検針分（3 期分）

全契約者（契約事業者含む）約 25 万戸対象 官公庁分を含む

水道基本料金（約 10 億円）下水道基本使用料（約 9 億円）全額免除

一般家庭（口径 20mm 以下）の場合水道料金 3,630 円減 下水道使用料 3,621 円減

令和 4 年度

令和 4 年 3 期（8・9 月分）5 期（12・令和 5 年 1 月分）

全契約者（契約事業者含む）約 25 万戸対象 官公庁分を除く

水道基本料金（約 7 億円）下水道基本使用料（約 6 億円）全額免除

一般家庭（口径 20mm 以下）の場合水道料金 2,420 円減 下水道使用料 2,414 円減

（令和 2 年度の減免）

古中 新型コロナウイルス感染症拡大に対応する市民生活支援として、令和 2 年度と 4 年度、上下水道料金の減免を行った。

令和 2 年度の減免は、従来の経営のなかで積み上げてきた剰余金を自主財源として活用し実施した。このため上下水道とも令和 2 年度は決算が悪化した（当年度純利益対前年度比 水道事業会計 7 億 8,013 万円減 下水道事業会計 10 億 4,723 万円減）。相当大きな経営判断を行ったと言える。

吉田 水道を使って手洗い等の感染防止策を行ってもらう必要があり、水道需要が驚くほど増大した。配水量推移（曜日の違いを排除するための 7 日間移動平均値）を参照すると、令和 2 年 4 月に急激に配水量が伸びているのがわかる。手洗い・うがいのほか、在宅時間そのものが増えた影響もある。そんななか、令和 2 年度予算の範囲内で減免を行った。

古中 飲食店が休業していたので商業関係の水道使用は減っていた。なお、この数字には工業用水道は含まれていない。

吉田 例年は 4 月末から 5 月にかけての連休中水道使用量が下がるのだが、令和 2 年は減らなかった。給水量推移を見ると、平成 17 年度以降右肩下がりで推移していたのが、令和 2 年度はコロナの影響で増加している。中口径・大口径が大きく減少し、その分小口径の水量が増えた。コロナによる外出自粛の影響などにより、在宅時間の増加等により小口径の使用水量が増加する一方、学校（臨時休校やプール中止等）や商業施設などの中口径・大口径の使用水量が大幅に減少した。令和 2 年 4 月の水道使用量が例年より増加したので、4 月 30 日段階で今後水需要が増えると判断した。県内では小野市がいち早く減免に踏み切り、次に芦屋市、さらに大阪市が減免するという情報があり、尼崎市としても減免措置をとることにした。

松田 減免財源の一部に一般財源（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を充てている市町（西宮市など）と、本市のように全額水道事業会計で賄った市町があった。

水道水の供給にかかるすべての費用は水道料金収入で賄うという独立採算制の原則のもと、特段の事由がない限り水道料金を減免することは制約されているため、自然災害時を除いて、今回のように全契約者を対象に減免を行ったことは極めて異例な対応であった。

古中 経済・生活支援として考えるとき、上下水道料金の減免はシステムを操作するだけで実施できるので、支援金を配付するのに比べてはるかに負担が少ない。システムをさわるリスクがあるが、広く浅くいきわたる支援効果がある方法と言える。

歴史博物館（藤本） 令和 2 年度の減免実施を半年間と決めた理由は何か。

吉田 経営状況を考慮し、令和 2 年度の収益見込みから判断した。令和元年度決算において計画以上のプラスが出ていたこともあり、水道事業会計において半年間 10 億円規模の減免であれば実施可能と判断した。

古中 令和 2 年度決算においては、減免措置を行ってもなお 2 億円の黒字（純利益）が出た（令和 2 年度決算 水道事業会計純利益 2 億 170 万円 下水道事業会計純利益 6 億 3,872 万円）。ただし資金残高は減少した。それまでの黒字積み上げがあるからできたことで、料金値上げを計画している自治体であれば実施できない手法だった。

吉田 尼崎市の場合、自己水源に加えて阪神水道企業団と兵庫県営水道から給水を受けている。兵庫県営水道からの受水量は少ないが、これの料金免除があった。減免の条件として、市が実施する水道料金減免額が市から県へ支払う兵庫県営水道料金を上回る場合に、県営水道料金を免除する形だった。

阪神水道企業団に対する同様の免除要望もあったが、企業団は実施しなかった。

古中 阪神水道企業団は、令和 2 年度段階はまだ累積赤字があった。この赤字は企業団を構成する市町が負担して埋めることになるので、免除を実施できなかった。

（令和 4 年度の減免）

古中 令和 4 年度は、景気が悪化したこともあり、市長部局からの要請を受けて国交付金を財源として活用し減免を行った。

松田 令和 4 年度の減免は市長からのトップダウンだった。

古中 新型コロナ対応の交付金の国からの提示が、市が想定していた以上の額だった。このため交付金を充てるメニューがなくなり、上下水道減免の財源として活用することになった。

片山 令和 2 年度の減免は一律だったが、令和 4 年度は官公庁を減免対象からはずした。

松田 そのため、手作業で全件データから官公庁分を調べ、減免対象から除外する作業を行ったため、時間もかかり、人的負担も大きかった。

古中 上下水道はもともと減免という制度がなく利用者を種類で区分するのに手間がかかる。

松田 システムが減免に対応していないので、システム改修費用や期間等を考慮し、できるだけ費用負担が少ない方法で契約者ごとの基本料金の調定額を変更するため、プログラムを改修した。交付金が財源となっているので、国の会計検査に備えて契約者 1 件ごとの減免額をデータで出力できたほうが良かったが、今回は期間や費用面から簡易な改修としたため、1 件ごとの減免額を出力できず、減免総額しか把握できなかったことも課題であった。

片山 水道の契約者情報は日々変動するので、どの時点、どの日付の基本料を減免するのかということも考える必要があった。

古中 令和 5 年 12 月に上下水道の新システムを稼働する予定で、可変性・柔軟性を考慮したシステムにしている。

（新型コロナ対応を振り返って）

古中 災害対応として考えたとき、新型コロナは飲食業や医療関係者など特定の人々にとっては災害と言えるが、インフラ事業者の上下水道にとっては災害ではなかったとも言える。ただし、市全体としては組織内の応援体制など、対応の柔軟性が求められる。

片山 減免して、それが後の上下水道料金に跳ね返らないようにする必要はあるが、市民の立場からは手続きが不要で負担がない。その一方で、減免について広報したとはいえ、市民に支援を受けたという実感があったかどうか。

古中 令和 4 年度は原油価格高騰・物価高への対応支援策でもあり、まだしも実感があったかもしれない。令和 2 年度は、特定の人々が新型コロナによる強い影響を受けている状況であり、広く浅く減免しても実感が薄かったのではないか。

松田 令和 4 年度は 2 期にわけて減免したので、支払料金の減額がそれほど大きくなかったことも、実感できない理由のひとつだったかもしれない。

吉田 それでも、令和 2 年度の減免に対しては、市民からお礼の手紙をもらった。

古中 本当に困っている分野、困っている人に手を差し伸べる必要がある。上下水道料金減免によりそれを達成することは難しい。定額給付金 10 万円の支給も同じことが言えるだろう。

〔聞き取り記録／感染症まん延期におけるボートレース事業について〕

（新型コロナウイルス感染拡大とボートレース場の対応）

中川 新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、令和 2 年 4 月には兵庫県がすべての観光・集客施設に対して閉鎖要請を行った。ボートレース事業の分野はこれより早く、2 月 28 日から全国 24 ボートレース場がすべて無観客開催となった。ボートレース尼崎の場合 6 月 15 日まで無観客開催、本場での勝舟投票券の販売中止、外向け発売場（ボートレース場以外の勝舟投票券を販売する場所、現在のサンプルピア）は 6 月 9 日まで販売中止という措置をとり、6 月 18 日以降は入場者数を収容人数の二分の一に制限して有観客レースを開催した。ボートレース場は集客施設のなかでも観客が大きな声を出す施設という区分になり、規制が厳しかった。

令和 2 年 3 月に開催する尼崎サンプルカップ（GI＝全国のボートレース場から精鋭が集まるレース）を無観客開催とすることについて、売上や収益の減少が懸念されたが、実際には無観客開催でも逆に収益が上がった。コロナ発生以前から、より身近にボートレースを楽しんでもらえるよう、尼崎ボートレース場をはじめボートレース業界全体が、スマホやインターネットを利用する電話投票の充実に努力をしていた。コロナによって多くの人々が外出制限を受けても、電話投票を介してボートレースを楽しめる環境がすでにできあがっていたことが、結果としてプラスに働いたように思う。

このサンプルカップの前のレースで、選手のなかにコロナの感染者が出た。ボートレースの場合、公正なレース実施の必要上、レース期間中社会との連絡を制限するため、選手は指定される寮（専用の宿舍）で生活することとなっている。したがって、前のレースで感染者が出た場合、サンプルカップに出場する選手が感染の可能性を危惧し、最高のパフォーマンスが発揮できなくなるか、最悪の場合レースの開催が危ぶまれる状況となっていた。大きなレースであるため、ボートレース業界全体も注目しており、開催できるかできないかで、市の収益額が大きくかわることになる。繁忙を極める尼崎市保健所に調査をお願いし、同時に選手寮の消毒に

も公営企業局企画管理課の職員の援助をもらうなか、感染拡大の問題がないとお墨付きをもらって選手に説明し、最高のパフォーマンスでレース開催にこぎつけることができた。

片山 当時、水堂町にボートレース選手専用の宿舎があった。コロナ感染者が出たので、公営企業局内で職員を集め、迅速に消毒作業を行った。

中川 ボートレース場では、さまざまな人が働いている。関係者、従業員や警備員、売店の店員からもコロナの感染者が出た。職員や関係者が施設の消毒を行い、全国モーターボート施行者協議会や、ボートレースを所管する国土交通省、関係する団体に情報公開を行い感染対策に万全を期し、これ以上感染が広がるリスクはないということを発信してレース開催を継続した。レースが止まることのないように努力し、無観客の時期も含めてレース中止にはしなかった。

(無観客開催の影響)

中川 無観客開催期間、ボートレース場関係者の仕事や収入が無くなり、それぞれの対応を迫られた。

従業員 ボートレース場の舟券売り場等の従業員は、日々雇用扱いになる。無観客開催であれば、舟券売り場は稼働する必要がないため、雇い止めにならざるを得ない。初期段階で、これを当事者に説明するのはつらい仕事であった。最終的には、当事者への生活補償として9割補償に落ち着いた。

警備員 通常ボートレース尼崎には警備員が場外・場内合わせて約150人いるが、無観客の期間は必要最低限の数名を除き、警備員の大部分が不要になる。なんとかならないかと警備会社や関係者から申し入れがあったが、仕事がないのに人を雇うことはできない。その一方で、雇用しない期間が1か月2か月と続くと警備の核になる人材がやめていく。いざ再開となったときに人を確保できないので、熟練人材の流出を防ぐためにも警備訓練を数回実施した。無観客が終わり再開したときに100%の力を発揮できるようにという位置付けだった。

売店・予想屋 地域が運営する場内の売店や予想屋さんの組合から、厳しい状況であるという多くの申し入れがあった。国等において、中小事業者・個人事業者の売上げ減少にともなう支援対策として、無担保・無利子の融資制度や持続化給付金などの支援対策があることを説明した。レースが有観客開催となる時、より多くのファンに戻ってきていただくことを目的として、ファンサービスの一環として場内共通利用券を無料で入場者に配布し、場内の売店や予想屋さん等にも協力をいただくことをお願いした。

イベント関係者 ファンの入場が多く見込まれる土日祝日のレースの場合、イベントとして歌手やお笑い芸人などを呼ぶ。これも無観客で中止になり、事前に支払った契約金は広告会社や企画会社を通じて基本的に返金してもらった。イベント関連業界内ではリスク負担が一般的であり、ボートレース業界は好意的に対応いただいていたように思う。

場外発売場運営事業者 令和2年4~6月の無観客の期間、本場と場外発売場（尼崎市の場合はボートピア新開地、ボートチケットショップ鳥取、ボートチケットショップ京丹後）での舟券販売を中止した。無観客でレースを開催している本場は、スマホ・インターネットの舟券販売収入がある。場外発売場の場合、舟券を販売できず収入が無くなる一方で、売り場施設を維持する経費がかかり、対応に苦しんでいた。場外発売場は民間事業者が市と契約し

て運営しており、舟券発売で収益を市と民間事業者が折半する契約が一般的であるが、舟券が売れないので収益はゼロであり、無観客開催が続けば契約変更が必要となる状況だった。

(ボートレース運営の変遷とコロナへの対応)

中川 バブル崩壊以降の公営ギャンブル(競馬、競輪、ボートレース、オートレース)の売上は、JRAの中央競馬の売り上げがダントツで、ボートレース、競輪がこれに続いていた。ボートレースの場合、近年、動画配信やSNS等による情報発信を取り入れ、著名人の広報への活用や発売形態の研究など、他の公営競技に先駆けてボートレース振興会(ボートレースの発展・普及を目的とする一般財団法人、中央団体の構成員)を中心に効果的な経営戦略を展開してきた。この結果、イメージアップやファン層の拡大、スマホやインターネットによる投票など利便性の向上につながり、大きく売り上げを伸ばしてきた。バブル期の売上額を更新するなど、競輪事業を大きく引き離し、中央競馬に次ぐ公営ギャンブルに成長してきている。この成長以前の平成20年(2008)頃、同じボートレース事業部の経営企画課にいたことがある。梅田にできた場外発売場(ボートピア梅田、ボートレース住之江と尼崎の舟券を発売する都市型場外発売場)にボートレース尼崎本場の客と売り上げを奪われ、大きく収益を落としていた時期であった。まだSNSもない時代で発信の工夫もなく、収益が落ち込んでいた。

当時の経営企画課はボートレース事業以外に地方競馬(園田競馬の施行者)・競輪(平成13年頃の西宮・甲子園競輪撤退時の施行者)に関する仕事にも携わっていた。園田競馬も売り上げ減少に悩んでいた。競輪事業に至っては、廃止された甲子園競輪と西宮競輪の施行者として、尼崎市を含む組合が提訴を受けている時期であった。この訴訟は、収益が上がりなくなり施行者が競輪事業を撤退する際の損害賠償を関係者(選手会・競走会・施設会社・売店組合等)が求めてきたもので、判決はことごとく原告側(関係者)の敗訴となった。儲からなくなった施行者は補償をする必要はないという判決であり、まちづくりに寄与できない公営ギャンブルは法律で認められていないただの博打と同じであることを学んだと思う。

そういうこともあって、ボートレースが収益をあげることができなければ存在価値がないことを関係者に説明し、厳しい合理化に協力を求め、一緒に頑張ってきた。この経営努力を経て売り上げも回復し、収益が伸びてきたなかで新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた。そういった努力もあってか、コロナの影響があっても、粘り強く頑張れる土壌があった。

ボートレースの場合、伝統的に中央団体による護送船団方式で、モーターボート施行者協議会等からの指示により一斉に無観客開催になった。無観客でもボートを走らせ、動画を配信したら舟券を買ってくれるという判断だった。中央がしっかりしているので、全国の24ボートレース場に対して方向性を指示してくれる。観客を入れるのを再開するにあたって、マニュアルを作って都道府県の市町振興課の了解を得て実施に移した。当然中央団体も独自の基準を作成し、監督官庁の国土交通省のお墨付きをもらうまで、粘り強く環境整備を行った。

(新型コロナウイルスへの対応を振り返って)

中川 新型コロナウイルス感染症がまん延し、売り上げが落ち、レースができなくなることを懸念

したが、よい結果につながったのではないかと考える。当時、毎日のように新たな事象を経験することとなったが、職員をはじめ関係スタッフが試行錯誤を繰り返し、ボートレースの使命（まちづくりに貢献）に向かってしっかり取り組んでくれた。みんなが頑張ってくれたことで、何とできたというのが率直な感想である。

平成30年度から令和3年度にかけて、ボートレース尼崎の施設はデザインビルド（設計と工事をセットにして施行する手法）による大規模改修を行った。ボートレースファンへの快適な場の提供が大切な目的であるが、収益力を高めるための方策として、コンパクト化（観客9千人/日規模から5千人/日規模に縮小）にも取り組んでいる。収益を生み出し続ける施設として、職員や関係者が努力してきている。

ボートレース尼崎 新型コロナウイルス感染症まん延期前後の売り上げ推移等（単位：百万円）

年 度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
尼崎市総売上	38,071	37,429	45,966	53,904	63,574
電投売上(上記内数)	17,158	20,393	31,688	38,339	47,057
当年度純利益	1,681	1,851	2,820	3,757	4,477
一般会計繰出金	720	990	3,140	3,377	4,097
無観客開催日数	0日	13日	24日	6日	0日

※一般会計繰出金は、費用化3.2億円+当該年度利益処分

12 教育委員会事務局

12-1 学校教育部・社会教育部

実施日時：令和5年（2023）10月20日13時40分～15時20分

場 所：尼崎市教育委員会

対 象 者：渡邊明美 学校教育部長

澤田慶太 学校教育部学校教育課長

上野利浩 社会教育部スポーツ推進課係長

テ ー マ：市立学校園休校休園等の感染症対応について

スポーツ施設休館・休止等の感染症対応について

各対象者の当該期所属・職掌

渡邊明美 令和2年度 市立杭瀬小学校校長

令和3・4年度 学校教育部特別支援教育担当課長

澤田慶太 令和2・3年度 市立南武庫之荘中学校教頭

令和4年度 学校教育部学校教育課長

上野利浩 令和2～4年度 社会教育部スポーツ推進課係長

〔要約・ポイント〕

1 学校現場（及び教育委員会事務局）への負担の集中

(1) 生徒・保護者のケア、感染・濃厚接触をめぐる不安・不満への対応

(2) 日常業務に加えて消毒等さまざまな感染防止対策、新型コロナ対応

(3) 検体採取と検査結果の保護者への通知、行動調査等の負担

(4) 濃厚接触者は教育委員会事務局の指導主事や職員が調査・判定

2 新型コロナによる学校教育の変化

(1) 各種 ICT の導入・活用

(2) 行事等の見直し 本来に必要な行事や事業は何か

3 新型コロナ対応を通しての気づき

(1) 教師が子どもたちとじかに接すること、子どもたち同士も対面でふれあうことの重要性

(2) 授業だけではない、子どもたちの居場所としての学校

4 市民利用施設（スポーツ）の管理運営

(1) 休館・再開の早期決定、利用者への感染対策・注意喚起の徹底

(2) 開館可能な施設は開ける、子ども利用中心に高齢者は制限などといった柔軟な対応

【聞き取り記録／市立学校園休校休園等の感染症対応について】

（休校の決定と実施）

渡邊 新型コロナが発生した令和元年度は市立杭瀬小学校の校長だった。市立中央図書館に出張中、安倍晋三首相が学校休校の方針を説明する報に接した。学校に戻ると、教員たちが、休校に備えて児童に渡す課題プリントの印刷に追われていた。6 学年分作る必要があり、印刷機は 2 台しかないの。休校中どうするか、学年終わりの成績も出さないといけないし、保護者への連絡など、学校として何ができるのかを教頭や教員と相談した。結局、翌日からすぐに休校というのはさすがに無理だという市教育委員会の判断のもと指示があり、安倍首相の方針より 1～2 日遅く 市立学校園の休校休園※に入った。そのうえで、年度中の学習で終わっていないものをどうするか、家庭学習にどう取り組むのか、といったことを相談して実施していった。

歴史博物館（藤本） 休校の決定は、教育長以下教育委員会幹部が夜遅くまで検討して決定したというが、どういった状況だったか。学校側で、休校通知を待って夜まで待機したのか。

澤田 令和元年度は兵庫県教育委員会に出向していたので、新型コロナによる休校決定前後の市教育委員会の様子はわからない。令和 2 年 4 月に南武庫之荘中学校教頭として赴任した。

渡邊 杭瀬小学校の場合、特に通知を待って遅くまで待機するという事はなかった。

※ **市立学校園の休校休園** 令和 2 年 2 月 27 日（木曜日）、内閣総理大臣が全国すべての小中高校、特別支援学校に臨時休校を要請する考えを発表した。これを受けて本市は 2 月 28 日（金曜日）新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、3 月 3 日（月曜日）から春休み期間までの間、市立学校園を休校休園とする方針を決定した。その後二度にわたり延長し、5 月 31 日まで休校休園とした。

（令和 2 年 3 月の卒業式、4 月の入学式）

渡邊 令和 2 年 3 月の卒業式は、短時間で密にならないようにと指示があり、その範囲内でできることをしようと考え、実施した。通常は 5、6 年生が式に出席するところを 6 年生のみ、保護者も人数を制限し、参加する保護者を確認したうえで、会場の体育館に密にならないよう間隔をあけてパイプ椅子を並べた。人数が少ない小規模な学校であれば卒業証書を 1 人ずつ渡すこともできるが、令和 2 年 3 月に杭瀬小学校を卒業する児童は 80 人いて、1 人 1 人に渡すので

はなく代表に渡した。式での呼びかけもやめ、校歌も歌わずに放送で流すだけにした。

一方、4月の入学式は、当初体育館で実施の予定だったが、前日になって換気の良い場所で行うようにという市教委の指示があり、校庭で実施した。

澤田 南武庫之荘中学校でも、入学式を体育館で行う準備を整えていたが、確か前日だったかに屋外で実施という指示が教育委員会からあった。せめて花を並べて飾ろうと、そんな工夫をした。さいわい当日は天気が良く桜もきれいで、意外とこういう式も良いものだった。

(新型コロナによる学校の変化)

澤田 新型コロナによる学校の変化として、ICTの導入が一番にあげられる。GIGAスクール構想などが新型コロナ以前からあり、それが新型コロナをきっかけとして早まった。

それまで公教育が大切にしてきたのは、子どもとじかに接すること。メールよりも手紙を渡す、子どもを通して親に届ける。子どもの顔を見て学習の理解を判断する。元気がないとか、そういったこともわかる。新型コロナでそれができなくなった。家庭訪問をしても、プリントをポストに入れるだけ。子どもに会えず、顔を見ることもできない。

それが、ICTの導入で、TeamsやZoomを使って子どもの顔を見ることができるようになったが、一方通行の授業で寂しい思いもあった。それでも、こういう方法がないよりあるほうがよく、これらを活用してできることがある。一方で、やはり対面の大切さがあり、ICT活用にあたりその線引きが重要になる。

渡邊 もともと、学校では1人1台の端末配布計画があった。高学年から順に整備していく予定だったのが、新型コロナで早まり一気に全学年で実現した。ただ、本来なら計画的に進めるべきところを早期に実施した結果、回線の整備が追いつかず、接続が不安定になりつながらないこともあった。電子黒板も、小学校ではもともと大型ディスプレイの更新時期が来ていたので、新型コロナの臨時交付金を活用して導入できた。保護者との連絡も、本来なら電話でできればよいのだが、回線に限られていることもあり、アプリを使って出欠確認するようになった。ミマモルメというアプリを使っている学校が多い。お知らせの配信も行っているが、IT環境が整わないご家庭への配慮も必要。

(感染対策、発生への対応、調査と検体採取)

歴史博物館(藤本) 新型コロナの時期の学校現場のご苦労をお聞きしたい。

澤田 学校業務が増えた。たとえば消毒。マスクも最初は子どもは慣れないので、すぐずらしてしまう。子どもたちに消毒や手洗いをさせなければならず、子どもが使う机や手すりなどもすべて消毒する必要がある。こういった物理的負担に加えて、本当にこの新型コロナ対策が正しいのかという疑問を持ちながら、しかし信じて続けるしかないという心理的負担もあった。

新型コロナ感染が発生すると、風評被害対策も必要になってくる。教員自身も感染するのではないかという不安があり、さらに保護者や子どもたちの不安への対応もしなければならない。感染者が出た場合公表するルールがあり、学校もミマモルメを使って本校から何人発症したとお知らせしなければならない。親も子ども知られたくないという気持ちがあり、一方でどこで感染者が出たのか知りたいという保護者もいて、そこへの気遣いが必要だった。新型コロナに感染するのが悪いということではないのだということを、赤十字社作成の資料をもとに知らせて、みんなで乗り越えていこうと。しかし、感染したのは誰々らしいという情報が飛び交い、感染

した子の保護者へのケアもあり、さらに通常の業務があつて大変だった。

渡邊 知られたくないという部分と、感染が出たのは何年生なのか、自分の子のクラスなのかどうかを知りたいという保護者の気持ちがあつた。

澤田 感染者が出た場合、学校と学年までを公表していた。たとえば介護の仕事をしている保護者の場合、自分の子どものクラスで感染が発生したとなると、勤務する介護施設のルールとして、自身の仕事を止めることになる。そうなっても理解してくださいと言うしかなく、何度も保護者からきびしい言葉をいただいた。その場合、教頭は学校の窓口になるので。

渡邊 感染者が出ると、教員が教室での席の位置関係や 2 日前からの行動履歴を聞き取り調査して教育委員会に報告していた。マスクをはずす授業があつたかといったことを調べる。給食を食べているので、両隣の席の子どもは濃厚接触者になる。

澤田 最初の頃は、濃厚接触者になると家族の仕事も止まっていた。学校から濃厚接触者の家に一軒一軒連絡して、検体を採取し検査に回していた。保健所も本当に頑張っていたと思うが、私自身、200 人からの検体を学校で採取した。例えば 30 人採取して検査に回すと、最初の 10 人の結果が来る。90 分経ったら次の 2 便の結果、さらに 3 便が来る。その結果を各家庭に連絡するのに、やはり午後 11 時を越えてしまう。それでも、何時でもいいから連絡をくれと、保護者に言われていた。結果を伝え、陰性で大丈夫でしたと言うと、よかった明日仕事行けるとなる。陽性で濃厚接触者になったら、もう電話の向こうで保護者も子も泣いている、そんな状況だった。

渡邊 保健所もいっぱいになり、学校で検査してくださいということで、教頭先生や養護教諭が説明を受けに行き、検体を採取したと聞いている。

澤田 保健所が、検体採取のキットだけ持っていきますからということで。

渡邊 そのうちキットも受け取りに行つて、提出も持って行かないといけなところもあつたと聞いている。

澤田 校内にブルーシートを敷いて動線を確認し、体育館で検体を採取した。感染のリスクを考えると、教員にさせるわけにいかない、校長にさせるわけにもいけないので、まず教頭が矢面に立つ。南武庫之荘中学校では、養護教諭が「私がやります、協力します」と言ってくれた。防護服の提供もなく、雨がっぱを買つて用意した。

渡邊 必要な資材機材を学校で買った。それも高く、消毒液でも一本 3,000 円かかった。

澤田 保健所からは、どこでもいい、百均でもいいからビニール製の雨がっぱを買うよう指示された。体のサイズに合わないかっぱと、エプロンみたいなのを着用して検体をとる。それらは検査実施後にすべて廃棄していた。検体採取のため生徒が夜間に学校に来るが、それを見られると誰が来たかわかってしまう。そこから、感染が発生したのはこのクラブではないか、何組ではないかという話になる。中学校では、学校には制服で来るというルールがあつたが、私用で出歩いているのか学校に来たのかわからないよう、私服で自転車で来ていいと指示するなど配慮した。そんなこんなで、かなり大変だった。

渡邊 濃厚接触者かどうかを判断する行動履歴などの調査も、去年（令和 4 年）まで保健所に替つて教育委員会が報告をあげていた。

澤田 件数が多い時期に教育委員会事務局にいたが、指導主事が濃厚接触者の判定をしていた。

教育委員会事務局にその作業の部屋を作り、各課から来れる人間を集めて、学校から大量に提出される行動履歴をチェックしていく。濃厚接触の可能性が疑われるケースについては、学校にそれぞれの書類の提出を求める。そのうえで、マスクをしていたか、一緒に食事はしていないかといったことを確認し、濃厚接触か否かを判断して学校に連絡していた。

渡邊 新型コロナを体験して、動線や換気、距離感といったことを考えるようになった。当初はマスクも本当に足りず、紙マスクを作るというので、キッチンペーパーに輪ゴムを通してホチキスでとめたマスクをスクールサポートスタッフと一緒に作った。児童に、おうちでマスクをしておいでねって言っても、買えません、忘れましてという子もいる。そういう子に渡していた。首相の指示により配布されたマスクも来たが、これは学校で検品作業をした。

澤田 ニュースでも報じられたとおり、このマスクに針が入っていた、汚れがあったということがあったので、養護教諭の先生や事務、先生方が1枚1枚検品した。

(新型コロナによって変わったこと、気づいたこと)

渡邊 手を洗う、消毒といっても、学校はもともとレモン石鹼が多く、これでは追い付かない。ハンドソープが必要ということになるが、値段が高いうえにすぐなくなる。スクールサポートスタッフが定期的に校内を回り、ハンドソープを補充してもらった。消毒も毎日、担任が机、椅子、扉、電気のスイッチを消毒していた。

先生方の出張もZoomになった。移動時間が不要になりすぐ会議ができる部分と、やはり対面で聞く必要があるものもある。行事の見直し、本当に必要なものとそうでないものを分けする、そういうことにもつながった。

また、学校の役割というのを強く感じた。小学校の場合、令和2年4月5月の休校時にも、子どもを預かっていた。午後は児童ホームがあるが午前中はないので、児童ホームの子どもたち等を預ける場所がなく学校で預かった。同じクラスの子と会っていない、入学式だけしか来ていない子たちを1年生から6年生まで預かり、毎日検温して、学習課題を与えていた。給食もないので、ホームの子たちが昼のお弁当を食べる部屋を貸して、そういうときも密にならないよう気を付けた。学校が、ただ学ぶ場というだけではなくて、食事をしたり、子どもたちの居場所となったりすることで、保護者が働くことができる。そういう役割を考えさせられた。

澤田 新型コロナは、行事を見直すきっかけ、本当に学校にとって必要なものなのかを見直すきっかけになった。また、あらためて、子どもたちにかかわることの大切さを知った。校舎に子どもたちの声が聞こえないのは不気味な感じがする。子どもたちに会えず、授業をしない教師は元気がなくなっていく。たとえ分散登校でも、子どもたちの顔を見た教師はすごく元気になる。教師の仕事、子どもたちと接することの大切さを感じた。

渡邊 子どもたち同士の会話や、気持ちを伝えることを育てていくことが必要と感じた。1年生は、最初の2か月が休校になってしまった。必要な時期の適切な指導が大切。子どもたちは会おうと自然に手をつなぎ、コミュニケーションをとり、ふれあったりする。

澤田 最初の登校時、子どもたちは涙して抱き合っていた。まだ接触を避けなければならない時期で、それを注意して止めるのだが、一方でそういうふれあうことの良さ大切さを感じた。

渡邊 保護者に発信し、知らせることも大切。新型コロナのため授業参観もなく、学校の様子がわからないので保護者は不安になる。運動会とか、子どもの様子を一緒に見る場が必要。

澤田 あたり前の大切さを感じた。新型コロナの3年間は、子どもたちにとってかわいそうな3年間だった。また、保護者たちはこの3年間、子どもたちの行事や学校での様子をまったく見ていない。

学校では、毎月職員会議を開いて翌月の計画をたてる。新型コロナの時期は、臨時職員会議がとにかく多かった。修学旅行を計画しても、受入れ先都道府県でクラスターが発生したり、直前に感染者が出たりして何度も延期した。中止になりそうなところを、先生方ががんばって2泊3日を1泊2日にしたり、最後は日帰りでUSJに行くとか遠足みただけけれど、それでもなんとか実施した。なので、修学旅行を中止した学校はなかった。トライやるも行けなかった。

渡邊 音楽会等の行事もできないので、クラスで何か代替の行事に変えて実施したりした。

澤田 この3年間、中学校はクラブの大会がほとんどすべて中止になった。大会が親善試合になり県大会が中止になり、次に阪神大会も中止。あまりにかわいそうなので、市内大会だけはやって2試合だけ確保、しかしそれもハーフゲームになったりした。練習も個人練習のみで、接触をとまなう競技種目のチーム練習はできないなどといった制約を受けた。このため、いまの高校1年生は中学生時代にユニフォームを着る機会がなく、保護者も子どものユニフォーム姿を見る機会がない。最後の体育大会だけはユニフォームを着てクラス行進をさせた。

渡邊 体育の授業も接触するものはだめ、給食も黙食というのが長く続いた。

(教員の行動を支えたもの)

人材育成担当(後藤) 教員の感染への恐怖心は大きかったのか。たとえば検体の採取とか。

澤田 検体採取の際、生徒の鼻に器具を入れて採取するのは医療行為だからできない。子どもたちが体育館に来ると、マスクをとって脱脂綿を口に含ませ、私たちがタイマーで時間を測り口から出させる。すぐ目の前の距離で、こちらは防護服がわりのかっぱを着てやる。それが200人以上。南武庫之荘中学は子どものクラスターで2回、職員のクラスターで1回新聞に載った。それで全教員を調査、クラブも全員調査、あるクラブなどは3回調べた。大人数になるから、時間をずらし、どのクラブは何時何分からとわけて実施した。

人材育成担当(後藤) 感染リスクを感じながらされたと思うが、使命感からだったのか。

澤田 奇麗事とか使命感というより、やらなければどうしようもないから。

渡邊 養護教諭の場合の話になるが、児童の家族が新型コロナに感染すると、その子を学校からすぐ家に帰さないといけない。本当は、そういう危険性がある場合は最初から学校に登校させないでくださいということだったのだが、発熱しているだけだと子どもが学校に来てしまい、その子を帰宅させることになる。その子は濃厚接触者なのだけれど、感染した家族は迎えに来れないので、養護教諭が家まで連れて帰る。また、熱が出て体調が悪い子どもは、保健室のなかでケガの子どもとわけて接触しないようにするが、養護教諭は熱を測ったりしなければならず、感染の危険性を感じながらしんどい思いをして仕事をしていたと思うし、帰宅しても子どもや家族に感染が広がることのないようにと、生活面でも注意をはらっていた。

澤田 養護教諭は使命感をもって仕事をしていたと思う。南武庫之荘中学校の場合も、生徒の検体採取は自分がやりますと言ってくれた。

教頭の立場で教員たちの仕事を見ていると、教材作成とか、新型コロナのなかで子どもたちに何かできることがないかと努めていた。たとえば分散登校の場合、1班と2班に対して、同じ

授業を 2 回しなければならぬが、それを喜んでやっていた。この教員たちを感染させるわけにはいかない、教頭が感染しても事務が止まるだけだが、授業を止めるわけにはいかないと。また、最終的な判断をする、最後の砦の校長が感染すると学校が止まるから感染させてはならない。どの教頭もそう思っていたと思う。これは新型コロナに限らず、常にあることなので。

渡邊 人手不足だったから、私も毎朝、先生方が授業をされているなか、スクールスタッフと一緒に消毒に回ったりしていた。

澤田 子どもたちは多少の発熱でも学校に来る。久しぶりに学校に来てうれしいから。

【聞き取り記録／スポーツ施設休館・休止等の感染症対応について】

上野 新型コロナの時期、学校開放等の事業を担当していた。地区体育館については担当していない。学校休校期間は**学校開放**も休止、まん延防止等重点措置期間中は時短措置として通常午後 8 時 30 分までのところを午後 8 時まで開放した。これが令和 3 年度まで続いた。また、休校期間は子どもたちが外で遊ぶ機会を奪われストレスがたまっているということで、校庭を開放して子どもが体を動かす機会を作ってほしいという市民からの要望があり、日中の時間帯に近隣住民向け、おもに子どもを対象に**校庭開放**※を実施した。校舎には入らず校庭だけということで、全校に協力を求めた。学校開放事業の管理業務はシルバー人材センターに委託していたので、これが休止になるとシルバーの管理員さんの給料も止まる。校庭開放によりシルバー人材の仕事ができるので、この点でもよろこばれた。

※ **校庭開放** 令和 2 年 5 月 23 日（土曜日）24 日（日曜日）30 日（土曜日）31 日（日曜日）の 4 回、市内小学校 41 校で実施。利用者数合計は児童 864 人、保護者等 435 人、計 1,299 人。

地区体育館は、緊急事態宣言中は休館、まん延防止等重点措置の期間中は時短と人数制限を行うとともに、利用者への注意喚起と消毒を実施した。休館・開館は他都市の情報も集めて検討し、感染症まん延が始まった当初にすぐに方針を決めた。予約者への休館連絡が必要になるので、予約者名簿を把握している尼崎市スポーツ振興事業団（地区体育館の管理受託者）からすべて連絡してもらった。大きな大会などは 1 年前から、一般利用でも 2 か月 3 か月前から予約しているので、こういった団体や個人への連絡が大変だった。

施設を閉める、開けるということについては、スポーツ振興事業団に対して、また教育委員会に対して多く苦情が寄せられた。なぜ開けないのかという苦情が比較的若い世代から、なぜ開けるのかという苦情はどちらかというと高齢者から、どちらも同じくらいの件数の苦情があり、これは学校開放に対する苦情も同様だった。本市の場合、開けられる施設は開ける、という方針だった。施設休館や再開について、近隣市がすべて同一歩調ではなくどうしてもタイムラグがあり、開いている施設に集中するということもあった。多くの場合、西宮市がまず最初に決めて実施し、他市もそれにならうという感じだった。

学校開放と地区体育館以外に、市内の**スポーツ事業**もコロナの影響を受けた。市民マラソン、市民ウォークやスポーツフェスティバルの中止、また、尼崎市体育協会に委託して各競技団体が実施している市民スポーツ祭等の開催が軒並み中止になった。一度支払った委託料の開催中止分は返してもらおうという形になり、これはこれでやっかいだった。

オリンピックの聖火リレーも結局中止になり、丹波篠山で代替のリレーをやった。分厚く詳細な警備計画書があり、半年ぐらいかけて業者とも協議しながら準備したが、結局一切使わずじまいだった。尼崎市内は、記念公園から尼崎城までのリレーコースの予定で、警察とも何度も打ち合わせた。特に、国道 2 号を止めるのが、国の許可が必要なので、一番大変だったと聞いている。それらをクリアして、沿道にのぼりを立て終わった段階で中止になった。

聖火リレーだけでなく、スポーツイベントや大会は中止、延期の繰り返しで、その連絡で忙しかった。学校開放も同じで、各校の校長・教頭や開放事業を委託している学校開放運営委員会とシルバー人材センターにそのつど連絡し、利用団体に連絡してもらった。

歴史博物館（藤本） 新型コロナへの対応を経験して、今後活かせることは何か。

上野 施設の開け閉めの問題など、市民からは両方の意見が寄せられる。どちらにするのか、あるいは折衷案でいくのか、その難しさや、どう判断したのかというあたりは今後活かせるかもしれない。例えば、子どもの利用について施設を開け、高齢者は利用しないとか、そういう対応などは参考になると思う。

感染症のなかで施設を開ける際、体調不良時は利用しない、三密を避けるといった利用者への注意事項を記載したプリントを作成し、これを守れないのであれば学校開放を中止するとして利用団体に徹底するよう、シルバー人材に依頼した。また、消毒液の一斗缶やスプレーを用意して、シルバー人材に施設の消毒をしてもらったが、初期はこの用品が手に入らず苦労した。奈良で販売していると聞きつけて、わざわざ買いに行ったこともあった。

利用団体から感染者が出た場合は、報告を聞き、濃厚接触者を確定するための行動記録の聞き取り調査を行っていた。その上で、団体として一週間の利用休止をお願いし、新たな感染者が出なければ利用再開としていた。

12-2 保健体育課係長（当時）手記

作成日時：令和 6 年（2024）6 月 9 日

作成者：黒田学（教育委員会事務局社会教育部歴史博物館史料担当係長）

テーマ：学校教育部（保健体育課）の感染症対応について

作成者の当該期所属・職掌

令和元～5 年度 教育委員会事務局学校教育部保健体育課係長

〔要約・ポイント〕

- 1 学校園の感染症マニュアルをめぐる問題点
 - (1) 国のマニュアルの遅れ、わかりにくさ、市独自マニュアル作成のむずかしさ
 - (2) 未知の感染症への対応、根拠が不明確な方針をめぐる対応のむずかしさ
(例としてマスク着用の是非をめぐる両極端の意見と、これへの対応)
 - (3) 周知資料の作成 = 学校園、教職員、保護者に情報を正しく伝える
- 2 学校園閉鎖、児童・生徒本人出席停止（登校園の可否）について
 - (1) 感染発生時の学校園閉鎖・児童生徒の出席停止、短期間で変わる対応方針
 - (2) 児童・生徒本人の感染情報把握のむずかしさ、保護者からのクレーム

(3) 膨大な量の感染者情報に基づく閉鎖判断や、学校園への説明をめぐる現場の疲弊

〔作成手記〕

令和元年度から 5 年度まで教育委員会事務局の保健体育課に配属され、保健安全担当の係長として勤務した。この保健安全担当の業務は字のごとく、「学校の保健と安全」という大きなカテゴリのなか幅広く事務を行っていた。平時にインフルエンザ等の感染症対応を行ってきたこともあり、「コロナ全般」についても保健体育課で行うことになった。この時点では当然陽性者もおらず、この後どれだけボリュームが出てくるかは想像もつかなかった。結果的に、配属期間のほぼすべてにおいて、当該事務につききりとなった。

この「コロナ全般」の業務は、児童生徒の疫学調査（初期は保健所の疫学調査補助、具体的には児童生徒の行動履歴を学校に作成してもらうのだが、出欠状況から始まり各教科の座席表と授業の内容、休み時間に遊んでいる友達、マスク着用の有無など多岐にわたる）、広報活動（陽性者の市政記者クラブ発表、学校から保護者への通知文及び子どもの所在や行動履歴を確認できるアプリケーションサービスでメールを送付できる「ミマモルメ」の内容確認と校正）、濃厚接触者発生時の PCR 検査・抗原検査実施にともなう保健所・学校双方との調整と結果伝達、陽性者・濃厚接触者発生にともなう臨時休業判断、陽性者・濃厚接触者にならずとも“その疑い”の状態における不安・疑問・怒り等すべての学校園に関連するご意見への対応、児童生徒のみならず教職員のコロナ対応（後に市教育委員会事務局職員も含まれる）など多岐にわたった。最終的に、これらはすべて学校の臨時休業判断と切り離せなくなり、学校保健業務から職員の仕事に関するまで、保健体育課で幅広く行うことになった。

感染症への対応は、大きくは初期と感染ピーク時という二つの時期にわかれ、内容の異なるいずれも大変な時期を経験した。

オミクロン株が出現した感染ピーク時は、大量の疫学調査件数が発生し、業務がひっ迫した保健所になりかわって教育委員会が市立学校園の疫学調査を令和 4 年 1 月 21 日から担当しなければならず、教育委員会事務局全課が順番に職員を派遣する形で「コロナ対応チーム」を発足させた。この期間は毎日約 100 件（最大 311 件）を超える疫学調査を行ったことなど、「量」の話題が主な内容となる一方、初期の対応はその後の感染ピーク時の対応と連動する部分も多く、スタート時ならでの苦労もあったため、ここではコロナ初期に係る話を主に記載する。記憶が薄まってきており、多少のずれがあることは了承いただきたい。

（初期の対応－感染症マニュアル）

令和元年 12 月に中国の武漢で感染が始まり、やがて感染症が国内に持ち込まれたニュースをきっかけに、市立学校園での対応について緊急で協議し、学校や保護者に通知しなければならなくなった。特に初期は文部科学省からの通知文が遅く、なかなか届かないのに新聞報道等が先行し、おやみに保護者や世間が不安を抱きやすい状況だった。

県を通じて送付されてくる文部科学省の通知文が、前述のとおりなかなか送付されてこないなか、ときには国・県から今後発送予定の通知文の趣旨だけを先行して情報提供してもらい、それを学校園向けに至急通知する。その後正式な通知文が届き次第あらためて再通知することもしばしばあった。これは学校園数の多い市町特有のことだと思うが、ギリギリに通知しても

全体に周知しきれない問題から "二度手間対応" も多くあったと思う。通知文については特に学校園向けの感染症マニュアルがすぐに得られないことに困ったことをよく覚えている。当時、上席の部長が、全国各地でオリジナルの感染対策を打ち出した感染症マニュアルを調べて取り寄せてくれたので、それらを参考にしながら尼崎市版の学校園感染症マニュアルを作成した。

後に文科省が国としての感染症マニュアルを提示してくれるのだが、時期としては遅れ、内容も学校園の、特に担任ベースで求める具体的な内容とはなっていなかった。例えば感染レベルⅠの地域では十分な感染対策を行って教育活動を行う、といったような具体的内容ではなかった。学校園で起こるさまざまな場面、登下校、授業（音楽・体育）、休み時間、昼食などの場面での対応や、ドアノブ・机・照明スイッチ・蛇口・トイレなどといった消毒箇所を具体的に明示するものではなかった。さらに国の感染症マニュアルは作成済みの尼崎市版と比較して内容が緩いものになっており（国のマニュアルは、月日が進むにつれ WITH コロナという方向になり、教育活動を再開できるような内容が軟化していった）、初期こそより厳しく明確に定めた尼崎市版で対応していたものの、学校園にとっては W スタンドになってしまい混乱するようになったため、最終的には国のマニュアルへと移行していった。何より、市の感染対策に "根拠がない" ことが、国のマニュアルに移行していかざるを得ない一番大きな理由だった。

この "根拠がない" という言葉の意味は、基本的に、新型コロナウイルスというのは未知の感染症で医学的に「こうすべき」ということが最後まで明確にならなかったということである。特に "マスクに対する有効性を証明できなかったこと" は重要な点であり、さまざまなご意見が寄せられ、保護者をはじめとする多くの市民等から電話、面談、メール、市の提案箱などへの対応にかなり多くの時間を割いた。ご意見は両極端なもの（危険な感染症という意見から、ただの風邪だというものまで）が存在していたが、どれも子供を心配するあまりのご意見であったと思う。マスク着用については、国が推奨していることをご理解いただくほかなかった。マスクをすると脳に酸素がいきわたらず小さな子供の成長にデメリットが出る、不衛生で別の病気になるなどといったご意見も複数の方からうかがった。

国のマニュアルが示す以上の感染レベルのマニュアルを使うとした場合、市でその根拠を作らないと市の対応に対する厳しいご意見に耐えられない。「国のマニュアルがこう言っているから（国は最新の知見に基づき更新しているという記述がある）」という部分が、このコロナという得体のしれない感染症への対応における説明の柱となり、それ以上の説明ができない点が本当に悩ましかった。

マニュアルのほか、感染症に関する通知文は県を通じて国から複数送付されてくるが、情報が細切れで非常にわかりにくい部分が多かった。学校園は、教職員全員が理解して、その先の児童生徒及び保護者に説明できないといけない。このため、市としてオリジナルの資料（感染した場合の学校園の対応〈フロー図〉、及び本人の登校園早見表〈一覧表〉など）を作成し、わかりやすく提示することとした。また休業については、学校（ハコもの）の話（臨時休業）と、本人（感染者・濃厚接触者など個人）の話（出席停止措置）とがあり取扱いが非常に混乱するため、この市オリジナルの資料は非常に有効性の高いものになったと考える。学校園の先の「教職員（特に担任）や保護者にいかに正しく伝えるか」という視点は、この未知のウイルスへの対応にとどまらず、この後も大切に大事な視点だと、いまでも思えるようになった。

（学校園（ハコ）の閉鎖と本人（人）出席停止について）

まず学校園（ハコ）の閉鎖について。当初は「陽性者が 1 人出た」だけで学校園（ハコ）を消毒のため 2 日間程度全体を閉鎖していた（陽性者のいる学級は消毒後も 2 週間学級閉鎖〈令和 2 年 4 月〉）。次第に感染が広がっていくことで、これも「一旦全体を閉鎖するが、疫学調査の結果、濃厚接触者や安心検査（濃厚接触者ではないが念のため行う検査）対象者の陰性確認がとれたら再開（学級閉鎖せず〈令和 2 年 8 月〉）」→「陽性者がいる学級のみを閉鎖（全体は行わない〈令和 3 年 9 月〉）」→「陽性者が出ても学校運営は継続（同時並行で消毒、疫学調査）させ、疫学調査の結果、濃厚接触者が出た場合は、これに起因する集団が休業〈令和 3 年 10 月〉」など、日がたつごとに対応が軟化し、短時間でどんどん変化していった。

上記対応を行うにあたり、肝となるのは陽性者の把握であり、この点保護者に正しく理解し正しく恐れてもらうことが必要だった。原則本人（保護者）から学校園への申告をもとに進めるのであるが、保健所から出てくる保健所直営の検査リストや発生届（病院から保健所に提出される陽性者の報告）と、学校園が把握している内容（当時は検査を受けるとわかったら、学校園は報告書を作成し教育委員会に提出しなければならない）が違うという状況があり大混乱した。初期は、前述のとおり 1 人でも陽性になると学校園全体を閉鎖する状況にあり、保護者の隠したいという気持ちからか報告が上がってこない場合もあった。中には風邪と称して自宅療養中の陽性者本人宅へ、学校管理職に足を運んでもらったこともあった（電話も出なかった）。ある感染者がキャバクラへ行ったことからそこで感染が広がり、世間から大バッシングを喰らっていた時期だったので、万が一陽性結果が出た場合の風評被害から学校園に報告したくない気持ちもあったかもしれないが、当時は教育委員会と保健所では大騒ぎになっていた。

この、保健所から出てくるリストと本人の学校園への申し出が違うという問題には、最後まで苦しめられた。陽性になっても学校園に連絡をくれない保護者に対し、こちらから連絡をしなければ、陽性者を登校園させてしまうリスクがあるため、必ず未然に策をとる必要があった。このため、保護者から学校園に寄せられる報告をもとに学校園が作成する毎日の報告書の他、保健所からのリストも 1 日に数回送付してもらい、双方の報告をつき合わせの上、学校園に問い合わせることもした。基本は学校から保護者に連絡してもらうのだが、「連絡するのを忘れていた、忙しかった」というケースや「隠したかった」という理由も往々にしてあり、「感染したことをなぜ知っているのか、いじめられたらどうする」などといった厳しい意見が学校や教育委員会事務局にも多く寄せられた。当時は、感染者の個人名は伏せるものの、むやみにまちがった噂が広がらないよう、また地域等への正しい情報発信のため、学校名と学年に行動履歴を添えて、そのつど即日で記者発表していたから、保護者としても神経質にならざるを得なかった。とはいえ、「近くの学校園・地域で感染症が流行っているから、（普段ならこのくらいの症状なら通院しないけど）念のため病院に行っておこう」といった形で、学校園の枠組みを超え、その地域の方々にも感染を広げない予防に係る取組のため必要な情報発信だった。このことから学校園ならびに教育委員会と保護者をはじめとする地域の方々も相互にこのウイルスの危険性を正しく理解し合うことが最も大切で、本人がむやみに登校して他者に感染を広げないための重要事項だった。このことを呼びかける市オリジナルのチラシ「うつらない！うつさない！」も令和 3 年に作成し保護者にも配布した。

児童生徒等が新型コロナウイルス感染者等になった場合について
【登校園の可否 早見表】

尼崎市教育委員会事務局

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。
お子様ご本人や同居家族が、以下のような状況になりましたら、必ず学校・幼稚園に連絡をしてください。

状況	該当者		児童生徒本人の登校園の可否		備考 ※登校園できない場合は出席停止となります
	本人	同居家族	地域の感染レベル レベル1	レベル2、3	
①感染者になった場合	■		×	×	医師や保健所の指示により、登校園可能となるまでの間、登校園できません。
		■	×	×	保健所の指示がでるまでの間、登校園できません。(本人の検査の有無について疫学調査が実施されます。)
②診断済み(コロナ感染症ではない)で発熱等の症状がみられる場合	■		×	×	症状がなくなるまで登校園できません。
		■	○	○	-
③未診断で発熱等の症状がみられる場合(ワクチン接種後の発熱等も同様)	■		×	×	症状がなくなるまで登校園できません。
		■	○	×	-
④発熱等の風邪の症状により検査をずる場合	■		×	×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
		■	○	×	-
⑤濃厚接触者になった場合	■		×	×	検査結果が陽性であっても、感染者と最後に接触した日の翌日から原則5日間は登校園できません。ただし、無症状である場合には別途検査により最短で自宅待機期間の3日目から登校園できます(陽性者が同居の家族に限る)。
		■	○	×	-
⑥まわりで感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、念のために検査をする場合	■		×	×	検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。
		■	○	×	-
⑦けが等で入院するために検査をする場合	■	■	○	○	-
⑧職場等の決まりで定期的に検査をする場合(まわりに感染者が出たことに伴うものでない場合)	■	■	○	○	-

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査等のことです。

※地域の感染レベルは、「まん延防止等重点措置実施期間、緊急事態措置実施期間を【レベル2、3】」、「それ以外が【レベル1(市内感染者0人時を除く)】」となります。

※あくまで原則であり、場合によっては適用されないこともあります。

※これ以外の場合は、学校・幼稚園にお問い合わせください。

児童生徒等やその家族に基礎疾患があったり同居家族に高齢者がいる場合、または感染の不安を理由に登校園できない場合など、配慮すべき事情がある場合には、学校・幼稚園にご相談ください。

保護者の皆様へ

うつらない！うつさない！

新型コロナウイルスの感染予防に努めましょう。

尼崎市教育委員会

児童生徒の新型コロナウイルスの感染者が増加しています。市立各学校園では施設内の感染拡大防止策を徹底する中で教育活動を継続しておりますが、お子様が安心して過ごせるため、保護者の皆様におかれましても改めて次のことについてご協力をよろしくお願いいたします。

1 少しでも感染の可能性がある場合は、登校(園)を控えてください。

- ☞ お子様に発熱やその他風邪などの症状がある場合
- ☞ ご家族や本人が検査を受けることになった場合

いずれの場合も、**わかり次第**

① 決して登校(園)させず ② 必ず学校(園)に連絡 してください。

注1) どちらの理由でお休みになる場合でも、欠席扱いとはいたしません。

注2) 陽性となった児童生徒が上記以降も登校していた場合、学校(園)内における2次感染や臨時休業の長期化の可能性が高まります。

2 ご家族みなさんで感染予防に努めてください。

児童生徒の感染の原因で最も多くを占めるのが家族間感染です。

正しい情報をもとにご家庭での感染予防に努めましょう。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分がリラックスすると同時に注意力が低下する。
- また、意識が鈍直し、大きな声になりやすい。
- 特に飲食などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、出し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深酒のほしご遣では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイク口感染発症などの感染リスクが高まる。
- マスクなしでの会話例としては、昼カフェなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の廊下やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 広場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、広場所が切り替わると、気の緩みや場所の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



内閣官房HPより

尼崎市教育委員会事務局作成チラシ

そもそも、感染症による学校閉鎖は学校保健安全法第 20 条に基づく学校の設置者による実施事項だが、平時とは違い、膨大な数の感染者の行動履歴付き情報と感染状況についてすべて教育長を含む上席に迅速に把握してもらうことは不可能な状況であったため、教育委員会事務局内の関係者で Line グループを作り、要件を満たし閉鎖することになった学校園の情報を共有した。ここには教育委員会だけでなく、学校と連動する児童ホームを所管することも青少年局児童課や学校開放を所管する教育委員会事務局社会教育部スポーツ推進課なども、情報を共有するためグループに入ってもらい、すべての判断の起点となる役割を担った。

また本人（人）については、陽性者になった場合や濃厚接触者になった場合、上記のハコの休業とは別に、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置を本人に対してとる必要があった。これも出席停止する期間やその対象者がフェーズごとに頻繁に変動していたので、混乱は必至だった。陽性者本人にとどまらず、陽性者と同居の兄弟・姉妹に対する学校園出席可否など、いざその状況になったら保護者は学校園の開閉のことから、子の出欠に係ることまで、疑問と不安で押しつぶされそうな状況に違いなかったと思う。

先に述べた対応等が毎日ものすごい件数となり、事務局も学校もかなり疲弊していたが、保健所のコロナ対応チームのようなものは、この初期には教育委員会には設置されず、保健体育課の既存メンバー（主に行政事務：保健所とのやり取り、学校管理職とのやり取り、指導主事：県とのやり取り、養護教諭とのやり取り、課長：総括、で適宜役割分担）でなんとかやりぬいた。ここで忘れてはいけないことは、コロナ業務が増えても職員数は増えず、また既存業務は消えなかったため、コロナ業務に主に走り回っていた上記 3 名以外の課職員（会計年度任用職員を含む）が既存業務を支えてくれたことである。コロナ対応は生死に係る緊急対応として課員全員が理解を示し、文句も言わず夜遅くまで対応してくれたことに感謝している。

なお、本市の場合学校園の数が多く、一回大きな対応があれば二回目以降は慣れからお任せしても大丈夫という学校園もあるが、浸透するのに時間がかかる。どれだけ電話・メールで説明し、校長会で説明しても "鈍い対応" の学校園や先生もいるので、何度も何度も繰り返し説明や対応を求められることもあったが根気強く対応した。

（感染症対応の経験を振り返って）

話が戻るが、一番初期の頃は、日曜日夕方に児童が検査したという情報が入り、翌月曜日に検査結果が出る案件があった。このときは、日曜夜の 19 時に事務所に集合し、保健所・学校園との入念なやり取りを行ったの上検査帳票を作成し、翌日に出る結果が陽性の場合の 14 時発出記者発表資料（行動履歴付き）の作成や、学校を途中休業する場合の前掲 "ミマモルメ" の案の作成など、深夜まで作業が続いた。その日だけでは作業が終わらず、翌朝 6 時頃から作業を再開したこともあった。はじめは、陽性者が現に出ていなくても、もし陽性だったら、もし濃厚接触者が出たら、という対応でふらふらになっていた印象だが、このリスク管理や想定が、後の実際に陽性者が出た場合の対応や応用に活きたと、いまだから思う。

記者発表の対応は、オミクロン株が出てくるまで毎日続いた。令和 2 年度も 3 年度も、いずれも元旦であったとしても電話と PC を使い、自宅から対応したように記憶している。はじめは間違っただけが広がらないよう感染予防上の観点から優先して対応していたが、全国的にも大流行でかなりの量と件数となったとき、だんだんと何のためにやるのかわからなくなってき

たことを覚えている。

最期に言いたいのは、このコロナ禍で当然保健所は市民との対応で大変だったのだが、教育委員会事務局においても、保護者・学校・また地域等からたくさんのご意見（不安、怒り）が寄せられ、保健所の方針や取組を「知らない」とは言えない状況だった。保健所もパンク状態で、こちらに情報が流れてくるルートがないなか、個人の Line や電話、職員同士のつながりだけで何とか情報を取りに行き、自身で調べ、情報レベルを同じところまで持っていき対応する必要があった。もっと言うと、保健所の対応がわかったあと、その内容を踏まえた学校園対応（児童生徒・保護者対応）までを事務局から学校園に提示する必要があった。保育所も同様だったと思うが、保健所とは異なりスポットが当たりにくい教育現場では、保健所対応よりももう一つ深い階層の対応が日々にタイムリーに迅速に求められたことを伝えておきたい。学校再開を左右する検査結果報告が最終の夜 22 時や 23 時になろうとも、なんとか検査に回してもらえよう保健所に依頼し、現地に疫学調査に行ってもらい、結果判明後はすぐに保護者連絡をする。すべてはこどもたちのため、教育活動の早期再開のため、学校園の先生方と一丸となって毎日精一杯対応した。

以上のことは、全体のほんの一部分にすぎない。当時のことを思い出すと暗い気持ちになり、ネガティブな印象だが、当時自分を支えてくれたのは、同僚のおかげだと本当に思う。なかでも、弱音を一切はかず、対応しきれない困った案件が出てきたときには最後に必ず砦になって守ってくれ、年休は全く無いのはもちろんのこと、土日の対応まで遠距離の自宅には帰宅せず近くのホテルで寝泊まりして対応してくれた当時の課長や、県や国までも対応が後手を踏んだ状況でも 2 歩 3 歩先を読み、先進事例やその時点で求められることを常に提示し、引っ張ってくれた当時の部長がいたから乗り越えられた。感謝しかなく、今後も模範とし、目指すべき職員像となっている。そういう姿を身近で見ることができたことは、良い体験であり、自分の財産になったと振り返る。

13 議会事務局

実施日時：令和 5 年（2023）10 月 20 日 15 時 40 分～16 時 20 分

場 所：尼崎市役所議会棟

対 象 者：議会事務局総務課係長

テ ー マ：感染症に対する市議会の対応

対象者の当該期所属・職掌

議会事務局総務課係長 令和 2～4 年度 議会事務局総務課総務担当係長

〔要約・ポイント〕

1 市議会災害時連絡会議

- (1) フレキシブルな開催、当局からの報告の場としての機動性
- (2) 会派代表者会との棲み分け、位置付けが課題

2 審議時間短縮、報酬等の削減

- (1) 市当局の負担への配慮、市議会の姿勢を示す

(2) 削減額は新型コロナウイルス感染症対策基金に充当

〔聞き取り記録〕

議会事務局総務課係長（市議会災害時連絡会議の設置） 市議会の新型コロナ対応のうち最も重要な事項として、尼崎市議会災害時連絡会議を設置した。地震等の自然災害時に設置するもので、正副議長・各会派幹事長により構成される会議体である。従来設置例がなく、今回初の設置となった。令和2年3月3日に第1回を開催し、以降全18回開催。議員1人1人が動いて当局とやりとりをすると混乱を招くので、この会議で市民からの意見等を集約し、当局に提起する形をとった。

この連絡会議は、令和5年5月8日の新型コロナ5類移行により解散した。市議会大規模災害時行動マニュアルに基づき設置したものだが、市議会は令和3年2月にこのマニュアルを改訂して尼崎市議会BCP（事業継続計画）として策定した。

（質疑時間短縮、報酬等の削減） 市議会の具体的対応としては、まず令和2年2月議会の代表質疑において、一会派120分、3月6・7日の2日間開催を予定していたものを、一会派60分、3月6日1日のみの開催とした。令和2年6月定例会の一般質問も、最大4日間から1日へと短縮した。いずれも、新型コロナ対応にあたる市当局の負担軽減を目的とするものであった。

また財政面では、令和2年7～12月の議員報酬を10%削減（総額1,626万8千円）、令和2年度下半期の政務活動費も20%削減（総額504万円）、令和2年度実施分の行政視察を中止し、旅費を削減（総額294万円）した。これら削減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策基金に充当した。また、3年度の行政視察も中止し、旅費の執行を止めた。いずれも議員自らが決めたことで、市民代表として感染拡大のなか議会の姿勢を示した。

以上のほか、議場・委員会室等へのアクリル板設置、検温実施等の感染症対策をとった。

歴史博物館（藤本） 予算等の会派勉強会はどうなったか。

議会事務局総務課係長（IT化） コロナがきっかけで、勉強会はZoom開催になった。本会議は地方自治法の規定があり、委員会にしてもオンライン化するには市の条例を改正する必要がある。他市では委員会をオンライン化しているところもあり、本市市議会でも前向きに検討したが、導入するには機器等の費用がかなりかかるということもあり、具体化はしなかった。

歴史博物館（藤本） タブレット導入もコロナがきっかけだったのか。

議会事務局総務課係長 タブレットはもともと導入予定があり、令和元年12月に導入したので、たまたまそれがコロナの時期と重なり、結果的にタイミングがよかった。それまで、電話・FAXで一斉連絡していたのが、緊急時に連絡しやすくなった。タブレットを介してコロナに関する情報を毎日更新して知らせることができ、効果を発揮した。

歴史博物館（藤本） コロナを経験して今後活かせることは何があるか。

議会事務局総務課係長（市議会災害時連絡会議と会派代表者会） 初めて市議会災害時連絡会議を設置したことに意味があった。通常、議会は日程があらかじめ決まっておき、急に議員に集まってもらい協議するということはない。集まるにしても、従来のやり方であれば議員に対する通知をどうするかとか、時間がかかってしまう。この点、緊急事態のなかの連絡会議ということで、かなりフレキシブルに開催することができ、既存の議会日程にとらわれない事例と

なった。

ただしその一方で、市議会には会派代表者会があり、これは災害時連絡会議と同メンバーで構成される。この二つの会議の棲み分けも課題と言える。

また、もともと連絡会議が想定していた自然災害はまさに緊急事態だが、新型コロナの場合その対応は必ずしも一分一秒を争うものではない。その意味では、きちんと会派代表者会の場で当局から説明した方がよい部分もあったかと思われる。

歴史博物館（辻川） 連絡会議にはしばしば市当局が出席しているが、連絡会議及び会派代表者会における市当局の位置付けはどうなるのか。

議会事務局総務課係長 会派代表者会は、内容により当局の出席を求める場合があるが、通常当局出席は少ない。連絡会議もあくまで市議会の会議であるが、しばしば当局が出席し、当局側から報告・協議の必要に応じて開催を働きかける場合もあった。説明のためそのつど各会派を回るのではなく、連絡会議の場で一度に説明できるという意味で、機動的かつ有効に機能したと言える。感染まん延当時は、毎日のように議員を通して市民の声が寄せられ、それを集約して市当局に伝達していた。そういう多様な意見や議員からの働きかけが、コロナ関連施策に対する後押しになったと考えられる。

歴史博物館（藤本） 政策推進課では、そういう市民や議会の声を受けとめ参考にして施策を立案していた。

歴史博物館（辻川） 連絡会議の場では、施策構築や提案につながるような議論もあったのか。

議会事務局総務課係長 政策的なことは会派から当局に申し入れるのが通常ルートとなる。委員会でもコロナ関連の施策の議論はあるが、あくまで上がってきた条例や議案に対する審査の場になる。

14 新型コロナウイルス総合支援担当課長等兼職（当時）

実施日時：令和5年（2023）11月2日15時40分～16時20分

場 所：公営企業局

対 象 者：古中^{じゅんじ}淳司 公営企業局上下水道部経営企画課長

テ ー マ：感染症対応を振り返って

対象者の当該期所属・職掌

令和2年度 総合政策局文化担当文化特命担当課長、新型コロナウイルス総合支援担当課長
（新型コロナウイルス総合サポートセンターを担当）

令和3年度 新型コロナウイルス総合支援担当課長、新型コロナウイルス感染症対策特命担当課長、新型コロナウイルスワクチン接種推進本部事務局課長兼職
（ワクチン接種業務を担当）

令和4年度 保健担当局健康増進課長

〔要約・ポイント〕

1 包括業務委託の弊害

(1) 職員体制が手薄になり、総合サポートセンターへの問い合わせとの連携に支障

(2) 市職員が制度や市民ニーズを十分把握できなくなった側面はないか？

2 緊急事態下における組織体制上の問題点（ワクチン接種業務の事例）

(1) 初動配置人数の不足 = 応援職員に対する業務説明に時間を割けない状況が生じる

(2) 業務の優先順位に応じた必要な人員配置への柔軟な対応の必要性

3 リーダーシップと有事対応能力

(1) トップの意図を汲み取り、状況と展望を考え実行に移す現場のリーダーシップの必要性

(2) 市民と向き合い、想像力をもって情報収集に努め、真剣に「考える」力を養う

〔聞き取り記録〕

古中 令和2年4月中旬、総合政策局文化特命担当課長に異動となった直後、2週間後に、新型コロナウイルス総合サポートセンター※を設置することとなった。これを1年間担当し、翌令和3年5月、ワクチン接種業務を担当するよう命じられた。ワクチンは10～11か月ほど担当した。

※ **新型コロナウイルス総合サポートセンター** 新型コロナに関する問い合わせ・相談を受け付けるワンストップサービスの窓口として、令和2年4月24日に市役所本庁南館1階に相談サポート窓口を設置し、生活支援や手続きサポートの相談を受け付けた。

（特別定額給付金支給業務－包括業務委託方式の問題点）

古中 サポートセンターで市民からの様々な相談を承るため、国や県、市等の支援制度を把握することが必要となる業務であったが、市のコロナ対応では、とりわけ、特別定額給付金とワクチン接種という、ほぼすべての市民が対象となる大規模な事務を進める上で、体制整備等に課題があると感じた。

1人10万円の特別給付金（令和2年4月20日閣議決定）の市民の関心は非常に大きく、総合サポートセンターにも電話問い合わせが殺到したが、サポートセンターと給付金担当の連絡調整が上手くいかないところがあった。包括委託という手法を導入したために、市の職員の体制が手薄となり、サポートセンターに問い合わせがあっても円滑に連携することができないケースが散見された。これは、あくまで私見だが、包括業務委託契約という形で事業者（日本ユニシス株式会社、現BIPROGY株式会社）に委託を行ったために、市の職員が制度や市民ニーズを十分に把握できていなかったのではないかと。

後に、低所得者への給付の事務で同社がおこした、USBメモリー一時紛失事案（第14回聞き取り調査の注参照）も、包括委託という、いわば「丸投げ」の委託方式によって市側のガバナンスが希薄となったことが原因の一つではないかと思料する。

一方、神戸市では、給付金の市民への制度の周知や振込は、尼崎市よりスピーディな対応であった。市民からも、神戸市はもう給付金の情報を公表している、給付金が既に振り込まれているという意見を多く受けた。同市の対応がスピーディだった要因は、単に技術的に優れた対応力があるということだけでではないと思う。

（ワクチン接種業務）

古中 令和3年5月からワクチン接種業務に従事することとなったが、着任当初は、すべての担当職員は残業過多で疲弊する状況にあり、事務量と市民ニーズの大きさに対して、初動の体

制整備をミスしていると思った。その後に応援職員を補充することとなるが、初動の体制整備が過少であり、従前から従事する職員は、新たな応援職員への業務説明に時間を割けない状況も暫く続き、また、後手に回る業務を巻き返すために、結果として事務量以上の人員が必要となった。

具体的には、西宮市がワクチン接種業務に20人の職員をあて、翌週には30人体制をとると言っていたときに、尼崎市は7、8人だった。問い合わせが殺到するなか、市民や病院の対応で手いっぱいであったが、市内の応援体制について上役に相談すると、どれだけの人員が必要なのか業務量を出せという話で、およそ有事の対応ではなかった。

また、神戸市では、給付金と同様に、ワクチン接種についても、スムーズかつ早期の対応が図られており、ワクチン接種業務の疑義等について、神戸市に問い合わせると的確な答えを得られるケースが多くあり、有事対応能力の差を痛感した。

もちろん職員数は限られているが、定額給付金とワクチン接種は市民の関心が高く、大規模な業務であったことを考えると、優先順位を高くして必要な人員を柔軟に配置すべきだったのではないか。

（市組織におけるリーダーシップの必要性）

歴史博物館（藤本） 新型コロナに関する市内の聞き取り調査を行っていて、市民から相反する意見が出され対応に苦慮する事例に接することがある。例えば保育所について、閉鎖されると保護者が仕事に行けなくなるので開け続けて欲しいという声がある一方で、感染リスクがあるから閉鎖して欲しいという声もあり、市民の意見がわかれていた。

古中 これまでに経験のない未知のウイルスと対峙するなかで、相反する意見が出るのは当然のこと。相反する意見をまとめることは難しく、むしろ重要なのは、様々な意見に向き合いながら、少し先の未来を予見して準備を進めることが重要ではないか。

当時の市長は、未曾有の事態に向き合い、強いリーダーシップを発揮しておられたが、その意図を汲み取りつつ、現場の状況と今後の展望を考え抜いて実行に移す現場のリーダーシップが必要だった。そうしたリーダーシップがあれば、これまでに経験のない有事においても、事前の体制整備も含め、よりスムーズな対応が可能であったと思う。

（有事対応能力について）

有事においては、責任ある立場の人がリーダーシップをもって柔軟に判断する、そういう能力が求められる。阪神・淡路大震災の経験が活かされているのだろうか、と感じる場面もあった。そういう能力は、なかなか座学で身につくことでもない。

新たに生じる緊急事態のなか、ゼロから業務を形にしていこうとするのであれば、その職員自身が自分で考えなければならない。市民と直接向き合う機会を多く持ち、想像力を働かせ、メディア情報等にもアンテナを張り、真剣に「考える」ということが重要となる。1年2年先のことはわからなくとも、1、2か月先のことを予想することは決して難しいものではない。

そうした「考え」を持って職務にあたって若手職員にも伝えれば、経験が無くとも機動的に働くことができる。困難な状況、厳しい事態に向き合う「考え」と「方向性」をしっかりと伝えれば、若手職員は機動的に動くということを実感した。

（新型コロナへの対応を振り返って）

総合サポートセンターでは、様々な事情を抱える市民の相談を承った。コロナ初期の令和2年度の初めには、高齢者をはじめ、みな不安だったと思う。窓口で涙を流す人もあった。今も当時の同僚と連れ立って、当時の煩雑な仕事を笑い話にしながら、食事をすることがある。あの頃には様々な苦労を経験したが、市民の感謝の気持ちをいただくことが支えになったということは、皆同じ思いを持っており、今後、市職員が大きな役割を担わなければならない有事の場面でも、この経験が活かされていくと思う。

15 吹野順次副市長

実施日時：令和6年（2024）1月18日

11時～12時

場 所：尼崎市役所吹野副市長室

対 象 者：吹野順次 尼崎市副市長

テ ー マ：本市の感染症対応について

対象者の当該期職掌

吹野順次 令和2～4年度 尼崎市副市長



〔要約・ポイント〕

1 情報発信について

(1) クラスタ発生施設特定につながる情報は非公表 = 感染者の人権への配慮

2 応援業務について

(1) 必要な応援人員の派遣、止めるべき業務は止める

(2) 応援職員の力の有効活用 = コアメンバー業務の割り振り指示

3 コロナを機に実現したこと

(1) ワンストップサービス = 新型コロナウイルス総合サポートセンター

(2) 機動的対応と主体的関わり = 衛生研究所検査機能増強、高齢者ワクチン接種地域受付

〔聞き取り記録〕

（初期の対応、クラスター情報の公表について）

吹野 兵庫県内で最初の感染者が出たときのことが印象に残っている。大阪在勤の西宮市民の方で、どこに勤務し、どういう通勤経路なのかといった詮索が始まった。

本市の場合、感染があきらかとなりクラスターが発生しても、どの施設で発生したのか特定する情報を発信しないと決めていた。ところが、伊丹市内の施設でクラスターが発生し、県の保健所が施設名を公表してしまった。

同じ時期に、大阪のライブハウスから感染が広がり、そのライブハウスの名称が公表されるケースがあった。しかし、この場合はその店に居合わせた客に感染の恐れがあり、名乗り出ってもらうよう公表しているわけで、公表の理由がある。特別養護老人ホーム等の施設の場合、利用者が限定され把握できているので、ライブハウスとは事情が異なる。

本市の場合は感染が発生した施設名称を公表しなかったが、記者発表をすると、なぜ施設名

を公表しないのかといった批判を受けた。感染した人が悪いという風潮があり、本市は感染者の人権に配慮して慎重に対応する必要があるという判断だった。

（感染拡大、保健所への業務の集中）

吹野 感染が広がった当初は、感染者も少なく現場はそれほど混乱していなかったが、それでも医療機関とのやりとりや感染経路の調査など、保健師の負担が大きかった。その後感染者数が増加するが、感染者数が少ないときと同レベルの疫学調査（第 2 回聞き取り調査の注参照）を行う必要があり、保健所感染症対策担当の新型コロナ担当保健師だけでは対応できなくなった。そこで、同じ健康福祉局内の北部地域保健課・南部地域保健課の保健師や、他局の事務職員を応援職員として派遣したが、当初は、新型コロナ担当の保健師等の業務の専門性が高く、応援職員へ業務を簡単に伝授する時間も余裕もなく、活用しづらく、引き続き新型コロナ担当保健師等が感染症対策の中心的な業務にあたることとなった。残業時間が解消されることはなく、使命感で業務にあたっていた。

応援職員にとっては、新型コロナ業務の全体像が把握できず、応援に来ても不消化となり不満感が積もり、協力体制が難航した。このため、しばしば現場に足を運んで声を聞き、業務分担が円滑化するよう努めた。

加えて、保健所はコロナ対応にあたる一方で、通常業務も通常通り実施していた。感染症対策以外の通常業務にあたっている部署は定時退社する場合もあり、他局から来て負担を負っている応援職員から不満が出ていた。このため、通常業務はある程度止めて感染症対策を支援するよう指示を出した。

感染が拡大するとともに、感染の疑いがある発熱した人への対応が問題になる。初期の段階においては発熱外来に対応する医療機関が少なく、どの医院が対応するのか尼崎市医師会から公表されていなかった。公表するとその医院に発熱した人が殺到する一方で、感染を恐れる通常の患者が来なくなる。市としても旧尼崎口腔衛生センターの施設（南武庫之荘 3 丁目）に発熱外来を設けたが、これだけでは追いつかないので、市医師会長に申し入れて発熱外来を受け入れる医療機関名を公表してもらった。尼崎市医師会では、さらに通院できない高齢者に対しての往診も実施するなど、他市の医師会と比較しても積極的かつ協力的に対応してくれた。

歴史博物館（藤本） こういった尼崎の方式は先進的で、県も感染症への対応の方式として取り入れた。

吹野 県は当初、感染者は全員入院させる、自宅療養はないと言っていたが、現実には全員を受け入れることはできず、自宅療養者が発生していた。本市の場合、自宅療養の感染者に対して保健師が電話連絡して経過観察して対応していたが、感染者の自宅療養が増えれば対応できなくなり、在宅療養者のリスクをアセスメントし、保健師以外の職員でも対応できるよう役割分担して割り振った。

（コロナに対する各局・各分野の対処）

吹野 阪神・淡路大震災時の初期対応を考えても、本市の職員・組織には予想外の緊急時に対応する力が備わっていると実感する。新型コロナに対する対応においても、さまざまな分野・局面でその力が発揮され、コロナを機に実現したことも複数ある。

一例として、局をまたがる窓口対応業務を一元化し、ワンストップサービスを実現する**新型**

コロナウイルス総合サポートセンター（第12回聞き取り調査の注参照）を設けて対応した。平時には容易に実現できないことを、緊急事態ということで実施に移すことができた。

また、**高齢者ワクチン接種**については、各地域振興センターの地域課で受付を実施した（第1回：令和3年5月10日）。これには各地域課が主体的に関わってくれた。受付に高齢者が殺到し、午前8時頃現地に行くともう行列ができていて、午前3時4時から並んでいるという状況だった。しかも回線がパンクし、受付入力ができないというトラブルがあったが、高齢者を長時間並ばせておくわけにはいかないということで、受付だけして地域課の側で追って入力するという形をとり、柔軟に対応することができた。

PCR検査については、衛生研究所に当初検査機器が1台しかなく、1日あたりの検査数が限られていた。検査数を増やすには、機器を増設するだけでなく、検査できる人員も増やす必要がある。そこで、検査機器を購入し、さらに当初は衛生研究所の感染症制御担当に所属する技術職3人が検査を担当していたが、微生物管理担当など他の系の技術職も検査スキルを身に付けて応援に入り、検査件数を増やした（当初1日22件。その後増強し、最終的に1日88件の検査を可能とした）。衛生研究所での検査がなければ、加古川市にある兵庫県立健康科学研究所に検査を依頼しなければならず、結果が出るのに時間がかかってしまう。今回は、衛生研究所がよく対応してくれたと思う。

コロナの時期に感染防止のため、実施方法を工夫したのものとして、保健福祉センターによる**乳幼児集団健診**がある。集団健診に対して不安を感じる保護者が安心して健診できるように、この期間は地域の医療機関による個別健診と集団健診を並行して実施した。

この業務はコロナ後は保健福祉センターによる集団健診のみに戻っているが、市の各部局が取り組むさまざまな業務や事業のなかには、実施を見直す必要があるものもある。各地域振興センターの地域行事をはじめ、コロナがそれを見直すきっかけになった。

（国交付金の活用）

コロナに関しては、国からプッシュ型の用途が必ずしも限定されない交付金が次々と提示され、当初はどう活用するのか市としてとまどった。しかし、これへの対応を何度も経験するなか、うまく活用できるようになっていった。

一例として、いくしあ（子どもの育ち支援センター、こども青少年局いくしあ推進課）の児童専門のケースワーカー業務の場合、困難を抱える対象家庭との間に人間関係を築いて支援メニューにつないでいくことが求められるが、ケースワーカーが直接支援金などを届けるわけではなく、対象家庭との間に接点を設けることが難しい。そこで、交付金を活用して子どもが使える食券（あまっ子応援弁当緊急事業、第15回聞き取り調査参照）を用意し、対象家庭に持参することで接触し支援につなげた。

こういった事業も通常であれば、食券が使える事業所を市内6地区均等に用意しなければならない、また「ほっかほっか亭」が対象店舗になるのであれば「本家かまどや」も入ってもらわなければならないといった公平性や平等取扱いの話になるが、緊急事態だからということで、そういったことは二の次にして事業化した。

（応援体制のあり方、市全体としてのBCPのあり方について）

歴史博物館（辻川）新型コロナ対応に関する庁内インタビューを通じて、最前線の部署、応援

が必要な部署にもっとマンパワーを集中すべきだったのではないかと、全庁的に止めるべき業務は止めて長期に必要な人員を貼り付けるべきだったのではないかと指摘がある。この点はどうか。

吹野 対策本部の場で、全庁的な観点から止める業務は止めて集中するよう指示している。

また、応援人員不足という点については、保健所から求められた応援人数は派遣しており、派遣を断ったり人数を減らしたことはない。正規職員で足りなければ、臨時職員も派遣して応援した。

ただ、応援を派遣しても、そのマンパワーが現場で十分有効活用されないというミスマッチがありギャップがあった。例えば、各局から正規職員を応援に出したが、その職員が1日中HER-SYS（ハースス、国が構築した新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）への疫学調査結果入力を行うという状況があった。当初はその入力作業でさえ、感染者の状況を聞き取り把握した保健師がすべてしなければならぬという現場の認識だったが、事務職でもできるだろうということで分担し、対応可能として各局に応援人数を出してもらい対応した。

こういった事態の背景として、感染者がこれだけ膨大に増えることが想定外だったという事情があるが、一方で感染拡大の初期から予想できたことでもあった。国の対応も硬直的で、感染者がいくら増えてもHER-SYSに全件入力という方針だった。そのなかで、国は発生届を医療機関でHER-SYSにオンライン入力することを求めていたが、尼崎市においては医療機関からのFAXを用いた届け出体制から移行できず、保健所にて独自に管理するデータに加えてFAXで得た情報をHER-SYSに代行入力する必要があり二度手間がかかっていた。これについて、職員がkintone（キントーン、クラウド型業務アプリ開発サービス）を使って自動的に入力できるシステムを作り、効率化することができた。

（コロナ対応の検証、記録作成について）

新型コロナへの対応は、平成21年（2009）の新型インフルエンザ流行（第10回聞き取り調査の注参照）への対応を参考に取組んだ。ただし、平成21年の際は学校園と保育所を閉鎖し、児童生徒向けの対策に集中して短期間で収束した。全庁的に長期間対応する形にはなっておらず、その分記録がなくノウハウの継承がされておらず、経験を新型コロナの初期対応に活かすことができなかった。その点、今回の新型コロナの対応は正確に検証し、記録を残すことが重要になる。

16 森山敏夫副市長

実施日時：令和6年（2024）1月19日

10時15分～11時

場 所：尼崎市役所森山副市長室

対 象 者：森山敏夫 尼崎市副市長

テ ー マ：本市の感染症対応について

対象者の当該期職掌

森山敏夫 令和2～4年度 尼崎市副市長



〔要約・ポイント〕

1 市としての対応のポイント

- (1) 情報発信のあり方 = 伝えるべき相手の立場に立った発信 (ex.情報弱者)、感染者の人権への配慮
- (2) 予算措置 = 支援ニーズの把握、国支援の機動的な有効活用
- (3) 社会的弱者への影響 = 顕在化した課題への対処、有効な支援策が問われる

2 応援体制と業務判断、市 BCP 上の課題

- (1) 問われる課題 = コア事業とその他の事業の整理判断
- (2) IT 活用による全体状況把握、これを把握し発信・統括するセクションの必要性
- (3) 多様な危機への対応力の向上 = よりベターな対応の実現を目指して、ロールプレイング等の訓練・経験を積み重ねる

〔聞き取り記録〕

(新型コロナウイルス感染症への対応をふりかえって)

森山 新型コロナウイルス感染症への対応を経験し、未知の事象に組織として対応することの難しさを実感した。事象や課題がわかっていたら対応できるが、今回はそうではなかった。平成 21 年 (2009) の新型インフルエンザ流行 (第 10 回聞き取り調査の注参照) への対応が今回の取組のベースにあるが、新型コロナへの対応はこれとは異なる部分もあった。

コロナという未知の事象に対応するにあたり、市の組織としては危機管理安全局と健康福祉局 (保健所を所管、令和 4 年度は保健担当局) が中心を担った。本来は保健部門が中心となるべきなのだが、保健部門は市の対応の全体的な管理統括よりも、現場対応で手いっぱいになった。また、情報発信のあり方が課題となった。コロナに感染するのが悪いことであるかのような話になり、人権の観点から各局とも慎重に手探りで情報発信に努めた。

コロナ対応のための予算面の措置として、令和 2 年度・3 年度とも 16 回もの補正予算を編成した。国の支援をどのように活用し、誰のため、何のために使うのか。それを短期間で判断する必要があり、対応が問われた。各局とも所管分野の市民ニーズを考え、国県の施策を念頭に、その部分だけでは届かないところにどう支援を届けるかという観点から施策を立案・実施した。この点、市として機動的にうまく対処できたのではないかと思う。

新型コロナウイルス感染症まん延がもたらす深刻な影響として、多くの人が職場に行って仕事をすることができなくなる、ということがある。本市の場合、生活基盤が弱い市民も多く、今回はそういった社会的弱者があぶりだされたという印象を持っている。阪神・淡路大震災の際の表れ方以上に弱い人の立場が見えてきた。背景として、高齢化やひとり親世帯の増加といった社会の変化があり、そうしたなか、例えばコロナを通じてひとり親世帯が直面する課題や困難が顕在化する。こういった顕在化した課題に対して、有効な支援策を実施できたのかどうか問われたと言える。

問題や課題というのは通常はまず問題意識・課題意識があり、その上であらかじめ考えて対応していくものだが、今回はその準備がないなかいきなりコロナへの対応を迫られた。その検証に際しては、個々の所属がどう対応したのかも重要だが、局を統括する立場から見えてくる

こともある。本来は、各局長が所管事務のなかで何をどう押さえたのか、その点が重要になってくるだろう。

(市全体としての方針策定、BCP及び応援体制のあり方について)

歴史博物館（辻川） 新型コロナ対応に関する庁内インタビューのなかで、個々の所管からみてより上位の、市全体としての方針策定が必要だったではないかという指摘がある。一例として、ベイコム総合体育館が市の公共施設の代表のようになり、これの閉鎖や利用制限が市の施設全般の方針として扱われるような側面があったという指摘があるが、この点はどうか。

森山 県の対処方針等に基づいて、市の公共施設全体の開閉方針を判断・決定し、対策本部などの場で全庁的に共有していたはず。その方針のなかで、体育館のことも決められたと思う。ただ体育館の場合、他の市民利用施設と異なり市外からの利用も多くあるという事情がある。市全体の方針を定め、それに従って個別の施設や分野も判断していけば楽でよいのだが、一方で個別の事情も考慮して判断していく必要があり、各所管はその判断を迫られる。

歴史博物館（辻川） 関連して、最前線の部署、応援が必要な部署にもっとマンパワーを集中すべきだったのではないかと、全庁的に止めるべき業務は止めて長期に必要な人員をはりつけるべきだったのではないかと指摘がある。この点はどうか。

森山 BCP（事業継続計画）上の課題と言える。コロナ対応のコアの事業と、そうではない事業の整理が問われた側面があったのは事実と考えられる。

これに関連して、災害マネジメントシステムをうまく使えば、全体的な判断という点で有効活用できると考えられる。例えば各ワクチン接種会場の状況や、病院のワクチン保有実態などをそれぞれ入力できていれば、これらの全体状況を把握できる。今回のコロナ対応のなかでは、そのレベルまでの情報共有と見える化ができていなかった。DXが進むことで解決していくことと考えられるが、ITに頼りすぎると災害時の停電により機能しない場合があるので、紙ベースでもできるようにしておく必要がある。その上で、全体的な情報を把握し発信・統括するセッションが必要になってくるだろう。

こういった課題を念頭に、今後ロールプレイング等の訓練を積み重ねて、対処能力を組織として身に付けていく必要がある。市の災害対策として、主要には地震や津波を想定して対策を立てているが、今回のコロナのようなケースもあるので、多様な危機への対処能力を身に付け対応策を構築していくことが求められる。マニュアルを作って安心してしまわずに、訓練や経験を積み重ねることで、対応を学んでいく必要がある。

対応力という点では、今回国からさまざまな交付金メニューの提示があり、その用途に悩まされた。誰に対してどこまで配分するのか。広く市民を対象とするのか。事業者が対象なのか。領域を絞り込み特定部分に集中して支援すべきなのか。多くの分野があり所管する局があるなか、どれを選択するのかという判断が、市長、市三役、政策部門、財政部門に求められた。これに対して、各部局がどこまで所管する分野の市民の実情を伝えられていたのか、ということも問われるだろう。

事後にできることは評価であり、市としてその評価を行い、それをもとに今後はよりベターな対応を実現していくことが重要になる。

歴史博物館（門田） 今回の新型コロナウイルス感染症への対応をきっかけとして、市の施策と

して進んだことは何か。

森山 キャッシュレスの導入と進展。また情報発信の分野では、伝えるべき相手のことを考えて発信するという発信のあり方。一例として、デジタルに対応できない人に対してどう伝えるのか、といったことがこれにあたる。

加えて重要なことは、業務が集中する部門に対しての職員の応援体制。この点は、機動的かつ柔軟に実施できたのではないかと思う。

17 稲村和美前市長

実施日時：令和6年（2024）1月24日

13時30分～15時30分

場 所：尼崎市立歴史博物館3階応接室

対 象 者：稲村和美 前尼崎市長

テ ー マ：本市の感染症対応について

対象者の当該期職掌

稲村和美 令和2～4年度 尼崎市長
(令和4年12月1日まで)



〔要約・ポイント〕

1 新型コロナへの対応について

(1) すべて100点満点という対応が難しい未知の事象 = 判断理由とプロセスの記録を残す、
加えて事後の検証が重要

(2) 対応した職員のノウハウと習得プロセスを共有する

2 迅速な情報共有と意思決定

(1) ITツールの活用 = 幹部間、及び首長間 LINE グループ

3 組織及び職員に求めること

(1) 縦割りの弊害、それを乗り越える人の力、ひとつのチームとしてのマネジメント

(2) 地域・弱者への目線、平時有事を問わず市民のためがんばる気持ちを持ち続ける職員

〔聞き取り記録〕

（新型コロナウイルス感染症への対応をふりかえって）

稲村 長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応は、初動の時期とそれ以降ではフェーズが異なり、フェーズごとに対応の難しさがあった。通常業務がなくなるわけではなく、職員数が増えるわけでもない。そんななかで、未知のウイルスに対応していくことの困難さがあった。市民の安全をしっかりと支え、安心してもらうため何をしていくのかが問われた。

尼崎市の場合、市として保健所と衛生研究所を持つ自治体であることが大きく、市民に発信できる情報の豊富さや迅速さという点で相対的に恵まれていた。医師会との連携にも恵まれた。その一方で、これらの現場の職員の負担が大きく、苦労も多かったと思う。

感染データの収集は全国的に行われており、国のフォーマットが決まっているので、そこへ

の登録・報告が保健所や衛研の負担となった。負担軽減のため庁内応援体制をとったが、既存メンバーのところで応援者に対して研修や説明を行うための人手が割けず、そういう運用面の難しさがあった。

このほか、平時と有事の使い分けという点で、例えば検査機器を増設する必要が生じた場合、1機購入するにしても通常であれば財政課との折衝が必要になる。有事にはもっとはやく買えばよいのにと感じる局面もあった。

コロナ対策は市民の行動制限をとまなう。この点、危機管理安全局に、環境面で感染リスクが高くなる場所と来る人の感染リスクを組み合わせたボードを作ってもらい、リスク度合いを測り方針を決める上で活用した。経済的支援では、国・県・市の施策を積み木のようにまとめて表した資料を作っていた。市として、どういう考え方に立って施策や方針を選択しているのか、この部分の支援が抜け落ちているから支援するといったことを対外的に説明する必要がある。各局ともその共通基盤に立って施策を立案し、実施に移すことに努めていたと思う。

各分野にわたり、すべてを100点満点にはできず、何かをあきらめ何かを選択することが求められる。そのときどきの理由や考え方をあきらかにしていくこと。加えてその判断が適切なものだったのか後日検証し、今後活かしていくことが重要だと思う。緊急時にはできることとできないことがあり、これらを落ち着いた段階で検証し、今後よりベターな対応策を取れるようにしていくことが重要だ。

感染が始まった当初は、これに対応するどのセクションも少人数で、みな急いで勉強して対応策を考えた。しかし、後の段階で対応に加わる職員は、学び習得するこのプロセスを共有できていない。結局当初メンバーに負担がかかり、その職員が倒れると何もできないという事態が生じる。初期段階において学び習得したプロセスやノウハウを、事後検証を通じて共有化し、今後活かしていくことが重要になる。コロナのような事態はめったにないので、この経験を今後活かしていくことの重要性を当時から感じており、在職中に検証事業の実施を指示した。

今回の事態は、総じて未知の事象に対する対応を迫られた。こういう場合、さまざまな経験や知識がある職員が、それを相互に活用して対応していくことが求められる。尼崎市は縦割りを乗り越えることに挑戦し続けている市だと思っている。平時のこういった取組が、有事にどう活きるのかが問われた。かつては局長が他局のことに口を出すものではないという空気があったと聞いている。こういう縦割り意識を、厳しい行財政改革を経験するなかで乗り越えてきた。局を越えて考え、協力し合う姿勢が育まれてきたのではないかと思う。

しかし、今回のコロナ対応はそれでも届かない部分があった。職員の応援体制をとることで年度途中からその部署や業務を担当する職員が抜けてしまうわけで、その点が難しかった。

(支援策のあり方)

稲村 コロナの経験は、専門職の仕事のあり方や、行政と市民の関係性など、さまざまな面で貴重な経験になった。一例として、経済環境局による「テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度」(第7回聞き取り調査参照)は、ゴールデンウィーク中に店舗が資金繰りに困ってはいけないということで実施した。コロナ関連の融資については国から手厚い手当があったが、入金までに時間がかかる場合や、普段銀行とつながりがなく融資を即座に受けることが難しい個人事業主や小規模事業者がいるので、これらを対象とする施策だった。

この種の事業を実施する場合、どれくらいの規模で実施するのか、金額をどの程度に設定するのかなど、さまざまな点を考慮する必要がある。10万円では足りないと考え、1事業者あたり上限50万円とするとともに、スピードを重視し、審査を厳しくする必要はある給付ではなく貸付にしたが、一方で回収業務が発生する。スピード、不正の防止、金額、事務負担など、事業実施にあたってすべてを100点満点とすることが難しく、何をどう選択するのかその判断を迫られた。

同じく経済環境局が実施した支援策として、事業者が感染予防に用いた経費を給付する「感染拡大防止対策等支援補助金」があった（第7回聞き取り調査参照）。性善説に立って支給する考え方もあるが、それではモラルハザードが発生すると考え、申請者が提出する領収書を厳密に審査したが、このため膨大な作業が発生し、必要な庁内応援体制をとってなんとか対応することができた。

給付金も含めて、実施スピードを重視すると公金を扱う上での厳密さが損なわれる。サンプル的に審査することが有効なのかどうかなど、試行錯誤が求められるが、現に事業を進めている時点においてはそういったことも難しく、事後に課題を整理して検証することが必要になってくるだろう。

緊急つなぎ資金や感染防止の支援補助金と同様、経済的支援策として実施したもののひとつに上下水道料金減免措置がある（第11回聞き取り調査参照）。本来、これに要した額を市の一般会計から公営企業会計に繰り出すべきなのだが、尼崎市の場合公営企業会計の方が財政的に余力があり、令和2年度の1回目は公営企業会計の側で負担してもらった。令和4年度の2回目については、一般会計からの繰り出しとした。

経済的支援策として考えたとき、上下水道料金減免という手法は間接コストを抑制できるという利点がある。これはあま咲きコインにもつながる視点で、これを重視する前提として、国の地域振興券の発行施策で給付事業に間接コストが膨大にかかり、こういう手法はまずいやり方だという従前からの問題意識があった。間接コストを抑えることができれば、その分市民への給付や支援に回すことができる。そういう枠組みとして、コロナ関連の国交付金を活用してあま咲きコイン（電子版プレミアム付商品券関係事業）を実施した。コロナ対策の単発事業としてではなく、平時にも活用できる施策ということで原局と意思疎通をはかった。

（コロナを機に実施した積極的な施策、重視した事項）

稲村 あま咲きコインの例のように、事業や施策をコロナを契機として実施する場合も、その後恒常的に活かすものとするのを重視した。

これに加えて、コロナを機に新たな積極的な施策を実施できた例もあった。学校の休校は、子どもにとってのセーフティネットがなくなることを意味する。給食が無くなった子どもたちにお弁当を配る「あまっ子応援弁当緊急事業」（第15回聞き取り調査参照）を実施し、これを通じて支援対象の困難世帯とつながることができた。この施策を実施できたことはよかったと思う。

コロナのような事態が起こると、もともと地域にあった課題が加速される形で悪化し、弱い立場の人々により大きく影響する。そのことを踏まえて対応していくのが、最も市民に近い立場にある行政としての市の役割であり、各局ともそういう方向性を共有できていたと思う。

地域や弱者に目を向ける視点とともに、もうひとつ求められたのがスピード感。令和 2 年 3 月 3 日から市立学校が休校になり、給食も無くなるので、保護者は子どもをどこかに預けないと仕事に行けなくなる。放課後の時間帯は児童ホームがあるので、それまでの時間学校の空き教室で子どもたちを受け入れた。児童ホームや学童保育を拡充することで対応した自治体が多かったが、それでは従来と同じ場所により多くの人数を受け入れることになり、密になってしまう。尼崎市の場合、空き教室での自習という形で子どもたちを受け入れる形をとった。阪神間でこの方法をとったのは、尼崎市だけだったと思う。

これを実現する上で、学校教員の協力を得ることなど、短期間に多くの人や組織の合意を作る必要があった。若手人材として文部科学省から来てくれていた松本眞教育長（現市長）や副市長と意思疎通をはかり、迅速に実施することができた。

新型コロナウイルス総合サポートセンターの設置も、コロナ対策のなかで重視したことのひとつだった（第 12 回聞き取り調査の注参照）。窓ロー元化、ワンストップサービスということ当初から想定していたが、その効果については検証が必要で、今後活かしてもらいたい取組のひとつだ。

（IT ツールの活用、リアルタイムの情報共有と意思疎通）

稲村 コロナ対応にあたり、庁内や他自治体との間で LINE を活用した。これによりリアルタイムの情報共有や事業に係る調整などを実施することができた。

コロナ以前に、市内の学校でいじめ事案などがあり、LINE を使って松本教育長と日常的に意見交換していた。その経験を活かして、コロナ対応のための市幹部の LINE グループを作り、情報伝達すればよく、会議招集までは必要ないレベルの情報は LINE で流すことにした。それまでの平時には難しく、緊急事態だからこそできたことだったと思う。これはオンライン会議も同様で、必要に迫られ導入してみたら意外と支障なく実施できた。

市幹部の LINE グループとは別に、近隣自治体の首長間のグループも作っていた。こちらはオフィシャルなものということではなく、エリア的に網羅したものでもなく、プライベートな LINE グループという位置付けだった。

この LINE グループでは、相互にとって有益な情報を共有した。一例をあげると、尼崎市と西宮市以外の近隣市には市の保健所がなく、この分野の情報が入りにくい。これに対して、市立保健所がある自治体として発信できる情報を共有した。また、広域で対応をそろえた方がよい事項について意見交換する一方で、地域それぞれの事情があり必ずしも一律というわけではない取組も、対応を考える上での参考情報として共有した。

市民は、他市が実施していることは自分が住む市でもやって欲しいと思っている。しかし、他市の施策をすべて実施すると財政的にパンクしてしまう。市長としては、数ある選択肢のなかから実施施策を選び、それを説明していく必要がある。他市が何をどこまで実施するのか首長間の LINE グループで共有し、議論できたのは、独自の方針を判断・決断する上でも有益だった。このグループの市長は世代的に近く、うまくコミュニケーションをとることができた。互いに議論し、迎合することなく独自の判断を行い施策を実施していった。もともと、各市が互いの教訓や情報を共有し、活かしていくことの必要性を感じていたが、コロナを機にその意識が強くなった。IT ツールを活用することで、近隣自治体間で調整が必要な事項についての意見

交換や調整がやりやすくなった。

この点、吹野副市長はかつて市長秘書の経験があり、その時代とのギャップに驚いていた。かつては他自治体の首長と連絡をとる場合、あらかじめ秘書が先方に連絡を入れ、時間をすりあわせた上で首長同士が電話で話す。それが、コロナ対応時には会議中に他市に確認した方がよいことが出てくると、その場でその市の市長に電話していた。そういった変化も含めて、コロナを機にスピーディな仕事の進め方が定着し、SNS等の情報メディアの重要性も増した。

LINEは情報交換・共有の面で有益だったが、そこで流れる意見交換や意思決定等の情報管理について、公文書管理面での課題があると思う。先ほどふれたように、首長間のLINEはプライベートなものだった。一方市幹部のLINEグループは組織内のポジション、職責に基づいてメンバーを編成する公的なもので、そのログは公文書にあたるのではないかと思うが、そのように位置付けられるのかどうか難しい面もあると考えられる。また、LINEの活用では個人情報の取り扱いに留意したが、IT活用には、ツールのセキュリティレベルと扱ってよい情報のレベルをあわせる必要があり、運用時のルールの徹底も求められる。

いずれにせよ、もともとIT化を進めていたはずなのだが、いざコロナに直面してみると有効活用が難しい面もあった。例えば集団接種の申込受付開始時、ネット回線が繋がらず苦勞した。市として脆弱な部分であり、反省すべき点だったと思う。IT系のインフラについては、今後さらに整備が進んでいくものと思う。

（他都市の施策との比較、関係性）

歴史博物館（藤本） 自治体による施策の比較、例えば給付金はどの自治体がいつ支給するかといった、ある種の都市間競争のような事態も生じた。この点はどのように考えていたのか。

稲村 近隣では早さにこだわっている市もあった。定額給付金について言えば、市民の関心が高いなか、現場は目一杯の状態でがんばってくれたものの、もう少し現場をサポートすることができなかったかと思う。阪神間で一番早くする、といったことまでやる必要はないと思っていた。そこまでのパフォーマンスは気にせず取り組む、という考え方だった。

首長間のLINEグループのところでも触れたように、各市それぞれのやり方、何がよかったのかということを経験交換してコロナ対応を進めた。

学校をいつから再開するのかについて、首長間で議論したことを思い出す。休校については、保護者の不安等も理解できる半面、子どもたちに対して、影響が大きすぎるのではないかという思いがあった。みな、ここでのやりとりは公的なものではないという前提で話していたわけだが、非常に真剣な議論をしていたので、できることなら、このような悩みや議論が何らかの形で記録に残せるとよいと思った。

フォーマルな情報をもとにきっちりと進める仕事の仕方がある一方で、準フォーマル、インフォーマルとフォーマルの中間ぐらいのところでは小回りがきく、そういう形で情報共有や相談ができることが仕事の上で力になると思う。これは市役所のなかも同じで、組織や階層を越えて課題や情報を共有し相談できるかどうか、それができる市役所であることが重要で、普段からそういう体質や姿勢でないと緊急時に対応できない。

（全庁的な業務管理と応援体制）

稲村 市長・副市長は全体状況を把握できる。その上で、緊急対応のため平時の業務をどれだ

け思い切って止める判断ができるかということが問われた。各局で判断して止めるよう指示したつもりだったが、必ずしもそうならなかった。各局にとっては通常業務も重要であり、結局この部分でも頑張ってしまう。また、判断して止めやすい部署と、そうではない部署があった。各局が通常業務を止めることについて、途中から副市長が相談に乗り積極的に対応していったが、この点もう少し市全体としての判断をすべきだったと思う。

歴史博物館（辻川） 庁内インタビューを通じて、各局課長級・係長級の意見として、最前線の部署、応援が必要な部署にもっとマンパワーを集中すべきだったのではないかと、全庁的に止めるべき業務は止めて長期に必要な人員をはりつけるべきだったのではないかと指摘がある。一方副市長からは、求められた応援には応じており、対策本部等の場において止めるべき業務を止めるよう指示していたと聞いている。市の上層部と現場との間で受け止めの違いやギャップがあったと思われるが、この点はどうか。あわせて、本市の場合厳しい財政状況から人員削減に努めてきた結果、平時においてマンパワーが100%の組織体制となっており、その分緊急事態への対処が難しい面があったという指摘もある。この点はどうか。

稲村 各局には必要な応援人数の申し出を求め、止めるべき業務は止めて欲しいという指示も全庁的に出していた。しかしその一方で、業務を止める判断は難しいという声や、応援体制をめぐる問題点があることも聞いていた。そういった課題を副市長や市長に上げて相談するよう指示し、改善を試みた。それでも埋まらなかったギャップがあると考えられ、課題が残ったと言える。

人員面について言えば、在任期間後半以降はひたすら定数削減ではなく、必要な部門に必要な配置を行う方向に転換していた。とはいえ、どれくらいの余力があれば足りるのか、難しい部分になる。例えば、産休や育休は多くの場合女性職員が取得する。それが専門職であれば、育休代替に無資格のアルバイトを入れても十分でない場合もある。会計年度任用職員の有事の際の位置付け、役割などを含めて、全庁的なチーム力を考える必要がある。今回の人員不足というのは職員数全般に関する指摘なのか、あるいは専門職の不足が生じたということなのか。

歴史博物館（辻川） 専門職の部分について、例えば保健師への負担集中に加えて、平時から人員確保や処遇をめぐる問題点があったと指摘されている。ただ、今回の応援体制上の問題としては、むしろ一般職を含めた組織対応全体についてのことと認識している。

稲村 組織的対応上の課題ということに関連して、縦割りの弊害が大きく、その部分を人の力で乗り越えていく必要があるという問題意識を持っている。市の組織全体にわたるさまざまな行政資源をうまく使いこなす力を持つ職員を増やしていく必要がある。例えば地域課の業務や役割など、在職中はそういう人材育成を強く意識し、組織作りに努めた。

組織を越えた連携ということで、例えば福祉と子どもの部門がもっと連携する必要があるとかそういうことを意識していた。個々の職員がすべての分野を経験することはできないが、関連性が強い分野をカバーできる、そういう人材育成や人事配置が求められていると思う。

（職員に求めること）

歴史博物館（辻川） コロナの経験を通じて、職員の各階層に求めることは何か。

稲村 在職時に感じたこととして、この組織は課長が軸になっている。課長にできることが多く、その分負担が重い。この課というチームをマネジメントするのが部であり、連携を強化し

て欲しい分野を括ってそこに部長を配置し、1人の部長にその部門を見てもらう組織配置を心がけた。連携強化が必要と思われる各課の情報が一人の部長に上がるようにした上で、そのポストの役割として部門をマネジメントしてもらう。その上に立って市長が縦割りを越えてマネジメントできるわけで、そういう配置にしていくための試行錯誤が必要だった。このため在職中は組織を触りすぎているとよく言われた。

そういう意味では部長職が難しそうだと思っていた。市の組織は元来、局一部一課という三層構造だが、私が市長に就任した平成22年(2010)当時、総務局が市の組織の二階層化を進めようとしていた。部長職を廃止する方向で、新設された局はそうになっていた。二層にした場合、1人の局長が見ることができる範囲は限られるので、局を増やす必要が生じると考え三層構造に戻した。その上で、縦割りの組織を横につないでいくのが部長の役割と考えたが、十分それが実現したとは言えずまだ途上と言える。三層構造が本当の意味で最も有効なのか、まだ結論は出ていないのかもしれない。

いずれにしろ、上位の階層の幹部は自身が担当する組織全体をひとつのチームとしてマネジメントしていくことが求められるとともに、他チーム(他部門)との調整を前向きに進めていく必要がある。平時からそういう発想でマネジメントしてはじめて有事に対応できる。例えば危機管理安全局の場合、災害時に業務が集中する災害対策課が平時は生活安全課を支援し、災害時は逆に生活安全課が災害対策課を支援する形のマネジメントを行っている。

コロナ対応に際し、できたことともあればできなかったこともあった。職場を密にしないために出勤を減らすようにとの国の要請もあったが、自分としてはそこまで重視しなかった。もちろん、リモートワークで対応できることは取り入れていけばよいが、コロナがまん延するときのような有事こそ公務員が現場で働くべきときだと思っていた。

多くの市民が生活面で打撃を受けるなか、公務員は相対的に職や処遇が安定している。こういうときにこそ、自分とはまったく異なる状況に置かれる市民がいることを考え、そこでがんばる気持ちを平時・有事を問わず持ち続ける。すべての市職員が、そういう職員であって欲しいと思う。

18 松本眞^{しん}市長(前教育長)

実施日時：令和6年(2024)2月9日10時~11時

場 所：尼崎市役所市長室

対象者：松本眞 尼崎市長

テーマ：本市の感染症対応について

対象者の当該期職掌

松本眞 令和2年度 尼崎市教育長

(令和2年度末をもって退任)

令和4年度 尼崎市長(12月2日就任)

〔要約・ポイント〕

1 リーダーシップとリスクコミュニケーション



- (1) 危機対応におけるリーダーシップのもと、スピード重視の情報発信の重要性
- (2) リスクコミュニケーション = メッセージを通じて市民・地域の不安を払しょくする
- (3) 感染症へのさまざまな反応 = すべてに配慮しての玉虫色の対応ではなく、責任者が強い意思を持ち、批判を覚悟して権限を行使し、そのことを発信していくことの重要性

2 学校現場について

- (1) 外で遊べない子どもたちに、もっと学校を開放すべきだったのでは（反省点として）
- (2) トライアル・アンド・エラーで挑戦し、教員の個性を打ち出す学校教育への指向

〔聞き取り記録〕

（市長就任後、新型コロナウイルス感染症対応の引き継ぎと検証）

歴史博物館（藤本） 令和4年12月に市長に就任し、前市長から新型コロナウイルス感染症対応を引き継いだ際に意識したことなどを聞きたい。

松本 市長就任時、すでにコロナ対応のスタイルが確立されており、むしろ解除を考えていく段階だった。感染者数の把握をはじめ、報告体制等もすべてルーティン化されており、市長がトップダウンで特に何か実施したということはない。令和5年5月に「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から5類感染症の扱いになり、これにともなう必要な財源等を含めて国で対応策が整理されていた。保健所の体制を徐々に縮小し、市民生活上の規制を解除していった。

5類になることでワクチン接種料が高額になるのではないかと、入院調整機能がいきなりなくなると困るのではないかとといった懸念があったが、国や保健所でそれぞれ経過措置がとられ、妥当なところで混乱なく移行できた。市長として、主導権を発揮する場面はほぼなかった。

社会教育部（橋本） 全庁的な聞き取り調査を通じて、コロナ対応の組織体制、応援体制をめぐる課題が指摘されている。

松本 対応の最前線だった保健所で検証してもらう必要があると考えている。私自身、市長に着任してすぐに保健所の現場を回った。多くの職員や派遣スタッフがいて、報告書への入力作業や入院調整のホワイトボード記入などにあたっており、その様子を見てねぎらいの言葉をかけた。すでに作業や体制が整っていて、人手が足りないということはないと思う。それ以前のピーク時の対応については、別途検証が必要だろう。

例えば、病院からFAXで送られてくる情報を、HER-SYS（ハースィス、国が構築した新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）に手作業で入力しなければならず、派遣職員がそれにあたるということがあった。医療機関のデジタル対応能力の問題だが、デジタル化が進めば簡単に解決するのかもしれない。このほか感染者の入院調整が適切だったのかどうかといった問題があったと思われるが、具体的な議論はできていない。

歴史博物館（門田） 公共施設の利用制限についても、各段階で市としての判断を迫られた。

松本 対策本部の会議を開き、県の対処方針に基づいて各施設の方針を報告し共有していた。5類に変わって以降の取り扱いも県の方針に沿って行っている。本市として感染症に関する特別な科学的知見があるわけではなく、その対応について独自性は出しにくい。自治体によって対応が異なるという性格のものではなく、市民や議会からも、これはこうすべきだといった意見

が強く出されたわけではなかった。国にノウハウがあり、コロナにともなう規制の解除に向けて着実な準備を進め、いつ解除するか決めている。パンデミックはいつ来るかわからず、それはコントロールできないが、解除に向けての動きを国が準備し、各省庁でさまざまなルールを作り、それを受けて県も準備しているの、ほぼ混乱なく収束できたのではないかと思う。ただ、施設の利用制限により利用者が減り、それがなかなか元に戻らないケースもあると聞いている。

一連のコロナ対応のなか、市長として唯一意識してやったのが、平常時に戻す意思表示として積極的にマスクをとることだった。市長がマスクをしていると周囲もそうするので、批判もあったが積極的にマスクをはずすことを意識した。外出時もマスクをせず歩いていた。

学校に対してマスクをはずすよう発信すべきだという意見もあったが、市の立場で子どもに一律にはずせと言うことには疑問があり、各学校が指導の範囲内で言うことはできたかもしれないが、市長としてそういう発信はしなかった。

歴史博物館（辻川） コロナ対応について、市として検証する意義についてどう考えるか。

松本 もともと情報公開や行政手続に関心を持ち重視している。大学院時代に政策決定過程について研究した経験があるので、自身がそういう立場に立って以降は、できるだけ決定過程はオープンにしてきた。そういう意味で、基本的にできる限り公開するのが望ましいと考えている。市の職員のなかには非公開を望む人も多い印象があるが、会議なども本来公開が原則であるべきだと思うし、自身さまざまなメディアを通して情報を発信するようにしている。

そういう意味で、コロナへの対応も検証されるべきだし、重要なことと考える。

歴史博物館（藤本） コロナを機にプラスに転じたことは何か。

松本 オンライン環境、特に教育の分野では圧倒的に進んだ。

また、医師会とのコミュニケーション、保健所と医師会の連携がより強固になった。市立病院がないので、市内のクリニックに仮想市立病院としてがんばってもらう必要があり、そういう意味でも医師会との連携が重要になる。

（現場との軋轢、情報発信の意義）

歴史博物館（辻川） 庁内インタビューを通して、立場による見方や認識の違いがあり、そのギャップが解消されないまま対応を進めたことがしわ寄せを生み、事態を深刻化させた面があったことが見えてきている。

松本 教育長当時も現場との間に相当の軋轢があった。教育長の立場と現場の立場はやはり異なる。ひとつひとつの対応方針について、現場は教育委員会事務局との間できちんとすりあわせを行い、自分たちのなかで消化した上で外に向けて発信したいという思いがある。しかしコロナの場合、日に日に状況が変わり、方針も変わる。教育委員会としての方針を早く打ち出して早く動く。ウェブサイトにもどんどん情報をアップして、教育長として自身でも発信をこころがけたが、現場がついていけないという状況も生じた。勝手に発信しないでほしい、対応する現場で説明できなくなるという話もあった。

通常であれば、現場と事務局がすりあわせてやっていけばよいが、コロナのような緊急事態のなかでそうしていると、保護者や市民にとって何がどうなっているのかわからなくなってしまう。軋轢が生じるかもしれないが、危機のときは上位の職にある者が、自らの責任において

メッセージや方向性を早期に出していくべきだと思う。

加えて、コロナに関する学校の対応方針というのは、学校現場のためだけに発信するのではない。例えば学校の周りには保護者がいる。子どもが学校に行くのか行かないのか、そのことが仕事に影響する保護者もいるわけで、早く伝えないと翌日の予定が立たなくなる。

さらに、私立の学校園のことも配慮する必要がある。公立を基準にコロナ対応を決める私立の幼稚園や保育園に公立の方針が伝わらないと、取り残されてしまう。タイムラグがあるから、早く発信しないとますます対応が遅れてしまう。

これらのことも考慮に入れて、学校現場からの批判や抗議もあったが、それに構わずスピード重視の情報発信に努めた。そういう意味で、現場との軋轢があった。

これはリスクコミュニケーションの問題だと思っていて、これについては過去の事件のケースが教訓になっている。令和元年、教育長だったときに、吹田市の千里山交番の巡査が襲撃された事件※があった。

その犯人は結局箕面市内の山中で逮捕されるが、逮捕までの間、逃走中であることが報道され、保護者や市民が不安になっているのを感じた。暴力団の発砲事件のときもそうだったが、町が何となく動揺していることがわかる。どこに逃走しているのか、尼崎市内にきている可能性もゼロではないが、東京や北海道といった遠方に逃げた可能性もある。それで、北摂地域や尼崎市内の園田地区で住民が不安を感じていた。学校を休校にする市もあったが尼崎市の市立学校は休校にしなかった。武庫川を越えた西宮市では、休校にするかどうかという議論もなく、不安も広がらなかった。

「何が起きるかわからない不安なケースは、何かメッセージを発した方がよい」という教訓事例だと考え、当時もいまも、積極的に情報発信していくことを意識している。このようなりスクコミュニケーションを、リーダーが主導して行う必要がある。

※ **吹田警察署千里山交番警察官襲撃事件** 令和元年 6 月 16 日、吹田警察署千里山交番で警察官が刃物で刺され、拳銃を奪われた強盗殺人未遂事件。

(学校をめぐる取り組み、できなかったこと)

松本 教育長当時のコロナ対応は、学校の休校から始まった(第4回聞き取り調査の注参照)。その当時の反省点として、次のようなことがある。

市長になった現在も、保健所から定期的にインフルエンザやコロナの感染状況の報告がある。そこで報告される感染者数が、学校の休みの時期と授業がある時期でまったく異なる。インフルエンザの感染者数が2学期の終わり頃に増え、年末年始に減り、3学期が始まるとまたどんどん増える。学校の動きと連動するわけで、学校を閉めるというのは、保健衛生的な観点からすると大きなインパクトがあることがわかる。

ただ、教育長の私としては、休校はさすがにやり過ぎではないかと正直思っていた。子どもたちがかわいそうだとずっと思っていて、いかに規制を緩めるかを考えたかったが、実践できなかった。

あの当時の政府の対処方針は一貫して、外での散歩は大丈夫、問題ないと書いている。けれどそれが現場に伝わるときには、家屋から一步も出るなという話になる。そういう雰囲気にな

り、臨時休業期間中子どもたちは家のなかにおいて、公園に行くことさえはばかれる。

それはおかしいし、かわいそうだと思ったので、教育委員会としてどんどん外に出て散歩しましょう、公園で遊びましょうと言いたいのだが、現実には何が起きるのかというと、子どもが公園で遊んでいるという苦情が多く寄せられる。

そこで、学校開放を提案した。校庭で走り回るぐらいはいいじゃないかと考えたのだが、現場から受け入れられず、十分に実施することはできなかった。教育現場の教職員も含めて、政府が言っているからと杓子定規にならず、外で歩いたり走ったりするぐらいはかまわないと書いてあるのだから、拡大解釈して校庭で遊べる環境を作りたいかった。

家のなかに何か月も閉じこもっているというのは、子どもたちにとって大きなストレスになる。家にいることができる子どもはまだいいが、何かの事情で居場所がない子どもも出てくる。この時期、補導員の声掛けや指導件数が増えていた。普段小さな子が遊んでいるような公園に中学生が多くいて、危険なボール遊びなどをしだすので、それならせめて学校の校庭を広く使って遊ばせようと考えたが、十分には実施できなかった。このようなことが、反省点として残っている。

令和 2 年当時の文部科学省初等中等教育局メールマガジンへの寄稿にも書いたことで、これはいまでも学校に対して思っているのだが、なにか 1 人の子どもができないと言ったことは、その子にあわせるようなところがある。1 組から 5 組まであって、1 組の先生がやらないとなると、やってみてもよいと考える他の組の先生もやらないという風に、どうしても批判されない方向にベクトルが向く。保護者の目、批判を恐れ、挑戦することをためらう部分が学校にあって、そのマイナス面を感じていた。このため、コロナに対して私が教育長として取り組んだことについては、現場との軋轢もあったと思う。

市役所は、同じ課は複数存在しないが、学校はすべての学校で同じことをやっている。このため、違うことをやっていると比べられる。どうして他校と違うのかと、保護者からクレームが来る。校長は、他の組の先生のことも考えて無理をするなどという方向にベクトルが働く。それも大事なことではあるけれど、挑戦しようとする人を潰してしまう側面を持っている。そういう方向性は、教育長としては望んでいなかった。

リスクは計算した上であるが、トライアル・アンド・エラーでもって、教師がもっと工夫して、自身の人生経験も前面に出して教育に取り組んだらよいと思っている。体育が得意な先生や芸術が好きな先生、算数が好きな先生もいて、それぞれの得意分野を中心に特色を出してよいのではないかと。批判されても、人間が教えるというのはそういうことだからという鷹揚さを校長にも保護者にも持ってもらいたい。コロナを機に導入する ICT の部分でそこを意図的に変えようと思い、在宅でウェブにアクセスできる環境の有無という面での公平性についての意見もあったが、新しいツール使って取り組もうとしている先生、特に若い先生たちを応援した。校長先生に対してこれをやれと指示するのではなくて、新たな挑戦をする先生たちをほめることで雰囲気を作っていく。そういうことを意図的にやった。

校長先生たちからは、すごく敬遠されたと思う。

(感染症対応を振り返って)

松本 感染症への対応ということで、ハンセン病の歴史を振り返ると、なかなか進歩というの

は難しいと感じる。その当時と比較して、人権に対するメッセージを前面に出すようになったのは大きな進歩だが、治療法がわからない未知の感染症について一定の科学的な観点から対応した結果、発症した人を隔離するという点ではあまり進歩していない。ハンセン病については政府のマイナスの政策として評価されているが、同じことを繰り返している部分もある。

そういう意味で、こういった対応をまとめて、次に何か起こったときの初動に役立てることができればと思う。

コロナ対応の初期を考えると、過剰な対応だったと感じる。人の感覚というのは本当に多様で、過剰に恐れる人と過剰に平気な人がいる。そのすべてに配慮していると、結局何もできない。そこはやはり強い意思をもって、市の責任者である市長は批判を覚悟しながら、きちんと議論をした上で権限を行使し、そのことを発信していくことが重要になる。玉虫色でやっていたは何もできない。

[参考資料]

- (1) 初中教育ニュース（文部科学省初等中等教育局メールマガジン）第385号（令和2年5月8日）特別寄稿松本真「尼崎市の臨時休業期間における学習支援（ICT活用）に向けた取組について～教育用PC環境10人に1台の自治体の挑戦～」（本報告書資料編2に収録）
- (2) 同前第387号（令和2年5月22日）特別寄稿松本真「尼崎市の臨時休業期間における学習支援（ICT活用）に向けた取組について～教育用PC環境10人に1台の自治体の挑戦～」Vol.2（本報告書資料編2に収録）
- (3) 末富芳編著・一斉休校・教育委員会対応検証プロジェクト企画『一斉休校 そのとき教育委員会・学校はどう動いたか？』（明石書店発行、2022年）
第6章「兵庫県尼崎市」柏木智子執筆、松本真教育長へのインタビュー調査をもとに執筆したもの

資料編4. 感染症対応時系列表

令和元年度

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和2年 (2020) 1月 6日		国：「中華人民共和国湖北省武漢市における非 定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について」 発出	
1月 15日		国内1例目の感染者発生を確認	
1月 17日		国：「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者 の発生に係る注意喚起について」発出	
1月 21日			市医師会を通じて市内医療機関に新型コロナウ イルス感染症に関する情報提供
1月 22日			新型コロナウイルス感染症に関するページを市 公式サイトに開設
1月 28日		県：新型コロナウイルス感染症警戒本部設置	
1月 29日			新型コロナウイルス感染症対策連絡会議設置 (庁内の課長級の会議体)
1月 30日		WHO：「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急 事態」宣言 国：新型コロナウイルス感染症対策本部設置	
1月 31日			新型コロナウイルス感染症対策連絡会議第1回 開催
2月 1日		国：新型コロナウイルス感染症を「新型インフ ルエンザ等感染症(いわゆる 2類相当)」指定	市民向け電話相談窓口開設
2月 3日		下船者の感染が確認されたクルーズ客船 ダイヤ モンド・プリンセス号 が横浜港に入港(その後 船内における感染拡大を確認)	
2月 8日			帰国者・接触者相談センター(電話窓口)開設
2月 13日		国内初の感染者死亡事例	
2月 25日		国：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針 発表	
2月 27日		国：新型コロナウイルス感染症対策本部におい て、感染拡大防止のため3月2日から全国の小中 高校・特別支援学校を休校とするよう要請する 方針を内閣総理大臣が公表	新型コロナウイルス感染症対策本部 設置(市長 を本部長とし、局長以上を構成員とする)
2月 28日		国：文部科学省が全国の自治体等に対して「新 型コロナウイルス感染症対策のための小学校、 中学校、高等学校及び特別支援学校等における 一斉臨時休業について(通知)」を発出、3月2 日からの一斉休校を要請	新型コロナウイルス感染症対策本部員会議第1 回開催、3月3日から市立学校園を休校休園とす ることを決定 ポートルース尼崎を含む全国24ポートルース場 の無観客開催開始(尼崎は6月15日まで)
2月 29日			感染拡大防止のため市主催のA-Labワーク ショップ中止、この後おおむね6月頃まで市関 連の講座等の催しがほぼ中止となる
3月			可能な場合の在宅保育要請に合わせて、市立・ 法人保育所の通園を控えた場合の保育料軽減措 置開始(在宅保育対象の軽減措置は6月まで)
3月 1日		県内1例目の感染者発生を発表 県：新型コロナウイルス感染症対策本部設置	感染拡大防止のためこの日から「 尼崎城 」休館
3月 2日			市長メッセージ：2月27日対策本部位制への移 行、3月3日からの学校園休校休園等について
3月 3日			市立学校園休校休園開始 (春休み期間まで、そ の後二度延長し5月31日まで休校休園) 生涯学習プラザ等公共施設の一部利用制限開始 市議会災害時連絡会議設置、第1回開催
3月 6日			記念公園ベイコム総合体育館等の屋内運動施設 休止、屋外運動施設一部利用制限開始(3月25 日まで)

令和元年度（続き）

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和2年 (2020) 3月 10日	第1波 令和2年3月10日 ～5月10日 従来株 新規陽性者数 46人		市内1例目の新型コロナウイルス感染症感染者確認
3月 16日			市長メッセージ：市内初感染確認と市の対応、感染予防対策等について
3月 20日			市長メッセージ：有症状者への「帰国者・接触者相談センター」相談呼びかけ、予防徹底等
3月 24日		国とIOC、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会1年延期を決定	
3月 25日			社会福祉協議会貸付要件緩和（感染症の影響による減収者対象、全国一律措置）受付開始 市長メッセージ：大都市圏の爆発的感染拡大リスク指摘、感染予防行動の徹底等について

令和2年度

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和2年 (2020) 4月 6日	第1波（続き） 令和2年3月10日 ～5月10日 従来株 新規陽性者数 46人		市長メッセージ：学校休校の延長について、感染者・関係者への誹謗中傷・差別等を行わないよう呼びかけ、その他
4月 7日		国：大阪府・兵庫県を含む7都府県対象の緊急事態宣言発出（5月6日まで）、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針策定 県：県対処方針策定	3密防止ポスター掲示 市長メッセージ：緊急事態宣言、外出及び接客をとまなう飲食店等利用自粛呼びかけ等
4月 8日			市立学校園休校休園延長（5月6日まで）、公共施設の原則閉館、市主催イベントの原則中止・延期等を発表 広報車等による不要不急外出自粛等呼びかけ（巡回パトロール）開始
4月 14日			市営住宅目的外利用（収入減・解雇・離職者及びネットカフェ難民向け）受付開始 あまっ子応援弁当緊急事業開始（5月中旬まで）
4月 15日			市内組織として新型コロナウイルス感染症対策室を健康福祉局に設置
4月 16日		国：緊急事態宣言を全都道府県に拡大、大阪府・兵庫県含む13都道府県を重点的に対策を進める特定警戒区域に指定	「新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取り組み（対処方針）」発表、外出自粛・3密回避、県の休業要請周知、市の対応・支援方針等旧口腔衛生センター跡に市立臨時診療所設置 国が提示する指標を踏まえた市内感染状況公表（週報公表の開始） 市内保育施設において保育対象を保護者がエッセンシャルワーカーである子どもに限定する限定保育開始（5月22日まで） 市長メッセージ：医療関係者等への感謝、総合サポートセンター開設準備のお知らせ等
4月 17日			市内組織として新型コロナウイルス総合支援担当を危機管理安全局に設置
4月 20日		国：新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更を閣議決定（特別定額給付金支給を含む）	事業者向け臨時相談窓口を市中小企業センター1階多目的ホールに開設 住居確保給付金要件緩和（感染症の影響による減収者対象、全国一律措置）受付開始 令和2年度一般会計補正予算第1号専決：テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付関係事業費【4億300万円】、以降令和2年度中一般会計補正予算第16号まで編成
4月 21日			テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度受付開始（事業者向け支援策の第1号）

令和2年度（続き）

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和2年 (2020) 4月 24日	第1波（続き） 令和2年3月10日 ～5月10日 従来株 新規陽性者数 46人		新型コロナウイルス総合サポートセンターを市役所南館1階に開設 市と兵庫県警察尼崎南警察署合同の外出自粛夜間呼びかけ実施、あわせて空き巣防止夜間パトロール実施（夜間パトロールは4～5月中計5回実施） 庁内組織として特別定額給付金担当を総務局に設置 市長メッセージ：緊急事態宣言下の感染予防対策、特別定額給付金支給準備、医療関係者へのエールとしてブルーライトアップ実施等
4月 27日			市の施設にマスクポストを設置してマスクの寄付を募る“善意のマスク”プロジェクト開始、5月以降市内郵便局・コープこうべ各店舗・ローソンの一部店舗、尼崎商工会議所等に設置を拡大し7月8日まで実施
4月 28日			市立学校園休校休園再延長（5月31日まで）
4月 30日		国：特別定額給付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む補正予算成立【25.6兆円】	上下水道基本料金・基本使用料全額減免（7月検針から12月検針まで6か月分）発表
5月 1日			市長メッセージ：市が行う各種支援制度等について
5月 3日			特別定額給付金（給付対象者一人あたり10万円）オンライン申請受付開始
5月 4日		国：緊急事態宣言を5月31日まで延長（うち39府県は5月14日に解除） 新型コロナウイルス感染症専門家会議、身体的距離確保、マスク着用、手洗い・手指消毒、3密回避等の「新しい生活様式」を提言	
5月 7日			市長メッセージ：緊急事態宣言延長、学校園休校休園下の学習支援、困難家庭の子どもへの昼食支援、善意のマスクプロジェクトについて、「新しい生活様式」定着の呼びかけ
5月 15日			市長メッセージ：感染者減少傾向、学校園登校可能日設定等について、「新しい生活様式」定着の呼びかけ
5月 20日			特別定額給付金オンライン申請世帯振込給付開始 あまっ子お弁当クーポン事業開始（7月31日まで使用可）
5月 21日	国：緊急事態宣言区域のうち大阪府、京都府、兵庫県解除	感染症により仕事に影響を受けた市民等の非常勤採用（20人程度）発表	
5月 22日		特別定額給付金郵送申請世帯の一部（7人以上の他人数世帯）振込給付開始 市長メッセージ：緊急事態宣言解除、「新しい生活様式」の呼びかけ、不要不急の旅行・夜間飲食店利用等自粛のお願い	
5月 25日	国：緊急事態宣言全面解除		
5月 29日		市長メッセージ：6月1日から店舗等休業要請解除、特別定額給付金申請書送付、市内6地区各地域課での総合サポートセンター業務開始等	
6月 1日		市立学校園再開（特別支援学校を除く）、公共施設再開 新型コロナウイルス総合サポートセンターの運営及び新型コロナウイルス総合支援担当の組織を危機管理安全局から総合政策局に引き継ぎ、市内6地区の地域課に同センター窓口設置 医療従事者への差別偏見抑制啓発ポスター掲示	
6月 8日		市立特別支援学校再開	

令和2年度（続き）

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和2年 (2020) 6月 12日	第2波 令和2年6月24日 ～10月29日 従来株 新規陽性者数 335人	国：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、金融機能の強化などを含む第2号補正予算成立【31.8兆円】	
6月 15日			市報あまがさき特別号発行
6月 19日		国：新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAリリース	
7月 10日		県：「新型コロナ追跡システム」運用開始	
7月 17日			市長メッセージ：感染警戒期注意喚起、接触確認アプリCOCOA周知等
7月 22日		国：GoToトラベル事業（国内旅行振興策）開始	
7月 24日			市長メッセージ：感染増加期注意喚起等
7月 28日			市長メッセージ：感染拡大と市の対応、患者・家族への偏見、職場等風評被害防止のお願い等
7月 30日			市保健所主催の高齢者・障害者施設スタッフ向け感染症対策オンライン講習会開催
7月 31日			感染症への不安を抱えて出産する母親への出産特別給付金支給を発表 啓発キャンペーン『Don't bring! コロナ』（マスク配布）開始（市内主要5駅周辺）
8月 1日			事業継続支援給付金受付開始（事業者向け各種給付金事業の第1号）
8月 4日			知事・政令市・中核市長共同メッセージ：感染拡大防止よびかけ
8月 7日			市長メッセージ：感染拡大期注意喚起等
8月 28日			「新型コロナウイルス感染症について～「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集～」第1版公表 市長メッセージ：上記第1版公表等
9月 18日			市長メッセージ：感染者減少、あらためて「新しい生活様式」への協力要請等
10月 1日		国：GoToEatキャンペーン事業（飲食店・農林漁業者支援）開始	
10月 2日			新型コロナウイルス感染症の企業活動影響調査（7・8月実施のアンケート調査）結果公表
10月 17日			地域通貨「あま咲きコイン（電子版プレミアム付商品券）」実証実験運用開始
10月 26日			感染症病床がない病院に対する陽性者夜間一時受入病室確保支援事業開始
10月 30日	第3波 令和2年10月30日 ～令和3年2月28日 従来株 新規陽性者数 1,892人		市長メッセージ：感染増加傾向について、感染予防のための「新しい生活様式」継続要請等
11月 13日			「新型コロナウイルス感染症について～「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集～」第2版公表 市長メッセージ：第3波周知、予防推進・差別防止等について
11月 16日			「感染拡大中」ポスター掲示
11月 20日			市長メッセージ：陽性患者急増、補正予算等の市の対応について
11月 27日			尼崎市長・西宮市長共同メッセージ：感染拡大・医療崩壊を防ぐため最大限の警戒を！
12月 18日			市長メッセージ：医療従事者・家族の施設利用拒否等の差別抑制、「正しく恐れる」ための正確な情報の取得・配慮の呼びかけ等
12月 25日			市長メッセージ：新規感染者数高止まりについて、3密回避徹底の呼びかけ等

令和2年度（続き）

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和3年 (2021) 1月 1日	第3波（続き） 令和2年10月30日 ～令和3年2月28日 従来株 新規陽性者数 1,892人		新型コロナウイルス感染症対策室にワクチン接種業務の担当を設置 市の要請に応じて往診を行う医師に協力を支払う「入院待機陽性患者」医療支援事業開始
1月 7日		国：関東4都県対象の緊急事態宣言発出（1月8日～2月7日）	
1月 8日			市長メッセージ：飲食店時短要請について、大人数会食自粛要請等
1月 13日		国：緊急事態宣言の大阪府・兵庫県を含む11都府県への拡大決定（1月14日から2月7日まで）	
1月 14日			緊急事態宣言期間の県の飲食店・遊興施設等時短要請（20時まで、酒類提供は11時から19時まで）周知し、時短協力事業者への協力金支給（県とともに支給）等を定める「新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の対処方針」発表 緊急事態宣言ポスター掲示 市長メッセージ：緊急事態宣言、飲食時感染予防、保健医療現場ひっ迫等について
1月 18日			生涯学習プラザ等公共施設夜間時短（20時まで、2月28日まで）
1月 28日		国：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、ワクチン接種体制整備などを 含む第3号補正予算成立【19.2兆円】	
2月			尼崎市議会BCP（事業継続計画）策定
2月 2日		国：大阪府・兵庫県を含む10都府県の緊急事態宣言を3月7日まで延長	
2月 5日			市長メッセージ：緊急事態宣言延長、市の対応強化等について
2月 26日			市長メッセージ：緊急事態宣言解除予定、ワクチン接種準備等について
2月 28日		国：大阪府・兵庫県を含む6府県の緊急事態宣言解除（1都3県は継続、さらに3月5日付で3月21日まで延長）	
3月 1日	第4波 令和3年3月1日 ～令和3年7月1日 アルファ株 新規陽性者数 2,311人		3月7日までの県の飲食店・遊興施設等時短要請（21時まで、酒類提供は11時から20時まで）周知、時短協力事業者への協力金支給（県とともに支給）等からなる「新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取組状況」発表（3月8日、22日、4月1日にも発表し時短要請等期間を4月21日まで順次延長）
3月 19日			新型コロナワクチン案内センター（専用コールセンター）開設 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」公表
3月 21日		国：緊急事態宣言全面解除	
3月 22日			市長メッセージ：新規感染者増、会食による感染の回避、新型コロナワクチン案内センター開設、その他
3月 23日			令和3年度一般会計補正予算第1号議決：新型コロナウイルスワクチン接種事業費等【40億7,159万6千円（減額補正含む）、うちコロナ対策42億2,000万6千円】、以降令和3年度中一般会計補正予算第16号まで編成
3月 29日			感染症により仕事に影響を受けた市民等の令和3年度非常勤採用（25人程度）発表
3月 31日			総務局設置の特別定額給付金担当を廃止 旧口腔衛生センター跡の市立臨時診療所（発熱外来）設置終了

令和3年度

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和3年 (2021) 4月 2日	第4波(続き) 令和3年3月1日 ～令和3年7月1日 アルファ株 新規陽性者数 2,311人		市長メッセージ: 第4波について、まん延防止等重点措置、感染予防の徹底等について
4月 5日		国: 宮城県・大阪府・兵庫県対象のまん延防止等重点措置実施(5月5日まで)	生涯学習プラザ等公共施設夜間時短(20時まで、4月24日まで) 阪神尼崎駅北側でPCRモニタリング検査実施(乗降客等の希望者対象、唾液検体採取による検査、この日以降4月中金曜日夕刻実施) まん延防止等重点措置ポスター掲示
4月 9日			在宅感染者に対する往診事業終了
4月 12日		国: まん延防止等重点措置実施区域拡大	
4月 16日			市長メッセージ: 市独自事業について、高齢者ワクチン接種券発送予定について、その他
4月 20日		国: まん延防止等重点措置実施区域拡大	
4月 23日		国: 東京都・京都府・大阪府・兵庫県対象の緊急事態宣言発出(4月25日～5月11日)、まん延防止等重点措置期間延長(5月11日まで)	
4月 24日			市長メッセージ: 3度目の緊急事態宣言について、感染予防対策徹底の呼びかけ等
4月 25日			緊急事態宣言ポスター掲示 緊急事態宣言期間中、生涯学習プラザ・体育館・図書館・歴史博物館・尼崎城等の公共施設休業・休館
4月 28日			子どもの育ち支援センター「いくしあ」等での生理用品無償配布開始
5月 7日		国: 緊急事態宣言区域拡大、5月31日まで延長、まん延防止等重点措置区域・期間変更	
5月 10日			高齢者(65歳以上)ワクチン集団接種予約受付開始
5月 11日			市長メッセージ: 緊急事態宣言延長、ワクチン接種予約が取りにくいことへのお詫びと今後の予定等について
5月 12日			生涯学習プラザ・体育館・歴史博物館・尼崎城等の利用再開(一部施設利用人数・時間制限)
5月 14日		国: 緊急事態宣言区域追加、まん延防止等重点措置区域変更	
5月 20日			市長メッセージ: ワクチン接種予約がつながりにくかったことへのお詫び、今後の集団接種・個別接種拡充等について
5月 21日		国: 緊急事態宣言区域追加	
5月 24日			高齢者(65歳以上)ワクチン集団接種開始 記念公園ベイコム陸上競技場から尼崎城址公園までランナー12人が走行予定だった東京2020オリンピック聖火リレー中止(代替措置として篠山城跡三の丸広場で実施)
5月 28日		国: 緊急事態宣言6月20日まで延長、まん延防止等重点措置区域・期間変更	
6月 1日			市長メッセージ: 緊急事態宣言再延長、ワクチン接種について、その他
6月 6日		尼崎市議会議員選挙投開票	
6月 11日		市長を本部長とする新型コロナウイルスワクチン接種推進本部及び事務局設置	
6月 16日		市長メッセージ: 65歳以上のワクチン接種状況及び64歳以下への接種券送付等について	

令和3年度（続き）

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和3年 (2021) 6月 17日	第4波（続き） 令和3年3月1日 ～令和3年7月1日 アルファ株 新規陽性者数 2,311人	国：緊急事態宣言区域変更、7月11日まで延長、まん延防止等重点措置区域・期間変更を決定、大阪府・兵庫県を含む1都1道2府3県は緊急事態宣言区域からまん延防止等重点措置区域に移行（6月21日～7月11日）	コロナの影響による離職者等対象合同就職面接会「マイナビ転職フェア尼崎～コロナに負けるな！市内就職を応援！～」を市中小企業センターで開催
6月 21日			まん延防止等重点措置ポスター掲示
7月	第5波 令和3年7月2日 ～10月28日 デルタ株 新規陽性者数 5,148人	国：緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置期間・区域変更、大阪府を含む1府3県のまん延防止等重点措置は8月22日まで延長 国：兵庫県のまん延防止等重点措置を解除	東京2020オリンピックの事前合宿地練習施設として県立尼崎スポーツの森（尼崎市扇町）に受入れ予定だったギリシャの競泳選手・スタッフについて、感染拡大による合宿取り止めのため受入れ中止、同じく予定していたウクライナのアーティスティックスイミング及び競泳選手・スタッフ、ベラルーシの競泳選手は受入れ
7月 5日			新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請受付開始
7月 8日			市長メッセージ：まん延防止等重点措置解除予定、ワクチン接種及び予約の見直し等について
7月 9日			市長メッセージ：まん延防止等重点措置について、国からのワクチン供給減少により接種予約が取りにくいことへのお詫び等
7月 11日			まん延防止等重点措置ポスター掲示
7月 21日			阪神7市1町共同メッセージ：新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない
7月 26日			電子地域通貨「あま咲きコイン」本格運用開始
7月 30日			「新型コロナウイルス感染症について～正しく恐れる」ための基礎知識と事例集～」第3版公表
8月 2日			市長メッセージ：緊急事態宣言発令、ワクチン接種について、その他
8月 5日			緊急事態宣言ポスター掲示
8月 11日			感染拡大のため、8月24日までの予定であった市立小中学校の夏休みを8月29日まで延長することを発表
8月 17日			市長メッセージ：子どもの感染増による市立小中学校夏休み延長と学校のオンライン活用、自宅療養者増加等について
8月 19日			新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響追跡調査（7・8月実施のアンケート調査）結果発表
8月 20日			
8月 23日			
8月 25日			
8月 27日			
9月 6日			

令和3年度（続き）

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和3年 (2021) 9月 9日	第5波（続き） 令和3年7月2日 ～10月28日 デルタ株 新規陽性者数 5,148人	国：緊急事態宣言、2県を除き9月30日まで延長（大阪府・兵庫県を含む）、まん延防止等重点措置区域変更	
9月 13日			市長メッセージ：緊急事態宣言延長、ワクチン職域接種の実施等について
9月 24日			「新型コロナウイルス感染症について～「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集～」第4版公表
9月 30日		国：緊急事態宣言（大阪府・兵庫県を含む）及びまん延防止等重点措置全面解除	生涯学習プラザ等公共施設夜間時短（20時まで）解除
10月 22日			「新型コロナウイルス感染症について～「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集～」第5版公表
11月 1日	第6波 令和3年10月29日 ～令和4年6月16日 オミクロン株 新規陽性者数 40,379人		市報あまがさき令和3年11月号に新型コロナウイルス感染症第6波対策特集記事掲載
11月 11日			「新型コロナウイルス感染症について～「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集～」第5.1版公表
12月 20日		国：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を含む補正予算成立【31.6兆円】	
12月 28日			「新型コロナウイルス感染症について～「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集～」第5.2版公表
令和4年 (2022) 1月 7日		国：3県を対象とするまん延防止等重点措置発出（1月9日～31日）	市長メッセージ：新規陽性者倍増、3回目ワクチン接種、住民税非課税世帯向け臨時給付金その他について
1月 19日		国：まん延防止等重点措置区域・期間変更	
1月 25日		国：まん延防止等重点措置区域・期間変更を決定、大阪府・兵庫県を含む1道2府15県追加（1月27日～2月20日）	
1月 26日			新型コロナによる困難世帯への家計支援として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（一世帯10万円）を2月以降支給することを発表
1月 27日			市長メッセージ：まん延防止等重点措置、各種給付金手続等について 感染防止啓発ポスター掲示
2月 3日		国：まん延防止等重点措置区域・期間変更	中核市市長会、国に対して尼崎市発議による「市民生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策の見直しに関する緊急要望」提出、積極的疫学調査等の高重症化リスク対象重点化及び感染全数届出の見直しを要望
2月 8日			「新型コロナウイルス感染症について～「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集～」第6版公表
2月 9日			感染が疑われる濃厚接触者に対して検査をせず発熱等の症状により医師が診断する疑似症患者（みなし陽性）の運用を兵庫県及び県内他市に続いて開始
2月 10日		国：まん延防止等重点措置区域・期間変更	
2月 18日	国：まん延防止等重点措置区域・期間変更、大阪府・兵庫県は3月6日まで延長		
3月 4日	国：まん延防止等重点措置区域・期間変更、大阪府・兵庫県は3月21日まで延長		

令和3年度（続き）

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和4年 (2022) 3月 16日	第6波（続き） 令和3年10月29日 ～令和4年6月16日 オミクロン株 新規陽性者数 40,379人	国：オミクロン株の感染急増と重症化率が低い可能性に鑑み、全感染者一律対応は保健所機能及び社会経済活動への影響が大きいとして、自治体判断による積極的疫学調査の高齢者等高重症化リスク対象限定実施を認め、さらに濃厚接触者待機期間見直し（10日間から7日間への短縮等）を通知する厚生労働省事務連絡発出	
3月 21日		国：まん延防止等重点措置全面解除	
3月 26日			「新型コロナウイルス感染症について～「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集～」第7版公表
3月 29日			感染症により仕事に影響を受けた市民等の令和4年度非常勤採用（25人程度）発表
3月 31日			総合政策局に設置していた新型コロナウイルス総合支援担当を廃止

令和4年度

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和4年 (2022) 4月 1日	第6波（続き） 令和3年10月29日 ～令和4年6月16日 オミクロン株 新規陽性者数 40,379人		協力病院から高齢者施設・公共施設等への感染管理看護師（ICN）等派遣開始
6月 1日			新型コロナウイルス感染発生届簡略化、感染者への最初の連絡の電話からSMS（ショートメッセージサービス）への変更（重症化リスクが高い感染者等を除く）、療養情報をまとめた「陽性者専用ポータルサイト」開設
6月 7日			上下水道基本料金・基本使用料全額減免（8・9月検針の2か月分）発表 令和4年度一般会計補正予算第1号議決：住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業費等【15億5,570万円】、以降令和3年度中一般会計補正予算第10号まで編成、うち第7号までコロナ対策費を含む
6月 21日	第7波 令和4年6月17日 ～9月25日 オミクロン株 新規陽性者数 53,328人		市の委託事業受託者BIPROGY株式会社関西支社関係社員が市外設置の給付金専用コールセンターでの作業後、市民46万人余りの個人情報記録するUSBメモリーを帰宅途中で紛失（USBメモリー一時紛失事案、搜索の結果同月24日発見）
7月 22日		国：令和4年3月16日付厚生労働省事務連絡一部改正、自治体判断による積極的疫学調査の高齢者等高重症化リスク対象限定実施を認める趣旨の徹底、濃厚接触者待機期間再見直し（7日間から5日間への短縮等）	
8月 3日		県：自己検査のための抗原定性検査キット配布、自己検査による感染判明者の自主療養制度開始を発表	
8月 5日			市長メッセージ・市医師会長メッセージ発表 市長：感染の爆発的増加、県自主療養制度開始、重症者や高リスクの人が医療機関を受診できるよう安易な受診を避ける等の協力の呼びかけ 市医師会長：医療崩壊危機状況下、以下についての理解・協力要請 1.水分補給 2.不要な夜間検査の自粛 3.医療機関は無症状感染者の検査を行わない 4.自宅療養者のかかりつけ医への相談推奨 5.子ども発熱時の小児救急医療電話相談利用推奨

令和4年度（続き）

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和4年 (2022) 8月 10日	第7波（続き） 令和4年6月17日 ～9月25日 オミクロン株 新規陽性者数 53,328人		一日あたりの市内新規陽性者数が感染症まん延期間を通じて最大の1,562人を記録
9月 7日		国：感染者療養期間について入院患者を除く有症状者は10日間から7日間に短縮、無症状者は抗原定性検査キットによる陰性確認を条件として7日間から5日間に短縮する厚生労働省事務連絡発出	
9月 12日		国：感染者全数届出を見直し、9月26日から(1)65歳以上(2)要入院(3)重症化リスクがあり治療薬投与または新規酸素投与必要(4)妊婦の4類型に限定する厚生労働省事務連絡発出	
9月 26日	第8波 令和4年9月26日 ～令和5年5月7日 オミクロン株 新規陽性者数 32,825人		全国一律の全数届出見直しにより届出対象の(1)65歳以上(2)要入院(3)重症化リスクがあり治療薬投与または新規酸素投与必要(4)妊婦の4類型への限定開始、対象外感染者向け登録サイト「尼崎市陽性者登録センター」開設
11月 4日			市と市医師会が共同して新型コロナウイルス感染症の「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」への変更を国に要望
11月 28日			市USBメモリー紛失事案調査委員会「尼崎市USBメモリー紛失事案に関する調査報告書」公表
12月			上下水道基本料金・基本使用料全額減免（12・1月検針の2か月分）
12月 1日			稲村和美市長、この日をもって退任
12月 2日			松本眞市長就任
12月 9日		国；令和4年法律第96号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」公布、従来の都道府県に加えて保健所設置市の予防計画策定を規定（令和6年4月1日施行）	
12月 28日			市長メッセージ：感染拡大及びインフルエンザ同時流行懸念のもと感染予防徹底、県による抗原検査キット配送制度活用等の呼びかけ

令和5年度

月日	流行波	国・兵庫県等の主な動き	尼崎市の主な対応
令和5年 (2023) 4月 27日	第8波（続き） 令和4年9月26日 ～令和5年5月7日 オミクロン株 新規陽性者数 32,825人	国：「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としてきた新型コロナウイルス感染症を、5月8日から「5類感染症」に変更することを厚生労働大臣が発表	
5月 8日		国：新型コロナウイルス感染症を「 5類感染症 」に変更	新型コロナウイルス感染症対策本部廃止 市議会災害時連絡会議解散 市長メッセージ・市医師会長メッセージ発表 市長：5類感染症への変更と今後の新型コロナ対応について、医療従事者をはじめとする関係者、感染防止に理解・協力してくれた市民・事業者への感謝等 市医師会長：令和2年1月以来取り組んできたこと、亡くなられた方への追悼、今後も誰一人取り残さない医療を目指し、誰もが健康で幸せに暮らせる市を目指して取り組んでいくこと等

資料編5. 地方創生臨時交付金活用事業（感染症対応）一覧

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費		実施状況	効果
					合計	うち交付金額		
					4,886,764	4,450,818		
1	新型コロナウイルス感染症対策事業（総合サポートセンターの設置）	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生活する上での様々な困りごとや不安を抱える市民に必要とされる支援について、一人ひとりに寄り添った相談業務を実施し、円滑かつ速やかに適切な支援策につなげる。 <主なもの> 窓用飛沫感染バリア パーテーション ウィルスガード	R2.4.21	R3.3.31	738	738	新型コロナウイルス総合サポートセンターを設置した。 ・設置期間：令和2年4月24日～令和3年7月21日 ・相談件数：9,784件	1人ひとりに寄り添った相談業務を実施し、円滑かつ速やかに適切な支援策につなげることができた。また、相談業務を通じ、感染症による影響を受ける社会経済情勢について、庁内での情報共有を図ることができた。
2	新型コロナウイルス感染症対策事業（避難所における非接触赤外線体温計の購入）	避難所における避難者の感染症予防及び体調管理のため非接触赤外線体温計を購入する。	R2.4.28	R3.3.31	968	968	避難所における感染症対策のため、非接触赤外線体温計を小学校及び生涯学習プラザに配置した。 ・非接触赤外線体温計（100個）	コロナ禍における避難所対策として、必要な備蓄品を配置することで、避難者の感染拡大防止対策に寄与した。
3	新型コロナウイルス感染症対策事業（避難所におけるパーテーション・衛生用品等の購入）	避難所における感染症対策のため、パーテーションや衛生用品等を購入する。 <主なもの> クイックパーテーション 防災用マルチルーム（屋内用） 衛生用品（アルコール消毒液等）	R2.6.24	R3.3.31	20,000	20,000	避難所における感染症対策のため、必要な備蓄品を小学校及び生涯学習プラザ等に配置した。 <主なもの> ・クイックパーテーション（250張） ・防災用マルチルーム（屋内用）（100張） ・大型送風機（20台） ・体温計（150個）※非接触型を含む ・衛生用品（アルコール消毒液等）	コロナ禍における避難所対策として、必要な備蓄品を配置することで、避難者の感染拡大防止対策に寄与した。
4	新型コロナウイルス感染症対策事業（避難所におけるスポットクーラーの導入）	避難所における避難者の感染症予防及び体調管理のためスポットクーラーを購入する。	R2.6.3	R3.3.31	6,171	6,171	避難所における感染症対策のため、スポットクーラーを小学校41校に配置した。 ・スポットクーラー（82台）	コロナ禍における避難所対策として、必要な備蓄品を配置することで、避難者の感染拡大防止対策に寄与した。
5	武庫地区生涯学習推進事業（市民参加・交流・連携推進事業）	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民にとっての生涯学習の機会が失われている中で、オンライン形式での講座配信を行うことで、自宅で過ごす時間を有効活用してもらう機会を提供する。	R2.4.30	R2.7.31	150	150	オンライン講座をYouTubeで配信した。 ・講座数：4本 ・内容：「親子向け」「自宅で出来ること」をテーマとした。	外出自粛が要請され、本市主催の事業も相次いで中止となり、市民にとっての生涯学習の機会及び地域で活躍する人・団体について知る機会も失われる中においても学びの機会を創出した。
6	市報あまがさき臨時号の発行	日々状況が変動する新型コロナウイルス感染症について、より即時的に情報発信を行うため、市報あまがさきの臨時号を発行する。	R2.5.20	R2.6.19	2,157	2,157	市報あまがさき特別号（「点字あまがさき」及び「声の広報」を含む）を発行した。 ・発行日：令和2年6月15日 ・発行部数：237,463	新型コロナウイルス感染症に係る市の取組や啓発事項、よくある問い合わせ等をまとめて編集した市報あまがさき特別号を臨時発行することで、市政への信頼を高め、ひいては今後の感染拡大防止に向け、市と市民が一体となって取組を進めていく契機となった。
7	緊急雇用対策事業	新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴い、仕事が無くなったり、離職を余儀なくされた市内在住者等を対象として、会計年度任用職員（一般事務等）を募集する。	R2.5.21	R3.3.31	11,492	11,492	会計年度任用職員採用：12人	新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の雇用確保に寄与した。
8	新型コロナ対応のための体制拡充事業	新型コロナウイルス感染症への対応のため体制拡充に必要な会計年度任用職員の任用及び任期の定めのない職員への時間外勤務手当又は特殊勤務手当を支給する。	R2.4.1	R3.3.31	133,780	133,780	新型コロナウイルス感染症の影響に関連する業務量増に対応するため、28人の会計年度任用職員を既定計画外で任用した。	業務を円滑に進めることができ、市民サービスに寄与した。
9	新型コロナウイルス感染症対策事業（介護施設への郵送対応）	国県等（寄付など）から届いた衛生用品等（マスク、消毒液など）を介護サービス事業所等へ郵送を行う。	R2.4.28	R3.3.31	391	391	介護サービス事業所等に対して、国・県等から送付された衛生用品や本市の備蓄用衛生用品、市民や市内企業等から寄付された衛生用品を郵送により提供した。	介護サービス事業所等に対して、衛生用品を迅速に提供することができた。
10	衛生研究所検査機器整備事業	PCR検査に必要な機器を購入し、検査機能を強化する。 <主なもの> 全自動核酸抽出装置 冷却速心機 クリーンベンチ	R2.5.7	R3.3.31	7,370	7,370	感染症対策部門等と連携し、尼崎市臨時診療所等における患者検体、高齢者施設などクラスター発生が危惧される関係者等の新型コロナウイルス感染症疑い検査を実施するとともに実施可能な検査数を拡充した。	変異株スクリーニング検査を含め、正確かつ迅速に9,090検体の検査を行うことで、積極的疫学調査の一助とし、感染症の拡大防止に寄与した。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	実施状況		効果
							うち交付金額	
11	感染症対策事業 (帰国者・接触者外来(尼崎市臨時診療所))	帰国者・接触者外来(尼崎市臨時診療所)を運営するための経費を計上する。	R2.4.15	R2.9.27	7,099	7,099	新たに帰国者・接触者外来としての尼崎市臨時診療所を開設し、PCR検査が必要な患者を受け入れる体制を構築した。 (令和2年4月～9月)	新型コロナウイルス患者の増加に伴い、市内にある帰国者・接触者外来設置医療機関だけでは対応困難であったことから、本診療所の設立により市内の感染拡大の防止に寄与した。
12	感染症対策事業 (備蓄消耗品)	帰国者・接触者外来(尼崎市臨時診療所)、保健所において必要な医療用資材(ガウン・フェイスシールド等)の備蓄を行う。 <主なもの> ガウン N95マスク フェイスシールド	R2.6.8	R3.3.31	988	988	必要な医療用資材の備蓄を行った。 ・ガウン 720枚 ・N95マスク 360枚 ・フェイスシールド 420枚 ・医療用キャップ 720枚 ・手袋 18,000枚	尼崎市臨時診療所及び保健所での新型コロナウイルス感染疑い者の検体採取業務を行うことにより、感染拡大の防止に寄与した。
13	意思疎通支援事業 (遠隔手話通訳サービスの導入)	聴覚障害者の病院の受診時等において、手話通訳者の同行が困難な状況であるため、兵庫県が導入する「遠隔手話サービス」の利用促進を図る。	R2.6.24	R3.3.31	563	144	本庁内に手話通訳ブースを設定した。また、コロナ禍における情報支援の取組として、兵庫県が構築したシステムを利用して「遠隔手話サービス」を導入し、登録利用者に対して、個別の利用説明を行った。	コロナ禍や災害時にも聴覚障害者等が安心して相談できる体制の整備を図ることができた。
14	活動自粛時気がかり高齢者声かけ事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛により、家族からの虐待リスクが高まっている高齢者や、セルフネグレクトが懸念される高齢者等に対し、電話や訪問等による見守り活動を行う。	R2.5.13	R3.3.31	4,389	4,389	1 気がかり高齢者の状況確認 民生児童委員から提出される「気がかり高齢者リスト」及び、行政福祉部門で作成する「単身・介護サービス未利用者リスト」の2種のリストに記載された気がかり高齢者に対し、電話や訪問による方法で状況確認を行った。 2 気がかり高齢者の既存関係先との連携 気がかり高齢者が、既に社会資源との関係がある場合は、関係先に支援を繋げた。 3 気がかり高齢者の支援 社会資源の既存の関わりがない気がかり高齢者については、状況確認を行った際に支援の必要が確認されれば、適宜高齢者の状況に応じた支援を行った。	大半の高齢者は、「生活自立しておりサービス利用の意向がない」「家族による見守りによりサービス利用の意向がない」「コロナ禍でのサービス利用の控え」といった傾向にあり、コロナ禍においても問題なく生活されていたが、聞き取りの中で必要な支援に繋がったケースや、実把握が困難であったが、何度も訪問する中で、セルフネグレクトの事例であることが判明し、入院支援へと繋がったケースもあった。
15	濃厚接触者等在宅支援提供事業(介護)	濃厚接触者等にホームヘルプ等の在宅支援等を行う介護サービスの従事者に対して、協力を支給する。 (在宅支援) 濃厚接触者等1人あたり、1日につき3千円 陽性者1人あたり、1日につき12千円 (施設支援) 陽性者に施設支援を提供した1日あたり12千円	R2.6.1	R3.3.31	1,404	1,404	支給件数:45件	協力を支払うことにより、新型コロナウイルス陽性者、濃厚接触者へサービス提供する者を確保することで、陽性者、濃厚接触者へのサービス提供体制の維持継続に寄与した。
16	濃厚接触者等在宅支援提供事業(障害福祉)	濃厚接触者等にホームヘルプ等の在宅支援等を行う障害福祉サービスの従事者に対して、協力を支給する。 (在宅支援) 濃厚接触者等1人あたり、1日につき3千円 陽性者1人あたり、1日につき12千円 (施設支援) 陽性者に施設支援を提供した1日あたり12千円	R2.6.1	R3.3.31	0	0	実績なし	-
17	新型コロナウイルス感染症対策事業 (帰国者・接触者外来(尼崎市臨時診療所)の執務医への感染見舞金)	帰国者・接触者外来(尼崎市臨時診療所)に執務する医師が、執務中に感染した場合に見舞金を支出する。	R2.4.1	R3.3.31	0	0	実績なし	-

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
18	尼崎市あまっ子応援弁当緊急事業	小中学校等の臨時休業を受け、家庭事情等により昼食を十分に摂ることができない児童等に対し、弁当提供事業者に指定された店舗で利用できる「あまっ子弁当引換券」を交付し、児童等があまっ子応援弁当と引き換えた場合に、弁当提供事業者の弁当に係る費用を負担する。	R2.4.13	R3.3.31	2,193	2,193	実施期間：令和2年4月14日～5月31日（48日間） 弁当提供事業者：株式会社ハークスレイ（ほっかほっか亭19店舗）、大衆居酒屋まるちゃん、ほっとサンドイッチ MoMo、ももかふえまゴワヤサシキキッチンここから <引換券交付実績> 対象者：193名（世帯数：93世帯） 交付枚数：6,683枚 <引換券利用実績> 利用者：184名（利用率：95.3%） 利用枚数：4,171枚（利用率：62.4%） 負担金実績：2,085,500円（4,171枚×500円/枚）	食事支援を実施することで、家庭事情等により昼食を十分に摂ることができない児童等の欠食の回避に寄与した。 また、児童ケースワーカーが中心となり、引換券を直接交付することで、児童等の現状把握のためのツールとして活用できたほか、引換券の交付をきっかけとして、いくしあの新規相談につながるなど、一定の波及効果があった。
19	尼崎市「子どもの食の確保」緊急対応事業	小中学校等の臨時休業を受け、家庭事情等により昼食を十分に摂ることができない児童等に対し、子ども食堂が昼食を提供するための経費の一部を補助する。	R2.4.13	R3.3.31	1,250	1,250	(令和2年4月14日～5月6日) 1施設あたり上限100千円587,100円（10か所） (令和2年5月7日～5月31日) 1施設あたり上限100千円663,100円（12か所） 【対象】 子ども等に対して無償で食事の提供する子ども食堂	事業実施期間中、市内で12か所の子ども食堂が開設。延べ5,000食以上提供され、子どもの食の確保に寄与した。
20	あまっ子お弁当クーポン事業	生活困窮世帯への支援として、要保護・準要保護の認定を受ける小中学校の児童生徒等へ、指定の市内事業所で利用できる弁当クーポン券（1人当たり4,000円、7月末日まで利用可）を交付し、利用実績報告のあった事業者に対して当該クーポンに係る費用を負担する。	R2.5.7	R3.3.31	28,095	28,095	実施期間：令和2年5月18日～7月31日 クーポン交付状況： ①交付人数 6,859人（居所不明者等除く） ②クーポン交付金額 27,960,400円 クーポン取扱事業者：145店舗（令和2年7月31日時点） クーポンの利用状況： ①クーポン利用者延べ人数 24,538人 ②提供食数 40,920食 ③利用金額 22,578,200円 執行率：80.8% (利用金額22,578,200円÷クーポン交付金額27,960,400円)	生活困窮世帯へのクーポン交付金額に対し8割（執行率80.8%）を超える利用があったことから、クーポンが有効に活用されたと考えられる。 また、ネグレクト等の事情を抱える児童等に対しては、児童ケースワーカーがクーポンを直接交付することで児童等の現状把握に役立った他、いくしあの新規相談につながるなど波及効果も見られた。
21	テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金関係事業	国・県等の給付金は入金までに一定の時間を要するため、緊急的に貸付料を対象とした「緊急つなぎ資金」を貸し付ける。	R2.4.20	R3.3.31	1,537	1,537	1 対象者：尼崎市内で店舗等を賃借し、事業を運営する個人事業主及び小規模事業者 2 融資額 ・1事業者あたり上限額50万円 ・店舗等の賃料3か月分相当額（共益費・管理費・消費税相当額を含む） 3 受付期間：令和2年4月21日～7月31日 4 融資実行件数：457件 5 融資金額：163,245千円 ※ 事業実施に係る事務的経費（1,537千円）について交付金を活用	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、市が単独で早期貸付を実施したことで、倒産を抑制し、事業継続に寄与した。
22	休業要請事業者経営継続支援事業（県、市協調事業）	県と協調し、休業要請等に応じた中小法人・個人事業主の事業継続を支援する。	R2.4.30	R2.10.31	273,117	273,117	1 対象者：県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中に継続して休業している者 2 申請期間 ・当初分：令和2年4月28日～7月7日 ・追加支給分：令和2年7月下旬～8月 3 支給実績：3,744件、819,350千円（内、市負担額273,117千円） ・当初分：2,122件、651,650千円 ・追加支給分：1,622件、167,700千円	兵庫県と協調して計3,744件の支給を行い、事業者の事業継続等に寄与した。
23	事業所向け臨時相談窓口関係事業	経営悪化に直面する中小企業等の状況に応じて、活用できる本市制度をはじめ、国・県が実施する支援制度の案内、説明や申請に伴うサポートなど、市職員が直接一時的相談に対応する臨時相談窓口を設置する。	R2.4.9	R2.5.31	3,561	3,561	1 実施内容：国、県、市の各種支援策の案内のほか、申請用紙への記載方法等についての問合せに対応（電話相談を含む） 2 設置場所：尼崎市中小企業センター 3 開設期間：令和2年4月20日～5月31日（その後は出屋敷リベルにて令和3年3月31日まで対応） 4 相談件数：29,259件	問合せ先電話がつながり難い状況にあった、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する国及び県による各種支援策にかかる問合せ相談及び市が実施した貸付や補助等制度に関する問合せ相談に応じたことで、市の業務の体制強化を図り、緊急性が求められる市民サービスの向上に寄与した。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
24	テイクアウト・デリバリー等促進支援事業	新たにテイクアウトやデリバリー等の事業を開始する市内飲食事業者等に対して必要な経費を補助する。	R2.5.15	R3.3.31	27,001	27,001	1 対象者 ・法人の場合は、市内に本社及び店舗（飲食店等）を有すること。個人事業者の場合は、市内に店舗（飲食店等）を有すること。 ・令和2年4月1日以降に、テイクアウト、デリバリー、インターネット販売、移動販売事業等を創業又は拡充した事業者であること等。 2 補助額：10万円（補助対象経費の10分の10以内） 3 受付期間：令和2年5月15日～8月31日 4 交付決定件数：281件 5 交付金額：27,001千円	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛等により影響を受けている市内の飲食業を展開する中小事業者に対し新たな事業展開の支援を行うこと、コロナ禍における事業継続及び地域経済の活性化等に寄与した。
25	尼崎のお店まるごと応援事業（あま咲きチケット）	飲食業や小売業、サービス業など市内に店舗を構える中小事業者を対象とした、市内登録店舗で利用可能なプレミアム付利用券を発行する事業に対して補助する。	R2.5.15	R3.3.31	37,731	37,731	1 参加店舗：564店舗（内訳 飲食業317店、小売業96店、サービス業151店） 2 実施期間 ・チケット販売期間：令和2年5月15日～6月21日 ・チケット利用期間：令和2年8月1日～12月31日 3 支援実績 ・総支援額：96,025,300円 ・支援件数：3,662件 ・コース別支援額 ① あま咲きチケットプラン：95,695,580円 （参加店舗への平均支援額 約169,700円） ② たただだ応援プラン：329,720円 （支援総額の上限に達していない店舗に均等に分配）	クラウドファンディングを通じて迅速に対応し、当初目標を大幅に上回る支援を行ったことで、新型コロナウイルス感染症の影響によって経営が厳しい状況の飲食・サービス業の収入減の一部を補填し、事業継続に寄与した。
26	事業者向け感染拡大防止対策等支援事業	市内中小企業等が新たな生活様式に向けた取組を実施する際の経費の一部を補助する。	R2.7.29	R3.3.31	498,026	498,026	1 対象者：市内に主たる事業所を有する中小企業者又は個人事業主 2 受付期間：令和2年8月1日～12月28日 3 補助件数：3,204件 4 補助総額：486,822千円	事業者の感染拡大防止策の取組を促進し、感染拡大防止の促進に寄与した。
27	SDGs地域ポイント制度推進事業（拡充）	SDGsに資する行動に対して付与するSDGsポイントの拡充及び市独自の決済アプリを活用したポイント還元を実施する。	R2.7.29	R3.3.31	27,428	27,428	1 実施内容 ・SDGsに資する市事業への参加等に対し「あま咲きコイン」を付与 ・電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元キャンペーン 2 ポイント還元率：5% 3 実施期間 ・付与期間：令和2年10月17日～令和3年2月28日 ・使用期間：令和2年10月17日～令和3年3月31日 4 総発行金額：68,393千円（尼崎市実施分） 5 加盟店舗数：472店舗	新型コロナ感染症に伴う外出自粛や休業要請により、多くの市内事業者の売上が減少し、苦境に立たされる中で、電子地域通貨「あま咲きコイン」の流通を促進させ、地域経済の活性化に寄与した。あわせて、SDGsの取組をポイントで示すことで、市民の行動変容を促し、活動へ導くことができた。
28	電子版プレミアム付商品券関係事業	商店街等が実施する電子版プレミアム付商品券の発行事業に対して補助する。	R2.7.29	R3.3.31	94,304	32,994	1 実施内容 電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したプレミアムキャンペーン 2 プレミアム率：20% 3 実施期間 ・販売期間 （1次販売）令和2年10月17日～11月31日 （2次販売）令和2年11月18日～12月14日 ・使用期間：令和2年10月17日～令和3年2月28日 4 販売額：商品券1セット6,000円分を5,000円で販売（1人あたり最大4セット） 5 参加店舗数：469店舗（令和3年2月26日時点） 6 発行総額：420,000,000円 7 販売総額：415,976,473円（販売率99%） 8 使用総額：411,547,145ポイント 9 換金率：98.9% 10 商品券販売店数：34店舗 11 加盟店数：472店舗	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や休業要請により、多くの市内事業者の売上が減少し、苦境に立たされる中で、電子地域通貨「あま咲きコイン」の流通を促進させ、地域経済の活性化に寄与した。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
29	消防設備整備事業 (陰圧装置、オゾンガス除染装置)	保健所等からの依頼による新型コロナウイルス感染症患者の搬送及び移送に万全を期すため、本部臨時救急隊車両に陰圧アイソレーターを整備するとともに、汚染された資器材等を除染するためのオゾンガス除染装置1台を導入した。	R2.4.17	R2.9.30	2,266	2,266	本部臨時救急隊車両に陰圧アイソレーター1台を整備するとともに、汚染された資器材等を除染するためのオゾンガス除染装置1台を導入した。	救急隊員等の二次感染防止を図るとともに、資器材等の早急な消毒により救急業務継続に寄与した。
30	消防施設維持管理事業 (仮眠室寝具の追加)	救急隊員等の感染防止のため、仮眠室のシーツ類を個人割り当てとするため追加で購入する。	R2.5.14	R3.3.31	2,796	2,796	共有して使用していた隔日勤務者の仮眠用寝具のシーツ類を、各個人に貸与できるように貸借数を209組増加した。	共有して使用していた仮眠用寝具のシーツ類を個人貸与することで、隊員の二次感染防止に寄与した。
31	救急活動事業(感染防止衣やマスク等の購入)	救急隊員等の感染防止のため、マスク・感染防止衣・手袋等を配備する。 <主なもの> サージカルマスク 感染防止衣 感染防止手袋	R2.6.24	R3.3.31	16,976	16,976	救急隊員等の感染防止のため、救急活動用の消耗品を配備した。 <主なもの> ・サージカルマスク・N95マスク 25,950枚 ・感染防止衣 7,500セット ・感染防止手袋 175,200枚	使用数の多い救急活動用消耗品を配備し、救急隊員等の感染防止及び救急業務継続に寄与した。
32	調査研究・教材開発事業(民間のオンライン学習支援システムの導入)	市立高校・中学校において生徒が自宅等で動画教材やドリルなどを活用することができるオンライン学習支援システムを導入する。	R2.5.7	R3.3.31	53,755	53,755	令和2年5月7日から令和3年3月31日まで、市内全中学校(成良中学校琴城分校を除く)の1年生から3年生9,442人と市立全日制高等学校の1年生から3年生2,014人を対象に、オンライン学習支援システム「スタディサプリ」を導入した。	臨時休業に伴う自学自習環境の充実、履修カリキュラムの遅れの挽回、生徒や保護者の不安感の解消等を行った。
33	教育ICT環境整備推進事業(小中学校の児童生徒用端末等の整備)	GIGAスクール構想(ICTを用いた授業や自宅学習の実施)の実現に向け、小学校及び中学校の児童生徒用端末に係るソフトウェアの購入等を行う。	R2.6.24	R3.3.31	334,821	334,821	市立小学校高学年(4年生~6年生)、中学校児童生徒分の一人一台端末の整備を重点的に実施した。 また、市立小中学校60校の教職員・全児童生徒分の授業支援ソフトの整備等を実施した。	児童生徒一人一台端末を整備し、授業支援ソフト等のICT環境整備をすることで新型コロナウイルス感染症による学校休業等においても全ての子どもたちが学びを継続することができる環境の整備ができた。
34	小学校給食関係事業	学校の臨時休業に伴う小学校給食の中止を受け、尼崎市学校給食協会が発注した食材キャンセルに伴い、実質保護者が負担する食材購入経費相当額(令和2年4・5月分)を、市が負担する。	R2.4.1	R3.3.31	14,184	14,184	牛乳納品業者及び食材納入業者(5事業者)に対して、既に発注されてキャンセルできなかった食材に係る運約金及び食材購入経費相当額を支払った。	長期の学校臨時休業により影響を受けた学校給食関係事業者による運約金等を支払うことにより、学校再開後も安定的な食材調達を行うための体制を維持し、円滑な学校給食の実施が図られた。
35	新型コロナウイルス感染症対策事業(避難所におけるパーテーション・衛生用品等の追加購入)	避難所における更なる感染症対策のため、パーテーション及び大型送風機等を購入する。 <主なもの> クイックパーテーション 大型送風機 蓄電池 衛生用品(マスク等)	R2.9.28	R3.3.31	47,250	47,250	避難所における感染症対策のため、必要な備蓄品を小学校及び生涯学習プラザ等に配置した。 <主なもの> ・クイックパーテーション(500張) ・大型送風機(144台) ・蓄電池(84台) ・衛生用品(マスク等)	コロナ禍における避難所対策として、必要な備蓄品を配置することで、避難者の感染拡大防止対策に寄与した。
36	公共交通感染症防止対策補助金	路線バス車両等における感染症対策に要する経費の一部を補助する。(補助率1/2以内)	R2.7.29	R3.3.31	1,593	1,593	市域を運行する一般乗合バス事業者(3社)に対し、ビニールカーテンの設置等に係る費用を補助した。	バス事業者に対し、感染防止対策の費用を補助することにより運転手や利用者の感染リスクの軽減につながった。
37	尼崎市文化振興財団補助金等	尼崎市総合文化センターにおける感染症対策及びWEB環境での情報発信に必要な経費を補助する。(補助率1/2)	R2.9.28	R3.3.31	1,622	1,622	尼崎市総合文化センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に必要な物品(サーモカメラ、アクリル板、消毒液等)の購入及び新たにWEB環境での文化コンテンツの情報発信に係る映像配信機材を購入した。	尼崎市総合文化センター主催の事業においては、サーモカメラによる入場混雑の緩和並びに消毒等によるより安全な鑑賞環境の提供ができた。また、WEBコンテンツ「お家でアルカイック」により全45コンテンツの配信を行った。
38	生涯学習プラザ管理運営事業等(各地域の公共施設の感染拡大防止対策)	生涯学習プラザ及び旧支所等における感染症対策のため、換気設備等を導入する。	R2.7.29	R3.3.31	5,297	5,297	市が事業を行う施設及び貸館運営を行っている施設において、感染拡大防止の観点から室内の換気のための備品購入や網戸の設置を行った。 ・対象箇所数 市内21施設	網戸の設置による窓の開放や、サーキュレーターの使用により室内の換気を確保し、事業や貸館を行うにあたって感染機会を抑制した。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
39	公共施設感染症拡大防止対策事業 (本庁舎以外の不特定多数の市民が利用する施設)	不特定多数の市民が利用する公共施設のトイレの感染症対策のため、トイレの洋式化、自動照明化、手洗いの自動水洗化へ対応する整備を行う。	R2.9.28	R4.3.31	83,731	83,731	不特定多数の市民が利用する公共施設内のトイレについて、大便器の洋式化・自動照明化・手洗いの自動水栓化を実施した。 ・対象箇所数 市内19施設	トイレの洋式化により蓋を閉めて水洗することが可能となり、飛沫による感染機会を抑制した。また、照明、手洗いの水栓を自動化することにより、接触による感染機会を抑制した。
40	本庁舎整備事業 (本庁舎における感染症対策)	本庁舎における感染症対策のため、トイレの洋式化、自動照明化、手洗いの自動水洗化等を行う。	R2.4.23	R3.3.18	44,041	44,041	本庁舎における感染症対策のため、トイレの洋式化、自動照明化、手洗いの自動水栓化等を行った。 ・対象箇所数 市内1施設	トイレの洋式化により蓋を閉めて水洗することが可能となり、飛沫による感染機会を抑制した。また、照明、手洗いの水栓を自動化することにより、接触による感染機会を抑制した。
41	新型コロナウイルス感染症対策事業 (委託等対応)	国県等(寄付など)から届いた衛生用品等(マスク、消毒液など)を介護・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等へ迅速に提供するため、衛生用品の梱包・配送等業務の委託等を実施する。	R2.9.18	R3.3.31	5,977	5,977	介護・障害福祉サービス事業所及び児童福祉施設等に対して、国・県等から送付された衛生用品や本市の備蓄用衛生用品、市民や市内企業等から寄付された衛生用品を業務委託により提供した。	介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を迅速に提供することができた。
42	乳幼児健康診査事業	緊急事態宣言等が発令される感染拡大期に備え、乳幼児健診を適切な時期に実施するため、医療機関と連携して診察の一部を委託し、健診を継続していく体制を整備する。	R2.9.28	R3.3.31	2,080	2,080	4か月児・9～10か月児健康診査は問診、計測、診察、集団・個別指導を実施。9～10か月児健康診査は乳幼児育児相談を併設して実施。緊急事態宣言期間中は医療機関での個別健診を集団健診と並行して実施。 1歳6か月児健康診査は上記乳幼児健診の内容に歯科健診を追加、3歳6か月児健康診査は歯科健診、視聴覚健診、尿検査を追加して実施。緊急事態宣言期間中は歯科健診のみ医療機関での個別健診を実施。	コロナ禍においても適切な時期に健診を受診することができるよう集団健診を継続するとともに、健診の一部を医療機関で個別健診として実施できる体制を整備したことから、乳幼児健診の受診率は概ね維持できた。
43	感染症対策事業 (帰国者・接触者外来(尼崎市臨時診療所)の開設延長)	更なる感染拡大に備え、帰国者・接触者外来(尼崎市臨時診療所)の通年開設を行う。	R2.9.28	R3.3.31	6,452	6,452	尼崎市臨時診療所において、PCR検査が必要な患者を受け入れる体制を構築した。 ・設置期間:令和2年10月～令和3年3月	新型コロナウイルス患者の増加に伴い、市内にある帰国者・接触者外来設置医療機関だけでは対応困難であったことから、本診療所の設立により市内の感染拡大の防止に寄与した。
44	感染症対策事業 (帰国者・接触者外来の検査体制の強化)	更なる感染拡大に備え、検体採取機能の向上及び帰国者・接触者外来の負担軽減を図るため、移動式PCR検査用車両の導入等の体制整備を行う。	R2.9.28	R3.3.31	2,820	2,820	移動式PCR検査車両の導入により、通院困難な患者のPCR検査を行う体制整備を行った。	感染拡大時において、機動的なPCR検査体制の構築を行った。
45	感染症対策事業 (感染症医療用資材備蓄事業)	更なる感染拡大に備え、保健所(積極的疫学調査等)で使用する、マスク等の医療用資材の備蓄を行う。 <主なもの> ガウン N95マスク フェイスシールド	R2.9.28	R3.3.31	680	680	必要な医療用資材の備蓄を行った。 ・唾液採取用チューブ 3,000本 ・マスク 400枚 ・パルスオキシメーター 12台 ・ガウン 100枚 ・フェイスシールド 380枚 ・エタノール消毒綿 400枚	保健所での備蓄及び市内医療機関等に医療用資材の配布を行い、感染拡大の防止に寄与した。
46	成人の日のつどい事業	令和2年度の成人の日のつどい事業については、新型コロナウイルス感染症対策として、午前と午後の2部制で実施するほか、式典の時間を可能な限り短縮する等の変更を行う。	R2.11.16	R3.1.31	574	574	1 事業の企画・構成等 青少年で構成する企画委員会に委託して実施 2 当日の運営 (公益財団法人)尼崎市スポーツ振興事業団に委託して実施 3 事業内容 ①実施日時 令和3年1月11日(月曜・祝日) 第1部:10時30分～11時13分 (開場:午前9時30分) 第2部:14時～14時40分 ②実施場所 ベイコム総合体育館 メインアリーナ他 ③参加者数 約2,400人 ④テーマ 変幻自在 ⑤事業内容 式典	3密を避けるため2部制で式典時間を短縮し、検温、手指消毒、座席の間隔をあけるなど対策を講じることで感染拡大防止につながった。
47	各種施設整備事業 (竹谷小トイレのドライ化)	感染症対策及び学校生活環境の改善を図るためトイレのドライ化、洋式化、自動照明化及び手洗いの自動水栓化等を行う。	R2.9.28	R3.3.25	1,479	1,479	湿式のトイレを乾式のトイレへ改修(ドライ化)するとともに、内装や給排水設備の改修も行った。また、便器を和式から洋式に改修し、非接触洗浄スイッチ、手洗い自動水栓、自動照明及び自動換気設備を整備した。	トイレのドライ化により雑菌の繁殖を防ぎ、衛生的な環境を整備したことに加えて、非接触機器の導入により、接触による感染拡大を防止した。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
48	学校行事新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行における感染症対策）	修学旅行における感染症対策のため、貸切バスの利用台数を増やす。	R2.7.29	R3.3.31	6,474	6,474		小学校32校、中学校13校、高等学校2校の修学旅行において、貸切バスの増便等を行った。	貸切バスの増便については、1台あたりの乗車人数を減らし、車内が密にならないよう実施することにより、感染拡大防止につながった。
49	学校行事新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行のキャンセル料等）	修学旅行の中止に伴うキャンセル料等を負担し、保護者の経済的負担軽減を図る。	R2.7.29	R3.3.31	4,486	4,486		中学校16校、特別支援学校1校の修学旅行において、延期や中止により発生したキャンセル料を支出した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、やむを得ず修学旅行を中止したことに伴い発生したキャンセル料等を負担することで、保護者の経済的負担の軽減につながった。
50	出産特別給付金関係事業	令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児の母親に子ども1人あたり5万円を支給する。	R2.7.29	R3.6.30	167,673	167,673		対象児童数3,325人に対し、令和3年3月31日時点で2,948人（88.7%）、5月31日時点で3,321人（99.9%）に支給した。 （事業費） ・令和2年度 149,023千円 ・令和3年度 18,650千円	新型コロナウイルス感染症が市民生活へ大きな影響を及ぼす中、感染予防対策を講じながら不安を抱えて子どもを出産した母等に、出産への慰労と子育てに係る経済的負担の軽減を図ることができた。
51	生産活動施設利用者支援事業（障害福祉サービス事業所等の利用者への支援）	生産活動収入による工賃が減少している障害福祉サービス事業所等の利用者を支援する。	R2.7.29	R3.3.31	5,074	5,074		11法人（16事業所）に対して、利用者の工賃減少相当額の助成を行った。	各事業所から利用者へ本補助金が分配されたことで、コロナ禍における障害者の就労支援（工賃維持）に寄与した。
52	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業（点字プリンター等の購入）	感染症の流行や災害時等における視覚障害者への情報支援の一環として、点字プリンター等を購入する。	R2.9.28	R3.3.31	3,408	3,408		点字プリンター、音声・拡大読書器を本庁舎や身体障害者福祉センターへ設置した。	本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターや音声・拡大読書器を設置することで、コロナ禍における情報支援へとつなげた。また、今後の活用方法について協議・検討を行った。
53	芸術文化公演再開緊急支援事業補助金	兵庫県と協調し、市内の劇場等で感染拡大予防ガイドラインを遵守して公演等を実施した主催者等への施設利用料の減免に対する補助を行う。	R2.7.1	R3.3.31	4,102	4,102		新型コロナウイルス感染症対策を講じながら開催される文化芸術公演等について、施設利用料の減免に対する補助を実施することにより、舞台芸術活動の早期の復興を支援した。 （対象期間） ・尼崎市総合文化センター：令和2年7月1日～令和3年2月28日 ・兵庫県立尼崎青少年創造劇場：令和2年9月1日～令和3年2月28日	尼崎市総合文化センター及び兵庫県立尼崎青少年創造劇場の利用者に対し助成を行うことにより、施設活用の促進及び芸術文化活動の復興に繋がった。
54	事業継続支援給付金関係事業	兵庫県と協調して支給する経営継続支援金の対象とならなかった事業者に対して新たな給付を行う。	R2.7.29	R3.3.31	408,577	408,577		1 対象者：市内に主たる事業所を有する小規模企業者又は個人事業主 2 主な給付条件 ・兵庫県経営継続支援金の給付対象業種でない又は対象業種ではあるが令和2年8月1日時点で申請を行っていないこと ・令和2年3月31日以前に事業を開始（創業）していること ・令和2年8月1日以降も事業継続の意思を有すること ・令和2年4月又は5月の売上高が令和元年同月と比べて20%以上減少していること 3 受付期間：令和2年8月1日～12月28日 4 給付件数：3,973件 5 給付総額：397,300千円	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売り上げが減少した事業者の事業継続に寄与した。
55	観光地域づくり推進事業（開明庁舎の一部の整備）	開明庁舎の一部を整備してオープンしたカフェスペースの感染防止対策や地域の周遊拠点としてのさらなる賑わい創出として、ウッドデッキやテイクアウト窓口を整備する。	R2.7.29	R3.3.6	7,357	7,357		開明庁舎の一部を整備してオープンしたカフェスペース（なないろカフェ）について、感染防止対策のための屋外ウッドデッキ及びテイクアウト窓口を整備した。	実績指標としている観光客入込客数については、事業実施後に発出された緊急事態宣言（1/14～2/28及び4/25～6/20）及びまん延防止等重点措置（4/5～4/24）の影響により減少しているが、屋外ウッドデッキを整備したことにより店内の密が解消され、感染防止につながった。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
56	城内まちづくり整備事業（案内サインの設置）	阪神尼崎駅周辺の集客・周遊を促進させるため、案内サインを追加設置する。	R2.7.29	R3.9.30	3,135	3,135		阪神尼崎駅周辺の集客・周遊については、令和2年度から3年度にかけて数回にわたり発出された緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により停滞が続いているが、利用者のスムーズな周遊に寄与しており、コロナ収束後の集客促進が期待できる。	
57	修学援助金交付金	新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変し、緊急に支援の必要がある高校生の保護者を交付対象者に加える。	R2.7.29	R3.3.31	0	0	実績なし	-	
58	部活動全国大会の代替地方大会開催	学校の部活動の総合体育大会が中止されたことに伴い、生徒のこれまでの活動の集大成の場としての代替大会（市内中体連代替大会）を開催するにあたり、感染対策を実施する。	R2.6.30	R3.3.31	618	618	12競技で実施した。 ・陸上競技 9月12日（土）会場：ベイコム陸上競技場 ・水泳競技 7月23日（祝）会場：塚口中学校 ・剣道競技 8月29日（土）会場：大庄北中学校 ・バスケットボール競技 7月18日（土）・19日（日）会場：武庫中学校（他9校） ・サッカー競技 7月18日（土）・19日（日）・23日（祝）会場：立花中学校（他5校） ・バレーボール競技 7月25日（土）・26日（日）・8月1日（土）会場：ベイコム総合体育館・武庫中学校（他4校） ・パドミントン競技 8月1日（土）会場：大庄中学校 ・卓球競技 7月26日（日）会場：ベイコム総合体育館 ・ソフトテニス競技 7月23日（祝）・24日（祝）・25日（土）会場：（男子）大庄中学校（女子）小田北中学校 ・軟式野球競技 7月18日（土）・19日（日）・23日（祝）・24日（祝）会場：武庫中学校（他12校） ・ソフトボール競技 7月18日（土）会場：中央中学校 ・柔道競技 8月29日（土）会場：ベイコム総合体育館格技室	・全国大会中止の失意に陥った3年生にとって、練習の成果を発揮し活躍の場となった。仲間とプレーできたことに「感謝を込めてありがとうと言いたい」などすがすがしい表情を見ることができた。 ・会場を増やし密を避け、手洗いや換気、消毒など感染防止対策を念入りにより、トラブルなく代替大会を実施することができた。	
59	生涯学習プラザ管理運営事業（各地域の地域担当職員の通信環境整備）	地域担当職員の通信環境を整備し、新型コロナウイルスの拡大に伴い、生活する上での様々な困りごとや不安を抱える市民への情報提供力等を強化し、課題解決力を向上する。	R2.7.29	R3.3.31	1,395	1,395	各地域振興センターに配属されている地域担当職員に専用スマートフォンを配備した。 ・購入数：41台	地域担当職員が地域に出向く際、新型コロナウイルス対策に係る各種助成金の相談や、地域住民の抱える不安に対し、より迅速かつ正確な解決方法の提示などに寄与した。	
60	行政情報化推進事業（テレワークの導入）	個人所有のPC等に行政事務支援システム用PCの画面を呼び出して操作ができるリモート用ソフトを導入することで、外出先、自宅等で業務を行える環境を整え、テレワークを推進する。	R2.4.20	R3.3.31	3,432	3,432	自宅で業務が行えるようになるリモート用ソフト：100ライセンス	緊急事態宣言時や感染拡大期のテレワークを行うのに必要となる環境を整えることができたため、職員同士の接触を避け、感染拡大防止に繋がった。また、職場に感染者が出た際の業務継続も可能となった。	
61	行政情報化推進事業（WEB会議システムの導入）	庁内会議や研修等における感染症対策のため、WEB会議システムを導入する。	R2.7.29	R3.3.31	1,976	1,976	・web会議システム：18ライセンス ・ウェビナー：1ライセンス 令和2年12月1日から運用開始。 会議、研修会などで活用、令和3年3月末時点で、435回開催	WEB会議システムの活用により、コロナ情勢下において、各種会議、研修等を安全かつ円滑に実施、職員同士の接触を避け、感染拡大防止に繋がった。	

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
62	行政情報化推進事業（業務改善プラットフォーム導入事業）	様々な事務改善に広く活用するためのプラットフォームを導入し、複数分野に跨る行政情報の一元的な管理及び有事の際に活用する情報システムを構築する。特に、新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を及ぼす中、プラットフォームを活用し市民窓口における迅速・円滑な支援に取り組む。	R2.9.28	R3.3.31	27,210	27,210		新型コロナウイルス総合サポートセンターを開設するための各所属をつなぐ基幹アプリケーションを作成した。	新型コロナウイルス総合サポートセンターでは令和3年4月1日から令和3年7月21日までで1,152件の相談を受け付け、各所属の関する内容も一元化したことで市民サービス向上に寄与した。 その他、新型コロナウイルス感染症にかかる内部事務を含め、さまざまな庁内業務の改善に用いている。(令和4年2月28日現在16業務に適用)
63	公共土木施設情報整備事業（公開型地理情報システムの導入）	複数の地図情報（都市計画図・道路認定路線図・下水道台帳平面図等）を市ホームページで一度に閲覧可能となる公開型地理情報システムを導入する。	R2.9.28	R3.6.30	20,995	20,995		公開型地理情報システム「地図情報あまがさき」を導入した。 ・開設日：令和3年7月27日 ・市民公開開始日：令和3年8月6日	複数の地図情報をICT化することによって、コロナ禍における対人接触機会を削減することができた。
64	下水道事業会計補助金（公開型地理情報システムの導入）	公開型地理情報システムの導入経費のうち下水道事業会計負担分を補助する。	R2.9.28	R3.8.31	1,166	1,166		公開型地理情報システム導入経費のうち、下水道会計事業にて負担する経費について、補助を行った。	複数の地図情報をICT化することによって、コロナ禍における対人接触機会を削減することができた。
65	要介護者一時受入事業（介護・障害福祉）	自宅で高齢者や障害者の介護をしている家族が新型コロナウイルスに感染した場合において、要介護者を一時的に施設等で受け入れる体制を整備する。	R2.10.8	R3.3.31	2,412	2,412		介護・障害福祉サービス（ショートステイ・短期入所）を運営する法人に受け入れに係る業務を委託し、当該法人の事業所（施設）においては、居室（空床1床）を確保した。	当該事業による受入事案は発生しなかったが、濃厚接触者等となり、在宅生活が維持できない要介護者（高齢者・障害者）の日常生活を維持するための受入体制が確保できた。
66	新規入所者PCR検査事業（介護保険施設等・障害者支援施設）	介護施設等におけるクラスターの発生予防及び重症化リスクの高い高齢者等の感染を防止するため、介護施設等へ新規入所する高齢者及び障害者のうち、検査を希望する者に対してPCR検査を実施する。	R2.11.30	R3.3.31	723	723		市内の介護保険施設等へ新規で入所する高齢者のうち、希望する者に対して、PCR検査（唾液）を実施した。 ・対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設、養護老人ホーム ・事業開始：令和2年12月1日 【償還払い分】 補助金額：上限35,000円（上限額と受検に要した経費を比較して、少ない方の額） 補助人数：31人（令和2年度実績）	介護保険施設等に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながることも、安定的な施設運営にも寄与した。
67	感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症陽性患者夜間一時受入病室確保支援）	夜間救急搬送時の陽性患者について入院先の調整を行う間、一時的に患者の病室を確保するための補助を行う。	R2.10.21	R3.3.31	260	260		夜間救急搬送時の陽性患者について入院先の調整を行う間、一時的に患者の病室を確保した医療機関に対し、1泊当たり52,000円の協力金を支給した。	医療提供体制の確保の一助となった。
68	議会運営事業	市議会運営にあたって、飛沫飛散防止対策や非接触体温計にて出席者や傍聴者の検温の実施など必要な感染症対策を実施する。 ＜主なもの＞ アクリル板 検温機 消毒液 等	R2.9.3	R3.3.31	759	759		議場及び委員会室等において感染症対策を実施した。 ・飛沫防止アクリル板 96枚 ・非接触型検温・消毒機 1個 ・消毒液等	議場及び委員会室等に飛沫防止アクリル板を設置し、また会議出席者の検温、消毒を徹底することにより、利用者の感染拡大防止につながった。
69	各種施設整備事業（中学校トイレのドライ化）	感染症対策及び学校生活環境の改善を図るためトイレのドライ化、洋式化、自動照明化及び手洗いの自動水栓化等を行う。	R2.12.23	R4.3.31	418,190	373,179		湿式のトイレを乾式のトイレへ改修（ドライ化）するとともに、内装や給排水設備の改修も行った。また、便器を和式から洋式に改修し、非接触洗浄スイッチ、手洗い自動水栓、自動照明及び自動換気設備を整備した。	トイレのドライ化により雑菌の繁殖を防止、衛生的な環境を整備したことに加えて、非接触機器の導入により、接触による感染拡大を防止した。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
70	介護保険システム整備事業	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に伴うシステム改修を行う。	R2.8.3	R2.9.30	1,305	1,305	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免決定に対応できるようシステムの改修を行った。	既存システムでは対応できない減免方式に対応したこと、減免申請から減額決定を通常の減免事務同様に行えるようにしたこと、保険料業務の継続に寄与した。
71	製造業設備投資等支援補助金関係事業	ポストコロナ社会を見据えた技術開発や設備投資等の取組に対して補助する。	R2.10.8	R3.2.28	119,202	119,202	1 対象者：尼崎市内で製造業を営む中小企業者（個人事業主を含む） 2 補助額：下限100万円～上限200万円 補助率：補助対象経費の2/3以内 3 事前相談 ・受付期間：令和2年10月8日～11月30日 ・受付件数：92件 4 交付件数：64件 5 交付金額：115,242千円	コロナ禍においても積極的な設備投資を行う企業に対して支援することにより、生産性の向上に取り組む事業者の取組の促進に寄与した。
72	営業力強化・就労支援等関係事業	新型コロナウイルス感染症を契機に新たなビジネスマッチングや市内事業所の魅力発信等を行うため、あまがさき「ビジネス×就労」マッチングフェアを開催する。	R2.10.8	R3.3.12	12,000	12,000	1 実施内容 ・市内の中小企業者（登録企業）の情報を掲載したウェブサイトの制作及び公開 ・同ウェブサイトを活用したビジネスマッチング及び就労マッチング成立に向けた支援 ・登録企業のホームページ等の記事作成支援（動画含む） ・ポストコロナを見据えたIT活用にかかる研修会の実施 2 実施期間：令和3年1月～3月 3 支援実績 ・登録企業数：27事業所 ・就労マッチング数：2件 ・ビジネスマッチング数：19件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、説明会や展示会の開催中止等で商談や就労機会が減少傾向にある中で、オンラインマッチングの実施による遠隔地企業や大手企業等との商談機会の創出及び登録企業間でのマッチングの成立など、市内企業の販路開拓や人材確保等に寄与した。
73	産業・雇用就労オンラインシステム関係事業	デジタルトランスフォーメーションの観点や業務効率化のため、補助金申請や相談窓口等のオンラインシステムを構築する。	R2.12.23	R4.3.31	18,837	18,837	産業・雇用就労オンラインシステム「AmaPortal（アマポータル）」を導入した。 1 実施内容 「尼崎インダストリー」や「あまJOBステーション+」といったビジネスマッチングや雇用就労に係るWEBサイトを構築し、必要な情報をワンストップで得ることができるポータルサイトを構築した。 2 公開開始 令和4年1月	市内企業情報や雇用就労情報を集約し、ワンストップで必要な情報を入手することができるポータルサイトを構築し、コロナ禍で経営継続に基大かつ深刻な状況にある事業者及び求職者に対し、ビジネスマッチングや雇用就労に係る支援に寄与した。
74	雇用調整助成金等申請サポート給付金関係事業	市内中小企業等が雇用調整助成金等の申請事務を社会保険労務士等に依頼した際に要した費用の一部を支給する。	R2.10.8	R3.3.31	13,403	13,403	1 対象者 市内の事業所において休業等を実施した中小企業者又は個人事業主 2 申請受付期間 令和2年11月1日～令和3年2月26日 3 支給実績 156件、13,386,000円	雇用調整助成金の活用推進を図ることにより、市内事業所における雇用の維持につながった。
75	教育ICT環境整備推進事業（小学校低学年用端末の整備）	GIGAスクール構想（ICTを用いた授業や自宅学習の実施）の実現に向け、国庫補助対象外の3クラスに1クラス分の端末の整備等を行う。	R2.7.29	R3.3.31	809,263	809,263	市立小学校低学年（1年生～3年生）児童分の一人一台端末の整備を実施した。	児童一人一台端末を整備することで新型コロナウイルス感染症による学校休業等においても全ての子どもたちが学びを継続することができる環境の整備ができた。
76	小学校給食関係事業（紙パックによる給食提供）	新型コロナウイルスによる学校臨時休業の影響を受け、牛乳業者が瓶牛乳の製造を廃止し、紙パック牛乳による提供を行うために必要な経費を負担するもの。	R2.10.2	R3.3.31	4,731	4,731	給食用牛乳を瓶から紙パックへ切り替えざるを得なくなったために、排出用として各小学校への配備が新たに必要となった大型のダストボックスやポリペール、ごみ袋を調達した。	給食ごみの排出手段を確保できたことにより、円滑な学校給食の実施が図られたとともに、可燃ごみとして処分することで感染機会を抑制した。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
77	地域資源情報公開システム事業	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを導入し、市民サービスの向上を図る。	R2.12.23	R3.3.31	8,690	8,690	「尼崎市地域情報共有サイトあましえあ」を開設した。 ・開設日：令和3年4月1日 ・市民公開開始日：令和3年8月2日	コロナ禍において新しい生活様式の定着が進められる中、新しい生活様式に合った情報収集の手段を整備することで市民サービスの向上を図るとともに、市や社協、地域活動の担い手といった各主体が、市民の生活を支える活動を継続していくための基盤づくりを進めることができた。
78	戸籍住民基本台帳事務等関係事業	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本庁市民課窓口の待合ロビーにおいて、業務完了を知らせる携帯用の「呼出しベル」を配布し、待合ロビーの三密解消を図る。	R2.9.28	R3.3.31	499	499	令和2年10月から呼出しベルを15台導入した。	待合スペースを分散化することで、来庁者同士のソーシャルディスタンスを確保し感染リスク低減につながり、安心して来庁いただけるよう市民サービスの向上を図った。
79	保育所入所事務にかかる事前予約アプリの導入	令和3年度4月入所申込手続きに来庁する申請者の混雑解消のため、事前予約アプリの導入を行う。	R2.9.29	R3.3.31	109	109	LINEアプリから事前予約受付を実施した。 ・事前予約受付期間：令和2年10月20日～11月15日 ・入所申込受付期間：令和2年11月2日～11月16日	長時間の待ち時間が発生することもなく、混雑が避けられ感染拡大防止につながった。
80	武庫地区生涯学習推進事業（市民参加・交流・連携推進事業）	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民にとっての生涯学習の機会が失われている中で、オンライン形式での講座配信を行うことで、自宅で過ごす時間を有効活用してもらう機会を提供する。	R2.8.28	R2.11.30	150	150	オンライン講座をYouTubeで配信した。 ・講座数：3本 ・内容：武庫地区を拠点とするグループ等の活動を紹介する内容とした。地域住民同士の交流の機会創出を目的とし、企画段階から地域住民を交えて検討を行った。	外出自粛が要請され、本市主催の事業も相次いで中止となり、市民にとっての生涯学習の機会及び地域で活躍する人・団体について知る機会も失われる中においても学びの機会を創出した。
81	要介護者一時受入事業（障害福祉）	自宅に障害者の介護をしている家族が新型コロナウイルスに感染した場合において、兵庫県が整備する要介護者の一時受入施設を活用し、当該施設における人件費のかかり増し分を補助する。	R2.11.30	R3.3.31	0	0	実績なし	-
82	窓口等感染防止対策事業（飛沫感染防止パネルの設置）	市民等の対応を行う窓口飛沫感染防止パネルを設置する。	R2.11.30	R3.3.31	4,541	4,541	61施設に飛沫感染防止パネル設置：742台	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、窓口職場を中心に飛沫感染防止パネルを設置することで、感染拡大防止に寄与した。
83	予防接種事業（高齢者インフルエンザ定期接種無償化事業）	新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念される冬場に備え、重症化を予防し医療体制の逼迫や病床不足の防止を図ることを目的に、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者等のインフルエンザ定期予防接種費用を今年度に限り無償とする。	R2.10.8	R3.1.31	402,639	202,747	新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されるなか、医療体制の逼迫や病床不足の防止を図るため、令和2年度に限り、無償とした。	高齢者インフルエンザワクチンの接種費無償化により、接種者数が前年度と比較して22,530人増加（接種率は47.4%から64.9%）したこともあり、インフルエンザの感染者数は大きく減少した。
84	感染症対策事業（入院待機陽性患者医療提供支援事業）	高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、入院待機する陽性患者へ往診を行う医師に対して協力を支給するとともに、往診に係る自己負担部分に対して補助を行う。	R2.12.28	R3.3.31	1,067	1,067	高齢者施設や自宅等で入院待機中の新型コロナウイルス感染症の陽性患者に対し、医師が往診を行う支援を実施した。執務医師等に対して協力を支給するとともに、往診に係る自己負担部分に対して補助を行った。	医療提供体制の確保の一助となった。
85	施設整備事業（中央図書館空調機の全熱交換器の修繕）	感染症対策として、換気を十分に行えるよう劣化した全熱交換機を修繕する。	R3.1.6	R3.3.8	1,230	1,230	中央図書館の全熱交換器を修繕した。	十分な換気とはいえない状況下にあった中央図書館の換気機能を良くすることにより、施設利用者の感染拡大防止に寄与した。
86	施設維持管理事業（中央図書館の貸出書籍の消毒）	感染症対策として、貸出書籍の衛生上の観点から消毒用の滅菌機を導入する。	R2.12.25	R3.3.31	1,375	1,375	中央図書館に図書除菌機を導入した。	図書除菌機を導入し、紫外線による書籍類の除菌等により衛生面を強化し、安心・安全な図書館利用サービスの向上及び、施設利用者の感染拡大防止に寄与した。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
87	尼崎市文化振興財団補助金等（市所蔵絵画等のデータベース作成業務委託）	緊急雇用対策として、市所蔵絵画等のデータベース作成業務を委託する。	R2.11.30	R3.3.31	946	946	文化振興担当所管の美術品について、今後の活用を見据えて作品の写真や大きさ、状態等より詳細な情報を加えたデータベースの作成を行った。	コロナ禍による就労機会の減少により影響を受けた1人を雇用することで、雇用の機会の創出に寄与した。
88	農業公園管理事業	雇用を維持するため、農業公園の竹林更新に係る間伐等を実施する。	R3.1.6	R3.3.31	486	486	農業公園内竹林の間伐及び処分・運搬を行った。	コロナ禍による就労機会の減少により影響を受けた2人を雇用することで、雇用の機会の創出に寄与した。
89	空家対策推進事業（空家実態調査業務委託）	緊急雇用対策として、空家実態調査業務を委託する。	R2.11.30	R3.3.26	5,981	5,981	空家等対策計画の基礎資料として、直近の過去5年における空家等の変化を把握するために現地調査を実施した。	コロナ禍による就労機会の減少により影響を受けた7人を雇用することで、雇用の機会の創出に寄与した。
90	道路橋りょう維持管理事業（町会灯等現況調査及び交通量調査業務委託）	緊急雇用対策として、町会灯等現況調査業務及び交通量調査業務を委託する。	R2.11.30	R3.9.30	6,308	6,308	町会が管理する私道に設置されている街路灯について、町会に対してアンケート調査を実施し、その調査結果を基に現地調査などを行った。また、市内一円（長洲線・西川交差点・尼崎城周辺）の交通量調査を実施した。	コロナ禍による就労機会の減少により影響を受けた52人を雇用することで、雇用の機会の創出に寄与した。
91	道路橋りょう新設改良事業（交通量調査業務委託）	緊急雇用対策として、交通量調査業務を委託する。	R2.11.30	R3.6.30	10,563	10,563	阪急塚口駅南側及び阪急武庫之荘駅周辺踏切における交通量調査を実施した。	コロナ禍による就労機会の減少により影響を受けた81人を雇用することで、雇用の機会の創出に寄与した。
92	ICT化推進事業費補助金	法人保育施設等に対して、保育現場のICT化に要する経費の一部を補助する。	R2.12.23	R3.5.31	4,268	4,268	【制度内容】 <ICT化の例> ①園児の登園及び降園の管理に関する機能 ②保護者との連絡に関する機能 ③保育に関する計画・記録に関する機能 補助基準額：1施設あたり1,000千円 補助割合：市3/4、事業者1/4（最大750千円を補助） 【実績】 補助対象：6園（法人保育園3園、認定こども園1園、小規模保育事業所2園）	保育現場でのICT化を促すことで（6園）、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、保育士の業務負担を軽減し、勤務環境の改善を図った。
93	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業	県と市町で協調し、県の要請で時短営業に協力した飲食店等の店舗に対し、協力金を支給する。	R3.1.29	R3.11.30	253,935	253,935	1 対象者：時短営業要請に応じた飲食店を運営する事業者 2 実施期間 対象期間：令和3年1月12日～2月7日（第1期） 申請期間：令和3年2月8日～8月31日（延長後） 3 支給実績 支給件数：2,700件 支給額：3,809,025千円（本市負担分253,935千円）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与した。
94	個人市民税・県民税の申告事務にかかる順番整理・待ち時間対策	市県民税申告期間の混雑を回避するため、待合状況ウェブシステムを導入する。	R2.12.21	R3.3.15	328	328	待合状況ウェブシステムを導入した。	来庁が分散され、申告会場で待つ必要もなくなったことで密集せず、来庁者の感染拡大防止に寄与した。
95	行政情報化推進事業（尼崎市AI案内サービス事業）	市政に関する問合せに24時間対応し、災害時や平常時における情報発信の充実を図るため実証実験中のAI案内サービスを本格実施する。	R2.12.23	R3.3.31	9,746	9,746	よくある質問集（FAQ）の内容について、AI案内サービスを構築した。	AI案内サービスにより市政に関する問合せに24時間対応し、市民等の来庁の機会が減少したことで、感染拡大防止にも繋がった。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	実施状況		効果
						うち交付金額		
96	後期高齢者医療事業費会計繰出金（コンビニ納付等システム改修）	後期高齢者医療事業費会計におけるコンビニ納付及び電子マネー決済を可能とするためのシステム経費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する。	R2.12.23	R3.12.31	23,480	23,480	後期高齢者医療保険料の支払いに関して、コンビニ納付及び電子マネー決済を可能とするようシステム改修を行った。	キャッシュレス決済は、現金に触れないため衛生的であり、納付窓口での接触機会を減らすとともに、緊急事態宣言時における外出抑制に資することから、新型コロナウイルス感染症等が流行しにくい環境の構築に繋がった。
97	保育料納付環境整備事業	保育料のコンビニ納付及び電子マネー決済を可能とするため、システムを改修する。	R2.12.23	R3.9.30	4,742	4,742	保育料の支払いに関して、コンビニ納付及び電子マネー決済を可能とするようシステム改修を行った。	キャッシュレス決済は、現金に触れないため衛生的であり、納付窓口での接触機会を減らすとともに、緊急事態宣言時における外出抑制に資することから、新型コロナウイルス感染症等が流行しにくい環境の構築に繋がった。
98	子ども・子育て支援交付金	小学校の臨時休業に伴い、午前中から児童ホームを開所する民間事業者に対する追加経費の補助や、ファミリーサポートセンター事業を利用する場合の利用料相当額の減免に対する補助を行う。	R2.4.1	R3.3.31	21,025	7,008	①令和2年4月7日から6月12日まで小学校の臨時休業により、午前中から児童ホームを開所した民間事業者（24支援単位）に対して、開所に係る追加経費の補助を行った。 ②令和2年4月7日から6月13日まで小学校の臨時休業等によりファミリーサポートセンター事業を利用した方に対して、利用料の補助を行った。	①小学校の臨時休業により、午前中から児童ホームを開所した民間事業者に対して、開所に係る追加経費（人件費等）の補助を行い、事業者負担の軽減を図ることにより、午前中から開所し、児童の受け入れを実施することができた。 ②小学校の臨時休業等によりファミリーサポートセンター事業を利用した方に対して、利用料の補助を行い保護者の経済的負担を軽減した。
99	学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策のためのマスク等購入支援事業に限る）	感染症対策のため、消毒液等の各種消耗品を購入する。	R2.4.1	R3.3.31	11,133	5,567	市立の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校にマスク、消毒液、非接触型体温計等の感染症対策に必要な物品を整備した。	市立の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校に消毒液等を整備することにより、学校生活における感染拡大防止につながった。
100	学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業に限る）	学校再開に伴う感染症対策・学習保障を支援する。	R2.4.1	R3.3.31	128,003	64,002	市立の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校にパーテーション、サーキュレーター等の学校における感染症対策に必要な物品を整備した。	学校教育活動を再開するため、感染症対策等を徹底し、感染リスクの低減に寄与した。
101	母子保健衛生費補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業（オンラインによる保健指導等、育児等支援サービスに限る）、乳幼児健康診査個別実施支援事業に限る）	緊急事態宣言等が発令される感染拡大期に備え、乳幼児健診を適切な時期に実施するため、医療機関と連携して診察の一部を委託し、健診を継続していく体制を整備する。	R2.9.28	R3.3.31	3,800	1,900	緊急事態宣言期間中、4か月児健康診査は、医療機関での個別健診を集団健診と並行して実施。1歳6か月児、3歳6か月児健康診査は、歯科健診のみ医療機関での個別健診を実施した。	コロナ禍においても適切な時期に健診を受診することができるよう集団健診を継続するとともに、健診の一部を医療機関で個別健診として実施できる体制を整備したことから、乳幼児健診の受診率は概ね維持できた。
102	介護保険事業費補助金（新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に限る）	利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した介護サービス事業所等に対し、利用者に必要なサービス等を継続して提供できるよう、通常のサービス等の提供時では想定できない、かかりまし経費等を補助する。	R2.4.30	R3.3.31	29,626	9,876	補助件数：32施設・事業所	かかりまし経費を支援することで、事業所内で新型コロナウイルス感染に伴う、急を要する対応での人件費、不足する衛生用品の購入費等を支援することにより、サービス提供体制に対する影響を軽減することができた。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
103	介護保険事業費補助金（通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業に限る）	ふれあいサロン・いきいき百歳体操の参加者等に自宅での活動を支援する体操DVDなどを送付する。	R2.4.28	R3.3.31	621	207		1 配布媒体 片面1層DVD 2 配布対象者 地域の通いの場活動(高齢者ふれあいサロン及びいきいき百歳体操)の参加者、一般高齢者 3 DVD収録内容 ①いきいき百歳体操(包括支援担当作成) ②あま紡ぎ体操・尼りん体操(尼崎市社会福祉協議会作成) ③スマイルレッスン(尼崎市スポーツ振興事業団作成) ④あまりんのお家で歌おう(尼崎市社会福祉協議会作成) 4 周知方法等 地域の通いの場運営者へ頒布、市報に掲載 5 配布実績 1,980枚(令和3年3月末時点)	多くの高齢者より配布の希望があり、作成した2,000枚のうち1,980枚を配布することができた。残りの20枚については、通いの場を運営する団体への貸し出し用として使用している。通いの場の活動再開後も配布したDVDを活用する団体もあり、インターネットの活用が困難な高齢者の健康維持に寄与できた。
104	学校臨時休業対策費補助金	学校の臨時休業に伴う小学校給食の中止を受け、尼崎市学校給食協会が発注した食材キャンセルに伴い、実質保護者が負担する食材購入経費相当額（令和2年3月分）を、市が負担する。	R2.4.1	R3.3.31	9,898	2,475		牛乳納品業者及び食材納入業者（8事業者）に対して、既に発注されてキャンセルできなかった食材に係る違約金及び食材購入経費相当額を支払った。	長期の学校臨時休業により影響を受けた学校給食関係事業者に違約金等を支払うことにより、学校再開後も安定的な食材調達を行うための体制を維持し、円滑な学校給食の実施が図られた。
105	障害者総合支援事業費補助金（障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業）	障害福祉サービス事業所等や医療的ケア児に対して、衛生用品の配布等を行う。	R2.4.28	R3.3.31	12,682	4,228		①医療的ケア児への手指消毒液の配布：延べ391世帯 障害福祉サービス事業所への手指消毒液の配布：延べ1,047事業所 ②障害者支援施設が簡易陰圧装置を設置するために要した費用助成：1法人	①消毒液や衛生用品の配付を行うことで、医療的ケア児や障害福祉サービス事業所等への感染拡大防止に寄与した。 ②簡易陰圧装置を設置するために要した費用を助成することで、施設内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の、感染拡大防止のための機能向上を図ることができた。
106	障害者総合支援事業費補助金（障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業）	利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス事業所等に対し、利用者に必要なサービス等を継続して提供できるよう、通常のサービス等の提供時では想定できない、かかり増し経費等を補助する。	R2.4.30	R3.3.31	1,701	567		4法人・9事業所に対して、新型コロナウイルス感染症の発生による影響で生じたかかり増し経費等を助成した。	通常のサービス等の提供時では想定できない、新型コロナウイルス感染症の発生による影響で生じたかかり増し経費等を助成することで、コロナ禍における利用者への必要なサービス提供の継続に寄与した。
107	障害者総合支援事業費補助金（特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業）	特別支援学校等の臨時休業に伴い放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担を支援する。	R2.4.30	R3.3.31	1,090	273		臨時休業により追加的に生じた放課後等デイサービスの利用者負担を支援した。（665件）	学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担等の助成を行うことで、保護者の負担軽減を図ることができた。
108	障害者総合支援事業費補助金（特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業）	放課後等デイサービス事業所等が利用者の居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供する場合や新型コロナウイルス感染症防止対策として福祉タクシーを利用して送迎する場合に係る経費を助成する。	R2.4.30	R3.3.31	9	5		医療的ケア児等で特に感染症罹患の恐れが強い児童が、放課後等デイサービス等の事業所への通所が困難である場合に事業所が福祉タクシーを利用して送迎するための経費を助成した。（3件）	医療的ケア児等で特に感染症罹患の恐れが強い児童の通所時における感染拡大防止に寄与した。
109	障害者総合支援事業費補助金（地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化事業）	市内の地域活動支援センターに対し、衛生用品等の確保を支援するため手指消毒用エタノール等を配付する。	R2.6.24	R3.3.31	463	117		地域活動支援センターへの手指消毒液の配布：延べ75か所	消毒液の配付を行うことで、地域活動支援センターの感染拡大防止に寄与した。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
110	障害者総合支援事業費補助金（訪問入浴サービス等体制強化事業）	訪問入浴サービスの委託事業所に対し、衛生用品等の確保を支援するため手指消毒用エタノール等の購入に係る経費を助成する。	R2.6.24	R3.3.31	199	51		訪問入浴サービスへの衛生用品の配付：1法人	消毒液や衛生用品の配付を行うことで、訪問入浴サービスへの感染拡大防止に寄与した。
111	障害者総合支援事業費補助金（障害福祉分野のテレワーク等導入支援事業）	感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施をする障害福祉サービス事業所等に対し、機器の導入等に係る経費を補助する。	R2.4.30	R3.3.31	236	118		専用VR機器を活用したソーシャルスキルトレーニングの実施に用いる、VR機器等のハードウェアやソフトウェアなどの導入の補助：1事業所	VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングが可能となり、コロナ禍における障害者への多様な支援の推進に寄与した。
112	障害者総合支援事業費補助金（障害福祉分野のICT導入モデル事業）	感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス事業所等に対し、機器の導入等に係る経費を補助する。	R2.4.30	R3.3.31	702	234		タブレット端末等ハードウェアやソフトウェアなどの導入の補助：2件	介護業務における紙資源削減や事務作業の効率化など生産性向上の推進のほか、感染拡大防止やICT機器の活用モデルの構築に寄与した。
113	疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業に限る）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者等について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合、国が一定の費用を助成することで、重症者の増加抑制に資するとともに、市区町村における一定の高齢者等への検査に係る取組を支援する。	R2.11.30	R3.3.31	773	387		市内の介護保険施設等へ新規で入所する高齢者のうち、希望する者に対して、PCR検査（唾液）を実施した。 ・対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設、養護老人ホーム ・事業開始：令和2年12月1日 【民間検査会社委託分】 業務委託先：公益財団法人尼崎健康医療財団 検査費用：15,785円/1件 検査人数：49人（令和2年度実績）	介護保険施設等に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながることも、安定的な施設運営にも寄与した。
114	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	自立相談支援体制の強化のため、自立相談支援員等の増員を行うとともに、住居確保給付金の申請処理等のための事務職員を新たに雇用することで、円滑な事務処理体制の強化を図る。	R2.7.1	R3.3.31	5,825	1,457		自立相談支援体制の強化のため、南北保健福祉センターに行政事務員2名、事務補助員3名を新たに配置した。	住居確保給付金や総合支援資金等の金銭的ニーズに特化した対応を行う行政事務員や相談支援体制強化のための行政事務員・事務補助員を新たに雇用し、コロナ禍において急増した相談者への対応を円滑に行うことができた。
115	高等学校端末等整備事業（高等学校のICT環境整備）	市立高等学校におけるICT環境の整備を図るため、各学級等に設置する大型掲示装置を導入する。	R3.3.23	R3.12.28	17,914	17,914		市立高等学校3校へ大型掲示装置を導入した。	大型掲示装置の活用により、板書時間の削減による対話的な学習時間の増加や視覚的な学習効果の高まりが見られた。
116	教育ICT環境整備事業（学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化）	学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化を図る。	R3.3.23	R3.8.31	11,521	11,521		センター集約構成ではボトルネックが発生し、十分なインターネットへの通信速度が得られないことが懸念されるため、学習系ネットワークを市内各学校から直接インターネットに接続することにより、通信速度を確保した。 ・市内各学校及び教育委員会施設 65拠点	これまでは不可であった動画視聴やデジタルドリルを使用した授業が可能となった。
117	新型コロナウイルスから回復した高齢者等の受入病院への支援	新型コロナウイルスから回復した高齢者等の転院先を確保するため、患者を受け入れる民間病院に対し、協力を支給する。	R3.2.24	R3.3.31	0	0		実績なし	-

*総事業費は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付申請・実績報告に用いたもので、本市事務事業の決算額とは異なる場合がある。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費		実施状況	効果
					合計	うち交付金額		
					2,876,410	2,545,731		
1	新型コロナウイルス感染症対策事業（啓発用経費）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民等に対し、ホームページ等での情報発信に加え、コミュニティ掲示板等でのポスター掲示や広報車両による啓発パトロールなどの感染予防に係る啓発を行う。また、警察とも連携し、駅前商店街において、外出自粛や店舗空き巣のパトロールを実施する。	R3.4	R4.3	916	916	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置期間4回、緊急事態措置期間2回の計6回、公共施設やコミュニティ連絡板等への啓発ポスターを掲示した。（1回につき約2,000枚） ・まん延防止等重点措置4回、緊急事態措置2回の期間に公用車、消防団の車両やじんかい収集車による感染拡大防止の呼びかけ（啓発パトロール）を実施した。 ・緊急事態措置期間であった令和3年4月～6月、令和3年8月に阪神尼崎駅及びJR尼崎駅で啓発チラシ付きマスクの配布（計5,250枚）による啓発活動を実施した。 ・防災行政無線による感染拡大防止の呼びかけを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示や公用車等の車両による感染拡大防止の啓発パトロールを中心に感染予防の徹底の呼びかけなどを行い、感染拡大防止に寄与した。
2	本庁舎維持管理事業（本庁舎の消毒液等）	本庁舎に消毒液を設置するなど、新型コロナウイルス感染症対策を行う。	R3.4	R4.3	94	94	本庁舎の出入口付近に手指用消毒液を設置した。 （来庁を主因とする感染の申出件数 0件）	来庁時の消毒実施により、接触感染の防止に寄与した。
3	新型コロナウイルス感染症対策事業（衛生管理体制確保支援等事業）	今後の更なる感染拡大への備えとして、厚生労働省から送付される衛生用品（マスク、手袋等）を介護・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等へ迅速に提供するため、衛生用品の梱包・配送等業務の委託を実施する。	R3.4	R4.3	3,744	3,744	介護・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等に対して、厚生労働省から送付された衛生用品を業務委託により提供した。 <衛生用品提供数> ・マスク 1,089,800枚 ・手袋 4,285,500双	介護・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等に対して、衛生用品を迅速に提供することができた。
4	介護保険施設等新規入所者PCR検査事業	介護保険施設等への新規入所者のうち検査を希望する方へのPCR検査を実施する。	R3.4	R4.3	642	642	市内の介護保険施設等へ新規で入所する高齢者のうち、希望する者に対して、PCR検査（唾液）を実施した。 ・対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設、養護老人ホーム ・実施方法 【民間検査会社委託】 入所予定施設を通じて、民間検査会社（委託先）の実施する検査を受検する。 実施人数：127人 検査費用：@15,400円/回 【償還払】 上記の検査が困難な場合、希望する医療機関等での受検に要した検査費用の償還払を行う。 補助人数：135人 補助金額：@35,000円/回（上限額）	介護保険施設等に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながることも、入所者への安定的なサービス提供にも寄与した。
5	要介護者一時受入事業（介護）	介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となった在宅の高齢者を一時的に受け入れる施設を確保する。	R3.4	R4.3	2,447	2,447	介護（ショートステイ）・障害福祉サービス（短期入所）を運営する法人に受け入れに係る業務を委託し、当該法人の事業所（施設）においては、居室（空床1床）を確保した。 受入件数：0件	当該事業による受入事業は発生しなかったが、濃厚接触者等となり、在宅生活が維持できない要介護者（高齢者）の日常生活を維持するための受入体制が確保できた。
6	濃厚接触者等在宅支援提供事業（介護）	介護サービスを利用する高齢者が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した場合でも、日常生活において必要なサービスを継続するため、当該濃厚接触者等または陽性者に在宅支援等の提供を行う介護サービスの従事者に対して、協力金を支給する。 （在宅支援） 濃厚接触者等1人あたり、1日につき3千円 陽性者1人あたり、1日につき12千円 （施設支援） 陽性者に施設支援を提供した1日あたり12千円	R3.4	R4.3	36,513	36,513	介護サービスを利用する高齢者が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した際に、当該濃厚接触者等または陽性者に在宅支援等の提供を行う介護サービスの従事者に対して、協力金を支給する。 協力金支給人数：453人	協力金を支払うことにより、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者へサービス提供する者を確保することで、陽性者、濃厚接触者へのサービス提供体制の維持継続に寄与した。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
7	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業	障害者支援施設への新規入所者のうち検査を希望する方へのPCR検査を実施する。	R3.4	R4.3	25	25		<p>障害者支援施設へ新規に入所する者のうち、希望する者に対して、PCR検査を実施した。</p> <p>・対象施設：指定施設入所支援事業所 ・実施方法 【民間検査会社委託】 入所予定施設を通じて、民間検査会社（委託先）の実施する検査を受検する。 実施人数：0人（実績なし） 検査費用：@15,400円/回 【償還払】 上記の検査が困難な場合、希望する医療機関等での受検に要した検査費用の償還払を行う。 補助人数：2人 補助金額：@35,000円/回（上限額）</p>	<p>障害者支援施設に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながるのと同時に、入所者への安定的なサービス提供にも寄与した。</p>
8	要介護者一時受入事業（障害福祉）	介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となった在宅の障害者を一時的に受け入れる施設を確保する。	R3.4	R4.3	2,867	2,867		<p>介護（ショートステイ）・障害福祉サービス（短期入所）を運営する法人に受け入れに係る業務を委託し、当該法人の事業所（施設）においては、居室（空床1床）を確保した。 受入件数：0件</p>	<p>当該事業による受入事業は発生しなかったが、濃厚接触者等となり。在宅生活が維持できない要介護者（障害者）の日常生活を維持するための受入体制を確保できた。</p>
9	要介護者一時受入事業（障害福祉）	自宅で障害者の介護をしている家族が新型コロナウイルスに感染した場合において、兵庫県が整備する要介護者の一時受入施設を活用し、当該施設における人件費のかけ増し分を補助する。	R3.4	R4.3	0	0	-	-	-
10	濃厚接触者等在宅支援提供事業（障害福祉）	障害福祉サービスを利用する障害者・児が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した場合でも、日常生活において必要なサービスを継続するため、当該濃厚接触者等または陽性者に支援を行う障害福祉サービスの従事者に対して、協力金を支給する。 （在宅支援） 濃厚接触者等1人あたり、1日につき3千円 陽性者1人あたり、1日につき12千円 （施設支援） 陽性者に施設支援を提供した1日あたり12千円	R3.4	R4.3	2,793	2,793		<p>障害福祉サービスを利用する障害者・児が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した際に、当該濃厚接触者等または陽性者に支援を行う障害福祉サービスの従事者に対して、協力金を支給した。 協力金支給人数：852人</p>	<p>協力金を支払うことにより、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者へサービス提供することを確保することで、陽性者、濃厚接触者へのサービス提供体制の維持継続に寄与した。</p>
11	乳幼児健康診査事業	緊急事態宣言等が発令される感染拡大期に備え、乳幼児健診を適切な時期に実施するため、医療機関と連携して乳児は小児科、幼児は歯科の診察を委託し、感染対策を実施しながら集団健診を継続していく体制を整備する。	R3.4	R4.3	9,617	9,617		<p>4か月児・9～10か月児健診は問診、計測、診察、集団・個別指導を実施。9～10か月児健診は乳幼児育児相談を併設して実施。緊急事態宣言相当下は医療機関での個別健診を集団健診と並行して実施。 1歳6か月児健診は上記乳児健診の内容に歯科健診を追加、3歳6か月児健診は歯科健診、視聴覚健診、尿検査、屈折検査（令和3年7月より開始）を追加して実施。緊急事態宣言期間は歯科健診のみ医療機関での個別健診を実施。 （令和3年度乳幼児健康診査受診率：96.7%）</p>	<p>コロナ禍においても適切な時期に健診を受診することができるよう集団健診を継続するとともに、健診の一部を医療機関で個別健診として実施したことから、乳幼児健診の受診率は概ね維持できた。</p>
12	感染症対策事業（入院待機陽性患者医療提供支援事業）	高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、入院待機する陽性患者へ往診を行う医師に対して協力金を支給する。	R3.4	R4.3	30	30		<p>医療提供を受けることができない、自宅等で入院待機をされる陽性患者への医療提供件数：2件</p>	<p>入院待機をされる陽性患者への医療提供の一助となり、医療提供体制のひっ迫を防ぐことに寄与した。</p>
13	衛生研究所事業（高齢者施設等の従事者に対する検査の実施）	高齢者施設等に従事する無症状の一定割合の職員を対象に、定期的なPCR検査を実施する。	R3.4	R4.3	2,860	2,860		<p>重症化リスクの高い居住系の高齢者施設の従事者への検査件数：4,246件</p>	<p>検査体制の確保の一助になるとともに、施設内での感染拡大の予防等につながった。</p>

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
14	感染症対策事業 (回復高齢者等転院受入支援事業)	症状が改善したものの、引き続き医療支援が必要な高齢者等について、新型コロナウイルス感染症専用病床からの転院を促進するため、受入先の医療機関等へ受け入れ患者1人当たり10万円の協力を支給する。	R3.4	R4.3	3,400	3,400	コロナ専用病床における受入可能件数の増加：27件	コロナ専用病床のひっ迫防止の一助となり、医療提供体制の確保に寄与した。
15	感染症対策事業 (新型コロナウイルス感染症陽性患者夜間一時受入病室確保支援)	夜間救急搬送時の陽性患者について入院先の調整を行う間、一時的に患者の病室を確保するための補助を行う。	R3.4	R4.3	2,132	2,132	夜間救急時搬送時における入院先が見つからない陽性患者への支援件数：41件	コロナ専用病床のひっ迫防止の一助となり、医療提供体制の確保に寄与した。
16	衛生研究所検査機器整備事業(安全キャビネットの購入)	衛生研究所検査室の安全性向上のため、室内排気型の安全キャビネットを導入する。	R3.6	R4.3	4,925	4,925	高度安全キャビネットを有効に活用したことで、検査従事者の感染不安を払拭し、安全に検査を行うことができた。(衛生研究所検査室における検体暴露件数：0件)	検査従事者への暴露対策の徹底により、感染拡大期においても安定的に検査を行うことができ、高齢者施設等における感染拡大防止に繋がった。
17	救急活動事業(感染防止衣やマスク等の購入)	救急活動で使用する感染防止資器材等を購入する。 <主なもの> サージカルマスク N95マスク 感染防止衣 感染防止手袋	R3.7	R4.3	5,754	5,754	救急活動等における職員の感染者数：0人 救急活動で使用する感染防止資器材等を購入した。 <主なもの> サージカルマスク N95マスク 感染防止衣 感染防止手袋	使用数の多い救急活動用消耗品を配備し、救急隊員等の感染防止及び救急業務継続に寄与した。
18	消防設備整備事業 (オゾンガス除染装置の追加導入)	救急車内等を除染するためのオゾンガス除染装置を追加導入する。	R3.7	R4.3	9,592	9,592	救急活動等における職員の感染者数：0人 救急車内等を除染するためのオゾンガス除染装置を追加導入した。	救急隊員等の二次感染防止を図るとともに、資器材等の早急な消毒により救急業務継続に寄与した。
19	学校行事新型コロナウイルス感染症対策事業(修学旅行新型コロナウイルス感染症対策事業)	修学旅行の延期に伴うキャンセル料等を公費負担し、保護者の負担を軽減する。	R3.7	R4.3	8,666	8,666	小学校8校、中学校15校、高等学校1校の修学旅行において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う延期により発生したキャンセル料を支出した。 支払実績件数(24件)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、やむを得ず修学旅行を延期したことにより発生したキャンセル料を負担することで、保護者の経済的負担の軽減につながった。
20	各種施設整備事業 (中学校トイレの洋便器化等)	感染症対策及び学校生活環境の改善を図るためトイレの洋式化、自動照明化及び手洗いの自動水栓化等を行う。	R3.7	R4.3	136,158	136,158	湿式のトイレを乾式のトイレへ改修(ドライ化)するとともに、内装の改修も行った。また、便器を和式から洋式に改修し、非接触洗浄スイッチ、手洗い自動水栓、自動照明及び自動換気設備を整備した。 整備実施校数(4校)	トイレのドライ化により雑菌の繁殖を防ぎ、衛生的な環境を整備したことに加えて、非接触機器の導入により、接触による感染拡大を防止した。
21	選挙執行関係事業 (尼崎市議会議員選挙)	尼崎市議会議員選挙を実施するための感染症対策経費	R3.4	R4.3	2,546	2,546	感染症対策物品として、使い捨て鉛筆・アルコール消毒液・その他衛生用品等を購入し、各投票所(81か所)に配付した。 投票所での感染症対策についてのチラシを作成し、選挙のお知らせに封入した。	投票行動を主因とする感染拡大の防止に寄与した。
22	緊急雇用対策事業	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた非常勤職員(会計年度任用職員)を募集する。(特別会計への繰入金を含む。)	R3.4	R4.3	8,408	8,408	会計年度任用職員採用：8人	新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の雇用確保に寄与した。
23	コロナに負けるな 合同就職面接会開催事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方等の早期の雇用就労支援策として合同就職面接会を実施し、市内企業とのマッチングを支援する。	R3.4	R4.3	4,043	4,043	第1回：令和3年6月17日開催 参加企業数 25社 参加者数 80人 内定者数 5人 第2回：令和3年9月8日開催 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止	コロナ禍において早期の就労を希望する求職者と人材確保に悩む市内企業のマッチング機会を増やすことで、求職者の就労機会の拡大及び市内事業所における求人充足に寄与した。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	実施状況		効果
						うち交付金額		
24	保育対策総合支援事業費補助金 (ICT化推進事業費補助金)	法人保育施設等に対して、保育現場のICT化に要する経費の一部を補助する。	R3.4	R4.3	16,251	5,420	<p>【制度内容】 <ICT化の例> ①園児の登園及び降園の管理に関する機能 ②保護者との連絡に関する機能 ③保育に関する計画・記録に関する機能 補助基準額：1施設あたり1,000千円 補助割合：市3/4、事業者1/4（最大750千円を補助） 【実績】 補助対象：25園（法人保育園17園、認定こども園4園、小規模保育事業所4園）</p>	ICTの導入により、施設内の感染状況や休園情報等を円滑に連絡を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与した。また、保育士の業務負担を軽減し、勤務環境の改善を図ることもできた。
25	SDGs「あま咲きコイン」推進事業	電子地域通貨「あま咲きコイン」を本格導入し、キャッシュレスの推進と新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の消費喚起を図る。	R3.4	R4.3	0	0	-	-
26	SDGs「あま咲きコイン」ポイント還元事業	電子地域通貨「あま咲きコイン」を購入（チャージ）又は決済する際のポイント還元を実施する。	R3.4	R4.3	359,433	359,433	<p>1 実施内容 電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したプレミアムキャンペーン 2 プレミアム率：チャージ時20%、決済時10% 3 付与期間 チャージ時：令和3年7月26日～8月25日、令和3年11月1日～令和4年2月28日 決済時：令和3年7月26日～令和4年2月28日 4 発行総額 チャージ時：960,499,926ポイント 決済時：86,541,782ポイント 5 使用総額 チャージ時：925,236,644ポイント 決済時：84,747,233ポイント</p>	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの市内事業者の売上が減少し、苦境に立たされる中で、電子地域通貨「あま咲きコイン」の流通を促進させ、地域経済の活性化に寄与した。
27	コロナ対応小規模事業者向け製造業設備導入等支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた製造業の小規模事業者に対し、技術力の向上や生産活動の活性化、省エネルギー化に資する設備類の導入・更新に係る費用を補助する。	R3.4	R4.3	20,212	20,212	<p>1 対象者：尼崎市内で製造業を営む小規模事業者（個人事業主を含む） 2 補助額：上限50万円 補助率：補助対象経費の2/3以内 3 実施期間 ・事前相談：令和3年4月12日～ ・申請期間：令和3年5月6日～6月18日 4 受付件数：49件 交付件数：44件 5 交付金額：18,312千円</p>	コロナ禍においても積極的な設備投資を行う小規模事業者に対して支援することにより、生産性の向上や省エネルギー化に取り組む事業者の取組の促進に寄与した。
28	あまがさきコロナ対策プロダクツ認証事業	市内事業者が製造等を行った新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する製品等を認証する制度を創設しPR支援を行う。	R3.4	R4.3	3,100	3,100	<p>1 対象者：市内事業者 2 募集期間：令和3年4月28日～令和3年6月30日 3 認証件数：14製品（9社）</p>	コロナ禍において感染拡大防止に資する製品開発を積極的に行う事業者の取組を支援し、感染拡大防止の促進に寄与した。
29	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業	兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。	R3.4	R4.3	561,582	561,582	<p>1 対象者：時短営業要請に応じた飲食店を運営する事業者 2 実施期間 ・対象期間①：令和3年2月8日～3月31日（第2期） ・申請期間①：令和3年4月1日～8月31日（第2期） ・対象期間②：令和3年4月1日～4月24日（第3期の一部） ・申請期間②：令和3年5月25日～8月31日（第3期の一部） 3 支給実績 支給件数：5,428件 支給額：8,423,725千円（本市負担分561,582千円）</p>	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与した。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
30	尼崎城魅力向上事業	尼崎城に継続して来城者が訪れるよう、魅力向上につながる展示等の充実を図る。	R3.4	R4.3	3,500	3,500	1 尼崎城址公園ライトアップ設備の設置 本市のシンボルである尼崎城天守を3色にライトアップするため、城址公園内の既存の照明機器を改良した。 2 堀上仮設ステージの設置 尼崎城天守北側の壇上広場前のお堀上に暫定的にステージを設置することにより、公園利用の促進を図り、その結果の検証を行うとともに、屋外及び水中への設置による部材の耐久性、維持管理の手法等の検証を行った。 3 展示ケースの購入 尼崎城天守において展示ケースを庫入した。 4 入城者数 令和2年4月1日～令和3年4月1日 27,933人 令和3年4月1日～令和4年3月31日 30,992人	・恒常的なライトアップ操作が可能となり、市民をはじめ多くの人に尼崎城の魅力を発信している。また、公園利用の促進を図る方策として、堀上ステージの設置手法の検証を行った結果、仮設ステージの設置が合理的であることが分かった。 ・展示ケースを購入したことにより、歴史博物館等と連携した展示を行うことが可能となった。
31	雇用調整助成金等申請サポート給付金関係事業	市内中小企業等が雇用調整助成金等の申請事務を社会保険労務士等に依頼した際に要した費用の一部を支給する。	R3.4	R4.3	4,764	4,764	1 対象者 市内の事業所において休業等を実施した中小企業者又は個人事業主 2 申請受付期間 令和3年4月1日～令和4年2月28日 3 支給実績 66件、4,757,000円	雇用調整助成金の活用推進を図ることにより、市内事業所における雇用の維持につなげた。
32	学力定着支援事業（ICT教材の導入）	児童生徒一人ひとりの学力と学習状況を分析し、よりきめ細かな個別指導・支援等による学習意欲の向上と基礎学力の定着を図るため、市立小・中学校に学習支援ドリルを導入するとともに、これまで市立中学校1年生を対象に実施していた夏季勉強会を廃止し、ICT教材（学習支援ドリル）の活用による市内全体における学力の底上げを図る。	R3.4	R4.3	23,442	23,442	市内小・中学校及び特別支援学校の全児童生徒を対象に、タブレットでアクセスし、学習することができる「タブレットドリル」（東京書籍）、児童生徒や保護者が家庭のパソコンやタブレットでアクセスし、表示・印刷して学習することができる「プリントひろば」を導入した。（あまっ子ステップ・アップ調査の集計データで、上位層から順に25%ごとにA～D層の4つに分け、その中のD層割合の実績値：▲1.3ポイント（R2年度とR3年度比較））	令和2年度のあまっ子ステップ・アップ調査におけるD層割合は「27.2%」であったが、令和3年度の同調査におけるD層割合は「25.9%」となった。D層割合が「1.3ポイント」減少する結果となり、令和5年度目標値に近づいている。
33	教育支援室運営事業（ほっとすてっぷSOUTHの設置）	不登校児童生徒の通う「教育支援室（「ほっとすてっぷ」）」を市内2か所から3か所に増やすとともに、不登校児童生徒に対するオンライン学習支援をモデル的に実施する（「ほっとすてっぷオンライン」）。	R3.4	R4.3	12,346	12,346	R3年4月1日に「ほっとすてっぷSOUTH」を開設し、不登校児童生徒を対象に学習支援等を行った。 学校以外の学びの場の確保（実績 3カ所） (R3年度実績：ほっとすてっぷEAST40人、ほっとすてっぷWEST20人、ほっとすてっぷSOUTH14人)	3カ所目の教育支援室「ほっとすてっぷSOUTH」を設置運営することで、市内南部の不登校児童生徒の学校以外の学びの場の確保を行った。
34	インターネット活用事業	市公式ホームページにおいて、アクセス集中への対策及び安定したサイト運営を実施するため、CDNを導入する。	R3.7	R4.3	836	836	令和3年7月中旬からCDN（コンテンツデリバリーネットワーク）を導入し、市公式ホームページに対する多くのアクセスによる負荷を軽減した。	市公式ホームページは、新型コロナウイルス感染症に係る情報のみならず、市政全般に係る情報を掲載し、スマートフォンやPCによる情報取得の根幹となるものであることから、情報を得たい多くの方々への支障とならぬよう、ワクチン予約ピーク時においても安定した運用を継続することができた。
35	行政情報推進化事業（行政手続オンライン化事業）	現在、来庁により紙等で行われている各種行政手続を自宅スマートフォン等を用いてオンラインで実施できるよう取り組む。また、来庁が必要な手続にかかる混雑緩和のため、来庁予約機能等も導入する。	R3.4	R4.3	2,640	2,640	行政手続をオンラインで実施するためのシステムを導入し、「尼崎市オンライン申請ポータルサイト」を開設した。 開設日：令和3年10月25日 申請可能な手続数：21手続（令和3年度末） 申請件数：10,209件（令和3年度末）	紙等で行われていた各種行政手続をオンラインで実施できるようになったことで、市民等の来庁の機会が減少したことから、感染拡大防止に繋がった。
36	行政情報推進化事業（行政手続オンライン化事業）	現在、来庁により紙等で行われている各種行政手続のオンライン化を推進するにあたり必要な機器を導入する。	R3.7	R4.3	5,343	5,343	行政手続のオンライン化を推進するために必要な機器（端末20台）を導入した。	紙等で行われていた各種行政手続をオンラインで実施できるようになったことで、市民等の来庁の機会が減少したことから、感染拡大防止に繋がった。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
37	新型コロナ対応のための体制拡充事業	新型コロナウイルス感染症への対応のため体制拡充に必要な会計年度任用職員の任用及び任期の定めのない職員への時間外勤務手当又は特殊勤務手当を支給する。(特別会計への繰出金を含む。)	R3.4	R4.3	167,227	167,227	新型コロナウイルス感染症の影響に関連する業務量増に対応するため、43人の会計年度任用職員を既定計画外で任用した。	業務を円滑に進めることができ、市民サービスに寄与した。
38	雇用促進支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で離職を余儀なくされた方の早期の再就職を支援するため、市民を雇用した企業等に対し、奨励金を交付する。あわせて就労マッチングイベントを開催する。	R3.9	R4.3	186,481	186,481	・奨励金 1 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた市民を雇用した市内事業者 2 申請受付期間 令和3年10月11日～令和4年1月31日 3 支給実績 (正規雇用労働者数 451人 非正規雇用労働者数 222人) ・就労マッチングイベント 第1回：令和3年11月24日 参加企業数 16社 参加者数 40人 第2回：令和3年12月13日 参加企業数 30社 参加者数 113人 ⇒延べ内定者数12人	奨励金を支給した対象の正規雇用・非正規雇用労働者の数は計673人に及び、企業側への広報を兼ねた就労イベントでも一定の内定者数につながったことから、市民の雇用の拡大及び市内事業所の求人充足に寄与した。
39	あまがさき観光局補助金	宿泊客が大幅に減少している宿泊事業者の新規顧客層獲得に向けた共同プロモーションの支援に係る経費について、あまがさき観光局への補助を行う。	R3.12	R4.3	6,459	6,459	新型コロナウイルス感染症の影響で宿泊客が大幅に減少している宿泊事業者に対し、ヒーリングの実施及びオンライン予約サイトへの広告掲出等を行った。 1 オンライン予約サイトへの広告掲出目的 尼崎への春の宿泊「観光」客の誘致促進 2 ターゲット ファミリー/カップル関東圏在住・宿泊利用 3 媒体 Instagram・グーグル検索ネットワーク・ツイッタープロモツイート・楽天ウェブ検索 4 観光客入込客数 令和2年4月1日～令和3年4月1日 1,092,961人 令和3年4月1日～令和4年3月31日 1,351,059人	令和3年度第1四半期及び第2四半期の宿泊者合計が131,942人であったのが、令和4年度同時期の宿泊者が186,067人になった。
40	歴史博物館展示事業(音声ガイド導入事業)	歴史博物館への来館者に常設展示等をわかりやすく解説する音声ガイドを導入する。コロナ後のインバウンドを含んだ来館者増を見据え、多言語対応(主要5言語)とする。さらに、感染症対策の観点から、来館者のスマートフォンを活用した仕様とする。	R3.9	R4.3	2,267	2,267	英語、韓国語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、日本語の5言語対応の音声ガイドシステムを導入した。 (年間入館者数45,171人)	日本人観光客をはじめ、英語、韓国語、中国語を使う外国人に対して、当博物館の展示物の理解を深めてもらうことが可能となった。
41	行政情報化推進事業(行政事務支援システム事業(イントラネット))	テレワーク実施時における情報共有環境の整備を行うため、庁内のデータ保存用サーバの容量を増強する。	R3.9	R5.3	53,350	53,350	庁内のデータ保存用サーバの容量を約5倍に増強した。 テレワークユーザー登録数：1,085人 (令和3年度末)	感染拡大期のテレワークを行うのに必要となる環境を整えることができたため、職員同士の接触を避け、感染拡大防止に繋がった。また、職場に感染者が出た際の業務継続も可能となった。
42	学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)	学校における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。	R3.3	R4.3	91,228	45,614	市立の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校に保健衛生用品等の感染症対策に必要な物品を整備した。 感染症対策実施校数(63校)	学校教育活動継続支援のため、必要な衛生用品等を購入し感染症対策等の徹底を行い、感染リスクの低減に寄与した。
43	教育支援体制整備事業費交付金(幼稚園の感染症対策支援)	幼稚園における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。	R3.3	R4.3	4,498	2,253	市立の幼稚園に保健衛生用品等の感染症対策に必要な物品を整備した。 感染症対策実施園数(9園)	市立の幼稚園に保健衛生用品等を整備することにより、幼稚園における感染拡大防止につながった。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費		実施状況	効果
						うち交付金額		
44	子育て支援対策臨時特例交付金（不妊に悩む方への特定治療支援事業）	特定不妊治療に要した費用の一部を助成する事業について、所得制限の撤廃及び助成額を拡充することで不妊に悩む方のコロナ禍における経済的負担の軽減を図る。	R3.4	R4.3	212,012	106,012	申請延べ件数：1,149件	医療保険が適用されず、高額な医療費を要する特定不妊治療を受けられた方のコロナ禍における経済的負担を軽減することができた。
45	創業支援事業	コロナ禍において、新たなビジネスに挑戦する創業者（第二創業を含む）を対象に、創業時に要する経費の一部補助等を行う。	R3.9	R4.3	33,286	33,286	1 対象者：次の条件を全て満たす中小企業者・個人事業主 ・令和4年1月1日から令和5年1月31日までに、 ・尼崎市内で創業すること ・特定創業支援事業を受けていること 2 補助上限額：50万円 3 補助率：2/3 4 受付期間：令和3年10月11日～令和4年2月28日 5 支払件数：61件 6 支払金額：25,377千円	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新たなビジネスに挑戦する創業者（第二創業を含む）を対象に、創業時に要する経費の一部補助等を行うことで、市内における創業支援につながった。
46	事業継続一時支援金関係事業	国が支給する月次支援金等の対象とならない事業者に対して事業継続に向けた支援金を給付する。	R3.9	R4.3	316,210	316,210	支援金支給件数：2,884件 1 対象者：市内に主たる事業所を有する中小企業者又は個人事業主（フリーランスを含む） 2 主な給付条件 ・令和3年4月～9月（基準月）の売上高が、令和2年又は令和元年の同月比で20%以上50%未満減少していること ・基準月において国の月次支援金を受給していないこと ・基準月において兵庫県酒類販売事業者支援金を受給していないこと ・基準月において兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給していないこと ・申請時点で事業を継続する意思があること 3 受付期間：令和3年10月11日～令和4年1月31日 4 給付件数：2,884件 5 給付総額：288,400千円	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売り上げが減少したものの、売上減少の要件等により国や県の支援金の対象とならない事業者の事業継続に寄与した。
47	尼崎市文化振興財団補助金	文化振興財団が行う感染症対策のためのトイレの洋式化、自動照明化及び手洗いの自動水栓化等に対して補助を行う。	R3.7	R4.3	6,722	6,722	尼崎市総合文化センター中ホール（あましんアルカイックホール・オクト）における感染症対策のため、トイレの洋式化、自動照明化、手洗いの自動水栓化を行った。 ・大便器の洋式化 26台 ・自動照明化 2フロア ・手洗いの自動水栓化 19台	トイレの洋式化により蓋を閉めて水洗することが可能となり、飛沫による感染機会を抑制した。また、照明、手洗いの水栓を自動化することにより、接触による感染機会を抑制した。
48	感染症対策事業（入院待機陽性患者医療提供支援事業）	保健所における積極的疫学調査の聴き取りに従事する看護師等に対し、報償費を支給する。	R3.4	R4.3	2,000	2,000	保健師等の医療専門職が積極的疫学調査の聴き取りに従事した。	外部人材を活用した保健所の人員体制の強化により、新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査体制の確保の一助となった。
49	感染症対策事業費（同居人が陽性者となった妊婦等の一時受入事業）	市内の宿泊施設を活用し、同居人が陽性者となった妊婦や基礎疾患を有する方の一時的な受け入れを行う。	R3.9	R4.3	5,328	5,328	受入実績なし	受入実績はないものの、受入体制を整えたことで、妊婦等に安心を与えとともに医療提供体制の確保の一助となった。
50	感染症対策事業（保育施設の従事者に対する検査の実施）	感染状況の確認や集団感染への早期対応を図るため、保育施設等に従事する職員に対して定期的に一定数のPCR検査を実施する。	R3.11	R4.3	4,857	4,857	対象の従事者への検査件数：1,533件	検査体制の確保の一助になるとともに、施設内での感染拡大の予防等につながった。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
51	感染症対策事業 (コロナ差別防止ポスター)	新型コロナウイルスに関連する差別的取り扱いの防止等、阪神7市1町による共同メッセージを発信する。	R3.8	R4.3	1,842	1,842		市ホームページをはじめとした各種SNSでの発信を行うほか、市内の主要駅、公共施設等でポスターを掲示して発信を行った。	阪神7市1町による共同メッセージを発信したことで、市単独で実施するより効果的な啓発に繋がった。
52	感染症対策事業 (相談窓口設置)	携帯電話等を活用し、回線を増加させることで、積極的疫学の体制を強化する。	R3.4	R4.3	3,185	3,185		携帯電話75台を活用し、庁内の保健師等の応援職員が積極的疫学調査の聴き取りに従事した。	保健所の人員体制の強化に繋がりと、新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査体制の確保の一助となった。
53	感染症対策事業 (コロナ対応にかかるレンタカー)	積極的疫学調査に係る施設調査や検体回収等に使用する車両の借り上げ	R3.9	R4.3	1,045	1,045		新型コロナウイルス感染症対策の積極的疫学調査体制における、施設調査や検体回収等にかかる車両を1台の借り上げた。	保健所職員等の移動手段に確保に繋がりと、新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査体制の確保の一助となった。
54	事業所向け新型コロナワクチン職域接種事業	地域経済社会の活性化や需要喚起に向けて、市内事業者の事業活動を支援することを目的に、新型コロナワクチンの職域接種を行う。	R3.9	R4.3	13,517	13,517		実施期間：令和4年9月11日～10月17日(計8日間) 対象者：市内に事業所を有する企業の経営者及び従業員等 接種回数：4,056回(うちモデルナ難民28回)	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ワクチン接種の加速化や、経営に大きな影響を受けている市内事業者の事業活動の支援につながった。
55	子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業	子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない子育て世帯に対して、あま咲きコインを給付することで、子育て世帯を支援し、あわせて地域経済の活性化を図る。	R3.12	R5.3	252,560	176,000		子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない子育て世帯に対して、あま咲きコインを給付した。 【実績】 支給人数：5,147人	子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならなかった世帯にあま咲きコインを給付することで、子育て世帯の支援を行い、コインの使用により地域経済の活性化にもつながった。
56	子育て世帯臨時特別給付金給付関係事業(市横出し分)	子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない子育て世帯に対して、10万円を給付することで、子育て世帯を支援する。	R3.12	R4.3	2,500	2,500		子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない子育て世帯に対して、10万円を給付することで、子育て世帯を支援する。 【実績】 支給人数：25人	子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない子育て世帯に対して、給付することで、子育て世帯を支援を行った。
57	スクール・サポート・スタッフの追加配置	教員の事務のサポートや教室内の換気・消毒などの感染症対策を行うスクール・サポート・スタッフを追加配置する。	R3.9	R4.3	17,449	17,449		追加配置校：45校 (追加配置対象校59校のうち、10校は追加配置不要と回答あり)	各学校において、感染症対策として共有部分の消毒や検温、物品管理等を行い、また電話・来客対応や学校行事の準備等の事務を担い、教職員の負担軽減に寄与した。
58	オンライン学習のための通信環境の整備	緊急事態宣言の発出に伴い、感染が不安で登校を見合わせる児童生徒がいる家庭の内で通信環境が整っていない家庭の児童生徒がオンラインで自宅学習を行うため、LTE端末の貸出により学習機会を保障する。	R3.9	R4.3	54	54		学校からの要請に応じて、家庭の内で通信環境が整っていない家庭の児童生徒がオンラインで自己学習を行うためのLTE端末の貸出を行った。 (通信回線：25回線)	各学校の要請に合わせて、インターネット接続回線を準備したことにより、「公正な学び」を保障する機会を確保することができた。
59	教育ICT環境整備事業(市立高校の無線LAN環境整備)	高等学校におけるGIGAスクール構想の推進に向け、無線LAN未整備の教室にLAN環境を整備する。	R3.11	R4.3	21,010	21,010		無線LAN環境が未整備であった市立高校の選択教室や特別教室、会議室等において整備を行うことにより、普通教室以外でのICTを活用した授業を実施することができ、また多様な学びが実現できたため、市立高校におけるGIGAスクール構想を推進することができた。	無線LAN環境が未整備であった市立高校の選択教室や特別教室、会議室等において整備を行うことにより、普通教室以外でのICTを活用した授業を実施することができ、また多様な学びが実現できたため、市立高校におけるGIGAスクール構想を推進することができた。
60	行政情報化推進事業(テレワーク環境の整備)	テレワーク実施時等における情報共有環境の整備を行うため、ビジネスチャット機能付グループウェア(庁内情報共有ツール)の導入及びネットワーク環境を整備する。	R3.12	R4.3	49,269	49,269		ビジネスチャット機能付グループウェア(庁内情報共有ツール)の導入及びネットワーク環境の整備を行った。 テレワークユーザー登録数：1,085人(令和3年度末)	感染拡大期のテレワークを行うのに必要となる環境を整えることができたため、職員同士の接触を避け、感染拡大防止に繋がった。また、職場に感染者が出た際の業務継続も可能となった。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
61	子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策事業（地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業））	地域子育て支援拠点事業を実施する施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助する。	R3.4	R4.3	1,200	400	地域子育て支援拠点事業を実施する施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部の補助を行った。 【実績】 補助対象15施設	衛生用品等が確保でき、新型コロナウイルス感染症対策に役立った。
62	子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策事業（延長保育事業、一時預かり事業））	法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助する。	R3.4	R4.3	26,935	8,979	【実績】 延長保育事業 75園 法人保育園44園 認定こども園12園 小規模保育事業所19園 一時預かり保育事業 35園 法人保育園21園 認定こども園3園 小規模保育事業所11園	法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助した。
63	子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策事業（児童ホーム））	児童ホームに対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助等を行う。	R3.4	R4.3	14,537	4,847	公設児童ホームにおける衛生用品（アルコール消毒液、手洗石鹸、体温計、空気清浄機等）を購入した。（56所） また、民間児童ホームに対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助した。（27所）	衛生用品を確保することにより、感染拡大防止に努めながら児童の受け入れを行うことができた。
64	子ども・子育て支援交付金（利用者支援事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業））	新型コロナウイルス感染予防のため、必要な衛生用品等を購入し、利用者支援事業を継続的に実施する。	R3.4	R4.3	323	123	子どもの育ち支援センター「いくしあ」において、新型コロナウイルス感染予防のための手指消毒用アルコール、飛沫防止パーテーション等、必要な物品を購入した。 実施施設数：1施設	感染防止対策を行ったことにより、利用者支援事業を継続的に実施することができた。
65	子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策支援事業（養育支援訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業））	こんには赤ちゃん事業・育児支援専門員派遣事業を実施する事業者に対して、感染拡大防止のために衛生用品の配布等を行う。	R3.4	R4.3	96	34	こんには赤ちゃん事業・育児支援専門員派遣事業を実施する事業者に対し消毒液等衛生用品の配布を行った。 こんには赤ちゃん事業訪問実施率 家庭訪問で実際に対象者に会えた割合（R3:91.3%） 育児支援専門員派遣事業 終了時のアンケートで、事業を利用して「良かった」と回答した人の割合（R3:92.3%）	消毒液等衛生用品を配布することにより新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与することができ、また円滑に事業を実施することができた。
66	子ども・子育て支援交付金（児童ホーム維持管理事業（行政事務支援システム導入事業））	公設児童ホームにおいて行政事務支援システムを導入する。	R3.4	R4.3	7,616	2,540	公設児童ホームにおいて行政事務支援システムを導入した。 導入施設数：41所	これまで市内41小学校に分散する施設と対面で行っていた書類の受け渡しを、帳票の電子化を図りつつ電子メールでやり取りするよう改め、接触機会の減少を図り、感染拡大の防止につながった。
67	地方消費者行政強化交付金	新型コロナウイルス感染症拡大を契機に新たな消費者問題が発生していることを踏まえ、幅広いテーマに対応する啓発事業を実施する。	R3.4	R4.3	494	330	・ネット通販などのインターネットが関係する消費者トラブルを防止するために啓発講座を実施した。 （講座名：インターネットとの付き合い方、参加者数：33名） ・食べることができるのに捨てられてしまう「食品ロス」の問題に対する意識を高め、その削減に向けて行動を改めてもらうために啓発講座を実施した。 （①講座名：冷凍食品の賢い活用術、参加者数：39名、②講座名：発酵食品を学ぼう！、参加者数：61名）	啓発講座の開催により、消費者被害の未然防止や食品ロスの削減に寄与した。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	実施状況		効果
						うち交付金額		
68	疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者等について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合、国が一定の費用を助成することで、重症者の増加抑制に資するとともに、市区町村における一定の高齢者等への検査に係る取組を支援する。	R3.4	R4.3	4,315	2,158	市内の介護保険施設等へ新規で入所する高齢者のうち、希望する者に対して、PCR検査（唾液）を実施した。 ・対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設、養護老人ホーム ・実施方法 【民間検査会社委託】 入所予定施設を通じて、民間検査会社（委託先）の実施する検査を受検する。 実施人数：127人 検査費用：@15,400円/回 【償還払】 上記の検査が困難な場合、希望する医療機関等での受検に要した検査費用の償還払を行う。 補助人数：135人 補助金額：@35,000円/回（上限額）	介護保険施設等に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながるのと同時に、入所者への安定的なサービス提供にも寄与した。
69	疾病予防対策事業費等補助金（マイナンバー情報連携体制整備事業）	ロタウイルスワクチンの予防接種情報に係るマイナンバー情報連携を可能とするために必要となるシステム改修を行う。	R3.4	R4.3	254	85	ロタウイルスワクチンの予防接種情報に係るマイナンバー情報連携を可能とするために必要となるシステム改修を行った。	システム改修を行うことにより、市民がマイナポータル等を通じて、自身のロタウイルスワクチンの予防接種情報をPCやスマホ等で閲覧・活用が可能となった。
70	保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業（認可外保育施設））	法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助する。	R3.4	R4.3	9,348	4,674	実施期間：令和3年4月1日～令和3年12月31日 補助施設数：33施設	法人保育施設等において、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な消耗品や備品の購入に掛かる費用を補助することにより、保育施設内での感染症拡大防止に寄与した。
71	保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業（保育園、認定こども園、小規模保育事業所））	法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助する。	R3.4	R4.3	43,121	21,561	【実績】102園 法人保育園 59園 認定こども園 12園 小規模保育事業所 31園	法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助した。
72	保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業（公立保育所））	公立保育所における衛生用品等を購入する。	R3.4	R4.3	4,818	2,418	公立保育所において、新型コロナウイルス感染予防のための手指消毒用アルコール等、必要な物品を購入した。 実施施設数：18所	保育所に対して、衛生用品等を迅速に適宜提供することができた。
73	母子保健衛生費補助金（新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業）	妊婦の不安解消を図るため、希望者に対して分娩前のPCR検査を実施する。また、感染が判明した妊産婦に対して、訪問等により寄り添ったケア支援を行う。	R3.4	R4.3	4,511	2,256	分娩前PCR検査事業助成件数：228件	新型コロナウイルス感染症による妊婦の不安解消に寄与した。
74	母子保健衛生費補助金（乳幼児健康診査個別実施支援事業）	緊急事態宣言相当下において、感染拡大（3密）を防ぎ、乳幼児健診を適切な時期に実施するため、医療機関と連携して乳児は小児科、幼児は歯科の診察を委託し、個別健診を実施する。	R3.4	R4.3	11,025	5,513	1歳6か月児健診は問診、計測、診察、歯科健診、集団・個別指導を実施。3歳6か月児健診は視聴覚健診、尿検査、屈折検査（令和3年7月より開始）を追加して実施。緊急事態宣言期間は歯科健診のみ医療機関での個別健診を実施。 （令和3年度乳幼児健康診査受診率：96.7%）	コロナ禍においても適切な時期に健診を受診することができるよう集団健診を継続するとともに、健診の一部を医療機関で個別健診として実施したことから、乳幼児健診の受診率は概ね維持できた。
75	疾病予防対策事業費等補助金（健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業）	健（検）診情報について、マイナンバー制度を活用するためのシステム改修を行う。	R3.4	R4.3	7,975	4,141	健（検）診情報について、マイナンバー制度を活用するためのシステム改修を行った。	システム改修を行うことにより、市民がマイナポータル等を通じて、自身の健（検）診情報をPCやスマホ等で閲覧・活用が可能となった。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	実施状況		効果
						うち交付金額		
76	児童福祉事業対策費補助金（虐待防止のための情報共有システム構築事業）	児童虐待の事案について、自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と迅速な情報共有を行うため全国統一の情報共有システムを導入する。	R3.4	R4.3	2,928	1,465	情報共有システム専用端末を3台購入し、子どもの育ち支援センターと南北保健福祉センターの3拠点に配置した。要保護要支援児童に関する情報をアップロードし、情報共有システムを使用している自治体とデータ連携ができるよう体制を整えている。	他市で要保護要支援児童として登録されていたかどうかをすぐにわかるため、迅速な調査につながっている。
77	障害者総合支援事業費補助金（障害福祉分野のICT導入モデル事業）	ICT等を活用する障害福祉サービス事業所等に対して、機器の導入等に係る経費の一部を補助する。	R3.4	R4.3	2,235	745	タブレット端末等ハードウェアやソフトウェアなどの購入費用の補助を6事業所に行った。	介護業務における紙資源削減や事務作業の効率化など生産性向上の推進のほか、感染拡大防止やICT機器の活用モデルの構築に寄与した。
78	障害者総合支援事業費補助金（障害福祉分野のロボット等導入支援事業）	介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護ロボット等々の導入等に係る経費の一部を補助する。	R3.4	R4.3	780	260	介護従事者の負担軽減や業務の効率化のための介護ロボットなどの購入費用の補助を2事業所に行った。	介護業務における負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、介護ロボット等の導入の支援に寄与した。
79	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	無料低額宿泊所3施設に衛生用品を配付し、新型コロナウイルス感染症の感染予防を図る。	R3.4	R4.3	283	71	市内無料低額宿泊所3施設内入居者、職員の感染防止のため、衛生用品の消耗品を配付した。 ＜主なもの＞ ・サージカルマスク 7,300枚 ・アルコール消毒液 80L ・ビニール手袋 6,300枚	使用数の多い衛生用品消耗品を配付し、施設入居者、施設職員の感染防止に寄与した。
80	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	新型コロナウイルス感染症により、住居確保給付金の申請件数が大幅に増えたことによる申請業務への対応及び、生活困窮者からの相談が増えたことに伴う支援の出口確保のための求人開拓や就労支援の拡充対応のため、人員体制の強化を行う。	R3.4	R4.3	7,899	1,975	自立相談支援体制の強化のため、南北保健福祉センターに行政事務員3名を新たに配置した。 住居確保給付金支給件数:2,396件	住居確保給付金等の対応・相談支援体制強化のための行政事務員を新たに雇用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた相談者への対応を円滑に行うことができた。
81	介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（市町村実施分（特定個人情報データ標準レイアウト改版分）））	税制改正に伴い、所得計算の際に所得金額調整控除を考慮する必要が生じたことから、所得照会にて必要額を算定しシステムに取り込めるよう改修を行う。	R3.4	R4.3	2,252	751	業務システムの所得照会機能において、所得金額調整控除額を算定システムに取り込めるよう改修を行った。	税制改正に伴い、業務システムの所得照会に機能において、所得金額調整控除にに対応が可能となった。
82	障害者総合支援事業費補助金（障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業）	利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス等に対し、利用者に必要なサービス等を継続して提供できるよう、通常のサービス等の提供時では想定できない、かかり増し経費等を補助するなど、在宅生活を強いられる障害者等への支援体制を確保する。	R3.4	R4.3	2,716	906	20法人・54事業所に対して、新型コロナウイルス感染症の発生による影響で生じたかかり増し経費等を補助した。	通常のサービス等の提供時では想定できない、新型コロナウイルス感染症の発生による影響で生じたかかり増し経費を助成することで、コロナ禍における利用者への必要なサービス提供の継続に寄与した。
83	障害者総合支援事業費補助金（生産活動拡大支援事業）	新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等に必要経費の一部を補助する。	R4.2	R4.3	0	0	-	-
84	感染症対策事業（自宅療養者への対応）	（第6波における）陽性患者への各種証明書の迅速な送付を図るため、印刷・封入封緘業務を委託する。	R4.2	R4.3	4,772	4,772	委託を活用し、通知書の作成や封入封緘等の業務を正確かつ速やかに実施した。	アウトソーシングを推進したことで、保健所体制の強化の一助となった。

*事業費は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付申請に用いたもの。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費		実施状況	効果
					合計	うち交付金額		
					4,166,987	3,504,054		
1	新型コロナウイルス感染症対策事業（啓発用経費）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民等に対し、ホームページ等での情報発信に加え、コミュニティ掲示板等でのポスター掲示や広報車両による啓発パトロールなどの感染予防に係る啓発を行う。また、警察とも連携し、駅前商店街において、外出自粛や店舗空き巣のパトロールを実施する。	R4.4	R5.3	211	211	・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザとの同時流行が懸念される中、年末年始や忘年会、新年会シーズンの前に、市民に対して、新型コロナウイルス感染防止予防キャンペーンとして、令和4年11月25日（金）に阪急武庫之荘駅、12月2日（金）にJR尼崎駅、12月9日（金）に阪神尼崎駅の駅前にて、啓発シール付き除菌ハンディウェットティッシュを配布（計1,500個）し、啓発活動を実施した。	・感染症予防の徹底の呼びかけなどを行い、感染拡大防止に寄与した。
2	介護保険施設等新規入所者PCR検査事業	新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険施設等への新規入所者のうち検査を希望する方へのPCR検査を実施する。	R4.4	R5.3	4,314	4,261	市内の介護保険施設等へ新規で入所する高齢者のうち、希望する者に対して、PCR検査（唾液）を実施した。 ・対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設、養護老人ホーム ・実施方法 【民間検査会社委託】 入所予定施設を通じて、民間検査会社（委託先）の実施する検査を受検する。 実施人数：84人 検査費用：@7,700円/回 【償還払】 上記の検査が困難な場合、希望する医療機関等での受検に要した検査費用の償還払を行う。 補助人数：235人 補助金額：@35,000円/回（上限額）	介護保険施設等へ入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながることも、入所者への安定的なサービス提供にも寄与した。
3	要介護者一時受入事業（介護）	介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となった在宅の高齢者を一時的に受け入れる施設を確保する。	R4.4	R5.3	3,127	3,127	介護サービス（ショートステイ）を運営する法人に受け入れに係る業務を委託し、当該法人の事業所（施設）においては、居室（空床1床）を確保した。 受入件数：1件	濃厚接触者等となり、在宅生活が維持できない要介護者（高齢者）の日常生活を維持するための受入体制が確保できた。
4	濃厚接触者等在宅支援提供事業（介護）	介護サービスを利用する高齢者が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した場合でも、日常生活において必要なサービスを継続するため、当該濃厚接触者等または陽性者に在宅支援等の提供を行う介護サービスの従事者に対して、協力金を支給する。	R4.4	R5.3	253,647	253,647	介護サービスを利用する高齢者が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した際に、当該濃厚接触者等または陽性者に在宅支援等の提供を行う介護サービスの従事者に対して、協力金を支給した。 協力金支給件数 22,302件	協力金を支払うことにより、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者へサービス提供する者を確保することで、陽性者、濃厚接触者へのサービス提供体制の維持継続に寄与した。
5	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業	新型コロナウイルス感染症対策として、障害者支援施設への新規入所者のうち検査を希望する方へのPCR検査を実施する。	R4.4	R5.3	0	0	-	-
6	要介護者一時受入事業（障害福祉）	介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となった在宅の障害者を一時的に受け入れる施設を確保する。	R4.4	R5.3	2,643	2,643	障害福祉サービス（短期入所）を運営する法人に受け入れに係る業務を委託し、当該法人の事業所（施設）においては、居室（空床1床）を確保した。 受入件数：0件	当該事業による受入事業は発生しなかったが、濃厚接触者等となり、在宅生活が維持できない要介護者（障害者）の日常生活を維持するための受入体制を確保できた。
7	濃厚接触者等在宅支援提供事業（障害福祉）	障害福祉サービスを利用する障害者・児が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した場合でも、日常生活において必要なサービスを継続するため、当該濃厚接触者等または陽性者に支援を行う障害福祉サービスの従事者に対して、協力金を支給する。	R4.4	R5.3	18,168	18,168	障害福祉サービスを利用する障害者・児が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した際に、当該濃厚接触者等または陽性者（令和5年1月以降は陽性者のみ）に支援を行う障害福祉サービスの従事者に対して、協力金を支給した。 協力金支給件数：1,586件	協力金を支払うことにより、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者等へサービス提供する者を確保することで、陽性者、濃厚接触者等へのサービス提供体制の維持継続に寄与した。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
8	乳幼児健康診査事業	新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言等が発令される感染拡大期に備え、乳幼児健診を適切な時期に実施するため、医療機関と連携して、幼児の歯科診察を委託し、感染対策を実施しながら集団健診を継続していく体制を整備する。	R4.4	R5.3	3,320	3,320	4か月児・9～10か月児健診は集団健診にて問診、計測、診察、集団・個別指導を実施。9～10か月児健診は乳幼児育児相談を併設して実施。緊急事態宣言が発令されず、医療機関での個別健診は実施せず。 1歳6か月児健診は上記乳幼児健診の内容に歯科健診を追加、3歳6か月児健診は歯科健診、視聴覚健診、尿検査、屈折検査を追加して実施。緊急事態宣言が発令されず、医療機関での個別歯科健診は実施せず。 (令和4年度乳幼児健康診査受診率：97.2%)	コロナ禍においても適切な時期に健診を受診することができるよう感染対策を行いながら集団健診を実施したことから、乳幼児健診の受診率は概ね維持できた。
9	感染症対策事業 (回復高齢者等転院受入支援事業)	症状が改善したものの、引き続き医療支援が必要な高齢者等について、新型コロナウイルス感染症専用病床からの転院を促進するため、受入先の医療機関等へ受け入れ患者1人当たり10万円の協力を支給する。	R4.4	R5.3	1,000	1,000	コロナ専用病床における受入可能件数：10件	コロナ専用病床のひっ迫防止の一助となり、医療提供体制の確保に寄与した。
10	感染症対策事業 (保育施設の従事者に対する検査の実施)	新型コロナウイルス感染症対策として、感染状況の確認や集団感染への早期対応を図るため、保育施設等に従事する職員に対して定期的に一定数のPCR検査を実施する。	R4.4	R5.3	15,410	15,410	対象の従事者への検査件数：3,202件	検査体制の確保の一助になるとともに、施設内での感染拡大の予防等につながった。
11	感染症対策事業 (相談窓口設置)	新型コロナウイルス感染症対策として、携帯電話等を活用し、回線を増加させることで、積極的疫学の体制を強化する。	R4.4	R5.3	4,518	4,206	携帯電話を最大95台利用し、庁内の保健師等の応援職員が積極的疫学調査の聴き取りに従事した。	保健所の人員体制の強化に繋がっており、新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査体制の確保の一助となった。
12	感染症対策事業 (新型コロナウイルス感染症陽性患者夜間一時受入病室確保支援)	新型コロナウイルス感染症対策として、夜間救急搬送時の陽性患者について入院先の調整を行う間、一時的に患者の病室を確保するための補助を行う。	R4.4	R5.3	21,476	21,476	夜間救急搬送時における入院先が見つからない陽性患者への支援件数：413件	コロナ専用病床のひっ迫防止の一助となり、医療提供体制の確保に寄与した。
13	墓園維持管理事業 (墓園使用料に係る口座振替システム構築)	新型コロナウイルス感染症対策として、利用者の接触機会の減少を目的とし、墓園利用に係る口座振替システムを構築する。	R4.4	R5.3	968	968	口座振替による墓園使用料の納付システムを構築し、令和5年度から収納を行うことができる体制を整えた。	墓地使用料について、従前までは銀行等の窓口で納付書を用いたの収納のみであったところ、接触機会の低減が図れる口座振替の方法を選択肢として提示できるようになった。
14	緊急雇用対策事業	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた非常勤職員(会計年度任用職員)を募集する(特別会計への繰出金を含む)。	R4.4	R5.3	18,164	18,164	会計年度任用職員採用：12人	新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の雇用確保に寄与した。
15	創業支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響下において、新しい生活様式や新しい働き方等の変化が生まれている中、新たなビジネスにチャレンジする創業者を対象に、創業時に要する経費の一部を補助する。	R4.4	R5.3	55,867	55,867	1 対象者：次の条件を全て満たす中小企業者・個人事業主 ・令和4年1月1日から令和5年1月31日までに、 ・尼崎市内で創業すること ・特定創業支援事業を受けていること 2 補助上限額：50万円 3 補助率：2/3 4 受付期間：令和4年6月1日～令和5年1月31日 5 支払件数：92件 6 支払金額：41,878千円	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新たなビジネスに挑戦する創業者(第二創業を含む)を対象に、創業時に要する経費の一部補助等を行うことで、市内における創業支援につながった。
16	脱炭素化設備等導入促進支援事業	市内中小企業者の太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた再生可能エネルギー設備の導入や、高機能・高効率な空調設備等の省エネルギー設備の導入を支援することで、エネルギーの安定供給対策を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰に直面する事業者への支援を行うほか、脱炭素社会の実現に寄与する。	R4.4	R5.3	17,118	17,118	1 対象者 ・尼崎市内に立地する中小企業者等(法人及び個人事業主) 2 補助上限額 ①省エネ最適化診断 23.1千円 ②再エネ設備 2,000千円 ③省エネ設備 1,000千円 3 補助率 ①10/10、②・③2/3 4 実施期間 令和4年6月8日～令和5年1月31日 5 受付件数 ①30件、②1件、③16件 6 交付済件数・額 ①21件・216千円、②1件・1,206千円 ③14件・9,723千円	エネルギー価格高騰の影響を大きく受ける中小事業者等の負担軽減につながることに、脱炭素経営実現への取組みのきっかけとすることができた。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費		実施状況	効果
						うち交付金額		
17	SDGs「あま咲きコイン」推進事業（ポイント還元）	コロナ禍における物価高騰の負担を軽減するとともに、キャッシュレスの推進及び新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の消費喚起を図るため、電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用し、コイン購入（チャージ）時及びコイン利用による決済時のポイント還元事業を実施する。	R4.4	R5.3	324,678	297,316	1 実施内容 電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したプレミアムキャンペーン 2 プレミアム率：チャージ時アプリ10%・カード5%、決済時5% 3 付与期間 チャージ時： ①令和4年9月1日～令和4年10月31日 ②令和4年11月1日～令和5年1月10日（アプリ上クレカチャージのみ） ③令和5年1月11日～令和5年1月31日（上限3万円に増額、カード・現金も可） 決済時：令和4年4月1日～令和5年1月31日 4 発行総額 チャージ時：1,232,226,923ポイント 決済時：78,979,062ポイント 5 使用総額 チャージ時：1,120,243,981ポイント 決済時：74,846,895ポイント	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの市内事業者の売上が減少し、苦境に立たされる中で、電子地域通貨「あま咲きコイン」の流通を促進させ、地域経済の活性化に寄与した。
18	製造業生産性向上支援事業	ポストコロナを見据えた経済対策として、市内製造事業者に対し、製造機器設備の自動化や遠隔操作のための機器・設備の導入（IoT化）に係る費用、コロナ感染防止のための作業員の健康・安全の確保及び精密機器の仕上がり精度が低下することを防止するための空調等の新設・更新に係る費用を一部補助する。	R4.4	R5.3	110,245	110,245	1 対象者：尼崎市内で製造業を営む中小企業者（個人事業主を含む。） 2 補助額：上限200万円 補助率：補助対象経費の2/3以内 3 実施期間 ・申請期間：令和4年5月16日～令和4年7月15日 ・補助対象期間：令和4年4月1日～令和5年2月28日 4 受付件数：71件 5 交付件数：68件 6 交付金額：106,245千円 7 事務委託料：4,000千円	コロナ禍においても積極的な設備投資を行う中小企業者を支援することにより、生産工程の効率化、外注工程の内製化、受注件数の増、製造現場における環境改善を促し、事業者の生産性向上、省エネルギー化の促進に寄与した。
19	中小企業減災支援事業（中小企業BCP策定にかかる補助）	ポストコロナを見据えた経済対策（社内において感染が拡大した場合にも事業が継続できるよう）として、市内中小企業等がBCP（災害時などの事業継続計画）策定に要する費用を一部補助する。	R4.4	R5.3	3,668	3,668	1 対象者：市内中小企業 [対象経費] BCPの策定又は改定に要する経費 [補助率] 2/3以内 [限度額] 1,000千円/件 2 実施期間 ・対象期間：令和4年4月1日～令和5年2月28日 ・申請期間：令和4年4月1日～令和5年2月28日 3 支給実績 支給件数：7件、支給額：2,037千円 4 事務委託料：1,631千円（上記補助金の審査等事務委託料）	中小企業の減災意識の向上及び事業継続に向けた体制強化に寄与した。
20	販路拡大・人材確保事業（コーディネーター連携による販路拡大と人材確保の推進）	ポストコロナを見据えた経済対策として、市内事業者の安定した企業経営を継続することを目的にコーディネーター等を活用した販路開拓と人材確保の機会を創出する事業を実施する。	R4.4	R5.3	442	442	（公財）尼崎地域産業活性化機構が実施する、登録コーディネーター（アマポータル経営相談員）による対象企業への訪問・ヒアリングを基に行う販路開拓支援及び雇用促進支援等に要した経費を補助する。 [補助上限額] 2,000千円、[補助率] 10/10 [補助対象] （公財）尼崎地域産業活性化機構 [支援対象] 55社、[支援実績] 24社	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市内事業者の景況感が悪化する中、市内事業者の販路拡大及び人材確保に寄与した。
21	尼崎城魅力向上事業	新型コロナウイルス感染症の影響で減少した入場者数回復のため、尼崎城に継続して来城者が訪れるよう、魅力向上につながる展示等の充実を図る。	R4.4	R5.3	5,500	5,500	1 尼崎城天守2階にある刀・鉄砲デジタルコンテンツの改修 来城する親子連れ等に、より尼崎城を楽しんでもらえるよう2人プレイが可能となるよう改修を行った。 2 入城者数 令和3年4月1日～令和4年3月31日 30,992人 令和4年4月1日～令和5年3月31日 47,706人	コロナ収束後の観光需要回復を見据え、既存の刀・鉄砲のデジタルコンテンツを共同プレイを可能にさせ、親子連れ等にも満足してもらえるよう改修を行ったことで、新規の有料入城者やリピーターを獲得することができた。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
22	スクール・サポート・スタッフの追加配置	教員の事務のサポートや教室内の換気・消毒などの新型コロナウイルス感染症対策を行うスクール・サポート・スタッフを追加配置する。	R4.4	R5.3	47,967		47,967	追加配置校：50校 (追加配置対象校59校)	各学校において、感染症対策として共有部分の消毒や検温、物品管理等を行い、また電話・来客対応や学校行事の準備等の事務を担い、教職員の負担軽減に寄与した。
23	要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費（通信環境整備のための一時金の支給）	新型コロナウイルス感染症対策として、経済的理由によりオンライン学習通信環境がない世帯に対し、オンライン学習通信費を支給することで通信環境整備の一助を担う。	R4.4	R5.3	542		542	経済的理由により、就学困難小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して、オンライン学習通信費を支給した。 新たにLGWAN端末（ノートパソコン30台）を購入した。	オンライン学習通信環境を整えることで自宅での学びが継続され、経済的精神的不安軽減を図った。
24	行政情報推進化事業（行政手続オンライン化事業）	新型コロナウイルス感染症対策として、現在、来庁により紙等で行われている各種行政手続のオンライン化を推進するにあたり必要な機器を導入する。	R4.4	R5.3	7,766		7,766	電子申請システムにおいて、申請されたデータへLGWAN経由でアクセスするため、新たにLGWAN端末（ノートパソコン30台）を購入した。	紙等で行われていた各種行政手続をオンラインで実施できるようになったことで、市民等の来庁の機会が減少したことから、感染拡大防止に繋がった。
25	新型コロナ対応のための体制拡充事業	新型コロナウイルス感染症への対応のため体制拡充に必要な会計年度任用職員の任用及び任期の定めのない職員への時間外勤務手当又は特殊勤務手当を支給する（特別会計への繰出金を含む）。	R4.4	R5.3	114,869		114,869	新型コロナウイルス感染症の影響に関連する業務量増に対応するため、20人の会計年度任用職員を既定計画外で任用した。	業務を円滑に進めることができ、市民サービスに寄与した。
26	町会灯助成事業（地図情報あまがさきの改修）	新型コロナウイルス感染症対策として、現在公開している地図情報あまがさきの一部機能を拡張し申請及び補助対象となる街灯の位置情報を公開する。また、補助の申請をスマートフォン等で簡単に行えるシステムを構築する。	R4.4	R5.3	1,848		1,848	R4.6よりシステム改修を実施し、R4.9よりシステムの本運用を開始。	電子申請者利用者数100%
27	学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援）	新型コロナウイルス感染症対策として、学校における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。	R4.4	R5.3	100,390		50,195	市立の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校に保健衛生用品等の感染症対策に必要な物品を整備した。 感染症対策実施校数（63校）	学校教育活動継続支援のため、必要な衛生用品等を購入し感染症対策等の徹底を行い、感染リスクの低減に寄与した。
28	教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の感染症対策支援）	新型コロナウイルス感染症対策として、幼稚園における感染症対策に必要な衛生用品等を購入する。	R4.4	R5.3	4,499		2,253	市立の幼稚園に保健衛生用品等の感染症対策に必要な物品を整備した。 感染症対策実施園数（9園）	市立の幼稚園に保健衛生用品等を整備することにより、幼稚園における感染拡大防止につながった。
29	障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業）	利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス事業所等に対し、利用者に必要なサービス等を継続して提供できるよう、通常のサービス等の提供時では想定できない、かかり増し経費等を補助するなど、在宅生活を強いられる障害者等への支援体制を確保する。	R4.4	R5.3	9,478		2,834	12法人・31事業所に対して、新型コロナウイルス感染症の発生による影響で生じたかかり増し経費等を補助した。	通常のサービス等の提供時では想定できない、新型コロナウイルス感染症の発生による影響で生じたかかり増し経費を助成することで、コロナ禍における利用者への必要なサービス提供の継続に寄与した。
30	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業）	無料低額宿泊所3施設に衛生用品を配付し、新型コロナウイルス感染症の感染予防を図る。	R4.4	R5.3	238		60	市内無料低額宿泊所3施設内入居者、職員の感染防止のため、衛生用品の消耗品を配付した。 <主なもの> ・サージカルマスク 7,300枚 ・アルコール消毒液 80L ・ビニール手袋 6,300枚	使用数の多い衛生用品消耗品を配付し、施設入居者、施設職員の感染防止に寄与した。
31	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（生活困窮者自立支援の機能強化事業）	新型コロナウイルス感染症により、住居確保給付金の申請件数が大幅に増えたことによる申請業務への対応及び、生活困窮者からの相談が増えたことに伴う支援の出口確保のための求人開拓や就労支援の拡充対応のため、人員体制の強化を行う。	R4.4	R5.3	8,476		2,119	自立相談支援体制の強化のため、南北保健福祉センターに行政事務員2名を配置した。 住居確保給付金支給件数:1,227件	住居確保給付金等の対応・相談支援体制強化のための行政事務員を新たに雇用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた相談者への対応を円滑に行うことができた。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
32	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（ひきこもり支援体制構築加速化事業）	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、ひきこもり当事者やその家族の孤独感等が深刻化し、きめ細やかなひきこもり等支援の需要が高まっていることから、支援に拒否的であったり、課題に気づいていない当事者に対し、信頼関係を構築するため、継続的な訪問支援、いわゆるアウトリーチ手法を取り入れた支援を行うための体制の構築を加速化する。	R4.4	R5.3	499		125	令和4年7月1日から「NPO法人ゲートキーパー支援センター」にひきこもり等支援事業を委託し、ひきこもり対象者のアウトリーチを始め、居場所事業、家族交流会を行った。 アウトリーチ支援対象者：17件	ひきこもり世帯へのアウトリーチ等を行い、ひきこもりで悩んでいる人への相談対応等ができた。
33	母子保健衛生費補助金（乳幼児健康診査個別実施支援事業）	新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言相下において、感染拡大（3密）を防ぎ、乳幼児健診を適切な時期に実施するため、医療機関と連携して、幼児の歯科診察を委託し、個別健診を実施する。	R4.4	R5.3	4		3	緊急事態宣言が発令されず、医療機関での個別歯科健診は実施せず。過年度分の請求のみ。	コロナ禍においても適切な時期に健診を受診することができるよう集団健診を継続するとともに、健診の一部を医療機関で個別健診として実施したことから、乳幼児健診の受診率は概ね維持できた。
34	母子保健衛生費補助金（新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業）	新型コロナウイルス感染症対策として、妊婦の不安解消を図るため、希望者に対して分娩前のPCR検査を実施する。また、感染が判明した妊産婦に対して、訪問等により寄り添ったケア支援を行う。	R4.4	R5.3	225		75	分娩前PCR検査事業助成件数：15件	新型コロナウイルス感染症による妊婦の不安解消に寄与した。
35	母子保健衛生費補助金（産後ケアにおける感染防止対策）	新型コロナウイルス感染症対策として、産後ケア事業を実施する施設に対し衛生用品の配布等を行う。	R4.4	R5.3	188		94	産後ケア事業を実施する事業者に対し消毒液等衛生用品の配布を行った。 産後ケア利用延べ件数（R4:247件）	消毒液等衛生用品を配布することにより新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与することができ、また円滑に事業を実施することができた。
36	子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策事業（地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業））	新型コロナウイルス感染症対策として、地域子育て支援拠点事業を実施する施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助する。	R4.4	R5.3	3,751		1,253	地域子育て支援拠点事業を実施する施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部の補助を行った。 【実績】 補助対象14施設	衛生用品等が確保でき、新型コロナウイルス感染症対策に役立った。
37	保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業（認可外保育））	新型コロナウイルス感染症対策として、法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助する。	R4.4	R5.3	9,723		4,865	実施期間：令和4年4月～令和5年3月 補助施設数：36施設	法人保育施設等において、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な消耗品や備品の購入に掛かる費用を補助することにより、保育施設内での感染症拡大防止に寄与した。
38	保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業（保育園、認定こども園、小規模保育事業所））	新型コロナウイルス感染症対策として、法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助する。	R4.4	R5.3	46,081		23,041	【実績】108園 法人保育園 60園 認定こども園 13園 小規模保育事業所 35園	法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助した。
39	保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策のための簡易な改修等））	法人保育施設等に対して、新型コロナウイルス感染症対策のための改修や必要な設備の整備等（床の乾式化や非接触型蛇口の設置等）に要する経費の一部を補助する。	R4.4	R5.3	0		0	-	-
40	子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策事業（延長保育事業、一時預かり事業））	新型コロナウイルス感染症対策として、法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助する。	R4.4	R5.3	29,523		9,841	【実績】 延長保育事業 87園 法人保育園51園 認定こども園14園 小規模保育事業所22園 一時預かり保育事業 38園 法人保育園25園 認定こども園3園 小規模保育事業所10園	法人保育施設等に対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助した。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
41	子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策事業（簡易な改修））	法人保育施設等に対して、新型コロナウイルス感染症対策のための改修や必要な設備の整備等（床の乾式化や非接触型蛇口の設置等）に要する経費の一部を補助する。	R4.4	R5.3	9,624	3,216		【実績】 法人保育園13園	非接触型蛇口の設置等を支援することで、保育施設における感染症拡大の防止に寄与できた。
42	保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業（公立保育所））	新型コロナウイルス感染症対策として、公立保育所における衛生用品等を購入する。	R4.4	R5.3	4,528	2,274		公立保育所において、新型コロナウイルス感染予防のための手指消毒用アルコール等、必要な物品を購入した。 実施施設数：17所	公立保育所に対して、衛生用品等を迅速に適宜提供することができた。
43	保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業（公立保育所の簡易的な改修））	公立保育所において、新型コロナウイルス感染症対策のための改修や必要な設備の整備等（非接触型蛇口の設置等）を行う。	R4.4	R5.3	4,164	1,402		公立保育所において、新型コロナウイルス感染対策のため、改修（トイレ、非接触型の蛇口設置等）を行った。 実施施設数：17所	公立保育所に対して、改修工事を行い、感染症拡大防止に寄与した。
44	子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策事業（児童ホーム））	新型コロナウイルス感染症対策として、公設児童ホームにおける衛生用品等を購入し、民間児童ホームに対して、衛生用品の確保等必要な経費の一部を補助する。	R4.4	R5.3	5,155	1,718		公設児童ホームにおける衛生用品（アルコール消毒液、手洗石鹸、体温計、空気清浄機等）を購入した。（56所） また、民間児童ホームに対して、衛生用品の確保に必要な経費等の一部を補助した。（24所）	衛生用品を確保することにより、感染拡大防止に努めながら児童の受け入れを行うことができた。
45	子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策事業（公設プレハブ施設））	公設の児童ホームにおいて、新型コロナウイルス感染症対策のための改修や必要な設備の整備等を行う。	R4.4	R5.3	3,885	1,295		公設の児童ホームにおいて、新型コロナウイルス感染症対策のため、自動水栓への改修整備を行った。 実施施設数：35施設	自動水栓への衛生用品を確保することにより、感染拡大防止に努めながら児童の受け入れを行うことができた。
46	子ども・子育て支援交付金（利用者支援事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業））	新型コロナウイルス感染症対策として、必要な衛生用品等を購入し、利用者支援事業を継続的に実施する。	R4.4	R5.3	310	100		子どもの育ち支援センター「いくしあ」において、新型コロナウイルス感染予防のための手指消毒用アルコール、飛沫防止パーテーション等、必要な物品を購入した。 実施施設数：1施設	感染防止対策を行ったことにより、利用者支援事業を継続的に実施することができた。
47	子育て支援対策臨時特例交付金（不妊に悩む方への特定治療支援事業）	特定不妊治療に要した費用の一部を助成する事業について、所得制限の撤廃及び助成額を拡充することでコロナ禍における不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図る。	R4.4	R5.3	58,384	27,942		特定不妊治療費助成件数：266件	不妊治療にかかる費用の一部助成することで、不妊に悩む方の経済的負担の軽減に寄与した。
48	保育対策総合支援事業費補助金（ICT化推進事業費補助金）	新型コロナウイルス感染症対策として、法人保育施設等に対して、保育現場のICT化に要する経費の一部を補助する。	R4.4	R5.3	7,175	2,395		【制度内容】 <ICT化の例> ①園児の登園及び降園の管理に関する機能 ②保護者との連絡に関する機能 ③保育に関する計画・記録に関する機能 補助基準額：1施設あたり1,000千円 補助割合：市3/4、事業者1/4（最大750千円を補助） 【実績】 補助対象：12園（法人保育園7園、認定こども園1園、小規模保育事業所4園）	ICTの導入により、施設内の感染状況や休園情報等を円滑に連絡を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与した。また、保育士の業務負担を軽減し、勤務環境の改善を図ることもできた。
49	感染症対策事業（保健所業務のアウトソーシング等）	新型コロナウイルス感染症対策として、人材派遣を活用した保健所業務の効率化等を図る。また、事務職の派遣等により、軽症者の聴き取り、証明書の発行や積極的疫学調査を行うための体制強化を図る。	R4.6	R5.3	87,881	87,778		保健所業務のアウトソーシングを図るために1日当たり最大20人を派遣。	アウトソーシングを推進したことで、保健所体制の強化の一助となった。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額		実施状況	効果
50	街頭犯罪防止等対策事業（自動録音機能付電話機等購入補助）	全国的に特殊詐欺認知件数が増加しており、その背景として、コロナ禍において医療費や保険料などに対する関心が高まり、被害が多大となっていることから、特殊詐欺防止のため、高齢者世帯に対して自動録音機能付電話機等の購入経費を補助する。	R4.6	R5.3	6,912	4,533		・固定電話機（596台）、外付け録音機（5台）の計601台の購入経費を補助した。	・自動録音機能付電話機等の購入補助により、特殊詐欺の啓発及び防止に寄与した。
51	雇用創造支援事業	コロナ禍での企業の採用活動については、非対面型を重視したオンライン化での実施が進んでいる。若年層を中心に市内企業への就職を促進するため、各種イベントやセミナーをオンライン上で開催するとともに、併せて参加企業を紹介する記事や動画等を作成し、市内企業の魅力発信・情報発信を行うことで、ポストコロナにおける企業の人材確保を支援する。	R4.6	R5.3	12,353	12,353		①就活イベント実施 第1回：令和4年11月3日開催 参加企業数 4社、参加者数 22人 第2回：令和4年12月7日開催 参加企業数 9社、参加者数 13人 第3回：令和4年12月23日開催 参加企業数 4社、参加者数 17人 第4回：令和5年1月17日開催 参加企業数 5社、参加者数 10人 ②企業PR動画作成 29社分	市内企業のPR動画を作成し、アマポータルで発信するとともに、大学生を対象とした就活イベントで活用する中、参加企業の本選考へのエントリーにつなげた。 また、アマポータルによる市内企業の雇用促進につなげた。
52	中小企業スキルアップ支援補助金関係事業	ポストコロナを見据えて市内中小企業が実施したDX化・IoT化に係る従業員等の能力向上を図るための研修・講座及び資格取得に関する経費を一部補助する。	R4.6	R5.3	6,564	6,564		1 対象者：市内に主たる事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む） [対象経費] 「DX・IoT化」、「外注業務の内製化」又は「受注能力の拡大」による経営力・技術力等の強化につながる従業員（経営者を含む）が研修・講座・資格の受講等に要した経費として認められるもの [補助率] 2/3以内 [限度額] 300千円/件 2 実施期間 対象期間：令和4年4月1日～令和5年1月31日 受付期間：令和4年8月1日～令和5年1月31日 3 支給実績 支給件数：19件、支給額：3,564千円 4 委託料：3,000円（上部補助金の審査等事務委託料）	事業所の持続・発展に必要とされる技能・知識の取得を支援することで、事業所の生産性や技術開発力の向上に寄与した。
53	感染症対策（学級閉鎖等）に係る学校給食費免除事業	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から学年閉鎖や学級閉鎖などを行ったこと（学校事由）に伴い、欠食となった者の給食費を免除する。	R4.4	R5.3	15,124	10,403		令和3・4年度に新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から実施した学級閉鎖等の状況に応じ、次のとおり令和3・4年度分の学校給食費の還付及び免除を実施した。 (1) 令和3年度分（学校給食費の還付） ①還付人数 11,982人 ②還付金額 11,532,220円 (2) 令和4年度分（学校給食費の免除） ①免除人数 4,682人 ②免除金額 3,383,614円	学年閉鎖等を実施したことにより新型コロナウイルス感染症のまん延防止が図られたとともに、学校閉鎖等により給食提供に至らなかった日数分の学校給食費を還付・免除したことで、保護者の経済的負担の軽減につながった。
54	子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業	コロナ禍において物価高騰等の影響を受けている子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならない子育て世帯に対してあま咲きコインを給付することで、子育て世帯を支援し、あわせて地域経済の活性化を図る。	R4.6	R5.12	488,757	471,227		子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない子育て世帯に対して、あま咲きコインを給付した。 【実績】 支給人数：53,656人	子育て世帯への生活支援特別給付金の対象とならなかった世帯にあま咲きコインを給付することで、子育て世帯の支援を行い、コインの使用により地域経済の活性化にもつながった。
55	水道事業会計・下水道事業会計繰出・補助	新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格・物価高騰に直面する市民・事業者への支援として、水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本使用料を減免する。	R4.6	R5.3	1,295,018	1,295,018		官公庁を除くすべての市民・事業者（約25万戸）に対し、水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本使用料の減免を実施した。 （減免対象：3期（8・9月検針分）、5期（12・1月検針分））	電気使用料等の物価水準が高騰する中で、市民の家計や地域経済の支援につながった。
56	感染症対策事業（高齢者施設等の従事者に対する検査の実施）	新型コロナウイルス感染症対策として、感染状況の確認や集団感染への早期対応を図るため、高齢者施設等に従事する無症状の一定割合の職員を対象に、定期的なPCR検査を実施する。	R4.4	R5.3	4,928	4,928		重症化リスクの高い居住系の高齢者施設の従事者への検査件数：1,120件	検査体制の確保の一助になるとともに、施設内での感染拡大の予防等につながった。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	実施状況		効果
						うち交付金額		
57	学校行事新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行新型コロナウイルス感染症対策事業）	新型コロナウイルス感染症対策として、修学旅行の延期・中止に伴うキャンセル料を公費負担し、保護者の負担を軽減する。	R4.9	R5.3	1,217	1,217	中学校1校の修学旅行において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う延期により発生したキャンセル料を支出した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、やむを得ず修学旅行を延期したことにより発生したキャンセル料を負担することで、保護者の経済的負担の軽減につながった。
58	教育・保育施設給食費負担軽減事業	コロナ禍における子育て世帯に対する物価高騰の負担を軽減する支援として、これまで通りの栄養バランスのとれた給食が実施されるよう、法人保育施設・私立幼稚園等に対して物価高騰相当分を補助する。	R4.9	R5.3	69,316	69,316	【実績】130園 認可保育所 62園 認定こども園 21園 小規模保育事業所 46園 認可外保育所36施設 私立幼稚園 1園	コロナ禍において、教育・保育施設の給食材料費が高騰する中、その負担が保護者に転嫁されることなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食等が提供されることに寄与してきた。
59	公立保育所運営事業	コロナ禍における子育て世帯に対する物価高騰の負担を軽減する支援として、これまで通りの栄養バランスのとれた給食を実施するため、公立保育所の物価高騰相当分を負担する。	R4.9	R5.3	7,599	7,599	公立保育所において、これまで通りの栄養バランスのとれた給食を実施するため、物価高騰相当分を負担する。 実施施設数：17所	公立保育所に対して、栄養バランスのとれた給食を提供した。
60	給食物資調達関係事業	コロナ禍における物価高騰対策として、これまで通りの栄養バランスのとれた学校給食を実施するため、小中学校等の物価高騰相当分を負担する。	R4.9	R5.3	38,069	34,921	物価高騰により食材費が上昇し、小学校等の学校給食費においても増額が必要となるが、保護者の負担軽減を図るため、物価高騰相当分を公費で負担し、これまで通りの栄養バランスの取れた給食を提供した。	食材費が上昇する中、保護者負担は増額せず、保護者の負担軽減を図ることができた。
61	公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金	新型コロナウイルス感染症対策として、市民生活を支える公共交通事業者に対し、急激な燃料費の上昇による影響を抑制するため、燃料価格高騰相当分を一部補助する。	R4.9	R5.3	20,268	20,268	路線バス、法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者より申請があり、以下の通り補助金として交付をした。 ・路線バス：3事業者 ・法人タクシー：11事業者461台 ・個人タクシー：81事業者81台	市民生活を支える公共交通の機能維持のため、補助によって事業者の燃料価格高騰による影響軽減に寄与した。
62	物価高騰対策福祉施設等支援事業費（介護）	コロナ禍における物価高騰対策として、民営の介護施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付する。	R4.9	R5.3	116,589	116,589	コロナ禍における物価高騰対策として、民営の介護施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付した。 支給事業所 779事業所	コロナ禍における物価高騰対策として、市内サービス事業所に対し、事業運営を支援するための一時支援金を給付することで、利用者への安定的なサービス提供に寄与した。
63	物価高騰対策福祉施設等支援事業費（障害福祉）	コロナ禍における物価高騰対策として、民営の障害福祉施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付する。	R4.9	R5.3	31,062	31,062	市内サービス事業所に対し、事業運営を支援するための一時支援金を給付（390事業所）した。	コロナ禍において物価高騰の影響を強く受けている福祉施設等に対し、事業運営を支援するための一時金を支給することで利用者への安定的なサービス提供に寄与した。
64	物価高騰対策福祉施設等支援事業費（障害福祉（児））	コロナ禍における物価高騰対策として、民営の障害福祉（児）施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付する。	R4.9	R5.3	6,888	6,888	市内サービス事業所に対し、事業運営を支援するための一時支援金を給付（116事業所）した。	コロナ禍において物価高騰の影響を強く受けている福祉施設等に対し、事業運営を支援するための一時金を支給することで利用者への安定的なサービス提供に寄与した。
65	コロナ対策信用保証料補助金関係事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者が兵庫県中小企業融資制度の利用に際し必要な信用保証料の一部を補助する。	R4.9	R5.3	119,922	45,283	1 対象者：市内に主たる事業所を置く兵庫県中小企業等融資制度の対象者 [対象経費]指定の兵庫県中小企業等融資制度 [補助率] 2/3以内（千円未満切り捨て） [限度額] 上限なし 2 実施期間 対象期間：令和4年10月1日～令和5年3月31日 受付期間：令和4年10月1日～令和5年4月12日 3 支給実績 件数：374件、支給額：117,149千円（うち交付金45,283千円） 4 委託料：2,773千円（上部補助金の審査等事務委託料）	資金繰りの円滑化、負担軽減を促進し、コロナ禍における企業の経営基盤の安定化に寄与した。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
66	観光地域づくり推進事業	ポストコロナを見据えた経済対策として、尼崎城、寺町等に音声ガイドを導入するとともに、ガイドカードを発行する。	R4.9	R5.3	10,676	10,676	1 尼崎城及び寺町等に多言語対応音声ガイドを導入するとともに、ガイドカードを発行した。 2 入城者数 令和3年4月1日～令和4年3月31日 30,992人 令和4年4月1日～令和5年3月31日 47,706人	尼崎城を中心としたエリアをフィールドミュージアムと捉え、尼崎城と歴史博物館の展示コンテンツや寺町などの寺院を統一のフォーマット（多言語対応音声ガイド及びガイドカード）で紹介することにより、尼崎城や寺町などへの理解を深めてもらうとともに、エリア内の周遊性を促進した。
67	都市農業活性化推進事業	新型コロナウイルス感染症対策として、利用者の接触機会の減少を目的とし、公共施設に野菜の無人販売機を設置するほか、農業者に対して野菜の無人販売機購入費の一部を補助する。	R4.9	R5.3	4,104	4,104	・市内公共施設3カ所（開明庁舎、小田南生涯学習プラザ、立花南生涯学習プラザ）に各2基、計6基の野菜の無人販売機を設置した。 ・市内農業者に対し、野菜の無人販売機の購入設置費用の一部を補助した。（補助件数：1件 補助率1/2）	・公共施設に野菜の無人販売機を設置することにより、感染リスクを抑えながら市民が市内産野菜（あまやさい）を購入できる機会を増やすことが可能となった。 ・また、農業者の販路の多様化・拡大により所得向上につながることも、あまやさいのPRにも寄与した。
68	歴史的公文書等管理・公開事業	新型コロナウイルス感染症対策として、歴史博物館及び中央図書館に保管されている明治期から大正期にかけての歴史的公文書等をデジタル化するとともに簿冊目録を作成する。	R4.9	R5.3	10,880	10,880	歴史博物館所蔵の明治大正期歴史的公文書等について簿冊目録整備を進め260冊及び中央図書館所蔵の郷土資料385点をデジタル化した。	デジタル化した明治大正期歴史的公文書について、令和5年度以降にデジタルアーカイブに掲載し、広く一般の利用に供していくことができた。 デジタル化した郷土資料を電子図書館で公開することにより非来館による資料の閲覧が可能になり、感染拡大の防止に寄与した。
69	MLA連携推進事業	新型コロナウイルス感染症対策として、歴史博物館所蔵図書検索システムと図書館検索システムを一元化し、Web上で公開することで、市民の利便性向上と学ぶ機会の充実を図る。	R4.9	R5.3	12,414	12,414	歴史博物館が所蔵する図書にバーコードを貼付し、書誌データを作成した。（58,000冊）	歴史博物館所蔵図書を図書館検索システムに搭載することで、市民等の利便性向上に寄与した。
70	VRを活用したクリーンセンター施設見学・紹介動画の作成	新型コロナウイルス感染症対策として、接触機会の減少を図るため、VRの活用により、実地での見学体験の代替として視聴者に焼却施設や破碎選別施設をより詳細にリアルに体験してもらえる動画を作成し、公開する。	R4.12	R5.3	1,433	1,433	「施設見学以上の臨場感」をコンセプトに、通常カメラのほか全方位カメラも使用して、施設内部など実地の施設見学では立ち入れないところを撮影することで、焼却施設や破碎選別施設の全方位映像などを含んだコンテンツを作成し公開することにより、VRの特性を活かしたリアルで詳細な施設見学動画を提供している。 ●youtubeでの視聴回数（R06.01.23現在） クリーンセンター第2工場 総視聴回数3,031回 資源リサイクルセンター 総視聴回数1,745回 ●施設見学での視聴人数（同） クリーンセンター第2工場 1,408人 資源リサイクルセンター 1,262人	長期にわたり実地での施設見学の中止を余儀なくされたなか、訴求力の高い施設紹介動画を公開することにより、施設の詳細だけでなく、併せて動画に盛り込んでいるごみの減量化や適正排出の徹底など廃棄物行政において本市が重点的に取り組んでいる事項についても、幅広い年代の市民等に映像を通じた目と耳での理解を促すとともに、意識の醸成に寄与できた。
71	新型コロナウイルス感染症対策事業（衛生管理体制確保支援等事業）	コロナ禍における今後の感染拡大期への備えとして、厚生労働省から送付された衛生用品（マスク、手袋等）を介護・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等へ迅速に提供するため、衛生用品の梱包・配送等業務の委託を実施する。	R4.11	R5.3	1,100	1,100	介護・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等に対して、厚生労働省から送付された衛生用品を業務委託により提供した。 <衛生用品提供数> ・マスク 237,150枚 ・手袋 876,000双	介護・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等に対して、衛生用品を迅速に提供することができた。
72	公衆浴場燃油価格高騰対策支援事業	コロナ禍における物価高騰対策として、一般公衆浴場に対し、燃料価格高騰による負担を軽減するため、支援金を交付する。	R4.12	R5.3	5,681	5,681	市内の一般公衆浴場24施設に対し、支援金を交付した。	物価統制令に基づき入浴料金の統制を受ける一般公衆浴場に対し、支援金を交付することで、その事業継続を支援した。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	うち交付金額	実施状況	効果
73	子ども・子育て支援交付金（乳児家庭全戸訪問事業（特例措置分））	こんには赤ちゃん事業を実施する事業者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために衛生用品等の配布を行う。	R4.4	R5.3	128	44	こんには赤ちゃん事業を実施する事業者に対し消毒液等衛生用品の配布を行った。 こんには赤ちゃん事業訪問実施率 家庭訪問で実際に対象者に会えた割合 (R4:93.2%)	消毒液等衛生用品を配布することにより新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与することができ、また円滑に事業を実施することができた。
74	子ども・子育て支援交付金（養育支援訪問事業（特例措置分））	育児支援専門員派遣事業を実施する事業者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために衛生用品等の配布を行う。	R4.4	R5.3	144	50	育児支援専門員派遣事業を実施する事業者に対し消毒液等衛生用品の配布を行った。 育児支援専門員派遣事業終了時のアンケートで、事業を利用して「良かった」と回答した人の割合（R4:97.4%）	消毒液等衛生用品を配布することにより新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与することができ、また円滑に事業を実施することができた。
75	疾病予防対策事業費等補助金（特定感染症検査等事業（緊急風しん抗体検査等事業））	風しんワクチンの定期接種の機会がなかった男性を対象に、風しんの抗体検査を実施し、その結果、十分な量の抗体がないことが判明した方に対して、予防接種（MRワクチン）を推奨する。	R4.4	R5.3	21,278	10,640	ほかの世代に比べて風しんの抗体保有率が低い、「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」を対象に無料クーポンを発行した後、風しんの抗体検査を1,901件実施し、十分な量の抗体がないことが判明した325人に対して、風しん予防接種（MRワクチン）を実施した。	風しんの抗体保有率が低い世代の男性に対し、風しんの抗体検査及び予防接種（MRワクチン）を実施することで、この世代の風しん抗体保有率のアップに貢献した。
76	デジタル田園都市国家構想推進交付金（歴史的公文書等管理・公開事業）	新型コロナウイルス感染症対策として、尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づき、保存期間を終えた公文書のうち歴史資料として重要な公文書をデジタル化する。	R4.4	R5.3	1,389	694	歴史的公文書等を管理する基幹業務システムを運用し、移管を受けた歴史的公文書175冊のデジタル化を実施した。	作成した歴史的公文書の電子化データを保存・整理・公開に活用していくことができた。
77	教育・保育施設等光熱費負担軽減事業	コロナ禍における光熱費の物価高騰対策として、教育・保育施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため物価高騰の影響を受けた、当該施設に対して物価高騰相当分を補助する。	R5.3	R5.3	33,465	33,465	【実績】 認可保育所 63園 認定こども園 14園 小規模保育事業所 46園 認可外保育所 44施設 民間児童ホーム 35施設 母子生活支援施設 1施設	コロナ禍において、教育・保育施設の電気代及びガス代が高騰する中、教育・保育施設の設置者の負担を軽減し、これまでの質の高い教育・保育が提供されることに寄与できた。
78	妊娠出産子育て支援交付金（出産・子育て応援給付金関係事業）	コロナ禍において、出産や子育てに係る妊産婦等への経済的支援を実施するとともに、課題を抱える妊産婦等を必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。	R4.12	R5.3	390,423	39,130	出産応援給付金件数：5,117件 子育て応援給付金件数：2,616件	経済的支援とともに伴走型相談支援を行うことで、支援の実施率が高まり、課題を抱える妊婦等の状況把握等につながった。
79	介護保険事業費補助金（介護報酬改定に伴うシステム改修事業（市町村実施分（特定個人情報データ標準レイアウト改版分）））	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき特定個人情報【89】（口座情報）を利用した情報照会の希望有無確認が出来るよう市民送達物かつ支給帳票に公金受取口座利用の申請欄を追加し、公金受取口座利用者の情報を管する。	R4.4	R5.3	644	215	支給帳票に公金受取口座利用の申請欄を追加し、公金受取口座利用者の情報を管理することが可能となった。 関連支給通知書 9帳票	特定個人情報【89】（口座情報）を利用した情報照会の希望有無確認を確認し、公金受取口座利用者の情報を管理することが可能となった。
80	定時制高等学校給食事業	コロナ禍における物価高騰対策として、これまで通りの栄養バランスのとれた学校給食を実施するため、定時制高等学校の物価高騰相当分を負担する。	R5.1	R5.3	140	114	物価高騰により食料費が上昇し、定時制高等学校の学校給食費においても増額が必要となるが、保護者の負担軽減を図るため、物価高騰相当分を公費で負担し、これまで通りの栄養バランスの取れた給食を提供した。	食料費が上昇する中、保護者負担は増額せず、保護者の負担軽減を図ることができた。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(千円)

No	交付対象事業の名称	事業の概要	事業始期	事業終期	総事業費	実施状況		効果
						うち交付金額		
81	20歳のセレモニー事業（成人の日のつとめ事業）	令和4年度の20歳のセレモニー事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、式典を午前の部と午後の部の2部制で実施するとともに、式典時間を短縮する等の対策を講じて行う。	R4.4	R5.3	390	390	1 事業の企画・構成等 青少年で構成する企画委員会に委託して実施 2 当日の運営 （公益財団法人）尼崎市スポーツ振興事業団に委託して実施 3 事業内容 ①実施日時 令和5年1月9日（月曜・祝日） 第1部：10時00分～10時40分 第2部：14時30分～15時15分 ②実施場所 ベイコム総合体育館 メインアリーナ他 ③参加者数 約2,700人 ④テーマ Re Born-新次代の幕開け ⑤事業内容 式典	3密を避けるため2部制で式典時間を短縮し、検温、手指消毒、座席の間隔をあけるなど対策を講じることで感染拡大防止につながった。
82	地方消費者行政強化交付金（消費者行政活性化事業）	新型コロナウイルス感染症拡大を契機に新たな消費者問題が発生していることを踏まえ、幅広いテーマに対応する啓発事業を実施する。	R4.4	R5.3	455	228	・最新の消費者相談を参考に消費者教育の推進やエンカール消費等のSDGsについて啓発講座を実施した。 （講座回数：5回、参加者数：延べ183名）	・啓発講座の開催により、消費者被害の未然防止や食品ロスの削減に寄与した。

*事業費は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付申請に用いたもの。

資料編6. 一般会計補正予算（感染症対応）一覧

月日	事業費の【 】内は予算額
令和2年 (2020) 4月 20日	令和2年度 一般会計補正予算第1号議決（専決） ・テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付関係事業 （令和3年4月21日～7月31日）【403,000千円】 事業所向け臨時相談窓口開設（相談件数:29,259件）
4月 30日	令和2年度 一般会計補正予算第2号議決 ・特別定額給付金関係事業【46,800,000千円】 ・生活困窮者自立相談支援事業【24,063千円】 ・障害福祉サービス確保等支援事業【27,125千円】 ・障害福祉分野テレワーク等導入支援事業【6,600千円】 ・介護サービス確保支援事業【41,485千円】 ・介護施設等個室化改修事業【19,560千円】 ・放課後等デイサービス支援等事業【73,910千円】 ・ファミリーサポートセンター運営事業【300千円】 ・子育て世帯臨時特例給付金給付関係事業【579,141千円】 ・放課後児童健全育成事業所運営費補助金【17,702千円】 ・感染症対策事業【50,400千円】 ・休業要請事業者経営継続支援事業（県随伴）【248,714千円】 ・上下水道料金の基本料金・基本使用料全額減免の発表（6か月間）
5月 7日	令和2年度 一般会計補正予算第3号議決（専決） ・あまっ子お弁当クーポン事業【33,720千円】 ・調査研究・教材開発事業（オンライン学習支援システム導入）【54,561千円】
5月 15日	令和2年度 一般会計補正予算第4号議決（専決） ・テイクアウト・デリバリー等促進支援事業【53,000千円】 ・尼崎のお店まるごと応援事業【14,500千円】
6月 24日	令和2年度 一般会計補正予算第5号議決 ・新型コロナウイルス感染症対策基金積立金【26,977千円】 ・新型コロナウイルス感染症対策事業【20,000千円】 ・意思疎通支援事業【760千円】 ・衛生管理体制確保支援事業（障害者支援施設）【4,320千円】 ・衛生管理体制確保支援事業費（介護施設等）【87,300千円】 ・休業要請事業者経営継続支援事業【62,664千円】 ・救急活動事業【17,000千円】 ・教育ICT環境整備推進事業【1,260,413千円】 ・予備費【100,000千円】 令和2年度 一般会計補正予算第6号議決（追送） ・新型コロナウイルス感染症対策基金積立金【7,980千円】 ・生活困窮者自立相談支援事業【194,992千円】 ・新型コロナウイルス感染症対策事業（障害者支援施設等）【8,350千円】 ・生産活動活性化支援事業【30,000千円】 ・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業【588,000千円】 ・新型コロナウイルス感染症対策事業（児童福祉施設等）【138,000千円】 ・放課後児童健全育成事業所運営費補助金【35,017千円】 ・尼崎のお店まるごと応援事業費（あま咲きチケット）【20,200千円】 ・学力定着支援事業費【11,094千円】 ・職員給与費（スクールサポートスタッフ）【43,551千円】 ・教材費【103,840千円】

月日	事業費の【 】内は予算額
7月 29日	<p>令和2年度 一般会計補正予算第7号議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産特別給付金関係事業【143,000千円】 ・ 本庁舎整備事業（トイレ様式化、自動照明、手洗い自動水洗化）【44,600千円】 ・ 行政情報化推進事業（WEB会議システム導入）【3,733千円】 ・ 公共交通感染症防止対策補助金【8,280千円】 ・ 生涯学習プラザ管理運営事業（庁舎における換気設備、地域担当職員の携帯電話導入）【7,561千円】 ・ 芸術文化公演再開緊急支援事業補助金【8,970千円】 ・ あまらぶアートラボ管理運営事業（換気設備導入）【341千円】 ・ 女性・勤労婦人センター施設維持管理事業（換気設備導入）【204千円】 ・ 生産活動施設利用者支援事業【21,364千円】 ・ 地域総合センター維持管理事業（換気設備導入）【1,461千円】 ・ SDGs地域ポイント制度推進事業【54,400千円】 ・ 電子版プレミアム付商品券関係事業【102,150千円】 ・ 事業継続支援給付金関係事業【187,000千円】 ・ 事業者向け感染拡大防止対策等支援事業【207,000千円】 ・ 観光地域づくり推進事業【7,600千円】 ・ 城内まちづくり整備事業【1,500千円】 ・ 学校行事新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行における感染対策）【19,780千円】 ・ 教育ICT環境整備推進事業【821,330千円】 ・ 修学援助金交付金【660千円】
9月 28日	<p>令和2年度 一般会計補正予算第8号議決（追送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種事業（インフルエンザ予防接種の無償化）【132,424千円】
10月 8日	<p>令和2年度 一般会計補正予算第9号議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報化推進事業（プラットフォーム導入）【28,648千円】 ・ 集会施設関係事業（トイレの感染対策）【2,211千円】 ・ 生涯学習プラザ整備事業（トイレの感染対策）【17,612千円】 ・ 尼崎市文化振興財団補助金（サーモカメラ、映像配信機材購入等）【2,495千円】 ・ あまらぶアートラボ管理運営事業（トイレの感染対策）【3,900千円】 ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業【48,688千円】 ・ すこやかプラザ指定管理関係経費（トイレの感染対策）【1,005千円】 ・ 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業【3,800千円】 ・ 施設整備事業（トイレの感染対策）【12,300千円】 ・ 青少年体育道場指定管理関係経費（トイレの感染対策）【10,500千円】 ・ 感染症対策事業【95,947千円】 ・ 乳幼児健康診査事業【19,887千円】 ・ 産後ケア（訪問型）事業【3,500千円】 ・ 妊産婦総合対策事業【69,045千円】 ・ 斎場整備事業（トイレの感染対策）【503千円】 ・ 衛生研究所事業【16,622千円】 ・ 公共土木施設情報整備事業【21,031千円】 ・ 下水道事業会計補助金【1,206千円】 ・ 有料公園施設整備事業（トイレの感染対策）【39,400千円】 ・ 各種施設整備事業費（小学校トイレのドライ化）【57,941千円】 ・ 施設整備事業（中央図書館、田能資料館のトイレ感染対策）【18,413千円】 ・ 地区体育館等整備事業（トイレの感染対策）【11,199千円】 <p>令和2年度 一般会計補正予算第10号議決（追送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者一時受入事業費（障害福祉）【1,663千円】 ・ 要介護者一時受入事業費（介護）【1,987千円】 ・ 雇用調整助成金等申請サポート給付金関係事業【30,150千円】 ・ 製造業設備投資等支援補助金関係事業【104,000千円】 ・ 営業力強化・就労支援等関係事業【12,000千円】 ・ 事業継続支援給付金関係事業【154,000千円】

月日	事業費の【 】内は予算額
11月 30日	令和2年度 一般会計補正予算第11号議決 ・窓口等感染防止対策事業【12,116千円】 ・尼崎市文化振興財団補助金（緊急雇用対策）【946千円】 ・障害者支援施設新規入所者PCR検査事業【121千円】 ・介護保険施設等新規入所者PCR検査事業【13,067千円】 ・事業者向け感染拡大防止対策等支援事業【305,000千円】 ・道路橋りょう維持管理事業（緊急雇用対策）【6,308千円】 ・道路橋りょう新設改良事業（緊急雇用対策）【11,257千円】 ・空家対策推進事業（緊急雇用対策）【5,981千円】
12月 23日	令和2年度 一般会計補正予算第12号議決 ・行政情報化推進事業（AI案内サービス）【9,922千円】 ・地域資源情報公開システム事業【8,927千円】 ・後期高齢者医療事業費会計繰出金（キャッシュレスの導入）【27,554千円】 ・保育料納付環境整備事業（キャッシュレスの導入）【5,030千円】 ・新型コロナウイルス感染症対策事業【64,500千円】 ・ICT化推進事業費補助金（保育現場のICT化に要する経費）【50,250千円】 ・製造業設備投資等支援補助金関係事業【60,000千円】 ・産業・雇用就労オンラインシステム関係事業【20,511千円】 ・事業継続支援給付金関係事業【105,000千円】 ・各種施設整備事業費（中学校トイレのドライ化）【434,183千円】 令和2年度 一般会計補正予算第13号議決（追送） ・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業【367,000千円】
令和3年 (2021) 1月 29日	令和2年度 一般会計補正予算第14号議決 ・出産特別給付金関係事業費【44,000千円】 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業【79,168千円】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業【256,908千円】
3月 16日	令和2年度 一般会計補正予算第16号議決 ・特定不妊治療費助成事業【53,000千円】 ・教育ICT環境整備事業【70,707千円】 ・教材費【96,100千円】
4月 1日	令和3年度 一般会計補正予算第1号議決 ・新型コロナウイルス感染症対策事業【9,983千円】 ・障害福祉サービス確保支援事業【9,447千円】 ・障害福祉分野テレワーク等導入支援事業【11,200千円】 ・介護サービス確保支援事業【60,234千円】 ・衛生管理体制確保支援事業【90,312千円】 ・新型コロナウイルス感染症対策事業【173,532千円】 ・ICT化推進事業費補助金（保育現場のICT化に要する経費）【43,500千円】 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業【2,934,748千円】 ・乳幼児健康診査事業【4,459千円】 ・特定不妊治療費助成事業【256,963千円】 ・産後ケア（訪問型）事業【3,500千円】 ・妊産婦総合対策事業【20,111千円】 ・衛生研究所事業【9,323千円】 ・コロナに負けるな合同就職面接会開催事業【3,341千円】 ・雇用調整助成金等申請サポート給付金関係事業【16,150千円】 ・あまがさきコロナ対策プロダクツ認証事業【3,100千円】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業【341,460千円】 ・SDGs「あま咲きコイン」ポイント還元事業【228,643千円】 ・緊急雇用対策事業

月日	事業費の【 】内は予算額
4月 22日	<p>令和3年度 一般会計補正予算第2号議決（専決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯生活支援特別給付事業【342,607千円】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業【421,946千円】
5月 20日	<p>令和3年度 一般会計補正予算第3号議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理体制確保支援事業【37,500千円】 ・感染症対策事業【25,569千円】 <p>令和3年度 一般会計補正予算第4号議決（追送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯生活支援特別給付事業【402,985千円】
6月 23日	<p>令和3年度 一般会計補正予算第5号議決（専決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付関係事業【620,000千円】
7月 12日	<p>令和3年度 一般会計補正予算第6号議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報化推進事業（オンライン手続推進に必要な機器購入）【7,480千円】 ・尼崎市文化振興財団補助金（トイレ洋式化、自動照明、手洗い自動水洗）【10,144千円】 ・学校行事新型コロナウイルス感染症対策事業【10,492千円】 ・各種施設整備事業（トイレ洋式化、自動照明、手洗い自動水洗）【140,564千円】
9月 24日	<p>令和3年度 一般会計補正予算第7号議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報化推進事業（テレワークの環境整備）【67,105千円】 ・感染症対策事業【564,530千円】 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業【332,330千円】 ・雇用促進支援事業【161,500千円】 ・創業支援事業【33,625千円】 ・SDGs「あま咲きコイン」ポイント還元事業【219,255千円】 ・歴史博物館展示事業【2,268千円】 <p>令和3年度 一般会計補正予算第8号議決（追送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続一時支援金関係事業【380,935千円】 ・職員給与費 会計年度任用職員（スクールサポートスタッフ）【31,669千円】
11月 29日	<p>令和3年度 一般会計補正予算第9号議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策事業【214,764千円】 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業【685,725千円】 ・教育ICT環境整備事業【22,260千円】 <p>令和3年度 一般会計補正予算第10号議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯臨時特別給付金給付関係事業【3,373,000千円】
12月 22日	<p>令和3年度 一般会計補正予算第11号議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者等在宅支援提供事業【27,164千円】 ・あまがさき観光局補助金【6,459千円】 ・行政情報化推進事業（テレワーク環境及びネットワーク環境整備）【49,269千円】 <p>令和3年度 一般会計補正予算第12号議決（追送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯臨時特別給付金給付関係事業【3,356,000千円】 ・子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業【352,000千円】

月日	事業費の【 】内は予算額
令和4年 (2022) 2月 3日	令和3年度 一般会計補正予算第13号議決 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業【9,037,700千円】 ・保育士等処遇改善臨時特例事業費等【61,743千円】
3月 7日	令和3年度 一般会計補正予算第15号議決(追送) ・各種施設整備事業(小・中学校のトイレの洋式化、自動照明、手洗いの自動水洗化) 【282,383千円】
6月 7日	令和4年度 一般会計補正予算第1号議決 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業【870,700千円】 ・子育て世帯生活支援特別給付事業【685,000千円】
6月 28日	令和4年度 一般会計補正予算第2号議決 ・感染症対策事業【273,469千円】 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業【162,311千円】 ・介護サービス確保支援事業【170,372千円】 ・街頭犯罪防止等事業(県協調事業)【6,249千円】 ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付関係事業【188,200千円】 ・雇用創造支援事業【16,500千円】 ・中小企業スキルアップ支援補助金関係事業【18,000千円】 令和4年度 一般会計補正予算第3号議決 ・水道事業会計補助金、下水道事業会計補助金【660,000千円】 ・子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業【623,050千円】
8月 17日	令和4年度 一般会計補正予算第4号(専決) ・感染症対策事業【148,149千円】
9月 22日	令和4年度 一般会計補正予算第5号議決 ・濃厚接触者等在宅支援提供事業【64,616千円】 ・感染症対策事業【915,603千円】 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業【103,537千円】 ・公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金【28,500千円】 ・物価高騰対策福祉施設等支援事業【50,121千円】 ・教育・保育施設給食費負担軽減事業【68,220千円】 ・公立保育所運営事業【7,625千円】 ・給食物資調達関係事業【87,617千円】 ・都市農業活性化推進事業【8,370千円】 ・SDGs「あま咲きコイン」推進事業【164,064千円】 ・コロナ対策信用保証料補助金関係事業【86,923千円】 ・観光地域づくり推進事業費【10,677千円】 ・歴史的公文書等管理・公開事業【13,267千円】 ・MLA連携推進事業【13,132千円】
10月 12日	令和4年度 一般会計補正予算第6号議決 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付関係事業【4,387,000千円】 ・物価高騰対策福祉施設等支援事業【124,215千円】 ・水道事業会計補助金、下水道事業会計補助金【660,000千円】
12月 27日	令和4年度 一般会計補正予算第7号議決 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業【422,547千円】 ・障害福祉サービス確保支援事業【7,462千円】 ・公衆浴場燃油価格高騰対策支援事業【6,960千円】

「記録と検証」プロジェクト実施経緯

1. プロジェクトの目的

新型コロナウイルス感染症の発生にともない、本市を取り巻く環境はかつての日常から大きく変化した。市民生活においても、健康被害の脅威や経済・雇用面への打撃、学校等の休校にともなう児童生徒の負担など、さまざまな分野で影響・課題が発生した。

また、本市は「尼崎市公文書の管理等に関する条例」を令和4年（2022）4月に施行した。本条例の趣旨に則り、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責任を果たしていくうえで、公文書をはじめとする行政の記録の適正な管理と検証を確実に行っていく必要がある。

以上の観点から、コロナ禍によりあらためて顕在化した課題や環境の変化に対し、本市がどのような意思決定を行い、事業を実施してきたのかを記録し、将来に向けて保存するべく、本プロジェクトを企画した。本市が実施した対応・取組について、成果と課題を検証し、その結果を組織として認識・継承することで、将来の行政運営に活かしていくことを目的とした。

2. 実施体制

令和4年2月、稲村和美市長（当時）から、検証事業を進めるにあたり歴史博物館が有するアーカイブズのノウハウを活かして進めるよう指示があり、同年4月に担当職員1名を増員配置したうえで、歴史博物館地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"において事務を進めることとした。

全庁的な取組であることから、新型コロナウイルス感染症「記録と検証」プロジェクトチーム設置要綱を令和4年7月に制定し、吹野順次副市長を会長、総務局長ならびに教育委員会社会教育部を所管する教育次長を副会長、各局長を委員、教育委員会社会教育部歴史博物館と総務局行政法務部公文書管理担当（令和5年度以降は同局行政マネジメント部公文書管理担当）を事務局とするプロジェクトチームを立ち上げ、進めていくこととした。

3. プロジェクトの実施

3-1. 「記録」の調査・収集

国においては、新型コロナウイルス感染症を「歴史的緊急事態」と位置付け、その関連資料を永久保存することとしている。

本市においても同様に、その意思決定と事業実施について将来における検証を可能とするため、歴史資料として重要な価値のある公文書等（職員個人が作成したメモ等を含む）が散逸することのないよう、優先的に調査及び目録作成を実施した。

令和4年7月から実施した「記録」調査・収集状況は次の通りである。

選別基準	取扱い	件数
永年保存・常用文書となっており、尼崎市公文書の管理等に関する条例による収集の時期が見込めない公文書、及びその他資料（公文書以外のもの）	散逸してしまう可能性があるため、現時点で収集（収集済み）	404
尼崎市公文書の管理等に関する条例により収集できるもの	保管期間終了後に収集	386
尼崎市公文書の管理等に関する条例により収集できるが、内容を精査する必要があるもの	歴史博物館において随時収集作業を実施している	427
他課で同内容の文書・資料を収集しているもの	収集しない	634

3-2. 「検証」の実施

令和4年9月から、令和2～4年度における新型コロナウイルス感染症対応の各事業実施状況等を調査し、記録を作成した。

さらに、庁内各局が重点的に取り組んだ事項を担当し、その内容を把握するキーマンの人選を各局に依頼した。これにより推せんを受けた職員、ならびに市幹部（前市長を含む）に加えて、調査を実施する歴史博物館において必要と考える追加対象者を対象として、令和5年10月から6年5月にかけて計52人を対象に23回の聞き取り調査を実施し、さらに手記1件の提出を得た。

これらの調査をもとに、本市の新型コロナウイルス感染症対応の時系列及び論点を抽出し、本報告書を作成した。

「記録」調査・収集、「検証」実施及び本報告書作成担当者

教育委員会事務局社会教育部

統括 歴史博物館企画担当 係長 藤本^{あつし} 淳

編集 同 再任用職員 辻川敦

寄り添い、支えられ

尼崎市新型コロナウイルス感染症「記録と検証」プロジェクト報告書

発行日 令和6年(2024)8月

編集・発行 尼崎市